

平成21年度 経済産業省  
貿易救済措置関連調査事業

米国・E C等における補助金相殺関税の  
運用実態等に関する調査

平成22年3月

ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所



## はじめに

昨今の世界的な厳しい経済情勢に直面し、政府により特定の国内産業又は個別の企業の支援、救済のために多額の補助金が交付されている事例が多く見られる。また、歴史的な国策として、特定の国内産業の育成、強化を目的として政府がその資金援助をおこなうなど、積極的に関与している事例も多く見られる。このような中、今後、これらの政府補助金を受け不当に安価に生産された産品が我が国に大量に輸入され、我が国産業に重大な被害をもたらすような状況をもたらす可能性は高まっており、これに対処するべく我が国が補助金相殺関税の発動に至る事例は増加して行くことが予想される。一方で、これまで補助金相殺関税を含む貿易救済措置の適用の妥当性を巡って数多くの事例が世界貿易機関（WTO）の紛争処理手続に付託されてきたところであり、貿易救済措置の発動に当たっては、WTO協定に整合的な運用が確保されるよう一層の配慮が求められている。このように、今後増加することが予想される補助金相殺関税の発動申請に対して、WTO協定に整合的な運用を図るとともに、迅速かつ柔軟に対応し、適切に補助金相殺関税を適用していくことが必要不可欠である。

翻って、我が国の補助金相殺関税については、これまで発動例が1件しか存在していないなど、その運用実績は乏しく、また、運用基準、運用手続の面においてもアンチダンピング関税と比べて依然として未整備な点が見られる。さらに、補助金相殺関税の発動に至るまでの調査を実施するための体制についても、他の貿易救済措置を数多く発動している国と比べると必ずしも十分に整備されているとは言い難い。

以上の問題意識を踏まえ、本調査では、我が国が補助金相殺関税をはじめとする貿易救済措置を適切に適用するための環境を整備すること目的として、貿易救済措置を数多く発動している米国及びE C等が実際に発動した補助金相殺関税を題材として、特に補助金の認定及び補助金額の計算に係る手法について調査するとともに米国及びE Cにおける、補助金相殺関税を含む貿易救済措置の適用に関連する機関、その規模、それぞれの役割分担など政府全体での運用体制の実態について幅広く調査報告し、さらに、WTO紛争処理手続において過去に付託された補助金相殺関税のうち補助金認定・補助金計算手法に関する事例における争点を抽出するとともにWTO紛争解決機関により示された判断の内容について分析報告し、それらを踏まえ、我が国が補助金相殺関税を適切に適用していくために必要な運用基準、運用手続、さらにこれを支える運用体制についての改善提言を行うものである。

我が国の相殺関税制度の発展の一助となれば幸いである。

ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所

梅島 修



## 目 次

第 I 章 相殺関税調査の概要－米国.....	1
A. 米商務省相殺関税調査の概要.....	1
1. 関係法令.....	1
2. 相殺可能な補助金.....	1
3. 資金面での貢献.....	2
a. 概要.....	2
b. 公的機関または「当局」の認定.....	2
c. 指示・委託及びその認定例.....	3
4. 利益.....	5
a. 利益が存在する場合.....	5
b. 2社の企業が「相互所有」の関係にある場合の取扱.....	7
c. 川上補助金のパススルー.....	8
5. 特定性.....	10
a. 輸出補助金.....	10
b. 輸入代替補助金.....	11
c. 国内補助金.....	11
6. 補助金額及び相殺関税率の計算方法.....	13
a. 補助金額の各年への配賦－反復する補助金と反復しない補助金.....	14
b. 輸出補助金.....	22
c. 商社に交付された補助金.....	24
d. 税効果.....	24
e. 補助金額から控除される経費等.....	24
f. 調査中に発見された補助金.....	24
g. 調査対象期間後に変更された補助金.....	24
h. 国際間の補助金.....	25
7. 補助金率の計算.....	25
a. 補助金率.....	25
b. 僅少な補助金・デミニマス.....	27
c. 所有者の変更（民営化）.....	27

B.	米国相殺関税事例の概要.....	30
1.	アルゼンチン産 Ni-Resist Piston Inserts (C-580-862) .....	30
a.	Tax Relief Under the Reintegro.....	30
b.	Provincial Stamp Tax Exemption .....	31
c.	Provincial Turnover Tax Exemption .....	31
2.	インド産商品紙マッチ (C- 533-849) .....	32
a.	Export Promotion Capital Goods Scheme .....	32
b.	Duty Entitlement Passbook Scheme .....	34
c.	Pre-Shipment and Post-Shipment Export Financing .....	35
3.	中国産台所収納・棚 (C-570-942) .....	36
a.	Income Tax Reduction for Foreign Invested Enterprises (“FIEs”) Based on Geographic Location.....	37
b.	Income Tax Reduction for Export-Oriented FIEs .....	37
c.	Local Income Tax Exemption or Reduction for “Productive” FIEs .....	38
d.	Exemption From City Construction Tax and Education Tax for FIEs in Guangdong Province.....	39
e.	Provision of Wire Rod for Less Than Adequate Remuneration .....	39
4.	韓国産塗工紙 (C- 580-857) .....	41
a.	長期融資：Long-Term Lending Provided by the KDB and Other GOK-Owned Institutions; Usance Loans Issued by the KDB and Other Government-Owned Banks.....	41
b.	会社再建：Poongman's Restructuring .....	42
c.	利子免除.....	44
d.	Export and Import Credit Financing From the Export-Import Bank of Korea.....	44
e.	Sale of Pulp for Less Than Adequate Remuneration.....	45
f.	Sales of Pulp From Raw Material Reserve for Less Than Adequate Remuneration.....	46
g.	Reduction in Taxes for Operating in Regional and National Industrial Complexes.....	47
h.	Duty Drawback on Non-Physically Incorporated Items and Excess Loss Rates .....	48
i.	Cleaner Production Development Project.....	49
j.	指示・委託：Direction of Credit to the Pulp and Paper Sector.....	50
k.	指示・委託等：Restructuring of Shinho Paper .....	50
l.	Loans Under the Industrial Base Fund (IBF).....	51

m.	Export Loans by Commercial Banks Under KEXIM's Trade Bill Rediscounting Program.....	52
n.	D/A Loans Issued by the KDB and Other Government-Owned Banks.....	53
5.	インドネシア産塗工紙 (C- 560-821) .....	54
a.	GOI Provision of Standing Timber for Less than Adequate Remuneration.....	54
b.	Subsidized Funding for Reforestation (Hutan Tanaman Industria or HTI Program): "Zero Interest" Rate Loans .....	56
6.	中国産塗工紙 (C-580-906) .....	56
a.	The State Key Technology Renovation Project Fund.....	57
b.	Clean Production Technology Fund .....	57
c.	政府政策融資.....	58
d.	「二免三減」所得税減免措置—The "Two Free, Three Half" .....	61
e.	所得税減免措置 — Local Income Tax Exemption and Reduction Program for "Productive" FIEs .....	62
f.	所得税減免措置 — Income Tax Credits on Purchases of Domestically Produced Equipment by FIEs .....	63
g.	増値税及び関税免除.....	64
7.	WTO 紛争解決機関において問題とされた米国の相殺関税事例.....	66
a.	指示・委託： US – Countervailing Duty Investigation on DRAMs (DS296).....	66
b.	パススルーと第三国ベンチマーク： US – Softwood Lumber IV (DS257) .....	70
c.	中国に対する相殺措置： US – Anti-Dumping and Countervailing Duties (China) (DS379).....	73
d.	民営化された国営企業に残存する反復されない補助金の評価： US – Lead and Bismuth II (DS138)、US – Countervailing Measures on Certain EC Products (DS212).....	80
e.	民営化取引その 1： Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products from France (C 427 810) サンセットレビュー.....	80
f.	民営化取引その 2： Grain-Oriented Electrical Steel from Italy (C 475 812).....	83
第 II 章 相殺関税調査の概要—EC .....		86
A.	EC における補助金の認定、並びに相殺関税の計算.....	86
1.	関連法令及び行政マニュアル.....	86
2.	補助金の認定.....	86

a.	相殺措置の対象となる補助金の要素.....	86
b.	資金面での貢献 – 基本 AS 規則第 2 条.....	86
c.	利益 – 基本 AS 規則第 2.2 条.....	90
d.	特定性 – 基本 AS 規則第 3 条.....	92
3.	基本 AS 規則における実質的な「計算」規則.....	98
a.	受領者の立場からみた利益、及び調査対象期間.....	98
b.	利益の計算に関する基本的概念.....	99
c.	種類別の補助金額の計算.....	100
d.	ガイドラインに定める補助金の計算.....	103
e.	補助金額から控除される経費.....	109
f.	デミニマス又は僅少な水準.....	109
g.	調査又はレビュー手続の過程で新たに認定された補助金の取り 扱い.....	110
h.	その他の規則（例、川上産業に交付される補助金（パススルー）、 民営化等）.....	110
<b>B.</b>	<b>実際の事例に対する補助金計算規則の適用.....</b>	<b>112</b>
1.	韓国産 DRAM 反補助金調査・暫定及び確定規則.....	112
a.	税引当金、税額控除、税還付による税制上の優遇措置.....	112
b.	8,000 億ウォンのシンジケート・ローン.....	114
c.	韓国輸出保険会社（KEIC）による 6 億ドルの輸出信用保証.....	115
d.	投資信託（ソウル保証保険会社）による社債買取保証.....	116
e.	韓国産業銀行（KDB）社債引受プログラム.....	116
f.	2001 年 5 月の第一回債務繰延べ及び 1 兆ウォンの社債購入 （2001 年 5 月措置）.....	118
g.	債務の株式転換、第 2 回債務繰延べ 6,580 億ウォンの貸付け （2001 年 10 月措置）.....	119
2.	韓国産 DRAM 反補助金調査・変更規則.....	121
a.	2001 年 5 月の第一回債務繰延べ及び 1 兆ウォンの社債購入 （2001 年 5 月措置）における指示・委託.....	121
b.	8,000 億ウォンのシンジケート・ローンについての利益の存在.....	121
c.	補助金の利益額.....	122
3.	韓国産 DRAM 反補助金調査・撤廃規則.....	124
a.	2002 年 12 月措置.....	125

b.	BOE 社優遇融資.....	128
c.	System IC 事業の売却.....	128
d.	債権の買戻し.....	128
e.	税制優遇.....	129
4.	米国産バイオディーゼル反補助金調査.....	129
a.	連邦制度：物品税・所得税クレジット.....	129
b.	連邦制度：小規模バイオディーゼル所得税クレジット.....	130
c.	連邦農務省バイオエネルギープログラム.....	131
d.	イリノイ州バイオ燃料税控除.....	132
e.	ミズーリ州適格バイオ燃料生産者インセンティブ基金.....	132
f.	ノースダコタ・バイオ燃料組合支援業界拡大 (PACE) 融資プログラム.....	133
g.	ノースダコタ・バイオディーゼル生産設備税控除.....	134
h.	ノースダコタ・バイオディーゼル所得税控除.....	134
i.	テキサス・エタノール及びバイオディーゼル混合税免除.....	135
j.	テキサス・燃料エタノール及びバイオディーゼル生産助成金.....	135
k.	ワシントン州・バイオ燃料生産助成金.....	136
5.	インド産ポリエチレン・テレフタレート(以下「PET」) フィルムの輸入に関する反補助金調査.....	137
a.	事例概要.....	137
b.	個々の補助金プログラムの分析.....	138
c.	認定された補助金合計.....	146

第 III 章	WTO 紛争処理手続における補助金認定・補助金額 計算手法にかかる事例の研究.....	148
A.	事例ごとの分析.....	148
1.	[補助金] Brazil – Export Financing Programme for Aircraft ( “Brazil – Aircraft” ) (WT/DS46/R, WT/DS46/AB/R).....	148
2.	[補助金] Brazil – Export Financing Programme for Aircraft (Second Recourse to Article 21.5) ( “Brazil – Aircraft (Article 21.5 – Canada II)” ) (WT/DS46/RW/2) .....	149
3.	[補助金] Canada – Measures Affecting the Export of Civilian Aircraft ( “Canada – Aircraft” ) (WT/DS70/R, WT/DS70/AB/R) .....	151

4.	[補助金] United States – Tax Treatment for “Foreign Sales Corporations” ( “US – FSC” ) (WT/DS108/R, WT/DS70/AB/R).....	152
5.	[補助金] United States – Tax Treatment for “Foreign Sales Corporations” (Recourse to Article 21.5) ( “US – FSC (Article 21.5 – EC)” ) (WT/DS108/RW, WT/DS70/AB/RW) .....	154
6.	[補助金] Australia – Subsidies Provided to Producers and Exporters of Automotive Leather ( “Australia – Automotive Leather II” ) (WT/DS126/R).....	156
7.	[補助金] Australia – Subsidies Provided to Producers and Exporters of Automotive Leather (WT/DS126/RW).....	157
8.	[CVD] United States – Imposition of Countervailing Duties on Certain Hot-Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products Originating in the United Kingdom (“US – Lead and Bismuth II”) (WT/DS138/R, WT/DS138/AB/R) .....	159
9.	[補助金] Canada – Certain Measures Affecting the Automotive Industry ( “Canada – Autos” ) (WT/DS139/R, WT/DS142/R, WT/DS139/AB/R, WT/DS142/AB/R) .....	161
10.	[補助金] United States – Measures Treating Export Restraints as Subsidies ( “US – Export Restraints” ) (WT/DS194/R).....	163
11.	[CVD] United States – Countervailing Measures Concerning Certain Products from the European Communities (“US –Countervailing Measures on Certain EC Products”) (WT/DS212/R, WT/DS212/AB/R) .....	165
12.	[CVD] United States – Countervailing Measures Concerning Certain Products from the European Communities (Recourse to Article 21.5) (“US – Countervailing Measures on Certain EC Products (Article 21.5)”) (WT/DS212/RW).....	168
13.	[CVD] United States – Countervailing Duties on Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products from Germany (“US – Carbon Steel”) (WT/DS213/R, WT/DS213/AB/R).....	170
14.	[AD/CVD] United States – Continued Dumping and Subsidy Offset Act of 2000 (“US – Offset Act (Byrd Amendment)”) (WT/DS217/R, WT/DS234/R, WT/DS217/AB/R, WT/DS234/AB/R) .....	173
15.	[補助金] Canada – Export Credits and Loan Guarantees for Regional Aircraft ( “Canada – Aircraft Credits and Guarantees” ) (WT/DS222/R) .....	176
16.	[CVD] United States – Preliminary Determinations with Respect to Certain Softwood Lumber from Canada (“US – Softwood Lumber III”) (WT/DS236/R).....	178
17.	[CVD] United States – Final Countervailing Duty Determination with respect to certain Softwood Lumber from Canada (“US – Softwood Lumber IV”) (WT/DS257/R, WT/DS257/AB/R).....	181
18.	[CVD] United States – Final Countervailing Duty Determination with respect to certain Softwood Lumber from Canada (Recourse to Article	

21.5) (“US – Softwood Lumber IV (Article 21.5)”) (WT/DS257/RW, WT/DS257/AB/RW).....	184
19. [補助金] Korea – Measures Affecting Trade in Commercial Vessels ( “Korea – Commercial Vessels” ) (WT/DS273/R) .....	186
20. [AD/CVD] United States – Investigation of the International Trade Commission in Softwood Lumber from Canada (Recourse to Article 21.5) (“US – Softwood Lumber VI (Article 21.5)”) (WT/DS277/RW, WT/DS277/AB/RW).....	188
21. [CVD] United States – Countervailing Duty Investigation on Dynamic Random Access Memory Semiconductors (DRAMs) from Korea (“US – Countervailing Duty Investigation on DRAMs”) (WT/DS296/R, WT/DS296/AB/R) .....	190
22. [CVD] European Communities – Countervailing Measures on Dynamic Random Access Memory Chips from Korea (“EC – Countervailing Measures on DRAM Chips”) (WT/DS299/R).....	197
23. [CVD] Japan – Countervailing Duties on Dynamic Random Access Memories from Korea (“Japan – DRAMs (Korea)) (WT/DS336/R, WT/DS/336/AB/R) .....	208
24. [CVD] Mexico – Definitive Countervailing Measures on Olive Oil from the European Communities (“Mexico – Olive Oil”) (WT/DS341/R) .....	214
25. [AD] United States – Measures Relating to Shrimp from Thailand (“US – Shrimp (Thailand)”) (WT/DS343/R, WT/DS343/AB/R) [AD/CVD] United States – Customs Bond Directive for Merchandise Subject to Anti- Dumping/Countervailing Duties (“US – Customs Bond Directive”) (WT/DS345/R, WT/DS345/AB/R).....	217
 B. 逐条解説.....	226
1. GATT.....	226
a. 第 VI:3 条 .....	226
b. 第 VI:4 条 .....	229
c. 第 VI:5 条 .....	229
2. 補助金協定.....	230
a. 第 1 条 補助金の定義.....	230
b. 第 2 条 特定性.....	277
c. 第 3 条 禁止.....	284
d. 第 10 条 千九百九十四年のガット第六条の規定の適用.....	290
e. 第 14 条 補助金を受ける者の利益による補助金の額の算定.....	292
f. 補助金認定・補助金額計算に係るその他の条項.....	307

第 IV 章 補助金調査に係る米国及び EC の調査当局の組織及び機能.....	317
A. 米国.....	317
1. 各局の組織図、機能及び職員の数.....	317
a. 米商務省 (USDOC) .....	317
b. 米国国際貿易委員会 (ITC) .....	318
2. 相殺関税調査の申請を検討する国内産業との連絡及びこれに対する支援.....	318
a. 米商務省.....	318
b. 米国国際貿易委員会 (ITC) .....	320
3. 相殺関税調査における調査対象国政府との関係.....	321
4. 調査過程において新たに特定された補助金プログラムを追加する場合の手続.....	321
5. 貿易救済措置の広報活動.....	322
a. 米商務省.....	322
b. 米国国際貿易委員会.....	322
6. WTO 紛争解決機関に提訴された米国の貿易救済措置事案を取り扱う当局及びその手続.....	323
a. 概要.....	323
b. 商務省州通商行政局法務部の体制及び同部への協力体制.....	324
B. EC .....	326
1. 調査当局の組織及び機能の概要.....	326
a. 組織図、各局の機能、各局の担当官の人員.....	326
b. 通商総局と企業・産業総局その他の局との協力、調整関係.....	327
2. CVD 調査開始前の対応 .....	327
a. 相殺関税調査の適用を考慮した国内産業との連絡.....	327
b. 欧州共同体産業が小規模又は個人の生産者多数により構成される場合の対応.....	327
c. 欧州共同体生産者からの支持を決定する委員会の実務.....	328
d. 職権による調査開始.....	328
3. 国内産業の貿易救済措置利用を促進するための活動.....	328
a. 欧州共同体生産者を対象とした、相殺関税に関する知識の普及.....	328
b. AS 調査開始申立書の作成支援.....	329

c.	その他の支援.....	329
d.	透明性.....	329
4.	調査開始後の諸問題.....	330
a.	欧州共同体生産者のサンプリングに基づく損害決定.....	330
b.	輸出国側の調査対象企業の選定.....	330
c.	調査開始後に知ることとなった補助金プログラムの取扱い.....	330
d.	補助金の効果の期間についての検討.....	331
5.	WTO 紛争解決事案を取り扱う当局及びその手続.....	331
a.	EC が申立国である WTO 紛争解決事案.....	331
b.	EC が被申立国である WTO 紛争解決事案.....	333
第 V 章	日本の規則、調査当局の組織及び手続に関する提案.....	335
A.	補助金相殺関税に関する現行の法制度及びガイドラインについて.....	335
1.	補助金調査における調査対象：調査過程において調査当局が初めて知ることとなった補助金措置の取扱いについて.....	335
2.	相殺関税の賦課・計算単位.....	338
3.	デミニマスの適用.....	341
4.	補助金の種類による計算方法.....	343
5.	中国に対する相殺関税賦課の可能性.....	344
B.	補助金相殺関税に対応する課税申請書の作成のための手引き等について.....	347
1.	不当廉売関税調査開始申請の手引きの有用性.....	347
2.	SCM 協定が調査開始申請書に添付することを要求する「補助金の交付を受けた」事実の要件.....	349
3.	米国、EC の実務.....	349
4.	提言.....	350
C.	貿易救済措置の適切な適用のための役割分担及び運用体制.....	351
1.	調査当局の役割と運用について.....	351
2.	国内産業への支援.....	351

添付資料

# 第 I 章 相殺関税調査の概要－米国

## A. 米商務省相殺関税調査の概要

### 1. 関係法令

米国における相殺関税調査における相殺可能な補助金の有無及びその補助金額の計算は、次の法令に基づいて行われる。

- ・ 1930 年関税法 (Tariff Act of 1930) (合衆国法典第 19 卷第 4 章第 4 節)<sup>1</sup>
- ・ 米商務省規則 (第 19 卷第 351 節 19 C.F.R. Part 351)<sup>2</sup>

米国は、これら法律及び米商務省規則に、計算式を含めて補助金の計算方法を詳細に定めている。これら規則は、米商務省の 30 年以上の相殺関税調査の経験に基づき、それら事例を通じて確立された計算方法を記載したものである。1980 年代は法令及び実務対応方法も未整備であったため、個別事例ごとに、利害関係者の意見に耳を傾けて妥当と思われる方法を採用していた。当時は、過去の事例と異なる方法を採用することもあった。しかし、事例が重なるにつれ、統一的な方法を採用するようになり、それら方法が、90 年代後半に現在の規則として明文化されたものである。また、詳細に亘り規則として明文化した理由として、裁判所から行政行為として判断回避を得やすいという事情もある。

したがって、米商務省として詳細な規則を明文化することに運用上の不便はないと思われる。その一方で、現在の米商務省の実務対応には、初期のころのような個別事例に応じた柔軟性はない。むしろ、個別事例においては別の計算方法が適切であると思われる場合であっても、規則に則した従来の方法を適用している。

但し、中国の相殺関税調査手法については、未だ方法として確立されていないところもあり、今後とも注視が必要であると思われる。

### 2. 相殺可能な補助金

相殺可能な補助金とは、**政府または公的機関**によりある者に交付された、次のいずれかの**資金面での貢献等**で、それにより受領者に**利益**が与えられ、**特定性**のあるものをいう<sup>3</sup>。

- ・ 資金面での貢献 (その詳細は次の項を参照)
- ・ GATT 第 XVI 条にいう所得、価格支持

<sup>1</sup> 法律の条文は [http://www4.law.cornell.edu/uscode/19/usc\\_sup\\_01\\_19\\_10\\_4\\_20\\_IV.html](http://www4.law.cornell.edu/uscode/19/usc_sup_01_19_10_4_20_IV.html) より入手できる。

<sup>2</sup> この規則は <http://ia.ita.doc.gov/regs/98-30565.pdf> より入手できる。

<sup>3</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(B).

- ・ 資金面での貢献を与える機関に対しておこなう、支払い
- ・ 政府・公的機関の指示・委託により私的団体が行なった資金面での貢献

また、相殺可能な補助金は、受領者への交付が直接にまたは間接になされたかを問わず、製品の製造、生産または輸出に交付されたものとしている<sup>4</sup>。

さらに、1930年関税法は、「調査当局は補助金の効果を考慮する必要はない」と明示している<sup>5</sup>。これを受けて、米商務省規則に、補助金による輸出価格、生産量の変化、受領者の姿勢の変化などは考慮しないと規定している<sup>6</sup>。

以下では、資金面での貢献、利益、利益の計算、特定性について説明する。

### 3. 資金面での貢献

#### a. 概要

1930年関税法は、次のいずれかに該当するものは資金面での貢献であると規定している<sup>7</sup>。

- ・ 贈与、融資、出資、融資に対する保証などによる資金の直接的移転
- ・ 税減免など、歳入として徴収すべきものの免除、また徴収しないこと
- ・ 一般的なインフラストラクチャーを除く、物品、サービスの供与
- ・ 物品の購入

#### b. 公的機関または「当局」の認定

資金面での貢献とされるためには、上述の行為が政府または公的機関によりなされなければならない。米商務省は、交付をおこなった団体が「公的機関」(authority)にあたるか否かは、次の基準により判断するとしている<sup>8</sup>。

##### (1) 政府の所有権

<sup>4</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(C).

<sup>5</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(C).

<sup>6</sup> 19 C.F.R. § 351.503(c).

<sup>7</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(D).

<sup>8</sup> 米商務省は、当該基準は次の事例により確立されたものであるとしている。Final Affirmative Countervailing Duty Determinations: Pure Magnesium and Alloy Magnesium from Canada, 57 FR 30946, 30954 (July 13, 1992); Final Affirmative Countervailing Duty Determination: Certain Fresh Cut Flowers from the Netherlands, 52 FR 3301, 3302, 3310 (February 3, 1987); and Final Affirmative Countervailing Duty Determination: Stainless Steel Sheet and Strip in Coils from the Republic of Korea, 64 FR 30636, 30642-30643 (June 8, 1999).

- (2) 取締役会における政府の存在
- (3) 当該団体に対する政府の支配。
- (4) 当該団体は政府の政策または利益に沿って行動するものであるか否か
- (5) 当該団体が法律により設立されたものであるか否か

中国産台所収納・棚調査の最終決定・決定メモ<sup>9</sup>において、米商務省は、これらの判断基準の適用方法をさらに明確にしている。それによると、過去の多くの事例では、これら5要因の1要因である政府の所有権を分析することで十分に「公的機関」と判断できるものであったと分析した。これを踏まえ、上述(2)乃至(5)の4要因は政府の所有とほぼ同意義であるとし、政府が過半数を所有している場合であっても「当局」ではない企業の存在を否定するものではないが、ほとんどの場合では政府所有が認定された場合、当該企業は公的機関であるといえ、必要かつ適切な場合のみ、政府の所有以外の要因についても検討する、としている。

また、同事例では、政府所有が過半数に達していない一部企業についても、上述の要因を分析した結果、「当局」と認定した。

### c. 指示・委託及びその認定例

相殺可能な補助金は、政府または公的機関から直接交付される場合ばかりでなく、それら政府または公的機関の指示・委託にしたがって他の団体から交付された場合も含まれる。但し、米国法令は指示・委託を構成する具体的な要件を定めていない。よって、指示・委託の有無は米商務省が個別事例ごとに事実に基づいて判断することとなる。

米商務省は、次の事例において、次に述べる証拠を根拠として、政府の指示または委託により資金面での貢献が交付されたことを認定している。

#### i. 韓国産厚板<sup>10</sup>

- ・ 全斗煥大統領は、1981年3月の演説において鉄鋼生産能力を増強するとした。その後、韓国政府は、鉄鋼産業を特別指定産業として融資を指示していた。
- ・ 韓国開発銀行(KDB)は、韓国政府により、その政策を支援するために利用されている。
- ・ KDBは、その融資において、半導体、造船、鉄鋼産業を優遇していた。

<sup>9</sup> Issues and Decision Memorandum for the Final Determination in the Countervailing Duty Investigation of Certain Kitchen Appliance Shelving and Racks from the People's Republic of China, 2009年7月20日、42-44 ページ <http://ia.ita.doc.gov/frn/summary/prc/E9-17867-1.pdf> 参照。

<sup>10</sup> 1999年12月29日最終決定(C-580-837)。

- KDB の POSCO 社及び DSM 社への融資決定書に、「国家の重要な産業」であることを理由としていた。
- 金融専門家の証言によると、KDB の融資決定には、韓国政府の保証があったものとみなすことができる。
- 1997 年、韓国政府は、IMF に対して、銀行部門に対して貸付けの指示をしていたことを認めた。
- 1998 年から 1999 年、韓国政府は、その政策に従わない銀行に対しては信用供与を削減するとしていた。また、5 大銀行を、その支配下に収めた。
- 金融専門家の証言によると、韓国政府は、「約束された」産業に対して融資をおこなうよう銀行に指示していた。

## ii. 韓国産 DRAM<sup>11</sup>

- 1997 年以降、韓国の金融改革が進んでおり、2000-2001 年において韓国政府が韓国内の銀行全体に信用供与を指示しているとするのは適切ではない。
- 韓国政府は、DRAM 生産者であるハイニックス社の財務状況の各局面において、同社の債権銀行を指示し、促し、指導して、再編過程を直接的に支援した。
- ハイニックス社に対する全ての財務支援措置は、同社を存続させ、業務を継続させるために財務的再編を完了させることにある。
- KDB は韓国政府の政策実行の手足であり、大きな損失が生じた場合には韓国政府が補填するものであった。
- 韓国政府のハイニックス社支援の姿勢は、多くの報道からも見られる。
- 韓国政府は、ハイニックス社債権金融機関協議会において政府系金融機関の独占的な立場を利用して、ハイニックス社の財務再編に介入した。
- ハイニックス社のメインバンクであった韓国外換銀行（KEB）は、未だ韓国政府の支配下にあり、公的銀行と認められる。その各措置に対する融資決定の理由は、政府の経済及び公共政策に沿うものであることを示している。
- 他の民間銀行に対しても、韓国政府はハイニックス社支援の圧力を加えている。
- ある金融専門家、また、国民銀行の米国証券取引委員会提出書類なども、韓国政府が銀行に影響力を行使していることを示している。

---

<sup>11</sup> 2003 年 6 月 16 日、最終決定。

## 4. 利益

政府の行為が相殺可能な補助金の交付とされるためには、受領者に「利益」(benefit) がもたらされていなければならない<sup>12</sup>。後述する具体的事例でも示す通り、米商務省は、その決定において、「利益の有無」の判断と具体的な補助金額の計算とを別途に行っている。

### a. 利益が存在する場合

1930年関税法は、次のいずれかの場合、受領者に利益がもたらされたものとされる<sup>13</sup>。これら条項は、SCM協定第14条(a)乃至(d)とほぼ同じである。但し、これらは例示にすぎず、その他の形式の資金面での貢献であっても、その具体的内容を考慮して利益の有無を判断する<sup>14</sup>。

- ・ 出資は、出資がなされた国において、危険資本の提供を含む、民間投資家の通常の投資行動と不整合な投資決定がなされた場合。但し、民間からの出資総額は顕著なものでなければならない。政府が取得した株式の種類が民間投資家の取得した株式と同等ではない場合、それらの種類の相違による金額の調整をおこなう<sup>15</sup>。また、政府出資を得た企業には投資適格性(equityworthiness)がないと判断された場合、受領企業が合理的な期間内に合理的な収益をあげる能力のあることを示しているか否かにより判断する<sup>16</sup>。(なお、この点は出資に関する利益額の節で詳説する。)
- ・ 融資は、受領者が支払った利子額と、受領者が市場から実際に得ることが出来たであろう同等な商業的融資に支払ったであろう利子額との間に差がある場合。ただし、信用力が欠如していると判断された企業(以下の融資の利益額の節で詳説する)は、政府融資がなされたという事実のみをもって利益がもたらされたと判断する。
- ・ 融資保証は、保証料の調整を行なった後、被保証者が保証付き融資に対して支払った利子額と、同者が同等な商業的融資において政府保証が無かった場合に支払ったであろう利子額との差がある場合。
- ・ 物品またはサービスの販売は、妥当な対価よりも少ない額が支払われた場合。物品またはサービスの購入の場合には、妥当な対価よりも高く購入された場合。この場合の対価の妥当性は、調査対象となっている国における一般的な市場条件との関係で決定する。一般的な市場条件には、価格、品質、入手可能性、市場性、運送、その他の購入または販売の条件を含む。

上述の1930年関税法にあげられている資金面での貢献に加え、米商務省規則では、次の資金面での貢献について、次の通り定めている。

<sup>12</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(B).

<sup>13</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(E).

<sup>14</sup> 19 C.F.R. § 351.503(b)(2).

<sup>15</sup> 19 C.F.R. § 351.507(a)(2)(i).

<sup>16</sup> 19 C.F.R. § 351.507(a)(4).

- 贈与： 当該贈与額について利益がもたらされたものとする<sup>17</sup>。
- 受領者により金額の異なる資金面での貢献： 資金面での貢献が広くおこなわれていたとしても、その受領者により金額が異なる場合、より多額の資金面での貢献を受領した者に対して利益がもたらされたものとする<sup>18</sup>。
- 債務引受け・債務免除： 債務引受けされた、または免除された元本・利子額の全額について利益がもたらされたものとする<sup>19</sup>。
- 債務の株式化： 債務が株式に転換された場合、出資の規定にしたがって判断する<sup>20</sup>。
- 直接税の減免： 減免された直接税は、その減免額について利益がもたらされたものとする<sup>21</sup>。
- 直接税の猶予： 猶予された直接税は、政府融資と同様に、その猶予期間につき適切な利子が支払われていない場合、利益がもたらされたものとする<sup>22</sup>。
- 間接税・輸入税の減免： 減免された間接税、輸入税は、その減免額について利益がもたらされたものとする<sup>23</sup>。
  - 但し、輸出補助金の場合、
    - 間接税の減免額が国内消費の場合に支払われるべき額を上回っている場合に、利益がもたらされたものとする<sup>24</sup>。
    - 間接税を減免する輸出補助金については、当該減免が輸出製品以外についてもなされている場合、利益がもたらされたものとする<sup>25</sup>。
    - 輸出補助金として輸入税が減免され、還付され、猶予される場合、輸出製品以外に使用された輸入についても当該減免、還付、猶予がなされている場合、または輸入税額を上回る還付がなされている場合、かかる額について利益がもたらされたものとする<sup>26</sup>。
- 間接税・輸入税の猶予： 猶予された間接税、輸入税は、政府融資と同様に、その猶予期間について適切な利子が支払われていない場合、利益がもたらされたものとする<sup>27</sup>。

---

<sup>17</sup> 19 C.F.R. § 351.504(a).

<sup>18</sup> 19 C.F.R. § 351.503(d).

<sup>19</sup> 19 C.F.R. § 351.508(a).

<sup>20</sup> 19 C.F.R. § 351.508(a).

<sup>21</sup> 19 C.F.R. § 351.509(a)(1).

<sup>22</sup> 19 C.F.R. § 351.509(a)(2).

<sup>23</sup> 19 C.F.R. § 351.510(a)(1).

<sup>24</sup> 19 C.F.R. § 351.517(a).

<sup>25</sup> 19 C.F.R. § 351.518(a).

<sup>26</sup> 19 C.F.R. § 351.519(a)(1).

<sup>27</sup> 19 C.F.R. § 351.510(a)(2).

- ▶ 但し、輸出補助金の場合、
  - 間接税の猶予が輸出製品以外に及んでいる場合、当該部分について利益がもたらされたものとする<sup>28</sup>。
  - 輸出補助金として輸入税が猶予される場合、輸出製品以外に使用された輸入についても当該猶予がなされている場合、かかる額について利益がもたらされたものとする<sup>29</sup>。
- 輸出品製造のための原材料の政府統制優遇価格： 通常の国内向け製品に消費される原材料の供給条件よりも有利な条件で供給されている場合、利益がもたらされたものとする<sup>30</sup>。
- 雇用支援： 労働者支援により企業が政府に対する義務を減免された場合、利益がもたらされたものとする<sup>31</sup>。
- 輸出保険： 長期的な輸出保険制度のコストを負担するには不十分である保険金額である場合、利益がもたらされたものとする。<sup>32</sup>

#### b. 2社の企業が「相互所有」の関係にある場合の取扱

米商務省は、企業2社が「相互所有」(cross-ownership)の関係にあると認められる場合、それら企業は単一企業であるものとして取り扱う<sup>33</sup>。このため、例えば、「相互保有」の関係にある2社がいずれも米国への輸出生産者である場合、単一の相殺関税率が設定される。また、資金面での貢献が原材料生産企業に交付されたものであっても、その利益は最終製品の生産企業にもたらされているものと判断される。この川上補助金の詳細は後述する。なお、米商務省規則上、「相互所有」という文言を用いているものの、例えば2社の間で、一方企業が他方企業の株式を100%保有しているのみで「相互に株式の保有が行われていない場合」においても、同規則上の「相互所有」が成立することには留意が必要である。

米商務省は、次の場合、2企業は「相互所有」の関係にあると判断する<sup>34</sup>。

- 他方が一方の株式の過半数を所有している場合、または第三者が両者の株式の過半数を所有している場合。
- 状況により、他方が一方の株式の（過半数に満たないものの）大きな部分を所有している場合、または第三者が両者の株式の（過半数に満たないものの）大きな部分を所有している場合。

<sup>28</sup> 19 C.F.R. § 351.518(a)(3).

<sup>29</sup> 19 C.F.R. § 351.519(a)(1)(iii).

<sup>30</sup> 19 C.F.R. § 351.516(a).

<sup>31</sup> 19 C.F.R. § 351.512(a).

<sup>32</sup> 19 C.F.R. § 351.520(a).

<sup>33</sup> 19 C.F.R. § 351.525(b)(6).

<sup>34</sup> CVD Preamble at 63 Fed. Reg. 65401.

- ・ 「黄金株」を所有している場合。

### c. 川上補助金のパススルー

調査対象国の政府が調査対象産品に使用される原材料、中間製品（以下「川上材料」）に交付した補助金<sup>35</sup>（以下「川上補助金」）により、調査対象産品に「競争上の利益」が与えられたと判断され、当該補助金が調査対象産品の製造原価に「著しい影響」を与えるものである場合（即ち、補助金が川上産業から調査対象産品の生産者に「パススルー」した場合）、かかる川上補助金を、相殺関税の対象とすることができる<sup>36</sup>。また、相殺関税調査の過程において川上補助金の存在が認定された場合には、調査対象産品の相殺関税に当該補助金を加える<sup>37</sup>。

また、同一の関税同盟内の他の加盟国が与えた川上補助金についても対象とするものとしている<sup>38</sup>。

パススルーの事例は、カナダ産軟材、インドネシア産塗工紙など、限られている。その双方を次節で説明したので参照されたい。インドネシア産塗工紙の場合、米商務省は、マレーシア産立木の輸出価格を、その物理的性質からベンチマークとして採用することをもっとも適切と判断したが、国内販売価格を使用しなかったところは疑問が残るところである。米国のカナダ産軟材相殺関税調査について争われた *US – Softwood Lumber IV* WTO 紛争 (DS257) では、上級委員会は、パススルー分析におけるベンチマークの採用において、加盟国間における比較優位の差について調整すべきである<sup>39</sup>としているが、米商務省はこの点について、その後のインドネシア産塗工紙（以下の個別事例において解説する）において何らの考慮もしていないと思われる。

他の事例では、川上補助金のパススルーという分析手法には依拠せず、川上補助金が交付された原料生産者と川下の調査対象産品生産者とは関係会社にあるという点を捉えて、原料に対する補助金を調査対象産品に配賦している点に注意されたい。

なお、補助金の交付を受けた原料から中間材が生産され、当該中間材が調査対象産品の材料として使用されており、これら取引が非関連者間で行われている場合、原料に対する補助金が調査対象産品に交付されたと認定することは難しいのではないと思われる。インドネシア産塗工紙の事例はこれに近い例である（立木伐採業者に補助金が交付され、その立木を用いてパルプを生産し、パルプを原料として塗工紙が生産される）が、パルプ生産者と塗工紙生産者とは関係会社であったため、かかる二重パススルーの問題は生じていない。

<sup>35</sup> 19 U.S.C. § 1677-1.

<sup>36</sup> 19 U.S.C. § 1677-1(a).

<sup>37</sup> 19 U.S.C. § 1677-1(c).

<sup>38</sup> 19 U.S.C. § 1677-1(a).

<sup>39</sup> 上級委員会報告書 *US – Softwood Lumber IV* (DS257) パラ 101。その原文を第 III 章に引用しているので参照いただきたい。

### **i. 競争上の利益**

「競争上の利益」とは、補助金付き川上材料の価格がベンチマーク価格よりも低い場合をいう<sup>40</sup>。このベンチマーク価格は、川上材料の購入時期に合理的に対応するものでなければならない。また、調査対象製品の生産者の工場渡価格をベンチマーク価格のベースとする。

このベンチマーク価格は、次の優先順位により認定する。

- (i) 輸入川上材料を含め、補助金を受領していない川上材料に調査対象製品の生産者が支払った価格
- (ii) 輸入川上材料を含め、補助金を受領していない川上材料について公表された価格データの平均値
- (iii) 輸入川上材料を含め、補助金付きの川上材料に実際に支払われた価格に、相殺可能な補助金について調整をおこなった後の価格
- (iv) 輸入川上材料を含め、補助金付きの川上材料に公表された価格データの平均値に、相殺可能な補助金について調整をおこなった後の価格
- (v) 米商務省が適切と判断した、輸入川上材料を含めた補助金付き川上材料の未調整価格、その他の代替価格

WTO 紛争解決機関において問題とされた、カナダ産軟材の事例（*US — Softwood Lumber IV* (DS257)）は、上述のうち、(v)として、米国内の川上材料の価格を代替価格として使用したことが問題とされたものである。その詳細については後述する。

### **ii. 著しい影響**

川上補助金が調査対象製品の生産に「著しい影響」があるか否かは、川上補助金の川上材料に対する補助金率に調査対象製品の原価に占める当該川上材料の原価の比率を乗じて得た率に基づき、次の推定（presumption）が適用される<sup>41</sup>。

- ・ 5%を上回る場合、「著しい影響」があるものと推定する。
- ・ 1%から 5%の間である場合、何らの推定もおこなわれず、米商務省が利害関係者の提出した証拠に基づき、著しい影響の存否を判断することとなる。
- ・ 1%未満である場合、「著しい影響」がないものと推定する。

上述のいずれかの推定がなされた場合、当該推定を覆すためには、品質の差異等、価格以外の要因が重要な決定要因であるということを、証拠をもって反証しなければならない。

<sup>40</sup> 19 U.S.C. § 1677-1(b), 19 C.F.R. § 351.523(c).

<sup>41</sup> 19 C.F.R. § 351.523(d).

### iii. 川上材料の供給者と調査対象製品の製造者とは「相互所有」の関係にある場合

企業2社が「相互所有」(cross-ownership)の関係にあり、一方の生産する川上製品に補助金が交付され、当該川上製品が他方の企業の生産する輸出製品の投入材として「主に貢献している」(primarily dedicated)場合、当該補助金は輸出製品の生産に利益を与えたものとする<sup>42</sup>。

この場合の「主に貢献している」とは、輸出製品の製造において投入材が主な貢献をしているものであるか否かであり、当該投入材の全てまたは殆ど全てが輸出製品に使用されているかという問題ではない。

### iv. 川上補助金の相殺関税調査の特例

川上補助金を対象とした相殺関税調査を開始するためには、次の要件が満たされていると信ずるに合理的な証拠がなければならない。<sup>43</sup>

- ・ 川上材料に対する補助金は輸出補助金ではないこと。
- ・ 次の3要件のうちいずれか1要件が満たされていること。
  - 川上材料の供給者と調査対象製品の製造者とは関連会社<sup>44</sup>であること。
  - 調査対象製品の製造者が支払う補助金付きの材料の価格は、補助金のない材料に支払う価格よりも低いこと。
  - 政府が、川上材料の価格を定めて、当該川上材料に含まれている利益が調査対象製品の生産者に渡されることを担保していること。
- ・ 川上材料の補助金の相殺関税率に調査対象製品の原価に占める当該川上材料の原価の比率を乗じて得た数値が1%以上であること。

## 5. 特定性

次の輸出補助金、輸入代替補助金、国内補助金の場合、特定性を認める。

### a. 輸出補助金<sup>45</sup>

法令上又は事実上、輸出が行われることに基づいて（唯一の条件であるか二以上の条件のうちの一条件であるかを問わない。）交付される補助金。輸出補助金である場合、それ以上の分析を要することなく特定性が認められる。

<sup>42</sup> 19 C.F.R. § 351.525(b)(6)(vi).

<sup>43</sup> 19 C.F.R. § 351.523.

<sup>44</sup> 「関連会社」は、19 C.F.R. § 351.102(b)(3)に定義されている。

<sup>45</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(A)

なお、米国法令には、SCM 協定附属書 I の(k)の輸出信用（これは、一般の輸出保証として処理する）、同(l)のその他の公的勘定による負担（他の条項により規定される）を含んでいない。

## b. 輸入代替補助金

輸入品に代えて輸出国内品を使用することに基づいて（唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない）交付される補助金についても、輸出補助金と同様に、輸入代替補助金であるという事実のみをもって、特定性の要件は充足されるとされている。<sup>46</sup>

但し、米商務省は、輸入代替補助金に関する規則を定めていない<sup>47</sup>。これは、それまでの事例・経験の少なさゆえであると思われる。

米商務省は、次節で説明する中国産塗工紙の事例において、調査対象製品の原料・設備購入に輸入代替補助金が交付されたとして、相殺関税を課している。他方、調査対象製品の国内購入者に交付された輸入代替補助金について相殺関税を課した例は、少なくとも WTO 後はない。

なお、輸出国内における調査対象製品に対する消費者補助金を根拠として、当該製品の輸出に相殺関税を課することは難しいと思われる。確かに消費者補助金があることにより調査対象製品の生産が増えるため、国内販売のみならず輸出も間接的に裨益する。しかし、その考え方を進めれば、輸出補助金についても輸出分のみならず調査対象製品全体に補助金額を配賦しなければならないこととなり、論理的一貫性に欠けるところとなる。但し、時として、米商務省はそのような論理的一貫性を無視することがあることには注意を要する。

## c. 国内補助金<sup>48</sup>

輸出補助金または輸入代替補助金ではない場合、次の基準により特定性の有無を判断する。特定性のこの基準は、国内全般に対する措置と、特定の市場を歪曲させる措置とを区別するためのものである。しかし、米商務省は、その境界線について極めて柔軟に対応しており、ケース・バイ・ケースにより判断していると言わざるを得ない。

### i. 法令上の特定性

法令または政府の補助金プログラムが補助金の対象を特定の企業または業種に明示的に限定している場合、特定性があると認定する。但し、次の全てを満たす場合は、法令上の特定性 (De Jure Specificity) はない。

<sup>46</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(A)及び(C).

<sup>47</sup> 19 C.F.R. §315.521.

<sup>48</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(D)

- ・ 補助金を得る資格要件または条件が客観的であること。但し、当該客観的基準は、中立的であり、特定の企業または産業を優遇するものではないこと
- ・ 資格要件または条件を満たした場合、補助金受領資格は自動的に与えられるものであること
- ・ 資格要件または条件の適用が厳格に運用されていること
- ・ 資格要件または条件が、条例その他公的文書に、検証可能な程度に明確に規定されていること

この法令上の特定性の認定において、もっとも重要であるのは、補助金の交付対象が一部の企業、産業に限定されていることである。但し、米商務省規則は、それら企業、産業に共通した性格が存在する必要はない、と明示している<sup>49</sup>。後述の例に示す通り、米商務省は、その範囲が相当数の産業を含んでいる場合であっても、法令上の特定性を認定していることに注意すべきである。

#### (A) 複数の補助金プログラム

米商務省規則は、複数の補助金プログラムが存在する場合において、それらプログラムに全体を構成する一部分として欠くべからざる結合 (*integrally linked*) が認められない限り、別個の補助金プログラムとして特定性を判断することとしている<sup>50</sup>。次の要件のうち2以上が認められる場合、全体を構成する一部分として欠くべからざる結合があると認定することができる、としている。

- ・ 補助金プログラムが同一の目的を有していること
- ・ 補助金プログラムが同一のタイプの利益を与えるものであること
- ・ 類似した状況に置かれた企業に対して類似したレベルの利益を与えるものであること
- ・ それらの当初から結合しているものであること

したがって、産業毎に類似した政府融資プログラムが多数存在していたとしても、それらが相互に結合されたプログラムの一部として提供されていない限り、たとえ全体としては国内の相当部分の産業に政府融資を与えるものであったとしても、個別プログラムについて法令上の特定性が認定されることとなる。たとえば、中国国内の政府融資は全ての企業に対して同一の利率を課している。しかし、米商務省は、中国の五ヵ年計画に重点産業と記載されている産業に対して、当該計画に基づいて融資がなされたことと認定し、かかる融資に特定性があるとの判断をおこなった。本件では、他の国内産業にも同じ金利で融資がなされていたが、利率はベンチマークとの比較による利益の有無の問題であるとして、特定性の目的では同一の利率による国内企業への融資は無視されている。

<sup>49</sup> 19 C.F.R. § 351.502(b).

<sup>50</sup> 19 C.F.R. § 351.502(c).

## (B) 農業分野・中小企業補助金

農業分野または中小企業に限定した補助金は、農業または中小企業向けの補助金であるという事実のみをもってしては、特定性のある補助金とはならない<sup>51</sup>。

### ii. 事実上の特定性

法令上の特定性がなかった場合であっても、次のいずれかを満たす補助金は事実上の特定性 (*De Facto Specificity*) があると認定される<sup>52</sup>。

- ・ 実際に補助金を受領した企業または業種の数に限られている場合
- ・ 特定の企業または業種により支配的に補助金を使用されている場合
- ・ 一企業または業種が均衡を失した多額の補助金を受領している場合
- ・ 政府がその裁量により一企業又は業種を有利に扱っている場合

米商務省規則では、「次のいずれか」の意味を更に明確にして、上述の要件のうち、時系列で最初に行われた事実のかかわる要件から検討し、当該要件が満たされた場合、他の要件は検討しない、としている<sup>53</sup>。

### iii. 地域補助金

政府機関の管轄地域のうち特定の地域に限定して交付される補助金 (**Regional Subsidy**) は、特定性を有する<sup>54</sup>。例えば、中央政府が消費税を免除するか否かの権限を有しているところ、当該判断を地方政府に委ね、一部の地方政府のみが減免措置を実施した場合、中央政府による地域補助金と認定されることとなる。中国の事例では、海南の地方政府が増値税を免除したことについて、特定性ありとの判断を下している。

なお、特定地域に対する補助金であっても、災害救援補助金が災害地域のすべての者に対して交付される場合は、特定性はないとされ、相殺関税の対象とはならない<sup>55</sup>。

## 6. 補助金額及び相殺関税率の計算方法

上述の通り、米商務省は、資金面での貢献により利益がもたらされたか否か、さらに特定性の有無を判断して相殺可能な補助金であることを認定したのち、補助金額及びそれによる相殺関税率を計算する。この節では、まず、補助金額の計算方法

<sup>51</sup> 19 C.F.R. § 351.502(d)及び(e).

<sup>52</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(D)(iii).

<sup>53</sup> 19 C.F.R. § 351.502(a).

<sup>54</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(D)(iv).

<sup>55</sup> 19 C.F.R. § 351.502(f).

を大別する反復する補助金と反復しない補助金について説明し、次に、典型的な輸出補助金及びその他の補助金の利益額の計算について解説する。

#### a. 補助金額の各年への配賦－反復する補助金と反復しない補助金

##### i. 概要

補助金は、その性格により、反復する（recurring）補助金と反復しない（non-recurring）補助金とに分類される。反復する補助金の場合、当年に交付された補助金額全額を、当年に配賦する。反復しない補助金であるとされた場合、その補助金総額を次に述べる方法により相殺関税額の調査対象期間に配賦する。

反復する補助金と反復しない補助金を区別する一般的基準は次の通り。

- ・ 受領者が特定の補助金プログラムより継続して補助金を受領する場合 → 反復する補助金
- ・ 補助金を受領する際に政府の承認を要する場合（即ち、自動的に交付されるものではない場合） → 反復しない補助金
- ・ 資本構成または資産に係わる補助金である場合 → 反復しない補助金

米商務省規則は、次の補助金は通常、反復する補助金として取り扱うとしている。

直接税の減免、間接税・輸入税の免除または超過還付、物品・サービスの低価提供、価格支持、電気・水道料の減免、輸送費補助金、輸出促進助成、早期退職助成、労務費助成、川上への補助金<sup>56</sup>。

他方、次の補助金は、通常、反復しない補助金として取り扱うとしている<sup>57</sup>。

出資、贈与、工場閉鎖助成、債務免除、運転資金の補填、債務の株式化、非一般的社会基盤整備、工場・設備の提供。

##### ii. 反復する補助金の例： 融資

###### (A) 短期融資

短期融資（融資期間が12ヶ月以下のもの）の場合、政府融資がなされた年における、同等な商業融資（即ち、固定、変動金利などの条件が同等である商業融資）の平均値（ベンチマーク）から計算される利子額と、政府融資との利子額との差額をもって利益額と認定する。

短期融資の場合のベンチマークは次の順により選定する。

- 1) 該当企業が実際に同等な商業融資を得ている場合、かかる商業融資の金利（民間融資機関からの融資金利、民間市場で発行した債務）<sup>58</sup>。

<sup>56</sup> 19 C.F.R. § 351.524(c).

<sup>57</sup> 19 C.F.R. § 351.524(c).

2) 調査対象国における比較可能な同等な商業融資の平均値<sup>59</sup>。

なお、このうち、2)を適用するにあたって、米商務省は、例えば韓国産表面処理鋼板に対する相殺関税調査においては、他に依拠することのできる融資がないとして、IMF年鑑に記載された短期金利を使用している<sup>60</sup>。

## (B) 長期融資

### 信用力のある企業の場合

政府融資が長期融資である場合、当該政府融資が構築された年または直前の年における同等な商業融資をベンチマークとして、調査対象年において当該ベンチマークの利子率から計算される利子額と政府融資に対して実際に支払われた利子額との差額を利益額とする。これは長期固定金利融資<sup>61</sup>、長期変動金利融資<sup>62</sup>の場合とも同じである。その例として、後述する、韓国産塗工紙調査における信用力のある企業の場合を参照されたい。

但し、会社が通常の商業的な長期融資を得ることができない場合、信用力が欠如している企業 (uncreditworthy company) であると判断して、別途の方法により利益額を判断する<sup>63</sup>。この点については、次の項で更に説明する。

また、政府融資と商業融資ともに長期固定金利である場合で、返済の据置期間、完済日、返済の方法に異なる点があるときは、次の計算式により、かかる差異について、調査対象年の利益を計算する<sup>64</sup>。

$$A_k = \frac{y/n + [y - (y/n)(k-1)]d}{1+d}$$

---

<sup>58</sup> 19 C.F.R. § 351.505(a)(2)(iv).

<sup>59</sup> 19 C.F.R. § 351.505(a)(3)(ii).

<sup>60</sup> 例えば、韓国産表面処理鋼板相殺関税の年次見直し (*Preliminary Results of Countervailing Duty Administrative Review: Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products from the Republic of Korea*, 71 FR 53413, 53419 (September 11, 2006))において次の通り述べている。(なお本件は最終決定でも変更されていない。 *Final Results of Countervailing Duty Administrative Review: Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products from the Republic of Korea*, 72 FR 119 (January 3, 2007)参照)

For those programs requiring the application of a won-denominated, short-term interest rate benchmark, in accordance with 19 CFR 351.505(a)(2)(iv), we used as our benchmark a company-specific weighted-average interest rate for commercial won-denominated loans outstanding during the POR. Where unavailable, we used the average interest rate on lending rate loans for the POR, as reported in the IMF's International Financial Statistics Yearbook.

<sup>61</sup> 19 C.F.R. § 351.505(c)(2).

<sup>62</sup> 19 C.F.R. § 351.505(c)(4).

<sup>63</sup> 19 C.F.R. § 351.505(a)(4)(i).

<sup>64</sup> 19 C.F.R. § 351.505(c)(3).

- $A_k$  : 第  $k$  年に相殺される金額。
- $y$  : ベンチマークとなる民間融資の返済が開始される年における、利益総額の現在価値。即ち、当該年を基準として、当該政府融資について支払われるべき利子額の総額と、ベンチマークとなる商業融資であれば支払義務を負ったであろう利子総額との差額。但し、当該額は元本の額を上回ってはならない。
- $n$  : 融資年数。
- $d$  : 同等な商業融資の利率。
- $k$  : 融資期間のうち、利益額の配分を計算する年。返済がなされる同等な商業融資の受領の年を 1 とする。

### 信用力欠如企業の場合

補助金を受領した調査対象企業が信用力に欠ける (**uncreditworthy**) と判断された場合、米商務省は、商業融資の利率をそのまま適用せず、当該利率をムーディーズの格付けに対応する債務不履行率 (**default rate**) で調整した後の利率をもって、ベンチマーク利率とする。

なお、この方法によると、特に信用力欠如企業の場合、融資として判断した場合に利子総額がそもそもの融資元本を大幅に上回ることがあるが、問題とされない。欧州委員会は、かかる場合には融資ではなく贈与がなされたと認定しているが、米商務省としては、融資は融資であって贈与ではないという立場を取っている。考え方の違いとしかいいようがない。

この信用力欠如企業とは、米商務省が作り上げた概念である一方、この例外を適用することはまずない。たとえば、ある企業の経済状況がその企業の存在する国では通常の状態であったとしても、米商務省は自ら設定した基準により信用力欠如の有無を判断する。

さらに、次に述べる通り、信用力欠如企業と認定した場合の方法は米商務省規則として明文化されているため、調査対象企業がハゲタカファンドによる買収の可能性を基にしたベンチマークの認定を主張したとしても、米商務省が受け入れることは考えられない。

### 信用力が欠如しているか否かの判断

米商務省は、次の 4 要因を検討し、信用力が欠如しているか否かを判断する<sup>65</sup>。

- ・ 企業が獲得している、同等な商業長期融資の有無及びその内容。政府保証のない民間融資を受けており、受領企業は政府所有企業ではない場合、かかる融資の存在は、信用力が欠如している企業ではないことの決定的証拠となる。但し、当該融資が銀行 1 行のみからなされている場合、融資に通常ではない

---

<sup>65</sup> 19 C.F.R. § 351.505(a)(4).

側面がある場合、または暗黙の政府保証がある場合、決定的証拠とはみなされない<sup>66</sup>。

- 企業の財務諸表及び財務記録から計算される各種財務指標に反映される企業の過去及び現在の健全性。
- 企業のキャッシュフローからの企業のコスト及び確定している財務上の債務の履行能力。
- 市場調査、国及び工業の経済予測、融資契約が締結される前に準備された将来及び融資評価など、企業の将来の財務状況を示す証拠。

例えば、韓国産鋼梁（Steel Beam）相殺関税調査における Kangwon 社の場合、米商務省は、次の理由により、銀行との債務再編計画同意後は、同社には信用力が欠如していると判断した。但し、その前年に発行した公募債は同社が市場から得ることのできた融資であると認定し、その時点では信用力があつたとして、当該債券の利子率をベンチマーク金利とした。

- 外国からの金融支援リストから外れ、また、外国融資を得ることができない状況にあつた。
- 商業市場からは1日から2日程度の短期コールローン以外の調達ができない状態にあつた。
- 債務再編計画の合意により、直近3ヶ月間、長期債務及び公募・私募債の利払いが停止されていた。

#### 信用力が欠如している場合の利益額の計算

調査対象企業が一般的な商業的長期貸付けを得られない、信用力が欠ける企業である場合には、上述の方法により定められる商業的貸付けの利率を、ムーディーズの Caa から C レートの社債についての債務不履行または遅延割合により調整して得た率を、信用力欠如企業に適用されるベンチマーク利率とする。具体的には、次の計算式によりベンチマーク利子率を算出する<sup>67 68</sup>。

$$i_b = (1 + i_f) \left[ \frac{(1 - q_n)}{(1 - p_n)} \right]^{\frac{1}{n}} - 1$$

$n$  : 償還予定期間

$i_b$  : 信用力欠如企業に対する利子率（基準利子率）

$i_f$  : 信用力保有企業に対する利子率

<sup>66</sup> 62 FR 27296, 65367 (May 19, 1997).

<sup>67</sup> 米商務省規則。例えば、韓国塗工紙・2007年4月9日仮決定では、信用欠如企業である Poongman 社の2004年の状況について、ムーディーズの1920-1997年データを用いている。

<sup>68</sup> 19 C.F.R. §351.505(a)(3)(iii).

- $p_n$  : 信用力欠如企業の  $n$  年以内の債務不履行率：ムーディーズの Caa から C レートの累積債務不履行率 (historical default rate) を用いる。
- $q_n$  : 信用力保有企業の  $n$  年以内の債務不履行率：ムーディーズの Aaa から Baa レートの累積債務不履行率 (historical default rate) を用いる。

### iii. 反復しない補助金

補助金の交付が反復されない補助金は、受領者の主たる設備の耐用年数をもって補助金を配賦する年数として、補助金全額を各年に配賦する。さらに、当該配賦額に、調査対象年の末日において償却されていない補助金額に対する 1 年間の利子額を計算して得た金額を合計し、当該合計額をもって、調査対象年の補助金額とする。具体的には、次の計算式により算出する<sup>69</sup>。

但し、補助金総額が補助金交付の年における関係販売額の 0.5% 未満である場合、補助金交付の年に補助金の全額を配賦する<sup>70</sup>。

$$A_k = \frac{y/n + [y - (y/n)(k-1)]d}{1+d}$$

- $A_k$  :  $k$  年に配分される補助金額  
 $y$  : 補助金総額  
 $n$  : 耐用年数  
 $d$  : 割引利率  
 $k$  : 配分される年。ただし、受領の年 = 1、及び  $1 \leq k \leq n$ 。

#### n: 耐用年数

上述の式の「耐用年数」は、補助金を受領した企業が別途証明しない限り、米国内国歳入庁 (IRS) 1977 年版耐用資産償却範囲制度の表 (その後の変更表を含む) を基本として、財務省によりアップデートされたものを使用する<sup>71</sup>。ここで言う IRS の表として、IRS の工業別償却期間が用いられている。個別企業の実際の資産ごとの償却期間の加重平均といった方法は取っていない。

但し、補助金を受領した企業または交付国が次の事項を立証した場合、米商務省は、IRS 表以外の基準を適用する<sup>72</sup>。極めて特殊な場合、米商務省は、それら以外の方法を用いることができる<sup>73</sup>。

<sup>69</sup> 19 C.F.R. § 351.524(d)(1).

<sup>70</sup> 19 C.F.R. § 351.524(b)(2).

<sup>71</sup> 19 C.F.R. § 351.524(d)(2)(i).

<sup>72</sup> 19 C.F.R. § 351.524(d)(2)(ii) 及び (iii).

<sup>73</sup> 19 C.F.R. § 351.524(d)(2)(ii).

企業の場合：

- ・ 当該企業の設備耐用年数は、IRS の表記載の年数と 1 年以上異なること。
- ・ 企業は、その資産台帳において、実際の耐用年数に基づき償却をおこなっているものであること。
- ・ 総資産の総償却額を、定額償却法 (straight line method) による年償却額により計算しているものであること、または、固定資産の償却に不規則な額または偏った額の償却がなされているものではないこと。

輸出国の場合：

- ・ 当該国平均の設備耐用年数は、IRS の表記載の年数と 1 年以上異なること。
- ・ 輸出国政府がその設備耐用年数表の正当性を立証したものであること。

しかし、調査対象企業側が IRS の償却期間に反論する例はほとんどない。これは、より長い償却期間は、相殺関税の賦課期間が延長されるばかりでなく、遡って調査される期間も延長されてしまうため、調査対象企業にとって有利な主張とならない一方で、逆に短い期間を主張すると、調査対象年の相殺関税額が上昇するおそれがあるからであると思われる。

#### d: 割引利率

割引利率としては、補助金交付が合意された年における次の金利を使用する<sup>74</sup>。これは、上述の長期融資金利と同様である。

- ・ 当該企業の固定長期借入金利。但し、補助金が交付された融資によるものを除く。これがない場合、
- ・ 当該国の固定長期借入金利。これがない場合、
- ・ その他適切な金利。上述の通り、多くの場合、IMF 年鑑に基づく。

但し、当該企業が信用力欠如企業である場合、融資の項で述べた計算式により得られた利率をもって割引利率とする。

#### iv. *反復しない補助金の例： 出資*

##### (A) 投資適格性

米商務省は、まず、政府出資を得た企業について、合理的な民間投資家の視点から、投資適格性 (equityworthiness) があるか否かを判断する<sup>75</sup>。投資適格性は、被投資企業が合理的な期間内に合理的な収益をあげる能力があるか否かにより判断する。

<sup>74</sup> 19 C.F.R. § 351.524(d)(3).

<sup>75</sup> 19 C.F.R. § 351.507(a)(3)(i).

また、事情を勘案して、当該出資プロジェクトについて投資適格性を判断することもできる<sup>76</sup>。特に、次の要素を検討する。

- ・ 政府が出資決定をおこなう以前に作成された、被投資企業または当該投資プロジェクトについての市場分析、経済予測、予想もしくは融資評価。
- ・ 被投資企業の財務諸表、財務記録より計算された当該企業の健全性を示す過去及び現在の財務指標。
- ・ 過去3年の投資収益率（ROE）。
- ・ 民間投資家による資本投資。

これらの分析のため、米商務省は、政府が出資を実行する以前に作成され、政府が出資を決定するための基礎とした情報及び分析を検討する。当該情報及び分析に、通常の民間の投資家が検討する客観的な情報・分析が含まれていなかった場合、米商務省は、通常、相殺することができる補助金が交付されたものと判断する。但し、合理的な民間投資家が客観的な分析なくして投資決定をおこなっていると判断される場合には、その限りではない<sup>77</sup>。

この基準は、民間投資家であれば、相当額の出資をおこなう場合、最も客観的な基準及び情報に基づき、潜在リスクと期待利益とを比較考量するものであると考えられるところから設定されたものである<sup>78</sup>。

## (B) 利益額

投資適格性がある場合、その出資条件を検討し、個別事例毎に、利益の額を決定する。投資適格性のない場合、出資全額をもって利益額とする。

### 投資適格性がないと判断された例

米商務省は、たとえば次の事例において、以下に述べる事実を根拠として、被投資企業には投資適格性がないと判断している。

- ・ Kangwon 社（韓国産鋼梁、2000年7月3日、最終決定公告）
  - － 同社は債務再編を銀行と同意した。
  - － 債務再編の期間およびそれ以前に、外国資本を誘致することができなかった。
  - － 通常の商業的長期融資を受けることができなかった。
- ・ ハイニックス社（韓国産 DRAM 2003年6月16日、最終決定公告）

<sup>76</sup> 19 C.F.R. § 351.507(a)(4).

<sup>77</sup> 19 C.F.R. § 351.507(a)(4)(ii).

<sup>78</sup> 韓国産塗工紙・最終決定メモ p.7.

- 2001年5月措置のためのSSB社の財務分析レポート及び2001年10月措置のモニターグループによる財務分析レポートは、被投資企業の投資適格性、将来の財務予測についてのものではない。
- 民間投資家は、DRAM産業及びハイニックス社の将来に悲観的であった。
- ハイニックス社の財務指標は、例えば投資収益率は2000年にマイナス40%、翌年にはマイナス97%を示すなど、1990年代後半から厳しい状況にあることを示している。
- 期待効用モデルが経済理論の中心であり、プロスペクト理論は採用しない。(これは、ハイニックス社側の主張に答えたもの。)

### (C) 出資の計算方法の例

ハイニックス社DRAMに関する債務の株式化(Debt-to-equity swap)について<sup>79</sup>、において米商務省は次の通り述べ、債務の株式化は2001年10月に実施されたにも拘わらず、2001年全年を初年1年としての利益額を計算している。

#### v. 反復する補助金・反復しない補助金の双方の場合がある例： 物品・サービスの提供

政府から物品またはサービスが提供された場合、米商務省は、調査対象国の市場の一般的状況、即ち価格、品質、入手可能性、市場性、運送及びその他の販売または購入の条件を考慮してベンチマークを選定し、当該ベンチマーク価格と政府からの価格との差額を補助金額とする<sup>80</sup>。具体的には、次の優先順位によりベンチマークを選定する<sup>81</sup>。

- 1) 調査対象国の市場における実際の取引に基づく市場価格。それらから、製品の類似性、販売量、実輸入または競売、その他価格に影響を及ぼす要因を考慮して、選択する。
- 2) 調査対象国の購入者が購入できると合理的に考えられる国際価格。当該国際価格が複数ある場合、それらの平均値を使用する。

<sup>79</sup> 米商務省仮決定2003年4月7日(68 FR 16766, 16778)。2003年6月23日付け米商務省最終決定においても、Decision MemorandumのComment 11において、次の通り述べて、debt-to-equity swapの利益計算方法は仮決定から変更がないと述べている。

First, we disagree that the equity infusion did not occur until 2002. In accordance with 19 C.F.R. § 351.507(b), the receipt of benefit occurs on the date on which the firm received the equity infusion. Because Hynix recognized the equity infusion in its 2001 audited financial statement and the convertible bonds that were agreed to and issued carried an obligation to convert as of June 1, 2002, we find that the date on which Hynix received the equity infusion occurred in 2001. Therefore, we continue to treat the equity infusion itself as we did in the Preliminary Determination.

<sup>80</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(E).

<sup>81</sup> 19 C.F.R. § 351.511(a)(2).

- 3) 政府価格が市場原則に則して設定されているか否かを評価して、補助金額を判断する。なお、この場合、政府の価格設定の考え方、将来の運用を可能にする収益率を含めた原価、または価格差別を考慮する<sup>82</sup>。

物品・サービスの提供による補助金は、提供された年に配賦する<sup>83</sup>。ただし、当物品またはサービスの提供が反復しない補助金である場合（例えば、複数年に亘る土地利用料）は、反復しない補助金の計算方法により調査対象期間の補助金額を計算する。

なお、これらの具体例として、後述の *US — Softwood Lumber IV* (DS257)、*US — Anti-Dumping and Countervailing Duties (China)* (DS379) に係わる *Laminated Woven Sacks from the People's Republic of China* (C-570-917) の事例を参照いただきたい。

## b. 輸出補助金

次の輸出補助金の利益額は次の基準により計算する。

### i. 輸出のための国内運送費用<sup>84</sup>

- ・ 利益額： 通常の国内運送費用との差。但し、独立事業者間の取引（arm's length）である場合または商業的に正当化できる費用が支払われている場合を除く。
- ・ 受領の時期： 当該費用が支払われ、または支払われるべき日。
- ・ 利益の配賦： 利益が受領された年に全額を配賦する。

### ii. 輸出品製造のための原材料の政府統制優遇価格（材料、エネルギーを含む。）<sup>85</sup>

- ・ 利益額： 利益の額は、商業的に利用できる世界市場価格との差。
- ・ 受領の時期： 当該価格が支払われ、または支払われるべき日。
- ・ 利益の配賦： 利益が受領された年に全額を配賦する。

### iii. 輸出を条件とした間接税の減免<sup>86</sup>

- ・ 利益額： 製品を国内へ販売した場合に支払うべき間接税と、輸出製品について支払った間接税との差額。

<sup>82</sup> Preamble, 63 Fed. Reg. at 65378.

<sup>83</sup> 19 C.F.R. § 351.511(c).

<sup>84</sup> 19 C.F.R. § 351.515

<sup>85</sup> 19 C.F.R. § 351.516

<sup>86</sup> 19 C.F.R. § 351.517.

- ・ 受領の時期： 輸出日。
- ・ 利益の配賦： 利益が受領された年に全額を配賦する。

**iv. 輸出を条件とした累積的間接税、輸入税の減免、猶予<sup>87</sup>**

- ・ 利益額： 輸出国政府が、投入原材料等が輸出製品の製造に使用されたことを：
  - － 確認する制度が整備されまたは確認の実施がなされている場合は、減免された累積間接税、輸入税のうち、輸出製品に使用されなかった分についての税額を、支払猶予の場合は、猶予された当該税額分の金利相当分を利益額とする。
  - － 確認する制度が整備されまたは確認の実施がなされていない場合は、減免された税額、延期された税の金利相当分の全額を利益額とする。
- ・ 受領の時期： 輸出日。支払猶予の場合は、実支払日。
- ・ 利益の配賦： 利益が受領された年に全額を配賦する。

**v. 国内代替品の使用による輸入税還付<sup>88</sup>**

- ・ 利益額： 実際に支払われた輸入税額を上回ってなされた還付額。但し、輸出国政府として投入原材料等が輸出製品の製造に使用されたことを確認する制度が整備されまたは確認の実施がなされていることが条件となる。この条件を満たさない場合、還付額全額が利益額となる。
- ・ 受領の時期： 輸出日。延期の場合は、実支払日。
- ・ 利益の配賦： 利益が受領された年に全額を配賦する。

**vi. 輸出信用保険<sup>89</sup>**

- ・ 利益の額： 実際に支払われた保険料と、輸出者が同保険の保険金として受領した金額の差額。
- ・ 受領の時期： 輸出日。延期の場合は、実支払日。
- ・ 利益の配賦： 利益が受領された年に全額を配賦する。

---

<sup>87</sup> 19 C.F.R. § 351.518、519

<sup>88</sup> 19 C.F.R. § 351.519.

<sup>89</sup> 19 C.F.R. § 351.520.

### c. 商社に交付された補助金

調査対象産品を輸出する商社に補助金が交付されている場合、当該補助金は調査対象企業に交付されたものとして、他の補助金額と合算する<sup>90</sup>。

### d. 税効果

受領した補助金による租税公課効果については、補助金額に加えない<sup>91</sup>。

### e. 補助金額から控除される経費等

米商務省は、次の経費は、補助金額から控除する<sup>92</sup>。

- ・ 補助金を受領するために要した申請費用、預託その他の支払い。
- ・ 補助金の受領が遅延したことにより減価した補助金の金額。
- ・ 補助金を相殺することを目的として課された輸出税、その他の料金。

その他の費用は、補助金額からは控除されない。

### f. 調査中に発見された補助金

米商務省は、提訴状に記載されていなかった相殺可能な補助金が調査の過程で発見された場合、または通商代表より補助金プログラムは SCM 協定第 8 条に反するものであるとの通知を受けた場合、かかる補助金を調査に加える<sup>93</sup>。

### g. 調査対象期間後に変更された補助金

調査対象期間後で仮決定（または仮結果）以前に補助金プログラムが変更された場合で、当該変更後の補助金額が計算できる場合、米商務省は、当該変更を相殺関税率に反映させる<sup>94</sup>。但し、当該変更は個別企業に対しての変更ではなく、プログラム全体の変更であり、当該プログラムが実施された根拠となっている法令、通達、またはそれらの付則が変更されたものである必要がある<sup>95</sup>。

---

<sup>90</sup> 19 C.F.R. § 315.525(c).

<sup>91</sup> 19 C.F.R. § 351.504(e).

<sup>92</sup> 19 U.S.C. § 1677(6).

<sup>93</sup> 19 U.S.C. § 1677d.

<sup>94</sup> 19 C.F.R. § 351.526(a).

<sup>95</sup> 19 C.F.R. § 351.526(b).

米商務省は、当該変更が認められた場合、補助金率を変更する。しかし、当該プログラムの変更により補助金額がデミニマスになったとしても、相殺できる補助金なしとの決定はおこなわず、当該補助金が認められたとの決定をおこなった上で、相殺関税率をゼロとする<sup>96</sup>。また、補助金プログラムが撤廃されたものの補助金の効果は継続している場合（例えば反復しない補助金の場合には、これが認められる）、または代替補助金プログラムが認められるものの補助金額が計算できない場合、補助金率は変更しない<sup>97</sup>。

## h. 国際間の補助金

ある国の政府から、他の国に所在する者に交付された資金、または国際金融機関、国際開発機関から交付された資金は、これを補助金と認定しない<sup>98</sup>。但し、国際コンソーシアムによる調査対象製品の製造に補助金が交付されている場合及び川上補助金の場合を除く。

## 7. 補助金率の計算

### a. 補助金率

補助金率は、次の計算式により計算する<sup>99</sup>。

$$\text{補助金率} = \frac{\text{調査対象年に配賦された補助金の総額}}{\text{補助金に関する製品の売上高}}$$

売上高： 輸出は FOB 輸出港ベース、国内販売は工場軒下渡しベースとする。なお、次の補助金については、次に述べる売上高を使用する。

- 輸出補助金： 輸出製品の売上高を使用。
- 国内補助金： 輸出を含む、全製品の売上高を使用。
- 特定の製品に対する補助金： 当該補助金の対象となった製品の売上高を使用。補助金が原材料に交付されている場合、当該原材料及び当該原材料を使用した製品双方の売上高を基礎とする。
- 「相互所有」（cross-ownership）の関係が認められる場合： 補助金が交付された製品の売上高を基本とする。但し：

<sup>96</sup> 19 C.F.R. § 351.526(c).

<sup>97</sup> 19 C.F.R. § 351.526(d).

<sup>98</sup> 19 C.F.R. § 351.527.

<sup>99</sup> 19 C.F.R. § 351.525.

- 2社が同一製品を生産している場合、全ての同一製品の売上高を使用する。
- 親会社が補助金を受領している場合、連結売上高を使用する。但し、当該親会社は補助金の受領窓口でしかない場合、当該補助金が対象とした製品の売上高。
- 川上材料に補助金が交付されている場合、当該川上材料及びそれを使用した川下製品の売上高の合計。但し、内部取引高は控除する。
- 多国籍企業（グループ）である場合、補助金が交付された国の製品の売上高。但し、他の国の生産にも当該補助金が交付されている場合、該当する国の製品の売上高を加える。

#### **i. 計算単位**

補助金、補助金率は、輸出者・製造者別を基本とする。

米国は、WTO 成立以前は相殺関税率を国別に設定していたが、WTO 成立後は、AD 協定の基本ルールとして定められた輸出者・生産者別のダンピングマージン計算に合わせて、企業別に相殺関税率を設定するようになっているものである。

#### **ii. 輸出者・製造者が多数である場合**

調査対象企業が多数に及ぶ場合、サンプリングまたは輸出数量の最大数の輸出者・製造者を調査する。

調査対象とならなかった輸出者・製造者に対しては、調査対象者でデミニマス以上のレートの加重平均（いわゆる「その他」レート）を適用する。

#### **iii. 輸出者・製造者が極めて多数である場合**

補助金の交付対象となった輸出者、製造者が極めて多数に及ぶ場合、国別レートを適用する<sup>100</sup>。例えば、アルゼンチン産蜂蜜<sup>101</sup>では、補助金の対象とされた蜂蜜製造者は 25 千あった。このため、アルゼンチン政府と協議の後、同政府のみに質問状を送付し、検証も政府側のみおこない、国別レートを設定した。

#### **iv. 調査対象企業 2 社が「相互所有」の関係にある場合**

この場合、それら調査対象企業の連結数値を使用し、単一の相殺関税率を計算する<sup>102</sup>。

<sup>100</sup> 19 U.S.C. § 1677-f-1(e)(2)(B).

<sup>101</sup> 2001 年 10 月 4 日、最終決定。

<sup>102</sup> 19 C.F.R. § 351.525(b)(6)(ii).

## b. 僅少な補助金・デミニマス

相殺関税率が次の場合、当初調査において相殺できる補助金はないものとする<sup>103</sup>。

- ・ SCM 協定国 (WTO 加盟国) である途上国: 2%以下。
  - ・ その他の国: 1%未満。
- (3%基準は、SCM 協定の定めにしたがって 2003 年 1 月 1 日をもって廃止。)

このデミニマス基準は、通常、調査対象企業別に認定される。

また、米商務省の実務として、ある補助金プログラムの補助金額が 0.005%に満たない場合、かかる補助金は相殺関税率に加えない。

## c. 所有者の変更 (民営化)

米国は、企業の所有権またはその資産の一部若しくは全部が他の企業に譲渡され、所有者の変更 (“Change-In-Ownership”) があつた場合に、それまでに当該企業が受領していた補助金が譲渡後の譲受企業に移転していたと認められる場合、当該譲受企業に対して相殺関税を課すとしている。法は、当該所有権または資産が独立事業者間の価格 (arm’s length price) により譲受企業に移転した場合であっても、米商務省が過去に交付された補助金が消滅したと決定することを要求しない、と定めている<sup>104</sup>。

これに基づき、米商務省は、これまで、国有企業が民営化された場合において、当該民営化により、民営化前まで企業が受領した補助金の効果が民営化後の企業に継続して存在しているか否かを検討してきている。その判断方法として、最初にガンマ法を採用したが、WTO 紛争解決機関により SCM 協定に不整合な方法であるとされた<sup>105</sup>。それを受けて同一人法を採用した。しかし、この方法も不整合とされた<sup>106</sup>ため、現在は、基礎推定法を採用している<sup>107</sup>。

### i. ガンマ法 (Gamma Method)

- ① 調査対象年に効果が及んでいる反復しない補助金の効果が及んでいる各年について、譲渡企業に対する補助金額と当該企業の価値の比率を計算する。
- ② これら比率の単純平均値をもって、会社全体の価値に対する補助金比率とする。

<sup>103</sup> 19 U.S.C. § 1671b(b)(4).

<sup>104</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(F).

<sup>105</sup> *US – Lead and Bismuth II* (DS138) 上級委員会報告書 (2000 年 6 月 7 日採択)

<sup>106</sup> *US – Countervailing Measures on Certain EC Products* (DS212) 上級委員会報告書 (2003 年 1 月 8 日採択)

<sup>107</sup> *See Notice of Final Modification of Agency Practice Under Section 123 of the Uruguay Round Agreements Act*, 68 Fed. Reg 37125 (June 23, 2003).

- ③ かかる補助金比率を、買収価格に乗じて得た金額をもって、補助金の返済額とする。
- ④ 当該返済額を譲渡時点で残存していると計算された補助金額から減じて得た金額をもって相殺する補助金額とし、調査対象年に配賦する。

### ii. 同一人法 (*The Same Person Methodology*)

次の要因を検討し、企業が民営化前と後において同一であると認められる場合、企業が受領していた補助金全額を、民営化後も補助金額として認定する。同一ではないと判断された場合、会社売却の取引価格が独立事業者間の公正市場価格であったかを検討し、補助金の返済があったかを検討する。

- ① 民営化企業の業務全般
- ② 製造設備の継続性
- ③ 資産及び負債の継続性
- ④ 従業員の採用

### iii. 基礎推定法 (*Baseline Presumption*)

- ① 米商務省は、反論可能な推定として、反復しない補助金の受領者は、その償却期間、補助金の恩恵を受けているものとする。利害関係者より何らの反論もない場合、未償却分の補助金を基礎として、調査対象年の補助金額、相殺関税額を計算する。
- ② 利害関係者が次の点を証明した場合、補助金は全て返済されたものとみなし、相殺可能な補助金は存在しないと判断する。
  - ・ 受領者の民営化がおこなわれ、政府は、当該受領者の資産の全てもしくはほとんど全てを売却し、受領者を支配する立場にないこと。
  - ・ 当該民営化は、独立事業者間取引による市場公正価格により行なわれたこと。即ち、譲渡価格は実際の民営化事業の価値全体を反映したものであり、全額が金銭またはそれと同等の手段により支払われたこと。
  - ・ 次の場合、独立事業者間取引がなされたものと認定する。
    - 売主及び買主は非関係会社で、それぞれが自らの利益によって取引価格を交渉したものであること、または、
    - 関係会社間取引の条件は非関係会社間取引と同等のものであること<sup>108</sup>。これは、次の点（即ち、市場公正価格）を考慮して判断される。

---

<sup>108</sup> 例えば、Issues and Decision Memorandum for the Determination under Section 129 of the Uruguay Round Agreements Act: Countervailing Duty Administrative Review: Grain-Oriented Electrical Steel from Italy,

- ・ 市場公正価格により行なわれたか否かを判断するにあたっては、特に、次の点を考慮する。
  - 売却価格を設定するに際し、政府は、商業的な売主として、客観的な分析に基づき売却益を最大化することに配慮したか。また、当該売却は当該国の商業取引に整合的な方法で行われたか。
  - 買受人について、加重な要件の入札資格など、何らかの意図的な制限が課せられていないか。
  - 最高価格で入札した者が落札したか。
  - 売却取引について、他の付帯条件（例えば、従業員の雇用継続、一定の生産能力の維持など）が課せられていないか。この場合、次の事項を検討する<sup>109</sup>。
    - ・ 投資家に対する制限の透明性が全ての購入希望者に対して確保されているか。
    - ・ 購入後、購入者が一定の制限から解除されるという明示又は黙示の理解又は期待がないこと。
    - ・ その他、投資家に対する制限が売却価格に反映されていないとする証拠がないこと。

③ ある利害関係者から、上の②について証明された場合において、他の利害関係者が当該民営化は、独立事業者間取引における公正市場価格では行なわれていないことを証明した場合、即ち、公正市場価格に必要とされる広い意味における経済条件が整っていない場合、または、民営化の取引は「市場価格」でおこなわれたものの、政府により市場が歪められている場合、補助金は存在することとされ、未償却分の補助金に対して相殺関税額を計算する。この場合の広い意味における経済条件の有無の判断においては、次の点を考慮する。

- ・ 経済全般、また該当する産業において、需要と供給による自由な価格設定の存在、各企業の情報へのアクセスの平等性、汚職等の状況、法的支配の実効性、契約及び財産権行使の状況、などの基本的条件が整っているか。
- ・ 政府は、税の減免、環境対策など、法的または財務的優遇を供与して、取引条件を歪め、通常の商業取引における民営化企業またはその資産の評価額を歪めているか否か。

---

October 24, 2003, p 4参照。

<sup>109</sup> 同上。

## B. 米国相殺関税事例の概要

### 1. アルゼンチン産 Ni-Resist Piston Inserts (C-580-862)

本件は、2009年7月6日に仮決定が公告され、2009年9月18日、最終決定が公告された。最終決定では、仮決定の後の検証により新たに確認された補助金を調査対象に追加し、また、その他検証された事実に基づき仮決定を変更しているが、主要な部分については仮決定からの変更はない。したがって、以下では、仮決定の内容を中心として、最終決定での主要な変更点を説明する。

#### a. Tax Relief Under the Reintegro

##### プログラムの概要：

新品未使用品を輸出するまでに国内の製造・流通過程で課された間接税の相当額として、FOB 額から輸入原材料の CIF 額を減じた額の一定割合を還付する制度。本調査対象産品では、産業データ等を基に 5.25%を還付するとしていた。

##### 補助金の性格：

資金の直接移転<sup>110</sup>

##### 特定性：

本件は輸出を条件としている。したがって、輸出補助金として特定性がある<sup>111</sup>。

##### 利益額：

調査対象産品について還付率 5.25%の基礎としたデータ (the ADIMRA study) は提出されなかった。米商務省規則では、生産財に課せられた間接税の還付は、一定の条件が満たされる場合、利益が交付されたとみなさないこととされているが<sup>112</sup>、かかるデータが提出されなかったため、当該規則が適用されるものとは判断されなかった。

##### 計算方法：

還付率 5.25%をもって補助金率とする。

最終決定での変更点： 変更点なし。

##### 結論：

仮決定： 同上。

最終決定： 変更なし。

---

<sup>110</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(D)(i).

<sup>111</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(A).

<sup>112</sup> 19 C.F.R. § 351.518(a)(4)(i)及び(ii)。その概要は上述を参照されたい。

## b. Provincial Stamp Tax Exemption

### プログラムの概要：

地方税務当局による印紙税の免除。

### 補助金の性格：

歳入の免除。

### 特定性：

アルゼンチン政府は該当する法律条文、その翻訳を提出しなかったため、制度的詳細は不明である。本調査の唯一の輸出者である **Clorindo** 社に対する免除は、輸出入金融契約についての印紙税の免除である。これは輸出を条件としている。したがって、輸出補助金として特定性がある。<sup>113</sup>

### 利益額：

免除された印紙税額。

### 計算方法：

免除された印紙税額を調査対象期間の輸出額で除して計算した。

最終決定での変更点： 免除された印紙税額は、その支払われるべき額の 50%であった。したがって、利益額、相殺関税率を再計算した。

### 結論：

仮決定： 0.17%の相殺関税率。

最終決定： 0.06%の相殺関税率。

## c. Provincial Turnover Tax Exemption

### プログラムの概要：

サンタフェ省財政法第 160 条に基づき、サンタフェ省内の全工業活動及び工業企業の生産の売上税を免除。

### 補助金の性格：

特定性がなかったため、分析を行っていない。

---

<sup>113</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(A).

特定性：

売上税の免除はサンタフェ省内の全工業活動及び製造活動をおこなう会社に適用されている。また、輸出を条件としたものでもない。したがって、特定性がない。

利益額：

計算されず。

計算方法：

計算されず。

最終決定での変更点： サンタフェ省財政法第 160 条とは別途に、同法第 127 条に基づき、全ての輸出取引について、売上税が免除されていることが現地調査により確認された。かかる補助金は、輸出補助金として特定性がある。また、現地調査において当該免除額が確認されたため、当該免除額を利益額と認定し、輸出売上高で除して相殺関税率を計算する。

結論：

仮決定： 補助金性なし。

最終決定： 1.5%の相殺関税率。

## 2. インド産商品紙マッチ (C- 533-849)

本件は、2009年4月6日に仮決定が公告され、2009年10月22日、最終決定が公告された。仮決定の後、利害関係者からは特段の意見が提出されていない。このため、仮決定から最終決定の間の変更は、検証により確認された事実に基づく変更（提出データの修正を含む）に止まっている。したがって、以下では、仮決定の内容を中心として、最終決定での主要な変更点を説明することとする。

### a. Export Promotion Capital Goods Scheme

プログラムの概要：

輸入資本財について、その価格の 5-8 倍の外貨収入を 8 年以内に得ることを約束することにより、輸入関税及び物品税が免除される制度。当該期間に約束の外貨収入が得られなかった場合、未達成の程度に応じて、それら税が徴収される。

なお、現地調査により、本プログラムは、免除された輸入税額の 8 倍の外貨収入を 8 年以内に得ることが義務づけられていたことが確認された。

補助金の性格：

税の免除。

特定性：

輸出行為を条件としている。したがって、輸出補助金として特定性がある<sup>114</sup>。

利益額・計算方法：

本プログラムの利益は2種類に分かれる。

(1) 無利子融資

最終的に輸入関税及び物品税が免除されるまで（または同税が徴収されるまで）の間、当該税額の支払は猶予されている、これは、補助金計算の目的上、無利子融資がなされていることとされる。

当該無利子融資は、輸入後8年以上が経過した後に元本返済または免除が決定されることから、長期融資である。米商務省は、長期融資金利として、米商務省規則<sup>115</sup>にしたがって、調査対象企業の融資実行年の前年の、比較可能な長期融資金利（この場合、ルピー建融資）を用いる。当該金融資が存在しない場合、米商務省規則<sup>116</sup>にしたがって、IMF統計の国別平均金利を利用する。

本件の場合、Triveni社（調査対象企業）は比較可能な長期融資金利がなかったため、IMF統計のインドルピー建て平均長期金利を採用した。

輸入関税及び物品税の支払猶予額に当該金利を乗じて得た金額を補助金額とした。

(2) 贈与

最終的に輸入関税及び物品税が免除されることにより、政府からの贈与が行われる。本件は資本財に関する免除であるから、反復しない補助金である<sup>117</sup>。しかしTriveni社は、当該資本財は米商務省規則<sup>118</sup>に定めるところの特定の製品の生産に供されるものであることを立証していない。したがって、同社の全輸出に裨益しているものと判断する。

なお、Triveni社は当該免除を取得するために手数料を支払っているところから、当該手数料を免除額から控除した。

本調査対象期間中またはそれ以前に輸入関税及び物品税の免除が正式になされた金額については、当該免除がなされた年を初年として、米商務省規則<sup>119</sup>にしたがい商品マッチ製造設備について米国IRSが定める償却期間10年に亘り配賦計算をおこなった。

---

<sup>114</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(B).

<sup>115</sup> 19 C.F.R. § 351.505(a)(2)(iii)参照。

<sup>116</sup> 19 C.F.R. § 351.505(a)(3)(ii)

<sup>117</sup> See Countervailing Duties; Final Rule, 63 FR 65348, 65393 (November 25, 1998).

<sup>118</sup> 19 C.F.R. § 351.525(b)(5)

<sup>119</sup> 19 C.F.R. § 351.524(d)(2)

次に、補助金額の合計額が Triveni 社の輸出売上高の 0.5%を上回っていることを確認した<sup>120</sup>。

最後に、贈与額の償却計算<sup>121</sup>にしたがって、該当する年の割引率の計算を行い、当該額を配賦された贈与額に加算した。

### (3) 相殺関税率

上述(1) 及び (2) により調査対象期間に配賦または計算された補助金額の合計額を調査対象期間の輸出売上高で除して、相殺関税率を計算した。

最終決定での変更点： 検証により、調査対象企業は 2006 年の融資について商業市場から長期融資を得ていたことが確認されたため、同長期融資の金利をベンチマーク金利とする。2005 年については、引き続き IMF 統計のインドルピー建て平均長期金利を使用した。

### 結論：

仮決定： 1.48%の相殺関税率。

最終決定： 0.89%の相殺関税率。

## **b. Duty Entitlement Passbook Scheme**

### プログラムの概要：

輸出額の一定割合の額をクレジットとして、将来の輸入関税が免除される制度。当該クレジットは輸出時から 1 年間有効。

### 補助金の性格：

税の免除である。また、他方、インド政府の制度は、輸入材料が輸出材料に使用されることを確認する税度とはなっていない。したがって、相殺関税の対象となる資金面での貢献である。

税の免除であるから、調査対象企業に利益がもたらされている。

### 特定性：

輸出行為を条件としている。したがって、輸出補助金であるから特定性がある<sup>122</sup>。

---

<sup>120</sup> 19 C.F.R. § 351.524(b)(2)

<sup>121</sup> 19 C.F.R. § 351.524(d)

<sup>122</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(B).

#### 利益額・計算方法：

本プログラムのクレジットは輸出出荷額に対して交付される。よって、調査対象期間中の米国向出荷について与えられたクレジット額を基礎とした。

当該クレジットを得るために、Triveni 社は手数料を支払っているところから、にたがって当該手数料を免除額から控除した<sup>123</sup>。

当該クレジット純額を補助金額とし、調査対象期間中の米国出荷額で除して、相殺関税率を計算した。

#### 結論：

仮決定： 7.25%の相殺関税率。

最終決定： 6.52%の相殺関税率。

### **c. Pre-Shipment and Post-Shipment Export Financing**

#### プログラムの概要：

出荷前融資制度は、コンファームされたオーダーまたは L/C に基づき、商業銀行が運転資金（原材料費、梱包費、輸送費用）を提供する制度。その信用枠も商業銀行が設定する。信用枠はルピー建または外国通貨建のいずれでもよいが、インド中央銀行が定める利率を上回ってはならない。

出荷後融資制度は、船済み書類の買い取りまたは融資の形で、輸出代金が回収される迄の間、実施される。但し、180 日を最長とする。

#### 補助金の性格：

資金の直接移転（短期融資）。

#### 特定性：

輸出行為を条件としている。したがって、輸出補助金であるから特定性がある<sup>124</sup>。

#### 利益額・計算方法：

融資の場合、ベンチマーク利子率よりも低い利子率による場合、補助金が交付されたこととなる。

---

<sup>123</sup> 19 U.S.C. § 1677(6)(A)

<sup>124</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(B).

### (1) 出荷前融資制度

出荷前融資制度は特定の輸出に結びつけられていない。したがって、全ての当該融資による利益額を Triveni 社の輸出額で除して、相殺関税率を計算した。

米商務省は、短期融資金利として、米商務省規則<sup>125</sup>にしたがって、調査対象企業の比較可能な短期融資金利（この場合、ルピー建融資及び米国ドル建融資）を用いる。当該金融資産が存在しない場合、IMF 統計の国別平均金利を利用する<sup>126</sup>。

本件の場合、Triveni 社は全ての短期融資を同一の銀行から借り入れていたため、比較可能な長期融資金利がなかった。したがって、IMF 統計のインドルピー建及び米国ドル建短期金利を採用した。

当該ベンチマーク金利と実際の融資金利との差を融資額に乗じて補助金額とした。

### (2) 出荷後融資制度

出荷後融資は、特定の輸出に結びついているため、米国輸出について供与された融資について、ベンチマーク金利との金利差を計算し、当該融資額に乗じて、補助金額を計算した。ベンチマーク金利は出荷前融資制度と同様、IMF 統計を使用した。

当該補助金額を米国輸出額で除して、相殺関税率を計算した。

最終決定での変更点： 調査対象企業はルピー建融資のみを受けていたところから、ベンチマーク金利として、調査対象企業が実際に市場から得ていたルピー建て短期金利を使用した。

### 結論：

仮決定： 出荷前融資制度は 1.36%の相殺関税率、出荷後融資制度は 1.14%の相殺関税率となった。

最終決定： 出荷前融資制度について 2.15%の相殺関税率、出荷後融資制度について 0.32%の相殺関税率。

## 3. 中国産台所収納・棚 (C-570-942)

本件は、2009年1月7日に仮決定が公告され、2009年7月27日、最終決定が公告された。本件の調査対象となった補助金プログラムのうち、調査対象企業から回答がなかったため AFA を適用することとしたプログラムについては、提訴状の内容をそのまま受け入れることとなり、今後の参考となるものとは思われないため、以下

<sup>125</sup> 19 C.F.R. § 351.505(a)(2)(iv)

<sup>126</sup> 19 C.F.R. § 351.505(a)(3)(ii)

では、実際におこなわれた調査に基づき判断のなされた補助金プログラムに限定して説明する。

**a. Income Tax Reduction for Foreign Invested Enterprises (“FIEs”) Based on Geographic Location**

プログラムの概要：

経済特区等において生産活動をおこなう外国投資企業に対する所得税 30%を 15%から 24%に減税する措置。本件では 24%の税率が適用されていた。

補助金の性格：

反復する、税の免除。

特定性：

特定の地域に所在する企業に対するプログラムであるから、地域補助金として特定性がある<sup>127</sup>。

利益額・計算方法：

調査対象期間の税率 30%と 24%の差による税額を利益額として、調査対象期間の売上高で除して相殺関税率を計算した。<sup>128</sup>

結論：

0.30%の相殺関税率。

**b. Income Tax Reduction for Export-Oriented FIEs**

プログラムの概要：

売上高の 70%を上回って輸出する外資企業に対する所得税の減税措置。本件では、所得税が 12%に減税されていた。

補助金の性格：

反復する、税の免除。

特定性：

法律上、輸出行為を条件としている。したがって、輸出補助金であるから特定性がある<sup>129</sup>。

---

<sup>127</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(D)(iv).

<sup>128</sup> 19 C.F.R. § 351.524(c)(1).

利益額・計算方法：

調査対象期間の一般の所得税率 24%と 12%の差の税額を利益額として、調査対象期間の売上高で除して相殺関税率を計算した。<sup>130</sup>

結論：

0.94%の相殺関税率。

**c. Local Income Tax Exemption or Reduction for "Productive" FIEs**

プログラムの概要：

広州省における地方法人所得税の免除制度。生産的または輸出志向の外資投資企業として通常の企業所得税の 50%免除が認められている外資投資企業に対して、地方法人所得税の全額が免除されていた。

補助金の性格：

反復する、税の免除。

特定性：

法律上、輸出行為を条件としている。したがって、輸出補助金であるから特定性がある<sup>131</sup>。

利益額・計算方法：

調査対象期間に免除された税率 3%の税額を利益額とし、調査対象期間の売上高で除して相殺関税率を計算した。<sup>132</sup>

結論：

0.23%の相殺関税率。

---

<sup>129</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(B).

<sup>130</sup> 19 C.F.R. § 351.524(c)(1).

<sup>131</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(B).

<sup>132</sup> 19 C.F.R. § 351.524(c)(1).

#### **d. Exemption From City Construction Tax and Education Tax for FIEs in Guangdong Province**

##### プログラムの概要：

広州省の通達に基づき、地方税務当局は、全ての外資企業及び外国企業に、市保全建設税及び教育課徴金を徴収しないこととしていた。

##### 補助金の性格：

反復する、税の免除。

##### 特定性：

法律上、対象企業は外資企業に限定されている。したがって、法令上の特定性がある<sup>133</sup>。

##### 利益額・計算方法：

調査対象期間に免除された市保全建設税率である増値税の7%の税額及び教育課徴金である増値税の3%の税額の合計を利益額として、調査対象期間の売上高で配賦<sup>134</sup>。

##### 結論：

0.03%の相殺関税率。

#### **e. Provision of Wire Rod for Less Than Adequate Remuneration**

##### プログラムの概要：

Wire King 社（調査対象企業）は、国家企業（中国政府が株式の半数以上を所有する企業）が生産する線材を、貿易会社を通じて購入していた。

##### 補助金の性格：

公的機関による物品の供与。

中国政府が過半数の株式を保有する企業は、「当局」(authority) と認められる。したがって、当該企業からの購入は、政府による物品の供与にあたる。（なお、この判断については、上述の「公的機関または「当局」(authority) の認定」の項（上述の I.A.3.b）にまとめたので、参照いただきたい。）

---

<sup>133</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(D)(i).

<sup>134</sup> 19 C.F.R. § 351.524(c)(1)

## 特定性：

中国政府から受領した資料から、国家企業が生産する線材を購入している産業は限定的であることが認められた。したがって、事実上の特定性がある<sup>135</sup>。

## 利益額・計算方法：

- (1) 本件は、米商務省規則<sup>136</sup>にしたがって、次の順序によりベンチマークを判断する。
  1. 調査対象国の市場における実際の取引に基づく市場価格（実販売、実輸入または競売）(tier one);
  2. 調査対象国において購入出来る国際価格 (tier two); or
  3. 政府価格が市場原則に則しているか否かの評価 (tier three).
- (2) ベンチマークとして、中国国内価格は不適當である。国家企業は中国内の線材生産の 45.67%を占めている（最終決定では 47.97%に変更）。さらに、中国は 10%の輸出税を課し、さらに、輸出ライセンス制度を導入している。
- (3) 中国政府が報告した生産高は控えめな数字であると考えられる。他方、輸入線材は中国市場の 1.53%に過ぎない。当該輸入価格は使用できない<sup>137</sup>。
- (4) 従って、線材の国際価格を使用する。米商務省規則<sup>138</sup>に定める通り、国際価格の月次平均価格を用いる。このため、Steel Business Briefing 社及び MEPS International 社の北米、欧州、アジアの線材データを人民元にし、中国までの輸送費、輸入税、増値税を加える。
- (5) 当該国際価格の平均価格を、Wire King 社が、国家企業が生産した線材に対する支払価格との差額をもって、補助金額とした。

調査対象期間に免除された市保全建設税率である増値税の 7%の税額、及び教育課徴金である増値税の 3%の税額の合計を、調査対象期間の売上高で配賦した<sup>139</sup>。

## 結論：

11.72%の相殺関税率。

---

<sup>135</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(D)(iii)(I).

<sup>136</sup> 19 C.F.R. § 351.511(a)(2)

<sup>137</sup> この点については、後述の *Light-Walled Rectangular Pipe and Tube From the People's Republic of China* (“IWRP”) の項を参照いただきたい。

<sup>138</sup> 19 C.F.R. § 351.511(a)(2)(ii).

<sup>139</sup> 19 C.F.R. § 351.524(c)(1).

#### 4. 韓国産塗工紙 (C- 580-857)

本件は、2007年4月9日に仮決定が公告され、2007年10月25日、最終決定が公告された。

##### a. 長期融資：Long-Term Lending Provided by the KDB and Other GOK-Owned Institutions; Usance Loans Issued by the KDB and Other Government-Owned Banks

###### プログラムの概要：

政府系銀行の製紙業界に対する長期融資。また、原材料輸入の支払に対するユーザンスの賦与。

###### 補助金の性格：

直接的な資金の移転（長期貸付け）。

韓国産 DRAM 相殺関税調査と同様に、次の金融機関を公的機関と認定する。

韓国産業銀行（KDB）、中小企業銀行（Industrial Bank of Korea）、農業協同組合中央会（National Agricultural Cooperative Federation）、水産共同組合（the National Federation of Fisheries）、and 輸出入銀行（the Export-Import Bank）

###### 特定性：

本件では、次の通り述べて、事実上の特定性を認定している。なお、事実上の特定性の認定基準については、「米国調査の概要」を参照されたい。

###### 仮決定

1999年から2005年におけるKDBの全融資額に対する製紙産業への融資額は、韓国の製紙産業の韓国GDPへの貢献度に比して過大である。したがって、特定性があると判断する<sup>140</sup>。1993-1998年についてはKDBのみに関するデータはないが、韓国政府系銀行の融資データはある。当該データからの結論も同様である。なお、この考え方は、ステンレス鋼巻厚板での判断に則したものである<sup>141</sup>。

###### 最終決定

KDB融資は工業分野に限定したものであったため、事実上の特定性の判断の基礎を韓国GDPから韓国の製造業のGDPに変更する。1993-1998年について、韓国政府はKDBの産業別融資額データはもはや保存されていないとしたが、米商務省の調査

<sup>140</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(D)(iii)(III).

<sup>141</sup> *Final Negative Countervailing Duty Determination: Stainless Steel Plate in Coils From the Republic of Korea*, 64 FR 15530 (March 31, 1999) ("Plate in Coils"); see also *Memorandum from David Mueller to Holly A. Kuga: Regarding Analysis Concerning Direction of Credit, Subject: Countervailing Duty Investigation* (March 4, 1998).

記録に KDB の産業別融資額があるため、当該データ及び韓国の製造業の GDP データを基礎とする。<sup>142</sup>

この結果、紙パルプ産業は、過大な額の融資を受けていたものではないため、特定性はないと判断する。

また、輸入原材料のユーザンスについては、輸出行為が条件となっておらず、国内産品使用優先補助金でもなく、また、法律により利用が限定されているものでもない。当該ユーザンスは、KDB 長期融資と同様に特定性がない。

#### 利益額・計算方法：

ベンチマーク金利と実際の金利との差を融資額に乗じて得た額を補助金額とし、当該補助金額を調査対象期間の売上高で除して得た率を相殺関税率とする。<sup>143</sup> 本件では、ベンチマーク金利として、次の優先順位によりベンチマーク金利を決定した。

- 1) 受領企業個別の金利（民間融資機関からの融資金利、民間市場で発行した債務）。
- 2) 企業個別の社債金利。
- 3) 中央銀行（韓国銀行）が公表する 3 年社債金利の平均。

#### 結論：

仮決定： 次の相殺関税率： Hansol 社について 1.01%、Kyesung 社について 0.01%。

最終決定： 特定性が認められない。よって補助金にあたらぬ。

### **b. 会社再建：Poongman's Restructuring**

#### プログラムの概要：

Poongman 社に対する、融資期間の延長、債務の株式化 (debt-to-equity swap) の実施。

2002 年、KDB が Poongman 社を信用リスク会社に分類。Poongman 社は、KDB の要請に基づき、経営コンサルティング会社へ再建計画の立案を要請。同社は、商業的合理性に基づく Poongman 社の再建計画及び Namhan 社との合併を提案。

---

<sup>142</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(D)(iii)(III).

<sup>143</sup> 19 C.F.R. § 351.505(c)(2)及び(4).

2004年6月、債権者らは、Poongman社の再建・合併計画に合意。同計画では、Poongman社の債務をNamhan社の株式に転換するとともに、残余の債務の返済期間の延長をおこなうこととされた。これら取引は2005年7月31日に実施された。

#### 補助金の性格：

KDB及び政府機関がおこなった債務の株式化は資金面での貢献にあたる。また、KDBのおこなった融資期間延長は、新規融資に相当する。<sup>144</sup>

#### 特定性：

本件は、Poongman社のために策定された再建計画にもとづくものであるから、事実上の特定性がある<sup>145</sup>。

#### 仮決定－利益なし：

本件では、融資期間延長、債務の株式化は一体として行なわれている。したがって、本件は、Poongman社の債務をNamhan社の債務・株式に転換するものである。Namhan社は、信用力があり(creditworthy)、交換価格は市場価格に基づいて行なわれている。

以上の点から、本取引は民間投資家の通常取引に整合しないものとは言えない。よって、融資期間延長、債務の株式化は相殺関税を課することのできる性格のものではない。この立場は、ステンレス鋼板での判断<sup>146</sup>を踏襲するものである。

#### 最終決定－利益あり

Poongman社の信用状況は、債務者であるPoongman社自身を基準とすべきであり、引継会社であるNamhan社を基準とすべきではない。よって、仮決定を変更する。事実を検討した結果、債権者らは、その債権をNamhan社の株式に転換したのではないと認められた。

Poongman社は2004年当時、投資適格性のない(unequityworthy)企業であったと認定する。その理由、根拠については公開できない。よって、Poongman社に対しては、出資全額をもって利益額とする。

#### 計算方法：

- ・資本注入<sup>147</sup>：資本注入額を利益額とする。当該利益額は、本産業の設備償却期間である13年に配賦する。

<sup>144</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(D)(i).

<sup>145</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(D)(iii)(I).

<sup>146</sup> *Final Results of Countervailing Duty Administrative Review: Stainless Steel Sheet and Strip in Coils from the Republic of Korea*, 69 FR 2113 (January 14, 2004), and accompanying Issues and Decision Memorandum at Comment 3.

<sup>147</sup> 商務省規則 19 C.F.R. § 351.507(a)(6)、同条(c)を参照。

- ・長期融資<sup>148</sup>：市場金利との差額を利益額とする。なお、ベンチマーク金利の計算については、信用欠如 (uncreditworthy) 企業ルールに基づき、割引率を加味した。

結論：

Kyesung 社について 0.88%の相殺関税率。

### c. 利子免除

プログラムの概要：

Poongman 社に対する融資の利子免除。

(なお、本プログラムについては、最終決定において変更はなかった。)

補助金の性格：

反復する、税の免除。

特定性：

特定の企業に対するプログラムであるから、事実上の特定性がある<sup>149</sup>。

利益額・計算方法：

免除された利子額を利益額として、調査対象期間の売上高で除して得た率をもって相殺関税率とする<sup>150</sup>。

結論：

Poongman 社について 0.49%の相殺関税率。

### d. Export and Import Credit Financing From the Export-Import Bank of Korea

プログラムの概要：

韓国政府の短期輸出融資制度。

(なお、本プログラムについては、最終決定において変更はなかった。)

---

<sup>148</sup> 商務省規則 19 C.F.R. § 351.505(c)(2) を参照。

<sup>149</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(D)(iii).

<sup>150</sup> 19 C.F.R. § 351.524(c)(1).

補助金の性格：

融資である。

特定性：

輸出を条件としたプログラムであるから、輸出補助金であり特定性がある<sup>151</sup>。

利益額・計算方法：

ベンチマーク金利と本融資との金利差から利益額を計算し、調査対象期間の輸出売上高に配賦。

結論：

Hansol 社について 0.11%の相殺関税率。その他の会社は受領していない。

#### **e. Sale of Pulp for Less Than Adequate Remuneration**

プログラムの概要：

Donghae Pulp Company（以下「DP 社」）が供給する原材料である化学パルプの低額供給。

韓国国内の唯一の化学パルプの供給者である DP 社は、韓国政府 100%所有会社として設立され、その後民営化された。1998 年 4 月、DP 社は破産宣告を受け、債務の株式化により韓国開発銀行が最大の株主となり、同行から取締役が派遣された。

補助金の性格：

政府による物品の供給にあたる<sup>152</sup>。

DP 社は、政府機関である韓国開発銀行が最大の株主であり、取締役を派遣している。それらの点から、DP 社は公的機関である。

なお、公的機関の要件は、「米国制度の概要」（上述の I.A.3.b）を参照されたい。

特定性：

本資金面での貢献は紙パルプ産業に限定されている。したがって事実上の特定性がある<sup>153</sup>。

---

<sup>151</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(B).

<sup>152</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(D)(iii).

<sup>153</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(D)(iii)(I).

## 利益額・計算方法：

DP 社からの化学パルプの売渡価格が適切であるか否かを検討した。

適切な対価としてベンチマークとなる第 1 候補は韓国内における実際の取引価格であるが、DP 社が唯一の供給者であるため、かかるベンチマークはない。しかし、回答企業は化学パルプの輸入があったため、当該輸入価格をベンチマークとした。

利益額は、ベンチマーク価格の月次平均価格と DP 社の売渡価格の月次平均価格との差額に DP 社からの購入量を乗じて計算した。相殺関税率は、当該利益額を調査対象期間の売上高で除して計算した。

全ての回答企業は DP 社と年間供給契約を締結していたが、売渡価格は月毎に変更されていた。従って、DP 社の月次平均価格との比較は輸入価格の月次平均価格と比較することが正当である。

また、カナダ産軟材・相殺関税新規供給者見直し<sup>154</sup>において述べた通り、一定の取引によりもたらされた利益は、他の取引における負の利益により隠されるものではない。また、正の利益を負の利益で相殺することは法において認められていない<sup>155</sup>。

但し、仮決定では、通関申告価格を基としていたが、最終決定においては、実際の輸入取引価格をベンチマーク価格とした。

## 結論：

仮決定： EN Paper 社について 0.08%、Hansol 社について 0.62%、Kyesung 社について 0.09%、Moorim 社について 0.02%の相殺関税率。

最終決定： EN Paper社について0.04%、Hansol社について0.06%、Kyesung社について0.09%、Moorim社について0.00%の相殺関税率。

### **f. Sales of Pulp From Raw Material Reserve for Less Than Adequate Remuneration**

#### プログラムの概要：

原材料・工業用材料の政府調達機関 Korean Public Procurement Service（以下「PPS」）は、政府調達法に基づき、物品の短期的、長期的な供給を調整し、消費者価格を安定させることを目的として設立されている。この対象物品に、化学パルプが含まれていた。

PPS は、政府の経済計画にしたがって在庫計画を立案し、売却をおこなっている。このため、状況によって、市場価格を下回った価格で売却が行われる。

<sup>154</sup> *Final Results Countervailing Duty New Shipper Review: Certain Softwood Lumber Products from Canada*, 70 FR 56640 (September 28, 2005)

<sup>155</sup> 19 U.S.C. § 1677(6)

補助金の性格：

政府による物品（化学パルプ）の供給にあたる<sup>156</sup>。PPS は、財務経済省の下部機関である。

特定性：

本資金面での貢献は紙パルプ産業に限定されている。したがって事実上の特定性がある<sup>157</sup>。

利益額・計算方法：

PPS の化学パルプの売渡価格が適切な対価であるか否かを検討した。

適切な対価としてベンチマークとなる第 1 候補は韓国内における実際の取引価格であるが、国内での唯一の供給者は公的機関（DP 社）であるため、かかるベンチマークはない。しかし、回答企業は化学パルプの輸入があったため、当該輸入価格をベンチマークとした。

利益額は、ベンチマーク価格の月次平均価格と DP 社の売渡価格の月次平均価格との差額に PPS からの購入量を乗じて計算した。相殺関税率は、当該利益額を調査対象期間の売上高で除して計算した。

結論：

Moorim 社について 0.005%未満であった。他社の利用はなかった。

最終決定での変更はない。

**g. Reduction in Taxes for Operating in Regional and National Industrial Complexes**

プログラムの概要：

工業団地内の不動産取得または所有する施設の拡張にかかわる取得税、登録免許税及び不動産税の減免。

補助金の性格：

政府の歳入の免除<sup>158</sup>。

特定性：

工業団地に所在する企業に限定された、地域補助金である<sup>159</sup>。

---

<sup>156</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(D)(iii).

<sup>157</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(D)(iii)(I).

<sup>158</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(D)(ii).

利益額：

調査対象期間に免税となった金額の全額。

計算方法：

免税額全額を調査対象企業の売上高で配賦。

結論：

Nanham 社について 0.005%未満。よって、相殺関税は課さない。その他の企業は本補助金プログラムを利用していない。

最終決定での変更はない。

**h. Duty Drawback on Non-Physically Incorporated Items and Excess Loss Rates**

プログラムの概要：

関税還付に関する特例法に基づき、輸出された製品の製造に用いられた輸入材についての関税を還付する制度。還付申請は、個別企業法と定額還付法とがある。

個別企業法では、申請企業が輸出製品に使用される原材料の量及び関税額についての「所要量勘定書」(statement of accounts for the required amount)、輸入許可証、輸出許可証を税関に提出する。当該税関はその申請の正確性を審査する。

定額還付法では、HS 番号ごとに、関税還付額が設定されている。かかる還付額は、前年の個別企業法による還付実績を基に、毎年見直され、設定される。但し、個別企業法による還付平均額を下回る実績のみを基とする。この方法により、定額還付法は個別企業法よりも低い還付率となるようにしている。

本件では、主たる原材料である化学パルプの関税は無税であったが、その他の材料（粘土、ラテックス、でんぷん、顔料、滑石）について関税還付がおこなわれていた。

補助金の性格：

税の免除<sup>160</sup>。

特定性：

輸出行為を条件としている。したがって、輸出補助金であるから特定性がある<sup>161</sup>。

---

<sup>159</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(D)(iv).

<sup>160</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(D)(ii).

<sup>161</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(B).

### 利益額・計算方法：

関税還付は、輸出製品に使用された投入材の関税額を上回る額が還付されていた場合、かかる差額が利益とみなされる<sup>162</sup>。但し、米商務省は、関税還付制度は、政府として輸出製品に使用された投入材及びその数量を確認する制度・手続が整えられていると認められる場合、利益額を認定しない。<sup>163</sup>

仮決定： 本件は、米商務省規則の条件<sup>164</sup>を満たしている。

最終決定： 本還付制度のうち、定額還付法においては実際の投入があったかについては確認されず、輸入許可証の提出も求められない。よって、この方法では輸出製品に使用された投入材及びその数量を確認する制度・手続が整えられているとはいえない。したがって、還付された関税全額が利益額である。

利益額は、対象企業の2005年の連結輸出額により配賦し、相殺関税率を計算した。

### 結論：

仮決定： 相殺関税を賦課することのできる補助金制5度ではない。

最終決定： 定額還付法を用いていた Kyesung 社及び Poongman 社について、0.35%の相殺関税率を認定する。

## **i. Cleaner Production Development Project**

### プログラムの概要：

環境に優しい工業構造転換促進法及び施行令に基づき、企業その他の団体が Korea National Cleaner Production Center のクリーン製品開発プロジェクトに現金または現物出資をおこなう。これについて、産業資源部が個別審査を行い、補助金を交付するか、またその金額を決定する。

### 補助金の性格：

資金の直接移転。

### 利益額・計算方法：

本補助金の交付は自動的ではなく、政府の個別案件審査によるものである。したがって、反復しない補助金である<sup>165</sup>。よって、0.5%テスト<sup>166</sup>を適用したところ、補

---

<sup>162</sup> 19 C.F.R. § 351.519(a)(1)(i).

<sup>163</sup> 19 C.F.R. § 351.519(a)(4)(i).

<sup>164</sup> 19 C.F.R. § 351.519(a)(4).

<sup>165</sup> 19 C.F.R. § 351.524(c)(2)(ii).

<sup>166</sup> 19 C.F.R. § 351.524(b)(2).

助金総額は補助金が交付された 2003 年の Namham 社の売上高の 0.5%に満たなかった。

結論：

相殺関税を賦課することのできる補助金制度ではない。

**j. 指示・委託：Direction of Credit to the Pulp and Paper Sector**

プログラムの概要：

申請者は、銀行融資は指示・委託に基づくと主張。

補助金の性格：

指示・委託に基づくものとは認められない。

仮決定： 韓国産 DRAM 相殺関税調査において、指示・委託の判断基準として、①韓国政府は特定の産業を優遇する政策を有していること、②韓国はかかる政策に基づき債権者に対して当該産業に資金面での貢献を行うよう指示・委託するための一連の行為が見られること、の 2 点を示した。本件では、韓国政府が製紙産業を優遇する政策を示す証拠はなく、また、製紙企業は大きすぎてつぶせない、といった言及もなかった。

最終決定： 仮決定の判断を維持する。上述は指示・委託の有無を判断する基準として、他の事例と共通するものである。本件は、当該基準に照らし、指示・委託を認定するための十分な証拠はなかった。

結論：

仮決定： 相殺関税を賦課することのできる補助金制度ではない。

最終決定： 仮決定から変更なし。

**k. 指示・委託等：Restructuring of Shinho Paper**

プログラムの概要：

Shinho Paper 社の再建計画は 2000 年 3 月 4 日に債権者委員会で承認された。当該再建計画には債務の株式化、転換社債の株式転換、債務返済期日の延長、金利減額、新規融資が含まれていた。

申請者は、銀行融資は指示・委託に基づくと主張。また、政府系金融機関からの融資等は補助金であると主張。

### 補助金の性格：

上述と同様の理由により、指示・委託に基づくものとは認められない。

また、政府系金融機関と民間金融機関は同じ条件で各取引に参加しているところから、政府系金融機関から利益が賦与されたとは認められない。

さらに、民間金融機関が再建計画に応じているところから、市場からの資金供給が可能であったと判断される。よって、Shinoh Paper 社は信用力欠如企業であるとはいえない。

### 結論：

仮決定： 相殺関税を賦課することのできる補助金制度ではない。

最終決定： 仮決定の結論を変更しない。

## **I. Loans Under the Industrial Base Fund (IBF)**

### プログラムの概要：

政府基金 IBF は、産業資源部の運営する、政策融資をおこなう機関である。

### 補助金の性格：

直接的な資金の移転（短期貸付け）<sup>167</sup>。

### 特定性：

輸出行為が条件となっており、輸出補助金であるから特定性がある<sup>168</sup>。

### 利益額・計算方法：

ベンチマーク金利と実際の金利との差を融資額に乗じて得た額を補助金額とし、当該補助金額を調査対象期間の輸出売上高で除して得た率を相殺関税率とする<sup>169</sup>。

ベンチマーク金利については、「米国概要」の章を参照。

### 結論：

仮決定： さらに調査の上、結論を下す。

最終決定： Kyesung 社について 0.14%の相殺関税率とする。

---

<sup>167</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(D)(i).

<sup>168</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(B).

<sup>169</sup> 19 C.F.R. § 351.505(a).

### **m. Export Loans by Commercial Banks Under KEXIM's Trade Bill Rediscounting Program**

#### プログラムの概要：

韓国輸出入銀行は、政府プログラムにしたがって、手形引受書類渡し（D/A）及び輸出信用状（L/C）割引による融資を実施。当初は、民間銀行による割引がなされていたが、2004年5月18日より、韓国銀行のACCLプログラムに基づく上限制度に類似した上限制度に移行した。

新制度では、輸出者は民間銀行で割引をおこなう。民間銀行は約束手形を発行し、韓国輸出入銀行が買い取る制度であった。

#### 補助金の性格：

韓国輸出入銀行の民間銀行約束手形の割引は、当該民間銀行がD/A融資を実施したことを条件としている。また、これにより、民間銀行は「政府補助金機能」を果たしている。

よって、本件は民間銀行を通じた（間接的な）資金の移転（短期貸付け）である<sup>170</sup>。

#### 特定性：

輸出行為が条件となっており、輸出補助金であるから特定性がある<sup>171</sup>。

#### 利益額・計算方法：

ベンチマーク金利と実際の金利との差があるところから利益が賦与されている<sup>172</sup>。

ベンチマーク金利と実際の金利との差を融資額に乗じて得た額を補助金額とし、当該補助金額を調査対象期間の輸出売上高で除して得た率を相殺関税率とする<sup>173</sup>。

但し、本件では、受領者である調査対象企業は、そのD/A割引がその後に韓国輸出入銀行が買い取る銀行の約束手形により再割引を受けるか否か特定することはできず、また、韓国輸出入銀行は特定のD/A割引融資に直接結びつけて特定の約束手形の割引をおこなうものでもない。よって、韓国輸出入銀行の割引額をD/A割引融資額により比例配分する。

ベンチマーク金利として、本件では調査対象企業の民間からの外国通貨建短期借入を<sup>174</sup>、それが存在しない場合にはIMF金融統計の2005年短期金利を使用した<sup>175</sup>。

<sup>170</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(B)(iii)及び19 U.S.C. § 1677 (5)(D)(i).

<sup>171</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(B).

<sup>172</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(E)(ii).

<sup>173</sup> 19 C.F.R. § 351.505(a).

なお、本件は割引により融資がなされたものであるから、ベンチマーク金利に基づき割引率を算出し、当該割引率による割引額と本プログラムによる割引額との差額を利益額とした。次に、当該利益額を韓国ウォンに換算した。

本 D/A 割引融資は、米国輸出に結びついているものであるから、利益額を調査対象期間の米国向売上高で除して、相殺関税率を計算した。

結論：

仮決定： さらに調査の上、結論を下す。

最終決定： Hansol 社について 0.00%の相殺関税率、Moorim 社について 0.00%の相殺関税率とする。

**n. D/A Loans Issued by the KDB and Other Government-Owned Banks**

プログラムの概要：

韓国輸出入銀行の D/A 及び輸出 L/C 割引による融資制度のうち、数社は、民間銀行からではなく KDB その他の政府系金融機関で割引を受けていた。

補助金の性格：

直接の資金の移転（短期貸付け）<sup>176</sup>。

特定性：

輸出行為が条件となっており、輸出補助金に該当することから特定性がある<sup>177</sup>。

利益額・計算方法：

ベンチマーク金利よりも実際の金利の方が低いことから、受領者に利益が賦与されている<sup>178</sup>。

利益額、相殺関税率の計算は、韓国輸出入銀行の D/A 割引融資の場合に同じ。

結論：

仮決定： さらに調査の上、結論を下す。

最終決定： Hansol 社について 0.00%の相殺関税率、Moorim 社について 0.00%の相殺関税率とする。

---

<sup>174</sup> 19 C.F.R. § 351.505(a)(2)(iv).

<sup>175</sup> 19 C.F.R. § 351.505(a)(3)(ii).

<sup>176</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(D)(i).

<sup>177</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(B).

<sup>178</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(E)(ii).

## 5. インドネシア産塗工紙 (C- 560-821)

本件は、2007年4月9日に仮決定が公告され、2007年10月25日、最終決定が公告された。

### a. GOI Provision of Standing Timber for Less than Adequate Remuneration

#### プログラムの概要：

インドネシア政府は、国有自然林及び植栽農園（プランテーション）での立木伐採について立木伐採料を徴収。

#### 補助金の性格：

政府の物品・サービスの供与。

なお、インドネシア政府の材木の輸出禁止は立木伐採制度に含まれているため、別途の検討はおこなわない。

#### 特定性：

インドネシア政府の回答によると、インドネシア産業は23業種に分類されるが、それらのうち5業種のみが国有自然林及び植栽農園から伐採された立木の供給を受けていた。よって、事実上の特定性がある<sup>179</sup>。

#### 利益額：

- ・「相互所有」（cross-ownership）及びパススルー

米商務省は、調査対象企業2社が「相互所有」の関係にある場合、単一企業と扱い、単一の相殺関税率を計算する。また、サプライチェーンにある企業が「相互所有」の関係にあり、且つ1企業が生産する製品（材料）は他の企業の生産する製品の製造におおむね貢献する（*primarily dedicated*）ものである場合、川上材料に交付された補助金は川下製品の補助金であるものとして取り扱う。

本件の調査対象企業であるTK社及びDP社は、Widjajaファミリーが一定の所有権を有している。これら2社は、また、親持株会社であるPurinus Ekapersada社の傘下にある。さらに、調査対象産品（塗工紙）を生産し輸出する2社、木伐採・搬出会社5社、パルプ製造会社2社も同様である。（詳細については、秘密情報であるため公開できない。）よって、これら企業は「相互所有」の関係にある。

また、立木は、調査対象産品の生産におおむね貢献していると認定する。

---

<sup>179</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(D)(iii).

調査対象製品の直接の投入材はパルプであり、立木伐採権はパルプの材料である材木に関するものであるが、それら材料を一貫して生産している企業に対する取扱いと同様に、最初の投入材から調査対象製品までが一連の生産工程である場合、米商務省は、補助金調査を行う権限を有する<sup>180</sup>。

よって、政府の立木の供与（資金面での貢献）に利益があると認められた場合、当該補助金額は調査対象製品の補助金となる。

・立木の供与における利益の有無

立木の供与が適切な価格でおこなわれたか否かを判断するためのベンチマークの第 1 候補は国内の民間価格である。しかし、立木伐採は、ほとんどすべてインドネシア政府がコントロールしている。したがって、インドネシア国内の価格を用いることはできない。

第 2 候補は国際価格である。立木のような商品は国際価格を使用することが適切であるが、他方、伐採の生育の状況がインドネシアに類似しており、インドネシアでパルプの原料として使用される立木の種類に類似していなければならない。その点から、調査対象企業が主張する米国の立木は不適切である。その他の国際価格の証拠はない。

最後の第 3 候補は国内価格を評価する方法である。この方法では、丸太価格から必要経費、利益を控除して立木の価格を算出することとなるが、インドネシア政府は丸太の輸出を禁止しているため、同国の丸太国内価格を使用することは不適切である。

本件では、利害関係者から異論がなかったため、マレーシアの同種の丸太輸出価格を代替価格として採用する。この価格から、提訴状に添付されたインドネシアにおける伐採費用及び利益の調査報告書に基づき、それら費用（US\$17）及び利益（US\$5）を控除した価格をもって、立木の市場価格とする。

計算方法：

上述により算出した立木の市場価格とインドネシア政府の立木価格との差額の合計額を利益額とする。当該利益額を、調査対象企業の FOB 取引のうち、関係企業間取引を除いたものの価格から返却分、クレーム分及び割引額を差し引いた金額で除して得た率を相殺関税率とする<sup>181</sup>。

結論：

21.23%の相殺関税率。

<sup>180</sup> 19 U.S.C. § 1677-1(a)参照。また、最終決定メモ, p. 7.

<sup>181</sup> 19 C.F.R. § 351.524(c)(1).

**b. Subsidized Funding for Reforestation (Hutan Tanaman Industria or HTI Program): “Zero Interest” Rate Loans**

プログラムの概要：

立木伐採権を有している者に対する無金利融資。

補助金の性格：

資金の直接的移転（長期融資）<sup>182</sup>。

特定性：

立木伐採権を有する者に対するプログラムであるから、法令上の特定性がある<sup>183</sup>。

利益額・計算方法：

調査対象企業はベンチマークとなる融資情報を提供しなかったため、利益額を計算するベンチマークとして、インドネシア銀行金利テーブル 39「商業銀行グループ別・ルピア建商業銀行信用」中の、融資が合意された年の金利を使用した。

当該ベンチマークにより計算される免除された金利額の合計を調査対象期間の FOB 売上高（グループ企業間取引、返品、クレーム、割引を差し引いた額）で配賦。<sup>184</sup>

結論：

0.01%の相殺関税率。

**6. 中国産塗工紙（C-580-906）**

本件は、2007年4月9日に仮決定が公告され、2007年10月25日、最終決定が公告された。本件では、調査対象企業2社のうちの1社である Chenming 社が仮決定以降に調査に協力しなかった。そのため、仮決定における同社についての認定を全て無視して、補助金が交付された疑義のある全てのプログラムについて、AFA としてもう1社の調査対象企業である Gold East 社が利用した類似の補助金プログラムの最高相殺関税率を適用し、合計 44.25%とした。また、もう1社の調査対象企業及びその他レートを 7.40%とした。

---

<sup>182</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(D)(i).

<sup>183</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(D)(i).

<sup>184</sup> 19 C.F.R. § 351.524(c)(1).

## a. The State Key Technology Renovation Project Fund

### プログラムの概要：

本プログラムは通達第 886 号及び行政ガイドラインに基づき運営されていたもので、重点産業に対して技術革新プロジェクトへの融資の 2 年分乃至 3 年分の金利を贈与するものである。重点産業として、同通達第 4 条により、512 の主要企業、120 の実験的企業及び産業の主導的企業が選択されている

中国政府によると、本プログラムは 2003 年で終了しており、また、贈与は 1 回限りのもので反復して交付されるものではないとしている。

### 補助金の性格：

仮決定： 本件は政府からの贈与であるから、資金面での貢献にあたる。また、贈与であるから、受領者に利益をもたらしている。

### 特定性：

仮決定： 本プログラムは通達第 4 条により特定の企業に限定されているものであるから、法令上の特定性がある。

### 利益額・計算方法：

仮決定： 反復しない補助金であるから、補助金額（贈与額）を資産の償却期間に配賦する。調査対象期間に配賦された補助金額を、受領企業の当該期間の塗工紙売上高で除して得た比率を相殺関税率とする。

### 結論：

仮決定： Chenming 社について、1.28%の相殺関税率。

最終決定： Chenming 社は調査に協力しなかったため AFA として補助金が交付された疑義のある全てのプログラムについて、Gold East 社の最高相殺関税率（本件については 4.11%）を適用する。

## b. Clean Production Technology Fund

### プログラムの概要：

本プログラムは環境保護を目的として、国家環境保護管理局の規則に基づき資金が交付される。

## 結論：

仮決定： Chenming 社は本補助金を受領していない。また、Gold East 社が受領した補助金額は 0.005%に満たない。米商務省の実務として、かかる補助金は相殺関税率に加えない<sup>185</sup>。

最終決定： Chenming 社は調査に協力しなかったため AFA として補助金が交付された疑義のある全てのプログラムについて、Gold East 社の最高相殺関税率（本件については 4.11%）を適用する。Gold East 社については、仮決定を維持する。

### **c. 政府政策融資**

#### プログラムの概要：

調査対象企業（Chenming 社及び Gold East 社）は、国有商業銀行（SOCB）より融資を得ていた。

#### 補助金の性格：

仮決定： 次の理由により、国有商業銀行は中国政府の出先機関であり、政府の優遇融資を実施する機関であると判断する。

- 中国政府の所有銀行であるから直ちにその融資は政府融資であるとするものではない。しかし、中国の銀行システムは中央政府及び地方政府のコントロール下にある。
- 商業銀行法第 34 条は銀行に対して中国「国家政策」に従うよう求めている。
- 中国政府は、国有商業銀行のほぼ 100%の株式を所有している。
- 国有商業銀行の銀行経営及び融資決定に中国政府は相当程度支配している。これは、繰り返し行われている政府による銀行部門の救済にも現れている。また、IMF スタッフレポートにも、中国政府が銀行経営に相当程度関与していると指摘している。
- 本店の最高役員は中国共産党が相当程度の選択権を有し、中国政府が指名する。
- 中国政府は林業及び製紙業第 10 期五ヵ年計画を含む政策に従って与信を行うよう国有商業銀行に指示している。

---

<sup>185</sup> Final Results of Countervailing Duty Administrative Review: Low Enriched Uranium from France, 70 FR 39998 (July 12, 2005)及びその Issues and Decision Memorandum, "Purchases at Prices that Constitute 'More than Adequate Remuneration'" の項を参照。なお、同メモは Final Results of Administrative Review: Certain Softwood Lumber Products from Canada, 69 FR 75917 (December 20, 2004), 及び Issues and Decision Memorandum, at "Other Programs Determined to Confer Subsidies"を引用したものである。

また、ベンチマーク金利よりも低い金利で融資を得ているところから、融資を受けた企業に利益がもたらされている。なお、ベンチマーク金利は、次の通りと判断する。

- 中国内の融資は中国政府の指示に沿ってなされているため、その融資金利はベンチマークとすることができない。これは、外資系銀行も同様である。
- 中国内に、市場原則に基づいてなされている融資はない。したがって、カナダ産軟材・相殺関税調査の例にしたがって、中国外の価格（ベンチマーク）を用いる。
- 中国と一人当たり GNI が同等の国の金利を、インフレ率調整をおこなった上で、本件のベンチマークとする。

最終決定： 仮決定から大きな変更はない。なお、最終決定では次の事実認定をおこなっている。

- 第 10 期五ヵ年計画第 4 章において、つぎの通り述べられていること。
  - パルプ、高級紙の生産を積極的に発展させる。
  - 工業再編における投資プロジェクトについて政府は適切なガイダンスを与える。
- 製紙計画において、製紙業は重要な金融チャネルを通じて開発するとされていること。
- 国務院決定第 40 号において、「工業構造調整についての暫定措置として製紙業を含む特定の産業に対して、融資（及び他の利益）を補強する」とされていること。
- かかる政策融資は、国策銀行および国有銀行を通じてなされた。
  - 国務院の計画は、地方政府により実施されている。地方政府は米商務省の検証に協力しなかったため、その実施の詳細は明らかとならなかったが、地方政府が実施していないことを示す証拠はない。
  - 銀行改革は進められているものの、中国政府の影響は依然として中国における銀行業務遂行のための重要な要因であり、融資は中国政府の指示に沿ってなされている。それに沿わない融資判断をおこなうことはない。

特定性：

仮決定： 中国政府の林業及び製紙業第 10 期五ヵ年計画に基づく政策による融資であるから、法令上の特定性がある。<sup>186</sup>

最終決定： 仮決定から大きな変更はない。

利益額・計算方法：

仮決定： ベンチマーク金利と実際の融資金利との差を基に、米商務省規則<sup>187</sup>に従って、利益額を計算した。

最終決定： 仮決定から計算方法について大きな変更はない。但し、ベンチマーク金利の計算について、次の変更を加えた。

- 中国人民元短期融資のベンチマーク金利として、中国と一人当たり GNI が同等の国のうち非市場経済国ではない国 33 ヶ国の平均金利（仮決定で使用した金利）を、そのインフレ率により調整をおこなった。かかる調整後の回帰分析により得た金利を、本件のベンチマークとした。
- 中国人民元長期融資のベンチマーク金利は、中国人民元短期融資のベンチマーク金利に、米国連邦準備銀行の 1 年融資金利に対する 5 年融資金利の比率を掛けて算出した。
- 外国通貨短期融資のベンチマーク金利について、別途の金利を設定した（仮決定では、外国通貨短期融資についてのベンチマーク金利を計算していなかった）。この金利として、LIBOR に、ブルームバーグの BB 格付け社債金利と LIBOR との金利差を加えたものとした。社債金利データは、GNI 同等国の当該データがなかったため、米国及びユーロ市場の金利データを用いた。
- 外国通貨長期融資のベンチマーク金利は、中国人民元長期融資のベンチマーク金利の計算と同じ方法により算出した。

結論：

仮決定： Chenming 社について、3.15%の相殺関税率、Gold East 社について、14.02%の相殺関税率。

最終決定： Chenming 社は調査に協力しなかったため AFA として Gold East 社の相殺関税率を適用して、4.11%の相殺関税率とする。Gold East 社について、4.11%の相殺関税率。

---

<sup>186</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(D)(i).

<sup>187</sup> 19 C.F.R. § 351.505(c)(1)及び(2)

#### d. 「二免三減」所得税減免措置－The “Two Free, Three Half”

##### プログラムの概要：

外資系企業を対象とした、「二免三減」と呼ばれる法人課税の軽減措置。これは、外資企業所得税につき、最初に黒字となった事業年度から 2 年間は免税、その後 3 年間は税率を半減するものである。

外資企業所得税の適用税率 30%（地方税除く）に対し、2 年間の免税後の 3 年間は 15%の税率が適用される。但し、当初より進出地域と業態に応じた固有の軽減措置の適用を受けている場合、その特例税率が 15%であれば、三減期間の適用税率は「地域限定特例×三減特例」の適用により 7.5%となる。また、一定の業種については、二免三減期間終了後も半減を継続する特例が手当てされているが、これについてはその軽減税率は 10%を下回ることはできない。

本措置は、「生産性ある」外資企業で、外資企業所得税法第 72 条に特定されている次の産業に含まれる企業を対象としている。

- ・ 機械製造及び電子産業
- ・ 原油ガス採掘を除くエネルギー産業
- ・ 金属、化学及び建設資材産業
- ・ 軽工業並びに繊維及び梱包工業
- ・ 医療機器及び医薬品産業
- ・ 農林畜産水産業及び水質保全
- ・ 建設業
- ・ 運輸業（旅客業を除く）
- ・ 製造または生産設備及び精密機械の維持修理に係わる科学技術開発、地質調査、産業情報コンサルタント
- ・ 国務院下の税務当局が特定するその他の産業

最終決定： 仮決定から変更はない。

##### 補助金の性格：

仮決定： 本措置は政府の歳入の放棄であるから資金面での貢献にあたる。また、低減税率は対象企業に利益をもたらすものである。

最終決定： 仮決定から変更はない。

#### 特定性：

仮決定：本措置は、「生産性ある」外資企業を対象とするものであるから、法令上の特定性がある。さらに、本措置は経済特区に所在する外資企業を対象として所得税を 15%又は 24%に減額しているところから、特定の地域に所在する企業に対するプログラムであり、地域的な特定性がある。

最終決定： 仮決定から変更はない。

#### 利益額・計算方法：

仮決定： Chemning 社については、調査対象期間の税率 30%と Chemning 社に適用された 24%の差の税額を、Gold East 社についてはゼロ税率と 30%の差による税額を、調査対象期間の総売上高で配賦した。

最終決定： 仮決定から計算方法について大きな変更はない。但し、本プログラムを 2 つに分け、Gold East 社はその一方のみについて補助金を受領していたと認定した。よって、相殺関税率が変更された。

#### 結論：

仮決定： Chenming 社について、0.34%の相殺関税率、Gold East 社について、2.88%の相殺関税率。

最終決定： Chenming 社は調査に協力しなかったため AFA として Gold East 社の相殺関税率を適用して、二免三減プログラム、地域補助金それぞれについて 0.76%の相殺関税率とする。Gold East 社については利益額の計算方法を変更したため、0.76%の相殺関税率。

### **e. 所得税減免措置 — Local Income Tax Exemption and Reduction Program for “Productive” FIEs**

#### プログラムの概要：

外資企業税法第 9 条により、地方政府に地方税の減免措置をおこなう権限があたえられている。Chenming 社に対しては沿岸経済特区に所在していることにより地方所得税が免除された。Gold East 社に対しては二免三減プログラムに適合しているという理由をもって、地方税の免除が与えられた。

#### 補助金の性格：

仮決定： 本措置は政府の歳入の放棄であるから資金面での貢献にあたる。また、低減税率は対象企業に利益をもたらすものである。

最終決定： 仮決定から変更はない。

特定性：

Chenming 社については特定の地域に所在する企業に対するプログラムであるから地域的な特定性がある。Gold East 社は二免三減プログラムに基づくことが条件とされているところから、法令上の特定性がある。

利益額・計算方法：

仮決定： Chenming 社、Gold East 社とも、免除された税額が補助金額である。当該補助金額を調査対象期間の総売上高で配賦した。

最終決定： ベンチマーク金利について上述の通りの変更をおこなった。また、Chenming 社に対しては AFA を適用し、Gold East 社については分母の計算方法を訂正した。

結論：

仮決定： Chenming 社について、0.17%の相殺関税率、Gold East 社について、0.31%の相殺関税率。

最終決定： Chenming 社は調査に協力しなかったため AFA として 0.76%の相殺関税率とする。Gold East 社については利益額の計算方法を変更したため、0.15%の相殺関税率。

#### **f. 所得税減免措置 — Income Tax Credits on Purchases of Domestically Produced Equipment by FIEs**

プログラムの概要：

行政措置第 90 号及び財政部・税制税則司通達第 49 号により、外国投資工業ガイドランスの奨励又は規制 B のカテゴリーにある設備を中国国内より調達した場合、当該調達価格の最高 40%まで、所得税が減額される。

補助金の性格：

仮決定： 本措置は政府の歳入の放棄であるから資金面での貢献にあたる。また、低減税率は対象企業に利益をもたらすものである。

最終決定： 仮決定から変更はない。

特定性：

仮決定： 本プログラムは国内産品優先補助金であるから、特定性がある。

最終決定： 仮決定から変更はない。

## 利益額・計算方法：

仮決定： 本補助金は反復する補助金であるから、調査対象機関に受領した補助金額の全額を、調査対象期間の売上高で配賦。

最終決定： Chenming 社は調査に協力しなかったため AFA を適用する。

## 結論：

仮決定： Chenming 社について、2.98%の相殺関税率、Gold East 社は受領していない。

最終決定： Chenming 社は調査に協力しなかったため AFA として 0.76%の相殺関税率とする。Gold East 社については変更なし。

## **g. 増値税及び関税免除**

### プログラムの概要：

増値税、関税免除については、次のプログラムが認められた。

i. 国内設備購入に対する増値税の免除： 外資企業及び一部の国内企業が特定分野の設備を国内生産者から調達した場合、増値税が免除される。

ii. 輸入設備購入に対する増値税及び輸入関税の免除： 外資企業及び重点産品及び技術分野に属する一部の国内企業が特定分野の設備を輸入した場合、増値税が免除される。

iii. 海南経済開発特区内企業に対する増値税の還付： 海南経済開発特区に所在し、かつ一定の条件を満たした企業に対しては、国内販売の増値税の 25%が還付される。

### 補助金の性格：

仮決定： いずれも本措置は政府の歳入の放棄であるから資金面での貢献にあたる。また、免税は対象企業に利益をもたらすものである。

最終決定： 特段の変更なし。

### 特定性：

仮決定： 国内設備購入は、国内産品優先補助金であるから、禁止補助金として特定性がある。なお、中国政府は国内設備購入プログラムと輸入設備購入プログラムに差のないことを主張したが、中国政府は、米商務省規則に定める<sup>188</sup>、全体を構

---

<sup>188</sup> 19 C.F.R. § 351.502(c)

成するプログラムとして相互関連していることを示していないため、その主張は認められない。

輸入設備購入は、外資企業及び国内企業双方に適用されるものであるが、国内企業については、その運営において以前に国務院から示され（既に廃止され）た重点産品及び技術分野に限定されており、事実上の特定性がある。

海南経済開発特区内企業に対する増値税の還付は、特定の地域に所在する企業に対するプログラムであるから地域的な特定性あり。

最終決定： 特段の変更なし。

利益額・計算方法：

仮決定：本補助金は反復する補助金であるから、調査対象機関に受領した補助金額の全額を、調査対象期間の売上高で配賦。

最終決定： Chenming 社は調査に協力しなかったため AFA を適用する。Gold East 社については分母の計算方法を修正した。

結論：

仮決定：

国内設備購入： Chenming 社について 1.45%、Gold East 社について 1.45%の相殺関税率。

輸入設備購入： Chenming 社について 0.10%、Gold East 社について 2.60%の相殺関税率。

海南経済開発特区内企業に対する増値税の還付： Gold East 社について 0.19%の相殺関税。Chenming 社は受領していない。

最終決定：

Chenming 社は調査に協力しなかったため AFA として、それぞれのプログラムについて 1.51%の相殺関税率とする。

Gold East 社については、再計算の結果、国内設備購入 0.08%、輸入設備購入 1.51%、海南経済開発特区について 0.04%とする。

## 7. WTO 紛争解決機関において問題とされた米国の相殺関税事例

### a. 指示・委託： US – Countervailing Duty Investigation on DRAMs (DS296)

本件では、補助金に関する問題として、主に、韓国政府がハイニックス社の債権銀行に指示・委託をおこなってハイニックス社救済策を実施させたことにより、韓国政府はハイニックス社に補助金を交付した、との米商務省の判断<sup>189</sup>について争われたものである。以下では、米商務省の当該判断の内容について説明する。

なお、シンジケート・ローン、KEIC による輸出信用保証、KDB 社債引受プログラム、2001 年 5 月措置、2001 年 10 月措置のそれぞれの内容は第 II 章の欧州委員会の韓国 DRAM・相殺関税調査の節にまとめたので、そちらを参照いただきたい。

#### i. 本件に至るまでの背景として認定された事実

過去の一連の韓国産鉄鋼 AD 調査において、米商務省は、1998 年まで韓国政府は銀行の融資決定をコントロールしていたと認定している。但し、ステンレス薄板 AD 調査において、外国銀行の韓国内支店については、韓国政府は支配していないと認定した。本調査において、利害関係者は当該認定に係わる新たな証拠を提出しなかったため、かかる認定が維持される。

また、韓国政府は 1990 年の 7 カ年計画において、2001 年まで 4.9 億ドルの政府資金を供給して、DRAM 産業を育成することとしていた。1994 年、通商産業資源部は半導体を含む 7 産業に政府助成をおこなうとし、半導体産業に対しては 1997 年までに 154 億ウォンを投下するとした。同部の高官は、2010 年までに半導体産業を世界一にすると述べている。90 年代における政府の工業政策の調査報告書は、政府系銀行による直接融資、事実上の民間銀行からの融資、外国投資、租税措置により支援がおこなわれた、としている。

米商務省は、1998 年以降も、韓国政府は長期信用銀行や韓国産業銀行（KDB）に指示・委託をおこなっており、すでに鉄鋼薄板の相殺関税調査において韓国政府は 1999 年および 2000 年にかかる指示・委託をおこなったと認定している。韓国政府は、1998 年以降、銀行は民営化されたと反論しているが、過去の鉄鋼調査において、金融危機以降、KDB は特定企業または事業に対して選択的融資をおこなったとの認定に対して、利害関係者は何らの反証も提出していない。

#### ii. 公的機関

KDB および中小企業銀行（IBK）は、公的機関であると認定する。公的機関か否かは次の要件<sup>190</sup>を検討して判断する。

- ・ 政府の株式所有

<sup>189</sup> *Dynamic Random Access Memory Semiconductors from the Republic of Korea* (C-580-851), 仮決定 2003 年 4 月 7 日、最終決定 2003 年 6 月 23 日。

<sup>190</sup> 19 U.S.C. § 1677(5)(B)

- ・ 取締役会における政府代表の存在
- ・ 機関の活動に対する政府のコントロール
- ・ 政府の政策または関心事の追従
- ・ 機関設置法の存在

いずれの銀行もその過半数の株式を政府が所有しており、銀行幹部は政府により任命されている。また、両行とも、事業計画につき政府の承認を得なければならぬ。さらに、それら銀行の損失は政府により補填されている。

### iii. 指示・委託

その他の韓国の銀行について、次の証拠により、政府の指示・委託があったものと認定する。

韓国政府は、ハイニックス社を救済するという政策実現のため、一連の救済措置を講じたものであり、それらは全体として単一のプログラムというべきものである。個々に独立したプログラムではない。したがって、本件における指示・委託は、次の2点から検討する。

- ・ 韓国政府は、ハイニックス社を存続させるという政策実行のためハイニックス社再建を支援していたか。
- ・ 再建の一部として、指示・委託を行うというパターンが韓国政府側に見られるか。

第1の点について、相当な証拠から、韓国政府はハイニックス社を破綻させないという政策をもっていただことが立証された。たとえば、次の証拠が挙げられる。

- ・ 大統領官邸は、（ハイニックス社が所属する）現代グループは大宇グループと異なる、半導体産業は韓国の背骨産業であるとコメント。
- ・ 2002年9月、ある国会議員は、政府が現代グループに与信を提供することを非難。

第2の、政府行為のパターンについては、2つのタイプの証拠から立証された。

- ・ 2000年後半から2001年前半の閣僚会議において、ハイニックス社再建策について協議されている。
  - かかる協議の一部は、韓国外換銀行（KEB）などの銀行に対し、「完全に実施する」よう伝えられている。
  - 金融監督委員会は、2001年シンジケート・ローン、KDB社債引受プログラム、D/A融資において銀行の融資上限の免除をおこなったが、これは現代・ハイニックス社が債務者であり、それらが破綻した場合

の社会的影響を理由として与えられたものであり、市場原則に沿ったものではなかった。KEB も検証において証言したとおり、当該免除がなければ、ハイニックス社救済策は実現しなかった。

- KEIC による輸出信用保証も、2000 年 11 月 30 日の閣僚会議により決定された措置である。
- KDB 社債引受プログラムも、それまでの CBO プログラムでは取り扱えない大型の債務者を対象としたものである。KDB は公的機関であるところ、現代グループが同プログラムの相当部分を占めたことは偶然ではない。
- これらの政府の努力は、報道にも現れている。
  - ◇ 2001 年 1 月の朝鮮日報は、政府は現代電子などの特定の大企業の支援に主力をおいている、と報じている。
  - ◇ 2001 年 3 月韓国ヘラルドは、韓国政府は現代グループ企業に対する融資を強要したと報道。
- ・ 韓国政府は、その所有するまたは支配する銀行（以下「政府支配下銀行」）を通じて、各救済措置に介入した。これにより、ハイニックス社債権者協議会をコントロールし、ハイニックス社救済を同協議会に委託したものである。
  - 2001 年 5 月措置は、政府支配下銀行が新規融資の 90%、また、株式転換された債務の 80%を占めていた。
  - 政府支配下銀行は 2001 年 10 月措置について過半数の投票権を占めていた。4 分の 3 の債権を所有する者は再建計画を立案し他の債権者に履行させることができるが、政府支配下銀行は 2001 年 10 月措置の条件を設定するために十分な債権額を有していた。
  - 国民銀行の 2001 年 9 月及び 2002 年 6 月の米国証券取引委員会提出書類において政府の関与を示す記述が見られるなど、政府支配下銀行以外の銀行も政府の影響下にあることを示す証拠がある。
  - ハイニックス社の主債権者である KEB について、公的銀行であるとの証言をある専門家から得ている。
  - KEB は社会経済政策を考慮して、すなわち非商業的要因を考慮して、2001 年 5 月措置、2001 年 10 月措置に参加決定をおこなっていた。
  - 韓国政府はハイニックス社の財務救済措置を支援するよう政府支配下銀行に圧力をかけていたことを示す報道が、2002 年 1 月のビジネスウィーク、2001 年 10 月の朝鮮日報、2001 年 9 月のアジアマネーなどになされている。

- ▶ その他、政府の介入がパターン化していたことを示す報道が、2001年6月のダウジョーンズ・インターナショナル（KorAm銀行の反対から賛成への寝返り）、2001年7月の朝鮮日報（財務経済省による、債権者協議会会合への銀行の強制参加）、2001年1月のウォールストリート・ジャーナルおよびデイリースター（KFBに対する圧力）、2001年4月韓国ヘラルド（ハナ銀行への圧力）など、数多くなされている

なお、政府100%所有銀行2行が2001年10月措置に参加しなかったとの事実は、政府の圧力が不成功であったこと、また、それら銀行は小規模な債権しか有しないため問題とする必要がないことなどから、上述の判断を覆すものではない。

#### iv. 特定性

上述したとおり、本件は韓国政府が現代グループおよびハイニックス社の破綻を防ぐという政策の基づいてとられたものである。韓国国会報告書は、2000年5月から2002年6月まで、現代グループの再建に244兆ウォンの資金が投入され、このうちハイニックス社に半分近い120兆ウォンが投入されているとしている。

本件は、従来のワークアウトの枠組み、そしてそれを基礎として成立した会社再編促進法（CRPA）の枠組みを用いた措置であるが、その内容はハイニックス社という個別企業のために策定されたものである。したがって、事実上の特定性がある<sup>191</sup>。

#### v. 利益額

各資金面での貢献の形態ごとに、次の通り利益を計算した。なお、シティバンクは外国銀行であるところから政府の指示・委託の及ぶものではないため、以前の事例ではベンチマークとなりえたが、本件では、各措置案の作成者であるところから、ベンチマークとすることは適切ではない。

##### ・ 長期融資

- ▶ ハイニックス社は信用力欠如企業であると認定する。したがって信用力欠如企業に適用されるベンチマーク金利と実際の融資金利との差から算出される額をもって補助金額とする。
- ▶ 信用力欠如企業の債務不履行率として、ムーディーズの Caa から C 格付けを用いた。信用力のある企業の債務不履行率として、ムーディーズの投資グレード債券の累積債務不履行率を用いた。ウォン建長期金利として、韓国ウォン建3年社債の金利を、外貨建長期金利として IMF 国際財務統計年鑑の3年もの金利を使用した。

---

<sup>191</sup> 19 U.S.C. § 1677(5A)(D)(iii)(IV)

- 短期金利
  - 米商務省規則にしたがって、IMF の国際財務統計に記載された貸出金利をベンチマーク金利として、補助金額を計算した。
- 債務の株式化
  - ハイニックス社は信用力欠如企業であるので、その全額を贈与として計算した。本株式化は 2001 年 12 月 6 日に実施され、同年の財務諸表に反映されている。したがって、その始期は、2001 年とする。
- 債務免除
  - 債務免除全額を、資産償却期間に配賦した。
  - また、債務の株式化をおこなうまでの期間、当該債務の利子額が減額されている。当該額についても、債務免除額に加えた。
- KDB 社債引受プログラム
  - 本件は 1 年社債であるから、上述の短期金利の場合の利益額の計算方法によった。短期融資であるから、信用力欠如企業の債務不履行率を用いることはしない。

**b. パススルーと第三国ベンチマーク： US — Softwood Lumber IV (DS257)**

第 III 章に解説するとおり、カナダは、カナダ産軟材に対する米商務省の相殺関税調査<sup>192</sup>について、特に、立木伐採権に係るパススルー分析（利益の問題）及び第三国ベンチマーク（補助金額の計算）を問題として、本紛争を提起したものである。以下は、それら 2 点について、米商務省の判断内容を説明する。

**i. 川上補助金の移転分析**

1930 年関税法にいう「物品」<sup>193</sup>とは、金銭以外の動産、その他動かすことのできる個人資産をいう。立木伐採権は樹木を供給する目的のものであるから、同条の「物品」にあたる。

本件の立木伐採権は、調査対象産品である軟材を生産するために提供されたものであり、材木を生産するために提供されたものではない。したがって、川上補助金の規定は適用されない。よって、パススルー分析は不要である。

<sup>192</sup> (C-122-839) 仮決定 2001 年 8 月 17 日公告、最終決定 2007 年 10 月 2 日公告。

<sup>193</sup> 19 U.S.C. § 1677 (5)(B)

## ii. 第三国ベンチマーク

*Canada – Aircraft (DS70)* WTO パネルが示した通り、物品の供給により利益が受領者にもたらされているか否かは、適切な対価が支払われているか否かに基づき判断される。この適切な対価を判断するためのベンチマークは、「物品またはサービスが供給される国の支配的な市場条件との関係から」適切なものを選択することが求められており、供給国であるカナダの市場に限定されるものではない。同じ程度の市場に基づく取引を参照して判断することができる。SCM 協定第 14 条(d) と同様に、19 U.S.C. § 1677 (5)(E) は、「支配的な市場条件とは価格、品質、入手可能性、市場性、輸送、その他の購入または販売の条件」としており、これは、個別の事例の状況に応じてベンチマークを決定できることを示している。

市場条件をより適切に反映しているベンチマークとしては、供給国内の価格を用いて、適切な調整をおこなうべきであると思われる。しかし、かかる価格が供給国内に存在しない場合、国外の価格を使用せざるを得ない。

米商務省規則<sup>194</sup>は、ベンチマークを次の優先順位により選択することとしている。

- ・ 調査対象国の市場における実際の取引に基づく市場価格。
- ・ 調査対象国の購入者が購入できると合理的に考えられる国際価格。
- ・ 政府価格が市場原則に則して設定されているか否かを評価して、補助金額を判断

第 1、第 2 の選択肢では、実際の取引価格を用いる。第 2 の選択肢の価格では、供給国内の購入者の商業的条件に合わせるため、実取引価格の調整をおこなう。第 3 の選択肢の場合、政府の価格設定の考え方、将来の事業継続を考慮した収益率を含むコスト、価格差別の有無、などから政府の価格は市場原則により設定されたものであるか否かを判断する。第 3 の価格は、構成価格または派生価格であるから、第 1、第 2 の価格よりも本質的に劣るものである。

本件では、第 1 の価格は使用できない。政府売却価格は、誰もが参加できる競争入札に付されたものであり、その入札価格によって落札者が決定される場合のみ、何らの調整もおこなうことなく使用することができる。しかし、政府売却が市場の過半または状況により相当部分を占める場合、政府の存在により市場が歪められていると判断される。かかる場合、他の民間取引価格についても、政府売却価格の影響を受けているため、真の市場価格は存在しないこととなる。したがって、民間取引価格をベンチマークとすることができない。かかる状況が認定された場合、第 2 の選択肢に拠ることとなる。

本件の立木伐採権価格は雇用創出といった要因により決定されている。また、カナダの立木伐採権市場は、州により、83%から 99%が政府による売却で占められており、政府が独占的な供給者であり、当該価格は市場原則により決定されているも

---

<sup>194</sup> 19 C.F.R. § 351.511(a)(2)

のではない。さらに、民間価格は政府売却価格に影響されていることを示す十分な証拠がある。

本件では、第 2 の選択肢として、米国の立木伐採権を使用する。証拠は、米国の材木の相当量がカナダの軟材生産者により輸入されていることを示している。また、カナダ軟材生産者は、米国内に土地を所有し、日常的に米国の立木伐採権の入札に参加し、米国の材木を輸入しているものである。よって、米国の立木伐採権価格に、支配的な市場条件の相違について調整を加えた価格をベンチマークとする。確かに、完全な価格比較性を確保することは難しいであろう。しかし、米国の立木伐採権はカナダ軟材生産者も利用可能なものであり、政府の介入を受けない、競争市場価格である。よって、カナダ国内購入者の商業環境に適合するよう価格を調整することとする。

実際、米国は、地理的、気候的、生態的にカナダと同等である。国境の存在は、かかる条件に影響を与えない。但し、米国内でも南部の森林はカナダ国境の森林とは異なる。よって、それら森林はベンチマークとしない。

ベンチマークとして、カナダ・ブリティッシュコロンビア州沿岸部については、その南側の米国ワシントン州西側のデータを、カナダ・ブリティッシュコロンビア州内陸部については米国ワシントン州東部、ミシガン州、ミネソタ州のデータを用いた。また、カナダ・ケベック州については米国メイン州のデータをベンチマークとした。かかる方法により、立木伐採権に含まれる軟材の種類も十分に類似したものとなっている。

さらに、カナダの各州別に、また、樹木の種類別に、立木伐採権価格に調整を加えた。例えば、ケベック州の立木伐採権者は、ベンチマークとしたメイン州の立木伐採権に比べ、次の費用を負担していたところから、立木の種類別に、ケベック州の立木伐採権価格について次の調整をおこなった。

- ・ 製材される材木とパルプの原料となる材木の価格の相違について、ケベック州とメイン州の材木におけるそれら用途の比率の相違により、立木伐採権価格を調整。
- ・ ケベック州の当初及び二次的的道路建設維持費負担分全額を、ケベック州の立木伐採権価格に加算。
- ・ ケベック州の消防組織会費を、ケベック州の立木伐採権価格に加算。
- ・ ケベック州の防虫防疫費用を、ケベック州の立木伐採権価格に加算。
- ・ ケベック州における伐採従事者の伐採キャンプ費用を、ケベック州の立木伐採権価格に加算。（メイン州では伐採時に伐採キャンプがおこなわれている事実を確認できなかったため、提訴者の主張を却下。）
- ・ ケベック州より伐採権者に要請されている silvicultural 活動費用を、同州の立木伐採権価格に加算。

- ケベック州の森林計画費用を、同州の立木伐採権価格に加算。但し、森林調査、管理費用についてはメイン州の伐採権者も負担しているため、調整しない。

利益額の計算として、まず、それらの調整をおこなった立木伐採権価格（種類別）単価とベンチマーク単価の差額を計算した。当該差額に材木生産量を乗じて得た伐採権総額を軟材および副産物出荷総額で除して、ケベック州の加重平均立木伐採権の利益率を得た。各州について同様の計算を行った。最後に、それらの利益率を各州の米国輸出量により加重平均を計算して、カナダ全体としての加重平均利益率を計算した。

その結果、19.25%の相殺関税率となった。（なお、本件では、国全体のレートを決定している。）

### c. 中国に対する相殺措置： US — Anti-Dumping and Countervailing Duties (China) (DS379)

本事例では、次の 4 件の中国製品に対する相殺関税調査及び措置のうち、特に、国有商業銀行融資、経済特区の土地リース料、国有企業からの原料販売が問題とされた。

- Circular Welded Carbon Quality Steel Pipe from the People's Republic of China* (C-570-911), 仮決定 2007 年 11 月 13 日、最終決定 2008 年 6 月 5 日（以下「CWP」）
- Certain New Pneumatic Off-the-Road Tires (OTR Tires) from the People's Republic of China* (C-570-913), 仮決定 2007 年 12 月 17 日、最終決定 2008 年 7 月 15 日（以下「OTR」）
- Light-Walled Rectangular Pipe and Tube from the People's Republic of China* (C-570-915), 仮決定 2007 年 11 月 30 日、最終決定 2008 年 6 月 24 日（以下「LWRP」）
- Laminated Woven Sacks from the People's Republic of China* (C-570-917), 仮決定 2007 年 12 月 3 日、最終決定 2008 年 6 月 24 日（以下「LWS」）

以下では、それらの問題について、米商務省の判断内容を説明する。

#### i. 政府政策融資

プログラムの概要：

本政府政策融資の認定およびその理由、ベンチマーク金利の算定方法は、上述の中国産塗工紙の事例と同様であるので、当該事例の節を参照いただきたい。なお、本件の個別事例では、更に次の事実が認定されている。

OTR： 中国政府カタログにおいて、ラジアルタイヤ生産、その原材料用及び生産設備の生産が、国家奨励プロジェクトに掲げられており、また、第 10 期五ヵ年計画に基づく国家優先産業としてラジアルタイヤ生産が掲げられている。第 11 期五ヵ年計画においても、自動車産業及びその重要補修部品の開発発展が求められている。

LWS： 中国政府は、LWS は繊維産業ではなく化学産業であると主張した。米商務省は繰り返して当該主張を裏付ける証拠を提出するよう中国政府に要請したが、提出されなかった。これは、本調査を妨害するものであり、また回答をおこなう最大限の努力をおこなったものとも思われぬ。したがって、FA 適用するに際し、中国政府に不利な推測をおこなうものとする。

CWP： 中国政府は、CWP は五ヵ年計画に言う鉄鋼産業に含まれないと主張したが、何ら裏付け書類を提出しなかった。これは、本調査を妨害するものであり、また回答をおこなう最大限の努力をおこなったものとも思われぬところから、中国政府に対しては FA を適用する。しかし、証拠から、CWP 生産者は、一部の地方政府融資を除き、政府政策融資を受けていないことが証明された。

LWRP： 中国政府は本調査に協力しなかったため、FA の適用の対象となる。しかし、五ヵ年計画に基づく鉄鋼産業に対する政府政策融資は輸出信用に限られている。LWRP 生産者は、かかる融資を受けていない。

結論：

CWP： 政府融資はおこなわれていなかった。

LWRP： 政府融資はおこなわれていなかった。

OTR： GTC 社について 1.87%、Starbright 社について 0.56%。TUTRIC 社について政府融資はおこなわれていなかった。

LWS： Aifudi 社について 0.06%。その他の調査対象企業は回答しなかったため、AFA として Aifudi 社の 0.06%を適用する。

## ii. 経済特区の土地リース料

プログラムの概要：

米商務省は、最終的に、OTR 及び LWS において特定の企業に対して土地リース料を低く設定しているところから補助金が交付されたと認定した。LWRP 及び CWP では、次の理由により、土地リース料の低額設定による補助金は認定されていない。従って、以下では、OTR 及び LWS における米商務省の判断について説明する。

LWRP： 仮決定では他の事例と同様にタイ国におけるリース利用との差額をもって利益を認定していた。しかし、最終決定では根拠を変更して、契約された土地リース料のうち一部が未払いであったが、その部分に債権放棄がなされたと認定した。利益額は当該債権放棄額であり、繰り返されぬ補助金として調査対象期間の補助金額を計算した。

**CWP**： 本件では、土地リース料は問題とされていない。電力及び水道についての補助金性が調査されたが、電力、水道とも、設定されている大企業適用料金について、産業により異なるところはないとして特定性なしとの判断に至っている。

補助金の性格：

**OTR**： 調査対象企業 3 社のうち 2 社は、土地リース権を中国が WTO に加盟する以前に取得していたとして調査の対象外とし、残り 1 社（Starbright 社）について、政府によるサービスの提供にあたるとして、資金面での貢献を認定した。また、当該リース権は郷（村落）委員会よりあたえられたものであるが、郷委員会は政府組織であると認定した。

利益の存在については、利益額で述べる通り、ベンチマーク価格よりも低い価格でのリース料であったとして、利益がもたらされたと認定した。

**LWS**： 山東省桓台县が土地利用権を交付したものであるから、資金面での貢献がある。また、利益額で述べる通り、ベンチマーク価格よりも低い価格で使用料が徴収されたものであるから、調査対象企業に利益がもたらされている。

特定性：

**OTR**： Starbright 社に対するリース権の賦与は、河北省邢台市改革実施通達において、組織変更をおこなった中国国有企業に限定し、その企業数まで特定されていた。したがって、法令上の特定性がある。

**LWS**： 山東省桓台县が工業団地に所在する企業及びその企業と土地利用についての取り決めをおこなっており、また、工業団地内の土地利用権は同工業団地に所在する企業に限定されているものであるから、19 U.S.C. § 1677(5A)(D)(iv) に定める地域補助金として特定性を有する。

利益額・計算方法：

**OTR**： 米商務省は、ベンチマーク価格として、まず、第 1 の選択肢、即ち、使用できる中国国内価格の有無を検討した。その結果、中国政府は土地供給一次市場、二次市場の双方全般に介入しているため、中国国内では土地リース料についての市場が存在せず、よって、中国国内価格をベンチマーク価格とすることはできないと判断した。第 2 の基準は国際価格であるが、土地リース料という性格から中国国内に輸入できる国際価格は存在しないと判断した。第 3 の選択肢である中国国内価格は市場価格であるか否かという点についても、中国における財産権の定義と保護の低さ、土地リース権に対する中国政府の介入、さらに所定の方法に拠らない土地リース権の価格設定及び割当などから、市場原則により形成された価格とは言えないと判断した。

よって、中国と同等の経済開発レベルにある国における市場原則により決定されている土地リース価格をベンチマーク価格とすることとした。このために、米商務省は、中国周辺の各国のデータを検討して、国民一人あたりの国内総生産、人口密度

からタイ国の土地価格が適切であると判断し、次に、同国の土地価格のうち工業団地内の土地売買価格を用いることとした。

本件では、年次料金の支払い義務のある土地リース権であるところから、タイ国における土地活用による年間収益額をベンチマーク価格とすることとした。タイ国におけるリース料金のデータが入手できなかったため、不動産投資信託（REIT）の平均年間収益率 7.4%を使用した。

以上の証拠から、本件では、タイ国の工業団地における単位面積当たりの土地売買価格に収益率 7.4%を乗じて得た金額をベンチマーク価格（年額リース料相当額）とし、当該価格と調査対象企業が政府に支払った年額リース料との差額にリース面積を乗じて得た金額を補助金額と認定した。

当該補助金額を調査対象企業の総売上高で除して、相殺関税率を計算した。

**LWS**： ベンチマーク価格の選定は、上述の OTR と同様である。特に、第 3 の選択肢に拠ることができない根拠として、中国国内における不適切な価格での農地収容、国有企業に対する無償貸与、違法取引の横行、地方政府職員への賄賂提供を指摘し、更に Aifudi 社への土地利用料も、法に定められた土地価格評価を行わずして設定されたと認定した。

本件の土地利用権の対価は契約時に全額を支払う形式であるところから、タイ国のタイ国の工業団地における土地売買価格をもってベンチマーク価格とした。まず、単位面積当たりのベンチマーク価格と本件土地利用権の対価との差額を計算し、土地利用権の賦与された面積で乗じて補助金額を計算した。この補助金額を、19 C.F.R. § 351.524(d) に定める方法（反復されない補助金の計算方法）により、調査対象期間の補助金額を計算した。

調査対象期間の補助金額は、調査対象企業の同期間の売上高で除して、相殺関税率を計算した。

**結論**：

**OTR**： Starbright について 0.90%。

**LWS**： Aifudi 社について 13.32%。その他の調査対象企業は回答しなかったため、AFA として Aifudi 社の 13.32%を適用する。

### **iii. 国有企業からの原料提供**

**プログラムの概要**：

調査対象製品の原材料は中国国営企業から直接または商社を介して調査対象企業に販売されたものであるところから、政府・公的機関からの物品の提供であるから補助金性があるとして、相殺関税の対象とされたものである。

## 補助金の性格：

**CWP、LWRP 共通：** 米商務省は企業が公的機関 (authority) であるか否かについて、5 要因を検討して判断する。(5 要因については上述の I.A.3.b を参照いただきたい)。本件では、中国政府は、宝鋼集団有限公司 (以下「宝鋼」)、その他の中国鉄鋼メーカーについて、それらが公的機関であるかを判断するための情報を提供しなかった。したがって、中国政府が過半数の株式を所有している中国企業は「公的機関」と判断する。中国政府は、宝鋼は国営企業ではないと主張するが、その取締役会の過半数の取締役の履歴について提出されず、また、取締役の 1 人は国務院の国有財産管理委員会から派遣された者であった。また、宝鋼の 2006 年の営業計画では、第 11 期五ヵ年計画を迅速に実施するとし、国家の政策及び措置は地域市場のレイアウト及び調整のため支援を提供しており、同社の発展計画達成のための戦略的機会を提供している、としている。さらに、国務院が承認した範囲内で国家所有財産を取り扱う、としている。これらの情報は同社が中国政府の支配下にあることを示している。中国政府は、同社は中国政府の支配下でないことを示す何らの証拠も提出しなかった。

以上から、中国政府が過半数を所有する鉄鋼メーカーは公的機関と認定する。その結果、中国熱延鋼板市場の 96.1%は公的機関から供給されているものと認定する。

よって、調査対象企業が購入した熱延鋼板は公的機関から提供されたものであり、資金面での貢献にあたる。

**CWP：** 購入された材料のうち、中国政府が民間により所有されていることを示す証拠を提出した中国内鉄鋼メーカーについては、民間企業であると認定する。したがって、当該メーカーからの購入材については対象外とする。また、調査対象企業である Kingland 社は調査対象産品を生産しておらず、商社機能を果たしているのみであるため、同社が購入した熱延鋼板については本補助金の対象外とする。

最終決定では、国営企業が生産した熱延鋼板を中国内の民間商社から購入した場合についても、カナダ産軟材において述べた理由と同様の理由により、本件の対象とする。

**LWRP：** 仮決定では対象を中国国営企業から直接購入した熱延鋼板のみとしていたが、最終決定では、商社から購入した熱延鋼板も対象に加えた。但し、調査対象企業に対して商社経由で購入した熱延鋼板の情報については調査していないため、保守的に、購入鉄鋼材のうち中国政府の主張する 71%が中国国営企業から購入されたものと認定する。

**OTR：** 中国国営企業が生産した天然及び合成ゴムについて、CWP、LWRP と同様の理由により、商社から購入した当該材料を含め、資金面での貢献にあたる。また、調査対象企業はベンチマーク価格よりも低い価格で購入したものであるため、調査対象企業に利益をもたらすものであると判断する。なお、ベンチマーク価格については、利益計算の項を参照いただきたい。

**LWS**： 中国において生産されたポリエチレン及び二軸延伸ポリプロピレンについて、中国政府から何らの回答もなかったため、その全てが中国国有企業により生産されたものと認定する。当該物品の供給は、資金面での貢献にあたる。また、調査対象企業は二軸延伸ポリプロピレンについてベンチマーク価格よりも低い価格で購入したものであるため、調査対象企業に利益をもたらすものであると判断する。ポリエチレンについては利益は認められてなかった。なお、ベンチマーク価格については、利益計算の項を参照いただきたい。

**特定性：**

**CWP、LWRP**： 中国政府は、熱延鋼板の販売先は、建設業、自動車産業、電子機器産業、機械産業、化学産業及び長距離パイプライン製造業等に限られているとしている。したがって、事実上の特定性がある。

なお、「等」としているが、中国政府は上述産業以外の購入者の情報を提供していない。また、以前の事例<sup>195</sup>において 8 産業に使用されている場合は事実上の特定性があると認定している。これらから、本件においても事実上の特定性があると認定することに問題はない。

**OTR**： CWP、LWRP と同様に、中国国有企業が生産した天然及び合成ゴムは 19 U.S.C. § 1677(5A)(D)(iii)(I) に定める「限られた数」の産業に提供されているとの条件を満たしており、事実上の特定性がある。

**LWS**： 他の調査と同様に、中国国有企業が生産した二軸延伸ポリプロピレンは「限られた数」の産業に提供されているとの条件を満たしており、事実上の特定性がある。他方、ポリエチレンについては利益が認定されないため、特定性の判断はしない。

**利益額・計算方法：**

**CWP、LWRP 共通**： ベンチマークとしては、カナダ産軟材最終決定で説明した通り（本報告書の上述 I.B.7.b.ii を参照）、国内価格、国際価格、中国製品の調整価格の順に優先順位を与えている。本件では、中国国内価格を使用することはできない。中国政府は、中国鉄鋼協会のデータによると中国国内の総販売量に中国国営企業の生産量が占める割合は 71%ある、と米商務省に報告していた。しかし、現地調査により中国鉄鋼協会は国営企業データを把握していないことが判明し、当該 71%というデータは中国政府の法務担当が国営企業か否かを自ら判断して作成されたものであることが明らかとなった。中国政府のかかる行為は本調査に対する非協力的行為である。したがって、中国政府が株式所有について何らの情報も提供しなかった中国企業全てを国営企業と取り扱うこととする。その結果、中国国内の総販売量の 96.1%が中国国営企業により生産されたものと認定される。

かかる状況においては、中国市場の価格は政府の介入により歪められたものと判断される。したがって、中国国内価格はベンチマークとして使用できない。

---

<sup>195</sup> *Certain Steel Products from Belgium*, 58 Fed. Reg 37273, 37276, July 9, 1993

中国への輸入鉄鋼価格は、その輸入数量が少ないため、信用に値する数値ではない。よって、ベンチマークとして使用することはできない。したがって、国際価格である SteelBenchmarker（米国の鉄鋼価格指標を公表）に示された取引価格データをベンチマーク価格の基礎とする。

本補助金は反復される補助金であるから、補助金額は、月次平均のベンチマーク価格と当該月の実際の購入額の差額に購入終了を乗じて得た額の調査対象期間の合計額をもって補助金額と認定した。

**CWP**： 本事例では、East Pipe 社については、同社が熱延鋼板を実際に輸入した月については同価格を、その他の月については、SteelBenchmarker に示されたデータを使用する。なお、SteelBenchmarker のデータは、実際の輸入価格データの加重平均価格を下回ったものであるところから、実際の価格と同等であり、第 1 の選択肢に属するものと認定する。

**LWRP**： 本事例では、第 2 の選択肢である国際価格（SteelBenchmarker に示された“World Export Price”）に輸入税による調整をおこなった後の価格をベンチマークとして使用した。本件では、厚さ 5mm の熱延帯の価格に基づくこととした。LWRP に用いる鉄鋼はより薄いものであるが、かかる製品の情報がないため、より保守的な情報として、当該国際価格に基づくこととする。また、これは AFA の適用でもある。

**OTR**： 天然ゴムの中国消費量のうち輸入が 75%を占め、合成ゴムについても輸入が 50%を占めている。当該価格が中国政府により歪められているとは言えない。よって、それぞれについて、当該輸入価格に輸入経費、輸送経費を加えた価格の月次平均価格をベンチマークとする。一部の調査対象企業は輸入増値税の免除を受けていると認められなかったため、増値税額を加算する。当該ベンチマーク価格を、同月の中国産の価格と比較した。当該差額の調査対象期間の合計額を調査対象企業の同期間の総売上高で除して、相殺関税率を計算した。

**LWS**： 本件においても、中国政府は中国公有企業について何らの情報も提供しなかった。したがって、中国に不利な推定をおこなうこととし、中国国内生産のポリエチレン及び二軸延伸ポリプロピレンは中国公有企業の製品に支配されており、中国国内のそれら製品価格はベンチマークとならないと判断する。よって、ベンチマーク価格としての第 2 の選択肢である国際価格として、ロンドン金属取引所の 2006 年価格を輸送費、輸入費用、増値税により調整した価格をベンチマークとする。その結果、ポリエチレンについては、利益がないと判断する。二軸延伸ポリプロピレンについては、その加重平均価格とベンチマーク価格とを比較し、その差額の総額を調査対象企業の売上高で除して得た率を相殺関税率とする。

**結論**：

**CWP**： East Pipe 社 について 27.35%、Kingland 社 について 44.84%。

**LWRP**： Lets Win 社 について 1.90%、ZZ Pipe 社 について 15.18%。

OTR : GTC 社について 0.17%、TUTRIC 社について 0.08%、Starbright 社について 0.00%。

LWS : Aifudi 社について 16.12%。その他の調査対象企業は回答しなかったため、AFA として Aifudi 社の 16.12%を適用する。

**d. 民営化された国営企業に残存する反復されない補助金の評価 : US – Lead and Bismuth II (DS138)、US – Countervailing Measures on Certain EC Products (DS212)**

米商務省は、国営企業が民営化された場合において、民営化前に交付された補助金が反復されない補助金である場合、その効果が民営化後の企業においても存在するか否かを検討することとしている。その法的根拠、具体的な検討方法は、上述の「米商務省相殺関税調査の概要」の章で述べた通りである。また、検討基準を「ガンマ法」、「同一人法」、「基礎推定法」へと変更させた経緯は、「WTO 事例」の章の、*US – Lead and Bismuth II (DS138)*、*US – Countervailing Measures on Certain EC Products (DS212)*、及びその履行パネルについてまとめたので、参照いただきたい。

ここでは、それら紛争を通じて、最終的に SCM 協定に不整合であるとはされなかった事例（その 1、サンセットレビュー）及び、当該考慮から EC が WTO の履行パネルにおいて問題としなかった例を検討する。

**e. 民営化取引その 1 : Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products from France (C-427-810) サンセットレビュー**

本件は、WTO 履行パネルにおいて、サンセットレビューにおける民営化取引の評価が問題とされた事例である。本件では、民営化取引の一部として、民営化された企業の株式を従業員・元従業員に市場価格の 20%値引きで譲渡したことが問題とされた。WTO パネルは、当該値引きは公正市場価格ではなく、よって、民営化前の補助金は、少なくともその一部が民営化後の会社に継承されたと判断できるとした。さらに、サンセットレビューにおいては補助金の継続の可能性の有無の判断が求められているのみであり、その程度は問われていないところから、補助金の継続の可能性があるとした米商務省の判断は WTO 協定に不整合ではない、と判断した。

**i. 背景**

フランス政府は、直接、間接に 100%の株式を所有していた Usinor 社について、1995 年 7 月からその株式の売却を開始した。株式売却はおおきく 3 回に分けておこなわれた。当該株式売却は、国際市場、フランス及び EU 内在住の国民、従業員、機関投資家（安定株主）の 4 タイプに分けて行われ、1998 年 8 月、フランス政府の

所有する株式は、全て売却された。本件の株式譲渡については、パネル報告書が次のとおり簡潔にまとめている<sup>196</sup>。

Combined Offering	Factors Affecting Share Price: Restrictions/Incentives/Sale Mechanism	Price Per Share (FRF)
<b>International Offering</b>	<p>Sale mechanism: Underwritten by three regional groups (France, US, Rest of the World), collectively referred to as the International Underwriters, under the following conditions:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Payment by GOF, Clindus, and Usinor of a management commission and underwriting commission of .60 per cent of the aggregate international offering price;</li> <li>▪ Payment by GOF, Clindus, and Usinor of a selling concession of 1.80 per cent of the aggregate international offering price;</li> <li>▪ Payment by GOF, Clindus, and Usinor of FRF 2,000,000 for certain expenses; and</li> <li>▪ Indemnification by GOF, Clindus, and Usinor against certain liabilities</li> </ul>	89
<b>French Public Offering</b>	<p>Restrictions/Incentives:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Holding period: A minimum holding period of 18 months applies;</li> <li>▪ Free shares: Shareholders receive 1 free share for each 10 shares purchased after the minimum holding period</li> </ul> <p>Sale mechanism: Terms pursuant to the French OPV Underwriting Agreement</p>	86
<b>Employee Offering</b>	<p>Restrictions/Incentives:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Purchase price: <ul style="list-style-type: none"> <li>○ At the French public share offering price of FF 86, or</li> <li>○ At a 20 per cent discount on the price of the French public share offering, which is FF 68.8;</li> </ul> </li> <li>▪ Holding period: Only the shares purchased at the discount price are subject to a 24-month holding period;</li> <li>▪ Free shares: <ul style="list-style-type: none"> <li>○ At the French public share offering price, 1 free share for each 3 shares purchased, or</li> <li>○ At a 20 per cent discount on the price of the French public share offering, 1 free share for the first 71 shares purchased and 1 free share per five purchased from the 72nd share onwards;</li> </ul> </li> <li>▪ Delayed payment terms: <ul style="list-style-type: none"> <li>○ At the French public share offering price, immediate payment in cash, or</li> <li>○ At a 20 per cent discount on the price of the French public share offering, either immediate payment in cash or 30 per cent at purchase, 30 per cent after 1 year, and remaining 40 per cent after 2 years.</li> </ul> </li> </ul> <p>Sale mechanism: No underwriter</p>	86 or 68.8 (20 per cent discount on the French public offering price)
<b>Stable Shareholders</b>	<p>Restrictions: Stable shareholders signed an agreement ("Protocole") agreeing to</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Hold all existing shares for three months from the date of publication of the French Public Offering results;</li> <li>▪ After those three months, sell a maximum of 20 per cent;</li> <li>▪ Hold the remaining 80 per cent for another 15 months or sell only to another Stable Shareholder; and</li> <li>▪ After the 15 months (a total 18 months), respect the other Stable Shareholders' pre-emption rights when selling to third parties.</li> </ul> <p>Sale mechanism: No underwriter</p>	90.78 (102 per cent of the International Offering Price)

<sup>196</sup> WT/DS212/RW, para. 7.150.

## ii. 米商務省の判断

米商務省は、それら株式売却について、次の通り判断した。

### 政府の支配

本件株式売却の結果、政府系機関が 10.1%の株式を所有することとなった。米商務省は、かかる株式所有では政府が Unisor 社を支配するには十分であるとはいえない、また、支配するには更に 40%の株式を所有する株主の協力が必要であるが、かかる協力が存在する証拠はない、として、Unisor 社に政府の支配は及んでいない、と判断した。

### 株式売却は独立事業者間取引であったか。

フランス及び EC 居住国民及び国際市場への売却は、非関連者になされていたところから、独立事業者間取引であると認定した。

安定株主について、購入者 11 者のうち 8 者は非関係会社であり、残余の 3 者に対する売却条件は非関係会社に対する条件と何ら変わるところはなかったと認定し、安定株主に対する売却は独立事業者間取引であると認定した。

しかし、従業員に対する売却（総株式の 5.16%）は 66.80 フランと、他の取引（86 フラン, 89 フラン, 90.78 フラン）と比較して低価格でなされたこと、また、ボーナス株を与えるものであること、さらに、従業員は関係者であることから、独立事業者間取引であるとはいえない、と認定した。

### 取引は公正市場価格でなされたか。

米商務省は、次の分析を踏まえ、フランス政府は Usinor 社の価値の客観的な評価に従って価格を設定しており、投資家に対して投資に対する制約を明示しており、当該価格で売却しているところから、従業員向け売却を除き、市場決済価格での売却をおこなったと認定した。

### 客観的分析

政府は、その民営化委員会に、株式市場価格、純流動性など、多くの側面から Usinor 社の価値評価を行わせ、同委員会より最低価値を 15.75 兆フランとの答申を受けた。さらに、国際市場での売却を引き受けた Warburg 社に、資産及び株式評価をおこなわせていた。これらは、フランス政府が Usinor 社の価値の客観的な評価をおこなったことを示している。

### 購入に対する意図的障壁

フランス政府は、購入者を 4 グループに分けて、それぞれ異なった価格を提示し、その購入条件にも差異を設けたが、それら条件は全て目論見書に公表されており、その他の制限は認められなかった。

しかし、従業員については、他の 3 グループに対する条件と異なり、購入資格が極めて限られていた。

### 売却価格

フランス・EU 在住国民向けでは応募が当初の募集株式数を上回ったこと、そのため当初提示された世界市場向けの株式の一部がフランス・EU 在住国民向けの株式に振り替えられた点から、市場決済価格 (market-clearing price) は、86 フラン (フランス・EU 在住国民向け) と 89 フラン (世界市場向け) の間にあると考えられる。これらの事実から、米商務省は、フランス政府は、それら 2 グループに対する株式売却では最大限の利益を獲得していた、と認定した。また、安定株主向けは 90.78 フランと、更に高い価格であった。

他方、従業員向けの価格は、68.80 フランと、それらよりも低い価格であった。

### 投資に対する制約

安定株主に対しては株式譲渡について何ら制限はないものの、その名称から、譲渡には慎重になることが期待されていた。世界市場向け、フランス・EU 在住国民向けについては、制約条件は明示され、公表されていた。購入者は、それら条件を踏まえて応募したものであり、投資に対する制約条件は全て価格に反映されていたといえる。

### 民営化に伴う補助金

民営化に伴う補助金が交付された事実はない。

### 市場の歪曲

政府補助金等により市場価格が歪曲されていることを示す事実はなかった。

### 結 論

従業員向けの価格は公正市場価格でなされたものではない。したがって、民営化前に交付された反復しない補助金の効果は消滅しておらず、民営化後の企業においても存在する。よって、補助金は継続する可能性があるかと判断する。

#### **f. 民営化取引その 2 : Grain-Oriented Electrical Steel from Italy (C-475-812)**

本件は、*US – Countervailing Measures on Certain EC Products (DS212)* における WTO 勧告を受けて、米商務省が年次見直しにおいて再決定をおこない、民営化後の企業において、それ以前に交付された補助金は消滅したと判断した事例である。なお、他に、イタリア政府が民営化を決定した後に債務免除が行われていたため、当該債務免除について 1.07% の相殺関税率を認定している。

## i. 背景

1992年12月、イタリア政府は、政府が所有する鉄鋼会社であるILVA社を民営化する決定をおこなった。その後、ILVA社は、AST社とILP社の2社に会社分割された後、売却された。本件では、そのうち、AST社の売却が問題とされた事例である。この売却では、まず、イタリア政府は投資顧問のBarclays de Zoete Wdd Limited（以下「BZW社」）にAST社の価値評価させる一方で、入札希望者にはBZW社と機密保持契約を締結させ、入札により落札者を決定したものである。当初、19社が機密保持契約を締結したが、仮入札は4社で、それらの企業は、1994年3月から5月の間、AST社の詳細な情報を検証した。その後、本入札（1994年5月実施）をおこなった企業は2社であった。このうち1社は入札条件を満たしていなかったため、有効な入札をおこなった唯一の会社であるKAI社が落札した。

## ii. 米商務省の判断

次に述べる理由から、株式売却は独立事業者間取引であり、公正市場価格であると認定し、反復されない補助金は消滅したと判断した。

株式売却は独立事業者間取引であったか。

ドイツ企業Krupp社及び同社がイタリアの鉄鋼会社と設立したKAI社（入札者）は、AST社、イタリア政府のいずれとも非関連である。従って、独立事業者間取引がおこなわれた。

取引は公正市場価格でなされたか。

本件ではベンチマークとなるべき類似の取引がなかったため、米商務省は、次の各要素を検討した。その分析では、公正市場価格であることを示す事実とそうではない事実の双方が認められたが、イタリア政府は客観的な会社価値評価をおこなっていること、投資家に対する制限は売買価格に反映されていたと認められること、イタリア政府は得ることのできた最高価格で売却したこと、という点から、取引は公正市場価格でなされたと判断した。

客観的分析

米商務省は、まず、イタリア政府はイタリアの投資銀行であるIstituto Mobiliare Italiano社、投資会社であるPasfin Servizi Finanziari社にAST社の企業価値評価を依頼したもので、当該評価は、客観的であり、時期を得たものであり、完全なものであると認定した。

購入に対する意図的障壁

適正評価手続（Due Diligence）の期間が限定されており、他にもかかる時間的制限があった。また、Krupp社によると、イタリア産業振興公社はイタリア投資家が参加していることが重要であるとしていたとした。これらが実際に入札者の範囲を限定した作用があったかは不明であるが、それにより、入札者の範囲が限定された潜在的可能性がある。

## 売却価格

イタリア政府は、最高入札価格（唯一の有効な入札）を受け入れている。

## 投資に対する制約

本件では、売買契約の条件は全ての入札希望者に開示されており、最終契約の条件も、当初開示された条件と一致した。よって、投資に対する制約は透明性をもって全ての購入希望者に開示され、隠れた条件はなく、当該条件は売買価格に反映されていると認められる。

## 第 II 章 相殺関税調査の概要—EC

### A. EC における補助金の認定、並びに相殺関税の計算

#### 1. 関連法令及び行政マニュアル

一単位あたりの補助金額の計算を含め、反補助金（以下「AS」）調査の実施に関する EU 規則は次の通りである。2009 年 6 月 11 日、理事会規則(EC)597/2009 号<sup>197</sup>(以下「基本 AS 規則」)として、新たに公布された。なお、本規則はこれまでの以下の規則から概ね変更されていない。

- 1997 年–2002 年 11 月 5 日付理事会規則(EC) 2026/97 号
- 2002 年–2002 年 11 月 5 日付理事会規則(EC)1973/2002 号
- 2004 年–2004 年 3 月 8 日付理事会規則(EC)461/2004 号

また、欧州委員会（以下「委員会」）は、基本 AS 規則第 5-7 条の適用の詳細を定めた相殺関税調査における補助金額計算のガイドライン（[Guidelines for the calculation of the amount of subsidy in countervailing duty investigations](#)<sup>198</sup>、以下「ガイドライン」）を公表している。（資料 1 として、同ガイドラインを添付した。）

#### 2. 補助金の認定

##### a. 相殺措置の対象となる補助金の要素

EU 法において相殺措置の対象となる補助金の要件は、基本 AS 規則第 2 条及び 3 条に定められている。第 2 条は、補助金を、政府による利益をもたらす資金面での貢献、と定義している。さらに、第 3 条は、それら補助金のうち、特定性を有する補助金のみが相殺措置の対象となる、と規定している。

##### b. 資金面での貢献 — 基本 AS 規則第 2 条

補助金について定義する第 2 条の規定は、SCM 協定第 1 条の規定とほぼ同じである。第 2 条の規定は次の通りである。

次の条件が満たされる場合には、補助金は、存在するものとみなす。

1. (a) 原産国又は輸出国の政府が資金面で貢献していること、すなわち、

<sup>197</sup> [Council Regulation \(EC\) No 597/2009 of 11 June 2009 on protection against subsidised imports from countries not members of the European Community.](#)

<sup>198</sup> 1998 年 12 月 17 日付 EU 官報 C 394.

- (i) 政府が資金の直接的な移転を伴う措置（例えば、贈与、貸付け及び出資）、資金の直接的な移転の可能性を伴う措置又は債務を伴う措置(例えば、債務保証)をとること。
  - (ii) 政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないこと(例えば、税額控除等の財政による奨励); 輸出産品が、国内消費に向けられる同種の産品に課される関税若しくは内国税を免除されること又はこれらの関税若しくは内国税が課されたときにその額を超えない額だけ払戻しを受けることは、補助金とはみなさない。但し、かかる免除が附属書 I から附属書 III までの規定に基づき付与される場合に限る。
  - (iii) 政府が一般的な社会資本以外の物品若しくは役務を提供し又は物品を購入すること。
  - (iv) 政府が、
    - 資金提供制度に支払を行うこと、
    - 又は、
    - 民間団体に対し、通常政府に属する任務であつて(i)、(ii)及び(iii)に規定するものの一若しくは二以上を遂行すること若しくは政府が通常とる措置と実質上異なるものをとることを、委託し若しくは指示すること。
- 又は、
- (b) 千九百九十四年のガット第十六条に規定する何らかの形式による所得又は価格の支持があること。及び、

2. 1の措置によって利益がもたらされること。

#### *i. 政府・公的機関と民間団体*

「民間団体」という語は、「政府」又は「公的機関」に対比する概念とみなされ、したがって、政府関係機関又は公的機関ではない主体は、民間団体とされる<sup>199</sup>。

委員会は「公的機関」の定義について、米商務省による定義<sup>200</sup>のような形式的な基準をもっていない。基本 AS 規則において定められている唯一の定義は、第 1.3 条にあり、「『政府』という語は、本規則の適用上、原産国又は輸出国の領域における政府又は公的機関と定義される。」とされている。

<sup>199</sup> US—Export Restraints (DS194) に関する WTO パネル、パラ 8.49 に記載されている通り。

<sup>200</sup> 米国については、上述の I.A.3.b を参照されたい。

しかしながら、委員会は、実務において、公的機関を構成しうる団体につき、いくつかの指針を提供している。例えば、韓国産 DRAM 相殺関税調査<sup>201</sup>において、次の通り述べている。

(11) 政府の持分が、たとえそれが 100%の持分であっても、それ自体で当該企業が「公的機関」とみなされることを意味しない。また、政府の持分は、いかなる水準であれ、公的機関であることの「反証可能な推定」(rebuttable presumption)を創設しない。但し、政府の持分水準は、公的機関の存在の有無を決定するにあたって重要な要素であり、場合によっては最も重要な要素である。政府の持分割合が高ければ高いほど、公的機関と認定される可能性が高い。

(12) 持分の 100%が民間所有である企業の場合、または政府が主要株主ではない企業の場合、説得力ある反証が存在しない限り、通常、その企業が公的機関であることを立証するのは困難である。これらの両方の場合において、当該企業は民間団体とみなされると考えられ、基本 AS 規則第 2 条(1)(a)(iv)に基づく資金面での貢献を提供するという政府からの「指示」が示される必要がある。

(13) 逆に言えば、政府が企業の最大株主であり、特に過半数を所有する株主である場合、当該企業はおそらく、他の基準(以下に説明)が充足されたとき、公的機関とみなされると考えることができるであろう。これらの基準は、所有者の利益のために行為すると推定される民間団体とは異なり、辞書の定義にも示唆されているように、公的機関は、政府関係機関としての欧州共同体を代表して行為する権限のある機関であるという概念を考慮している。

(14) ある企業が公的機関の要件を充足しているか否かを判断するにあたり、考慮される可能性がある基準は次の事項を含む。

(a) 民間組織の通常の検討範囲を超えた公共政策目的の遂行。たとえば、国家又は地域の経済的利益、社会的な目的の推進等を考慮するという要件。これらの基準は、利益の最大化という通常の目的を損なうという意味において、非商業的である可能性がある。

(b) 所有者としての立場を超えた支配を行っていること。政府の持分が高ければ高いほど、支配が存在する可能性が高い。これは、任命における政府の影響力、政府が業績の審査及び目的の決定を行う権利、政府が個々の投資又は事業上の決定に関与する程度によって示される。

このように、政府が完全所有する企業が必ずしも「公的機関」というものではない。しかし、政府が保有する株式の割合は、政府が当該企業の決定に影響力

---

<sup>201</sup> Council Regulation (EC) No 1480/2003 of 11 August 2003 imposing a definitive countervailing duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of certain electronic microcircuits known as DRAMs (dynamic random access memories) originating in the Republic of Korea, パラ 11 -14

を及ぼしうる程度を判断することができるため、考慮すべき重要な要素である。政府の持分比率が高いことに加え、企業の行為が公共の利益の増進を目的としているならば、公的機関と認定するに十分であると思われる。

公的機関の存在を立証する責任は、委員会にある<sup>202</sup>。

## ii. 指示又は委託

委員会は、民間団体が政府の指示又は委託を受けているか否かを判断するにあたり、「民間団体（すなわち、政府に所有されていない団体）が特定の方法によって行為することを政府により指示又は委託されているか否かを検証する。このような場合、政府と当該民間団体の行為との間に立証可能な関連性があるべきである」<sup>203</sup>としている。委員会の分析は、個別事例の記録上の証拠を総合的に判断して行われる。たとえば、委員会は、インド原産の PET フィルムの事例において、民間の銀行が公的機関により書面にて指示されていたと認定した<sup>204</sup>。

また、委員会は、韓国産 DRAM の事例において、直接的な証拠なしに状況証拠に基づいて、政府による指示があったと認定した。

ウリィ銀行は、ハイニックス社の倒産が国家経済に与える影響を考慮して、公共の利益に関する考慮に基づく措置を承認した。かかる考慮は、商業的なものではなく、商業銀行が深刻な財政困難に陥った企業に追加の融資を提供すべきか否かを評価する際に利用されるものではない。むしろ、かかる公共の利益に関する考慮は、国家経済、雇用、又は他の公共政策上の目的を支える措置を実施する際に、政府が典型的に利用するものである。ウリィ銀行の貸付決定におけるかかる考慮は、同社の 100%株主である韓国政府が、いずれの主要株主も行うよ

<sup>202</sup> 同上、パラ 16

<sup>203</sup> *US — Anti-Dumping and Countervailing Duties (China)* (DS379) における欧州共同体の第三国意見書、パラ 8。

<sup>204</sup> *Polyethylene Terephthalate originating in India*, OJ L 59, 2007, パラ 45 参照。「第二に、かつ ECS に基づく優遇された信用が商業銀行によって供与されたという事実にもかかわらず、当該利益は基本 AS 規則第 2 条(1)(iv)でいうところの政府による資金面での貢献である。RBI は公的機関であり、基本 AS 規則第 1 条(3)に定める政府の定義に該当する。これは政府が 100%所有する機関であり、例えば金融政策など公共政策の目的を遂行しており、その経営陣はインド政府によって任命されている。RBI は民間団体に指示をしている。なぜならば、商業銀行は特に、RBI Master Circulars が定める輸出信用の利子率の上限規定、及び商業銀行がその正味銀行与信 (net bank credit) のうち一定の額を輸出ファイナンスに提供しなければならないとする RBI の規定といった条件により拘束されているからである。かかる指示によって商業銀行は基本 AS 規則第 2 条(1)(a)(i)に言及された機能、この場合は優遇された条件による輸出ファイナンスの形式による貸付けを実行することが義務付けられている。こうした、一定の条件に基づいた貸付けの形式を取る直接の資金の移転は、通常政府に帰属するものであり、当該慣行は、実質的な意味において政府が通例従う慣行と異なるものではない。基本 AS 規則第 2 条(1)(a)(iv)。

うに、その影響力を行使して銀行の事業決定に指示を出したという事実を表すものとしてのみ理解することができる<sup>205</sup>。

特に、委員会は韓国産 DRAM 調査において、単なる行為の奨励又は促進のみでは不十分であると述べた<sup>206</sup>。

(15) 第 2 条(1)(a)(iv)における「指示」の概念は、政府が通常政府に与えられる機能を民間団体に実施することを要求し、その実務対応が、政府が通常行う実務対応と異なる場合に存在する。政府が単にそのような行為を奨励又は促進したということを示すだけでは、かかる奨励又は促進は考慮すべき要素である可能性はあっても、十分ではない。(強調加筆)

WTO パネルはかかる委員会の立場を認容した<sup>207</sup>。

### c. 利益 – 基本 AS 規則第 2.2 条

委員会は、基本 AS 規則第 2 条の要件にしたがって利益の存在を判断、及び額の計算を行う。その第一段階として、補助金制度が第 2 条で意味するところの利益を受領者に与えるか否かを検討する。かかる検討は、多くの場合、ベンチマークと認められた取引の条件と資金面での貢献の条件とを比較して行う。また、資金面での貢献の性質によって、ベンチマークとの比較を行わずして、直ちに利益の存在を認定する場合もある。かかる利益の存在が認定された場合、委員会は補助金額の計算を行う（補助金額の計算についての詳細は下述の説明を参照されたい）。

#### i. 贈与

委員会は、一定の贈与がなされたとの事実が認められた場合、利益の存在を認定する。例えば、委員会は、米国産バイオディーゼルの事例<sup>208</sup>において、次の事実に基づき利益の存在を認定した。

鉱油系ディーゼル燃料と混合したバイオディーゼルは、バイオディーゼル混合物品税又は所得税の控除を受けることができる。調査対象期間中の税控除額は、非混合農業用バイオディーゼル 1 ガロンあたり 1 ドルであり、混合燃料で利用される他の非混合バイオディーゼル 1 ガロンあたり 0.50 ドルであった<sup>209</sup>。

<sup>205</sup> Commission Regulation (EC) No 708/2003 of 23 April 2003 imposing a provisional countervailing duty on imports of certain electronic microcircuits known as DRAMs (dynamic random access memories) originating in the Republic of Korea, パラ 88.

<sup>206</sup> Council Regulation (EC) No 1480/2003 of 11 August 2003 imposing a definitive countervailing duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of certain electronic microcircuits known as DRAMs (dynamic random access memories) originating in the Republic of Korea, パラ 15.

<sup>207</sup> パネル報告書 *EC – Countervailing Measures on DRAM Chips* (DS299), パラ 7.59, 脚注 67.

<sup>208</sup> DRAMs 暫定規則, OJ L 67, 2009 年 3 月 12 日

<sup>209</sup> DRAMs 上掲, パラ 49. (脚注省略)

ii. 出資、貸付け、債務保証、又は、物品若しくは役務の提供又は購入

委員会は、基本 AS 規則第 7 条の規定を参照しつつ、定性的な分析に基づいて利益の存在の認定を行う。たとえば、委員会は、韓国産 DRAM 事例における仮決定において資金面での貢献が「市場において利用可能なものから著しく逸脱するもの」であるか否かを基準とした。同事例における韓国輸出保険公社（KEIC）の保証プログラムの検討の過程においては、次の通り述べた。

調査対象期間中に、KEIC に支払われた保険料（プレミアム）は、KEIC の一般的な保険料表に即したものであり、輸入国（主に、リスク要因の少ない OECD 加盟国）のソブリン・リスク、及び保険を提供した時点でのハイニックス社の信用格付けを反映したものであることが確認された。ハイニックス社は D/A ファシリティが利用された各取引に関して実際に保険料を支払っていたことも確認された。以上の理由から、ハイニックス社は、KEIC の短期輸出信用保険の一般的な条件に従った取り扱いを受けたことが確認された。委員会は、KEIC が提供する短期輸出信用保険の一般的な条件が、市場において利用可能な条件から著しく逸脱しているとの見解は示していない。

しかし委員会は、同事例の KDB 社債引受プログラムについて、受領者は、商業的な市場における取引からは当該取引を取得することができなかったとし、受領者が当該金融取引を取得した市場のベンチマークを認定することなく、次の通り述べて、利益の存在を認定した。

KDB 社債引受プログラムの条件及び委員会の質問状に対する回答において提供された情報の両方が、同プログラムが一部企業のためにのみ創設されたことを示しており、金融市場経由では社債のリファイナンスをすることができなかったハイニックス社が含まれていた。韓国政府は、委員会の質問状に対する回答の中で、当該措置の時点で、韓国の金融市場においては「品質の戦い」（fight of quality）があり、非常に強力な信用格付けを有する企業のみが社債を発行することができ、中程度の格付けの企業は社債を発行することができなかった、と述べている。当時、ハイニックス社の格付けは既に低かったため、市場を通じて資金調達をすることはできなかったであろう。したがって、KDB 社債引受プログラム経由で行われた融資は、当該融資の時点における市場の条件に基づいた場合にはハイニックス社にとって利用可能ではなく、ハイニックス社に利益をもたらした。以上の理由から、KDB 社債引受プログラムが提供した融資は、基本 AS 規則第 2 条が意味するところの補助金とみなされる<sup>210</sup>。

<sup>210</sup> DRAMs 上掲、パラ 61.

#### d. 特定性 – 基本 AS 規則第 3 条

特定性は、基本 AS 規則第 3 条（禁止）に、次の通り規定されている。

1. 補助金は、第2項、3項及び4項に定義される特定性を有する場合のみ、相殺措置の対象となる。
2. 補助金が特定性を有するか否かについては、次の原則に従って判断する。
  - (a) 当該補助金を交付する当局（「交付当局」という。）が、又は交付当局の適用する法令が、補助金の交付の対象を明示的に一の企業若しくは産業又は企業若しくは産業の集団（「特定企業」という。）に限定している場合には、当該補助金は、特定性を有するものとする。
  - (b) 交付当局又は交付当局の適用する法令が補助金の交付を受ける資格及び補助金額を規律する客観的な基準又は条件を定めている場合には、特定性は、存在しないものとする。ただし、当該資格が自動的に付与されるものであり、かつ、当該基準及び条件が厳格に遵守されていることを条件とする。

本条の適用上、「客観的な基準又は条件」とは、中立的であり、特定企業を他のものよりも有利に扱うものではなく、本質的に経済に係るものであり、かつ、一様に適用される基準又は条件（例えば、被用者の数又は企業の規模）をいう。

当該基準又は条件については、確認することができるように、法令その他の公文書に明確に定めなければならない。

- (c) (a)及び(b)に定める原則の適用の結果として特定性が存在しないと認められるにもかかわらず、補助金を実際には特定性を有するものである可能性があると思ふに足りる理由がある場合には、他の要因を考慮することができる。この要因とは、限定された数の特定企業による補助金制度の利用、特定企業による補助金制度の支配的な利用、特定企業に対する均衡を失した多額の補助金の交付及び補助金の交付を決定するに当たって交付当局が裁量的な方法をとっていることをいう。この点に関し、特に、補助金の申請が拒否され又は承認される頻度及びそのような決定の理由に関する情報を考慮する。

第一段落の規定の適用に当たっては、交付当局の管轄の下にある経済活動の多様性の程度及び補助金制度を運用している期間の長さを考慮する。

3. 交付当局の管轄の下にある地理的に指定された地域内にある特定企業のみには交付される補助金は、特定性を有するものとする。この規則の適用上、権限を有するすべての段階の政府が行う一般的に適用される税率の決定又は変更は、特定性を有する補助金とはみなさない。

4. 第2項及び3項にかかわらず、次の補助金は特定性を有するとみなされる。

(a) 法令上又は事実上、輸出が行われることに基づいて（唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない）交付される補助金（附属書Iに掲げるものを含む。）

補助金は、補助金の交付が法的には輸出が行われることに基づいたものではない場合においても、当該補助金の交付が実際の又は予想される輸出又は輸出収入と事実上結び付いていることが事実によって立証されるときは、事実上輸出が行われることを条件としているとみなされる。輸出を行う企業に補助金を交付するという単なる事実のみを理由として、本項に定める輸出補助金とみなされることはない。

(b) 輸入物品よりも国産物品を優先して使用することに基づいて（唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない）交付される補助金。

5. この条に規定する特定性については、実証的な証拠に基づく明確な裏付けによって決定する。

#### *i. 特定性に関する規則*

##### **(A) 法令上の特定性**

基本 AS 規則第 3 条(2)に定められているとおり、交付当局又は法令が、次の場合、法令上の特定性が認定される。

- 企業若しくは産業又は企業若しくは産業の集団に対する補助金へのアクセスを明示的に制限している場合、法令上の特定性がある。
- 他方、補助金の交付を受ける資格及び補助金額を規律する客観的な基準又は条件を自動的に適用している場合、法令上の特定性はない。

例えば、インド産抗生物質の事例<sup>211</sup>において、委員会は、ある補助金プログラムについて、その対象が次の産業に限定されているところから、法令上の特定性を有していると認定した。

---

<sup>211</sup> COUNCIL REGULATION (EC) No 713/2005 of 10 May 2005 imposing a definitive countervailing duty on imports of certain broad spectrum antibiotics originating in India.

バイオテクノロジー又は薬品、化学品、電子機器、コンピューター及びコンピューターソフトウェア、電気通信機器、ヘリコプター、航空機若しくはその他の通知された品目の製造事業に従事する企業は、本制度に基づく利益を受ける資格を有している<sup>212</sup>。

この例は、産業界全般に交付されるものではない補助金は、特定性を有すると認定される可能性があることを示している。即ち、基本 AS 規則第 3 条(2)(a)は、一部の産業のみが除外されている場合でも適用され得る。

法令上の特定性の認定の実務対応について、委員会は、産業全体に対する補助金ではなく、顕著な数の企業が補助金の対象となっていない場合、法令上の特定性を認定することができる、と述べている。例えば、農業のみに対する補助金であるものの、農業全体に対する補助金であれば、法令上の特定性はないと認定する。他方、対象が農家のうち特定の条件を満たす者に限定されている補助金は、法令上の特定性が認定できるであろう、と述べている。

他方、客観的な基準から、ある産業が除外される結果となる場合には、第 3 条(2)(b)にしたがって特定性が存在するとは認定されない。

委員会は、この点について、別の事例でもう少し明確にしている。

特定性に関する基本的な考え方は、一部の企業を他の企業よりも優遇することによって国家の資源配分を歪める補助金は、これによって輸入国産業に損害が発生している場合、相殺措置の対象とすべきである、ということである...SCM 協定に基づく特定性の規定を意味のあるものとするためには、政府が、受給資格を有する企業数を厳しく制限することになると予め承知している条件を設定して、補助金を交付する状況をカバーしなければならない。かかる補助金は一部企業を他の企業より優遇することを意図したものである<sup>213</sup>。

この観点から、委員会は、たとえば、次の補助金について、特定性を有すると認定している。

- 一部の分野に属する企業に限定される輸入関税の軽減。
- 国家の発展及び利益にとって有利に働くと思われる生産者又は製品に対する所得税の軽減。
- 経済的発展の遅れた分野に投資する企業に対する売上及び仕入税の優遇措置。
- 国内の製造業者から入手することのできない、環境上有益な機械に対する輸入関税の免除。

<sup>212</sup> 同上, パラ 120. パラ 124 も参照されたい。

<sup>213</sup> Council Regulation (EC) No 1599/1999 of 12 July 1999 imposing a definitive countervailing duty and collecting definitively the provisional duty imposed on stainless steel wires with a diameter of 1 mm or more originating in India and terminating the proceeding concerning imports of stainless steel wires with a diameter of 1 mm or more originating in the Republic of Korea, パラ 69 及びパラ 70.

「産業の集団」の意味については、上述の抗生物質の事例における委員会の決定においてさらなる指針が提供された。当該事例において、委員会は、明白に一部の産業に限られている場合、その制度がある産業集団において法令上の特定性を有すると認定した。特に、当該事例のパラ 124 で次の通り述べている。

インド政府は、ITIRAD を受ける資格は客観的な基準に基づいており、よって特定性がないと主張し、重要事実の開示の後の意見書においても、これを実証することなく、同じ主張を繰り返した。しかし、ITA section 35(2AB)の文言は明らかに、ITIRAD が基本 AS 規則第 3 条(2)(a) で意味するところの法令上の特定性を有しており、したがって、相殺措置の対象になることを証明している。本制度の資格要件には、基本 AS 規則第 3 条(2)(b)でいうところの中立的な、客観的基準が適用されていない。本制度に基づく利益は、本決定パラ 120 に示した通り、特定の産業のみが利用することができる。インド政府は本制度を全ての産業の利用に供していない。ある輸出者の主張とは異なり、基本 AS 規則第 3 条(2)の「産業の集団」というカテゴリーはセクター別制限と同義であり、かかる制限は特定性を有する。本制度のこの制限は、従業員数や企業規模といった、経済的な性質に基づくものではなく、また、産業横断的に適用されているものでもないのである。

### (B) 地域・輸出補助金

一般的な法令上の特定性のほか、第 3 条(3)及び(4)は、次の補助金制度について、法令上の特定性があるとしている。なお、それらについては、別途、更に説明する。

- 交付当局の管轄地域内の指定された地域に所在する一定の企業に限定される補助金は、法令上の特定性を有する。
- 法令上又は事実上、輸出が行われることに基づいて（唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一条件としてであるかを問わない。）交付される補助金は、特定性を有すると推定される。

### (C) 事実上の特定性

法令上の特定性がない場合であっても、委員会は、過度に多額の補助金が特定の企業に交付されている場合又は他の形態の差別がある場合、「事実上の特定性」があると認定する。事実上の特定性は、基本 AS 規則第 3 条(2)(c)において、次の場合に存在すると規定されている。

- 限られた数の企業による補助金制度の利用。
- 特定の企業による独占的な利用。
- 特定の企業に過度に多額の補助金を交付すること。
- 交付当局が補助金交付の決定に際してその裁量権を行使する方法。

また、第 3 条(2)(c)では、「この点に関し、特に、補助金の申請が拒否され又は承認される頻度及びかかる決定の理由に関する情報を考慮する」と定めている。これは、補助金が法令上の特定性を有するとは思われないものの、その実施方法如何によって特定性を有することとなる場合を把握しようとするものである。

これらの要素は基本 AS 規則に列挙されているが、事実上の特定性の調査の対象はこれら要素のみに限定されるのではない。同項に、「その他の要素も考慮することができる。」と規定されている。

委員会が、その調査において事実上の特定性を認定した事例は少ない。委員会は、その実務対応として、事実上の特定性は、一部の企業、産業が多少多く補助金を得ているといった程度では認定できないものであり、特定の企業が過度に (disproportionately) または独占的に (Predominantly) 補助金を受領しているかがポイントで、当該企業・産業が全体に占める地位と特定の補助金を得ている額との間に非常に大きなギャップがなければならない、と述べている。この点から、将来的には、中国における補助金のように法令上の特定性の認定が難しい場合に適用する可能性を否定していない。しかし、委員会は、調査対象製品の生産者から回答がなければ FA により特定性を認定してしまうという米国のプラクティスはやりすぎではないかと考えている。

過去、委員会は DRAM<sup>214</sup> の事例において、次の理由から、KDB 社債引受プログラムが事実上の特定性を有すると認定した。本事例は委員会の実務の代表例であると思われる。

暫定規則パラ 62 から 64 において説明したとおり、KDB 社債引受プログラムは、基本 AS 規則第 3 条(2)(a)に基づく法令上の特定性を有しないものの、基本 AS 規則第 3 条(2)(c)に定める 4 基準のうち 3 基準（限られた数の特定の企業による補助金制度の利用、特定の企業による独占的な利用、過度に多額の補助金を特定の企業に交付すること）を充足したため、同項に基づき事実上の特定性を有すると結論された。法令上の特定性は主張されなかったため、同プログラムの条件をさらに深く分析することは必要ではない。しかし、事実上の特定性に基準について、潜在的な資格を有する企業の数に関連がある。同プログラムを利用しているのは 6 社にすぎず、そのうち 4 社は現代グループに属しており、また、ハイニックス社は同プログラムの資金の 41%を利用したと認められた。記録上の情報によれば、韓国の 200 以上の企業が同プログラムの選抜基準を満たしていた。このような潜在的な受領者に対し、現代グループ企業が交付先の大部分を占め、ハイニックス社

---

<sup>214</sup> Council Regulation (EC) No 1480/2003 of 11 August 2003 imposing a definitive countervailing duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of certain electronic microcircuits known as DRAMs (dynamic random access memories) originating in the Republic of Korea, recital 65.

が同プログラムの資金の主たる部分を利用したことは、基本原則第 3 条(2)(c)に基づく事実上の特定性に関する基準を明らかに充足する<sup>215</sup>。

また、参考までに他の例を以下に示す。

- オーストラリア、インドネシア及び台湾産ポリエステル短繊維<sup>216</sup>

たとえば基本 AS 規則第 3 条(2)(a)に基づく法令上の特定性は存在しなくとも、当該制度は、基本 AS 規則第 3 条(2)(c)に基づく事実上の特定性を有する。その理由は、資格が自動的に付与されることが示されておらず、むしろ、ケースバイケースの決定に基づいて付与されており、その決定には特定の政府当局が関与し、担当官庁がその産業政策に従って補助金を交付しているためである。補助金プログラムの実際の利用状況及び交付当局が裁量権を行使する方法に関する情報は提供されなかった。よって、BKPM 制度 {W&C 注：インドネシア投資調整庁により承認された企業に対する輸入税免除制度} もまた、基本 AS 規則第 3 条(2)(c)に基づき特定性を有し、相殺措置の対象となる。

- インド産ステンレス鋼線材<sup>217</sup>

…貿易産業省が決定したとおり、TDBL {W&C注：技術開発事業融資 (Technology Development Business Loan) } が特定のプロジェクトに投資する特定の産業に特定されたものであるとの仮決定に疑念を抱かせるような証拠は提出されなかった。また、STPF {W&C注：科学技術促進基金 (Science and Technology Promotion Fund) } についても、科学技術省が用いた基準について、何らの情報も提供されなかった。調査の過程で、科学技術省は、事実として、随時、優先プロジェクトを決定していたことが検証された。これは、STPFが基本AS規則第3条(2)(c)で意味するところの事実上の特定性を有していることを立証する、十分な証拠とみなされる。したがって、当該制度が特定性を有しないと主張は退けられる。

以上が、過去 10 年の間で、委員会が相殺関税調査において、事実上の特定性を認定した事例である。

#### (D) 地域補助金の特定性

基本 AS 規則第 3 条(3)は、地域補助金を対象としている<sup>218</sup>。前述のとおり、基本 AS 規則第 3 条(3)は、SCM 協定第 2.2 条と同じ内容である。

<sup>215</sup> COUNCIL REGULATION (EC) No 1480/2003 of 11 August 2003 imposing a definitive countervailing duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of certain electronic microcircuits known as DRAMs (dynamic random access memories) originating in the Republic of Korea, recital 65.

<sup>216</sup> COUNCIL REGULATION (EC) No 978/2000 of 8 May 2000 imposing a definitive countervailing duty on imports of synthetic fibres of polyester originating in Australia, Indonesia and Taiwan and collecting definitively the provisional duty imposed, recital 70.

<sup>217</sup> COUNCIL REGULATION (EC) No 1599/1999 of 12 July 1999 imposing a definitive countervailing duty and collecting definitively the provisional duty imposed on stainless steel wires with a diameter of 1 mm or more originating in India and terminating the proceeding concerning imports of stainless steel wires with a diameter of 1 mm or more originating in the Republic of Korea, パラ 52.

<sup>218</sup> Council Regulation 2026/97 on Protection Against Subsidized Imports from Countries not Members of the European Community, OJ L 288, 1997.

第 3 条(3)及び委員会の実務から、委員会は、地方政府の補助金制度について、当該政府の管轄地域にある地理的に指定された一部地域内にある企業のみが当該制度の利益を利用できる場合には、特定性を有する。また、過去の事例における委員会の論理に基づけば、国家政府の補助金制度についても、その利益が同国内の一部の地域内でのみ利用できるものである場合には、特定性を有すると委員会がみなす可能性が高い。

一方、委員会は、おそらく、地方政府により補助金が交付されたという事実自体では特定性があるとはみなさないであろう。たとえば、地方政府のある制度に基づく利益が、当該地方政府の管轄地域全体において利用可能である場合には、単にその制度が地方政府の制度であるということのみを理由として特定性を有するとの認定は行わないと思われる。

委員会の立場は、*US - Anti-Dumping and Countervailing Duties (China)* (DS379) の WTO パネル手続における第三国意見書からも確認できる。その中で委員会は次のように主張した。

欧州共同体は、特定性の問題について、地域補助金それ自体で SCM 協定に基づく特定性を有するものではないことを指摘したい。実際に、SCM 協定第 2.2 条は、交付当局の管轄地域にある一部の地域内にある企業に限定された補助金の特定性について取り扱っている。これに対し、ある地域の全ての企業を対象とした補助金は、*SCM 協定第 2.2 条に基づく特定性を有するとはみなされない*<sup>219</sup>。(斜体は原文)

### (E) 輸出補助金

SCM 協定第 2.4 条に規定されているとおり、基本 AS 規則は、輸出補助金についてはそれ自体に特定性があると定めている。基本 AS 規則の附属書 I には輸出補助金を例示した長いリストが含まれている。当該リストは、SCM 協定附属書 I と実質的に同一である。

## 3. 基本 AS 規則における実質的な「計算」規則

基本 AS 規則では、補助金額を計算するための一般原則を第 5 条乃至 7 条に定めている。

### a. 受領者の立場からみた利益、及び調査対象期間

第 5 条は、補助金額は、交付当局の観点からではなく、受領者が受け取る利益という観点から計算されることを明らかにしている。さらに、同条は、調査対象期間の選択に関する規則を定めて、「通常は...受益者の直近の会計年度」としている。しかし、委員会が、その決定によりそれ以外の期間とすることもできる。

<sup>219</sup> 欧州共同体の第三国意見書 (Third Party Written Submission of the European Communities) , パラ 46 (脚注は省略)。

相殺措置の対象となる補助金額は、本規則の適用上、補助金の調査対象期間中にその存在が認定された、受領者に与えられた利益という観点から計算されるものとする。通常、この期間は、受益者の直近の会計年度とするが、信頼できる財務及びその他関連のデータが入手可能な、少なくとも 6 ヶ月以上におよぶ、調査開始前のそれ以外の期間となる場合もある。

## b. 利益の計算に関する基本的概念

第 6 条は、資金面での貢献が利益をもたらしたとみなされるべき場合及び、当該利益の金額についての規則を定めている。次に示すとおり、これらの規定は、SCM 協定第 14 条(a)乃至(d)と実質的に同じである。

(a) 政府による出資は、その投資の決定が当該原産国及び/又は輸出国の領域内の民間投資者の投資に関する通常の慣行（危険資本の提供に関するものを含む。）に適合しないものとみなすことができない限り、利益をもたらすとみなしてはならない。

(b) 政府による貸付けは、当該貸付けを受けている企業が当該貸付けに対して支払う額と当該企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差がない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。この場合において、利益は、これらの二つの額の差額とする。

(c) 政府による債務保証は、当該債務保証を受けている企業が政府によって保証されている貸付けに対して支払う額と当該企業が政府による保証なしに同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差がない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。この場合において、利益は、手数料の差を調整した後のこれらの二つの額の差額とする。

(d) 政府による物品若しくは役務の提供又は物品の購入は、当該提供が妥当な対価よりも少ない額の対価で行われ、又は当該購入について妥当な対価よりも多い額の対価が支払われるものでない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。対価の妥当性は、当該提供又は購入が行われる国における関係する物品又は役務についての市場の一般的状況（価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他の購入又は販売の条件を含む。）との関連において決定される。

資金面での貢献として物品若しくは役務を提供しまたは購入した国において、適切なベンチマークとして利用することのできる市場の取引条件が存在しない場合、次の規律が適用される。

- (i) 当該国における市場の取引条件を、当該国において利用可能な実際の費用、価格及び他の要素に基づいて、通常の世界の市場の条件を反映した適切な額に調整する。又は、
- (ii) 適切な場合は、受領者が利用可能な、他の国又は世界の市場の取引条件が利用される。

### c. 種類別の補助金額の計算

第 7 条は、補助金の金額は、補助金を受けた製品一単位あたりで決定されると定め、また、製品一単位あたりの補助金額を計算するにあたり、補助金の合計額から次の経費を控除するとしている。

1. 相殺措置の対象となる補助金の金額は、欧州共同体に輸出された、補助金を受けた製品一単位あたりによって決定される。

かかる金額の決定にあたっては、補助金の合計額から以下の要素を控除することができる。

- (a) 補助金を得るための適格要件を満たすため、又は補助金を得るために負担した、申請料又はその他の必要経費。
- (b) 補助金の相殺を具体的に意図した、当該製品の欧州共同体への輸出に賦課された輸出税、関税又は他の税金。

利害関係者が控除を請求する場合、当該請求が正当であることを証明しなければならない。

2. 補助金が、製造、生産、輸出又は輸送された数量を参考にして交付されていない場合、相殺措置の対象となる補助金の金額は、補助金の合計額を適宜、補助金交付の調査対象期間中の当該製品の生産、販売又は輸出の水準に応じて配分することにより決定される。

3. 補助金が固定資産の取得又は将来の取得に関する場合、相殺措置の対象となる補助金の金額は、当該補助金を、当該産業における当該資産の通常の償却期間にわたり配賦することによって計算される。かかる配賦により調査対象期間に帰属するとされた金額は、当該期間より前に取得された固定資産から計算された金額を含め、第 2 項に定めるとおりに配分されるものとする。

資産が償却可能ではない場合、補助金は無利子の貸付けとして評価され、第 6 条 (b) にしたがって取り扱われる。

4. 補助金が固定資産の取得に関係するものではない場合、調査対象期間中に受領された利益の額は、異なる期間配賦すべきことを正当と

する特別な状況が発生しない限り、原則として調査対象期間に帰属し、第2項に定めるとおりに配分される。

反復して交付される補助金（例、税制上の優遇措置、原材料にかかる輸入税の免除）の場合、その効果は補助金の交付後、その全額効果が直ちに実現する。したがって、受益者に交付された金額は、調査対象期間中に計上することができる。計上された金額は、通常、受益者に対する利益全額を反映するため、受益者が当該期間の開始時点でその金額を借り入れ、終了時に返済する必要があったと想定し、商業的な金利の年率分を加算する。

調査対象期間前に開始された、固定資産の取得に関する反復して交付される補助金（例、機械類の輸入税免除）については、償却期間中の過年度に配賦されるべき利益を考慮に入れ、適切な金額を調査対象期間に帰属させる。即ち、調査対象期間前に多額かつ集中的に反復して交付された補助金で、固定資産の購入に関するものであり、調査対象期間中にも利益をもたらしている場合、利益をもたらしている全期間に配賦することができる。

固定資産の取得に利用された反復しない補助金については、補助金の合計額を当該資産の通常の償却期間にわたって、定額減価償却法を用いて、配賦する。これにより、調査対象期間前に交付された反復しない補助金が、調査対象期間中においても効果を及ぼしていると委員会が認定した場合は、依然として相殺措置の対象となる。また、市場から当該金額を借り入れる必要がなかったところから生ずるといふ利益を反映させるために、各年に配分される金額に商業上の金利を加える。さらに、配賦期間の最初から一時金を受け取ることができたという利益のすべてを反映させるために、各配賦期間において未償却の補助金額に対する利子額の総計を償却期間で除して得た額を加算する。

ただし、反復しない補助金の程度が輸出製品の輸出価格の1%未満である場合、通常、固定資産の購入に関連する場合であっても、全額が受領年に計上される。

#### *i. 製品1単位あたりの金額を計算するための分母*

補助金のタイプにより、製品1単位あたりの補助金額を計算するための分母が異なる。輸出補助金の場合、基本AS規則第3条(4)(a)に定義されているとおり<sup>220</sup>、補助金額の1単位あたりの配分額を計算する分母は、輸出数量である。輸出補助金以外の補助金の場合、合計売上高が分母になる。但し、補助金の利益が特定の製品に限定される場合、分母は、当該製品の売上高である。

<sup>220</sup> 第3条(4)(a): 第2項及び3項にかかわらず、次の補助金は特定性を有するとみなされる。

(a) 法令上又は事実上、輸出が行われることに基づいて（唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない。）交付される補助金（附属書Iに掲げるものを含む）。補助金の交付が法的には輸出が行われることに基づいたものではない場合においても、当該補助金の交付が実際の又は予想される輸出又は輸出収入と事実上結び付いていることが事実によって立証されるときは、補助金は輸出が行われることを基準に交付されたとみなされる。但し、輸出を行う企業に補助金を交付するという単なる事実のみを理由として、本規定に規定する輸出補助金とみなされることはない。

## ii. ガイドラインにおける計算ルール

ガイドラインは、基本 AS 規則第 5 条乃至 7 条の規定をさらに発展させて、様々な補助金制度に基づく補助金の計算について具体的な方法を提供している。ガイドラインは、補助金制度において受領者が受けた利益を計算する際に委員会が取る具体的なアプローチの例を詳細に説明することにある。ただし、特別な状況においては、委員会がガイドラインに定められている方法以外の方法を用いる場合もある。また、ガイドラインは法的な拘束力を有しないことに注意するべきである。

ガイドラインは、補助金を次のグループに分けている。

- 贈与、資金の直接的な移転、税の免除、税の減額、加速償却、金利補給
- 優遇された条件による貸付け
- 政府による債務保証
- 政府による物品及び役務の提供
- 政府による物品の購入
- 政府による出資
- 政府保有債務の免除

## iii. 単位あたり補助金を計算するための分母

前述のとおり、基本 AS 規則第 7 条 (1) は次のとおり規定する。

相殺措置の対象となる補助金の金額は、欧州共同体に輸出される、補助金を受けた製品の一単位ごとに決定される。

ガイドラインは、さらに、テレビ、計算機等の消費者製品などの場合、適切な単位は、製品の数量である旨を明確にしている。他方、化学又は鉄鋼製品など、バルク製品の場合、補助金はトンあたりなど、他の適切な測定単位によって、計算することができる。

いずれの場合においても、単位あたりの補助金額については平均 CIF（関税抜き）ベースの輸入価格に対する割合として表示することにより、1 単位あたりの補助金額を欧州共同体の国境における従価率に変換する、とガイドラインは述べている。さらに、ガイドラインは、補助金額が、基本 AS 規則第 14 条(5)に定められた閾値であるところの、デミニマスを下回るか否かを立証するために、従価関税への変換が必要であることを指摘する。第 14 条(5)におけるデミニマス規定については後述する。

## d. ガイドラインに定める補助金の計算

### i. 贈与

ガイドラインは贈与の「補助金の価額は、受領の時点と調査対象期間の間における差額について修正した後の贈与の額である。」と規定する。即ち、この金額は、利子額を加算した額である。利子額は、贈与が調査対象期間中又は長期間にわたって費用計上されたかどうかによって異なる<sup>221</sup>。

また、ガイドラインは、贈与（又は同等の資金面での貢献）の具体例における計算方法を次の通り定めている。

- 資金の直接的な移転 — 補助金の金額は、当該企業が受領した全額である。
- 税の免除 — 補助金の金額は、当該企業が標準的な適用税率で支払わなければならなかったはずの税額である。
- 税の減額 — 補助金の金額は、実際に納付した税額と、通常の税率であれば支払わなければならなかったはずの金額との差額である。この考え方は、関税など他の税の減額全てに適用される。
- 加速償却 — 加速償却は、税の節減につながるもので、企業に利益をもたらす。補助金の金額は、通常の償却スケジュールにおいて調査対象期間中に支払わなければならなかったはずの税額と、加速償却のもとで実際に納付された税額との差額である。
- 利子補給 — 補助金の金額は、受領者が節約した利子額である。
- 政府保有債務の免除 — 債務免除によって企業は弁済義務を免れるので、贈与とみなされる。補助金の金額は、経過利子を含む、免除された債務の残高である。

ガイドラインは、政府が投資による収益を意図していない場合、出資も贈与とみなされうると述べている。この点については、政府の出資に関する項の説明を参照されたい。

以上が、委員会のガイドラインに掲げられた贈与の全種類であるが、委員会は、その他の種類の贈与を認定する可能性を除外しているものではない。

### 贈与による利益額一年分の計算式

ガイドラインでは、要すれば、贈与が、固定資産の取得に関する補助金である場合、次の計算により補助金の金額を計算することと規定している。

---

<sup>221</sup> 贈与の額がすべて調査対象期間中の生産又は販売に割り当てられた場合、通常、当該期間中に発生したはずの経過利子が追加される。

$$A = \frac{y + \sum_{i=0}^{n-1} \{ [y - (y/n) \times (n-i)] \times d \}}{n}$$

A = 1年に配分される利益の額。

y = 補助金の額面価額。

n = 資産の償却期間。

d = 基準（ベンチマーク）利率（次の「貸付け」の説明を参照）。

次に、補助金の単位あたり金額は、利益の額（A を分子とする）を、当該補助金から利益を受けた関連する売上高（分母）で除すことにより計算される。

しかし、委員会によると、現在の実務では、ある年に配賦された補助額について、その年の通常の商業金利による利子額を計算するのみとしているとのことである。例えば、\$100 の反復しない補助金が交付され、償却期間から 10 年に配賦することすると、ある年の補助金額は \$10 となり、民間金利が 5% であれば、\$10 × 1.05 であるから、\$10.5 を当該年の補助金と認定する、としている。

## ii. 政府貸付け

補助金は、実際に支払った利子額と、調査対象期間中に同等の商業的貸付けにおいて通例支払わなければならない利子額との差額である。同等の商業的貸付けとは、通常、当該企業が、同様の貸付条件により、国内市場で営業する代表的な民間銀行から借り入れることのできる貸付けである。商業的金利は、次の優先順位によって決定される。

- 当該企業が民間銀行から借り入れる同等の貸付けについて実際に支払った利率。
- 同じ産業において同様の財政状態にある企業に対する同等の民間の貸付けに支払われる利子。
- 産業を問わず同様の財政状態にある企業に対する同等の民間の貸付けについて支払われる利子。
- 当該時点において一般的な経済指標（特に、インフレ率）、並びに、当該企業の状況を考慮したうえでの推定値。

### 政府貸付けによる利益の額の計算式

委員会は、以下の計算式によって利益の額を計算する。

$$(\text{ベンチマーク利率} - \text{適用利率}) \times \text{貸付額}$$

ベンチマーク利率は通常、前述のとおり、同等の商業的貸付けの利率である。

同等の民間貸付けの情報を入手することができない場合、委員会は、合理的な方法により、適切なベンチマーク利率を「推定」することができる。たとえば、韓国原産の DRAM に関する WTO 紛争解決機関の勧告に基づき、補助金額を再評価するにあたり<sup>222</sup>、委員会は、受領企業であるハイニックス社が信用力欠如企業であると認定し、次の計算式を参考にベンチマーク利率を計算した<sup>223</sup>。この計算式は、米商務省規則 19 C.F.R. § 351.505(a)(3)(iii)に定める信用力欠如企業に適用される計算式と同じである。

但し、同事例においても、当該計算により得た補助金額の合計が当初交付された金額（融資額）を上回る結果となってしまったため、当初調査における計算方法を踏襲するとの結論に至っている。委員会は、この方法は WTO 紛争解決機関の勧告があったゆえに検討したものであり、通常の調査では信用力欠如企業の金利は使用しないと述べているところに注意を要する。通常の調査では、対象企業が通常得ている民間金利を使用する。更に、そもそも、信用力欠如に基づき計算される利率は架空のものでしかない。かかる場合において、信用力欠如の計算により得られた融資額を補助金額とするような判断はしないと述べている。

$$ib = [(1 - qn)(1+if)^n/(1 - pn)]^{1/n} - 1$$

n = 貸付期間（年数）

ib = 信用力欠如企業に対するベンチマーク利率。

if = 信用力保有企業が支払う長期の利率。

pn = 信用力欠如企業の n 年以内の債務不履行率。

qn = 信用力保有企業の n 年以内の債務不履行率。

上の計算式を用いるにあたって、委員会は、次の説明をおこなっている。

委員会は、これを実施するため、米国ドル建ての貸付けの信用力のある（又は商業的）利率として、2001 年の米国ドル建て平均貸出金利を用いた。これは、IMF 国際金融統計サービスによれば、6.922 %であった。ハイニックス社が受けた信用保証期間は短期間であったが、対象措置、すなわち保証自体は、根保証（rolling credit）の形式をとっていた。委員会は、信用力欠如企業及び信用力保有企業の債務不履行率を入手するにあたっては、ムーディーズ・インベスター・サービスのデータを利用した。信用力欠如企業の債務不履行率としては、当該措置の期間中（すなわち KEIC の保証から 1 年間）にその格付けが Caa から C であった企業がデフォルトに陥る可能性率が用いられた。同様に、当該措置の期間における信用力保有企業の債務不履行率については、

<sup>222</sup> COUNCIL REGULATION (EC) No 584/2006 of 10 April 2006 amending Regulation (EC) No 1480/2003 imposing a definitive countervailing duty and collecting definitely the provisional duty imposed on imports of certain electronic microcircuits known as DRAMs (dynamic random access memories) originating in the Republic of Korea.

<sup>223</sup> 同上、パラ 46.

投資適格企業について累積されたデータに基づいて計算されたものを用いた。2001年から1年以内の信用力欠如企業の債務不履行率は、ムーディーズによれば、34.34%であった。2001年から1年以内の信用力保有企業の債務不履行率は、0.13%であった。これによって合計利率は62.70%となる。これとは対照的に、ハイニックス社が当該の米ドル建て貸付けに支払わなければならなかった利率は、8.33%であった。よって、利率の差異は54.37%であった<sup>224</sup>。

次の補助金も、その全部又は一部分が、貸付けと同様に扱われる。

- **税債務及び繰延べ**： その他の財務上の義務の繰り延べと同様に、税債務の繰延べは無利子の貸付けとみなされるべきであり、補助金額は上述したとおりに計算されるべきである。
- **弁済可能な贈与**： ガイドラインは、弁済義務付の贈与は、弁済が行われるまで、無利子の貸付けとして取り扱うとしている。また、全部又は一部の弁済が行われないことが確定した場合、当該確定日に贈与がおこなわれたものとみなされる。その結果、通常の贈与としての補助金の計算方式が適用される。特に、贈与が長期にわたって配分される場合、当該配分は弁済が行われないことが確定した日に開始される。補助金額は、贈与の額から弁済額を控除した額となる。

但し、委員会によると、現在の実務では、貸付けと考えられる猶予期間の金利は計算しないとしている点に注意を要する。

- **偶発債務の貸付け**： 補助金額は基本的な貸付けの方式にしたがって計算される。即ち、支払った利子の金額と、同等の商業的貸付けにおいて通常支払うべき利子の金額の差額である。しかし、貸付けに対する返済が行われない場合、返済が行われないことが確定した日から贈与として取り扱われる。かかる場合、補助金額は、貸付額から既返済額を控除した額となる。

### iii. 債務保証

債務保証は、借主が支払不能となった場合のリスクを大幅に削減するため、企業は、債務保証がない場合より低い利率で借入れを行うことが可能となる。しかし、債務保証が実行可能な商業的条件によって行われる時は、当該企業の資金調達は保証費用により優遇金利がもたらす利益が相殺されると考えられるため、補助金とはみなされない。したがって、受領者が保証プログラムに支払う保証料により、保証者は、そのコストを十分にカバーし、合理的な利潤を獲得することができるものである場合、受領者にとって利益は存在しないこととなる。

保証スキームが商業的条件によりなされたものではない場合、受領者の利益は次の方法により計算された額のうち、いずれか少ない額とする。

---

<sup>224</sup> 同上、パラ 47.

- 実際に支払った保証料と、当該スキームが商業的条件により実行された場合に支払われるはずだった保証料との差額、又は、
- 保証された貸付けにつき企業が支払った利子額と、政府の保証がない場合に同等の商業的貸付けに支払ったと思われる額との差額。

個別の保証、即ち、保証スキーム又はプログラムに基づくものではない場合、委員会はまず、支払われた保証料が、類似の立場にある他の企業に対して商業的条件による貸付保証のスキームにおいて賦課された保証料に相当するものであるかどうかを調査する。その保証料に相当する場合、通常、補助金は存在せず、相当しない場合、前述の方法が適用される。

受領者が保証料を一切支払っていない場合、補助金額は、保証対象の貸付けに支払われた額と、政府保証がなかった場合に同等の商業的貸付けに支払われる額との差額である。

#### iv. 政府による物品及び役務の提供

この場合における補助金額は、政府の供給に対し企業が支払った対価と、市場における物品の価格又は役務に対する報酬との差額である。補助金額の計算にあたっては、調査対象期間に同種の製品の生産又は販売に直接に使用された、物品若しくは役務の購入部分のみを考慮する。

この補助金額を計算するにあたっては、まず、同一の物品又は役務が、政府及び民間企業の両方によって提供されているか否かを検証しなければならない。

それら双方が存在する場合、利益は、政府団体が課す価格と民間事業者が課す最も低い価格との差額として計算される。調査対象企業が、民間事業者から同等の物品若しくは役務の購入を行っていない場合、委員会は、同じ業種の同等の企業が支払った価格、また、かかるデータが入手できない場合、調査対象国における価格を考慮する。

政府が当該物品又は役務の独占的供給者である場合、一定の企業又は産業が購入価格から利益を得ているときは、適切な報酬未満で提供されているとみなされる。補助金額、即ち利益の額は、当該価格とベンチマークとなる「通常の価格」との差額である。

「通常の価格」とは、供給者の平均合計費用に合理的な利潤を加えた額を上回る額（つまり、構成価額）で、調査対象国全体の適用される価格構造にしたがって供給者が同等の企業に課す価格である。かかるベンチマーク価格の認定方法は、事例により異なる。法的には、利益の存在の有無を判断した後に、補助金額の計算を行うこととなる。しかし、実務的には、事例の性格により、適切なベンチマークをまず認定した後に、利益の存在の有無を判断する事例もある。例えば、国内のガス供給価格により補助金がもたらされているか否かを判断する場合においては、まず、国際ガス価格をベンチマークとすべきかを検討することとなる。

通常の価格が、供給者の平均合計費用に合理的な利潤を加えた額を賄うに十分ではない場合、補助金額は、優遇価格と上述の費用及び利潤を賄うに必要な価格との差額である。例えば、政府が、ブラウン管など、特定の用途のための物品又は役務の独占的供給者である場合、補助金額は、当該企業が支払った価格と、政府団体の費用及び利潤を賄うのに必要な価格との差額となる。

#### v. 政府による物品の購入

民間事業者及び政府の両方が補助金調査の対象とされた物品を購入している場合、補助金額は、政府が同種の産品に支払った価格が、民間事業による同一物品の同等の購入について提示される最も高い価格を超過した部分となる。このような同等の販売が存在しない場合、価格差は、民間事業者が同じ業種の同等の企業に支払った価格、又はかかるデータが入手できない場合、調査対象国経済全体における同等の企業に支払った価格との比較により計算される。政府が当該物品の購入を独占している場合、補助金額は、当該物品に支払われた価格が、適当な報酬、すなわち、調査対象期間中に当該産品を販売する企業が負担する平均費用に合理的な利潤を加えて得た額、を超過する部分である。

#### vi. 政府による出資

政府による投資の決定が、調査対象国の民間投資者の投資に関する通常の慣行と適合しないとみなすことができる場合、利益がもたらされたものとみなされる。その基準は、民間投資者が、政府が出資する場合と同じ状況にあつて当該企業に出資するか否か、である。

政府が企業の株式を購入し、当該株式の購入にあたり通常の市場価格より高い価格を支払った場合（民間投資者に影響を及ぼす可能性があるその他の要因を考慮の上）、補助金額は、通常の市場価格と政府が支払った額の差額となる。かかる場合、調査対象国政府は、当該投資における合理的な収益の見込みを正当化する証拠を提出しない限り、当該額の補助金が交付されたものとみなされる。

市場価格が存在せず、出資が政府の継続的投資プログラムの一環として行われた場合、調査対象企業だけでなく、当該プログラム全体の記録について分析する。かかる投資プログラム全体において合理的な収益率を獲得している場合、政府は当該事例に関して民間投資者の投資に関する通常の慣行にしたがって行為していると考えられる。しかし、それにあたらぬ場合、調査対象国政府は当該投資における合理的な収益の見込みを正当化する必要がある。

資本注入が補助金であるか否かは、出資が行われた時点で当事者が入手することができた情報によって判断する。

当該株式について市場価格が存在せず、かつ、利益がもたらされていると判断される場合、提供された資本の全部又は一部を贈与とみなす。但し、出資の全部を贈与とみなす決定は、政府がその投資から何ら収益を受け取ることが意図していない、まれな事例についてのみ行われる。

## e. 補助金額から控除される経費

基本 AS 規則第 7 条(1)は、補助金額から控除すべき二種類の経費を掲げている。

- (i) 補助金を受領する資格要件を満たすため、又は補助金を受領するために負担した、申請料又はその他の必要経費。
- (ii) 調査対象製品への補助金を相殺することを具体的に意図した、欧州共同体への輸出に課された輸出税、関税又は他の税金。

(i)の場合、基本 AS 規則は当該費用が発生したことの立証責任を輸出者に負わせている。即ち、当該輸出者が当該費用の控除を請求し、検証可能な証明を行わない限り、控除は認められない。通常、控除が認められる費用は、調査対象期間中に政府に直接支払われた料金又は費用である。この場合、輸出者は、補助金を受け取るためにかかる支払いが必須であったことを示す必要がある。弁護士、会計士等の民間の業者に対する支払いを控除することはできない。

(ii)の場合、税は、調査対象期間中に賦課されたものでなければならず、さらに、委員会が最終措置を欧州閣僚理事会に提出するときにおいても引き続き賦課されていることが立証される必要がある。

通常、補助金額からは、これら以外の経費の控除は認められない。他方、補助金による税効果、又はその他の経済的若しくは時間的価値の効果については、補助金額としては考慮されない。

## f. デミニマス又は僅少な水準

第 14 条(4)及び(5)は、デミニマス基準を次の通り定めている。当該基準に合致した調査は終了する。

- 相殺措置の対象となる補助金額が産品価額の 1%未満である場合、デミニマスであるとみなされ、調査は終了する。
- 但し、開発途上国からの輸入品については、産品価額の 2%未満である場合、デミニマスであるとみなされ、調査は終了する。
- 1 輸出者の補助金額がデミニマスである場合、当該輸出者について終了されるのは、調査のみである。かかる輸出者は引き続き手続に服し、第 18 条及び第 19 条に基づき当該国に関して実施されるその後の中間レビュー及びサンセットレビューにおいて再調査の対象となる。
- なお、後述するバイオディーゼルの事例にみられる通り、ある補助金プログラムの利益が 0.1%未満である場合、僅少 (negligible) であるとして、相殺関税の対象としていない。

**g. 調査又はレビュー手続の過程で新たに認定された補助金の取り扱い**

委員会は、調査またはレビュー手続の過程で新たな補助金が発見された時は、これらを調査手続に加える。その詳細は、第 IV 章に記述したので参照されたい。

**h. その他の規則（例、川上産業に交付される補助金（パススルー）、民営化等）**

基本 AS 規則及びガイドラインは、調査対象企業に直接に提供されなかった補助金の調査及び補助金額の計算については、いかなる規則も定めていない。

**i. 川上産業に交付された補助金のパススルー**

委員会は、その実務について、次の通り説明している。まず、川上産業に補助金が交付され、その生産した材料を介して調査対象産品に補助金の利益がもたらされた、即ち補助金のパススルーがあったと疑われる場合のうち、補助金が交付された川上企業が調査対象企業（川下企業）の関係会社である場合、補助金はパススルーしたものと推定すると説明している。しかし、それら企業が関係会社ではない場合、補助金がパススルーした事実が証明されなければならない、としている。

後者の判断は、個別事例の証拠に基づき、ケース・バイ・ケースで判断することとなる。例えば、川下企業が製品のその原価を回収するには不十分である価格で販売していた場合、論理的にはパススルーがあると考えられる。他方、川上企業から川下企業への販売価格が対等な立場での価格（Arm's-length price）であった場合、パススルーの存在は認定しない。ただし、対等な立場での価格での取引であったか否かの判断は容易なものではない。例えば、国内市場価格が補助金により歪曲されている場合、輸入産品が補助金付の価格である場合、などがあり得る。

**ii. 川下産業（調査対象産品の購入者）に交付された補助金のパススルー**

次節で説明する米国産バイオディーゼルの事例では、調査対象産品の川下産業（この場合は、調査対象産品の加工業者である B99 生産者）に交付された補助金が川上産業である調査対象産品（B100）の生産者にもたらされたことを認定したものであるが、委員会の説明によると、この事例は、特別な、しかし、事実関係としては極めて明確な事例であるとのことである。B100 生産者から B99 生産者に対するインボイスに、証明書代 US\$1 との記載が見られた。パススルーを示す、明確かつ直接的な証拠があったのである。正確に言えば、全ての取引で US\$1 が上乗せされていたものではないが、当該証拠により川下産業からのパススルーを認定したものである、と述べている。

しかし、同事例においても、消費者に交付された補助金についての川上産業へのパススルーは認定していない。その理由として、次の 2 点を挙げている。第 1 に、同事例の消費者に対する補助金は、輸入及び米国内バイオディーゼル双方が裨益していたことが挙げられる。国内産業のみを裨益したものではなかったのである。第 2 に、本件は消費者が裨益していた補助金であったのみならず、バイオディーゼルの国内販売に限定された補助金であつ

た。販売増により生産者が裨益したとの議論があり得るであろうが、本件補助金によりバイオディーゼルの輸出に利益がもたらされたと認定することは難しいものであった。

### iii. その他の間接的に補助金の利益がもたらされた事例の認定

委員会によると、「間接的」(“Indirect”)な利益は、当該補助金が交付された前と後での調査対象産品への影響を考え、その効果か明確であるか否かが問題となる。この場合、補助金により(第三者に)利益がもたらされたこと、当該補助金により輸出国内産業が(差別的に)有利に取り扱われていること、などを検討する。

なお、間接補助金については、交付された補助金の全額ではなくその一部が調査対象企業にもたらされたと判断することも考えられることも考慮すべきである。

### iv. 民営化

民営化の問題は、反復しない補助金の問題であるが、基本 AS 規則、ガイドラインのいずれも、委員会が民営化による補助金の消滅問題をいかに取り扱うかについて、何ら定めていない。

委員会は、これまで、民営化が問題となった具体的な事例がなかったものの、委員会として、民営化の認定方法に特段の方針を有するものではない、と説明している。次節で解説する韓国産 DRAM の事例では、マイクロン社がハイニックス社を買収する可能性があった。この件について、かかる民間-民間取引が行われれば、民営化と同様の問題が出てきたと思うと述べているが、そのような事実は生じなかった。他方、委員会は、民営化による補助金の移転問題を扱った WTO 紛争処理事案の上級委員会の結論(第 I 章の説明を参照されたい)には満足している、と述べている。但し、上級委員会は、例えば政府の国内市場への介入などにより、民営化における譲渡価格が公正市場価格(Fair market price)とはいえない場合があることを指摘している点にも注意を要する。

また、委員会としては、民営化における公正市場価格を判断するための資料としての会社価値の評価について特段の方法を念頭においているものではない。会社価値について、合理的かつ独立した評価がなされているか否かがポイントであると考えている、とのことである。また、評価は投資家が外部投資家であるか内部投資家であるかにより変化することに注意を要する。いずれにせよ、合理的な民間投資家・貸主、通常の投資家が行う投資・融資であったか、という視点から検討すべきである、としている。

## B. 実際の事例に対する補助金計算規則の適用

### 1. 韓国産 DRAM 反補助金調査・暫定及び確定規則

本反補助金調査<sup>225</sup>は、韓国産DRAMに交付されたと主張された次の補助金プログラムについて調査をおこなったものである。

- ・ 税引当金、税額控除、税還付による税制上の優遇措置。
- ・ 8,000 億ウォンのシンジケート・ローン。
- ・ 韓国輸出保険会社（KEIC）による 6 億ドルの輸出信用保証。
- ・ 投資信託（ソウル保証保険会社）による社債買取保証。
- ・ 2001 年 5 月の第一回債務繰延べ及び 1 兆ウォンの社債購入（2001 年 5 月措置）。
- ・ 韓国産業銀行（KDB）社債引受プログラム。
- ・ 2001 年 10 月措置：債務の株式転換、第 2 回債務繰延べ、6,580 億ウォンの貸付け。

この調査は 2002 年 7 月 22 日に調査開始公告がなされ、2003 年 4 月 24 日に暫定規則が、同年 8 月 22 日に確定規則が公告された。調査対象企業は、ハイニックス社及びサムソン社の 2 社であったが、サムソン社については、補助金は交付されていないと判断され、ハイニックス社について 34.8%の相殺関税を課した。

その後、本件は WTO 提訴され（DS299）、パネルにより WTO 不整合部分があると指摘され、2006 年 4 月 12 日、確定規則を変更する、変更規則が公告され、相殺関税率は 32.9%に変更された。さらに、2008 年 4 月 7 日、撤廃規則が公告され、全ての補助金の効果は消滅したとして、相殺措置を撤廃した。

以下では、各補助金措置について、暫定規則、確定規則の概要をまとめる。また、変更規則、撤廃規則については、次の項にまとめる。

#### a. 税引当金、税額控除、税還付による税制上の優遇措置

プログラムの概要：

税制上の優遇措置として、TERCL 及び STTCL の 2 種類が調査された。このうち、TERCL については調査対象期間において既に消滅していたと認定された。STTCL

---

<sup>225</sup> 韓国を原産とする DRAM（ダイナミック・ランダム・アクセス・メモリ）として知られる一定の電子集積回路の輸入に暫定相殺関税を賦課する 2003 年 4 月 23 日付欧州委員会規則（EC）No 708/2003、OJ L102、24.4.2003、p. 7（「暫定規則」）、韓国を原産とする DRAM（ダイナミック・ランダム・アクセス・メモリ）として知られる一定の電子集積回路の輸入に確定相殺関税を賦課し、暫定相殺関税を確定的に徴収する 2003 年 8 月 23 日付理事会規則（EC）No 1480/2003、OJ L 212、22.8.2003、p. 1（「確定規則」）。

は、技術移転による収入についての税免除、研究及び人材開発費用についての税クレジット、金庫株の償却損についての引当金からなる。この引当金については、課税対象収入に加えるまでに3年から5年間の猶予期間が設定されていた。

ハイニックス社は調査対象期間である2001年において、それら優遇措置を受けていなかったが、サムソン社は、それら3種類全ての恩典を受けていた。

#### 補助金の性格：

税免除及び税クレジットは、歳入の放棄または不徴収である。また、引当金としての税徴収の猶予期間は税徴収の猶予であり、その間の利子分について歳入の放棄または不徴収である。

#### 利益：

歳入の放棄または不徴収は、サムソン社に利益をもたらした。また、引当金としての猶予期間、利子が徴収されなかったところから、当該利子額について利益をもたらした。

#### 利益額・計算方法：

税免除及び税クレジットは、歳入の放棄または不徴収とされた全額を利益額とする。

引当金としての税徴収の猶予期間は、無利子融資である。よって、ベンチマーク金利として、サムソン社が商業的融資の場合に調査対象期間に払ったであろう利子率、本件では、韓国内の商業金利の平均値とする。当該ベンチマーク金利により計算される利子額の全額を利益額とする。なお、当該利子額を計算するための元本は、猶予額に調査対象期間以前の期間に発生した利子額を加えたものとする。

それにより計算された利益は0.92%に過ぎず、デミニマスである。（なお、サムソン社については、他の補助金は存在しなかった。）

#### 特定性：

検討しない。

#### 結論：

相殺関税は課さない<sup>226</sup>。

この判断は、確定規則においても維持された<sup>227</sup>。

---

<sup>226</sup> 暫定規則第25項。

<sup>227</sup> 確定規則第27項。

## b. 8,000 億ウォンのシンジケート・ローン

### プログラムの概要：

シンジケート・ローンは、2000 年後半に、Salomon Smith Barney Inc. (SSB 社) が提案したもので、2001 年に生ずるであろうハイニックス社の短期流動性問題を解決するためのものである。この主幹銀行としてシティバンクが指名され、2000 年 12 月、10 行が合計 8000 億ウォンの融資を行うこととされた。このローンは、社債の償還、既存債務の融資、流動性確保のために使用されるものとされていた。

委員会は、暫定規則において、融資銀行は、当時、ハイニックス社に当該融資を返済する能力があると判断しており、融資金利も市場金利であると認定し、ハイニックス社に当該融資による利益はないと判断した<sup>228</sup>。そのため、それ以上の検討をおこなわなかったが、確定規則において、その判断を変更した。以下は、確定規則における判断の概要である。

### 資金面での貢献：

本シンジケート・ローンを実施した銀行のうち、KDB は公的機関である。よって、同行からの融資は資金面での貢献となる。

韓国外換銀行 (KEB) 及び韓国第一銀行 (KFB) からのシンジケート・ローンについては、政府の指示・委託によりなされたものと認定した。当該判断の根拠として、利害関係者から暫定規則発出以降に提出された新たな情報 (韓国政府から FSC に対して銀行の融資上限を引き上げるよう指示する書状、また韓国政府から韓国輸出保険会社 (KEIC) 及び KEB に対するハイニックス社の資金難に完全に対処すべき旨の書状)、ハイニックス社は破綻状態にあったこと、また、融資限度枠の引き上げがなければ、シンジケート・ローンを実行できなかった事実を認定して、それらは政府による指示・委託にあたりと判断した。

### 利益：

融資限度枠の引き上げがなければ、当該引き上げ部分について融資を受けることができなかったところから、当該融資がなされたという事実はハイニックス社に利益がもたらされたことを証明する、と認定した。

### 利益額・計算方法：

本シンジケート・ローンは、2001 年 10 月措置により再編されるため、ここでは利益額は計算しなかった。また、KFB については、融資限度枠の引き上げ幅から、もたらされた利益はデミニマスである、と判断した。

### 特定性：

検討せず。

---

<sup>228</sup> 暫定規則第 29 項-31 項。

## 結論：

本融資は後述する 2001 年 10 月措置により再編されるため、本融資に基づく相殺関税は課さないとした。

### **c. 韓国輸出保険会社（KEIC）による 6 億ドルの輸出信用保証**

#### プログラムの概要：

この輸出信用保証は、公的機関である KEIC がおこなったもので、14 銀行が既存の D/A 融資 8 億米ドルを 14 億米ドルに引き上げるにつき、その引き上げ分である 6 億米ドルについて、D/A 融資について短期の輸出信用保険を与えることとしたものである。当該 D/A は、ハイニックス社の本社と海外子会社との間の取引を担保とするものである。ハイニックス社は、保証料を KEIC に、利子を銀行に支払っていた。

暫定規則<sup>229</sup>では、KEIC の保証料は輸入国リスクを反映したものであり、また、ハイニックス社は当該保証料を実際に支払っていたと認定し、当該輸出信用は補助金ではないと判断した。しかし、確定規則<sup>230</sup>において、委員会は、利害関係者から暫定規則発出以降に提出された新たな情報に基づき、判断を変更した。

以下には、確定規則における判断をまとめた。

#### 資金面での貢献：

KEIC は公的機関であることに加え、財務長官から KEIC への書状に基づき、韓国政府は KEIC に信用供与を指示し、さらに、本保証については、韓国政府の裏保証まで付されたものであったと認定した。よって、当該保証は、政府による直接的な資金の移転であり、また、指示・委託によるものであるから、資金面での貢献にあたりと判断した。

#### 利益：

委員会は、D/A 融資は当該保証がなければなされなかったと認定し、また、ハイニックス社は、既に事実上の支払不能状況にあり、他の民間融資を得ることはできなかったにも係わらず、政府の裏保証に対して何らの保証料も支払っていない、として、資金面での貢献によりハイニックス社に利益がもたらされたと認定した。

#### 特定性：

本件は輸出補助金であるところから、特定性があると判断した。

---

<sup>229</sup> 暫定規則第 32 項－38 項。

<sup>230</sup> 確定規則第 38 項－47 項。

## 利益額・計算方法：

当時、ハイニックス社は返済能力がなく、他の民間融資を得ることはできなかった状態であったところから、当該融資は債務免除と考えられるとして、反復しない補助金による方法により、利益額を計算した。

まず、融資全額を利益額の総額として、その金額をハイニックス社の機械設備の償却年数（5年）に配賦した。この年数は、ハイニックス社の財務計算、及び韓国DRAM産業の規準に拠った。

また、利子は、韓国の商業金利の平均値を用いた。

本件は、輸出補助金であるところから、1単位あたりの補助金額を計算するため、上述の計算により調査対象期間の利益額について、輸出売上高を分母として計算した。

## 結論：

この補助金プログラムによる補助金額は5.1%であると判断した。

### **d. 投資信託（ソウル保証保険会社）による社債買取保証**

委員会は、暫定規則<sup>231</sup>において、このプログラムは実施されていないと認定した。確定規則では、このプログラムについては触れられていない。

### **e. 韓国産業銀行（KDB）社債引受プログラム**

#### プログラムの概要：

2001年1月、ハイニックス社を含む数社の多額の社債が同時に償還期日を迎えることによる財務不安定に対処するため、政府は、KDB社債引受プログラムを設定した。このプログラムでは、償還を迎える社債のうち80%をKDBが引受け、会社は20%を償還する。KDB引受分のうち、20%は債権銀行へ、70%は韓国信用保証基金の保証が付されて一般投資家へ販売され、残り10%はKDBが保有する。

2001年1月4日、ハイニックス社は、本プログラムを利用することが認められた。総予算6.2兆ウォンのうち2.9兆ウォンが同社に割り当てられてが、実際に2001年8月までに同社が使用したのは1.2兆ウォンであった。

次に述べる通り、委員会は、暫定規則<sup>232</sup>において補助金を認定し、確定規則<sup>233</sup>において、委員会は暫定規則における決定を維持した。韓国政府その他韓国側利害関

---

<sup>231</sup> 暫定規則第39項。

<sup>232</sup> 暫定規則第46項－67項。

<sup>233</sup> 確定規則第48項－80項。

係者は、本プログラムは市場金利により行われたものであるから利益がハイニックス社にもたらされていない、ハイニックス社は外国において社債発行が可能であった、GDR、CBO 等の他のプログラムはハイニックス社が、社債発行が可能であったことを示している、本プログラムは特定性に欠ける等の主張をおこなっていた。しかし、委員会は、これら全ての主張について、それら主張を裏付ける証拠がないまたは裏付ける証拠とならない、として却下した。

#### 資金面での貢献：

暫定規則<sup>234</sup>において、委員会は、KDB は公的機関である以上に、韓国政府の政策を実現することを目的としており、本プログラムは政府による資金面での貢献にあたりと判断した。

#### 利益：

韓国政府が認めた通り、当時、資金的に強固な企業のみが社債を発行できたものであるから、ハイニックス社は本プログラムによらなければ社債を発行できなかったと認められ、したがって、利益が認定されると判断した。

#### 特定性：

本プログラムは、主債権銀行が指定した会社について、その債権計画、還付可能性、将来の事業などから信用リスク評価をおこない、銀行 17 行で構成する債権者金融機関協議会（CFIC）が、参加の可否を判断することとなっていた。以上から、対象となる企業になんら法令上の制限はなく、従って、法令上の特定性はないと判断した。

しかし、本プログラムに応募した企業は 7 社に止まり、そのうち 6 社の社債購入が認められたが、そのうち 4 社はハイニックス社を含め現代グループの会社であった。さらに、ハイニックス社は、本プログラムに基づく全支出（約 3 兆ウォン）のうち 41%を占め、他の現代グループ 3 社が 38%、合計で本プログラムの枠の 79%が現代グループにより占められていた。これは、実際の対象企業が極めて限定されていたことを示しており、また、特定の企業が均衡を失った多額の補助金を得ていたと認められるとした。したがって、事実上の特定性を有すると判断した。

#### 利益額・計算方法：

補助金額について、当時のハイニックス社の財務状況から返済は見込まれなかったとして、債務免除にあたり、社債の全額を反復しない補助金として、ハイニックス社の資産の償却期間である 5 年間に配賦することとした。

利子は、韓国の商業金利の平均値を用いた。

1 単位あたりの補助金額を計算するため、上述の計算により調査対象期間の利益額について、ハイニックス社の総売上高を分母として計算した。

---

<sup>234</sup> 暫定規則第 46 項-67 項。

結論：

補助金額として 4.9%を認定した。

**f. 2001年5月の第一回債務繰延べ及び1兆ウォンの社債購入（2001年5月措置）**

プログラムの概要：

2001年3月、ハイニックス社の債権銀行17行は、債権者金融機関協議会を設置した。同年4月、SSB社はハイニックス社の再構築計画を策定し、世界預託証券（GDR）1.3兆ウォンの発行による新規資金の供給、長期・短期貸付けの返済期日の延長及び債権銀行による1兆ウォンの転換社債の購入が提案された。翌5月、銀行団は、GDR発行を条件として、ハイニックス社支援に合意した。2001年6月中旬、1.25兆ウォンのGDRが発行され、同月20日、転換社債の購入が実行された。

暫定規則<sup>235</sup>では、委員会は、GDR投資家は市場の一般投資家であると認定した上で、銀行はGDR投資家と同様の判断を下したものであると認定した。一部には韓国政府が、最終的にハイニックス社が債務不履行とならないようにするとの情報に影響されたGDR投資家もあったものの、韓国政府が実際に保証を提供したことを示す証拠はない、として、一連の2001年5月措置はハイニックス社に利益をもたらしたものであるとするには証拠が不十分であるとした。

しかし、確定規則<sup>236</sup>では、委員会は、暫定規則後に利害関係者から提出された、3月10日の債権者金融機関協議会の会議に金融監督院の副院長が出席した証拠を検討し、韓国政府、金融機関からは韓国政府は2001年5月措置には一切関係していなかったという回答をしていたことは、新たな証拠と矛盾し、調査を著しく妨げるものであると認定した。さらに、2001年5月措置のアドバイザーであったシティバンクも、ハイニックス社から本調査への協力を妨害されていたと説明しており、調査を極めて著しく妨げるものであると認定した。これらから、新情報に照らして、FAに基づき判断するとし、暫定規則における判断を覆した。

以下は、確定規則での判断の概要である。

資金面での貢献：

2000年後半以降、韓国政府は銀行にハイニックス社への資金援助を指示していたとして、返済期日延長、転換社債購入について政府の指示・委託があったと認定した。

---

<sup>235</sup> 暫定規則第40項－45項。

<sup>236</sup> 確定規則第81項－98項。

## 利益：

ハイニックス社は既に返済能力がなくなっていたこと、銀行は返済がなされないであろう状況であることを知りつつも、政府の指示により社債を購入したものであることから、ハイニックス社は、当該社債売却は市場においてなしえなかったものであると認定し、資金面での貢献である本社債購入は、ハイニックス社に利益をもたらしたと判断した。

## 特定性：

本社債購入は、ハイニックス社のために用意されたものであるから特定性があると判断した。

## 利益額・計算方法：

社債は融資と同等であるが、本件と比較可能なハイニックス社に対する市場融資は存在しないと認定した上で、本社債購入時には、既にハイニックス社からの返済がなされないことは明らかであったとして、債務免除にあたりと認定し、贈与と同じ方法により利益額、補助金額を計算すると判断した。

具体的な計算方法は KDB 社債引受プログラムと同様の方法を採用した。

## 結論：

補助金額 5.4% を認定した。

### **g. 債務の株式転換、第 2 回債務繰延べ 6,580 億ウォンの貸付け（2001 年 10 月措置）**

#### プログラムの概要：

2001 年 10 月 4 日、会社再編促進法（Corporate Restructuring Promotion Act、以下「CRPA」）に基づき、ハイニックス社の債権者金融機関協議会（CFIC）が 17 銀行、15 信託会社を含む全 110 金融機関により設立された。CRPA は同年 8 月 1 日に施行された法律である。会社救済案は CFIC の 75% の賛成で全金融機関を拘束する。但し、反対金融機関は、CFIC から除かれる。

2001 年 10 月 31 日、CFIC に第 2 次再編案として次の事項が決議された。

- ・ 7% の利子での 1 兆ウォンの新規融資。
- ・ 債務の転換社債・株式転換。
- ・ 既存債務の返済期日を 2004 年 12 月 31 日まで延期、期日を迎える社債を年利 6.5% の 3 年満期社債へ転換、残余債務の金利を 6% へ変更。

金融機関は、新規融資及び既存債権の株式転換（オプション 1）、既存債権のうち 28.5%を株式転換、残余は放棄（オプション 2）または清算価値による既存債権の買取（オプション 3）のいずれかを選択することとされた。

金融機関 6 行はオプション 1 を選択したが、新規融資は当初予定の 1 兆ウォンに届かず 6580 億ウォンに止まった。これらは、KDB、KEB、ウリィ銀行、朝興銀行、農協、シティバンクであった。

#### 資金面での貢献：

暫定規則<sup>237</sup>において、委員会は、それら 6 行について、公的機関若しくは政府の指示・委託による資金面での貢献があったと認定した。委員会は、他にハイニックス社に投資する金融機関は存在しないこと、2001 年 6 月以降のハイニックス社の財務状況の悪化、同社株価の下落、DRAM 価格の下落、S&P の格付け下落（SD、選択的債務不履行）を指摘し、ハイニックス社は現実的には破綻状態にあったとした。さらに、委員会は、それら 6 行それぞれについて分析し、商業的に合理的な行為をおこなっていないとした。また、それら 6 行のうち 4 行は政府系若しくは政府が全てまたは大半の株式を所有している銀行であるなどを指摘した。

その後、利害関係者は、2001 年 10 月措置は韓国政府の指示によるものではない、政府が所有する銀行でもオプション 2 を選択した銀行があると主張した。これに対して、委員会は、確定規則において、証拠は韓国政府が 2001 年 10 月措置への参加を指示したことを示しているとした。また、韓国の銀行は、2001 年 10 月措置参加にあたり第三者の作成した経済分析に拠ったものであり商業的に合理性がある、と主張したが、委員会は、かかる経済分析の証拠が提出されなかったとして、その主張を却下した。

#### 利益：

かかる状況から、委員会は、ハイニックス社は市場から得ることのできない資金面での貢献を得たところから、利益がもたらされたものであると判断した。

#### 特定性：

2001 年 10 月措置はハイニックス社のために構築された補助金プログラムであるから、特定性があると判断した。

#### 利益額・計算方法：

ハイニックス社は債務を返済できる状況にないところから、融資は債務免除にあたりとし、また株式転換についても債務免除をおこなったものであると判断した。

利益額及び補助金額の計算方法は、KDB 社債引受プログラムの方法と同様である。

---

<sup>237</sup> 暫定規則第 68 項－108 項。

## 結論：

暫定規則では 2001 年 10 月措置に基づく補助金額は 28.1%であると判断した。しかし、確定規則<sup>238</sup>では、暫定規則では補助金額を二重計算しているという指摘を受け、2001 年 10 月措置に基づく補助金額を 19.4%へ変更した。

## **2. 韓国産 DRAM 反補助金調査・変更規則**

本変更規則は、WTO パネル<sup>239</sup>により協定不整合とされた次の点について見直したものである。

- ・ 2001 年 5 月の第一回債務繰延べ及び 1 兆ウォンの社債購入（2001 年 5 月措置）における指示・委託。
- ・ 8,000 億ウォンのシンジケート・ローンについての利益の存在。
- ・ 補助金の利益額。
- ・ 損害認定（この点については、本報告書では触れない。）

### **a. 2001 年 5 月の第一回債務繰延べ及び 1 兆ウォンの社債購入（2001 年 5 月措置）における指示・委託**

#### パネル判断：

2001 年 5 月措置における指示・委託の判断は証拠不十分であり、協定不整合である。

#### 委員会再判断：

パネルにより証拠不十分とされたところから、本措置については相殺関税を課さないこととする。

### **b. 8,000 億ウォンのシンジケート・ローンについての利益の存在**

#### パネル判断：

シンジケート・ローンのうち政府機関 2 行からの融資について利益が存在するとの判断について、パネルは、他の商業銀行の融資がベンチマークとなる可能性の検討を怠ったとして、協定不整合であるとした。

---

<sup>238</sup> 確定規則第 99 項－166 項。

<sup>239</sup> *EC – Countervailing Measures on DRAM Chips (DS299)* パネル報告書、（2005 年 8 月 3 日採択）

#### 委員会再判断：

次の事実から、本シンジケート・ローンに参加した当時の民間 8 銀行の融資はベンチマークとならず、ハイニックス社は市場から融資を獲得できる状況になかった。したがって、したがって、政府機関 2 行の融資は利益が存在する。

- ・ 当時、ハイニックス社の財務状況は深刻な状況にあり、そのキャッシュフローから債務を返済することができない状況にあり、通常の場合での商業的融資が行われる状況ではなかった。
- ・ 国民銀行及びその他の銀行は、政府から融資を行うよう圧力を受けていた。
- ・ シティバンクは原調査に協力しておらず、FA を適用することが適切である。
- ・ ハイニックス社は、シンジケート・ローン実施の後、利払いを停止した。

但し、本融資はその後の措置により更改され、その措置の補助金額の計算に含まれている。よって、二重計算を避けるため、補助金額の計算はおこなわない。

#### **c. 補助金の利益額**

#### パネル判断：

補助金は全て贈与であるとしたことは誤りである。融資、株式転換と贈与とは異なる。EC は、ジャンク債、ハゲタカファンドなど、市場から得られたであろう融資について検討せず、贈与として判断したことは、協定に不整合である。

#### 委員会再判断：

- ・ KEIC による輸出信用保証

ベンチマークとしては、ハイニックス社が得た融資と、次の点を充足していることが理想的である。

- 同意程度の規模
- 類似の経済活動に対するもの（本件では、輸出取引）
- 同時期に実行されたもの
- 政府の保証等がなされていないこと
- 調査対象企業（ハイニックス社）と同様な財務状況にあること

ハイニックス社は、上述の理由、特に収益率は -93.83% まで落ち込み、債務を返済できる状況にないところから信用力保有企業（creditworthy）ではないと判断される。格付け機関のハイニックス社の格付け（2001 年 3 月 C-、2001 年 10 月選択的債

務不履行) はこれを裏付けている。ハイニックス社は、民間市場から融資を得ることができる状況になく、実際に民間融資を得たことを示す証拠もない。

かかる状況ではあるものの、WTO パネルの判断から、例外的に、その他に適切なベンチマークがないか検討した。その方法として、商業金利に債務不履行率に基づくリスク・プレミアムを上乗せして得た金利をベンチマークとする。この計算として、次の計算式を用いる。

$$ib = [(1 - qn)(1+if)^n / (1 - pn)]^{1/n} - 1$$

n = 貸付期間 (年数)

ib = 信用力欠如企業に対するベンチマーク利率

if = 信用力保有企業が支払う長期の利率

pn = 信用力欠如企業の n 年以内の債務不履行率

qn = 信用力保有企業の n 年以内の債務不履行率

信用力保有企業に対する米国ドル金利は、IMF 統計を用いる。それによると、6.922%であった。実際の融資自体は短期融資であるが、本件保証は継続して融資を保証するものであるから、当該金利が適当である。

信用力保有企業及び信用力欠如企業の債務不履行率として、ムーディーズの Caa から C レート企業の 2001 年における 1 年以内の債務不履行率を使用した。前者は 0.13%、後者は 34.34%であった。

この計算から、ベンチマーク金利は 62.70%となった。当該ベンチマークと実際の金利である 8.33%との差である 54.37%をもって、補助金額の計算の基礎とした。

本件は融資であるから、反復する補助金として取り扱う。よって、54.37%の利率から計算された補助金額全額が調査対象期間の補助金額となる。

これにより計算された補助金額は 12.8%となった。かかる率は原調査において贈与とみなして計算した 5.1%を大きく上回る。

よって、後者の率がより控えめであるところから、本措置によりハイニックス社にもたらされた補助金額は 5.1%であると認定する。

#### ・ 韓国産業銀行 (KDB) 社債引受プログラム

本プログラム実施時において、ハイニックス社は既に B-の格付けとなっており、外債市場、融資市場から資金調達できない状況にあり、また、同プログラムの条件も、他からの資金調達ができない会社を対象としていた。

また、上述の通り、シンジケート・ローンにはベンチマークとならず、また、2001 年 5 月措置においても、市場から資金調達された措置とは考えられない。

よって上述の KEIC による輸出信用保証と同じ手法によって、補助金額を計算する。IMF 統計によると、韓国ウォン建て短期融資金利は 7.7%であった。本措置の期間のムーディーズの信用力保有企業及び信用力欠如企業の債務不履行率は、それぞれ 0.13%、34.37%であった。よって、ベンチマークは 63.89%となる。本措置の金利は 12.7%であったので、その金利差は 51.19%となる。

本件は融資であるから、反復しない補助金として、ある年にもたらされた補助金額はその年に消費される。したがって、本措置の利益は 6.26 兆ウォンとなる。これによれば補助金率 11.8%となり、原調査における 4.9%を上回る。

したがって、より控えめな方法を採用する。本措置によりもたらされた補助金額を相殺関税の上限すべきことを考慮し、補助金率を 4.9%とする。

#### ・ 2001 年 10 月措置

本措置は、債務の株式転換と融資とに分かれる。

債務の株式転換は、次の理由により、その全額を補助金額とする。よって、原調査で認定した、9.6%を補助金率とする。

- 本件と同様な他の資本注入の証拠はないこと。
- ハイニックス社は、類似の資本注入を一般市場から得られる状況にはなかったこと。
- ハイニックス社には、株式発行により何らの支払義務も負うものではないこと。
- 株式の希釈化は、ハイニックス社自体には何らの影響も与えないこと。
- その他、株式発行に伴う費用負担のないこと。

融資については、上述と同様の方法により補助金額、補助金率を試算する。韓国銀行の 2001 年データによると、当時の投資適格社債利率は 11.38%であった。ムーディーズの信用力保有企業及び信用力欠如企業の 3 年以内の債務不履行率は、それぞれ 0.94%、57.97%であった。よって、ベンチマークは 48.22%となる。本措置の金利は 7%乃至 6.5%であったので、その金利差は 41.2%乃至 41.7%となる。

新規融資額は 2.7 兆ウォン、繰延べは 7.6 兆ウォンであったので、上述の方法では、補助金率はそれぞれ 6.8%、19.1%となる。これらは、原調査において贈与とみなして計算した 3.5%、9.8% を上回る。よって、原調査の方法に合理性があると判断する。したがって、本融資関係の補助金率は、原調査と同様に、13.3%とする。

### 3. 韓国産 DRAM 反補助金調査・撤廃規則

Qimonda 社 (旧 Infineon 社) により、ハイニックス社は 2001 年 10 月措置以降に補助金を受領しているとの証拠が提出され、他方、ハイニックス社により既に相殺対

象とされた補助金は消滅していると主張して、中間レビューの申請がなされた。これらを踏まえ、委員会は、2006年3月18日、職権で中間レビューを開始した。

この中間レビューでは、次の新たな補助金について検討がなされた。その結果、2002年12月措置について補助金が交付されたことが認められたが、それらは2007年末をもって消滅したか、2005年7月の別途融資により返済されたと認定した。また、その他、国内産業が補助金であると主張した融資等については補助金と認められないと判断した。この中間レビューの最終決定（撤廃規則）は、2008年4月7日付けで公告された。

- ・ 2002年12月措置
- ・ Beijing Orient Electornics (BOE 社) 優遇融資
- ・ System IC 事業の売却に伴う優遇融資
- ・ ハイニックス社による負債の買戻し
- ・ 税制優遇
- ・ 2005年7月別途融資による旧債務の返済

#### a. 2002年12月措置

##### プログラムの概要：

ハイニックス社の財務状況は、2001年10月措置を受けるも改善せず、むしろ悪化した。2002年12月、ハイニックス社の銀行団は、ドイツ銀行の作成した報告書をベースとして、次の措置を講じた。

- ・ 3.2兆ウォンの債務繰延べ及び利子の債務化：  
返済期限を迎えたハイニックス社の債務は株式化されず、返済期日が繰り延べされた。また、繰り延べされた債務の利子は、6.5%から3.54%へ引き下げられ、差額の3%は債務の元本とされ、当該追加元本の利子は6%とされた。
- ・ 1.8兆ウォン債務の株式化（Debt-to-Equity Swap、以下「DES」）及び21:1の減資：  
ハイニックス社に対する無担保債権の約50%を、ハイニックス社株式と453ウォンで交換した。当該単価は2002年12月の株価の平均値であった。また、当該DESの実施前に21:1の減資を行うこととしたため、実際のDES価格は9,135ウォンとなった。

##### 資金面での貢献：

当時、韓国政府は、引き続きハイニックス社を救済する方針を持っていた。また、韓国政府は債権者銀行の主要株主であった。さらに、韓国政府は銀行に指示するこ

とができる立場にあった。それに加え、ハイニックス社再建の運営委員会の議長に、韓国政府の前高官が就任していた。

銀行は、ハイニックス社が選択的債務不履行の状況にあることを認識し、ある銀行はハイニックス社の再建は難しいと認識していた。にもかかわらず、2002年12月措置に参加した。かかる行動は、商業的考慮に基づくものとはいえない。

これら事実から、2002年12月措置は、韓国政府の指示・委託により行われたと判断する。

#### 利益の存在：

ハイニックス社が調査当局に対し外部評価レポートとして提出したドイツ銀行報告書は、既存債権者の回収の最大化とハイニックス社の存続を念頭においたものであり、市場の一般投資家の視点からのものではない。よって、市場の一般投資家にとるであろう措置を述べたものではない。

当時、ハイニックス社は負債返済能力がなく、外部の市場から資金調達を得ることはできない状況であった。他方、ドイツ銀行報告書は、ハイニックス社が市場から調達できる条件を示したものではない。

さらに、2002年12月措置は、不合理な2001年10月措置の実施とその失敗から必要となった追加措置である。これは、以前の韓国政府の不合理な決定を引き継ぐものである。この点からも、ドイツ銀行報告書は、市場ベンチマークとならない。

したがって、資金面での貢献はハイニックス社に利益をもたらした。

#### 特定性：

本措置はハイニックス社のためにとられたものであるから、特定性がある。

#### 利益額・計算方法：

利益は受領者の立場から検討すべきものであり、ハイニックス社は措置が採られた時点において債務から解放されたものであるから、利益額は2002年12月措置の時点とする。

##### ・ 3.2 兆ウォンの債務繰延べ及び利子の債務化

WTOパネルにおいて贈与とする方法が否定されたため、その方法は用いない。

ハイニックス社は債務の返済能力がないため、市場からの融資調達はできない。また、本措置の一部民間金融機関の額は限られており、政府金融機関または政府の指示・委託を受けた金融機関との比較とはならない。さらに、*Japan – DRAMs (Korea) (DS336)* パネルは、政府により歪曲された措置はベンチマークとならない、としている。

以上の理由から、代替ベンチマークとして、商業金利にリスク・プレミアムを上乗せした金利とする。その計算方法は次の通り。

$$ib = [(1 - qn)(1 + if)^n / (1 - pn)]^{1/n} - 1$$

n = 貸付期間 (年数)

ib = 信用力欠如企業に対するベンチマーク利子率

if = 信用力保有企業が支払う長期の利子率

pn = 信用力欠如企業の n 年以内の債務不履行率

qn = 信用力保有企業の n 年以内の債務不履行率

韓国の 2003 年の投資適格社債金利は 10.43%であった。

信用力欠如企業の債務不履行率はムーディーズのデータを使用した。それによると、信用力欠如企業の 3 年以内の債務不履行率は 54.86%である一方、信用力保有企業の債務不履行率は 0.33%であった。よって、ベンチマークとなる利子率は 43.8%と計算される。

その結果、補助金率は 23.7%と計算された。しかし、ハイニックス社は 2005 年 7 月、別途の融資を取得して、本負債を返済している。その時期は、ハイニックス社は既に BBB+ の格付けを得ており、事業は利益を生み出していた。

以上から、2005 年 7 月をもって、本融資からの利益をうけていないと判断する。

#### ・ 1.8 兆ウォン債務の株式転換

株式への転換価格は 9,135 ウォンであったが、その時の市場価格は 3,500 ウォンであったこと、かかる市場価格は下落し続けていたこと、また、転換価格は固定されたものではなく、ハイニックス社の債権者協議会が転換価格を最終的に決定する裁量を有していたものであることから、当該転換価格は市場の状況を反映したものであるとはいえない。

また、民間の投資家はハイニックス社株式の市場取引に参加しておらず、その市場取引は停止されるべき状況にあったが、特例で継続されていたものである。また、ハイニックス社は株式の買戻し義務を有していたものでもないから、市場価格はハイニックス社に何らの義務も生じさせるものでもない。

補助金額は、ハイニックス社に要した費用を差し引くべきであるが、ハイニックス社は発行株式に何らの義務も負っておらず、また、配当をおこなえる状況にもなかった。よって、差し引くべき費用はない。

さらに、株式価値の希釈化からハイニックス社の得た利益が減少したものと認められない。

したがって、補助金額は、株式転換された債務額全額と認定する。

この株式転換は反復されない補助金であるから、償却期間である 5 年間に配賦され、調査対象期間である 2005 年には 6.8%あったものである。しかし、利益を受け始めた期間から、2007 年 12 月末日をもって補助金の効果は消滅した。

#### **b. BOE 社優遇融資**

##### プログラムの概要：

2003 年 1 月、ハイニックス社はその LCD 事業を BOE 社へ売却した。その BOE 社による買収資金として、ハイニックス社の債権銀行が BOE 社に融資をおこなった。

##### 資金面での貢献：

BOE 社への融資について、韓国政府が指示・委託をおこなったとする証拠はない。よって、資金面での貢献とは認定できない。

#### **c. System IC 事業の売却**

##### プログラムの概要：

2004 年 10 月、ハイニックス社はその System IC 事業を CVC パートナーへ売却した。シティバンクがその買収に融資を行い、また、ハイニックス社の債権銀行は、その債権を 81%にディスカウントして買収企業へ売却した。

##### 資金面での貢献：

BOE 社への融資について、韓国政府が指示・委託をおこなったとする証拠はない。よって、資金面での貢献とは認定できない。

#### **d. 債権の買戻し**

##### プログラムの概要：

ハイニックス社は、2004 年の 10 月と 12 月に、System IC 事業の売却により得た資金により、その債権を買戻した。その買戻し価格は、無担保債権の 70%、担保債権の 96%であった。

#### 資金面での貢献：

本買戻しへの参加は自由であり、また、早期返済といえるものであった。よって、商業的に不合理な取引とはいえない。よって、第 2 条の補助金を構成しない。  
{W&C 注： 本件については利益の存在を認めなかったものと思われる。}

#### **e. 税制優遇**

##### プログラムの概要：

国内産業は、韓国政府は、法律の施行を遅らせることにより、債務の株式転換によりハイニックス社が得た利益に対する課税を見送った、と主張した。

##### 利益：

ハイニックス社は当時赤字であり、税制優遇により利益を得たか疑わしい。

##### 特定性：

韓国政府が法律の施行を遅らせたことがハイニックス社への事実上の特定性を有することを示唆する証拠はない。

#### **4. 米国産バイオディーゼル反補助金調査**

2008 年 6 月 13 日、委員会は米国産バイオディーゼル（燃料）に対する反補助金調査を開始した。2009 年 3 月 12 日、暫定規則を告示してトンあたり 211.2 ユーロから 237 ユーロの暫定相殺関税を課した。確定規則は 2009 年 7 月 7 日に公示され、暫定と同率の確定相殺関税を課した。

確定規則では、利害関係者から連邦物品税・所得税クレジット以外については何らの反論も出されず、また、委員会も、同クレジットについての反論を全て却下した。よって、以下では、暫定規則における判断をまとめる。

##### **a. 連邦制度：物品税・所得税クレジット**

##### プログラムの概要：

純バイオディーゼル（B100）と 0.1%のディーゼル鉱物とを混合して混合製品（B99）を生産した者に、純バイオディーゼル 1 ガロン当たり 1 ドルを直接交付する、または物品税若しくは所得税と相殺する制度。このためには、混合を行う者は、純バイオディーゼル生産者からバイオディーゼル証明書を受領しなければならない。

B100 と B99 の販売価格を調査したところ、B100 は B99 よりも 1 ドル高く販売されていた。また、調査対象数社の B100 のインボイスには、B100 の価格と混合者クレジットの双方が記載されていた。

以上の証拠から、全てのバイオディーゼルにこのクレジットの補助金が付されていたと認定する。

#### 資金面での貢献：

本制度は贈与（直接払い）または歳入の放棄（物品税若しくは所得税との相殺）であるから、資金面での貢献である。

#### 利益：

資金面での貢献を受領した企業には利益がもたらされている。

#### 特定性：

本プログラムはバイオディーゼル産業に係わる企業に限定されており、基本 AS 規則第 3 条(2)(a)に該当し、特定性がある。

#### 利益額・計算方法：

補助金額は、1 ガロン当たり 1 ドルとして、調査対象期間に販売された全ての純バイオディーゼルと混合製品の量から計算した。

この補助金額から混合製品を生産するために要したディーゼル鉱物の額を控除した。

また、調査対象企業 1 社は混合作業を外部に委託していた。当該委託費用を補助金額から控除した。

控除後の補助金額を、調査対象期間の全製品売上高で除して補助金率を計算した。

#### 結論：

かかる計算の結果、28.4%から 41.1%の補助金率となった。

### **b. 連邦制度：小規模バイオディーゼル所得税クレジット**

#### プログラムの概要：

年間 60 百万ガロン以下の農業バイオディーゼを生産する者に限定され、15 百万ガロンを上限として、1 ガロン当たり 0.1 ドルの所得税控除が与えられる。同量に満たなかった場合、その差は繰り越すことができる。

資金面での貢献：

歳入の放棄であり、資金面での貢献にあたる。

利益：

歳入の放棄は受領者に利益をもたらす。

特定性：

本プログラムはバイオディーゼル生産者に限定されている。従って、法令上の特定性を有する。

利益額・計算方法：

補助金額は当該年に放棄された所得税額である。

当該金額を、製品の売上高で除して補助金率を計算する。

結論：

0.4%の補助金率となった。

**c. 連邦農務省バイオエネルギープログラム**

プログラムの概要：

市況商品クレジット会社設立法に基づき、農産品を用いてバイオディーゼルの生産する者に対して、助成金を交付する制度である。本プログラムは2006年6月をもって終了した。

資金面での貢献：

政府からの贈与であり、資金面での貢献に当たる。

利益：

本プログラムによる助成金は、その受領した年に配分されるが、調査対象期間以前に終了しているため、調査対象期間に利益はもたらされていない。

結論：

相殺関税は課さない。

#### d. イリノイ州バイオ燃料税控除

##### プログラムの概要：

イリノイ州は、州法により、小売店に小売店営業税（Retailers' Occupation Tax）を課し、当該税額を販売金額に加えて消費者から徴収することを義務づけていた。同税は販売額の 6.25% であったが、バイオ燃料を 1% から 10% 混合した場合、その売上の 80% について、また、10% 超 99% 以下のバイオ燃料または混合した場合の売上の金額について、小売店営業税を課さないとした。

##### 資金面での貢献：

特段の判断なし。

##### 利益：

暫定規則：小売店にバイオ燃料を販売する会社は小売店営業税を支払う者ではない。小売店営業税の減免は、バイオ燃料消費者に利益を与える制度であり、調査対象製品の製造、生産、輸出または輸送に、直接または間接に利益を与えるものではない。

##### 特定性：

特段の判断なし。

##### 利益額・計算方法：

特段の判断なし。

##### 結論：

調査対象製品の製造、生産、輸出または輸送に、直接または間接に利益を与えるものではないところから、相殺関税は賦課しない。

#### e. ミズーリ州適格バイオ燃料生産者インセンティブ基金

##### プログラムの概要：

ミズーリ州は、ミズーリ適格バイオ燃料生産者インセンティブ基金を設立し、毎年、その基金の全額をミズーリ適格バイオ燃料生産者に分配していた。

##### 資金面での貢献：

本件は贈与であり、資金面での貢献にあたる。

利益：

贈与は受領者に利益を与える。

特定性：

本制度は、バイオ燃料生産者に限定されたものであるから、基本 AS 規則第 3 条 (2)(a)に該当し、特定性がある。

利益額・計算方法：

調査対象期間に受領した金額を、同期間のバイオ燃料の総販売額で除して補助金率を計算した。

結論：

対象企業について、3.8%の補助金率。

**f. ノースダコタ・バイオ燃料組合支援業界拡大 (PACE) 融資プログラム**

プログラムの概要：

PACE 融資プログラムは、ノースダコタ州法により設立され、バイオディーゼル生産設備資金として、当該設備の融資金利のうち 5%について補給するものである。

資金面での貢献：

州政府が基金に資金を提供しているものであるから、資金面での貢献にあたる。

利益：

受領者は金利の一部の支払を免れるものであり、利益を受領している。

特定性：

本制度の対象はバイオディーゼル生産者に限定されており、基本 AS 規則第 3 条 (2)(a)の法令上の特定性がある。

利益額・計算方法：

利益額は 0.1%未満と僅少 (negligible) である。

結論：

暫定規則：補助金率は 0.1%未満と僅少であるため、相殺関税は課さない。

## g. ノースダコタ・バイオディーゼル生産設備税控除

### プログラムの概要：

バイオディーゼル 2%以上を混合したディーゼル燃料を生産するための設備投資が行われた場合、その直接原価分の 10%について、5 年間、所得税控除を認める。

### 資金面での貢献：

政府の歳入の放棄または歳入の不徴収であり、資金面での貢献である。

### 利益：

政府の歳入の放棄または歳入の不徴収は、利益をもたらす。

### 特定性：

州内のバイオディーゼル生産者のうち設備投資を行う者に限定している。よって、法令上の特定性を有する。

### 利益額・計算方法：

特段の記載なし。

### 結論：

0.10%未満の補助金率と僅少であるため、相殺関税を課さない。

## h. ノースダコタ・バイオディーゼル所得税控除

### プログラムの概要：

ノースダコタ法により、バイオディーゼル混合を行う燃料供給者に対する制度で、バイオディーゼルの 5%以上混合したバイオディーゼル燃料について、1 ガロン当たり 0.05 ドルの税控除を認める。

### 資金面での貢献：

政府の歳入の放棄または歳入の不徴収であり、資金面での貢献である。

### 利益：

所得税額支払いの減少は、利益をもたらしている。

### 特定性：

特段の記載なし。

利益額・計算方法：

特段の記載なし。

結論：

0.10%未満の補助金率と僅少であるため、相殺関税を課さない。

**i. テキサス・エタノール及びバイオディーゼル混合税免除**

プログラムの概要：

テキサス州法は、自動車燃料のうち、バイオディーゼル燃料については物品税を課さないこととしている。これにより、バイオディーゼル燃料を消費する者は、物品税を支払う必要がない。

利益：

本プログラムにより利益を受ける者は消費者であり、バイオディーゼル燃料生産者には利益がもたらされていない。

結論：

相殺関税を課さない。

**j. テキサス・燃料エタノール及びバイオディーゼル生産助成金**

プログラムの概要：

テキサス州農業法により、バイオディーゼル燃料生産者のち、登録工場において生産したバイオディーゼル月次生産量を報告し、1 ガロン当たり 0.032 ドルの手数料を支払った者は、1 ガロン当たり 0.2 ドルの助成金を生産開始から 10 年間交付する。

資金面での貢献：

政府による贈与であり、資金面での貢献にあたる。

利益：

贈与は受領者に利益をもたらしている。

特定性：

バイオディーゼル生産者に限定されている。よって、法令上の特定性がある。

利益額・計算方法：

調査対象期間に受領した金額から、同助成金を受領するために支払った手数料を差し引いた額を補助金額とする。

当該補助金額を、受領した生産者のバイオディーゼル売上高で除した額を単位当たり補助金額とする。

結論：

0.30%の相殺関税を課す。

**k. ワシントン州・バイオ燃料生産助成金**

プログラムの概要：

ワシントン州は、州内の全てのバイオ燃料生産者に、事業営業税について通常の0.484%を0.138%に、純バイオ燃料を生産するための設備についての資産税及び賃貸物品税について免税としている。

資金面での貢献：

政府の歳入の放棄または歳入の不徴収であり、資金面での貢献である。

利益：

税額の減免は、バイオ燃料生産者に利益をもたらしている。

特定性：

バイオ燃料生産者にあたえられた補助金である。よって、法令上の特定性がある。

利益額・計算方法：

特段の記載なし。

結論：

0.10%未満の補助金率と僅少であるため、相殺関税を課さない。

## 5. インド産ポリエチレン・テレフタレート(以下「PET」) フィルムの輸入に関する反補助金調査

### a. 事例概要

反補助金の当初調査は 1998 年に開始され、措置は 1999 年に賦課された。2006 年 3 月に終結した期間満了レビュー (expiry review) により、措置はさらに 5 年間延長された。また、期間満了レビューの終結前後に、個別のインドの輸出者について複数の部分的な中間レビューが実施されていた。

本報告書では、委員会がインドの全輸出者及び関係する全ての補助金制度を取り扱った直近の事例である、反補助金期間満了レビューを分析する。

#### i. 調査対象産品

調査対象産品は、インドを原産とする CN コード ex 3920 62 19 及び ex 3920 62 90 に分類される PET フィルムである。

#### ii. 調査対象当事者

インドの輸出生産者 8 社がサンプリングの質問状に回答して、自らを知られている者とした。そのうち 4 社、すなわち、Ester Industries Limited, Flex Industries Limited, Garware Polyester Limited 及び Jindal Poly Films Limited (その後 Jindal Poly Films Limited に名称を変更) がサンプルとして選ばれた。

#### iii. 暫定及び確定規則の日付

委員会は、2004 年 12 月 10 日、官報公告して、理事会規則 (EC) No 2597/1999 の期間満了レビューを開始した<sup>240</sup>。

2006 年 3 月 8 日、期間満了レビューを終結して措置を 5 年間延長する EC 規則が公表された<sup>241</sup>。

---

<sup>240</sup> OJ C 306, 10.12.2004, p. 2.

<sup>241</sup> COUNCIL REGULATION (EC) No 367/2006 of 27 February 2006 imposing a definitive countervailing duty on imports of polyethylene terephthalate (PET) film originating in India following an expiry review pursuant to Article 18 of Regulation (EC) No 2026/97

## b. 個々の補助金プログラムの分析

### i. 国全体の制度

#### (A) 事前ライセンス/事前解除 (ALS) 命令

##### プログラムの概要：

ALS は、以下に説明するとおり、資格要件の範囲が異なる 6 つの下位スキームによって構成される。個々の下位スキームによって、ALS に基づく補助金は、輸出生産者、支援する生産者に「関係する」貿易輸出者、最終輸出者に供給する輸出生産者が利用することができる。サンプルに選ばれた輸出生産者 4 社のうち、1 社のみが調査対象期間中に ALS を利用した。また、委員会は、当該輸出生産者が、6 つの下位スキームのうち以下の 2 つの制度のみを調査対象期間中に利用したと認定した。

(i) 物理的輸出: これは主要な下位スキームであり、特定の輸出品の製造のための材料を免税で輸入することを容認するものである。ここでいう「物理的」とは、輸出品がインド領域を離れなければならないことを意味する。輸入の容認及び輸出品の種類を含む輸出義務はこのライセンスに明示されている。

インド政府によって、輸入許容及び輸出義務（みなし輸出が含まれる）の両方が、数量及び価額において固定されており、ライセンスに記載されている。また、輸入及び輸出の時点で、対応する取引を政府担当者がライセンスに記載する。本制度に基づき許容された輸入数量は、標準的な投入産出基準（以下「SION」という）に基づいてインド政府が決定していた。SION は、調査対象産品を含む大半の産品において存在し、HOP I 2002-2007 において公表されている。

(ii) 年次要件: 本ライセンスは特定の輸出製品ではなく、より広範な製品グループ（例、化学及び関連製品）に与えられていた。ライセンス保有者は、過去の輸出実績によって決定される一定の閾値まで、当該産品グループに該当する品目の製造に用いられる材料を免税で輸入することができる。

ライセンスには、輸入割当価額のみ記載されている。ライセンス保有者は、「輸入された材料及び得られた製品の間関係を維持する」義務を負う（パラ 4.24A(c) HOP I 2002-2007）。輸入材料は、譲渡可能ではなく、輸出製品の生産に利用されなければならない。輸出は、ライセンス発効後の定められた期間内（18 ヶ月。但し、6 ヶ月ずつ 2 回更新可）になされなければならない。

##### 資金面での貢献及び利益の認定：

前述のスキームが輸入税を免税する措置と認定し、基本 AS 規則第 2 条(1)(a)(ii)及び 2 条(2)でいうところの調査対象の輸出者に利益を付与するインド政府の資金面での貢献であるとした。

### 特定性：

物理的輸出に関する ALS 及び年次要件に関する ALS は、輸出が行われることに基  
づいており、輸出補助金であると認定した。したがって特定性を有する。

また、委員会は、輸出補助金の例外規定が適用されないと認定した。1 キロの PET  
フィルム生産に必要な当該企業固有の主要材料の消費割合は、消費登録簿に報告さ  
れているところによれば、相当する SION より低かったことが検証によって証明さ  
れた。言い換えれば、協力的な輸出者は、SION によって、製造工程において実際に  
必要な量よりも多くの原材料を免税で輸入することを認められていた。

### 補助金額の計算：

これらの補助金は、輸出補助金であるため、委員会は、前述の関税の額（調整  
後）を、当該製品の輸出売上高で除して、単位当たり補助金を算出した。

### 補助金の計算：

ALS を利用した輸出者の補助金額は、次のとおり計算された。

- 分子は、二つの ALS 下位スキームに基づき輸入され、調査対象期間中当該製  
品に用いられた材料にかかる前述の輸入税(基本関税及び特別な追加関税)
- 基本 AS 規則第 7 条(1)(a)にしたがい、補助金を獲得するために必然的に発生  
した手数料のうち、正当化された請求が行われたものについて、補助金額よ  
り控除した。
- 基本 AS 規則第 7 条(2)にしたがい、分母は調査対象期間中の当該製品の輸出  
売上高である。

### 結論：

調査対象期間中に本スキームを利用した企業は、6.0%の補助金を受領した。

## **(B) 関税給付パスブック (Duty Entitlement Passbook : DEPB)**

### プログラムの概要：

DEPB クレジットは、その取得後、資本財を除く物品の輸入関税の支払いに充当す  
ることができる。このクレジットによって輸入された物品は、国内市場で販売する  
ことができ（売上税に服する）、また、利用することができる。DEPB クレジット  
は、自由に譲渡可能であり、発行日から 12 ヶ月間有効である。

生産輸出者又は貿易輸出者は、輸出される製品の価額に対する一定割合を本スキ  
ームに基づき、DEPB クレジットとして申請することができる。かかる DEPB の割  
合は、調査対象製品を含め、インドの当局によって、輸出品に使用されたと推定さ  
れる輸入材料及びその輸入関税額を考慮して、輸入税が実際に納付されたか否か  
にかかわらず、SION に基づいて決定され、クレジットの交付を受ける。

調査対象期間中、3社が本スキームを利用していた。

資金面での貢献：

委員会は、DEPB クレジットは最終的には輸入税の相殺のために用いられ、それ以外の場合であれば支払われるはずであったインド政府の関税収入を減少させるものであるため、インド政府による資金面での貢献であると認定した。

利益：

委員会は、DEPB クレジットが企業の流動性を改善するという理由から、輸出者に利益をもたらすと認定した。

特定性：

委員会は、DEPB クレジットの交付が、輸出が行われることに基づいていると認定し、よって、輸出補助金であるから特定性があると判断した。

補助金額の計算：

輸出取引が本スキームに基づいて行われた時点でインド政府は関税を放棄することになるため、当該時点において受領者に利益がもたらされる。

補助金は輸出が行われることに基づいて交付されており、製造、生産、輸出又は輸送された数量を参照して交付されてはいなかった。これに鑑み、

- 委員会は、DEPB クレジットに基づく利益額を、調査対象期間中本スキームに基づいて行われる全ての輸出取引において獲得されたクレジットの合計と認定した。
- 当該補助金を取得するために正しくおこなわれた請求について支払った手数料を、当該クレジット額から控除した。
- 控除後の補助金額を、分母であるレビュー対象期間中の合計輸出高で除して補助金率を計算した。

結論：

調査対象期間中3社が本スキームより利益を得て、9.0%から11.0%の補助金を受領した。

**(C) 特別経済区/輸出指向型ユニット (EOU)**

プログラムの概要：

調査対象期間中、1社がEOUスキームのうち、次の2件の下位スキームのみを利用した。当該輸出者は、EOU施設においてPETフィルム製造の原材料として、輸入原材料を用いたPETチップを利用しているものの、当該PETチップを生産している別会社がALSを用いていたため、原材料に係る輸入税の免除を利用しなかった。

- (i) 資本財における輸入税の免除
- (ii) 地元で調達された部品、梱包材及び資本財につき支払われた中央売上税の払戻し

資金面での貢献：

本スキームがなければ支払い義務のあったはずである政府収入が放棄されており、したがって、EOU の 2 種類の輸入関税（以下、基本関税及び特別追加関税という）の免除及び中央売上税の払戻しは、インド政府の資金面での貢献である。

利益：

受領者は、通例支払わなければならない関税を払う必要がなくなったことにより流動性を確保した。これにより、受領者に利益をもたらした。

特定性：

基本関税及び特別追加関税の免除並びに売上税の払戻しは、輸出が行われることが必須条件であり、したがって輸出補助金であるから特定性を有すると判断された。

補助金の計算：

本補助金のうち、①生産に要した部品及び梱包材については、調査対象期間に免除された売上税額全額を、②生産財については、免除された輸入税額及び売上税額をその償却期間により調査対象期間に配分された額、を利益額とした。具体的には次の方法により計算した。

- (i) 物品収益にかかる中央売上税の払戻し

補助金額は次のとおり決定された。

- 本スキームを利用した輸出者の補助金額は、特にレビュー調査対象期間の部品及び梱包材など生産分野で行われた購入につき払い戻された売上税に基づき計算された。
- 補助金の獲得のため必然的に発生した手数料は、基本 AS 規則第 7 条(1)(a)にしたがって控除された。
- 補助金は輸出が行われることに基づいて交付され、製造、生産、輸出又は輸送された数量を参考にして交付されていなかったため、この補助金額を、レビュー調査対象期間中に全輸出販売による輸出売上高を分母として除して補助金率が計算された。
- 本補助金率は 0.02%であった。

- (ii) 輸入税の免除（基本関税及び特別追加関税）及び資本財に係る中央売上税の払戻し（基本 AS 規則第 7 条(2) 及び(3)）

輸入された資本財について、支払われなかった関税額及び資本財の購入において払い戻された売上税の額は、当該製品の産業における、資本財の通常の償却期間にわたって配賦された。

- この計算により算定された、調査対象期間に帰属する金額は、償却期間にわたる利益の価値を反映するために、利子を加えて、調整した。それらの合計額を、本スキームにより受領者が受領した全ての利益額とした。
- 補助金の取得のために必要とされた手数料は、基本 AS 規則第 7 条(1)(a)にしたがって合計額から控除して、分子となる補助金額を算出した。
- 本補助金は輸出が行われることに基づいて交付されたものであったが、製造、生産、輸出又は輸送された数量を参照のうえ交付されたものではなかったため、補助金額は、レビュー調査対象期間中の補助金の対象製品の輸出売上高を分母として計算した。

このようにして計算された補助金率は 5.0%であった。

#### 結論：

当該企業が EOU スキームに基づく補助金率の合計は、5.0%であった。

### (D) 輸出振興資本財 (Export Promotion Capital Goods, “EPCG”)

#### プログラムの概要：

輸出義務を条件として、企業は資本財（新品及び、2003 年 4 月以降は製造後 10 年以内の中古資本財）をより低い関税率で輸入することができる。輸出義務を充足するために、輸入された資本財は、一定の期間のうちに一定額の輸出品を生産するために利用されなければならない。

インド政府は、申請及び手数料の払い込みが行われた時に、EPCG ライセンスを発行する。2000 年 4 月以来、本制度は、本制度に基づいて輸入された全ての資本財に、5%の低減輸入関税率を適用することと定めていた。2000 年 3 月 31 日までは、実行税率は 11%（10%の課徴金を含む）であり、高価額の輸入品についてはゼロの関税率が適用されていた。

生産輸出者は、本制度の適用を受けることができる。商社などの貿易輸出者も、支援生産業者の施設に資本財が設置される場合は、EPCG 制度を用いて資本財を輸入することができる。但し、この場合には、支援生産業者の名前及び住所が EPCG ライセンスに裏書されなければならない。また、銀行の保証がなされた保証書には、貿易輸出者及びその支援生産業者が連帯して署名しなければならない<sup>242</sup>。

調査対象期間中、サンプルに選ばれた 4 社が本制度から利益を受けたと認定された。

<sup>242</sup> たとえば以下を参照されたい。 <http://www.dateyvs.com/custom08.htm>

### 資金面での貢献：

関税の引き下げは、納付されたはずのインド政府の関税収入の減少をもたらすため、インド政府による資金面での貢献を構成する。

### 利益：

輸入について軽減された関税は企業の流動性を改善するため、関税の引き下げは輸出者に利益をもたらす。委員会は、これが企業の会計記録に反映されているとして、利益が存在すると認定した。

### 特定性：

EPCG ライセンスは、輸出の確約がなければ取得することができないため、輸出が行われることに基づいて交付されるものである。したがって輸出補助金であるから、特定性を有する。

### 補助金額の計算方式：

補助金額は次のとおり計算された。

- 輸入された資本財について支払われなかった関税は、基本 AS 規則第 7 条(3) にしたがって PET フィルム産業における当該資本財の通常の償却期間にわたって配賦された。
- 当該金額に、経時的な利益の価値を反映するため、利子が加えられた。
- 補助金を得るために必然的に発生した手数料は、基本 AS 規則第 7 条 (1)(a) にしたがって控除された。
- 本補助金は、輸出が行われることに基づいて交付されているため、本補助金額を、レビュー調査対象期間の輸出売上高によって除して補助金率が計算された。

### 結論：

サンプルとして抽出された 4 社が得た補助金率は、1.3 %から 2.7%であった。

## **(E) 輸出信用 (Export Credit Scheme, “ECS”)**

### プログラムの概要：

本制度において、インド準備銀行（以下「RBI」）は、インドルピー及び外貨建の両方の輸出信用について、「国際的に競争力あるレートで輸出者に利用可能な信用を供与することを目的として」、商業銀行が輸出者に課すことのできる金利の上限を強制的に定めている。

ECS は、次の二つの下位スキームによって構成される。

- 出荷前輸出信用制度（前貸信用状）： 輸出前に、物品の購入、加工、製造、梱包及び/又は出荷の資金を供給するために輸出者に供与される信用を対象とする。
- 出荷後輸出信用制度： 輸出売掛債権向けの資金を供給するための運転資金の貸付けについて定めている。また、RBI は、銀行に対し、輸出ファイナンス向けの正味銀行与信の金額を提供するよう指示している。

本制度の詳細は、RBI のインドの全商業銀行を宛て先とした、Master Circular IECD No 5/04.02.01/2002-03（外貨建ての輸出信用）及び Master Circular IECD No 10/04.02.01/2003-04（ルピー建て輸出信用）に記載されている。

生産輸出者及び貿易輸出者は、本制度の適用を受けることができる。調査対象期間において、3社が本制度を利用してたと認定された。

#### 資金面での貢献：

ECS に基づく優遇的な輸出信用は、商業銀行によって供与されるという事実にもかかわらず、当該利益は基本 AS 規則第 2 条(1)(iv)でいうところの政府による資金面での貢献である。RBI は公的機関であり、したがって基本 AS 規則第 1 条(3)に定める「政府」の定義に該当し、本 RBI Master Circular を通じて、商業銀行に対し、輸出企業に優遇的ファイナンスを供与することを指示したものである。

#### 利益：

輸出者は、純粹に市場の条件によって定められる通常の商業的信用の利率（現金の信用）と比較して優遇された利率によって輸出信用を得ることができた。かかる輸出信用は市場金利に比べて資金調達コストを低下させていることにより、利益を当該輸出者にもたらしている。

#### 特定性：

この優遇されたファイナンスは、輸出が行われることに基づいて交付されているため、輸出補助金であり、特定性を有する。

#### 補助金額の計算：

補助金額は、調査対象期間中に利用された輸出信用に関して支払われた利子と、各企業が利用する通常の商業的信用について同じ利率が適用された場合に支払われるべきであった金額との差額に基づいて計算された。

本補助金は輸出が行われることに基づいて交付されているものである一方、製造、生産、輸出又は輸送された数量により交付されたものではないため、この補助金額(分子)は、基本 AS 規則第 7 条(2)にしたがい、レビュー調査対象期間における合計輸出売上高を適切な分母として除して補助金率が計算された。

## 結論：

サンプルとして抽出された 4 社は、ECS により、0.01% から 1.3%の補助金を受領した。

### **ii. 地域の制度**

#### **(A) マハラシュトラ州のインセンティブ・パッケージ制度(PSI)**

##### プログラムの概要：

州内の開発度の低い地域における産業の分散を推進するため、同州は、1964 年以来、州内の開発途上地域における新たな工業開発地域の設立に対し「インセンティブ・パッケージ制度」(Package Scheme of Incentives、以下「PSI」)という制度のもと、インセンティブを交付している。同州の PSI は、複数の下位スキームによって構成されており、そのうち主なものは、(i) 地方売上税の免除、及び (ii) 「物品入市税 (octroi 税)」の還付である。

##### **(i) 地方売上税の免除**

サンプル抽出された 4 社のうち 2 社は、各々、調査対象期間中に同州の PSI に適格とされた 1 事業体を有していた。同制度のもとで、これら 2 事業体は、免税制度を利用する資格のある供給者からの国内における購入につき、地方売上税の支払いを免除されていた。

##### **(ii) 物品入市税の還付**

物品入市税は、ある町又は地区の境界を越える物品につき、同州を含むインドの地方政府が賦課する税である。企業は、その施設が州内の特定の町及び地区に所在する場合、同州より物品入市税の還付を受ける権利を有する。還付されうる合計金額は、固定設備投資額の 100%に制限される。調査対象期間中、同州の PSI を受ける資格を有する事業体を有する上述の 2 社のうち、1 社のみが同州の物品入市税の還付から利益を受けたと認定された。

##### 資金面での貢献：

当該特権により、納付されるはずであった同州の関税収入が減少するため、検討された二つの下位スキームは、同州による資金面での貢献を構成する。

##### 利益：

当該免税/還付は、企業の流動性を改善するため、企業に利益をもたらしている。

##### 特定性：

適格となるためには、企業は、新たな産業施設を建設するか又は既存の産業施設の拡大若しくは多様化に大規模な設備投資を行うことにより、開発の進んでいない地域に投資をしなければならない。これらの地域は、その経済発展状況に応じて異

なる範疇に分類される。(例、開発度が低い地域、開発度がより低い地域、開発度が最も低い地域)

インセンティブの額を確定するための主な基準は、企業が所在する又は所在することとなる地域及び投資の規模である。

このように、本制度は、マハラシュトラ州内の一定の指定された地域に投資をした企業だけが利用することができる。これら地域の外に所在する企業はこれを利用することができない。本制度は基本 AS 規則第 3 条(2)(a)及び 3 条(3)に基づき法令上の特定性及び地域特定性を有しており、したがって相殺措置の対象となる。

#### 補助金額の計算：

- 売上税の免除に関して、補助金額は、レビュー調査対象期間中に通常納付すべきであったものの本制度に基づき納付されなかった売上税の額に基づいて計算された。
- 物品入市税に関して、輸出者に対する利益は、調査対象期間中に還付された物品入市税の金額として計算された。
- 基本 AS 規則第 7 条(2)にしたがい、補助金額(分子)を、レビュー調査対象期間中の合計売上高を分母として除して補助金率が計算された。

#### 結論：

この期間中、2 社が本制度から利益を受けた。両社とも 1.6 %の補助金を受領していた。

#### **c. 認定された補助金合計**

これは期間満了レビューであるため、委員会は、措置の継続をすべきか否かを決定することができるのみであり、措置の水準を変更することはできなかった。その結果、協力会社に対する適用税率のうち最も高く設定された「その他」レートを含め、関税の税率を変更することはできなかった。したがって、例えば、Jindal 社の税率は、他社の税率と同様に、期間満了レビューとの関連で認定された補助金額とは異なるものとなった。現行の税率は 5 年間延長された。

なお、その後、委員会は、職権による中間レビュー<sup>243</sup>を開始し、Jindal Poly Film 社に適用される関税率を引き上げた。

企業	認定された補助金合計	相殺関税率
Exter 社	12.8%	12.0%
Flex 社	11.7%	12.5%
Garware 社	14.9%	3.8%
Jindal 社	15.2%	7.0%
India Polyester 社	本レビューの対象外	8.7%
MTZ 社	本レビューの対象外	7.0%
Polyplex 社	本レビューの対象外	19.1%
その他全て		19.1%

<sup>243</sup> Council Regulation (EC) No 1124/2007 of 28 September 2007 amending Regulation (EC) No 367/2006 imposing a definitive countervailing duty on imports of polyethylene terephthalate (PET) film originating in India.

### 第 III 章 WTO 紛争処理手続における補助金認定・補助金額 計算手法にかかる事例の研究

本章では、まず、WTO 紛争解決手続において過去に付託された補助金相殺関税のうち補助金認定・補助金計算手法に関する事例を研究し、ついで、争点となった点に WTO 紛争解決機関により示された判断の内容を、補助金協定の条項別に分析を行う。これらを元に、我が国が同様の事例を対象として補助金相殺関税を発動する可能性についての検証結果に反映する。

#### A. 事例ごとの分析

##### 1. [補助金] Brazil – Export Financing Programme for Aircraft (“Brazil – Aircraft”) (WT/DS46/R, WT/DS46/AB/R)

###### i. 概要

二国間協議申立日：	1996年6月18日
申立国：	カナダ
パネル設置：	1998年7月23日
争われた条項：	SCM協定1条、3条、27条、附属書I
パネル報告日：	1999年4月14日
上訴国：	ブラジル、カナダ
争われた条項：	SCM協定1条、3条、27条、附属書I
上級委員会報告日：	1999年8月2日
DSB採択日：	1999年8月20日

###### ii. 背景となった事実

本紛争は、ブラジルにおける、1991年6月1日に創設された法第8187/91号による、ブラジルの小型航空機（regional aircraft）の輸出に関する輸出貸付補助プログラム（PROEX）に関するものである。PROEXはブラジルの輸出者に、直接貸付又は金利均衡化支払い（interest equalization payments）を通じて、貸付を提供する。直接貸付では、ブラジルは取引に必要な資金の一部を貸し付ける。金利均衡化支払いは、最大で、購入者に義務付けられた金利と資金調達のコストとの間の差額をカバーする。

### iii. 申立国の主張

- PROEX 金利均衡化支払いは SCM 協定第 3 条の輸出補助金である。
- SCM 協定附属書 I の(k)項第 1 パラグラフは、SCM 協定第 3 条の例外を規定するものではない。
- 当該パラグラフが例外を規定するものであったとしても、PROEX 金利均衡化支払いは、(k)項の意味内における支払いにはあらず、例外には該当しない。
- ブラジルは SCM 協定第 27.4 条の条件に適合しておらず、第 27.2 条(b)に基づく開発途上国のために定められる、輸出補助金の禁止に関する 8 年間の猶予期間の対象とはならない。

### iv. パネル・上級委員会の判断

#### パネル

- ブラジルの小型航空機の輸出に関する PROEX 金利均衡化支払いは、第 3.1 条(a)の輸出が行われることに基づいて交付される、SCM 協定第 1 条の補助金である。
- ブラジルの小型航空機の輸出に関する PROEX 金利均衡化支払いは SCM 協定附属書 I の(k)項第 1 パラグラフを理由として認められるものではない。
- ブラジルは SCM 協定第 27.4 条の一定の条件に合致しておらず、よって、3.1 条(a)の禁止はブラジルに適用される。
- 従って、ブラジルの小型航空機の輸出に関する PROEX 金利均衡化支払いプログラムは、SCM 協定第 3 条に違反する輸出補助金である。

#### 上級委員会

- パネルの判断を全面的に支持。（但し、理由変更をおこなっていることに注意を要する。）

## 2. **[補助金] Brazil – Export Financing Programme for Aircraft (Second Recourse to Article 21.5) (“Brazil — Aircraft (Article 21.5 — Canada II)”)** (WT/DS46/RW/2)

### i. 概要

パネル設置： 2001 年 2 月 16 日  
申立国： カナダ

争われた条項： SCM 協定 1 条、3 条、附属書 I  
パネル報告日： 2001 年 7 月 26 日

DSB 採択日： 2001 年 8 月 23 日

## ii. 背景となった事実

本件は、ブラジルの小型航空機（regional aircraft）の輸出に関する輸出貸付補助プログラム（PROEX）に関する紛争の第 2 回目の履行パネルである。

ブラジルは原パネルの勧告を履行するために、1999 年 11 月 19 日の決議第 2667 号により、PROEX の金利均衡化制度を修正した（「PROEX II」）。本決議は第 1 回目の履行パネルの焦点であった。

第 2 回目の履行パネルの対象は、2000 年 8 月 4 日の第 1 回目の履行パネルの勧告を受けてなされた、PROEX の金利均衡化制度の更なる修正（「PROEX III」）である。当該修正は、2000 年 12 月 6 日の決議 2799 号において定められている。

## iii. 申立国の主張

- ・ PROEX III は、SCM 協定第 3.1 条(a)により禁止されている、輸出が行われることに基づいて交付される補助金である。また、PROEX III は OECD Arrangement on Guidelines for Officially Supported Export Credits（OECD 輸出信用アレンジメント）の金利規定に合致しておらず、SCM 協定附属書 I の (k)項第 2 パラグラフにおける例外（safe heaven）に該当しない。
- ・ 以上の理由から、パネルは、ブラジルが DSB 勧告に適合するように措置を実施していないことを判断するよう要請する。

## iv. パネルの判断

- ・ SCM 第 1.1 条は補助金の一般的な定義、即ち「政府による資金面での貢献」及び「利益がもたらされること」がある場合に補助金が存在すると規定している。第 1.1 条及び第 3.1 条(a)の規定により、(i)補助金が存在し、(ii)補助金が、輸出が行われることに基づいて交付される場合、禁止されている輸出補助金が存在する。
- ・ PROEX III は、償還可能な NTN-I 債券の形で受領者に支払われるため、第 1.1 条に定められる「資金の直接的な移転を伴う措置」となり、ブラジル政府による資金面での貢献を構成する。

- ・ 利益の供与に関し、ブラジル政府は、PROEX III の金利均衡化支払いを実施するか否かの広範な裁量権を有しているため、ブラジルは PROEX III により、その金利均衡化支払いを通してブラジルの小型航空機の生産者に利益をもたらすことを義務付けられていないと判断する。但し、これは、PROEX III の金利均衡化支払いがなされた場合に利益がもたらされないということの意味しない。
- ・ PROEX の金利均衡化支払いは第 1.1 条に規定する資金面での貢献であり、第 3.1 条(a)の輸出が行われることに基づいて交付される補助金であると判断する。但し、ブラジルは、金利均衡化支払いの規定を、利益がもたらされないように制限する裁量を維持していると判断する。従って、ブラジルは、小型航空機の輸出に関して、PROEX III により、SCM 協定第 3.1 条(a)の輸出が行われることに基づいて交付される、第 1.1 条の補助金を提供することが義務付けられておらず、PROEX III そのものは SCM 協定に不整合なものではないとする。PROEX III の今後の運用によっては、SCM 協定に適合しているというパネルの判断が必ずしも存続するわけではないことを明確にしたい。

### 3. 【補助金】 Canada – Measures Affecting the Export of Civilian Aircraft (“Canada – Aircraft”) (WT/DS70/R, WT/DS70/AB/R)

#### i. 概要

二国間協議申立日：	1998年3月10日
申立国：	ブラジル
パネル設置：	1998年7月23日
争われた条項：	SCM 協定 1 条、3 条
パネル報告日：	1998年4月14日
上訴国：	カナダ、ブラジル
争われた条項：	SCM 協定 1 条、3 条
上級委員会報告日：	1998年8月2日
DSB 採択日：	1998年8月20日

#### ii. 背景となった事実

本紛争は、カナダ中央政府及び地方政府により民間航空機産業に提供された輸出補助金に関するものである。カナダは、(i)民間航空機の輸出を促進するための企業への資本注入を含むカナダ輸出会社 (Export Development Corporation、EDC) による融資及び債務保証、(ii)EDC のカナダ勘定により民間航空機産業に提供された支援、(iii)カナダ技術パートナーシップ (Technology Partnerships Canada、TPC) により民

間航空機産業に提供された資金、(iv)オンタリオ州の政府機関 (OAC) による民間航空機製造会社に対する、別の民間航空機の製造会社 (De Havilland 社) の 49% の持分の売却、(v)産業開発に関するケベック州の補助金合意に基づき提供された援助 (benefits)、(vi)ケベック州政府により提供された援助、等の措置を実施した。

### iii. 申立国の主張

- ・ 上述のカナダの措置は、法令上又は事実上、輸出が行われることに基づいて交付される補助金であり、SCM 協定第 3.1 条に違反している。

### iv. パネル・上級委員会の判断

#### パネル

- ・ カナダの小型航空機の輸出に関する EDC カナダ勘定による 1995 年 1 月以降の融資 (debt financing)、及びカナダの小型航空機業界に対する TPC による支援は、禁止されている輸出補助金を構成し、SCM 協定第 3.1 条(a)及び 3.2 条違反である。
- ・ その他の措置については、ブラジルは立証できておらずブラジルの主張を却下する。

#### 上級委員会

- ・ パネルの判断を支持する。小型航空機の輸出に関する EDC カナダ勘定による 1995 年 1 月以降の融資 (debt financing)、及びカナダの小型航空機業界に対する TPC による支援は禁止されている輸出補助金であり、カナダに SCM 協定第 3.1 条及び 3.2 条に適合となるようにすることを要請する。
- ・ ブラジルが、カナダの小型航空機産業を支援する EDC の融資は SCM 協定第 1.1 条(b)における利益をもたらすという点につき、立証を行っていないというパネルの判断を支持する。

## 4. [補助金] United States – Tax Treatment for “Foreign Sales Corporations” (“US – FSC”) (WT/DS108/R, WT/DS70/AB/R)

### i. 概要

二国間協議申立日： 1997 年 11 月 18 日  
申立国： EC  
パネル設置： 1998 年 9 月 22 日

争われた条項： SCM 協定 1 条、3 条  
パネル報告日： 1999 年 10 月 8 日

上訴国： 米国  
争われた条項： SCM 協定 1 条、3 条  
上級委員会報告日： 2000 年 2 月 24 日

DSB 採択日： 2000 年 3 月 20 日

## ii. 背景となった事実

外国販売会社（Foreign Sales Corporations、FSC）は、米国の関税地域（customs territory）外または外国で設立された会社で、米国において生産された商品の米国外での販売又はリースを行う会社である。FSC として適格となるためには、例えば FSC は米国の関税自治区外に事務所を維持しなければならない等、一定の要件をみたさなければならない。FSC が米国会社の関連会社又は子会社であるという要件はないが、輸出目的で FSC に対して商品を供給する米国会社が FSC の関連会社又は親会社である場合、FSC 制度により得られる恩恵が大きくなるため、FSC は米国会社の外国子会社であることが多い。

FSC 制度は、米国における納税義務に関し、次の 3 つの免除を設けている：(i)FSC の外国源泉所得についての免税。(ii)米国会社により支配されている FSC の一定の収入の免税。FSC の親会社である米国会社は、FSC の外国取引収入（foreign trade income、適格取引により生み出された収入）で、親会社に配分されていない収入のうち、自己の持分に応じた収入を連結収入申告に加える必要はなく、当該収入に対して課税されない。(iii)米国会社により受領された FSC の配当に関する免税。米国会社である FSC の株主は、FSC の外国取引収入に由来する配当に関して、課税されない。

## iii. 申立国の主張

- ・ FSC 制度は、輸出が行われることに基づく補助金をもたらすものであり、第 3.1 条(a)同条により禁止されている。

## iv. パネル・上級委員会の判断

### パネル

- ・ FSC 制度に基づく免税は SCM 協定第 1.1 条(a)(1)(ii)の資金面での貢献にあたる。

- ・ 当該資金面での貢献は、FSC 及びその親会社に一定の税務免除を与えるものであるから、それらに利益をもたらしている。
- ・ FSC 制度に基づく免税は、輸出が行われることに基づく補助金である。よって、米国は SCM 第 3.1 条(a)に違反している。

### 上級委員会

- ・ 本件についてパネルの判断を支持する。但し、SCM 協定第 1.1 条(a)(1)(ii)についてパネルが適用した「なかりせば」テストは全ての事例に適用されなければならないものではないことに注意を要する。

## 5. **[補助金] United States – Tax Treatment for “Foreign Sales Corporations” (Recourse to Article 21.5) (“US – FSC (Article 21.5 – EC)”) (WT/DS108/RW, WT/DS70/AB/RW)**

### *i. 概要*

パネル設置：	2000 年 12 月 20 日
申立国：	EC
争われた条項：	SCM 協定 1 条、3 条
パネル報告日：	2001 年 8 月 20 日
上訴国：	米国
争われた条項：	SCM 協定 1 条、3 条
上級委員会報告日：	2002 年 1 月 14 日
DSB 採択日：	2002 年 1 月 29 日

### *ii. 背景となった事実*

2000 年 10 月 15 日、米国は、外国販売会社 (Foreign Sales Corporations、FSC) の課税に関する米国内国歳入法 (Internal Revenue Code、IRC) の規定を廃止する法律及び域外所得排除法 (ETI 法) を制定した。ETI 法は、「域外収入」 (extraterritorial income) に関する規定を新たに設けて、「総収入は域外収入を含まない」とした。また、同法は「例外」規定において、当該除外は「適格外国取引収入ではない域外収入には適用されない」と定めた。すなわち、納税者は、外国取引財産に係る取引における商品について得られる「適格外国取引収入である域外収入」を、その納税義務から除外することが認められていた。

本法は、「域外収入」を、外国取引の総収益、即ち、「適格外国取引財産」 (qualifying foreign trade property) の販売又はリースに関する一定の適格取引により生み出された総収益と定義している。この「適格外国取引財産」とは、次の条件を満たすものとされている。

- (i) 米国内外で製造、生産、採取された (extracted) 財産で、
- (ii) 米国外における直接的な使用又は消費を目的として販売またはリースされるものであること、かつ、
- (ii) (a)米国外で製造、生産又は採取された物品、及び(b)米国外の労働費用の合計が、当該財産の公正市場価格の 50%を超えないこと。

但し、石油、ガス（又は大統領が指定したもの）等、一定の財産は、当該適格外国取引財産から除外されている。

### iii. 申立国の主張（第1条、第2条、相殺関税関係）

- ・ ETI 法により創設された FSC の代替措置は、SCM 協定第 1.1 条(a)(1)(ii)の「政府の収入となるべきもの」の放棄に該当し、「資金面での貢献」にあたり、納税者に利益をもたらしている。
- ・ ETI 法は、米国外での販売がおこなわれることに基づいて交付される補助金を提供しており、SCM 協定第 3.1 条(a)項に不整合である。

### iv. パネル・上級委員会の判断（第1条、第2条、相殺関税関係）

#### パネル

- ・ 米国は、ETI 法に規定した税金の「除外」を通して、SCM 協定第 1.1 条(a)(1)(ii)における収入となるべきものを放棄しているため、同条における資金面での貢献をおこなっている。当該法規は利益をもたらしており、SCM 協定第 1.1 条の補助金が存在する。
- ・ 同法は、免税が適用されるためには、米国外における直接的な使用又は消費を目的として販売・リースされる財産に関連した取引から生じた収入であることを要件としていることから、SCM 協定第 3.1 条(a)における輸出がおこなわれることに基づいて交付される補助金である。SCM 協定の脚注 59 における外国ソースの収入の二重課税を回避するための措置ではないため、SCM 協定脚注 59 の第 5 文の範囲に該当せず、SCM 協定第 3.1 条(a)に違反している。

#### 上級委員会

- ・ パネルの判断を支持する。

## 6. [補助金] Australia – Subsidies Provided to Producers and Exporters of Automotive Leather (“Australia — Automotive Leather II”) (WT/DS126/R)

### i. 概要

二国間協議申立日：	1998年5月4日
申立国：	米国
パネル設置：	1999年6月22日
争われた条項：	SCM協定1条、3条
パネル報告日：	1999年5月25日（本件は上訴されず）
DSB採択日：	1999年6月16日

### ii. 背景となった事実

本紛争は、オーストラリア政府により、Australian Leather Upholstery 社の完全子会社である Howe 社に対して提供された援助に関するものである。Australian Leather Upholstery 社の親会社は、Australian Leather Holdings 社（「ALH 社」）である。Howe 社は、自動車用皮革の生産者及び輸出者である。

1997年3月9日、オーストラリア政府は、ALH 社/Howe 社と、補助金（贈与）契約及び融資契約の2つの契約を締結した。補助金契約は、合計で3,000万オーストラリアドルの補助金を3回に分けて、Howe 社に支払うものである。融資契約は、オーストラリア政府が、ALH 社及び Howe 社に2,500万オーストラリアドルの15年間の融資を提供するものである。最初の5年間、ALH 社/Howe 社は、元金及び利子を支払う必要がない。5年経過後、利率は、オーストラリアの10年国債の利率に2%を足したものとされた。

これら2つの契約は、1996年11月に合意した米国との和解に従い、オーストラリア政府の産業支援プログラムから自動車用皮革を除外することへの補償として、オーストラリア政府により行われた。（注：本紛争においてオーストラリアは両契約が「補償」として導入されたものではないと主張した。）当該和解は、WTO 紛争処理手続に基づく協議（DS57）によりなされたものであった。

### iii. 申立国の主張

- ・ 補助金契約そのものは SCM 協定第1条に基づく補助金を構成する。（融資及び補助金契約に基づく3回の支払いが第1条の補助金であることにつき、当事者間において争いはなかった。）
- ・ オーストラリア政府による Howe 社/ALH 社に対する融資は、SCM 協定第3.1条(a)の輸出が行われることに基づいて交付される補助金であり、オーストラリアは同条に違反している。

- ・ 補助金契約に基づく支払いは、SCM 協定第 3.1 条(a)の輸出が行われることに基づいて交付される、SCM 協定第 1 条の補助金であり、オーストラリアは同条に違反している。

#### iv. パネルの判断

- ・ 本紛争では補助金契約に基づく各支払いについて判断すれば足りる。当該支払いの協定整合性はその補助金契約を参照して評価することとなるが、本パネルは補助金契約そのものが補助金であるか否かを判断する必要はない。
- ・ オーストラリア政府による Howe 社/ALH 社に対する融資は、SCM 協定第 3.1 条(a)の輸出が行われることに基づいて交付される補助金ではない。
- ・ 補助金契約に基づく支払いは、SCM 協定第 3.1 条(a)の輸出が行われることに基づいて交付される、SCM 協定第 1 条の補助金である。

### 7. [補助金] Australia – Subsidies Provided to Producers and Exporters of Automotive Leather (WT/DS126/RW)

#### i. 概要

パネル設置 :	1999 年 10 月 14 日
申立国 :	米国
争われた条項 :	SCM 協定第 1 条、第 3 条
パネル報告日 :	2000 年 1 月 21 日 (本件は上訴されず)
DSB 採択日 :	2000 年 2 月 11 日

#### ii. 背景となった事実

既に輸出を 1999 年 9 月 14 日、オーストラリア政府から約 30 百万豪ドルの補助金（贈与）を受けていた Howe 社は、そのうち約 800 万オーストラリアドルを返済した。また、同政府は当該補助金契約の全ての義務を解除した。しかし、当該返却と同時に、約 1300 万オーストラリアドルの非商業ベースの融資をオーストラリア政府から受けた。

#### iii. 申立国の主張

- ・ 「補助金の廃止」(withdraw the subsidy)とは、将来についてなされるべき行為である。したがって、贈与額のうち、主要な設備の耐用年数により当該年各年に配賦した額のうち DSB 勧告日時点で残存する額、及び同勧告から

実際の返済日までの利子を加えた額を返済することにより、補助金の廃止がなされたこととなる。当該金額の合計は 26,346,154 オーストラリアドルである。

- 補助金の一部返済と同時になされた融資は、融資期間満了時に残存する補助金額により返済することができるよう設定されており、何ら、補助金（贈与）を廃止したことはない。

#### iv. パネルの判断

- 「補助金の廃止」とは、当該補助金全体の撤廃を指す。SCM 協定第 4.7 条の文言は、補助金の廃止は将来の補助金について限定することを何ら示していない。第 7.8 条は「悪影響を除去する」措置と「補助金の廃止」との 2 つの方法を用意していること、第 19.1 条の「補助金の廃止」は相殺措置に代わる措置としていることから、それら措置とは別途のものであると解釈されなければならない。「補助金の廃止」は将来の部分に限定するものであれば、「悪影響を除去する」措置と変わらないものとなる。
- SCM 協定は補助金について規律を課す協定である。第 4.7 条は、特に輸出補助金を禁止補助金と定め、その廃止を求める特別手続を定めて「補助金の廃止」を求めているものである。これは、悪影響の除去を求めとは区別されなければならない。
- 第 4.7 条において米国の主張する複雑な計算式が適用されるべきものであれば、協定起草者がその旨を協定の条項に加えていたはずであるが、そのような規定はない。
- 本件は贈与であるから、補助金として受領した額全額の返済が補助金の廃止となる。
- 米国の主張する利子は廃止すべき「補助金」に含まれない。「補助金の廃止」は禁止補助金からの救済を定めたものであり、原状回復を求めたものではない。
- オーストラリア政府がおこなった融資は、その融資時期、補助金返済を条件としていること等から、補助金返済を無効とする措置である。これは、実質的に補助金返済がなされなかったことと判断する。

8. [CVD] United States – Imposition of Countervailing Duties on Certain Hot-Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products Originating in the United Kingdom (“US – Lead and Bismuth II”) (WT/DS138/R, WT/DS138/AB/R)

i. 概要

二国間協議申立日：	1998年6月30日
申立国：	EC
パネル設置：	1999年2月17日
争われた条項：	SCM協定1条、10条、19条、21条 GATT VI条:3
パネル報告日：	1999年12月23日
上訴国：	米国
争われた条項：	SCM協定1条、21条
上級委員会報告日：	2000年5月10日
DSB採択日：	2000年6月7日

ii. 背景となった事実

本紛争は、米国による、英国産の鉄鋼製品（hot rolled lead and bismuth carbon steel products）に対する相殺関税の賦課に関するものである。

1992年5月8日、米国は、当該相殺関税の調査を開始した。1993年1月27日、米商務省は、英国の輸出者である United Engineering Steels Limited（UES社）からの輸入に対し、12.69%の相殺関税を課す最終決定を発出した。1993年3月22日、ITCによる損害の決定を受けて、米商務省はUES社からの輸入に関し相殺関税命令を発出した。

米商務省の補助金調査対象期間は1991年であった。当該期間中、UES社は、民営化された British Steel Public Limited Company（British Steel plc社）及び民間会社である Guest, Keen and Nettelfolds（GKN社）がそれぞれ50%を所有する合弁会社であった。

1986年、英国営企業の British Steel Corporation（BSC社）とGKN社は、合弁会社としてUES社を設立し、双方とも現物出資をおこなってUES社の株式を取得した。特に、BSC社は鉄鋼製品の生産設備を出資し、それに伴い、同社は鉄鋼製品の生産を中止した。当該出資は、商業的考慮により行われた。1988年9月、当時、英国営企業であった British Steel plc社はUES社の株式を含むBSC社の全資産及び負債を譲り受けた。同年12月、英国政府は、その保有していた British Steel plc社の全株式を

株式市場において売却し、民営化を完了した。米商務省は、相殺関税調査において、当該株式売却は商業的考慮による公正市場価格で売却されたと認定した。

1995年3月、British Steel plc 社が GKN 社の所有する UES 社の持分を購入し、UES 社は British Steel plc 社の完全子会社となった。この際に、UES 社は British Steel Engineering Steels (BSES 社) と名称を変更した。

相殺された補助金は、主に、1977-78年及び1985-86年の間に英国政府により BSC 社に供与された資本注入である。米商務省は、当該補助金を、反復されない補助金として分類し、鉄鋼産業の生産資産の耐用年数である15年の期間に配賦した。米商務省は、「所有者変更」(“change-in-ownership”)方法の規定に基づきガンマ方式を適用して、当該補助金は、初めに BSC 社から UES 社に、そして BSpIc/BSES 社に「パススルー」したと認定した。

1993年3月の相殺関税の当初賦課後、米商務省は、計6回の年次見直しをおこなった。本パネルの対象は、それぞれ1995年、1996年及び1997年に開始された、第2回、第3回及び第4回目の年次見直しである。UES 社及び BSES 社は、当該見直しにおける唯一の輸出者である。

### iii. 申立国の主張

- AD 協定第 17.6 条の評価の基準は、AD 税及び相殺関税から生ずる紛争の一貫した解決の必要性に言及する「AD 協定又は SCM 協定第 5 部の実施に関する合意による紛争解決に係る閣僚宣言」によって、SCM 協定に基づく紛争に適用される。
- 米商務省は英国の鉄鋼 (lead bar) 生産者・輸出者に関する所有権の変更を適切に考慮しなかったため、1995年、1996年及び1997年に開始された年次見直しの結果賦課された相殺関税は、SCM 協定第 10 条に不整合である。
- UES 社又は British Steel plc/BSES 社により生産された鉄鋼製品は補助金を受けていないため、米国は、これらの輸入について相殺関税を賦課するべきではなかった。これにより、米国は「その存在が認定された補助金の額を超える額の相殺関税」を課し、SCM 協定第 19.4 条に違反した。

### iv. パネル・上級委員会の判断

#### パネル

- 閣僚宣言は、宣言にすぎず、閣僚の「決定」ではない。また閣僚宣言は、単に、一貫した紛争解決の必要性を認識しているにすぎず、パネルに何ら

かの義務を課すものではないと考える。よって、閣僚宣言はパネルに AD 協定第 17.6 条の評価の基準を適用することを要求するものではない。

- ・ 米商務省は、BSC 社に対する反復しない補助金が、（すべて償却されていない段階で）BSC 社が民営化された時に、（自動的に）UES 社及び British Steel plc/BSES 社にパススルーされた（「ガンマ方式」）と見なすべきではなく、むしろ利益が UES 社及び British Steel plc/BSES 社にもたらされたか否かを検証しなければならなかった。よって、米商務省は、UES 社及び British Steel plc/BSES 社に対して利益がもたらされたと認定した際に、SCM 協定第 1.1 条(b)を正確に適用しなかった。問題の 3 回の年次見直しの結果、米商務省は、鉄鋼製品の輸入に関し、これら輸入に直接的に又は間接的に補助金がもたらされたことを示さずに、相殺関税を賦課した。故に、当該相殺関税は、SCM 協定第 19.1 条、19.4 条及び 21.2 条並びに GATT 第 VI:3 条に整合的ではなく、また米商務省は、相殺関税が「GATT 第 VI:3 条及び SCM 協定の条件に適合していること」を確保するための「必要な全ての措置をとる」という SCM 協定第 10 条の義務に違反した。
- ・ SCM 協定第 19.4 条に基づく EC の請求は、第 10 条の請求の主張の多くを繰り返すものである。既に第 10 条の違反を判断しているため、第 19.4 条の主張を検討する必要はないと考える。

#### 上級委員会

- ・ パネルの判断を支持する。閣僚宣言は、AD 協定第 17.6 条の評価の基準を適用する義務を課すものではなく、特定の措置をとることを定めてはいない。
- ・ パネルの判断を支持する。米商務省は、3 回の年次見直しにおいて、所有権の変更に従い、UES 社及び British Steel plc/BSES 社に対して利益が生じたか否かを検証しなければならなかった。但し、第 21.2 条に基づく年次見直しの文脈において、調査当局は、常に、当初調査において利益を確立したものと同一方法で、見直し期間中の利益の存在を確立しなければならないとするパネルの黙示の見解に同意しない。当初調査において、調査当局は相殺関税の賦課に関するすべての条件が充足されることを証明しなければならないのに対し、年次見直しにおいては、利害関係者により挙げられた問題、又は調査当局が自己の発意に基づいておこなう場合は検証を正当とする問題について取り扱わなければならない。

### 9. **[補助金] Canada – Certain Measures Affecting the Automotive Industry (“Canada – Autos”) (WT/DS139/R, WT/DS142/R, WT/DS139/AB/R, WT/DS142/AB/R)**

#### *i.* **概要**

二国間協議申立日： 1998 年 7 月 3 日（日本）

申立国 :	1998年8月17日 (EC) 日本及び EC
パネル設置 :	1999年2月1日 (1つのパネルを設置)
争われた条項 :	SCM 協定 1 条、3 条
パネル報告日 :	2000年2月11日
上訴国 :	カナダ
争われた SCM 協定条項 :	SCM 協定 1 条、3 条
上級委員会報告日 :	2000年5月31日
DSB 採択日 :	2000年6月19日

## ii. 背景となった事実

本紛争は、一部の自動車製造者に、一般に適用される関税を免除して乗用車、バス及び特定の商用車を輸入する権利を与えるカナダの措置に関するものである。当該免除を享受するためには、カナダにおいて同種類の自動車（一定の場合には部品の生産も含む）を生産しており、当該生産者は、カナダ国内生産車の売上高（輸出を含む）と輸入車・生産車のカナダ国内販売の総売上高の比率が「基準年」以上であり、さらに、少なくとも前者 75 に対して後者が 100 未満でなければならない。さらに、それに加え、カナダ国内での生産による付加価値額（Canadian value added、CVA）は「基準年」以上でなければならない。

当該免除は、1965 年 1 月にカナダと米国の間で締結された自動車協定（Auto Pact）に基づくものである。カナダは、当該協定を、1998 年自動車関税令（MVTO 1998）及び特別軽減令（SROs）に従い適用している。

## iii. 申立国の主張

- ・ 1998 年自動車関税令及び SROs に基づきカナダ政府により一定の自動車製造者に対して提供される輸入税の免除は、SCM 協定第 1 条の補助金を構成する。当該免除は、比率の要件及び CVA 要件の充足をもって与えられるため、SCM 協定第 3.1 条(a)の輸出が行われることに基づいて交付され、第 3.1 条(b)の輸入物品よりも国産物品を優先して使用することに基いて交付されるものであり、よって、これらの規定により禁止される。

#### iv. パネル・上級委員会の判断

##### パネル

- ・ カナダの輸入税の免除は、SCM 協定第 1.1 条(a)(1)(ii)における収入となるべき政府収入の放棄を構成し、第 1.1 条(a)(1)の資金面での貢献である。
- ・ 製造者である受益者が、非適格製造者であれば支払うべき関税を支払う必要がないという事実は、*Canada – Aircraft (DS70)* 上級委員会のいう *advantage* であり、輸入税免除によりなされた資金面での貢献は第 1.1 条 (a)(2)の利益 (*benefit*) をもたらしている。よって輸入税の免除は第 1 条の補助金を構成する。
- ・ SCM 協定第 1.1 条(a)(1)(ii) 脚注 1 により適用される附属書 I(i)の輸入税の払い戻しは輸出製品に投入された輸入についての規定であり、本件には該当しない。
- ・ 国内製造者に付与された輸入税の免除額は直接的に輸出額に左右されるものであり、一定比率未滿を要件とする輸入税の免除は、輸出が行われることに基づいた補助金であり、禁止される補助金にあたる。従って、カナダは同条に基づく義務に違反している。

##### 上級委員会

- ・ パネルの判断を支持する。カナダの輸入税の免除は、収入となるべき政府収入の放棄であり、第 1.1 条の補助金を構成する。
- ・ 第 3.1 条(a)の輸出が行われることに基づいた補助金であるところから、同条により禁止されている。よってカナダは同条に違反している。
- ・ 本輸入関税免除を受けようとする生産者は、輸出が完全な (100:100 の場合) 又は一定の (例えば 75:100 の場合、25 分以上について) 条件となる。よって、暗示的にであれ輸出が条件とされており、「法令上」の「輸出がおこなわれることに基づいた」(export contingent) 補助金である。

#### 10. **[補助金] United States – Measures Treating Export Restraints as Subsidies (“US – Export Restraints”) (WT/DS194/R)**

##### i. 概要

二国間協議申立日： 2000 年 5 月 19 日  
申立国： カナダ

パネル設置： 2000 年 9 月 11 日  
争われた条項： SCM 協定 1 条  
パネル報告日： 2001 年 6 月 29 日 (本件は上訴されず)

DSB 採択日： 2001 年 8 月 23 日

## *ii. 背景となった事実*

本紛争において、カナダは、米国の相殺関税法及び *Statement of Administrative Action* (SAA) により、輸出国の輸出制限の対象とされている製品を当該輸出制限の対象とされている市場へ輸出した者は裨益しているとして、相殺関税の対象とすることができるかとされているとして、かかる輸出制限の取扱いは SCM 協定第 1.1 条に不整合であるとして、提訴に及んだものである。

米国の相殺関税法である 1930 年関税法第 771 条(5)は、SCM 協定を実施するためにウルグアイランド協定法 (URAA) 第 881 条により改正された。議会は、URAA を可決した際、SAA も同時に承認した。

カナダは、上述の法の以下の条項及びそれらに基づく運用は、「措置」にあたり、SCM 協定に不整合であると主張した。

- 相殺関税を定義する相殺関税法の規定である 1930 年関税法第 771 条(5)。
- 輸出制限に関する第 771 条(5)を解釈する SAA の一部。
- 輸出制限に関して第 771 条(5)及び SAA を解釈し実施する米商務省の規則の一部。
- 輸出制限を SCM 協定第 1.1 条の資金面での貢献として扱う米商務省の現行のプラクティス。

## *iii. 申立国の主張*

- ・ 米国法に定める輸出制限は、SCM 協定第 1.1 条の資金面での貢献ではなく、同条に基づく補助金ではない。

## *iv. パネルの判断*

- ・ 輸出制限は、その効果により国内生産者が国内購入者・使用者に製品を販売することを促すというものであるが、第 1.1 条(a)(1)(iv)における指示・委託を検討するにあたっては、政府の措置に焦点を当てる必要があるのであって、その措置により生ずる効果が問題ではない。したがって、米国法に定める輸出制限は、第 1.1 条の資金面での貢献にはあたらない。

11. [CVD] United States – Countervailing Measures Concerning Certain Products from the European Communities (“US –Countervailing Measures on Certain EC Products”) (WT/DS212/R, WT/DS212/AB/R)

i. 概要

二国間協議申立日：	2000年11月10日
申立国：	EC
パネル設置：	2001年9月10日
争われた条項：	SCM協定1条、10条、14条、19条、21条
パネル報告日：	2002年7月31日
上訴国：	米国
争われた条項：	SCM協定10条、14条、19条、21条
上級委員会報告日：	2002年12月9日
DSB採択日：	2003年1月8日

ii. 背景となった事実

本件は、ECが、米国によるEC産の鉄鋼製品の輸入に対する12件（当初調査6件、年次見直し2件、サンセットレビュー4件）の相殺関税手続における決定のWTO整合性を問題とした事例である。

当該12事例において、民営化前の国営企業に対して、相殺可能な反復されない（non-recurring）補助金が供与された。当該補助金は、一定期間（例えば12年間）にわたって計上され、当該補助金が完全に償却される前に民営化がおこなわれた。米商務省は、当該決定は、民営化された生産者に対する補助金の存在を決定する際に民営化による所有権の変更の影響を評価するために使用された、米商務省による2つの方法、いわゆる、「ガンマ」方式（11件）または「同一人格」方式（1件）に基づいている。

ガンマ方式では、米商務省は、民営化前に存在した補助金額を評価し、未償却の金額がある場合、利益の存在を認定し、当該未償却額に対して相殺関税を賦課した。この方式では、パススルー分析等はなされない。

米商務省は、従来、ガンマ方式により企業民営化による補助金利益の承継を検討していたが、US-Lead and Bismuth II (DS138)において上級委員会によりWTO不整合とされたため、米商務省は、2001年1月21日に公告された*Grain-Oriented Electrical Steel from Italy*の年次見直し最終結果から、同一人格方式を採用した。この同一人格方式では2段階のテストがおこなわれる。第一段階においては、民営化後の法人が、民営化前の当初補助金を受領した法人と同一であるか否かを分析する。その際、米商務省は、(i)事業運営の連続、(ii)生産設備の連続、(iii)資産及び負債の連続、(iv)雇用の継続、を検討する。その結果、米商務省は、民営化後の法人が補助

金を受領した法人とは別法人であると判断した場合、民営化後に生産された製品に対して相殺関税を賦課しない。民営化後の法人は同一法人であると判断した場合、民営化の生産者において全補助金が存在しているものとされる。

### iii. 申立国の主張

- 米国により採用されているガンマ方式及び同一人格方式は、相殺関税の賦課前に利益の存在を決定することを要求する SCM 協定第 1.1 条、10 条、及び 14 条に不整合である。
- ガンマ方式を使用した 1 件及び同一人格方式を使用した 1 件の年次見直しは、SCM 協定第 21.1 条及び 21.2 条に不整合である。
- 米国によるガンマ方式を適用した 4 件のサンセットレビューは、SCM 協定第 21.1 条及び 21.3 条に不整合である。

### iv. パネル・上級委員会の判断

#### パネル

- ガンマ方式に関しては、既に *US – Lead and Bismuth II (DS138)* において上級委員会により SCM 協定に違反すると判断されているため、本件で詳細に検討する必要はない。ガンマ方式を適用した際、米商務省は、民営化が正常価額で対等に行われたか否かを検討せず、また、民営化後の生産者が過去に（民営化前の）国営企業に供与された資金面での貢献からの利益を受領したか否かを決定していない。よって、利益の存在の有無を判断していない。従って、ガンマ方式に基づいた当初調査 6 事例 (Nos. 1, 2, 3, 4, 5 and 6) における決定は、SCM 協定第 10 条、14 条、19.1 条及び 19.4 条に不整合である。
- 輸入国が、民営化が公正市場価額で対等におこなわれたと決定した場合、過去の資金面での貢献（補助金）から生じる利益は民営化後の生産者に継続して発生しないと結論付けなければならない。
- 米商務省の同一人格方式は、民営化取引が公正市場価額で対等におこなわれた場合において、民営化後の生産者が利益を受領していないということにつき機械的に結論付けることを禁じており、また、当該生産者が民営化前の国営生産者と法的に別人であるという認定をしない限り、民営化前の補助金は継続して発生しているという前提に反論することを禁じているため、SCM 協定に不整合である。
- 調査当局は、年次見直しにおいて、相殺関税の賦課を継続することの必要性を確定するために、補助金が継続して存在しているか否かの判断をおこ

なわなければならない。2 事例 (Nos. 7 and 12) の年次見直しにおいて、米国は、民営化後の生産者が民営化前の補助金から利益を継続して受領しているか否かを決定しなければならなかったが、これを怠った。よって、米国は、SCM 協定第 10 条、14 条、19.4 条、21.1 条及び 21.2 条に違反した。

- ・ サンセットレビューにおいて、輸入国は少なくとも利害関係者から提供された全証拠を検討する義務がある。EC は、当該 4 事例において、民営化がなされたことを示す情報及び当該民営化が対等な条件に基づく公正市場価額によりおこなわれたことに関する情報を米商務省に通知したが、米商務省は、民営化を考慮せず関連の情報を無視した。よってサンセットレビュー 4 事例における米商務省の決定は SCM 協定第 21.1 条及び 21.3 条に違反した。また、当該 4 事例はガンマ方式に基づいておこなわれたため、上述と同じ理由で、米国は第 10 条、14 条、19.4 条、21.1 条及び 21.3 条に不整合である。

### 上級委員会

- ・ パネルの判断を覆す。公正市場価額で対等に行われた民営化の取引においても、政府が関連の市場運営の条件や政策に関与し、当該取引に対する政府の影響がゼロではない場合もあり得る。よって、いかなる民営化の案件においても、「当該民営化取引が公正な市場価格に基づき対等に行われた取引であるならば、民営化後の生産者に対する補助金は必ず消滅する」というパネルによる断定は誤りである。
- ・ 同一人格方式に関するパネルの判断を支持する。同一人格方式において、民営化後の法人が民営化前の法人と同一であるとされた場合、利益の存在の決定はおこなわれないが、これは SCM 協定に反するものである。同一人格方式はそれ自体で SCM 協定に不整合である。
- ・ ガンマ方式又は同一人格方式を用いた年次見直しに関するパネルの判断を支持する。調査当局は、民営化後に利益がもはや存在しないことを示す情報が提示された場合、当該情報を考慮して相殺関税の賦課の継続が必要であるか否かを決定しなければならない。
- ・ サンセットレビューに関するパネルの判断を支持する。サンセットレビューにおいて、調査当局は、民営化前の反復されない補助金の相殺の継続を決定する前に、民営化取引の条件を検討し、民営化後の生産者が民営化前の補助金からの利益を受領しているか否かを決定しなければならない。この点について、パネルの判断に誤りはない。

12. [CVD] United States – Countervailing Measures Concerning Certain Products from the European Communities (Recourse to Article 21.5) (“US – Countervailing Measures on Certain EC Products (Article 21.5)”) (WT/DS212/RW)

i. 概要

パネル設置 :	2004年9月27日
申立国 :	EC
争われた条項 :	SCM協定10条、14条、19条、21条 GATT VI条
パネル報告日 :	2005年8月17日 (本件は上訴されず)
DSB採択日 :	2005年9月27日

ii. 背景となった事実

本件は、US – *Countervailing Measures on certain EC Products* (DS212) 紛争の履行パネルである。原パネルにおいては、米商務省による12事例における相殺関税の賦課が問題となったが、本履行パネルの対象は、サンセットレビューに関係する4事例のうちの3事例 (Nos. 8, 9 and 11) のみである。

2003年6月、米国は新しい民営化に関する方式 (基礎推定法: 利害関係者が、民営化取引が独立事業者間における公正市場価格においてなされたことを証明した場合、過去の反復しない補助金の利益は消滅したと判断する方法。) を決定し、官報において公告した<sup>1</sup>。当該新方式は12事例に関する決定に適用され、2003年11月17日、米商務省は、当該12事例の相殺関税決定に関する実施通知 (Notice of Implementation) を官報に公告した。米商務省は、サンセットレビューの4事例に関する再決定においてのみ、これまでの相殺関税を維持し、その他の再決定においては、相殺関税率を縮小し又は措置を撤廃した。2003年11月7日のDSB会合において、米国は本問題に関するDSB勧告を完全に実施したと述べた。

iii. 申立国の主張

- *Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products from France* 事例 (No. 9) に関する再決定について、米国は、当初パネルのDSB勧告を実施しておらず、SCM協定第10条、14条、21.1条及び21.3条並びにGATT第VI:3条に違反した。
- *Cut-to-Length Carbon Steel Plate from the United Kingdom* 事例に関する再決定について、米国は、原パネルのDSB勧告を実施しておらず、SCM協定第10条、14条、21.1条及び21.3条並びにGATT第VI:3条に違反した。また、

<sup>1</sup> Notice of Final Modification of Agency Practice Under Section 123 of the Uruguay Round Agreements Act, 68 Fed. Reg. 37125 (23 June 2003)

米国は、利益が相殺できる補助金をもはや供与していないことを示す証拠を検討せず、また相殺関税の撤廃が補助金及び損害の存続又は再発をもたらすか否かにつき検討していないため、第 21.3 条に違反した。

- *Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Spain* 事例に関する再決定について、米国は、当初パネルの DSB 勧告を実施しておらず、SCM 協定第 10 条、14 条、21.1 条及び 21.3 条並びに GATT 第 VI:3 条に違反した。また、米国は、利益が相殺できる補助金をもはや供与していないことを示す証拠を検討せず、また相殺関税の撤廃が補助金及び損害の存続又は再発をもたらすか否かにつき検討していないため、第 21.3 条に違反した。

#### iv. 申立国の主張に対するパネルの判断

- *Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products from France* 事例における再決定に関して：
  - 取引が独立事業者間でおこなわれたか否かは、取引が公正市場価額で行われたか否かを検討するための要素に過ぎず、前者の分析が不適切であっても、直ちに、米商務省の判断は協定不整合であるとされるものではない。仏の Usinor 社の民営化に際して従業員及び元従業員に対して株式を 20% のディスカウントで提供したことに基づき、米商務省が当該民営化の取引が公正市場価額で行われたものではないと決定したことに係る米商務省の分析は、不十分又は不合理ではない。よって米商務省は、Usinor 社の民営化の条件を検討し、民営化後の会社が民営化前の資金面での貢献から利益を継続して受領していることにつき適切に決定し、SCM 協定第 14 条及び 21.3 条に違反していない。
  - サンセットレビューにおいては、補助金の一部が民営化後の企業に継承されたという事実は、補助金の継続の可能性ありとする判断の基礎として十分である。したがって、米国による再決定は、SCM 協定第 10 条、14 条、19.4 条、21.1 条及び 21.3 条並びに GATT 第 VI:3 条に不整合ではない。
- *Cut-to-Length Carbon Steel Plate from the United Kingdom* 事例における再決定に関して：
  - 当初上級委員会により米国は民営化が正常な価額で対等におこなわれたか否か、及び反復しない補助金からの利益が民営化時点で消滅したか否かを検討することを求められたにもかかわらず、再決定においてこれらに関する分析をおこなわなかった。よって、米国は、SCM 協定第 10 条、14 条、21.1 条及び 21.3 条並びに GATT 第 VI:3 条に違反し、DSB 勧告を実施していないと判断する。
  - 本件では、米商務省は、サンセットレビューの決定の基礎となる証拠を変更している。よって、新たな決定をなしたものであるから、調査

当局は、補助金の存続又は再発の可能性に関する再決定をおこなう際に、原調査で WTO 不整合とされた問題のみならず、全証拠を検討する義務を有している。米商務省が、民営化の問題とは関係がないとして、英国の Glywood 社が生産中止したことを示す新たな証拠の検討を拒否したこと、及び当該証拠に基づいた再決定における補助金の存続に関する認定は、SCM 協定第 21.3 条に不整合である。

- *Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Spain* 事例における再決定に関して：
  - 米商務省は、原手続において民営化が対等な関係で公正市場価額によりなされたか否かを検討することを勧告されたにもかかわらず、再決定において当該検討をおこなっていない。また、米国は反復しない補助金からの利益が民営化時点で消滅したか否かについて決定をおこなっていない。よって、米国は相殺関税を維持する決定の前に補助金の存続又は再発の可能性を適切に決定しておらず、SCM 協定第 10 条、14 条、21.1 条及び 21.3 条並びに GATT 第 VI:3 条に違反した。
- 上述のとおり、調査当局は、全証拠を検討する義務を有しているが、米商務省は、再決定において、当初手続中に提出され不十分であるとして却下した証拠を再検討する義務はなく、米商務省が当該証拠の再検討を拒否したことは、SCM 協定第 21.3 条に不整合ではない。

**13. [CVD] United States – Countervailing Duties on Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products from Germany (“US – Carbon Steel”) (WT/DS213/R, WT/DS213/AB/R)**

*i. 概要*

二国間協議申立日：	2000 年 11 月 10 日
申立国：	EC
パネル設置：	2001 年 9 月 10 日
争われた条項：	SCM 協定 11 条、21 条
パネル報告日：	2002 年 7 月 3 日
上訴国：	米国、EC
争われた条項：	SCM 協定 11 条、21 条
上級委員会報告日：	2002 年 11 月 28 日
DSB 採択日：	2002 年 12 月 19 日

## ii. 背景となった事実

本紛争は、相殺関税のサンセットレビューに関する米国法（以下、「米国法」。関連規定を含む）それ自体、及びドイツ産表面処理鋼板の輸入に関する相殺関税命令のサンセットレビューにおける当該法の適用に関するものである。

1993年8月17日、米国は、ドイツの表面処理鋼板の生産者が5つの相殺関税プログラムから従価で0.60%の利益を受けているとの米商務省の決定に基づき、当該鋼板に対する確定相殺関税の賦課を決定した。1999年9月1日、米商務省は、当該相殺関税に関するサンセットレビューの自動的開始（職権による調査開始）を公告した。このレビューの過程で、米商務省は、5つの補助金プログラムのうち2つが終了したとの認定に基づき、相殺関税を撤廃した場合、補助金の存続又は再発につながる可能性があり、存続又は再発の可能性のある補助金率は従価で、0.54%になるであろうということを決した。2000年12月15日、米商務省は、ITCによる損害の存続又は再発の可能性の決定をうけて、相殺関税の存続の通知を発出した。

## iii. 申立国の主張

- ・ 米国によるサンセットレビューの職権開始（self-initiation）は、第11.6条に定められている調査の開始の際に適用される証拠要件の基準を充たしておらず、第21.3条に不整合である。
- ・ デミニマス基準に関して：
  - 第11.9条に定められているデミニマス基準をサンセットレビューに適用しない米国法は、それ自体で、第21.3条に不整合である。
  - 米国は、略式サンセットレビューにおいて、補助金率が1%を下回る予定であると判断したにもかかわらず、相殺関税の賦課を継続した。デミニマス基準はサンセットレビューにも適用されるべきであることから、米国は、SCM協定第21.3条並びに11.9条に違反した。
- ・ サンセットレビューにおける補助金の存続又は再発の可能性を決定する調査当局の義務にかかる米国法に関して：
  - サンセットレビューにおける補助金の存続又は再発の可能性を決定する調査当局の義務に関し、米国法はそれ自体で第21.3条に不整合である。
  - 米商務省は、略式サンセットレビューにおいて、補助金の存続又は再発の可能性を決定しなかったため、第21.3条に違反した。

#### iv. パネル・上級委員会の判断

##### パネル

- ・ 職権による当初調査の開始は、調査対象製品の貿易を萎縮させる効果を有するが、サンセットレビューは既存の相殺関税に関するものであり、サンセットレビューにおいて同様の萎縮効果があるとは考えられない。第 11.6 条の調査開始に関する証拠の基準はサンセットレビューには適用されず、サンセットレビューの自発的な開始を規定する米国の相殺関税法及び関連規定は SCM 協定に整合的である。
- ・ デミニマス基準に関して：
  - 第 11.9 条に定められているデミニマス基準の根拠は、相殺関税が損害を与える補助金に対抗するために使用され、補助金が損害を与えていないと見なされる程度に少ない場合に相殺関税の賦課を禁止することである。この観点から、デミニマス基準はサンセットレビューにも適用されなければならないが、第 11.9 条の要件は第 21.3 条に含まれていると考える。従って、デミニマス基準をサンセットレビューに適用しない米国法は、それ自体で、第 21.3 条（及び 32.5 条）に不整合である。
  - 上述のとおり、デミニマス基準はサンセットレビューにも適用されることから、米国によるデミニマスである 0.5% の補助金率の適用は SCM 協定に不整合である。
- ・ サンセットレビューにおける補助金の存続又は再発の可能性を決定する調査当局の義務にかかる米国法に関して：
  - 米国法の文言は SCM 協定第 21.3 条の文言と近いものである。但し、米国法のうち **Sunset Regulations** は、補助金率の予測の評価を「きわめて例外的な場合」にのみおこなうと限定しているが、それ以外の場合に当該評価を禁止するものではなく、米商務省は評価をおこなう裁量を有する。よって WTO 不整合な行為を要求しているとまではいえず、米国法は、第 21.3 条に不整合ではない。{W&C 注：mandatory についてのこの考え方は、*US — Corrosion-Resistant Steel Sunset Review (DS244)* 上級委員会により否定されている}
  - 略式サンセットレビューにおける、補助金の存続又は再発の可能性に関する米商務省の決定は、単純な計算を含んでいるに過ぎず十分な事実基盤を欠いており、また、既に所持していた関連する情報（当初調査においてドイツの輸出者により提出された計算メモランダム）を検討しなかった。当該決定は第 21.3 条に不整合である。

## 上級委員会

- 第 21.3 条は、調査当局が自発的にサンセットレビューを開始する際に、調査の開始に関する第 11 条の証拠要件の基準を充たすことを条件としていない。
- デミニマス基準についてのパネルの判断を覆す。当初調査において当該基準に満たない補助金が認定された場合には、相殺関税を課してはならないという加盟国により合意された規則に過ぎず、第 11.9 条は、パネルが判断したように、デミニマス基準に満たない補助金は損害を与えないという考え方を反映したものではない。当初調査とサンセットレビューは、異なる目的を持つ別個の手続であり、第 11.9 条のデミニマス基準が第 21.3 条のサンセットレビューに含有されていると認定することは、交渉当事者により合意され第 21.3 条の最終テキストに組み込まれた権利義務の微妙なバランス (delicate balance) を崩すものである。よって第 11.9 条のデミニマス基準は第 21.3 条のサンセットレビューに適用されない。
- サンセットレビューにおける補助金の存続又は再発の可能性を決定する調査当局の義務にかかる米国法に関して、パネルの判断を支持する。米国法が米商務省に、第 21.3 条に不整合な行為をおこなうことを義務付け、第 21.3 条に整合的な措置を取ることを制限しているという EC の主張につき、EC は立証責任を果たしていない。

### 14. [AD/CVD] United States – Continued Dumping and Subsidy Offset Act of 2000 (“US – Offset Act (Byrd Amendment)”) (WT/DS217/R, WT/DS234/R, WT/DS217/AB/R, WT/DS234/AB/R)

#### i. 概要

協議申立日：	2000 年 12 月 21 日 (DS217) 2001 年 5 月 21 日 (DS234)
申立国：	オーストラリア、ブラジル、チリ、EC、インド、 インドネシア、日本、韓国、 タイ (DS217) カナダ、メキシコ (DS234)
パネル設置：	2001 年 8 月 23 日 (DS217) 2001 年 9 月 10 日 (DS234)
争われた条項：	AD 協定 5 条、8 条、19 条 SCM 協定 11 条、32 条
パネル報告日：	2002 年 9 月 16 日 (パネル報告書は一つ)
上訴国：	米国

争われた条項：	AD 協定 5 条、18 条 SCM 協定 11 条、32 条
上級委員会報告日：	2003 年 1 月 16 日
DSB 採択日：	2003 年 1 月 27 日

## ii. 背景となった事実

本紛争は、2001 年農業法の一部として 2000 年 10 月 28 日に成立した米国の Continued Dumping and Subsidy Offset Act of 2000 (CDSOA) (また、いわゆる「バード修正条項」) について、AD/SCM 協定に不整合であるとして 11 の加盟国・地域が WTO 提訴に及んだ事例である。

CDSOA は、相殺関税命令又は AD 税命令により徴収された税を、相殺関税又は AD 税の提訴者・提訴を支持した米国内生産者に配賦することを定めている。CDSOA は、1999 年 1 月 1 日時点で有効な又はそれ以降に発出された相殺関税命令又は AD 税命令に従い、2000 年 10 月 1 日以降になされたすべての相殺関税又は AD 税賦課に対して適用される。

## iii. 申立国の主張

- ・ CDSOA は、ダンピング/補助金に対する特定の措置を構成し、AD 協定第 18.1 条及び SCM 協定第 32.1 条に違反している。
- ・ CDSOA は、国内の生産者に申請をおこなう又は申請に支持する金銭的なインセンティブを与えるため、AD 協定第 5.4 条及び SCM 協定第 11.4 条で加盟国に要求されている申請の支持の程度に関する客観的かつ誠実な (good faith) 検討に反するものである。
- ・ CDSOA の税の配賦は税が徴収された場合にのみ実行されるものであるから、CDSOA は国内生産者が価格に関する約束に反対することを誘引する。これは、調査当局が AD 協定第 8.3 条及び SCM 協定第 18.3 条により要求される価格に関する約束を受け容れることの妥当性につき客観的に検討するという義務に反する。
- ・ 米国は、AD 協定第 18.1 条、5.4 条及び 8.3 条並びに SCM 協定第 32.1 条、11.4 条及び 18.3 条に違反することから、AD 協定第 18.4 条及び SCM 協定第 32.5 条にも違反している。

#### iv. パネル・上級委員会の判断

##### パネル

- CDSOA の相殺支払いは、ダンピングの要素が提示される状況においてのみなされるため、CDSOA は、ダンピングに関連した特定の措置である。また、CDSOA は、(i)ダンピング/補助金を受けた輸入と影響を受けた国内生産者により生産される製品との間の競争関係に対して悪影響を与え、また(ii)国内生産者に対して、相殺支払いに関する適格者となるために、AD/相殺関税の申請をおこなう、又は少なくとも当該申請を支持する金銭的なインセンティブを与えるという悪影響をもたらす。これらの点から、ダンピング又は補助金に対する措置である。よって、CDSOA は、AD 協定第 18.1 条及び SCM 協定第 32.1 条の特定の措置を構成し、同条に違反している。
- CDSOA は、国内生産者に対して相殺支払いを受領するために AD 及び相殺関税手続の申請の支持を要求することにより、事実上、国内生産者に申請を支持することを義務付けている。これは、AD 協定第 5.4 条及び SCM 協定第 11.4 条の閾値を意味のないものにしており、同条に違反している。
- 米国法においては、たとえ国内生産者が価格に関する約束に反対したとしても、調査当局は、自由に当該約束を受け容れることができることから、CDSOA は AD 協定第 8.3 条及び SCM 協定第 18.3 条違反を義務付けるものではない。よって、同条に不整合ではない。また、同条は、調査当局に、提案された約束につき客観的に検討することを要求しておらず、約束を却下する理由は多岐にわたってよい。
- AD 協定第 18.1 条、5.4 条及び 8.3 条並びに SCM 協定第 32.1 条、11.4 条及び 18.3 条の違反が、AD 協定第 18.4 条及び SCM 協定第 32.5 条の違反も構成することにつき、当事者間の不一致はない。CDSOA は AD 協定第 5.4 条及び 18.1 条並びに SCM 協定第 11.4 条及び 32.1 条に不整合であり、よって AD 協定第 18.4 条及び SCM 協定第 32.5 条にも不整合である。

##### 上級委員会

- CDSOA が AD 協定第 18.1 条及び SCM 協定第 32.1 条に不整合であるとするパネルの判断を支持する。但し理由は異なる。CDSOA の相殺支払いは、ダンピング又は補助金を受けた製品の生産者・輸出者から米国の当該製品を生産する競争相手への資金の移転という効果をもたらすため、外国の生産者・輸出者に対して、ダンピングまたは補助金をうけた製品の輸出をおこなわない、又は当該行為をやめる、というインセンティブを与える。このようなインセンティブをもたらすため、CDSOA は、ダンピング又は補助金に対する措置であると判断する。
- CDSOA が AD 協定第 5.4 条及び SCM 協定第 11.4 条に不整合であるとするパネルの判断を覆す。同条は、申請の支持に必要な国内生産者の閾値を定めているにすぎず、調査当局が支持を示す国内産業の動機を検討するなど

それ以外の要件を課すものではない。また同条は、調査当局が申請に関する国内産業の支持が存在することを前提（*presume*）とすることを認めておらず、同条の要件をみたすためには、十分な数の国内生産者が申請の支持を表明していなければならない。CDSOA は、調査当局が申請の支持の程度を検討しなければならないという事実を変えるものではなく、十分な支持が表明された場合にのみ申請は国内産業によりなされたと考えられる。

- AD 協定第 18.4 条及び SCM 協定第 32.5 条に関するパネルの判断を支持する。CDSOA は AD 協定第 18.1 条及び SCM 協定第 32.1 条に不整合であると判断したため、AD 協定第 18.4 条及び SCM 協定第 32.5 条にも不整合である。

## 15. [補助金] Canada – Export Credits and Loan Guarantees for Regional Aircraft (“Canada – Aircraft Credits and Guarantees”) (WT/DS222/R)

### *i.* 概要

二国間協議申立日： 2001 年 1 月 22 日  
パネル設置： 2001 年 3 月 12 日  
申立国： ブラジル  
争われた条項： SCM 協定 1 条、3 条  
パネル報告日： 2002 年 1 月 28 日（本件は上訴されず）

DSB 採択日： 2002 年 2 月 19 日

### *ii.* 背景となった事実

本件は、ブラジルが、民間航空機の輸出を促進するために、カナダ輸出会社（Export Development Corporation、EDC）による又はこれを通じて提供された融資、ローン保証、利子補給（*interest rate support*）を含む輸出信用、及びケベック州により運営されているプログラムであるケベック州投資会社（Investissement Quebec、以下「IQ」）により提供された株式保証などの、カナダによる措置について、輸出が行われることに基づいて交付される補助金であり、SCM 協定第 3.1 条に不整合であるとして、提訴した事例である。

### *iii.* 申立国の主張

- EDC が提供した Air Wisconsin 社に対するカナダ勘定からの融資は資金面での貢献を構成し、利益をもたらすものであるため、第 1.1 条に基づく補助金である。
- Bombardier 小型航空機の購入者であった Atlantic Southeast Airlines（ASA 社）、Atlantic Coast Airlines（ACA 社）、Comair 社、Kendell 社及び Air

Nostrum 社に対する EDC の企業勘定に基づく融資は、利益をもたらすものであり、第 1.1 条に基づく補助金であり、第 3.1 条の輸出補助金にあたる。

- IQ による「first loss deficiency guarantees」、いわゆる株式投資保証は商業市場において利用可能ではなく、市場が提供していない種類のものであるから、本質的に利益をもたらすものである。また、IQ による株式投資保証により、受領者である航空会社は、IQ 株式投資保証がない場合より低いコストで株式を調達できるため、当該株式投資保証は利益をもたらすものである。よって第 1.1 条に基づく補助金である。

#### iv. パネルの判断

- EDC が提供した Air Wisconsin 社に対するカナダ勘定からの融資が資金面での貢献を構成することに当事者間で異論はない。上級委員会は過去の事例において（*Canada – Aircraft (DS70)*）受領者が市場より有利な条件で資金面での貢献を受け取るときに、利益がもたらされると述べている。Air Wisconsin 社に対する EDC のカナダ勘定融資に関し、カナダの産業大臣は、融資に対してより良い利率を提供する旨を述べており、これはカナダ勘定融資が市場より有利な条件で融資をおこなっていることを示すため、利益をもたらしていると判断する。よって、Air Wisconsin 社に対するカナダ勘定融資は、第 1.1 条に基づく補助金である。
- EDC 企業勘定による融資に関して、それぞれ以下の通り判断する。
  - 1997 年 3 月及び 1998 年 8 月の ASA 社に対する融資に関して、当該融資の利率が市場で利用可能な利率より低いものであったかについては双反する証拠があり、提示された証拠に基づく、ブラジルは EDC の当該融資が利益をもたらすものであったことにつき立証できていない。
  - 1996 年 2 月の ACA 社に対する融資に関して、ブラジルが示した EDC が発行したタームシートは、EDC に対して拘束力のあるものではなく、第 1.1 条(a)の資金面での貢献にあたらぬ。
  - 1999 年 3 月の ACA 社に対する融資は、提示された証拠に基づく、市場より有利な条件でなされたものではないと判断する。従って、当該融資は利益をもたらすものではなかった。
  - 1996 年 7 月、1997 年 8 月及び 1999 年 2 月の Comair 社に対する融資に関して、カナダにより提出された証拠は、EDC のオファーは市場において Comair 社に対して利用可能であったものより有利な条件でなされたことを示している。よって、EDC による当該融資は、第 1.1 条(b)の利益をもたらした。
  - 1998 年 3 月の Comair 社に対する融資に関して、当該融資の利率が市場で利用可能な利率より低いものであったかについては双反する証拠が

あり、提示された証拠に基づくと、ブラジルは EDC の当該融資が利益をもたらすものであったことにつき立証できていない。

- 1999 年 8 月の Kendell 社に対する融資の条件は、商業銀行により準備されたものであり、EDC の参加に依拠したものではない。EDC は商業銀行と同程度のリスクを取っているため、当該融資は市場の条件に基づいていると考える。よって当該融資は利益をもたらすものではなかった。
- 1998 年 10 月の Air Nostrum 社に対する融資に関して、カナダ勘定に基づく融資は、市場において利用可能なものではないため、利益をもたらしていることに疑いはない。企業勘定融資については、ブラジルは有効な主張をしていないため、当該融資が利益をもたらしたという基礎がなく、そのように判断しない。
- ・ IQ による株式保証が資金面での貢献を構成することに当事者間で異論はない。まず事実認定として、株式保証の類は市場において存在し、ブラジルの「株式投資保証は商業市場からは提供されていないものであるから、本質的に利益をもたらすものである」という主張は事実的根拠に欠けている。かかる保証が利益をもたらすか否かは、*Canada – Aircraft (DS70)* で判断された上述の基準によれば、IQ の手数料が、比較可能な民間保証会社による手数料より有利である場合、IQ の株式投資保証は利益をもたらすと言える。また、IQ の手数料と市場における他の保証会社の手数料が同等であったとしても、IQ の株式投資保証の有無で、株式取得コストに相違がある場合、株式投資保証は利益をもたらしていると判断できる。これに関し、ブラジルは有力な証拠をもって立証していない。

**16. [CVD] United States – Preliminary Determinations with Respect to Certain Softwood Lumber from Canada (“US – Softwood Lumber III”) (WT/DS236/R)**

**i. 概要**

二国間協議申立日：	2001 年 8 月 21 日
申立国：	カナダ
パネル設置：	2001 年 12 月 5 日
争われた条項：	SCM 協定 1 条、14 条、17 条、19 条、20 条、21 条
パネル報告日：	2002 年 9 月 27 日（本件は上訴されず）
DSB 採択日：	2002 年 11 月 1 日

## ii. 背景となった事実

本紛争は、2001年8月9日にカナダ産の軟材に関して米商務省によりなされた相殺関税の仮決定及び緊急事態（critical circumstances）の仮決定に関するものである。

2001年4月2日、米国の業界団体（Coalition for Fir Lumber Imports Executive Committee 他）は、米商務省に、カナダ産の軟材の輸入に対する相殺関税賦課の申請をおこなった。2001年5月、ITCは、カナダ政府から補助金を受けていると主張されたカナダ産の軟材の輸入により、米国産業に対する実質的な損害のおそれがあることの合理的な示唆が存在するという仮決定を発出した。

2001年8月17日、米商務省は、相殺関税の仮決定及び緊急事態の仮決定、並びに最終補助金決定と最終ダンピング決定との日程を同一とする旨を官報にて公告した。米国は当該公告により全てのカナダ産軟材に対して19.31%の暫定補助金率を賦課した。

## iii. 申立国の主張

### 相殺関税の仮決定に関して

- ・ 立木伐採権（stumpage）プログラムは政府による物品の提供の形態で資金面での貢献であるとした米商務省による決定は誤っており、SCM 第 1.1 条に不整合である。
- ・ 米商務省による立木伐採権プログラムが利益をもたらすものであるとの認定は誤っている。米商務省が、米国における立木伐採権の価格を、入手可能な商業的な市場価格であるとして、利益を決定する際のベンチマークとして使用したことは、SCM 協定第 14 条(d)に不整合である。
- ・ 米商務省は、伐採権（立木）の提供が政府による資金面での貢献を構成すると決定したが、相殺関税調査の対象製品は、立木（timber）から丸太（log）、そして軟材へとプロセスされる川下の製品（＝軟材）であった。米商務省が、伐採権を通じた伐採業者に対する資金面での貢献が、川下生産者（軟材）に対して利益をもたらしたと推定したことは、SCM 協定に不整合である。

### 緊急事態の仮決定に関して

- ・ SCM 協定第 20.6 条は、確定税の遡及的適用のみを認めるものであり、米国による暫定措置の遡及的適用は同条に不整合である。また、SCM 協定第 17.3 条は、暫定措置は調査開始から 60 日以内に適用されてはならないと規定しており、米国による暫定措置は調査開始から 1 ヶ月未満の輸入に適用されたため、第 17.3 条に違反するものである。さらに、第 17.4 条は暫定措置の適用の最大期間を仮決定から 4 ヶ月間と定めており、米国の暫定措置は約 7 ヶ月にわたり適用されたことから、第 17.4 条に不整合である。

## 見直し (review) に関して

- 米国の相殺関税法は、対象国の全生産者について平均の補助金率が計算される場合に会社別の迅速な見直し (expedited reviews) 及び年次見直し (administrative reviews) を規定しておらず、また、年次見直しにおいて対象国について1つの相殺関税率が計算された場合、それ以前の相殺関税手続きにおいて個別の会社に関して計算された相殺関税率に優先すると規定している。これは、SCM 協定に基づく米国の義務に違反するものである。

### iv. パネルの判断

## 相殺関税の仮決定に関して

- カナダ政府は立木伐採権 (stumpage) プログラムにより伐採業者に対して公有地の立木 (timber) を提供している。また、第 1.1 条(a)(1)(iii)の「物品」とは、金銭以外の有形財産又は動産を意味し、立木はこれにあたるため、立木伐採権プログラムは第 1.1 条の資金面での貢献を構成する。
- 第 14 条(d)は、使用されるベンチマークが、物品の提供国におけるもの (即ち本件ではカナダ) であることを要求しており、米商務省が利益額の計算の際に、ベンチマークとして米国における伐採権販売価格を使用したことは、同条に不整合である。また、第 14 条(d)の「市場の一般的状況」とは、米国が示すように、政府の干渉なしの理論上の市場を意味しておらず、同条は、調査当局に対して、政府の関与がなかった場合に存在する、又は政府の資金面での貢献により影響されていない市場価格を構築することを要求しておらず、米国の主張には同意できない。よって、米国は第 14 条及び 14 条(d)に違反した。  
{W&C 注 : US — Softwood Lumber IV (DS257)において、上級委員会は、ベンチマークとして、提供国の市場以外の民間価格を使用することは排除されておらず、むしろ、提供国の市場の一般的状況に関連して選択されたベンチマークであることが求められているとして、パネルの判断を覆していることに注意を要する。よって、条項別のまとめにはこのパネルの判断は加えていない。}
- 調査当局は、川上生産者に提供された補助金が、自動的に非関連の川下生産者に利益をもたらしたことを推定することはできない。川下である軟材生産者が非関連の伐採業者から丸太を購入した場合、その取引が対等であるならば、伐採業者に提供された利益が軟材生産者にもたらされたか否か (パススルー) の検討をしなければならない。従って、米商務省が当該取引の検討をせずに利益の存在及び利益額の決定をおこなったことは、SCM 協定に不整合である。

## 緊急事態の仮決定に関して

- SCM 協定第 20.6 条は暫定措置の遡及適用を認めていないため、米商務省の緊急事態の仮決定に基づく預託金又は保証金 (bonds) の形態での仮措置の遡及適用は同条に不整合である。
- 当該暫定措置は、調査開始から 60 日以内に賦課され、4 ヶ月を超えた期間の輸入を対象としたため、第 17.3 条及び 17.4 条に不整合である。

## 見直し (review) に関して

- 米国の相殺関税法は、年次見直し又は迅速な見直しの適用そのものを扱っているものではなく、調査及び見直しにおいて、全生産者に適用される相殺関税率を計算する及び対象国全体に関する相殺関税率を決定する可能性を規定しているにすぎない。対象国に関する率が計算された場合に、米商務省が迅速な見直しや年次見直しを明示的に禁止するものではない。米国法は、見直しに関して、米国が SCM 協定第 19.3 条及び 21.2 条に違反することを義務付けているものではないため、それ自体で SCM 協定に不整合ではない。

## **17. [CVD] United States – Final Countervailing Duty Determination with respect to certain Softwood Lumber from Canada (“US – Softwood Lumber IV”) (WT/DS257/R, WT/DS257/AB/R)**

### *i. 概要*

二国間協議申立日：	2002 年 5 月 3 日
申立国：	カナダ
パネル設置：	2002 年 10 月 1 日
争われた条項：	SCM 協定 1 条、2 条、10 条、14 条 GATT VI 条
パネル報告日：	2003 年 8 月 29 日
上訴国：	米国
争われた条項：	SCM 協定 1 条、10 条、14 条 GATT VI 条
上級委員会報告日：	2004 年 1 月 19 日
DSB 採択日：	2004 年 2 月 17 日

### *ii. 背景となった事実*

本紛争は、2002 年 3 月 21 日にカナダ産の軟材に関して米商務省によりなされた相殺関税調査の最終決定に関するものである。

2001年4月2日、米国の業界団体（Coalition for Fir Lumber Imports Executive Committee 他）は、米商務省に、カナダ産の軟材の輸入に対する相殺関税賦課の申請をおこなった。

2001年8月17日、米商務省は、19.31%の仮相殺関税を課す仮決定、緊急事態の仮決定、及び確定相殺関税決定と確定AD税決定の時期の統一を官報にて公告した。2002年4月2日、米商務省は、19.34%の確定相殺関税を課す最終決定を官報に公告した。2002年5月22日、米商務省は、相殺関税の最終決定の訂正を公告した。訂正の結果、相殺関税率は18.79%に減少した。そのうち、18.7%が立木伐採権（stumpage）プログラムに起因するものであった。

### iii. 申立国の主張

- ・ 立木伐採権プログラムは政府による物品の提供の形態で資金面での貢献であるとした米商務省による決定は誤っており、SCM第1.1条に不整合である。
- ・ 米商務省は、カナダにおいて伐採権に関して支払われた価格と、米国における伐採権の価格とを比較することにより、カナダの伐採権プログラムが利益をもたらすものであると認定した。このように国境を越えた取引を用いて利益の存在を決定することは、SCM協定第1条及び14条(d)に不整合である。
- ・ 米国は、伐採業者（timber harvesters）と非関連の製造業者（sawmills）との間の対等な（arm's length）取引、及び製造業者と非関連の再加工業者（re-manufacturers）との間の対等な取引において、伐採権プログラムからの利益がパススルーされたか否かを、調査をおこなわずして、推定により利益の存在を認定した。これは、SCM協定第10条に不整合である。
- ・ 米商務省は、伐採権プログラムは限定された企業によってのみ利用することができ特定性を有すると認定した。これはSCM協定第2条に不整合である。

### iv. パネル・上級委員会の判断

#### パネル

- ・ 第1.1条(a)(1)(iii)の目的上、カナダ政府が立木伐採権プログラムを通じて伐採業者に対して「物品の提供」をしているか否かが重要であるが、伐採業者が立木を取得する唯一の方法は、政府と伐採に関する契約を締結することにより政府の土地において立木を伐採する権利を得ることであり、伐採権は立木の提供と何ら相違があるものではない。また、「物品」とは、通常、「金銭以外の有形財産又は動産」を意味し、立木は所有することが出

来る有形の物体であり、物品に含まれる。従って、立木伐採権の提供は資金面での貢献であるとした米商務省の決定は、第 1.1 条(a)(1)(iii)に不整合ではない。

- 第 14 条(d)の「関連において」 (in relation to) とは、「比較して」 (compared with) との意味であり、政府による物品の提供が利益をもたらすものであるか否かは、市場の一般的状況と比較して決定される。市場の一般的状況とは、提供国における市場状況であり、利益の決定のために用いられるベンチマークは、提供国の市場、本件ではカナダである。従って、米商務省が米国における伐採権価格をベンチマークとして用いたことは、第 14 条(d)に不整合である。{W&C 注：本判断は、上級委員会により覆された。}
- 伐採業者と非関連の製造業者間の取引におけるパススルーの分析を行う義務は米国にあり、米国は、当該分析をおこなわず、また当該分析が必要ではなかったと結論付けたという記録上の事実もない。従って、SCM 協定第 10 条に不整合である。
- 伐採/製材製造業者と非関連の軟材再加工業者との間の取引に関しても米国はパススルーの分析をおこなう必要があったが、これをしなかった。これは SCM 協定第 10 条に不整合である。{W&C 注：本判断は、上級委員会により覆された。}
- 米商務省の決定は、材木製品産業の集団のみが伐採権プログラムを使用したものであるかを検討した。材木製品産業は、パルプ産業、紙産業、材木産業及び材木加工産業という限定された産業集団を構成するものであり、補助金はある産業に対して限定されていたとの米商務省の認定は合理的である。第 2 条の特定性の判断は、企業又は産業レベルでなされるものであり、カナダの主張するように製品レベルでなされる必要はない。従って、伐採権プログラムは木材製品産業という限定された集団によってのみ利用することができ、特定性を有するとの米商務省の決定は、第 2.1 条(c)に不整合ではない。

### 上級委員会

- 立木伐採権の提供は資金面での貢献であるとした米商務省の決定は、第 1.1 条(a)(1)(iii)に不整合ではないとしたパネルの判断を支持する。パネルが判断したとおり、伐採権プログラムを通じて伐採業者が政府の土地において立木を伐採する権利を得ることは、政府による立木の提供を表している。
- 第 14 条の「in relation to」 (関連において) とは、「in comparison with」 (比較して) との意味に限定されず、「as regards」や「with respect to」 (関して) と類義であり、広範な意味を持つ。よって、ベンチマークとして、提供国の市場以外の民間価格を使用することは排除されておらず、むしろ、提供国の市場の一般的状況に関連して選択されたベンチマークであることが求められている。従ってパネルの判断を覆す。但し、パネルによ

って十分な事実認定がなされていないため、米商務省の決定が第 14 条に整合したものであるか否かについては、判断できない。

- ・ 伐採業者と非関連の製造業者との間の取引に関し、パネルの判断を支持する。材料の生産者が加工製品の生産者と同一ではない場合、対等な取引であっても材料に与えられた補助金が加工製品にパススルーしたと想定することはできず、材料に対する補助金のどの程度が、加工製品にもたらされた補助金の合計額に含まれるかを分析する必要がある。
- ・ 伐採業者が自ら丸太を軟材に加工し、当該軟材を再加工業者に販売する対等な取引は、伐採業者が加工した軟材と再加工業者が再加加工した軟材の両方が調査対象産品であり、当該取引に関するパススルー分析は必要ない。従って、この点に関するパネルの判断を覆す。

**18. [CVD] United States – Final Countervailing Duty Determination with respect to certain Softwood Lumber from Canada (Recourse to Article 21.5) (“US – Softwood Lumber IV (Article 21.5)”) (WT/DS257/RW, WT/DS257/AB/RW)**

*i. 概要*

パネル設置：	2005 年 1 月 14 日
争われた条項：	SCM 協定 10 条、32 条 GATT VI 条
パネル報告日：	2005 年 8 月 1 日
上訴国：	米国
争われた条項：	SCM 協定 10 条、32 条 GATT VI 条
上級委員会報告日：	2005 年 12 月 5 日
DSB 採択日：	2005 年 12 月 20 日

*ii. 背景となった事実*

本件は、カナダにより提起された、米国によるカナダ産の軟材に対する相殺関税の賦課に関する紛争の履行パネルである。

2004 年 12 月 6 日、米国は、当該紛争の DSB 勧告を履行する目的で、129 条決定 (Section 129 Determination) を発出した。これとは別に、2004 年 12 月 20 日、米商務省は、カナダからの軟材の輸入に対する相殺関税の第 1 回年次見直しを発表し、2002 年 5 月 22 日から 2003 年 3 月 31 日の間に通関したカナダ軟材に賦課された相殺関税の遡及的な最終評価及び将来の現金預託率を決定した。当該見直しは、カナダ及びその他の利害関係者からの要請に従い、2003 年 7 月に開始された。

### iii. 申立国の主張

- 米国は、DSB 勧告を履行するにあたり、引き続き補助金利益の移転（パススルー）を推定して、要求されているパススルー分析をおこなわなかった。これは、SCM 協定第 10 条及び 32.1 条に不整合である。
- 米国は、129 条決定において、パススルー分析に関して個別企業のデータ、個別取引のデータのみを検討し、不適切にカナダの回答企業により代替策として提出された集合的な（aggregate）取引・価格データを無視した。
- 米国は、129 条決定において、伐採権を有する製造業者（tenured sawmill）間の丸太の全取引に関してパススルーを推定して、調査をおこなわなかった。原パネル及び上級委員会は、丸太を購入する製造業者が伐採権を有しているという理由のみをもって、パススルー分析を行う必要がないと判断していない。

### iv. パネル・上級委員会の判断

#### パネル

- 米国は、DSB 勧告を履行するにあたり、原パネルが判断したとおり、製材所の有無にかかわらず、伐採業者から非関係会社である製材業者への丸太の全販売に関して、当該販売取引が対等な当事者間の取引であったか否かにかかわらず、パススルー分析を行わなければならなかった。米国は当該義務を果たさなかった。
  - （製材所を有さない）伐採業者から非関連の製材業者への丸太（log）の販売に関して、原パネルは、非関係会社間の取引である場合にパススルー分析が要求されると決定したものであり、対等な当事者間の取引ではないという理由でパススルー分析をおこなう必要がないと判断したのではない。米商務省が対等な当事者間の取引ではない取引を分析の対象から除外したことは、米国の DSB 勧告の履行義務に不整合である。
  - （製材所を有する）伐採業者から非関係会社である製材業者への丸太（log）の販売に関しても、原パネルは、非関係会社間でおこなわれた取引の場合、パススルー分析が要求されると判断した。
- 米商務省の分析手法に特段の制限はなく、関係会社間の取引であるか否かを決定するために、個別企業の取引データ、及び個別取引のデータの提出を要求し、当該データを分析したことは、何ら協定不整合ではない。
- 原上級委員会報告書の脚注 151 において、「製造業者」（sawmill）を、伐採権を有さない業者で丸太を軟材に加工する者と定義しているが、原パネルの決定は、かかる製造業者に限定しておらず、伐採権の有無にかかわら

ず全ての取引を対象としたものである。上級委員会は、当該原パネルの判断を支持したものであり、これに対する何らの明示的な修正もおこなっていない。従って、米国は、伐採権を有する（非関連の）製造業者間の取引に関してパススルー分析を行わなかったことにより、DSB 勧告を適切に履行しなかった。

- ・ 米国は DSB 勧告を適切に履行しなかったことにより、米国による相殺関税の賦課は、SCM 協定第 10 条及び 32.1 条並びに GATT 第 VI:3 条に不整合である。

### 上級委員会

- ・ 上級委員会において、米国は、第 1 回年次見直しが本 21.5 条パネルの対象範囲ではないことのみを根拠として争った。これに対し、上級委員会は、当該見直しは 21.5 条パネルの対象範囲であるとのパネルの判断を支持した。（本論点は、本報告書の対象範囲外であるため、詳細については割愛する。）

## **19. [補助金] Korea – Measures Affecting Trade in Commercial Vessels (“Korea – Commercial Vessels”) (WT/DS273/R)**

### *i. 概要*

二国間協議申立日： 2002 年 10 月 21 日

申立国： EC

パネル設置： 2003 年 7 月 21 日

争われた条項： SCM 協定 1 条、3 条

パネル報告日： 2005 年 3 月 7 日（本件は上訴されず）

DSB 採択日： 2005 年 4 月 11 日

### *ii. 背景となった事実*

本紛争は、韓国による以下の補助金に関するものである。

- 韓国輸出入銀行（Export-Import Bank of Korea）法、規則及び金利ガイドラインに基づくが韓国の輸出者に対する優遇レートでの融資。
- 韓国輸出入銀行により設定された出荷前融資（pre-shipment loan, PSL）及び事前支払返金保証（advance payment refund guarantee, APRG）制度。この事前支払返金保証は、外国の購入者に、事前支払に生じた利息など輸出者に対する事前支払を返金するという保証を提供するものである。

- 上述の制度に基づいた、韓国の個々の造船所に対する韓国輸出入銀行による出荷前貸付及び事前支払返金保証の提供。
- Daewoo-SME 社、Samho-HI 社及び Daedong 社に関連する、債務免除、債務・利息軽減及び債務の株式化。

### iii. 申立国の主張

- ・ 韓国輸出入銀行に関する法律及びその規則（以下、「KLR」）は、それ自体で、SCM 協定第 3.1 条(a)及び 3.2 条に不整合である。韓国輸出入銀行に関する法は、資金の直接的な移転を規定しており、これは SCM 協定第 1.1 条(a)(1)(i)に該当する。特に、韓国輸出入銀行に関する法第 18 条は、貸付及び貸付保証を規定しており、これらは第 1.1 条(a)(1)(i)の資金の直接的な移転にあたる。
- ・ 韓国は、出荷前貸付及び事前支払返金保証プログラムに従い、輸出補助金を提供しており、当該プログラムそれ自体で、第 3.1 条(a)及び 3.2 条に不整合である。
- ・ 個々の造船所に対する事前支払返金保証プログラムの適用は、第 3.1 条(a)及び 3.2 条に不整合である。個々の事前支払返金保証は、受領者が市場で（その他の国内銀行及び外国銀行により）取得できるものよりも有利な条件で提供され、利益をもたらすものである。
- ・ 個々の造船所に対する出荷前貸付は、第 3.1 条(a)及び 3.2 条に不整合である。個々の出荷前貸付の条件と、主に社債価格のインデックスを基礎として構成された市場ベンチマークとの比較から、当該貸付は受領者に利益をもたらしている。
- ・ Daewoo-SME 社、Samho-HI 社及び Daedong 社に関連するリストラクチャリングは、第 1.1 条に言うところの、政府又は公的機関による資金面での貢献を構成し、利益をもたらすものである。

### iv. パネルの判断

- ・ KLR は、適用方法によっては利益をもたらすものとなり得るが、補助金の交付を義務付けるものではないため、それ自体では SCM 協定に不整合ではない。
- ・ 出荷前融資及び事前支払返金保証は、韓国輸出入銀行に補助金を提供することを義務付けるものではないことから、それ自体では SCM 協定に不整合ではない。

- ・ 事前支払返金保証の提供の際に、韓国輸出入銀行は、信用リスクのスプレッドを含めなかった。これにより、事前支払返金保証は、市場で提供されるより有利な条件で提供され、受領者に利益をもたらした。また、本保証は輸出リスクをカバーするものではないから、SCM 協定附属書 I (j)は適用されない。
- ・ 出荷前融資の条件と、社債価格のインデックスを基礎として構成された市場ベンチマークとを比較した結果、出荷前融資は市場ベンチマークより有利な条件でおこなわれたものと認められる。したがって、受領者に利益をもたらしたものであり、補助金を構成する。
- ・ 企業が債務不履行に陥っている場合、商業的に合理的に行為する債権者は損失を最小化する又は回復を最大化することを追求する。ECは、リストラクチャリングに使用された様々な手法（債務免除、債務の株式化等）における利益の存在につき、清算ではなく、リストラクチャリングするという決定が商業的に合理ではなかったことを立証していない。またリストラクチャリングの条件が商業的に合理的ではないことを立証していない。従って当該 EC の主張を却下する。

**20. [AD/CVD] United States – Investigation of the International Trade Commission in Softwood Lumber from Canada (Recourse to Article 21.5) (“US – Softwood Lumber VI (Article 21.5)”) (WT/DS277/RW, WT/DS277/AB/RW)**

*i. 概要*

パネル設置：	2005年2月25日
争われた条項：	AD協定3条 SCM協定15条
パネル報告日：	2005年11月15日
上訴国：	カナダ
争われた条項：	AD協定3条 SCM協定15条
上級委員会報告日：	2006年4月13日
DSB採択日：	2006年5月9日

*ii. 背景となった事実*

本件は、カナダ産の軟材事案における ITC の調査及び決定並びに最終決定に従い適用された確定 AD 税及び相殺関税に関する履行パネルである。

2004年11月24日、ITCは、USTRの要請に応じて、ウルグアイラウンド協定法第129条に基づく決定をおこない、脆弱な国内産業に悪影響を与える価格での著し

い輸入の増加、実質的な損害のおそれがあること、及び国内産業に実質的な損害を与えるおそれのあるその他の知られている要因はないと再度結論した。カナダはかかる履行決定について本履行パネルを申し立てた。

### iii. 申立国の主張

- ITC が依拠した証拠は、価格に悪影響を与える可能性のある輸入が著しく増加する、米国の国内産業は脆弱である、との結論を裏付けるものではない。よって輸入は実質的な損害のおそれを生じさせるものではない。129 条決定は、当初の決定においてパネルにより特定されたものと同じ誤りを繰り返している。
- ITC は、因果関係に関して十分な認定をおこなっておらず、これは AD 協定第 3.5 条及び SCM 協定第 15.5 条に不整合である。ITC の因果関係の認定は、米国生産者は米国市場の消費を踏まえて生産量を制限しているものの、米国市場における価格下落は余剰供給によるものであり、当該余剰供給はカナダからの輸入であるとの結論に基づいている。また、ITC の「その他の損害の要因」の分析は AD 協定第 3.5 条及び SCM 協定第 15.5 条に不整合である。ITC は、129 条決定において、調査対象期間中の価格の著しい下落の一因となったその他の要因を認識している一方で、国内産業に対する損害のおそれの原因となるその他の損害の要因はなく、non-attribution 分析をおこなう必要はないと結論している。

### iv. パネル・上級委員会の判断

#### パネル

- 輸入の増加の可能性：ITC が、調査対象期間の輸入の増加率が実質的なものであり、実質的な損害のおそれの決定を裏付ける要因であったか否かにつき検討をおこなったことは明らかである。ITC が、前年比ではなく調査対象期間にわたる増加率全体に基づいて、増加率が著しいものであったと結論付けたことは、非合理的ではなく、この点に誤りはない。原決定においては、ITC はこの問題について検討していなかった。輸入傾向について、ITC は、これに関する証拠を再検討し、調査対象期間中の著しい輸入量を検討した。また、米国の需要予測、需要対輸入（importation relative to demand）、カナダの余剰供給能力に関しても、説明をおこなっている。ITC の 129 条決定は、近い将来著しい輸入の増加があることの理由が説明された事実評価により裏付けられている。
- 価格影響の可能性：ITC は事実に基づいた結論を説明したのみならず、証拠の評価に関する当事者の主張についても検討している。本紛争におけるカナダの主張は、ITC に提示され、検討の結果、却下されたものが大部分である。すなわち、ITC は、調査過程において提出されたこれら主張を検

討し、理由を説明し、結論を下し、決定を行った。かかる分析方法に基づき輸入価格が米国の価格に悪影響を与えるものであったとする ITC の決定は、AD 協定及び SCM 協定の義務に不整合ではない。

- 国内産業の脆弱性：ITC は、国内産業の状態（特に財務業績）は、著しい価格の下落の結果、調査対象期間にわたり悪化し、米国－カナダ軟材協定（SLA）の終了後、調査対象期間末に輸入が著しく増加し、よって、国内産業は将来の損害に脆弱となったと認定したものである。国内産業の状態が、調査対象期間末に改善したという事実のみをもって、国内産業が脆弱であると認定することが排除されるものではない。カナダ産の輸入の量及び価格影響の可能性に関する ITC の決定は、AD 協定第 3.7 条及び SCM 協定第 15.7 条に不整合ではない。
- 原パネルは、分析の基礎となる事実認定に誤りがあったため、ITC の因果関係の決定は AD 協定及び SCM 協定に不整合であると判断した。これに対し、上述のとおり、輸入が著しく増加するとの ITC の履行手続における結論は、AD 協定第 3.7 条及び SCM 協定第 15.7 条に不整合ではないと判断した。証拠を比較検討し、理由ある判断をおこなうことが調査当局の責務である。パネルは、証拠やその評価が客観的かつ偏向のない調査当局がある結論に到達することはできないことを示すものではない限り、パネル自身が調査当局の結論に到達しない場合においても、当該調査当局の結論を認める（sustain）義務がある。また、その他の知られている要因の分析に関して、ITC は、カナダが主張した米国の過剰供給、第三国からの輸入、国境を超えた統合といったその他の要因について検討し、これらは国内産業に対する損害のおそれの要因ではないと判断した。その他の要因に関する ITC の決定は、AD 協定第 3.5 条及び SCM 協定第 15.5 条に不整合ではない。

#### 上級委員会

- 上級委員会は、パネルの審理基準（standard of review）が低きに過ぎ、よってその判断は DSU に不整合であることを理由に、パネルの判断全てを覆した。また、米国の 129 条決定が WTO に整合しているか否かについては、事実認定が十分でないため、分析を完了できないとした。

### **21. [CVD] United States – Countervailing Duty Investigation on Dynamic Random Access Memory Semiconductors (DRAMs) from Korea (“US – Countervailing Duty Investigation on DRAMs”) (WT/DS296/R, WT/DS296/AB/R)**

#### *i. 概要*

二国間協議申立日： 2003 年 6 月 30 日

申立国： 韓国

パネル設置： 2004 年 1 月 23 日

争われた条項： SCM 協定 1 条、12 条、15 条  
パネル報告日： 2005 年 2 月 21 日  
上訴国： 米国  
争われた条項： SCM 協定 1 条  
上級委員会報告日： 2005 年 6 月 27 日  
DSB 採択日： 2005 年 7 月 20 日

## ii. 背景となった事実

1999 年、現代電子社は LG セミコンダクター社と合併。（同社は 2001 年 3 月 29 日に社名をハイニックス社と変更。以下、便宜上、統一してハイニックス社と呼ぶ。）2000 年 9 月、ハイニックス社は、シティバンク、Smith Salomon Brothers と顧問契約を締結し、同社の流動性を確保するための資金調達策の作成、実行を依頼した。2000 年 11 月、韓国政府は、経済閣僚会議においてハイニックス社等の経済救済措置について協議し、銀行に課している 1 社あたりの与信限度枠の拡大、D/A 担保融資への韓国輸出保険公社の保証付保などを話し合った。2000 年 12 月、金融機関 10 行がハイニックス社に対するシンジケートローンを実行。当該ローン実行のため、韓国産業銀行 (KDB)、韓国外換銀行 (KEB)、韓国第一銀行 (KFB) は、ハイニックス社に対する与信限度枠の拡大を金融監督委員会 (FSC) へ申請し、承認される。

2000 年 12 月、韓国輸出保険公社 (KEIC) は、ハイニックス社本店・海外子会社間の引受荷渡為替手形 (D/A) を担保とする外貨建民間金融機関融資に保証を付すこととした。（以下「輸出信用保証」）（なお、本保証については、米国が被申立国となった本紛争では問題とされていない。）

2001 年 1 月、政府系銀行である KDB は、同年内に満期を迎える一定の企業の社債のうち 20% を発行企業に買い取らせ、残余について KDB が引き受けた後に売却するプログラム（以下「KDB 社債引受プログラム」）を実行。同プログラムが実施された企業は 6 社で、うち 4 社はハイニックス社を含む現代グループの会社であった。

2001 年 5 月、ハイニックス社の債権金融機関は、その債権者金融機関協議会において、ハイニックス支援策を実施することを決議。（以下「2001 年 5 月措置」）。

2001 年 10 月、同年 9 月に制定された企業構造調整促進法 (CRPA) に基づき、ハイニックス社の全債権者金融機関により、債権者金融機関協議会が発足。同月、ハイニックス社への金融支援策を決議（以下「2001 年 10 月措置」）。

### iii. 申立国の主張

#### 指示・委託に関して：

- ・ SCM 協定第 1.1 条(a)(1)(d)にいう政府の指示・委託とは、明示的かつ肯定的な、特定の民間団体に対して、特定の行為をなすよう指示しまたは委託した政府行為をいう。
- ・ 米商務省は、推定により指示・委託を認定しており、これは政府の委任・指揮を明示的、肯定的に立証するものではない。

#### 損害に関して：

- ・ 調査当局は、単に輸入量が増加していると認定するのみでは不十分であり、意味のある増加があり、なぜ特定の増加が意味のあるものであるかを説明する必要がある。ITC は、10 兆ビットを単位として輸入量を検討したが、DRAM においてはビット単位では常に増加するものであるから、消費または他の供給者と比較した増加量を評価しなければならない。ハイニックス社製 DRAM の市場占拠率は、小さく、微増にとどまる。2001 年から 2002 年、2003 年第 1 四半期の期間ではむしろ減少している。一方で、非調査対象産品の市場占拠率は韓国製ハイニックス社製品のほぼ 5 倍である。
- ・ 2001-2002 年、ハイニックス社製品は市場占拠率を失っているのであり、DRAM は市況商品であるところから、同製品がプライスアンダーカッティングをおこなっているとする ITC の判断は誤りである。ハイニックス社はプライスリーダーではない。DRAM は市況商品であるから、最低価格分析が判断の証拠に最も適している。ITC の加重平均価格の比較は正しくない。アンダーセリングの頻度比較は、非調査対象産品に関する個別供給者の価格を考慮しておらず、またアンダーセリングは市場占拠率との比較においてなされるべきである。最低価格分析において、ITC は、他の供給者製品よりもハイニックス社製品は頻繁に最低価格をつけていたとしているが、ブランド別では、そのような分析にならない。
- ・ ITC は、ビジネスサイクルについて考慮していない。また、国内産業が自ら定義した成功の条件である、資本支出、R&D、強い市場占拠率、投資を支えるキャッシュフロー、キャッシュフローを支える資本市場へのアクセス、について検討していない。
- ・ 因果関係の立証のためには、輸入トレンドと国内産業の状況とに相関関係があることが証明されなければならない。このためには、国産品の市場占拠率が減少し、ハイニックス社製品の市場占拠率が上昇するという、反対方向の動きを示す必要がある。しかし、事実は、ブランドベースでは、双方とも逆の方向に動いている。これは、マイクロン社、インフィニオン社とも、生産を海外移転しているからである。

- ・ ITC は、非調査対象産品について、国内産業の損害に及ぼす効果を分離、峻別して分析することを怠った。また、サムソン社製品のうち、RAMBUS はさほど大きい部分を占めるものではなく、また、2001 年のサムソン社の市場占拠率の上昇は、RAMBUS とは無関係である。ITC はかかる事実を検討することを怠った。また、ハイニックス社以外の生産者の生産能力上昇について、全く検討していない。国内産業は PC の需要低下により DRAM の需要上昇率の低下が起こり、悪影響を受けたものであり、補助金付き輸入によるものではない。国内産業（申請者）であるマイクロン社が 0.11 ミクロン技術へ傾倒したことが 0.13 ミクロンの DDR, SDRAM（DRAM の規格の一種）製品市場を失った原因である。ITC は、この点の検討を怠った。

#### 調査手続に関して：

- ・ 米商務省は、韓国内の専門家に対して、匿名で、検証（インタビュー）をおこなった。これについて、韓国政府は、検証への合意を保留することはしなかったが、検証について弁護士を同席させることを要求した。米商務省は、当該要求を拒否して、検証をおこなった。当該検証に、韓国政府の弁護士を同席させないことは、SCM 協定第 12.6 条違反である。また、韓国政府が当該検証への同意を保留すれば米商務省は FA を適用するものであり、よって、同意を保留する選択肢はなかった。

#### iv. パネル・上級委員会の判断

##### パネル

##### 指示・委託に関して：

- ・ 指示・委託の範囲：US - *Export Restraint* (DS 194) パネル報告が示した通り、政府の行為には、委託の場合には委任(delegation) の概念を、指示の場合には指揮(command) の概念を含む。{W&C 注：この点については上級委員会により覆されている。}
- ・ 肯定的行為は、明示又は暗示、公式又は非公式のいずれかを問わないが、指示・委託を示す証拠は、いかなる場合も証明力及び説得力のある (probative and compelling) ものでなければならない。政府の行為が暗示的になされた場合、その指示・委託を調査当局が証明することはより難しくなる。政府が、公的機関を介して間接的におこなった指示・委託も、第 1.1 条(a)(1)(iv) の範疇に含まれる。また、指示・委託の相手方が詳細に特定されている必要も無いが、政府の一般的希望は含まれない。民間団体は、指示・委託された行為を実行するにあたり、一定の裁量が与えられているか否かは、指示・委託されたか否かについての個別の事実・証拠の認定の問題であり、指示・委託の有無の問題ではない。

・ 指示・委託を示す証拠

{W&C注：以下の判断は上級委員会により覆されている。}

- パネルは、証拠となる事情ごとに証拠能力についての米商務省の評価を検討しなければならない。政府の指示・委託の証明は状況証拠によってはならないとする理由はないが、当該証拠が証明力及び説得力のあるもので、それぞれの民間債権者について証明されることが条件となる。
- 韓国政府の産業保護政策、政府の銀行所有、首相令に基づく政府の銀行に対する協力要請権限、銀行2行が米証券取引委員会（SEC）に提出した目論見書中の政府の指示による融資の記述はいずれも政府の一般的政策を示したもので、実際の指示・委託を示す証拠とはならない。
- 米国が本パネルに提出した新聞報道の多くは仮決定・最終決定のいずれにも記載がなく、事後の理由付けであることから、パネルの検討対象とならない。
- 調査記録には2001年10月措置において3銀行が債権買取請求を行使した事実を示す証拠はないが、他の証拠がそれを示しており、米商務省はこの点を検討すべきであった。
- 韓国政府が複数の者に複数の措置を実施するよう全般的な指示・委託をおこなったとの米商務省の認定は十分な証拠に基づいておらずSCM協定に不整合である。

損害に関して

- ・ ITCは2003年第1四半期は調査開始後であり、重要度が低いとしており、これに韓国も本パネルにおいて何ら議論していないため、2000-2002年の間について検討する。2000-2002年における市場占拠率の2.2%増は、数量では32.8%増となる。韓国は、この点について「意味のある」ものとは考えられないと立証していない。
- ・ 調査当局は、SCM協定第15.2条の目的上、プライスアンダーセリング、価格押下げ、価格抑制のいずれかについて分析すれば足りる。ITCは、プライスアンダーセリングについて、平均価格、最低価格の2種類の分析を行った。第15.2条は、調査対象製品の価格効果について検討することを求めており、非調査対象製品との比較は求められていない。よって、韓国の主張には協定上の根拠がない。プライスリーダーについても、ITCは、ハイニックス社が最低価格DRAMの供給源であると証拠により認定しており、韓国の主張には根拠がない。
- ・ ITCは、国内産業の損害は激しい価格下落によりもたらされたものであるが、かかる価格下落は単純にビジネスサイクルによるものではない、と事実認定している。また、パネルは、ITCの本決定全体に基づいて判断する

もので、決定文の特定の章に限定して判断するものではない。よって、ITC は、ビジネスサイクルについて適切に検討していないとする韓国の主張を却下する。ITC は、資本支出は国内産業全体としては減少しており、R&D、市場占拠率、キャッシュフローのいずれも同様に減少していると認定している。一方、韓国の示したデータは一部企業のものであり、それらが国内産業全体を代表するものであることを示していない。資本市場へのアクセスについて ITC は 1 社の格付けのみを検討し、韓国の示した他の 2 企業について検討していないが、第 15.4 条は 1 要因が決定的なものとはならないとしており、これをもって、ITC の損害分析が不適切であるというには不十分である。

- ・ 韓国は、ITC のユニタリーアプローチ（国内産業の損害と補助金付き輸入と損害との因果関係を同時に検討する手法）が不適切であるとの議論は提起していない。また、韓国は、輸入量と国内産業との損害との間に相関関係のないことを証明していない。さらに、韓国は、市場占拠率の議論において（製造国別ではなく）ブランド別の数値に依拠している。本条は、補助金付き輸入に基づく国内産業の損害についての検討を求めているものであり、韓国のかかる主張は根拠がない。

#### 損害：Non-attribution rule について

- ・ 非調査対象産品：ITC は国内産業に対する根本的な負の影響は低価格である、と認定し、「本件で鍵となるのは、価格が下落したかではなく、なぜ価格が下落したか、にある」として、非調査対象産品のプライスアンダーセリングは、調査対象産品よりも国内産品との価格差、プライスアンダーセリングの頻度ともに少ないと認定した。即ち、ITC は、調査対象産品の価格が与える損害から、非調査対象産品の価格効果が与える損害を、実質的に分離し、峻別している。第 15.5 条の non-attribution rule は、損害の量を数量化することを要求していないところから、ITC は、同条の要件を満たしている。
- ・ 生産能力の増加：ITC は、ビジネスサイクル（生産能力の増加と需要増とのペースが一致しないことによって生ずる）、製品寿命サイクルは、国内産業が被った全体的価格下落に貢献したものではない、としている。これにより、ITC は、適切に分離、峻別の要件を満たした。
- ・ 需要の減少：ITC は、需要減少について、ある程度の「役割」があったとしたが、その「役割」について説明しておらず、この影響を、補助金付き輸入からの影響に帰していないとの説明を怠った。また、供給者の競争が「ひとつの重要な要素」としたのみで、ITC は、需要減少が重要ではない要因であることを説明したこととはならない。一方で、韓国は、需要減少が価格に与える影響について不適切に評価したことを立証 (establish prima facie) した。ITC は第 15.5 条の義務に反している。
- ・ 技術・生産の問題：韓国は、国内産業の損害は主として価格低下によるものであるとする ITC の判断、及びマイクロン社の技術・生産上の問題によ

る販売価格への影響について、何ら反証していない。したがって、ITC が、マイクロン社の技術・生産上の問題によって損害を引き起こした価格低下を説明することはできない、との結論は、適切に分離、峻別したものといえる。

### 調査手続について

- ・ 米国主張の通り、韓国政府は検証に反対を表明すべきであり、第 12.6 条は、検証受入れ国に、検証の方法について指示する権限を与えていない。従って、米商務省の検証手続きに同条違反はない。なお、検証の拒否は、直ちに調査当局に FA 適用の権利を与えるものではないから、その点について、韓国の主張に協定上の根拠はない。

### 上級委員会

#### 指示・委託に関して：

- ・ 指示・委託の範囲：
  - SCM 協定第 1.1 条(a)(1)第 iv 号は、第 i 号から第 iii 号に掲げる機能のいずれかを実行する政府の代理（proxy）として民間団体が用いられた場合をカバーするものである。即ち、指示・委託の用語は、資金面での貢献の有無の判断の目的上、民間団体の行為が政府に帰責される場合を指すものであり、政府が民間団体に「責務を与える行為」又は「権限を行使する行為」である。指示・委託を委任・指揮へと読み替えたパネルの解釈は狭きにすぎる。
  - 第 iv 号は、政府が民間団体に実際の行為をおこなわせしめることにより SCM 協定の適用を免れることを防ぐ迂回防止条項である。よって、指示・委託を認定するためには、政府が、資金面での貢献を実施するため、民間団体に責務を与えまたは権限を民間団体に対して行使したことが必要となる。単なる政策の公表、奨励は、指示・委託に当たらない。いかなる政府行為が本号の指示・委託にあたるか抽象的に特定することは難しい。事実、状況により、政府の「指導」が指示を構成することもあり得る。多くの場合、脅迫、誘引などの形態を含むであろう。しかし、これらは、個別の事件の個別の事実次第である。
- ・ 指示・委託を示す証拠
  - 証明力及び説得力のある証拠：SCM 協定、DSU のいずれにも、指示・委託の認定を裏付けるための証拠に関する特定の基準はない。しかし、パネルは、「証拠力のある」という用語を「反証のできない」証拠としたものではない。また、「説得力のある」証拠も調査当局を特定の結論に導くもの、と定義したものではない。パネル報告においても、「指示・委託の認定を裏付けるための十分な証拠があると適切に認定することができない」という結論に至っており、SCM 協定の求

める証拠以上のものを要求したものではない。即ち、証明力及び説得力のある証拠とは、指示・委託を証明する証拠という意味であり、その基準に誤りはない。

- 証拠総体としての評価： パネルが、個別証拠についての評価を行ったことに誤りはない。事実、全ての証拠を全体として評価する前提として、個別証拠の評価が必要である。しかし、パネルは、個別の証拠について、それ自体が支持または委託を立証するものであるか否かを検討するなど、その評価方法について誤りがある。
- パネルはいかなる場合に事後の理由付けが排除されるか述べていない。また、SCM 協定第 22.5 条は、最終決定で認定した事実の基礎となったすべての個別証拠を決定文書に引用することを求めている。よってパネルが調査記録にある証拠を排除したことは誤りである。
- パネルは調査の時点において調査当局が証拠を構成に理解したかを検討せず DSU11 条の客観的評価を怠った。パネルの判断は誤りである。

## 22. [CVD] European Communities – Countervailing Measures on Dynamic Random Access Memory Chips from Korea (“EC – Countervailing Measures on DRAM Chips”) (WT/DS299/R)

### i. 概要

二国間協議申立日： 2003 年 7 月 25 日

申立国： 韓国

パネル設置： 2004 年 1 月 23 日

争われた条項： SCM 協定 1 条、2 条、12 条、14 条、15 条

パネル報告日： 2005 年 6 月 25 日（本件は上訴されず）

DSB 採択日： 2005 年 8 月 3 日

### ii. 背景となった事実

背景事実については、上述の *US – Countervailing Duty Investigation on DRAMs (DS296)* を参照されたい。

### iii. 申立国の主張

- ・ 資金面での貢献 (SCM 協定 1.1(a)(1)(iv)) :

- 第 1.1 条(1)(a)(iv)にいう委託とは責務を与えることであり、指示とは、公式の命令、をあたえることを意味する。単なるガイダンスの大まかな概要、示唆をさすものではない。この場合、民間団体は政府の道具として機能しなければならない、何らかの裁量が民間団体に与えられている場合は含まれない。政府の勧誘に対する民間団体の反応は指示・委託の判断の基礎とはならない。
- シンジケートローン：2000 年 11 月 28 日付の財務大臣 KEB 宛の書状では、KEB に融資枠拡大の申請をなすよう助言したもので、指揮したものではない。また、FSC への融資枠拡大申請は、各銀行の融資決定の内容を示すものではなく、FSC の認可も融資実行を命令したのではない。融資決定は、2000 年 11 月において既になされている。
- KEIC 輸出信用保証：EC は、KEIC 貸付保証の融資を実行した銀行に指示・委託がなされたことを認定していない。また、融資は商業的に合理的であったことを無視している。輸出信用保証においては、KEIC が公的機関であることは、民間銀行に指示・委託があったか否かとは無関係である。
- KDB 社債引受プログラム：EC は、KDB は公的機関であり、それによる社債購入は SCM 協定.1(1)(a)(i)の資金面での貢献にあたりと判断したが、全ての参加銀行に指示・委託がなされたことを検討することを怠っている。KDB は公的機関であるとしても、本件にはその他の多数の民間銀行が参加しているのである。また、このプログラムでは、一切の新規融資はなされていない。
- 2001 年 5 月措置：EC は、誤った新聞報道にその判断の基礎を置いている。3 月 10 日の債権者金融機関協議会において、金融監督院は各債権者のコミットメントについての議論を見守るために出席したものであり、これは指示・委託を示す証拠とはならない。この証拠が仮決定後に発見された事実をもって韓国政府は非協力であったとしてペナルティーを科すことは第 12.7 条に不整合である。また、韓美銀行に関する報道も、事実を反映したものではない。EC の本決定における、2001 年 5 月措置の当時、ハイニックス社に対する市場融資は不十分であったとの結論は、自らの仮決定での認定に矛盾する。また、本措置以前の措置は本措置とは無関係であり、本措置での指示・委託を示す証拠とはならない。さらに、EC は、全ての銀行について、指示・委託があったかについて検討しておらず、一部の銀行に関する証拠をもって全参加銀行に対する指示・委託を認定しているが、それら銀行が代表的であることを示しておらず、不当である。
- 2001 年 10 月措置：韓国政府が銀行の株式を所有している事実は、指示・委託を証明するものではない。シティバンクと韓国政府との関係は、指示・委託の事実を示すものではない。KEB は、既存債権銀行としての判断をなしたものであり、政府の影響によるものではない。ウ

リィ銀行は、当時、平和銀行との合併前であり、EC は、平和銀行を調査することを怠っている。また、同銀行が公共の利益を考慮したことは、何ら、商業的判断を下したことを否定する証拠とはならない。更に、韓国政府預金保険機構（KEIC）との覚書（MOU）は、2001年10月措置とは無関係である。農協に対する経済政策は農業分野に限定したものであり、非農業分野に及ぶものではない。

- ・ 利益（SCM 協定 1.1(b)）：EC は、韓国におけるベンチマークを正当な理由なく使用しなかった。また、EC は、資金面での貢献がローン又は保証という実際の性質を無視し、全て贈与と取り扱っている。
  - シンジケートローン：KEB、KFB、KDB の実行したローンは、指示・委託のなされていない他の銀行が実行したローンと同等の条件であるから、補助金による利益は発生していない。
  - KEIC による輸出信用保証：EC は、KEIC の保証料について通常市場における保証料と比較しておらず、その判断は第 1.1 条(b)及び第 14 条に不整合である。KEIC 以外の選択肢はなかったとする判断は証拠に基づいたものではない。
  - KDB 社債引受プログラム：KDB による債権引受けを贈与としたことは不当である。EC は、ベンチマークとなるシンジケートローン、海外株式預託証書（GDR）との比較を怠っている。さらに、再発行された債権は民間銀行、投資家が購入したものであり、ハイニックス社が購入したものではないから、ハイニックス社に利益はもたらされていない。
  - 2001 年 5 月措置：1 兆ウォンの転換社債購入を贈与としたことは、それに利子が付されていることからして、不当である。EC は、GDR 及び市場金利との比較をなすべきであった。
  - 2001 年 10 月措置：金融機関は、自らの回収額を増加させるために 2001 年 10 月措置に参加したものであり、かかる判断は商業的に合理的である。また、債務と交換された株式の価値は、株式市場での取引金額とほぼ同等か、やや低い程度のものであり、EC がこれら全額を贈与としたことは不当である。
- ・ 特定性：EC は、KDB 社債引受プログラムにつき、補助金の使用者が限られていること（6 社）、そのうち 4 社は現代グループ企業であること、支配的部分がハイニックス社に使用されていること（41%）、適格企業は 200 社以上あること、から事実上の特定性があるとしたことは不当である。
- ・ FA の適用：
  - 3 月 10 日の債権者金融機関協議会への韓国金融監督院（FSC）高官出席についての資料不提出は、EC の質問状が曖昧であったため、韓国側に誤解があったことによる。これについては、2003 年 5 月 30 日の意見

書において説明した。もし、提出された情報が不十分であるならば、EC は、韓国に追加要請をすべきであった。

- AA (アーサーアンダーセン) レポートは、ハイニックス社と AA との秘密保持契約のため取り下げられたが、ハイニックス社は、現地調査で相談することを申し述べていた。さらに、清算価値、存続価値に関するページの翻訳を提出しており、問題ない。
  - シティバンクは、初回質問状に回答している。追加質問状の回答において一部の情報が欠けていたに過ぎず、シティバンクは調査当局の調査に協力的であった。
- ・ 損害 (SCM 協定第 15.2 条)
- 補助金付輸入の数量 : EC は、韓国からの輸入全体について検討し、補助金付輸入について検討することを怠った。また、ハイニックス社は、現代電子社と LG セミコンダクター社 (LGS 社) が合併して設立された企業であるから、合併前の期間は、双方の企業の輸出数量の合計を取るべきである。EC は、かかる合併について知りながら情報の提供を要求しなかったのであり、利害関係者が LGS 社のデータを提出しなかったことを奇貨とするのは、公平であるべき調査当局がとるべき姿勢ではない。
  - 補助金輸入の価格に対する影響 : ハイニックス社は市場占拠率を失いつつあるのであるから、プライスアンダーカッティングが「significant」であり得ない。また、DRAM 価格は世界市場で決まるものであり、1 社が特定の市場の価格を決することはできない。EC は、仮決定において、DRAM 産業においてプライスリーダーを認定することは困難としている。これは、ハイニックス社が市場占拠率を低下させていたことと呼応するものであり、同社はプライスリーダーではなかったことを示している。EC は、ハイニックス社の月次平均価格と国内産業の個別日次価格を比較しており、また、別途におこなった平均価格の比較についても、プライスアンダーカッティングの積極的証拠とならない。EC は、その他の価格に与える影響を無視している。第 15.2 条の分析は抽象的なものであってはならず、世界的な DRAM 価格の下落、ハイニックス社の市場占拠率の下降、ビジネスサイクルなどを考慮して検討しなければならない。
- ・ 損害 (SCM 協定第 15.4 条) 国内産業の状況 : 2000 年 - 2001 年は DRAM 市場が最好調時からバブルがはじけ谷へ向かった時期であるが、EC は、これを全く考慮していない。EC は、15.5 条の non-attribution において検討しているが、15.4 条において検討していない。EC は、賃金、輸出業績について評価することを怠った。さらに、13 要因のうち 3 要因のみしか指標の悪化を示しておらず、なぜ、それにより実質的損害を被ったといえるか説明していない。

- ・ 損害（SCM 協定第 15.5 条）因果関係：EC は、次の事項において、他の要因による損害を補助金付輸入による損害から分離・峻別して評価していない。
  - 総需要：PC 及び電気通信機器の需要が DRAM 需要に直接影響する。1995-1999 は、年率 80% の需要増があったが、2001 年、需要は 49% 増に止まった。PC の需要はこの年初めて減少した。EC も、その本決定において「PC 及び電気通信機器市場の一般的な経済的下降は、[DRAM の]価格を低下させる効果があった」としている。
  - 在庫掃出：EC が、いずれの企業も価格上昇時には在庫を積み上げ、価格下降時に在庫を掃出するような行為は行わない、としたことは、DRAM 市場の特性から全くの誤りである。
  - 生産能力の増加：ハイニックス社の生産能力の増加は、他の生産者に比して、微少である。
  - 他の製品の増加：台湾製品の急増は、低価格によるものと疑われる。また、サムソン製品の市場占拠率、数量はともに増加しており、ハイニックス社製品による損害以上の損害を与えている。

#### iv. パネルの判断

##### パネル

- ・ 指示・委託の解釈：
  - 同号の委託 (entrust)、指示 (direct) のいずれも、ある業務を委託され又は実行することを指示された者に責務(requirement) または義務(obligation) を課す概念である。したがって、資金面での貢献をおこなうよう指示し又は委託された民間団体(private body) が政府に代わって行為するものであり、民間団体の行為は政府に責を帰すことのできるものである。同号は、政府の指示・委託が特定の方法でなされることを義務付けるものではない。政府の指示・委託は肯定的行為である必要はあるが、それが明示的(explicit) である必要はなく、明示的若しくは暗示的、又は非公式若しくは公式的、のいずれでもよい。
  - EC は商業的な合理性に基づいてなされたものではない行為に重きを置いている。かかる行為は、政府の指示・委託を示唆するものであるが、政府の指示・委託を認定する証拠として、そのみでは不十分である。民間団体の行為が政府の指示・委託の目的物であることを確認する必要がある。即ち、政府の指示・委託の証拠が証明力及び説得力のある (probative and compelling) ものである必要がある。

- ・ シンジケートローン：2000年11月28日付書状はKEB宛のものであり、また、その当時の状況から、ECが、同書状はKEBに対してシンジケートローンへの参加を要求したものであると結論付けたことは、合理的である。この決定について、韓国政府が経済閣僚会議の情報を調査当局に提出せず、調査当局は欧州域内生産者であるマイクロン社より取得した。この点において、韓国政府は調査に非協力的であったという事実により、調査当局が韓国政府に不利な推定をおこなったことは、合理的である。このような状況において、2000年11月28日付書状が、実際には、KEBにシンジケートローンに参加しない弁解理由はないことを告げていると結論することは合理的である。即ち、同書状は政府がKEBにシンジケートローンに参加することを期待し、よって、指示していることを証明していると合理的に読むことができる。
- ・ KEICによる輸出信用保証：KEICは公的機関であるところから、SCM協定1.1(1)(a)(i)の資金面での貢献にあたる。よって、政府の指示・委託については判断しない。韓国はD/A融資6億米ドルに対する相殺関税は、保証に対するものではないと主張するが、輸出信用保証によりハイニックス社が実際に得た金額は、補助金の利益及び補助金額の議論であり、資金面での貢献の有無の議論ではない。
- ・ KDB社債引受プログラム：KDBはハイニックス社の社債の80%を引き受けるものであるから、それ自体が資金面での貢献にあたるものである。したがって、韓国は、KDBプログラムには、多くの債権者が関係しており、ECは、それら債権者に対する政府の指示・委託を立証していないと主張するが、他の銀行に対する政府の指示・委託について検討する必要はない。SCM協定第1.1条(1)(a)(i)は、資金の直接的な移転を資金面での貢献とするものとしており、KDBの社債購入は、当該移転にあたり、よって、政府による資金面での貢献である。
- ・ 5月措置：新聞報道を情報源とすることを否定するものではないが、調査当局は、検証されていない報道記事に非常に重きを置くことは、特に注意しなければならない。他に裏付け証拠のない報道に基づいて事案の性格付けをおこなうことは、貿易救済措置において特に証明力があるとはいえない。ECは、3月10日の会議について韓国側から情報の提供がなかったことをもって政府の指示・委託があったことを認定しているが、証拠不提出の事実をもって、調査当局が情報を最も懐疑的に読むことを正当化するものではない。さらに、ECは、3月10日の会議についての韓国政府及び複数の銀行からの説明について、何ら適切な説明をおこなうことなく、却下している。3月10日の会議に金融監督院の副院長が出席した事実は、本件に関連する事実ではあるが、政府の指示・委託を決定づけるものではない。また、2000年12月の政府の行為若しくはその当時の政府の政策が2001年5月措置についての政府の指示・委託と関連するものであるとは認められない。民間団体が異常な又は商業的に合理的ではない方法により行為していることは、第三者がそのような異常な行為をおこなうよう要請していることの証拠の一部となるが、それのみをもってして政府の指示・委託が証明

されるものではない。本件の状況からしても、銀行の2001年5月措置参加は政府による指示・委託によるものであるという説明が唯一のものであると合理的に結論付けることのできるものであるとは思われない。さらに、ECの本決定の分析は、その仮決定での事実評価と相反するものであり、これからも、政府の指示・委託が銀行の2001年5月措置参加の唯一可能な説明であるとするのが合理的であると認められない。韓美銀行の参加拒否の新聞報道は、事実であったとしても、その他の裏づけ証拠なくして、他行に対する政府の指示を認めるものとはならない。2001年5月措置は微妙なケースであるが、調査当局にある証拠をもってしては、政府が指示・委託をおこなったと合理的に結論付けるには不十分である。

・ 補助金性 (SCM 協定 1.1(a)(1)(iv)) 2001年10月措置

- ウリィ銀行：政府の100%株式保有は、政府の指示・委託に非常に関連する事実である。これのみでは充分ではないが、調査当局が、これを政府が銀行業務に介入することのできる手段としての証拠として考慮することは合理的である。韓国は、ECが合理的かつ理由のある結論をおこなっていないことを立証していない。
- 朝興銀行：ECは、政府が同行の株式の80%を保有していること、同行の社内格付け（投資不適格）、2001年10月措置後に直ちに貸倒引当金を引き上げたこと、MOU遵守をその理由としていること、などは関連する事実である。さらに、ハイニックス社の財務状況、本件融資が商業的に合理的であることを示す証拠がないことを考慮すると、同行が政府の指示により2001年10月措置に参加したとするECの結論は、合理的である。
- KEB：KEBがかつて政府系特殊銀行であり、依然として政府は43.17%の株式を保有する筆頭株主であることは、非常に関連する事実である。さらに2001年5月措置の時期とは異なるハイニックス社の状況、本件融資が商業的に合理的であることを示す証拠がないことを考慮すると、同行が政府の指示により2001年10月措置に参加したとするECの結論は、合理的である。
- 農業協同組合中央会（農協）：農協は、財政産業省と農林省が共同で監督する、農業分野を支援するための特殊法人であり、韓国の農業政策を実施する機関であること、ハイニックス社の財務状況、などから、調査当局が商業的理由により2001年10月措置に参加したとする農協の主張を却下したことに、誤りは認められない。
- シティバンク：ECは、同行が調査に協力しなかったところから、同行と韓国政府との関係について隠すべき何らかの事項があったと見て、さらに同行のハイニックス社の内部格付けから、同行の非商業的行為は政府の指示によるものと結論している。他の銀行と異なり、シティバンクに韓国政府の持株はない。政府による株式保有は、政府による指示ありと結論付ける追加証拠であるが、シティバンクについては、

この点が不足している。他方、シティバンクは合理的期間に回答を提出しなかったのであり、ECはFAを適用することができる。この非協力は政府による指示ありと結論付ける追加証拠となる。第12.7条は、懲罰的な解釈をすることを認めるものではなく、また、非協力であったという事実のみによって一定の結論に至ることを認めるものでもないが、一定の方向を示す他の証拠に基づき、利害関係者が非協力であることを考慮して事実評価することは不合理であるとはいえない。よって、ECのシティバンクに関する決定は合理的な結論である。

・ 利益 (SCM 協定 1.1(b))

- シンジケートローン：第14条(b)は、調査当局に対し、比較可能な商業ローンが実行されたかを検討することを求めている。ECは、7行のローンが商業的であるのか、政府の介入により影響されたものであり実際には市場で獲得できるものではなかったか、についての検討を怠った。したがって、ECの決定は、SCM協定第1.1条(b)に不整合である。
- KEICによる輸出信用保証：ECは、KEICの保証なくしてはD/A融資を得ることができなかったとして、輸出信用保証に基づく融資額6億ドル全額を「利益」と認定した。政府保証による「利益」の有無は、民間の保証との比較においてなされるものであるが、本件においては、いずれの利害関係者もKEIC保証に類似する民間保証の証拠を示さなかった。事実、KEIC自身、本件保証について自己の支払準備能力に不足が生じた場合、資金支援がなされることを政府に求めている。よって、ベンチマークは存在しないとECの結論は合理的である。
- KDB社債引受プログラム：ECは、ハイニックス社は、その低い格付けゆえ、満期の到来する社債を社債市場において再発行することができなかった、と結論している。これは、韓国政府の自白によっても裏付けられている。
- 2001年5月措置：ハイニックス社の転換社債を購入する合理的な市場投資家はいなかったとすれば、利益は認められる。但し、これはECの補助金額計算に同意するものではない。
- 2001年10月措置：ハイニックス社の転換社債を購入する合理的な市場投資家はいなかったのであるから、利益は認められる。また、2001年10月措置における新規融資・返済期日延長が6%の利率でおこなわれたことは、シンジケートローンが13%であったことと比して、特記すべき事実である。また、2001年10月措置実行後、朝興銀行は貸倒引当金を80%まで引き上げている。
- 贈与認定：融資、融資保証、債務の株式化は、受領者に返済又は支配株式の引渡を要求するものであり、かかる義務を課すそれら行為は贈与と同等ではない。補助金の受領者にとっての価値は、融資と贈与は明確に異なる。新株発行、債務株式転換についても、既存株主の所有

権を薄めるものである。第 14 条での問題は、補助金の受領者の得た利益であり、提供者の負ったコストではない。比較対象がないということは、調査当局に合理的な方法を採用する相当な余裕を与えるものであるが、EC の方法は、基本的な合理性テストに見合ったものではない。用いられるべき方法は、いかなる方法であれ、贈与により金銭を保持できる場合と比較して、金銭の返済義務のある場合または既存株主の所有権が薄められる場合よりもハイニックス社に好意的ではない状況であるという事実を反映したものでなければならない。

- 特定性：調査当局は、プログラム資金のハイニックス社に対する不均衡な使用に基づき、KDB 社債引受プログラムの適用として事実上の特定性を構成すると合理的に結論づけたものである。この結論は、SCM 協定第 2 条に掲げられた 4 要因全てを検討した上でのものであり、第 1.2 条及び 2.1 条に整合的である。
- FA の適用：(i) 3 月 10 日債権者金融機関協議会の問題は、FA 適用の問題ではないから、第 12.7 条の問題ではない。証拠の比較考量は調査当局の裁量であり、パネルは、調査当局が全ての証拠に基づいて理由ある結論に到達しているかを検討するものである。(ii) EC は、A&A レポートが事前に提出されなかったため、現地調査において検証していない。これは、200 ページに及ぶレポートの 1 ページしか提出されていないことから、必要な情報が提出されなかったと判断することに合理性がある。(iii) シティバンクに関し、EC は機密情報の取扱いについて伝えているが、シティバンクは提出できないとし、調査当局の現地検証で会って話したい、としたのみである。韓国は、シティバンクはそのできる限りの範囲で協力したと主張するが、必要な情報が合理的期間内に提出されなかったことは事実であり、EC はかかる非協力の場合の取扱いについてシティバンクに通知している。よって、EC は、第 12.7 条に基づき FA を適用することができる。
- 損害 (SCM 協定第 15.2 条)
  - 補助金付輸入の数量：EC は、ハイニックス社、サムソン社、LGS 社からの輸入データを検討しており、「もし LGS 社の輸入量を加えたとしても、ハイニックス社製品の輸入量は増加している」とし、適切に輸入量を検討している。EC は 2001 年に現代電子社／ハイニックス社が補助金を受領していたと認定したものであり、1998-1999 の間について現代電子に限定した輸入量を検討することは不合理ではない。
  - 補助金輸入の価格に対する影響：第 15.2 条は調査当局にプライスアンダーカッティングの原因を証明することは求めている。同条は調査当局に相当な自由度を与えており、市場占拠率を落としている補助金付きの輸出者がプライスアンダーカッティングをおこなうというシナリオもあり得る。さらに、調査当局は、ハイニックス社製品の市場占拠率は上昇していると認定している。また、第 15.2 条はプライスリーダーがプライスアンダーカッティングをおこなうことを立証すること

を求めている。ECは、価格比較を3方法により行った。第1は、製品タイプ別の加重平均ベースの比較で、全体としては、プライスアンダーカッティングはなかった。第2は、ハイニックス社製品の月次平均価格と国内産業の個別取引価格との比較で、16.2%のプライスアンダーカッティングがあった。第3は、ハイニックス社製品の日次平均価格と国内産業の個別取引価格の比較で、29%の取引において顕著なプライスアンダーカッティングがあった。これら3方法のうち2方法によって、ECは、顕著なプライスアンダーカッティングを証明した。損害の判断では十分に最近のデータを用いるべきであるが、本件については、ECが2002年上期のデータを用いなかったとしても、暦年過去3年間のデータを基礎としたものであり、不合理とはいえない。

・ 損害（SCM協定第15.4条）国内産業の状況：

- *Thailand – H-Beams (DS122)* 及び *US – Hot-Rolled Steel (DS184)* において、上級委員会は、調査当局はAD協定3.4条にリストされた全ての要因について分析しなければならないと判断しているが、当該判断はSCM協定15.4条にも適用される。また、同条では、それら要因に限定されるものではなく、全ての経済要因を検討しなければならない。貿易救済措置においては、調査手続きの書面記録によってパネルに示すことができなければ、ある要因の評価がなされていないとの一応の証拠のある事実（*prima facie case*）に対して、被申立国が反論することは非常に難しい。
  - 賃金は15.4条に明示された要因であり、分析がなされなければならないが、ECは、賃金について全く書面で述べていないため、韓国が示した一応の証拠のある事実に対する反証を行うことはできない。また、パネルも、ECの損害認定について適切かつ理由ある説明がなされたものであるか、検討することができない。ECの議論は、事後における正当化と言わざるを得ない。よって、ECが賃金について分析しなかったことは第15.4条に不整合である。
  - 第15.4条は、その要因を評価し分析して、国内産業の客観的全体像を示すことを目的としており、第15.2条の数量および価格分析と併せて、国内産業の損害についての結論に到達することを求めている。その他の国内産業に及ぼす要因は、第15.5条で検討すべきものであり、第15.4条ではない。よって、その他の要因について分析しなかったことについて、ECの決定は第15.4条に整合している。
  - ECは、全ての要因について全体として検討しており、ポジティブな要因について適切に説明している。例えば、生産性、雇用について、通常の状態との比較において説明している。よって、この点についての韓国の請求を却下する。
- ・ 損害（SCM協定第15.5条）因果関係：第15.5条は、調査当局が他の要因による損害について分離・峻別する方法を特定しておらず、上級委員会も

何らガイダンスを示していない。調査当局は、単に他の要因があることを確認し、定性的分析により「かかる要因は何ら意味のある損害を与えていない」、「かかる要因は補助金輸出と実質的損害の因果関係を切断するものではない」とするのみでは不十分である。その他の要因による損害について数量化することが望ましい。少なくとも、non-attributionの規定は、補助金付輸出による損害の効果から峻別して、他の損害を与える要因についてその性質及び程度について満足のできる説明を行うことを求めている。ECは、その他の要因を認めているが、それらの効果の性質及び程度について定性的分析も、補助金付輸入との比較において定量的分析も行っていない。

- 総需要：ECは、全般的なPC及び電気通信機器市場の下降は国内産業の損害に影響を与えたであろうが、消費が増加していることから、その影響は実質的なものではない、と述べたのみで、何ら、経済的下降の定量的分析も、性質及び程度についての定性的分析も行っていない。これは、第15.5条の分離・峻別の要請を満たしていない。
- 在庫掃出：ECは、ディストリビューターの証言により、在庫掃出しは生じておらず、価格と在庫とは関係のないことを認定している。韓国の主張を裏付ける証拠はない。
- 過剰な生産能力：ECは、生産能力が過剰であることがDRAM産業の深刻な事態に寄与していることを認めているが、これについて、定量的、定性的分析をおこなっていない。国内産業の生産能力増強は合理的であるとの分析のみでは不十分である。そもそも、当該過剰能力の責任が誰にあるかではなく、当該過剰による損害の影響を分離し、峻別することが求められているのであり、調査当局は、この義務を果たしていない
- その他の輸入：ECは、第三国からの輸入品の市場占拠率はハイニックス社の市場占拠率と同等と認定したものであるから、第三国輸入は意味のある方法において国内産業の損害に寄与していないとするECの判断は合理的とは言えない。
- サムソン社製品の輸入：ECが、証拠を評価して、同輸入はハイニックス社製品の輸入に比して、緩慢な速度で小規模な増加に止まったと判断したことに誤りはない。しかし、non-attributionの規定においては、さらに実質的損害とハイニックス社製品の輸入との因果関係を切断するものではない、と結論するのみでは不十分であるECは、サムソン社製品の輸入による影響について、十分な定性的分析も初歩的な定量的分析もおこなっていない一方で、本決定においてサムソン社製品の輸入はある程度の損害を与えたと思われる、と認定している。したがって、ECは、サムソン社製品の輸入について第15.5条の義務を満たしていない。

したがって、EC の決定は、総需要の減少、過剰生産能力、及びその他の輸入による国内産業への損害の影響を分離・峻別しておらず、第 15.5 条に不整合である。

**23. [CVD] Japan – Countervailing Duties on Dynamic Random Access Memories from Korea (“Japan – DRAMs (Korea)) (WT/DS336/R, WT/DS/336/AB/R)**

*i. 概要*

二国間協議申立日：	2006年3月14日
申立国：	韓国
パネル設置：	2006年6月19日
争われた条項：	SCM 協定 1 条、2 条、12 条、14 条、15 条、19 条、21 条
パネル報告日：	2007年7月13日
上訴国：	日本（韓国も反訴した）
争われた条項：	SCM 協定 1 条、12 条、14 条、15 条、19 条、21 条
上級委員会報告日：	2007年11月28日
DSB 採択日：	2007年12月17日

*ii. 背景となった事実*

本紛争は、日本による、Hynix Semiconductor, Inc.（以下「ハイニックス社」）により製造された韓国産 DRAM の輸入に対する確定相殺関税賦課に関するものである。

この事例では、上述の DS296 で述べた 2000 年 12 月のシンジケートローンから 2001 年 10 月までの 2001 年 10 月措置に加え、2002 年 12 月にハイニックス社の債権者金融機関により実施された措置（12 月措置）を調査対象とした。

エルピーダメモリ社及びマイクロンジャパン社による相殺関税賦課の申請の提出後、2004 年 8 月 4 日、調査当局は相殺関税調査を開始した。調査当局は、ハイニックス社、韓国政府及び韓国の金融機関を含め、多数の当事者に質問状を送付した。補助金決定の調査対象期間は、2003 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとされ、損害の調査対象期間は、2001 年 4 月 1 日から 2004 年 3 月 31 日とされた。

2005 年 10 月 21 日、調査当局は、SCM 協定第 12.8 条に従い、韓国政府及び手続に関与している当事者に、検討の対象となっている重要事実を通知した。調査当局は、重要事実において、ハイニックス社と債権者との間の 2001 年 10 月及び 2002 年 12 月の再建プログラム（各々、「2001 年 10 月措置」及び「2002 年 12 月措置」）により、相殺可能な補助金が交付されたと認定し、ハイニックス社により製造された

韓国産の DRAM 輸入に対して、27.2%の相殺関税を計算した。調査当局は、韓国政府及び利害関係者に、重要事実に関するコメント及び反論を提出する機会を提供した。

2006年1月20日付の最終決定において、調査当局は、重要事実に記載されている認定を支持した。日本は、2006年1月27日、政令（内閣府令）第13号及び財務省告示第35号において、最終決定の公告及び相殺関税の賦課を発出した。

### iii. 申立国の主張

- ・ 韓国の4債権者（韓国外換銀行（KEB）、ウリィ銀行、朝興銀行及び農業協同組合中央会（NACF））が韓国政府の指示・委託により、2001年10月措置及び2002年12月措置に参加したという調査当局の認定は、直接的な証拠ではなく誤った推定に基づいており、適切な根拠を欠いている。当該認定は、SCM協定第1.1条(a)に不整合である。
- ・ 日本による、2001年10月措置及び2002年12月措置によりハイニックス社にもたらされた利益の存在及び利益額の決定は、主に次の点に誤りがあり、SCM協定第1.1条(b)及び14条に不整合である。
  - ハイニックス社の財務状況において、商業的な行為者は本件措置と類似の取引をおこなうことを証明する経済証拠を無視したこと。
  - 政府による再建の指示・委託によりハイニックス社が利益を得たか否かについて適切に決定しなかったこと。
  - ハイニックス社と4債権者以外の債権者との間の再建措置の取引の条件が利益分析に関する有効な市場ベンチマークを構成しなかったと結論したこと。
  - 債務の株式化について、ハイニックス社が対価として供与した価値を評価せず、また債権者の既存の債権を考慮せずに利益を計算したこと。
- ・ 2001年10月措置及び2002年12月措置によりもたらされた利益額を、日本の法令・規則（相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン）に定められていない方法を使用して計算した。調査当局が実際に使用した方法は、ガイドラインではなく最終決定において初めて説明されたものであり、第14条に不整合である。
- ・ 調査当局は2001年10月措置によりハイニックス社が受領した補助金を、2001年から2005年の5年間にわたり配分した。当該措置からの利益は、2006年に相殺関税が賦課された時点で、既に失効していた。したがって、2001年10月措置による補助金は、2006年1月以降、利益を提供していなかったものであるから、日本が2006年に通関した輸入に対して相殺関税を賦課したことは、SCM協定第19.4条及び21.1条に不整合である。

- ・ 調査当局は、2001年10月措置及び2002年12月措置が同一の手続きを使用して、かつ類似の状況においてその他の企業に一般的に利用可能であった同一の条件に基づきおこなわれたか否かについての検討を適切におこなっておらず、SCM協定第2条に不整合である。
- ・ 調査当局は、ハイニックス社に融資を提供した複数の金融機関を利害関係者として取り扱い、当該金融機関が要請された情報を提供しなかった際、FAに基づいて認定したことにより、SCM協定第12条に違反した。ハイニックス社の債権者であった金融機関は一時期においてハイニックス社に利害を有していたが、当該金融機関が調査当局の調査の時点で、引き続きハイニックス社に利害を有していたかは定かではない。調査当局は、当該金融機関が調査結果に利害を有するとの認定をおこなっていない。
- ・ 調査当局は、補助金を受けた輸入が補助金の影響により損害を生じさせたことを立証しておらず、SCM協定第15.5条及び19.1条に違反した。補助金を受けた輸入量が増加し、その価格が国内の同種の製品の価格の低下を引き起こしたことにより国内産業に実質的な損害を与えたとの立証では不十分である。第15.5条及び脚注47は、補助金をうけた輸入により、その補助金が国内産業の損害を生じさせたことの立証を要求している。
- ・ 調査当局は、2001年10月措置及び2002年12月措置が資金の直接的な移転を伴う取引であると不適切に認定し、SCM協定第1.1条(a)に違反した。調査当局は、既存融資の条件の変更及び債務の株式化を、資金の直接的な移転を伴う取引として取り扱った。債務の株式化は既存債権の条件の単なる変更であり、金銭の提供を伴わない取引であるから、第1.1条(a)(1)(i)の言うところの資金の直接的な移転を伴う取引にあたらぬ。

#### iv. パネル・上級委員会の判断

##### パネル

- ・ 2002年12月措置に関して、調査期間中、ハイニックス社が調査当局に外部評価レポートとして提出したドイツ銀行レポート（Deutsche Bank Report）を、調査当局がその独立性の欠如を理由に同レポートを却下したことは適切ではなかった。また、調査当局による同レポートの中身の分析には誤りがあり、とりわけ清算シナリオに基づく利益率（rate of return）の分析に関連する日本の主張は事後の正当化である（ex post rationalizations）。4債権者の2002年措置へ参加は商業合理的（commercially reasonable）な判断ではなかったとの調査当局の結論は、ドイツ銀行レポートの却下が中心的役割を担っていたことから、調査当局の4債権者の指示・委託の決定は合理的かつ客観的なものではない。
- ・ 2001年10月措置に関しては、その他債権者が非商業的な考慮（non-commercial considerations）に基づき同措置に参加したことを示す証拠があ

った。また、韓国政府が同措置に介入（intervention）していたとする調査当局の認定、さらに4債権者以外の債権者の殆どが調査当局の質問状に回答していない点を考慮すると、4債権者以外の債権者は商業的な考慮に基づき行為していなかったとする調査当局の結論は適切である。このような状況下、それら債権者の同措置への参加を理由として、4債権者も、韓国政府の指示・委託により同措置に参加をしたとの調査当局の認定が適切でないとする韓国の主張を却下する。

- ・ 第14条は利益計算のガイドラインを定めたものに過ぎず、調査当局は、利益の額の計算についての合理的な方法を採用する相当な裁量がある。事例の状況により、他に融資等を与える者がいない状況において政府の指示・委託を受けた者がおこなった融資等は、第1.1条(b)の利益を与えたと判断することができる。
- ・ 2002年12月措置に関して、調査当局は4債権者の参加が非商業的な考慮（non-commercial considerations）に基づいていたと適切に立証していないとすでに判断しており、調査当局は市場及び商業的合理性を基準として利益を決定していることから、調査当局による、当該措置がハイニックス社に利益をもたらしたとする決定も却下する。
- ・ 利益額の計算に関して、調査当局は債務の株式化（debt-to-equity swaps）を贈与と取り扱わなかったにもかかわらず、株式価値をゼロとした。その際、調査当局は、ハイニックス社自身の観点からではなく、ハイニックス社の債権者の観点から利益の額を検討した。また、調査当局により使用された計算式は外部投資家の観点にのみ基づいたものであり、内部投資家に関する情報の欠如により、外部投資家の観点に基づいた計算をおこなう他なかったとの日本の主張は説得的ではない。特に、日本は、利害関係者による情報の不提供を理由としてFAに基づいた（即ち外部投資家の基準を使用して）利益額の計算の必要性につき、最終決定における参照を特定していない。また、株式の希薄化の問題についても検討していない。以上の理由から、調査当局が2001年10月措置及び2002年12月措置によりもたらされた利益額を不適切に計算したとの韓国の主張を支持する。
- ・ 調査当局は、債務免除、資本注入及び融資に関して利益額を計算した。債務免除に関してガイドラインは、「債務免除の場合の補助金額は、政府が免除した元本及び利息の額である」と定めているにすぎず、実際に調査当局が使用した計算式は、第14条でいうところの方法にあたるが、これは日本の法令・ガイドラインに定められているものではなかった。資本注入に関しても同様に、調査当局が使用した計算式はガイドラインに定められていなかった。また、融資及び弁済期限の延長に関して、調査当局は、non-creditworthy企業のベンチマーク利子率を使用して利益額を計算したが、この方法は日本の法令・ガイドラインに定められているものではなかった。したがって、調査当局の利益額の計算方法は、第14条に不整合である。

- 第 21.1 条 (AD 協定第 11.1 条) の定めは賦課決定後の問題に適用されるものであるから、同条に基づく韓国の主張を却下する。賦課決定時に課すことのできる額は、かかる賦課決定時点の額である。調査当局は POI データをもって賦課決定時点の額とみなすことができるが、かかる額はみなしに過ぎず、他の証拠が賦課決定時点で額の不存在を示している場合、賦課決定時に税を課すことはできない。本件において、調査当局は、2001 年 10 月措置からの反復しない補助金の利益を 2001 年から 2005 年の 5 年間にわたって配分した。5 年間の配分期間の使用は、利益が 5 年のあとになくなるという認定 (間接的であっても) と同義である。したがって、2006 年に輸入に対して相殺関税を賦課したことは、第 19.4 条に不整合である。
- 企業債務再編制度を用いたといえども、その再編条件が個別に定められる場合、それをもって特定性が認められる。調査当局は、2001 年 10 月措置及び 2002 年 12 月措置がハイニックス社のために作成されたものであり、特定性を有するものであったと適切に認定した。したがって韓国の当該主張を却下する。
- 利害関係者には、調査対象事項に利害を有する者を含む。調査結果に利害を有する者に限定されない。調査当局は、その調査に必要となる情報を有している者を利害関係者とすることができる。韓国は当該主張を立証していない。
- 補助金付輸入が国内産業へ損害を与えたことの証明は、SCM 協定第 15 条第 2 項及び 4 項の分析に基づけばよい。第 15.5 条は、調査当局に、補助金をうけた輸入の国内産業への影響が「補助金の影響」であることの立証を要求するものではない。韓国は当該主張を立証していない。
- ある資金面での貢献は、第 1.1 条(a)(1)の複数の号に該当することがある。債務の株式化、旧融資の更新は、債務免除の側面もあるものの、資金の直接的な移転 (direct transfer of funds) にあたる。したがって、調査当局は適切に、融資返済条件の変更 (既存融資の返済期限の延長、利率の削減、利息の元本への転換を含む) 及び債務の株式化を、資金の直接的な移転を伴う取引として取り扱った。

## 上級委員会

- 2002 年 12 月措置に関する韓国政府による 4 債権者の指示・委託の決定は SCM 協定第 1.1 条(A)(1)(iv)に不整合としたパネルの判断を覆す。調査当局が証拠全体から判断している場合、一部の証拠の評価を誤ったとしても、パネルは他の証拠から調査当局の判断が維持させるかを判断しなければならない。パネルは、調査当局によるドイツ銀行レポートの評価が誤りであったと判断した際、残りの証拠が、調査当局による指示・委託の決定に関して客観的な根拠を提供しているか否かを検討すべきであったが、証拠全体としての検討を怠った。調査当局の決定の協定整合性についての分析はおこなわない。

- 調査当局による 2001 年 10 月措置に関する利益の存在の決定についての、パネルの判断を支持する。調査当局は、通常の慣行に従った（指示・委託を受けていない）債権者であれば、4 債権者がおこなったもの同一の条件でハイニックス社を再建したか否かにつき調査をおこなったが、これを示唆する証拠には直面しなかった。パネルの判断に誤りはない。
- ドイツ銀行レポートの分析に関連する日本の主張は事後の正当化である。客観的かつ偏向のない調査当局であればドイツ銀行レポートを却下しなかったであろう。また、利益額の計算に関するパネルの判断を支持する。但し、理由は異なる。利益は受領者の観点から検討しなければならない。利益の有無の判断は、実際に受領（裨益）した額と市場から得ることができたであろう額との差額である。（よって、補助金交付時以降に生じた事象は証拠とならない。）しかし、ある与信取引の条件から生ずる利益の額の計算は、理性的投資家により構成される、何ら拘束のない市場における条件と当該与信の条件との比較により計算されるものであり、この点においてパネルの判断は誤りである。また、本件には、株式の希薄化の問題は関係がない。
- 第 14 条柱書は、利益の計算は(a)から(d)に定める方法に従わなければいけないと定めているが、これは方法が詳細に定められていることを要求するものではない。ある事例において使用された方法が、法令・規則から導出され（derived）、認識できる（discernable）ものであれば、第 14 条柱書の要件は満たされる。調査当局が使用した計算式それ自体が第 14 条の「方法」に該当するとのパネルの判断に同意しない。当該計算式は、調査当局により使用された方法の構成要素（components or elements）である。よって、パネルの判断を覆す。
- 反復しない補助金の場合、調査当局が補助金の期間についての認定をおこなない、その認定に従い補助金が相殺関税を課す最終決定をおこなう時点で存在していないとき、相殺関税を賦課することはできない。よって、パネルの判断を支持する。
- 調査当局が、再建措置に関する指示・委託を調査する際にハイニックス社の債権者である金融機関から情報を求めたことは合理的であり、ハイニックス社の債権者である 16 の金融機関を利害関係者としたことは誤りではない。よって、パネルの判断を支持する。
- 15.5 条は補助金を受けた輸入による国内産業の損害への影響とは別に、補助金自体による国内産業の損害への影響を検討することを求めている。よって、パネルの判断を支持する。
- 「資金」という単語は、「金銭」のみではなく、より一般的に、財源（financial resource）及びその他の金融債権（financial claims）の意味を含む。第 1.1 条(a)(1)(i)の資金の直接的な移転とは、受領者の正味財産を高める、受領者に対する資金の増加に限定されるという韓国の主張には同意できない。よって、パネルの判断を支持する。

## 24. [CVD] Mexico – Definitive Countervailing Measures on Olive Oil from the European Communities (“Mexico – Olive Oil”) (WT/DS341/R)

### i. 概要

二国間協議申立日：	2006年3月31日
申立国：	EC
パネル設置：	2007年1月23日
争われた条項：	SCM協定1条、11条、12条、13条、14条、15条、16条
パネル報告日：	2008年9月4日（本件は上訴されず）
DSB採択日：	2008年10月21日

### ii. 背景となった事実

メキシコは、ECからの輸入オリーブオイルについて、2003年3月12日に提出された提訴状について、同年7月2日、経済大臣が当該提訴を受理して調査を開始する旨の決定書に署名し、同月16日、相殺関税調査の開始を官報公告した。

調査当局は、同月4日、ECに対して本件についての協議を受け容れる旨の通知を発出した。当該協議は、同月17日におこなわれた。

この提訴者は1社で、既にオリーブオイルの生産を停止していた。調査当局は、当該1社を国内産業として、調査を開始し、遂行した。

本件は、ECがオリーブ生産者に対して交付された補助金を対象としていた。ECは、オリーブ生産者に対して、そのオリーブから抽出されたオイルについて、オリーブオイル抽出者が生産者に発行する証明書に基づき、毎年、補助金を交付していた。

調査当局は、当該補助金付輸入により国内産業は実質的損害を被ったと認定した。損害の調査対象期間は、過去3年の、それぞれ4月-12月の9ヶ月を対象とした。

本調査の最終決定は、2005年8月1日、官報に公告された。

### iii. 申立国の主張

- ・ 経済大臣の調査開始文書に署名後に協議通知をおこなったことにより、協議は調査開始決定前におこなわれず、メキシコは第13条に反した。
- ・ 機密情報の要約版は一切作成されておらず、第12.4.1条に不整合な調査が行われた。

- ・ 最終決定以前に重要事実の開示が行われておらず、第 12.8 条に不整合な調査が行われた。
- ・ メキシコは調査開始から終了まで 24 ヶ月を要しており、第 11.11 条に不整合な調査をおこなった。
- ・ 調査開始時及び損害の調査対象期間にメキシコ国内で生産をおこなっていない者には国内生産者とは言えず、国内産業に加えてはならない。
- ・ 調査開始時に生産していることが国内生産者の要件ではないとしても、メキシコは、国内生産について十分な証拠なく、当該時点において生産のない者 1 社が提出した証拠にのみ依拠して、同社のみが国内生産者であるとして調査開始決定をおこなったことは、国内産業の支持要件を満たしていない。
- ・ 調査当局が国内産業の損害を検討するに当たり過去 3 年間のうち各 4 月-12 月のデータに限定したことは、第 15.1 条の「客観的な検討」をおこなったことにあたらない。
- ・ 調査当局は、補助金付き輸入以外の 6 要因が国内産業に与えた損害について、補助金付き輸入が国内産業に与えた損害から分離し、峻別することを怠り、第 15.5 条の不帰責原則に反した。
- ・ メキシコは、経済大臣が調査開始文書に署名した段階で調査開始をおこなったものであり、その後の公告等は単なる続きに過ぎない。
- ・ オリーブオイル抽出のためにオリーブ生産者に交付された補助金の利益はオリーブオイル輸出者にパススルーしたことの分析を怠った。本件ではオリーブオイル輸出者とオリーブ抽出者とは非関連であるから、当局は、補助金がオリーブオイル輸出者に移転したことを証明する必要がある。
- ・ メキシコは、パススルー分析について、第 14 条に基づき透明性ある方法による適切な説明を怠った。

#### iv. パネルの判断

- ・ 本件では、調査開始日以前に輸出国に協議の機会の通知がなされたものであるから、第 13.1 条違反は生じていない。
- ・ 本件では機密情報の要約版は作成されておらず、特定の機密情報について要約版を作成できない理由についても述べられていない。従って、第 12.4.1 条に不整合である。

- 仮決定が重要事実の開示として機能することに問題はない。ECは、仮決定以後に別途の事実が最終決定の基礎とされたことを立証していない。よって、第 12.8 条は証明されていない。
- メキシコは調査開始から終了まで 24 ヶ月を要しており、第 11.11 条に不整合な調査をおこなった。
- 国内「生産者」は、物品を生産する者であればよく、調査開始時、また損害の調査対象期間に実際に生産している必要はない。よって、調査開始時において生産をしていなかったからといって、国内生産者から排除されるものではない。
- 補助金、損害、因果関係の証拠と国内生産者に関する証拠との間に、調査開始時に要求される証拠のレベルの差は存在しない。調査当局が調査開始に必要な証拠は事例に応じて判断されるべきものであり、当局が常に追加情報を収集しなければならないものではない。本件では、1 社のみがオリーブオイル生産者であることを示す十分な証拠がある。
- 第 15.1 条の損害決定のための事実の「客観的」な検討の要請は、正確且つ公平な全体像を提供するデータに基づくことを求めるものである。協定は損害の調査対象期間の設定に特定の方法を求めるものではないが、調査当局の裁量は一定の制限を受ける。本件では過去 3 年について 4 月から 12 月までの 9 ヶ月を調査対象期間としたが、オリーブの収穫、オリーブオイルの抽出がおこなわれる最も重要な時期（秋から 3 月まで）を調査範囲外としており、かかる取扱をしたことの合理的な理由はない。かかる場合、同条違反を構成する。
- 調査当局は、他の 6 要因それぞれについて、国内産業に損害を与えていないとの結論に達した。当該結論は十分な証拠により裏付けられている。また、損害を与えていないとしているところから、それら要因全体が国内産業に与えた影響を検討する必要はない。よって、調査当局は第 15.5 条の不帰責原則を充足している。
- 調査開始の期日は、輸入国の国内制度により正式な調査開始日とされる期日である。メキシコの場合、調査開始公告の翌日より法的に調査開始が法的に有効とされるものであるから、公告の翌日が調査開始の期日である。
- 補助金の利益のパススルー分析は、補助金が調査対象製品の原材料に対して交付された場合、即ち調査対象製品に間接的に交付された場合に要請されるものである。調査対象製品に交付された場合、受領者と輸出者がことなることは、問題とならない。
- メキシコは反復される補助金（贈与）が交付されていることを適切に説明している。第 14 条は補助金額の計算の説明を求めているものであり、パススルー分析を要求しているものではない。また、本件では、オリーブオイ

ルに補助金が交付されたことが認定されており、パススルー分析を要しない。よって、同条違反はない。

**25. [AD] United States – Measures Relating to Shrimp from Thailand (“US – Shrimp (Thailand)”) (WT/DS343/R, WT/DS343/AB/R)**  
**[AD/CVD] United States – Customs Bond Directive for Merchandise Subject to Anti-Dumping/Countervailing Duties (“US – Customs Bond Directive”) (WT/DS345/R, WT/DS345/AB/R)**

*i. 概要*

申立国：	タイ (DS343) 、インド (DS345)
DS343 二国間協議申立日：	2006年4月24日
DS345 二国間協議申立日：	2006年6月6日
DS343 パネル設置：	2006年10月26日
DS345 パネル設置：	2006年11月21日
DS343 で争われた条項：	AD 協定 1 条、2 条、9 条、18 条 GATT VI 条 Ad Note
DS345 で争われた条項：	AD 協定 1 条、7 条、9 条、18 条 GATT VI 条 Ad Note SCM 協定 10 条、17 条、18 条、19 条、 32 条
パネル報告日：	2008年2月29日 (別々の報告書だが報告日は同一)
上訴国：	タイ、インド、米国
争われた条項：	AD 協定 1 条、9 条、18 条 GATT VI 条 Ad Note SCM 協定 10 条、19 条、32 条
上級委員会報告日：	2008年7月16日
DSB 採択日：	2008年8月1日

*ii. 背景となった事実*

本件は、米国がタイ・インド産等の冷凍・缶詰エビに対して課した AD 税につき、輸入通関時に、通常の現金預託<sup>2</sup>に加えて、将来の清算時に計算される AD 税額が現金預託を上回った場合の現金預託額との差額の支払いを担保するために課された増強根担保 (Enhanced Continuous Bond Requirement (以下「EBR」)) について、AD 協定

<sup>2</sup> 当初調査または直近の年次見直しにより認定されたダンピングマージン率に基づき計算される金額の預託。

第 18.1 条および GATT 第 VI 条 Ad Note の条項との整合性が争われたものである。さらに、インドは、当該制度の規定である改正関税担保通達(Customs Bond Directives (以下「改正 CBD」)) それ自体 (as such) について AD 協定および SCM 協定との整合性を、また、タイは AD 税課税の基礎としたダンピングマージンがゼロイング手法に基づいて計算されたものであることも併せて争った。

EBR は、AD・相殺関税が課されている特定分野の特定製品の輸入通関時に、通常の AD・相殺関税率に基づく現金預託及び基礎担保<sup>3</sup>に加えて課される担保（保証等）提供義務で、輸入者の過去 12 ヶ月の当該製品の輸入額に直近の当初調査・年次見直しで認定された AD・相殺関税率を掛けて得た額の支払いを担保することを要求する措置である。EBR の対象となる特定製品として指定された品目はエビのみで、それ以外の製品に EBR は課されていない。

本紛争で争いとなった AD 調査、相殺関税調査の概要は次の通りである。

#### ① AD 調査

- 2004 年 1 月 27 日 米国は、タイ、ブラジル、中国、エクアドル、インド、ベトナム産の冷凍または缶詰された常温水エビ (warmwater shrimp) に対する AD 調査を開始。
- 2004 年 7 月 28 日 米商務省は、仮決定を下す。
- 2004 年 12 月 23 日 米商務省は、最終決定を下す。
- 2005 年 2 月 1 日 米商務省は、最終決定の訂正をおこなうと共に、AD 税賦課命令を公告し、タイ産について個別企業レート 5.29% - 6.82%、その他レート 5.95%、インド産について個別企業レート 4.94% - 15.36%、その他レート 10.17% の AD 税預託率を課した。

#### ② 改正 CBD・EBR

- 2004 年 7 月 9 日 米国関税・国境警備局（以下、「米国税関」）、1991 年関税担保通達 (Customs Bond Directives) を変更し、特定の分野の製品に対する新たな関税担保ガイドラインを設定。
- 2004 年 8 月 6 日 米国税関、暫定措置の対象となったエビの輸入者に対して EBR の提供要請を開始。（2005 年 2 月 1 日以前に、12 の輸入者が EBR を提供。）
- 2005 年 1 月 24 日 米国税関、現行担保計算式をウェブサイトに掲載。

<sup>3</sup> 基礎担保(Basic Bond)は、全ての輸入者に課される担保提供義務で、その選択により、個別輸入について個別の担保の提供、または、根担保（5 万ドルまたは過去 1 年間の関税等の支払額の 10% のいずれか高い額）の提供を選択することができる。

- 2005年2月1日 米国税関は、AD税の対象となったエビ製品に対し EBR を実施。AD 税預託額と同額の担保提供を要求。
- 2005年8月 米国税関、当該関税担保ガイドラインの明確化
- 2006年10月26日 米国税関、「強化担保要件が課される輸入に対する担保額設定のための金額ガイドライン」(Monetary Guidelines for Setting Bond Amounts for Importations Subject to Enhanced Bonding Requirements)を官報に告示。(公表は10月24日)  
本稿では、1991年関税担保通達の改正ガイドラインおよびそれ以降の告示等を総称して、「改正 CBD」という。
- 2006年11月13日 米国国際貿易裁判所は、輸入者20社のうち8社につき、それら輸入者の輸入を制限する米国関税局との追加同意について、米国税関の継続的担保要件の設定は一方的、恣意的 (arbitrary and capricious) になされたものであり、かつ予見不能なものであるとして、当該同意の執行を差し止める仮処分を下した。

タイが申し立てた DS343 及びインドが申し立てた DS345 のパネル報告書は別々であったが(但し同一のパネリストにより同時進行で審理された)、上級委員会では、両紛争が同時に審理され、判断された。

### iii. 申立国の主張

- ・ ゼロイング手法：
  - タイ：米国は、本調査においてもゼロイング手法を適用してダンピングマージンを計算しており、これは、*US – Softwood Lumber V* (DS264) 上級委員会、*US – Shrimp (Ecuador)* (DS335) パネルが示した通り、AD 協定第 2.4.2 条に不整合である。米商務省の決定メモも、本件においてゼロイング手法を適用したことを認めている。
- ・ EBR の AD 協定第 18.1 条及び 1 条との整合性：
  - タイ：*US – Offset Act (Byrd Amendment)* (DS217/234) 上級委員会は、ダンピングの要素と問題となっている措置の対象との間に強い関係または相互関係がある場合、当該措置はダンピングに対抗する「特定行為」であるとした。EBR は、ダンピング行為に対して悪影響を与え (adverse bearing)、ダンピング行為を行わないようにさせる効果があり、また、輸入品に直接作用するものである。よって、EBR は、AD 協定第 18.1 条の定めるダンピングに対抗する「特定行為」である。また、EBR は、輸入者に対して重大な悪影響を及ぼすものであるから、ダンピングに「対抗する」行為である。関税額評価手続き(年次見直し)は1年以上の期間を要するところから、輸入者は、更に追加担保を提

出しなければならず、負担は更に拡大する。担保は、保証状であれば足りるものの、輸入者はそのための保証料を負担しなければならない。

- ▶ インド：改正 CBD は AD・相殺関税の対象となる製品の輸入者を対象としており、さらに、その重要な要素として AD・相殺関税率にしたがって EBR により担保する債務額を決定している。それらは EBR とダンピングまたは補助金との分離できないリンクを示しており、EBR がダンピングまたは補助金に対抗する「特定行為」であることを明確にしている。また、EBR はバード修正条項により国内産業に配分される AD・相殺関税の支払を担保することを一つの目的として明示している。この点からも、改正 CBD が *US – Offset Act (Byrd Amendment)* (DS217/234) の上級委員会判断により、ダンピングまたは補助金に対抗する「特定行為」を実施するための規定であることは明らかである。さらに、EBR は、輸入者に対して、重大な悪影響を及ぼすものであるから、ダンピングまたは補助金に「対抗する」行為である。関税額評価手続き（年次見直し）は 1 年以上の期間を要するところから、輸入者は、更に追加担保を提出しなければならず、そのための保証料を負担しなければならない。このため、輸入者の負担は更に拡大する。これらのため、輸入者は、ビジネスの縮小、機会損失などの損害を被っている。
- ・ EBR は、GATT にしたがった措置であるか：
  - ▶ タイ：GATT 附属書 I 「第六条について・2 及び 3 について」の注 1（以下「Ad Note」）は、第 4 のダンピング措置を認めるものではない。AD 協定は、ダンピングに対抗する措置として、税、暫定措置、価格約束の 3 種類のみを認めている。また、EBR を認めることは、AD 協定第 9 条の上限を超えた措置を認めることとなる。第 9 条の「税」（duty）とは、預託金を含む。米国が EBR を適用した結果として要求した担保は合理的なものではない。
  - ▶ インド： *US – Offset Act (Byrd Amendment)* (DS217/234) 上級委員会判断から、Ad Note を含めた GATT 第 VI 条、AD 協定により認められた措置に EBR は含まれない。EBR は、AD 協定第 7 条により認められる暫定措置を上回る金額について担保を求めるものであり、最終課税命令後は同第 9.1 条のダンピングマージンを上回る部分について担保を求めるものであるから、GATT、AD 協定により認められたアンチダンピング措置ではない。
- ・ AD 協定第 7 条、9 条、GATT 第 VI:2 条違反：
  - ▶ タイ：パネルが EBR について AD 協定第 18 条不整合の主張を認めなかった場合、パネルは AD 協定第 7 条、9 条、GATT 第 VI:2 条及び Ad Note との不整合を検討すべきである。

- インド：
 

第7条違反： 米国は、2005年2月1日の最終賦課命令以前の2004年8月4日より、順次、21の輸入者に対してEBRを課した。これは次の違反を構成する。(i) AD協定第7.1条(iii)の調査中に生ずる損害を防止するために必要な措置であるか否かを判断していない。(ii) EBRは、AD協定第7.2条の、「暫定的に算定されたダンピングの価格差」を超えた部分の担保を求めたものである。(iii) AD協定第7.4条に認められた暫定措置の期間4ヶ月を超えて、暫定措置であるEBRを課した。

第9条違反： AD協定第9条はAD税以外の賦課を認めるものではない。第9.2条はAD税の「適正な額」の賦課のみを認め、第9.3条はダンピングマージンを超える額のAD税を認めていない。さらに、第9.3.1条は、AD税以外の追加措置を認めていない。同条が還付について規定していることは、現金または現金預託の方法によりAD税が既に徴収されていることを予定しているものであり、担保その他の措置を想定していない。
- 改正CBDそれ自体 (as such) のAD協定第1条、18.1条、SCM協定第10条及び32.1条との整合性：
  - インド： 上述の、EBRのAD協定第18.1条及び1条との整合性についてのインドの主張に同じ。
- 改正CBDそれ自体 (as such) のAD協定第7条、SCM協定第17条との整合性：
  - インド： 上述の、第7条違反に関するインドの主張に同じ。
- 改正CBDのAD協定第9条、SCM協定第19条の as such 違反：
  - インド： 改正CBDは、ダンピングマージンまたは補助金額と同額の税に加え、根担保を求めるものであり、AD協定第9条、SCM協定第19条に違反する。
- 改正CBDそれ自体 (as such) のAD協定第18.4条、SCM協定第32.5条違反：
  - インド： 改正CBD及び米国法令はWTO協定に不整合なダンピング・補助金に対抗する措置を行う権限を与えるものであり、さらに、AD協定第7条、9条、SCM協定第17条、19条に反している。したがって、改正CBD及び米国法令は、それ自体 (as such) として、AD協定第18.4条、SCM協定第32.5条、GATT第XVI:4条に違反している。
- 改正CBDの通報義務(AD協定第18.5条、SCM協定第32.6条)違反：
  - インド： 米国は改正CBDをAD委員会及び補助金委員会に通報することを怠り、AD協定第18.5条、SCM協定第32.6条に違反した。

#### iv. パネル・上級委員会の判断

##### パネル

- ・ ゼロイング手法：本件において争われていない米商務省の決定メモにより、当該ゼロイング手法は *US – Softwood Lumber V* (DS264) におけるゼロイング手法と同様のものであることが立証されている。したがって、タイは本件が AD 協定第 2.4.2 条に不整合であることを立証している。
- ・ EBR の AD 協定第 18.1 条及び 1 条との整合性： EBR は、AD・相殺関税賦課命令がなければ適用されないものであるから、EBR の明示的条件にダンピングの構成要素は暗に含まれている。また、計算式は、AD 税を直接的に含めている。EBR は AD・相殺関税賦課命令のみをもって発動されるものではなく、その発動の条件には他の要素が含まれているとしても、かかる他の条件はダンピングの構成要素が EBR に含まれていることを否定するものではない。また、EBR は、AD 税同様、輸入者に追加的費用を発生させることにより輸出者のダンピング行為に悪影響を与えるものである。したがって、*US – Offset Act (Byrd Amendment)* (DS217/234) 上級委員会報告が示したように、ダンピングに対抗する行為である。WTO 協定に整合的な AD 税の回収を円滑にする目的があるという理由をもってして、ダンピングに対抗する行為としての性格を失わせるものではない。また、EBR は担保を要求するに過ぎずダンピングに対抗する措置とはならないとの主張は、AD 協定に暫定措置の 1 形態として担保提供の要求が定められている点からしても、受け入れられない。
- ・ しかし、Ad Note に基づく妥当な保証の要求は、AD 協定により禁止されていない限り、認められる。第 9 条の「税」との文言には、預託金は含まれない。税とは、公的歳入を生む金銭支出であるとタイ、インドは主張するが、預託金は公的歳入ではなく、保証である。AD 協定第 9.1 条に担保提供について規定がないからといって、Ad Note に基づく担保提供の要求が妨げられるものではない。米国の AD 税賦課製品の輸入時に要求される現金預託は、「ダンピングの疑い」として最終決定で認定された額と同額であるから、合理的であるといえる。EBR は、さらに、将来において認定される AD 税が当該金額よりも増加した場合の増加部分についての担保を求めるものである。したがって、当該増加の可能性があると判断するに適切な根拠がある場合、EBR は「合理的」と言える。しかしながら、証拠は過去の事例のうち清算時の AD 税率が不変であったものが 11%、減少した事例は、56%であったことを示しているが、米国は AD 税率が増加した事例について、その原因を立証していない。また、当該証拠がいかに EBR の適切性を説明するものであるか説明していない。したがって、米国の EBR は「合理的」ではない。よって、Ad Note にしたがったものではない。

- ・ AD 協定第 7 条、9 条、GATT 第 VI:2 条違反：
  - ▶ タイパネル： タイの AD 協定第 7 条、9 条、GATT 第 VI:2 条及び Ad Note に関する主張は予備的主張であるから、訴訟経済から検討する必要がない。
  - ▶ インドパネル
    - 第 7 条違反： 米国は、2005 年 2 月 1 日の最終賦課命令以前に EBR を課していたことを認めた。かかる最終賦課命令以前の追加的担保要求は暫定措置である。当該 EBR は、AD 協定第 7.2 条に定める「暫定的に算定されたダンピングの価格差」を超えた金額について担保を求めるものであるから、同条に整合しない暫定措置である。
    - 第 9 条違反： 第 9 条のタイトルが示す通り、同条は「AD 税の賦課及び徴収」についての規定であり、その他の措置についての規定ではない。したがって、その他の措置は同条の規定範囲外である。同条の「税」の文言は、追加的担保要求を含まない。よって、AD 協定第 9 条の規定は EBR に適用されない。また、GATT 第 VI:2 条も同様に AD「税」を規律する規定であるから、EBR に適用されない。
- ・ 改正 CBD それ自体 (as such) の AD 協定第 1 条、18.1 条、SCM 協定第 10 条及び 32.1 条との整合性： 上述の EBR の AD 協定第 18.1 条及び 1 条との整合性において判断したとおり、EBR それ自体は、AD 協定第 18.1 条及び Ad Note により認められる担保である。したがって、改正 CBD は、協定により認められない特定の行為を必ず構成する規定ではない。よって、インドの主張を却下する。
- ・ 改正 CBD それ自体 (as such) の AD 協定第 7 条、SCM 協定第 17 条との整合性： 2006 年 8 月告示は米商務省の AD 命令のダンピングマージン率を基礎として EBR を計算すべきこととしており、暫定措置の期間には適用されないと認められる。よって、改正 CBD は暫定措置ではない。それ以前の改正 CBD は 2006 年 8 月告示により変更されている。よって、改正 CBD は as such として AD 協定第 7 条、SCM 協定第 17 条に不整合ではない。
- ・ 改正 CBD の AD 協定第 9 条、SCM 協定第 19 条の as such 違反： 上述の AD 協定第 9 条に関するインド主張に対する判断と同様の理由により、EBR は、as such として AD 協定第 9 条に不整合ではない。また、SCM 協定第 19 条の条項は相当に AD 協定第 9 条と類似しており、同様の解釈が適用される。
- ・ 改正 CBD それ自体 (as such) の AD 協定第 18.4 条、SCM 協定第 32.5 条違反： 既に、インドは as such の請求について立証できなかったと判断した。US – Hot-Rolled (DS184) 上級委員会は、申立国が as such 違反を立証できなかった場合、パネルは AD 協定第 18.4 条の判断をおこなう必要はないとしている。同様の理由により、インドの本請求については判断しない。

- 改正 CBD の通報義務 (AD 協定第 18.5 条、SCM 協定第 32.6 条) 違反：改正 CBD は告示であるとはいえ、AD・相殺関税の支払義務を負う輸入者から担保を徴収する手続きを定めたものであり、AD 協定第 18.1 条、SCM 協定第 32.1 条のダンピング・補助金に対抗する措置であると認められた。これらから、改正 CBD は AD・相殺関税法令の「運用を…変更」したものであり、AD 協定第 18.5 条、SCM 協定第 32.6 条に基づく通報の対象となる。AD 協定第 18.5 条、SCM 協定第 32.6 条は通報の期限を定めていないが、それら条項に基づく通報が効果的であるためには、かかる通報は合理的な期間に行われなければならない。合理的な期間に通報をおこなうことの懈怠は、同条の目的に合致しない。改正 CBD は、2004 年 7 月改正の公表から 3 年以上が経過しており、その通報の懈怠は不合理なものである。よって、米国は AD 協定、SCM 協定の通報義務に反した。

### 上級委員会

- ダンピングの存在は税額評価見直しの終了まで立証されないとのパネルの判断には同意しない。当初調査の最終決定においては、ダンピングの存在が立証されなければならない。米国の遡及的税評価制度においては、ダンピングの存在が不確定なのではなく、当初調査の調査期間の後のダンピングの程度が不確定なのである。これは、米国の制度においては、ある輸入者の評価税率が 0% であっても AD 税のための現金預託が継続されることがある事実、また、AD 協定脚注 22 の文言からも裏付けられる。Ad Note は、AD 措置発動後の合理的な担保提供を要求することを認める規定である。
- 担保は、義務の履行を確保するために付随するものであり、担保提供そのものは、AD・相殺関税の徴収の一要素として捉えるべきである。したがって、Ad Note に基づく担保それ自体がダンピングに対抗する措置を自立的に構成するものではない。
- Ad Note の定める担保と AD 協定第 7 条に定める暫定措置の担保条項とは重複する部分があるものの、Ad Note は、AD 税の最終的金額の支払についての合理的な担保の取得を認めたものである。したがって、Ad Note は、AD 協定第 7 条により取って代わられた (supersede) とする、タイ、インドの主張は受け容れられない。
- Ad Note について判断するにあたり、パネルは現金預託が AD 税かどうかについて判断する必要はなかった。現金預託はダンピングマージンを上限としているのであり、EBR とは関係がない。現金預託は AD 税の前払金である。よって、パネル判断 (AD 協定第 9 条の「税」との文言に現金預託は含まれないとした判断、また、第 17.4 条の解釈) は法的効力がないと宣言する。
- EBR の合理性の判断基準：** EBR は調査対象産品であるエビの全ての輸入者に適用されていることに争いはない。米国は、EBR は AD 税全額を回収するための担保であるから、米国関税局は潜在的な追加債務及び輸入者の債務不履行の可能性を検討するものとしている。EBR のような担保

について、Ad Note の定める「合理性」を検討するにあたっては、2 段階の分析を要する。第 1 段階では、ある輸出者のダンピングマージンの上昇の可能性から、顕著な増加債務 (significant additional liability) を担保するものであるかを検討する。かかる上昇の可能性の判断は、理にかなったもので、十分な証拠に基づくものでなければならない。第 1 段階の判断が合理的になされた後、第 2 段階に入る。第 2 段階では、適切な根拠を基に、輸入者の債務不履行リスク、増加すると思われる税額を検討する。追加債務のない輸入者、債務不履行リスクのない輸入者から担保を取得することは、明らかに不合理である。最後に、担保提供義務により過大な追加コストを負わせ、担保提供義務を認められないダンピングに対抗する措置に変化させてはならない。この点において、ダンピング率増加の可能性(likelihood)、また増加するであろう金額の検討が必要であり、単に増加する可能性(possibility)があるとするのみでは不十分であるとした、パネル判断を支持する。

- ・ タイ、インドは、不履行リスクは合理性の判断に関係しないとしたパネル判断について上訴したが、米国も不履行リスクが EBR に不可欠な要素であることは争っていない。しかし、個別輸入者ごとの評価に反対している。既に述べた通り、個別輸入者の不履行リスクの評価、例えば、財務状況、与信評価、過去の支払い履歴などは不履行リスク評価の重要な要素である。但し、ここでは、不履行リスクの適切な評価方法を判断しているものではないことに注意を要する。したがって、不履行リスクは合理性の判断に関係しないとしたパネル判断は取り消す。
- ・ エビ輸入への適用： 米国が根拠とした、過去の事例のうち 38%において最終ダンピングマージンが上昇したとの証拠は、エビ輸入への EBR 適用の合理性を示す証拠としては不十分である。また、当該証拠には本件エビは含まれておらず、さらに、米国はエビ輸入についてはごく少量のエビ輸入のみにダンピングマージンの上昇がみられたとのインドの主張に反論していない。エビ輸入に対して適用された EBR は第 1 段階の要件を満たしておらず、Ad Note の「合理的」要件を満たしていない。したがって、エビ輸入に対する EBR の適用は、AD 協定第 18.1 条に不整合であるとしたパネルの判断を支持する。
- ・ 改正 CBD それ自体 (as such) の AD 協定第 1 条、18.1 条、SCM 協定第 10 条及び 32.1 条との整合性： ダンピング措置発動後の担保提供の義務付けは Ad Note の範囲内であると判断した。したがって、本件についてのパネルの判断を支持する。
- ・ 改正 CBD の AD 協定第 9 条、SCM 協定第 19 条違反： パネルが AD 協定第 9 条及び SCM 協定第 19 条の「税」との文言に担保は含まれないとしたことに誤りはない。担保そのものは、金銭を輸入者から輸入国政府に移転するものではない。EBR は担保提供を求めるものであるから、それら条項の範囲外である。したがって、パネル判断を支持する。

- ・ 改正 CBD それ自体 (as such) の AD 協定第 18.4 条、SCM 協定第 32.5 条違反： 上級委員会が改正 CBD について AD 協定第 1 条、9.1 条乃至第 9.3.1 条または第 18.1 条、または SCM 協定第 10 条、19.2 条乃至第 19.4 条に基づくパネルの as such の判断を覆す場合、改正 CBD それ自体 (as such) の AD 協定第 18.4 条、SCM 協定第 32.5 条違反について、検討を完了することを求める。

## B. 逐条解説

### 1. GATT

#### a. 第 VI:3 条

3. No countervailing duty shall be levied on any product of the territory of any contracting party imported into the territory of another contracting party in excess of an amount equal to the estimated bounty or subsidy determined to have been granted, directly or indirectly, on the manufacture, production or export of such product in the country of origin or exportation, including any special subsidy to the transportation of a particular product. The term "countervailing duty" shall be understood to mean a special duty levied for the purpose of offsetting any bounty or subsidy bestowed, directly or indirectly upon the manufacture, production or export of any merchandise.

3. いずれかの締約国の領域の産品で他の締約国の領域に輸入されるものは、原産国又は輸出国においてその産品の製造、生産又は輸出について直接又は間接に与えられていると認められる奨励金又は補助金（特定の産品の輸送に対する特別の補助金を含む。）の推定額に等しい金額をこえる相殺関税を課せられることはない。「相殺関税」とは、産品の製造、生産又は輸出について直接又は間接に与えられる奨励金又は補助金を相殺する目的で課する特別の関税をいう。

#### 1. 条文解釈

a. 輸出産品の原料に対して交付された補助金—“indirectly”の意味： GATT 第 VI:3 条の “indirectly” との文言は、調査対象産品の原材料に交付された補助金を相殺関税の対象とすることを認めている。しかし、原材料の生産者が調査対象産品の生産者とは同一ではなく、対等 (at arm’s length) の関係にある場合、原材料に交付された補助金が調査対象産品の生産、製造または輸出にもたらされたと推定することはできない。材料に交付された補助金のうち調査対象産品にもたらされた程度を分析し、立証しなければならない。

（関係会社間取引であれば受領者が同一であるとみなすことはできるが、）非関係会社間の取引である場合、原材料に交付された補助金が調査対象産品にもたらされ

た程度について分析が要求される。対等な当事者間の取引ではないという理由で当該分析をおこなう必要がないとは判断していない。

**b.** 調査対象産品について輸出者以外の者に交付された補助金： 調査対象産品の生産、製造または輸出に補助金が交付されたと判断される場合、補助金の受領者（例えば、製品の原材料生産者）と輸出者（例えば、当該原材料を加工して調査対象産品を製造する輸出生産者）が異なることは、問題とならない。

## 2. パネル・上級委員会の判断

**a.** について：

**a-1:** *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会 (WT/DS257/AB/R), パラ 140-146

**a-2:** *US – Softwood Lumber IV (Article 21.5)* パネル (WT/DS257/RW), パラ 4.71-4.73

**b.** について：

**b-1:** *Mexico – Olive Oil* パネル (WT/DS341/R), パラ 7.144

### **a-1:** *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会 (WT/DS257/AB/R)

GATT 第 VI:3 条の “indirectly” との文言は、調査対象産品の原材料に交付された補助金を相殺関税の対象とすることを認めている。しかし、原材料の生産者が調査対象産品の生産者と同一ではなく、対等 (at arm’s length) の関係にある場合、原材料に交付された補助金が加工製品にパススルーしたと推定することはできない。材料に交付された補助金のうち、どの程度が加工製品にもたらされたかを分析し、立証しなければならない。

140. The phrase “subsid[ies] bestowed ... *indirectly*”, as used in Article VI:3, implies that financial contributions by the government to the production of *inputs* used in manufacturing products subject to an investigation are not, in principle, excluded from the amount of subsidies that may be offset through the imposition of countervailing duties on the *processed product*. Where the producer of the input is not the same entity as the producer of the processed product, it cannot be presumed, however, that the subsidy bestowed on the input passes through to the processed product. In such case, it is necessary to analyze to what extent subsidies on inputs may be included in the determination of the total amount of subsidies bestowed upon processed products. For it is only the subsidies determined to have been granted upon the *processed products* that may be offset by levying countervailing duties on those products.

141. In our view, it would not be possible to determine whether countervailing duties levied on the processed product are *in excess* of the amount of the total subsidy accruing to that product, without establishing whether, and in what amount, subsidies bestowed on the producer of the input flowed through, downstream, to the producer of the product processed from that input. Because Article VI:3 permits *offsetting*, through countervailing duties, no more than the “subsidy determined to have been granted ... directly or indirectly, on the

manufacture [or] production ... of such *product*", it follows that Members must not impose duties to offset an amount of the input subsidy that has *not* passed through to the countervailed processed products. It is only the amount by which an indirect subsidy granted to producers of inputs flows through to the processed product, together with the amount of subsidy bestowed directly on producers of the processed product, that may be offset through the imposition of countervailing duties. The definition of "countervailing duties" in footnote 36 to Article 10 of the *SCM Agreement* supports this interpretation of the requirements of Article VI:3 of the GATT 1994.

...

146. In the light of the above, GATT/WTO dispute settlement practice is consistent with and confirms our interpretation that, where countervailing duties are used to offset subsidies granted to producers of input products, while the duties are to be imposed on *processed* products, and where input producers and downstream processors operate at *arm's length*, the investigating authority must establish that the benefit conferred by a financial contribution directly on input producers is passed through, at least in part, to producers of the processed product subject to the investigation....

**a-2: US – Softwood Lumber IV (Article 21.5) パネル (WT/DS257/RW)**

非関係会社間の取引である場合、原材料に交付された補助金が調査対象産品にもたらされた程度についての分析が要求される。対等な当事者間の取引ではないという理由で当該分析をおこなう必要がないとは判断していない。

4.71 As noted above, however, our overall conclusion in respect of all categories of log sales (including by timber harvesters not owning sawmills to sawmills) was clear in stating that **pass-through analysis was required where the parties to such transactions were unrelated**. In short, based on the language of our conclusion and the underlying language of our analysis, in the original dispute before us, our primary focus in respect of the pass-through issue was in fact transactions between unrelated parties. (強調加筆)

4.72 Indeed, in the present Article 21.5 proceeding, even the United States explicitly acknowledges that our findings were not premised on or restricted by any concept of "arm's length" transactions. In particular, in response to one of our questions, the United States notes that

"as evident in paragraph 7.95, however, the original panel's findings did not depend upon whether or not the sales claimed by Canada were, in fact, arm's length sales." (脚注省略)

4.73 We thus conclude that, in respect of log sales by tenure-holding timber harvesters that do not own sawmills to unrelated sawmills, the USDOC's exclusion from pass-through analysis of certain such sales on the grounds that they were not at "arm's length" was inconsistent with the United States' obligations pursuant to the DSB's recommendations and rulings.

**b-1: Mexico – Olive Oil パネル (WT/DS341/R)**

補助金が調査対象製品の原材料に対して交付された場合、即ち調査対象製品に間接的に交付された場合に、当該補助金が調査対象製品の生産、製造または輸出に交付されたか否かの分析が要求されるものである。調査対象製品に補助金が交付されたと認められる場合、補助金の受領者（例えば、製品の原材料生産者）と輸出者（例えば、当該原材料を加工して調査対象製品を製造する輸出生産者）が異なることは、問題とならない。

7.144. In this respect, we recall that the *SCM Agreement* and Article VI:3 of the *GATT 1994* both explicitly permit the application of countervailing measures to "offset" subsidies "bestowed upon [...] *the manufacture, production or export*" of a product (emphasis added). Taking the simplest hypothetical example, where a subsidy is provided directly to a producer of a product coming within the scope of a countervailing duty investigation, we do not see how that company's eventual sale of the product to an unrelated firm (e.g., a distributor) would have a bearing on the fact that a subsidy has been bestowed in respect of the "production" of that product. Taken to its logical conclusion, the argument by the European Communities, that a pass-through analysis must be conducted in every case in which there are transactions between unrelated firms relating to the product under investigation, would mean that a pass-through analysis would be required in almost every countervail investigation, even when the subsidy was provided directly on the investigated product. We now turn to examine the claims of the European Communities in relation to this issue.

**b. 第 VI:4 条**

4. No product of the territory of any contracting party imported into the territory of any other contracting party shall be subject to anti-dumping or countervailing duty by reason of the exemption of such product from duties or taxes borne by the like product when destined for consumption in the country of origin or exportation, or by reason of the refund of such duties or taxes.

4. いずれかの締約国の領域の産品で他の締約国の領域に輸入されるものは、その産品が原産国若しくは輸出国における消費に向けられる同種の産品が課せられる租税を免除されることを理由として、又はその租税の払いもどしを受けることを理由としてダンピング防止税又は相殺関税を課せられることはない。

**1. 条文解釈**

本条項の解釈をおこなった WTO 紛争事例はみあたらなかった。

**c. 第 VI:5 条**

5. No product of the territory of any contracting party imported into the territory of any

other contracting party shall be subject to both anti-dumping and countervailing duties to compensate for the same situation of dumping or export subsidization.

5. いずれかの締約国の領域の産品で他の締約国の領域に輸入されるものは、ダンピング又は輸出補助金から生ずる同一の事態を補償するためにダンピング防止税と相殺関税とを併課されることはない。

## 1. 条文解釈

本条項の解釈をおこなった WTO 紛争事例はみあたらなかった。

## 2. 補助金協定

### a. 第 1 条 補助金の定義

#### i. 第 1.1 条(a)(1) 注書

### Article 1 Definition of a Subsidy

1.1 For the purpose of this Agreement, a subsidy shall be deemed to exist if:

(a) (1) there is a financial contribution by a government or any public body within the territory of a Member (referred to in this Agreement as "government"), i.e. where:

#### 第一条

1.1 この協定の適用上、次の(a)の(1)又は(2)のいずれか及び(b)の条件が満たされる場合には、補助金は、存在するものとみなす。

(a) (1) 加盟国の領域における政府又は公的機関（この協定において「政府」という。）が資金面で貢献していること。

## 1. 条文解釈

**a. 対象となる補助金：** SCM 協定の対象となる補助金は、物品貿易に係わる補助金に限られ、サービスに対する補助金は含まれない。また、利益をもたらす全ての政府の措置が対象となるものではなく、各号に規定された措置に限定される。

**b. 補助金の存在が確認されるべき時期：** 第 1.1 条は資金面での貢献及び利益が存在したことを示さなければならない時期について言及するものではない。

**c. 公的機関：** 第 1.1 条(a)(1)の「公的機関」には、政府又はその他の公的機関により「支配」されている団体を含む。

**d. 資金面での貢献と利益の関係：** SCM 協定第 1.1 条の資金面での貢献と利益とは別途の法的要件であり、ある政府の行為が同条の資金面での貢献にあたるか否かは利益の存在に左右されない。

## 2. パネル・上級委員会の判断

### a. について：

**a-1:** *Brazil – Aircraft (Article 21.5 – Canada II)* パネル (WT/DS46/RW/2), パラ 4.4

**a-2:** *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会 (WT/DS257/AB/R), 脚注 35

### b. について：

**b-1:** *US – Lead and Bismuth II* 上級委員会 (WT/DS138/AB/R), パラ 59-60

### c. について：

**c-1:** *Korea – Commercial Vessels* パネル (WT/DS273/R), パラ 7.50

### d. について：

**d-1:** *Brazil – Aircraft* 上級委員会 (WT/DS46/AB/R), パラ 157

**a-1:** *Brazil – Aircraft (Article 21.5 – Canada II)* パネル (WT/DS46/RW/2)

SCM 協定の対象となる補助金は、物品貿易に係わる補助金に限られ、サービスに対する補助金は含まれない。

4.4. ... The **Panel**, in considering this issue, and without endorsing Canada's re-statement of its view, recalls that it has explained its analytical approach in paras. 5.27-5.29 and accompanying footnotes. It is true, as Canada notes, that Article 1.1(b) does not specify or define "which participant in a subsidized transaction must be the recipient of [a] benefit". It should be recalled, however, that the *SCM Agreement* is a Multilateral Agreement on Trade in Goods in Annex 1A of the *WTO Agreement*. Thus, **the *SCM Agreement* only regulates subsidies in the goods sector. In our view, the text of Article 1.1(b) must be read in this light. We fail to see how a subsidy to a provider of financial services can be a subsidy in the goods sector in cases where the benefit is retained exclusively by the services provider.** We are, therefore, not persuaded by Canada's implied argument that, as long as a financial contribution by a government confers a benefit on *any* of the participants to the supported transaction, including on a lender, there is, without more, a subsidy within the meaning of Article 1.1 of the *SCM Agreement*. On these grounds, we decline Canada's invitation to modify our findings in paras. 5.27-5.51. (強調加筆)

**a-2:** *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会 (WT/DS257/AB/R)

本条は、利益をもたらす全ての政府の措置が対象となるものではなく、各号に規定された措置に限定される。

脚注 35: We note, however, that not all government measures capable of conferring benefits would necessarily fall within Article 1.1(a). If that were the case, there would be no need for Article 1.1(a), because all government measures conferring benefits, *per se*, would be subsidies. In this regard, we find informative the discussion of the negotiating history of

the *SCM Agreement* contained in the panel report in *US – Export Restraints*, which was not appealed. That panel, at paragraph 8.65 of the panel report, said that the:

... negotiating history demonstrates ... that the requirement of a financial contribution from the outset was intended by its proponents precisely to ensure that not all government measures that conferred benefits could be deemed to be subsidies. This point was extensively discussed during the negotiations, with many participants consistently maintaining that only government actions constituting financial contributions should be subject to the multilateral rules on subsidies and countervailing measures. (footnote omitted)

**b-1: US – Lead and Bismuth II 上級委員会 (WT/DS138/AB/R)**

第 1.1 条は資金面での貢献及び利益が存在したことを示さなければならない時期について言及するものではない。

59. The United States also appeals the Panel's finding that the investigating authority must demonstrate the existence, during the relevant period of investigation or review, of a continued "benefit" from a prior "financial contribution". The United States argues that the use of the present tense of the verb "is conferred" in Article 1.1 of the *SCM Agreement* shows that an investigating authority must demonstrate the existence of "benefit" only at the time the "financial contribution" was made. The United States also relies on the context of Article 1.1, in particular Articles 14 and 27.13 of the *SCM Agreement*, in support of this interpretation. (脚注省略)

60. Article 1.1 sets out the definition of a subsidy for the purposes of the *SCM Agreement*. However, **Article 1.1 does not address the time at which the "financial contribution" and/or the "benefit" must be shown to exist.** We therefore consider that Article 1.1 does not provide a basis for the argument made by the United States. We also find nothing in Articles 14 or 27.13 of the *SCM Agreement* that supports the United States' position. (強調加筆)

なお、以下に参考までに本件のパネルの判断を記載する。

**US – Lead and Bismuth II パネル (WT/DS138/R) SCM 協定第 1.1 条(a)**

第 1.1 条の文言において現在形が使用されているのは、「資金面での貢献」及び「利益」が調査又はレビューの期間中に存在していなければならないことを意味している。

6.73 We are not convinced by the US interpretation of the use of the present tense in Article 1.1 of the *SCM Agreement*. In our view, **the use of the present tense simply means that the requisite "financial contribution" and "benefit" must exist during the relevant period of investigation or review.** The use of the present tense does not speak to the issue of whether or not the existence of "benefit" should be determined at the time of bestowal of the "financial contribution", or whether or not there is any need for any subsequent review of the original determination of "financial contribution" and /

or "benefit". It simply means that when an investigation or review takes place, the investigating authority must establish the existence of a "financial contribution" and "benefit" during the relevant period of investigation or review. Only then will that investigating authority be able to conclude, to the satisfaction of Article 1.1 (and Article 21), that there **is** a "financial contribution", and that a "benefit" **is** thereby conferred.  
(脚注省略、強調加筆)

**c-1: Korea – Commercial Vessels パネル (WT/DS273/R)**

第 1.1 条(a)(1)に言う「公的機関」には、政府又はその他の公的機関により「支配」されている団体を含む。本件において韓国輸出入銀行は 100%韓国政府により所有されており、またその役員は韓国政府により指名されているため、公的機関である。

7.50 In our view, **an entity will constitute a "public body" if it is controlled by the government (or other public bodies)**. If an entity is controlled by the government (or other public bodies), then any action by that entity is attributable to the government, and should therefore fall within the scope of Article 1.1(a)(1) of the *SCM Agreement*. We consider that KEXIM is a "public body" because it is controlled by GOK. This is evidenced primarily by the fact that KEXIM is 100 per cent owned by GOK or other public bodies. Evidence suggesting governmental control over KEXIM also lies in the fact that the operations of KEXIM are presided over by a President (Article 9(1) of the KEXIM Act) appointed and dismissed by the President of the Republic of Korea (Article 11(1) of the KEXIM Act), and that the KEXIM President shall be assisted by a Deputy President and Executive Directors (Article 9(2) and (3) of the KEXIM Act) to be appointed and dismissed by the Minister of Finance and Economy upon the recommendation of the President of KEXIM (Article 11(2) of the KEXIM Act). Government control is also exercised through the Ministerial approval of the annual KEXIM Operation Programs (Article 21 of the KEXIM Act). (脚注省略、強調加筆)

**d-1: Brazil – Aircraft 上級委員会 (WT/DS46/AB/R)**

SCM 協定第 1.1 条の資金面での貢献と利益とは別途の法的要件であり、ある政府の行為が同条の資金面での貢献にあたるか否かは利益の存在に左右されない。

157. In our view, the Panel did not have to determine whether the export subsidies for regional aircraft under PROEX constituted a "direct transfer of funds" or a "potential direct transfer of funds", within the meaning of Article 1.1(a)(i), in order to determine when the subsidies are "granted" for the purposes of Article 27.4. Moreover, the Panel compounded its error in finding that the "financial contribution" in the case of PROEX subsidies is *not* a "potential direct transfer of funds" by reasoning that a letter of commitment does not confer a "benefit". In this way, **in its interpretation of Article 1.1(a)(i), the Panel imported the notion of a "benefit" into the definition of a "financial contribution"**. This was a mistake. We see the issues – and the respective definitions – of a "financial contribution" and a "benefit" as two separate legal elements in Article 1.1 of the *SCM Agreement*, which *together* determine whether a subsidy *exists*, and not whether it is

*granted* for the purpose of calculating the level of a developing country Member's export subsidies under Article 27.4 of that Agreement. (脚注省略、強調加筆)

**ii. 第1.1条(a)(1)(i)**

a government practice involves a direct transfer of funds (e.g. grants, loans, and equity infusion), potential direct transfers of funds or liabilities (e.g. loan guarantees);

政府が資金の直接的な移転を伴う措置（例えば、贈与、貸付け及び出資）、資金の直接的な移転の可能性を伴う措置又は債務を伴う措置（例えば、債務保証）をとること。

**1. 条文解釈**

**a.** 「政府の措置」の意味： 「政府の措置」とは、政府または公的機関のおこなった第 1.1 条(a)(1)(i)に掲げる行為を意味する。政府の行為の性質を指しているものではない。

**b.** 「資金」の意味： 「資金」とは、「金銭」のみではなく、より一般的に、財源（financial resource）及びその他の金融債権（financial claims）の意味を含む。ある資金面での貢献は、第 1.1 条(a)(1)の複数の号に該当することがある。債務の株式転換、旧融資の更新は、債務免除の側面もあるものの、受領者の財務状況を改善する政府の措置であり、資金の直接的な移転にあたる。

**2. パネル・上級委員会の判断**

**a.** について：

**a-1:** *Korea – Commercial Vessels* パネル (WT/DS273/R), パラ 7.28-7.29

**b.** について：

**b-1:** *Korea – Commercial Vessels* パネル (WT/DS273/R), パラ 7.420

**b-2:** *Japan – DRAMs (Korea)* パネル (WT/DS336/R), パラ 7.439-7.442

**b-3:** *Japan – DRAMs (Korea)* 上級委員会 (WT/DS/336/AB/R), パラ 250-251

**a-1:** *Korea – Commercial Vessels* パネル (WT/DS273/R)

文脈から、第 1.1 条(a)(1)(i)の「政府の措置」（government practice）の「政府」には政府及び公的機関の双方が含まれ、また、「措置」とは、行為を為す主体を示している。即ち、「政府の措置」とは、政府または公的機関のおこなった第 1.1 条(a)(1)(i)に掲げる行為を意味する。政府の行為の性質を指しているものではない。

7.28 We do not accept Korea's argument that there is only a "financial contribution" in the meaning of Article 1.1(a)(1)(i) if the relevant government or public body is engaged in "government practice" such as regulation or taxation. Article 1.1(a)(1) states in relevant part that the term "government" refers to both "government" and "public body". Since the phrase **"government practice" in Article 1.1(a)(1)(i) therefore refers to the practice of both governments and public bodies**, the practice at issue need not necessarily be purely "governmental" in the narrow sense advocated by Korea. In this regard, we consider that the concept of "financial contribution" is writ broadly to cover government and public body actions that might involve subsidization. Whether the government or public body action in fact gives rise to subsidization will depend on whether it gives rise to a "benefit". Since the concept of "benefit" acts as a screen to filter out commercial conduct, it is not necessary to introduce such a screen into the concept of "financial contribution". (強調加筆)

7.29 In our view, the phrase "government practice" in Article 1.1(a)(1)(i) is simply a grammatical construction, or series of words, chosen because sub-paragraph (i) of Article 1.1(a)(1) could not have been drafted in the direct form. As such, **it refers to cases ("practice") where governments or public bodies provide direct or potential direct transfers of funds**. The phrase "government practice" is therefore used to denote the author of the action, rather than the nature of the action. "Government practice" therefore covers all acts of governments or public bodies, irrespective of whether or not they involve the exercise of regulatory powers or taxation authority. If the phrase "government practice" fulfils the filtering role advocated by Korea, this phrase would presumably also have been included in sub-paragraphs (ii) and (iii) of Article 1.1(a)(1). In particular, we would have expected it to be included in sub-paragraph (iii), such that only the provision of goods and services pursuant to the exercise of regulatory powers or taxation authority would be covered by that provision. However, sub-paragraph (iii) is not drafted in this way. (脚注省略、強調加筆)

**b-1: Korea – Commercial Vessels パネル (WT/DS273/R)**

債務の株式転換は対価に応じて株式を発行するところから出資の一形態であり、出資は第 1.1 条(a)(1)(i)において明確に資金面での貢献の一形態であるとされるところから、債務の株式転換は同項により資金面での貢献と認められる。

7.420 Furthermore, we consider that the EC and US arguments regarding Articles 1.1(a)(1)(i) and 14(a) of the *SCM Agreement* are both compelling. In particular, the fact that equity infusions are explicitly designated as "financial contributions" suggests to us that the *SCM Agreement* does not preclude the owner of a company making a "financial contribution" to that company. Equity infusions and debt-for-equity swaps have the same effect, in the sense that equity changes hands against consideration in both cases (and subsidization arises if the amount of consideration is less than the market would have provided). Also, a debt/equity swap comprises an element of equity infusion. Accordingly, we consider that the references to equity infusions in Articles 1.1(a)(1)(i) and 14(a) of the *SCM Agreement* provide a strong contextual basis for rejecting Korea's argument that there is no financial contribution because one cannot make a financial contribution to oneself.

**b-2: Japan – DRAMs (Korea) パネル (WT/DS336/R)**

ある資金面での貢献は、第 1.1 条(a)(1)の複数の号に該当することがある。債務の株式転換、旧融資の更新は、債務免除の側面もあるものの、借主に新たな金銭的価値を移転するものであり、資金の直接的な移転にあたる。

7.439 This claim raises the issue of whether the modification of loan repayment terms (including extensions of the maturities of existing loans, reductions of the interest rates on existing loans, and conversion of interest to principal) and debt-to-equity swaps can be characterized as transactions involving a "direct transfers of funds" within the meaning of Article 1.1(a)(1)(i). In addressing this claim, **we do not exclude that certain of the relevant transactions might be covered simultaneously by different sub-paragraphs of Article 1.1(a)(1).** ... (脚注省略、強調加筆)

...

7.442 We do not accept that the relinquishment or modification of claims may not, in certain circumstances, be treated as the transfer of new claims, giving rise to new rights and obligations. For example, **once one analyses what actually occurs in the transaction, the modification of an existing loan may properly be treated as the transfer of new rights to the recipient of the modified loan.** The borrower's old rights no longer exist. They have been replaced by new rights. In this sense, the modified loan may properly be treated as a new loan. Thus, the modification of a loan through debt forgiveness involves the transfer of new rights to the borrower, who is now liberated of the obligation to repay the debt, and instead has the right to use the money for free. Similarly, the modification of a loan through an extension of the loan maturity involves the transfer of new rights to the borrower, who is now entitled to borrow the money for a longer period of time. **Since the new rights that are transferred in such transactions have monetary value, and may be counted in a (legal or natural) person's capital, we consider that such transactions may properly be treated as "direct transfers of funds" in the meaning of Article 1.1(a)(1)(i) of the SCM Agreement.** We apply the same analysis to debt-to-equity swaps, for the relinquishment and modification of claims inherent in such transactions similarly results in new rights, or claims, being transferred to the former debtor. (強調加筆)

**b-3: Japan – DRAMs (Korea) 上級委員会 (WT/DS/336/AB/R)**

「資金」という単語は、「金銭」のみではなく、より一般的に、財源 (financial resource) 及びその他の金融債権 (financial claims) の意味を含む。債務の株式転換、旧融資の更新は、受領者の財務状況を改善する政府の措置であり、資金の直接的な移転にあたる。資金の直接的な移転にあたる。

250. In our view, the term "funds" encompasses not only "money" but also financial resources and other financial claims more generally. The concept of "transfer of funds" adopted by Korea is too literal and mechanistic because it fails to encapsulate how financial transactions give rise to an alteration of obligations from which an accrual of financial resources results. We are unable to agree that direct transfers of funds, as contemplated in Article 1.1(a)(1)(i), are confined to situations where there is an incremental flow of funds to the recipient that enhances the net worth of the recipient. Therefore, the Panel did not err in

finding that the JIA properly characterized the modification of the terms of pre-existing loans in the present case as a direct transfer of funds.

251. We observe that the words "grants, loans, and equity infusion" are preceded by the abbreviation "e.g.", which indicates that grants, loans, and equity infusion are cited examples of transactions falling within the scope of Article 1.1(a)(1)(i). This shows that transactions that are similar to those expressly listed are also covered by the provision. Debt forgiveness, which extinguishes the claims of a creditor, is a form of performance by which the borrower is taken to have repaid the loan to the lender. The extension of a loan maturity enables the borrower to enjoy the benefit of the loan for an extended period of time. An interest rate reduction lowers the debt servicing burden of the borrower. In all of these cases, **the financial position of the borrower is improved and therefore there is a direct transfer of funds within the meaning of Article 1.1(a)(1)(i).** (強調加筆)

### iii. 第1.1条(a)(1)(ii)

government revenue that is otherwise due is foregone or not collected (e.g. fiscal incentives such as tax credits)<sup>1</sup>;

1 In accordance with the provisions of Article XVI of GATT 1994 (Note to Article XVI) and the provisions of Annexes I through III of this Agreement, the exemption of an exported product from duties or taxes borne by the like product when destined for domestic consumption, or the remission of such duties or taxes in amounts not in excess of those which have accrued, shall not be deemed to be a subsidy.

政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないこと（例えば、税額控除等の財政による奨励）<sup>1</sup>。

注1 千九百九十四年のガット第十六条（第十六条の注釈及び補足規定）及びこの協定の附属書Iから附属書IIIまでの規定に基づき、いずれかの輸出産品が、国内消費に向けられる同種の産品に課される関税若しくは内国税を免除されること又はこれらの関税若しくは内国税が課されたときにその額を超えない額だけ払戻しを受けることは、補助金とはみなさない。

## 1. 条文解釈

a. 「収入」の意味： 「収入」とは、例えば「公的支出の源泉となる政府または国家の年間収入」を指す。

b. 「その他（収入と）なるべきもの」の意味： 「（その収入と）なるべきもの」（otherwise due）という文言から、一定の範囲についての規範的ベンチマークと争われている措置に基づく収入と、当該措置がない場合との比較がなされなければならないことが示されている。何をもって otherwise due となるかは、当該国の税制度に拠ることとなる。

c. 「放棄し又は徴収しないこと」の意味： 財政的観点からすれば徴収できるところから税を徴収しなかったという事実のみをもってしては、第1.1条(a)(1)(ii)の税の免除を構成しない。加盟国は課税の主権を有している。よって、同号による資金面での貢献を検討するにあたっては、問題とされた措置について、当該加盟国の制

度において、比較可能な状況における納税者の類似の所得の会計的取扱と比較検討することが重要である。

d. 附属書関連： SCM 協定脚注 1 は輸出製品に関する税の免除を対象としており、本件における自動車の輸入に適用される輸入税の免除は対象とはならない。

## 2. パネル・上級委員会の判断

a. について：

a-1: *Canada – Autos* パネル (WT/DS139/R, WT/DS142/R), パラ 10.159-10.161

b. について：

b-1: *US – FSC* 上級委員会 (WT/DS108/AB/R), パラ 90-91

b-2: *US – FSC* パネル (WT/DS108/R), パラ 7.45

c. について：

c-1: *US – FSC (Article 21.5 – EC)* 上級委員会 (WT/DS108/AB/RW), パラ 88-102

c-2: *Canada – Autos* 上級委員会 (T/DS139/AB/R, WT/DS142/AB/R), パラ 91

d. について：

d-1: *Canada – Autos* 上級委員会 (WT/DS139/AB/R, WT/DS142/AB/R), パラ 92

d-2: *Canada – Autos* パネル (WT/DS139/R, WT/DS142/R), パラ 10.169

a-1: *Canada – Autos* パネル (WT/DS139/R, WT/DS142/R)

SCM 協定第 1.1 条(a)(1)(ii)の「収入」とは、例えば「公的支出の源泉となる政府または国家の年間収入」を指す。「otherwise」とは「その他の状況」を指す。「due」とは「義務または負債として支払うべき」ことを指す。

関税は「政府の収入」であり、1998 年自動車関税令 (MVTO 1998) 及び特別軽減令 (SROs) による輸入税の免除がなければ、これらの会社は税を支払う義務があるため、当該免除は政府の収入となるべきものの放棄を構成する。

加盟国が譲許率より低い関税を適用したという事実だけでは、収入となるべきものの放棄を意味しないが、かかる免除を輸入者に差別的に適用することは、GATT 第 I 条に不整合であるばかりでなく、SCM 協定の問題ともなる。

10.159 It will be recalled that, under Article 1 of the SCM Agreement, there is a financial contribution and hence a possible subsidy where "government revenue that is otherwise due is foregone or not collected (e.g. fiscal incentives such as tax credits)". The term "revenue" has been defined, *inter alia*, as "[t]he annual income of a government or State, from all

sources, out of which public expenses are met". The word "otherwise" has been defined, *inter alia*, to mean "in other circumstances". The adjective "due" has been defined, *inter alia*, to mean "[t]hat is owing or payable as an obligation or debt". (脚注省略)

10.160 Examining the Canadian import duty exemption in light of the ordinary meaning of the words above, we consider that customs duties represent "government revenue". In respect of whether the customs duties at issue in this case represent government revenue otherwise due, we recall that the import duty exemption is accorded to particular importers and not to others, and further consider that, **in the absence of the import duty exemption, imports by manufacturer beneficiaries which are shielded from duties by that exemption would be subject to duties.** In respect of whether those customs duties represent the foregoing of government revenue otherwise due, we recall that Canada applies an MFN duty on motor vehicles originating in non-NAFTA countries at the rate of 6.1 per cent. We further recall that certain duties continue to apply with respect to imports originating in NAFTA countries. While light trucks from Mexico and all motor vehicles from the United States enter Canada duty-free under the NAFTA, motor vehicles from Mexico other than light trucks are subject to 1.3 or 2.4 per cent duties. Finally, we recall that, in order for motor vehicles to qualify for the preferential duty treatment applicable with respect to imports originating in NAFTA countries, they must satisfy certain rules of origin and reporting requirements which are not applicable in order to receive the import duty exemption at issue in this dispute. Thus, even motor vehicles imported from Mexico and the United States in a tariff category subject to zero duty would not necessarily be eligible for duty-free treatment absent the import duty exemption. Accordingly, absent the import duty exemption accorded to certain companies under the MVTO 1998 and the SROs, those companies would be liable to pay duties of up to 6.1 per cent on the motor vehicles in question. We find, therefore, that the import duty exemption constitutes the "foregoing" of government revenue which is "otherwise due". (脚注省略、強調加筆)

10.161 We now address Canada's argument that, if an import duty exemption were necessarily treated as revenue foregone, a subsidy would exist every time a WTO Member applied a rate lower than its bound rate, and this would be contrary to the object and purpose of the WTO Agreement, which explicitly identifies tariff reductions as contributing to the objectives of the Agreement. In our view, a Member's bound rate merely represents the *maximum* duty a Member may impose in respect of imports from WTO Members; the mere fact that a WTO Member applies a level of duties lower than the bound rate would not mean that it is foregoing revenue that is "otherwise due". More importantly, while the preamble to the WTO Agreement recognises that the "substantial reduction of tariffs" contributes to fulfilling certain objectives of the WTO Agreement, it does not follow that tariff reductions will always be WTO-consistent. For example, **the reduction of tariffs in a discriminatory manner could give rise to a violation of Article I of GATT 1994. Similarly, we consider that the foregoing of government revenue otherwise due, in the form of customs duties, and in a manner which is specific within the meaning of Article 2, may give rise to a subsidy which is subject to the disciplines of the SCM Agreement.** (脚注省略、強調加筆)

**b-1: US – FSC 上級委員会 (WT/DS108/AB/R)**

「(その収入と)なるべきもの」(otherwise due)という文言から、一定の範囲についての規範的ベンチマークと争われている措置に基づく収入と、当該措置がない場合との比較がなされなければならないことが示されている。WTO加盟国は特定の分野に課税し、または課税しない主権を有しているが、当該主権はWTOの義務を尊重して行使されなければならない。何をもちて otherwise due となるかは、当該国の税制度に拠ることとなる。但し、パネルが適用した「なかりせば」(but for)テストは全ての事例に適用されなければならないものではないことに注意を要する。

90. We turn now to the definition of the term "subsidy" and, in particular, to Article 1.1(a)(1)(ii), which provides that there is a "financial contribution" by a government, sufficient to fulfil that element in the definition of a "subsidy", where "government revenue that is *otherwise due* is foregone or not collected". (emphasis added) In our view, the "*foregoing*" of revenue "*otherwise due*" implies that less revenue has been raised by the government than would have been raised in a different situation, or, that is, "otherwise". Moreover, the word "foregone" suggests that the government has given up an entitlement to raise revenue that it could "otherwise" have raised. This cannot, however, be an entitlement in the abstract, because governments, in theory, could tax *all* revenues. **There must, therefore, be some defined, normative benchmark against which a comparison can be made between the revenue actually raised and the revenue that would have been raised "otherwise"**. We, therefore, agree with the Panel that the term "otherwise due" implies some kind of comparison between the revenues due under the contested measure and revenues that would be due in some other situation. We also agree with the Panel that the basis of comparison must be the tax rules applied by the Member in question. To accept the argument of the United States that the comparator in determining what is "otherwise due" should be something other than the prevailing domestic standard of the Member in question would be to imply that WTO obligations somehow compel Members to choose a particular kind of tax system; this is not so. **A Member, in principle, has the sovereign authority to tax any particular categories of revenue it wishes. It is also free *not* to tax any particular categories of revenues. But, in both instances, the Member must respect its WTO obligations. What is "otherwise due", therefore, depends on the rules of taxation that each Member, by its own choice, establishes for itself.** (強調加筆)

91. The Panel found that the term "otherwise due" establishes a "but for" test, in terms of which the appropriate basis of comparison for determining whether revenues are "otherwise due" is "the situation that would prevail but for the measures in question". In the present case, this legal standard provides a sound basis for comparison because it is not difficult to establish in what way the foreign-source income of an FSC would be taxed "but for" the contested measure. However, we have certain abiding reservations about applying any legal standard, such as this "but for" test, in the place of the actual treaty language. Moreover, we would have particular misgivings about using a "but for" test if its application were limited to situations where there actually existed an alternative measure, under which the revenues in question would be taxed, absent the contested measure. It would, we believe, not be difficult to circumvent such a test by designing a tax regime under which there would be *no* general rule that applied formally to the revenues in question, absent the contested measures. **We observe, therefore, that, although the Panel's "but for" test works in this case, it may not work in other cases.** We note, however, that, in this dispute, the European Communities does not contest either the Panel's interpretation of the term "otherwise due" or the Panel's

application of that term to the facts of this case. The United States also accepts the Panel's interpretation of that term as a general proposition. (脚注省略、強調加筆)

**b-2: US – FSC パネル (WT/DS108/R)**

第 1.1 条(a)(1)(ii)の 政府が放棄しまたは徴収しなかった「(その収入と) なるべきもの」(otherwise due)であるか否かは、当該措置がなくても存在する状況を検証しなければならぬ(「なかりせば」(but for)テスト)。

7.45 In accordance with its ordinary meaning, we took the term "*otherwise due*" to refer to the situation that would prevail but for the measures in question. It is thus a matter of determining whether, absent such measures, there would be a higher tax liability. In our view, this means that a panel, in considering whether revenue foregone is "*otherwise due*", must examine the situation that would exist but for the measure in question. Under this approach, the question presented in this dispute is whether, if the FSC scheme did not exist, revenue would be due which is foregone by reason of that scheme.

**c-1: US – FSC (Article 21.5 – EC) 上級委員会 (WT/DS108/AB/RW)**

財政的観点からすれば徴収できるところから税を徴収しなかったという事実のみのもってしては、第 1.1 条(a)(1)(ii)の税の免除を構成しない。加盟国は課税の主権を有している。よって、同号による資金面での貢献を検討するにあたっては、問題とされた措置について、当該加盟国の制度において、比較可能な状況における納税者の類似の所得の会計的取扱と比較検討することが重要である。本件では、米国法における他の外国源泉所得の取扱いと、問題とされている適格外国取引所得とを比較することが必要である。この比較から、特筆すべき違いがあることが明確である。

88. There are several elements in this statement that bear repeating. The first is that, under Article 1.1(a)(1)(ii), a "financial contribution" does not arise simply because a government does not raise revenue which it could have raised. It is true that, from a *fiscal* perspective, where a government chooses not to tax certain income, no revenue is "*due*" on that income. However, although a government might, in a sense, be said to "*forego*" revenue in this situation, this alone gives no indication as to whether the revenue foregone was "*otherwise due*". In other words, **the mere fact that revenues are not "*due*" from a fiscal perspective does not determine that the revenues are or are not "*otherwise due*" within the meaning of Article 1.1(a)(1)(ii) of the *SCM Agreement*.** (強調加筆)

89. A second element which emerges from our earlier Report is that the treaty phrase "*otherwise due*" implies a comparison with a "defined, normative benchmark". **The purpose of this comparison is to distinguish between situations where revenue foregone is "*otherwise due*" and situations where such revenue is *not* "*otherwise due*".** As Members, in principle, have the sovereign authority to determine their own rules of taxation, the comparison under Article 1.1(a)(1)(ii) of the *SCM Agreement* must necessarily be between the rules of taxation contained in the contested measure and other rules of taxation of the Member in question. Such a comparison enables panels and the Appellate Body to reach an objective conclusion, on the basis of the rules of taxation established by a Member, by its own choice, as to whether the contested measure involves the foregoing of revenue that

would be due in some other situation or, in the words of the *SCM Agreement*, "otherwise due". (強調加筆)

92. In addition, **it is important to ensure that the examination under Article 1.1(a)(1)(ii) involves a comparison of the fiscal treatment of the relevant income for taxpayers in comparable situations.** For instance, if the measure at issue is concerned with the taxation of foreign-source income in the hands of a domestic corporation, it might not be appropriate to compare the measure with the fiscal treatment of such income in the hands of a foreign corporation. (強調加筆)

...

98. As we said earlier, under Article 1.1(a)(1)(ii) of the *SCM Agreement*, the normative benchmark for determining whether revenue foregone is otherwise due must allow a comparison of the fiscal treatment of comparable income, in the hands of taxpayers in similar situations. Accordingly, in identifying the normative benchmark for comparison in these proceedings, we must look to the United States' other rules of taxation applicable to the foreign-source income of United States' citizens and residents earned through the sale or lease of property, or through the performance of "related" services. In so doing, we must ascertain whether, and to what extent, the United States imposes tax on foreign-source income of United States citizens and residents, including the income covered by the measure at issue which the United States considers to be foreign-source income. In other words, our inquiry under Article 1.1(a)(1)(ii) is not simply ended at this stage of analysis because the measure involves an allocation of income between domestic- and foreign-source income. Rather, **we must compare the way the United States taxes the portion of the income covered by the measure, which it treats as foreign-source, with the way it taxes other foreign-source income under its own rules of taxation.** (脚注省略、強調加筆)

...

102. In so doing, there appears to be a marked contrast between the "other rules" of taxation applicable to foreign-source income and the rules of taxation applicable to QFTI. For United States citizens and residents, the United States, in principle, taxes *all* foreign-source income, subject to permissible deductions, although the United States grants tax credits for foreign taxes paid. However, under the ETI measure, QFTI is definitively excluded from United States taxation.

#### **c-2: Canada – Autos 上級委員会 (T/DS139/AB/R, WT/DS142/AB/R)**

*United States – FSC* (DS108) において述べた通り、その他の場合であれば徴収することができた収入 (MFN 輸入関税 6.1%) を徴収しなかったのであるから、「政府収入となるべきものの放棄」である。

91. The principles stated in that case also apply here. We note, once more, that Canada has established a normal MFN duty rate for imports of motor vehicles of 6.1 per cent. Absent the import duty exemption, this duty would be paid on imports of motor vehicles. Thus, through the measure in dispute, the Government of Canada has, in the words of *United States – FSC*, "given up an entitlement to raise revenue that it could 'otherwise' have raised." More

specifically, through the import duty exemption, Canada has ignored the "defined, normative benchmark" that it established for itself for import duties on motor vehicles under its normal MFN rate and, in so doing, has foregone "government revenue that is otherwise due". (脚注省略)

**d-1: Canada – Autos 上級委員会 (WT/DS139/AB/R, WT/DS142/AB/R)**

SCM 協定脚注 1 は輸出産品に関する税の免除を対象としており、本件における自動車の輸入に適用される輸入税の免除は対象とはならない。

92. Canada argues that the measure is "analogous" to the situation described in footnote 1 to the *SCM Agreement*, which provides that "the exemption of an exported product from duties or taxes borne by the like product when destined for domestic consumption, or the remission of such duties or taxes in amounts not in excess of those which have accrued, shall not be deemed to be a subsidy." We do not share Canada's view. Footnote 1 to the *SCM Agreement* deals with duty and tax exemptions or remissions for *exported* products. The measure at issue applies, in contrast, to *imports* of motor vehicles which are sold for consumption in Canada. For this reason, we do not consider that footnote 1 bears upon the import duty exemption at issue in this case.

**d-2: Canada – Autos パネル (WT/DS139/R, WT/DS142/R)**

同上。

10.169. Item (i) of the Illustrative List relates to import charges, and is thus most closely related to the measures at hand. Under item (i), the remission or drawback of import charges "in excess of those levied on imported inputs that are consumed in the production of the exported product" is a prohibited export subsidy. Thus, the concept of "excessive" remission or drawback of import charges involves a comparison between the import duties levied on inputs consumed in the production of an exported product, on the one hand, and the amount of the remission or drawback granted on the other. In the case at hand, Canada has never contended that the import duty exemption in question represents the remission or drawback of import charges on imported inputs that are consumed in the production of exported products. On the contrary, qualifying motor vehicle manufacturers earn an import duty exemption in respect of motor vehicles that are sold in the Canadian market. Nor has Canada made any effort to demonstrate that the amount of the import duty exemption was calculated as a function of, or in fact bears any relationship to, the import charges levied on imported inputs that are consumed in the production of an exported product. Thus, we fail to understand how the concept of "excessive" exemption or remission is of relevance to this dispute, or in what sense it could be said that Canada's import duty exemption in this case is not "excessive". (脚注省略)

**iv. 第1.1条(a)(1)(iii)**

a government provides goods or services other than general infrastructure, or purchases goods;

政府が一般的な社会資本以外の物品若しくは役務を提供し又は物品を購入すること。

## 1. 条文解釈

a. 本条の「物品若しくは役務」の範囲： 「物品またはサービス」の文言から、本条には、明示的に除外されている一般的な社会資本の提供を除き、金銭に代わる全ての提供がこれに含まれる。

b. 「物品」の意味： 「物品」とは、「金銭以外の有形財産又は動産」を意味し、その定義は非常に広い。このうち、第 1.1 条(a)(1)(iii)において唯一除外されているのは、一般的な社会資本（general infrastructure）のみであり、取引可能なものまたは関税分類にあるものに限定されたものではない。また、本条における「物品」の範囲に特段の制限は規定されておらず、したがって、その意味するところは、その文脈から解釈される。他の WTO 協定において製品と同義であるとされていることに拘束されない。

政府からの立木伐採権の提供は立木の提供と何ら相違があるものではない。

## 2. パネル・上級委員会の判断

a. について：

**a-1:** *US – Softwood Lumber III* パネル (WT/DS236/R), パラ 7.28

b. について：

**b-1:** *US – Softwood Lumber III* パネル (WT/DS236/R), パラ 7.21-7.24

**b-2:** *US – Softwood Lumber IV* パネル (WT/DS257/R), パラ 7.15, 7.24-7.28

**b-3:** *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会 (WT/DS257/AB/R), パラ 75

**a-1:** *US – Softwood Lumber III* パネル (WT/DS236/R)

第 1.1 条(a)(1)(iii)は「物品またはサービス」としており、明示的に除外されている一般的な社会資本の提供を除き、金銭に代わる全ての提供がこれに含まれる。

7.28 In our view however, although in many cases the general word "good" may indeed be used as an equivalent of the term "products", this does not imply that this necessarily is always so, precisely because "goods" is a term with a broad and general meaning. Canada refers to certain provisions which contain the term "imported goods", and concludes on that basis that wherever the term "goods" is used in the Agreement, it refers to products which are capable of being imported and traded across borders. We find no basis for such a conclusion in the text of the SCM Agreement. Although "goods" in Article 1.1(a)(1)(iii) SCM Agreement certainly includes tradable products, there is no reason to limit its meaning to only

such products, particularly where the immediate context in which the term is used does not suggest such a limitation. In particular, this provision states that when the government provides "goods or services", this constitutes a financial contribution. The "goods" in question are not imported or exported, simply provided by the government, and nothing suggests therefore that the goods in question need to be tradeable products with a potential or actual tariff line. **Goods in this context are distinguished from services, and in our view the two cover the full spectrum of in-kind transfers the government may undertake by providing resources to an enterprise.** Our view is reinforced by the fact that there is only one exception among all possible goods and services that could be provided by the government - general infrastructure - which is explicitly defined as not constituting a financial contribution. We thus find that there is no basis in the text of the SCM Agreement to conclude that "goods" in Article 1.1 is limited to products with an actual or potential tariff line. (強調加筆)

**b-1: US – Softwood Lumber III パネル (WT/DS236/R)**

「物品」とは、金銭以外の有形財産又は動産を意味する。このうち、第 1.1 条 (a)(1)(iii)において唯一除外されているのは、一般的な社会資本 (general infrastructure) のみであり、取引可能なものまたは関税分類にあるものに限定されたものではない。

7.21 The term "goods" has been defined in many ways in various dictionaries. Black's Law Dictionary, for example, defines "goods" as "tangible or movable personal property other than money; especially articles of trade or items of merchandise <goods and services>". Black's Law Dictionary adds that "[g]oods means all things, including specially manufactured goods, that are movable at the time of identification to a contract for sale and future goods. The term includes the unborn young of animals, growing crops, and other identified things to be severed from real property ...". (脚注省略)

7.22 Other dictionaries define a "good" as "personal property having intrinsic value but [usually] excluding money, securities, and negotiable instruments." The ordinary meaning of the word "goods" is thus very broad and in and of itself does not seem to place any limits on the kinds of "tangible or movable personal property, other than money" that could be considered a "good". (脚注省略)

7.23 In Article 1.1(a)(1)(iii) SCM Agreement, "goods" is used in the context of "goods or services other than general infrastructure". We consider that **the context in which the term "goods" is used in Article 1.1(a)(1)(iii) SCM Agreement confirms the broad ordinary meaning of "goods" as tangible or movable personal property, other than money.** In our view, the sentence "goods or services other than general infrastructure" refers to a very broad spectrum of things a government may provide. The fact that the only exception provided for in subparagraph (iii) is general infrastructure reinforces our view concerning the unqualified meaning of the term goods as used in this provision. (強調加筆)

7.24 The object and purpose of Article 1.1 SCM Agreement is to provide a definition of a subsidy for the purposes of the SCM Agreement. Article 1.1(a)(1) SCM Agreement provides that the first element of a subsidy is a "financial contribution by the government". Subparagraphs (i) through (iv) then explain that a financial contribution can exist in a wide

variety of circumstances including, of course, the direct transfer of funds. But subparagraphs (ii) and (iii) show that a financial contribution will also exist if the government does not collect the revenue which it is entitled to or when it gives something or does something for an enterprise or purchases something from an enterprise or a group of enterprises. Subparagraph (iv) ensures that government directed transfers effected through a private entity do not thereby cease to be government transfers. In other words, Article 1.1(a)(1) SCM Agreement provides that a *financial* contribution can exist not only when there is an act or an omission involving the transfer of money, but also in case goods or certain services are provided by the government. In short, Article 1.1(a)(1)(iii) SCM Agreement in its context and in light of its object and purpose establishes that a *financial* contribution also exists in case *goods* or *services* are provided which can be valued and which represent a value to the beneficiary in question. The word "goods" in this context of "goods or services" is intended to ensure that the term financial contribution is not interpreted to mean only a money-transferring action, but encompasses as well an in-kind transfer of resources, with the exception of general infrastructure. (脚注省略)

## **b-2: US – Softwood Lumber IV パネル (WT/DS257/R)**

第 1.1 条(a)(1)(iii)の目的上、カナダ政府が立木伐採権プログラムを通じて伐採業者に対して「物品の提供」をしているか否かが重要であるが、伐採業者が立木を取得する唯一の方法は、政府と伐採に関する契約を締結することにより政府の土地において立木を伐採する権利を得ることであり、伐採権は立木の提供と何ら相違があるものではない。

「物品」とは、通常、「金銭以外の有形財産又は動産」を意味し、その定義は非常に広い。立木は所有することが出来る有形の物体であり、物品に含まれる。本条における「物品」の範囲に特段の制限は規定されておらず、したがって、その意味するところは、その文脈から解釈される。他の WTO 協定において製品と同義であるということに拘束されない。

7.15 ... On the basis of this information provided by Canada we conclude that, in fact, in each province such rights cannot be sold without government permission, and that various types of tenures or licences are not transferable at all. **We wish to emphasise that for purposes of Article 1.1 (a) (1) (iii) SCM Agreement, the exact legal nature of the stumpage contracts is not what is important. Rather, what is important for purposes of the Agreement is whether, through the stumpage programmes, the Canadian provincial governments are "providing a good" to the timber harvesters.** We consider that, in essence, the stumpage programmes provide *standing timber* to the harvesters. Canada acknowledges that the provinces own the forests and the trees that grow in them. The only way for harvesters to obtain the trees standing on government-owned Crown land for harvesting and processing is by concluding stumpage agreements (tenures or licences) with the governments concerning these trees. The only way for the government to provide the standing timber that it owns to the harvesters and the mills for processing is by allowing the harvesters to come on the land and harvest the trees. Such legal rights and obligations are transferred through the stumpage agreements. **It is thus through the stumpage agreements**

**that the governments provide the standing timber to the harvesters.** The price to be paid for the timber, in addition to the volumetric stumpage charge for the trees harvested, consists of various forest management obligations and other in-kind costs relating to road-building or silviculture for example. In return, the tenure holders receive ownership rights over the trees during the period of the tenure. In other words, with the stumpage agreements, ownership over the trees passes from the government to the tenure holders. Standing timber has thus been provided to the tenure holders. (脚注省略、強調加筆)

...

7.24 **The ordinary meaning of the term "goods" as "tangible or movable personal property other than money" is thus very broad** and includes standing timber, as trees are tangible objects which are capable of being owned. This is further confirmed by the explanation in Black's Law Dictionary that a "good" includes "an identified thing to be severed from real property". Standing timber indeed seems to us to be an excellent example of an identified thing that can be severed from real property. We note that in its Sale of Goods Act, the Canadian province of British Columbia, the prime exporter of softwood lumber to the United States, itself defines "goods" as including "growing crops, [...], and things attached to or forming part of the land that are agreed to be severed before sale or under the contract of sale". In our view, this definition of a good certainly includes standing timber. (脚注省略、強調加筆)

...

7.28 We consider that the ordinary meaning of the term "goods", in its context and in light of the object and purpose of the Agreement, does not place the limitations on the meaning of the term suggested by Canada ("tradeable products with a potential or actual tariff line"). In our view, that in many cases in the GATT and the WTO Agreements the general term "good" is used as an equivalent of the term "products", does not imply that this is necessarily always the case. Precisely because of its broad ordinary meaning, the specific content of the term will be determined by the adjective accompanying the term as a sort of qualifier. **In the absence of any such limitations placed on the term, as in Article 1.1 (a) (1) (iii) SCM Agreement, we consider that the term "goods" keeps its broad ordinary meaning.** All that the text of Article 1.1 (a) (1) (iii) SCM Agreement suggests is that the goods or services are capable of being *provided* by a government; it does not address whether they can be imported or traded. The fact that the SCM Agreement relates to subsidies in the trade in goods context only, and does not cover services, does not mean that the "goods" provided by the government necessarily have to be goods that can be traded or that are covered by the GATT as products under Article II. We note in this respect that Article 1.1 (a) (1) (iii) SCM Agreement also mentions the provision of *services* by the government as constituting a financial contribution while the disciplines of the SCM Agreement, as discussed, only apply to trade in *goods*. (強調加筆)

**b-3: US – Softwood Lumber IV 上級委員会 (WT/DS257/AB/R)**

パネルが判断したとおり、伐採権プログラムを通じて政府から伐採業者に提供される立木を伐採する権利は、本件の事実から、即ち、政府による立木の提供である。

75. Turning to the Panel's finding regarding what is provided by provincial stumpage programs, we note that the Panel found that stumpage arrangements give tenure holders a right to enter onto government lands, cut standing timber, and enjoy exclusive rights over the timber that is harvested. Like the Panel, we conclude that such arrangements represent a situation in which provincial governments provide standing timber. Thus, we disagree with Canada's submission that the granting of an intangible right to harvest standing timber cannot be equated with the act of providing that standing timber. **By granting a right to harvest, the provincial governments put particular stands of timber at the disposal of timber harvesters and allow those enterprises, exclusively, to make use of those resources.** Canada asserts that governments do not supply felled trees, logs, or lumber through stumpage transactions. In our view, this assertion misses the point, because felled trees, logs and lumber are all distinct from the "standing timber" on which the Panel based its conclusions. Moreover, what matters, for purposes of determining whether a government "provides goods" in the sense of Article 1.1(a)(1)(iii), is the consequence of the transaction. Rights over felled trees or logs crystallize as a natural and inevitable consequence of the harvesters' exercise of their harvesting rights. Indeed, as the Panel indicated, the evidence suggests that making available timber is the *raison d'être* of the stumpage arrangements. **Accordingly, like the Panel, we believe that, by granting a right to harvest standing timber, governments provide that standing timber to timber harvesters.** We therefore agree with the Panel that, through stumpage arrangements, the provincial governments "provide" such goods, within the meaning of Article 1.1(a)(1)(iii) of the *SCM Agreement*. (脚注省略、強調加筆)

v. 第1.1条(a)(1)(iv)

a government makes payments to a funding mechanism, or entrusts or directs a private body to carry out one or more of the type of functions illustrated in (i) to (iii) above which would normally be vested in the government and the practice, in no real sense, differs from practices normally followed by governments; or

政府が資金調達機関に支払を行うこと、又は政府が民間団体に対し、通常政府に属する任務であって(i)から(iii)までに規定するものの一若しくは二以上を遂行すること若しくは政府が通常とる措置と実質上異なるものをとることを委託し若しくは指示すること。

1. 条文解釈

a. 本号適用の目的・要件： 第1.1条(a)(1)(iv)の本質は、迂回防止規定である。本条の民間団体への指示・委託による資金面での貢献は、(i)政府の指示・委託、(ii)民間団体、(iii)第1.1条(a)(1)の(i)から(iii)に列挙されている1つ以上の任務を遂行すること、(iv)通常政府に属するもの、及び(v)政府が通常とる措置と実質上異なるもの、の5要件から成る。

b. 「民間団体」の意味： 「民間団体」とは、政府又は公的機関以外の全ての者を包含する。

c. 「指示委託」の意味： 政府の指示・委託は、政府が民間企業を代理として用いて資金面での貢献を実施した場合をいう。いかなる政府行為が本号の指示・委託にあたるかを抽象的に特定することは難しい。事実、状況により、政府の「指導」が指示を構成することもあり得る。多くの場合、脅迫、誘引などの形態を含むであろう。しかし、これらは、個別の事件の個別の事実次第である。

d. 「任務のタイプ」の意味： 「任務のタイプ」とは、(i)から(iii)に特定されている任務であり、その他の政府の任務を含むものではない。

## 2. パネル・上級委員会の判断

a. について：

a-1: *US – Export Restraints* パネル (WT/DS194/R), パラ 8.53,

a-2: *US – Export Restraints* パネル (WT/DS194/R), パラ 8.25

a-3: *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会 (WT/DS257/AB/R), パラ 52

a-4: *US – Countervailing Duty Investigation on DRAMs* 上級委員会 (WT/DS296/AB/R), パラ 113

b. について：

b-1: *US – Export Restraints* パネル (WT/DS194/R), パラ 8.49

c. について：

c-1: *US – Export Restraints* パネル (WT/DS194/R), パラ 8.28, 8.41-8.42

c-2: *Korea – Commercial Vessels* パネル (WT/DS273/R), パラ 7.369-7.372

c-3: *US – Countervailing Duty Investigation on DRAMs* 上級委員会 (WT/DS296/AB/R), パラ 116

c-4: *US – Countervailing Duty Investigation on DRAMs* 上級委員会 (WT/DS296/AB/R), パラ 116

a-1/d-1: *US – Export Restraints* パネル (WT/DS194/R)

第 1.1 条(a)(1)(iv)の目的は、(i)乃至(iii)の民間団体を通して迂回することを防止することである。したがって、同号の「任務のタイプ」(type of functions)とは、(i)から(iii)に特定されている任務であり、その他の政府の任務を含むものではない。

8.53 Thus, we find no support in the text of the Agreement for the US reading of the word "type". Rather, in our view, the phrase "type of functions" refers to the physical functions identified in subparagraphs (i)-(iii). In this regard, **we believe that the intention of subparagraph (iv) is to avoid circumvention of subparagraphs (i)-(iii) by a government simply by acting through a private body.** Thus, ultimately, the scope of the actions (the physical functions) covered by subparagraph (iv) must be the same as those covered by subparagraphs (i)-(iii). That is, the difference between subparagraphs (i)-(iii) on the one hand,

and subparagraph (iv) on the other, has to do with the identity of the *actor*, and not with the nature of the *action*. **The phrase "type of functions" ensures that this is the case, that is, that Article 1 covers the types of functions identified in subparagraphs (i)-(iii) whether those functions are performed by the government itself or are delegated to a private body by the government.** (強調加筆)

**a-2: US – Export Restraints パネル (WT/DS194/R)**

民間団体への指示・委託による資金面での貢献は、(i)政府の指示・委託、(ii)民間団体、(iii)第 1.1 条(a)(1)の(i)から(iii)に列挙されている 1 つ以上の任務を遂行すること、(iv) 通常政府に属するもの、及び(v)政府が通常とる措置と実質上異なるもの、の 5 要件から成る。

8.25 The definition of financial contribution in Article 1.1(a)(1)(iv) contains five requirements:

(i) a government "entrusts or directs"

(ii) "a private body"

(iii) "to carry out one or more of the type of functions illustrated in" subparagraphs (i)-(iii) of Article 1.1(a)(1) (in this case the provision of goods)

(iv) "which would normally be vested in the government" and

(v) "the practice, in no real sense, differs from practices normally followed by governments"

**a-3: US – Softwood Lumber IV 上級委員会 (WT/DS257/AB/R)**

第 1.1 条(a)(1)(iv)は、(i)号乃至(iii)号を民間団体を介することにより迂回することを防止する規定である。

52. An evaluation of the existence of a financial contribution involves consideration of the nature of the transaction through which something of economic value is transferred by a government. A wide range of transactions falls within the meaning of "financial contribution" in Article 1.1(a)(1). According to paragraphs (i) and (ii) of Article 1.1(a)(1), a financial contribution may be made through a direct transfer of funds by a government, or the foregoing of government revenue that is otherwise due. Paragraph (iii) of Article 1.1(a)(1) recognizes that, in addition to such monetary contributions, a contribution having financial value can also be made *in kind* through governments providing goods or services, or through government purchases. Paragraph (iv) of Article 1.1(a)(1) recognizes that paragraphs (i) – (iii) could be circumvented by a government making payments to a funding mechanism or through entrusting or directing a private body to make a financial contribution. It accordingly specifies that these kinds of actions are financial contributions as well. This range of government measures capable of providing subsidies is broadened still further by the concept of "income or price support" in paragraph (2) of Article 1.1(a).

**a-4: US – Countervailing Duty Investigation on DRAMs 上級委員会 (WT/DS296/AB/R)**

第 1.1 条(a)(1)(iv)の本質は、迂回防止規定である。

113. We recall, moreover, that Article 1.1(a)(1) of the *SCM Agreement* is concerned with the existence of a financial contribution. Paragraph (iv), in particular, is intended to ensure that governments do not evade their obligations under the *SCM Agreement* by using private bodies to take actions that would otherwise fall within Article 1.1(a)(1), were they to be taken by the government itself. In other words, Article 1.1(a)(1)(iv) is, in essence, an anti-circumvention provision. A finding of entrustment or direction, therefore, requires that the government give responsibility to a private body—or exercise its authority over a private body—in order to effectuate a financial contribution. (脚注省略)

**b-1: US – Export Restraints パネル (WT/DS194/R)**

「民間団体」とは、政府又は公的機関以外の全ての者を包含する。

8.49 We believe that the term "private body" is used in Article 1.1(a)(1)(iv) as a counterpoint to "government" or "any public body" as the actor. That is, **any entity that is neither a government nor a public body would be a private body**. Under this reading of the term "private body", there is no room for circumvention in subparagraph (iv). As it is a government or a public body that would have to entrust or direct under subparagraph (iv), any entity other than a government or a public body could receive the entrustment or direction and could constitute a "private body". This is entirely logical. We do not consider that there is any need for a further definition of "private body", be it in reference to the nature of entrustment or direction or a common characteristic or some other factor. To the contrary, if there were such a further narrowing of the term "private body" in the Agreement, this would effectively exclude from any subsidy disciplines actions by some entities even if the entities in question had been explicitly and affirmatively ordered to take those actions by a government. For these reasons, we conclude that the companies or other entities affected by or reacting to an export restraint would be "private bodies" in the sense of subparagraph (iv). (脚注省略、強調加筆)

**c-1: US – Export Restraints パネル (WT/DS194/R)**

「指示・委託」とは、政府が、民間企業を通じて、ある政策を実行する場合である。委託の場合には委譲 (delegation)、指示の場合には指令 (command) の概念が含まれているが、両方において、(i)委譲又は指令に関する明確な行為、(ii)特定の者に向けられていること、及び(iii)ある任務が誰かに委譲・指令されていることの 3 要素が必要である。

第 1.1 条(a)(1)(iv)における指示委託を検討するにあたっては、政府の措置に焦点を当てる必要があるのであって、その措置により生ずる効果が問題ではなく、また、政府が単に期待している効果でも不十分である。措置と効果は結びついていなければならない。

{W&C 注： このパネル判断は、*US – Countervailing Duty Investigation on DRAMs* (DS296) 上級委員会報告により覆されている。したがって、第 1.1 条(a)(1) (iv) の解釈はこのパネル判断に依拠すべきではない。}

8.28 In our view, the requirement of "entrustment" or "direction" in subparagraph (iv) refers to the situation in which the government executes a particular policy by operating through a private body. The question in this dispute relates to the conditions under which the government can be considered to be operating through a private body as foreseen by subparagraph (iv). The dictionary meaning of the word "entrust" is, *inter alia*, to "give (a person, etc.) the responsibility for a task . . . Commit the . . . execution of (a task) to a person . . .". The word "direct" is defined, *inter alia*, as to "[g]ive authoritative instructions to; order (a person) to do . . . order the performance of". In this regard, we consider significant the fact that, for "direct" when followed by "to" plus an infinitive (i. e., a verb), the dictionary gives as a meaning to "give a formal order or command to", as this is precisely the construction used in subparagraph (iv) (" . . . entrusts or directs a private body to carry out . . ."). (脚注省略)

...

8.41 We find further support in the reasoning of the Appellate Body in the appeal of the original Panel ruling in *Canada – Aircraft* for our view that the United States' "effects" approach (i. e., increase as a matter of fact in the domestic supply of the restrained good as a result of an export restraint) is an impermissible basis for determining the existence of a financial contribution under subparagraph (iv). In the *Canada – Aircraft* appeal, the specific definitional question under the SCM Agreement was the meaning of *de facto* export contingency in the sense of SCM Article 3.1(a) and footnote 4. The underlying principle was, however, similar. In particular, Canada argued in that case that, for a subsidy to be *de facto* contingent on export performance, it "*must cause the recipient to prefer exports to domestic sales*". (脚注省略)

8.42 The Appellate Body rejected this argument and essentially agreed with Brazil and the United States that the focus of the SCM Agreement's obligations is on the granting government. The Appellate Body stated that "[i]t does *not* suffice to demonstrate solely that a government granting a subsidy *anticipated* that exports would result", and elaborated that, while "[a] subsidy may well be granted in the knowledge, or with the anticipation, that exports will result . . . that alone is not sufficient, because that alone is not proof that the granting of the subsidy is *tied to* the anticipation of exportation". In other words, **the Appellate Body found that a *cause and effect relationship* between the subsidy and actual or anticipated trends in exports was *not sufficient to satisfy the "tied to" standard of conditionality for export contingency to exist***. Similarly, in the case before us, for the "entrusts or directs" standard to be met, i.e., for there to be a financial contribution in the sense of subparagraph (iv), **the government's *action* must be the focus**, rather than the possible *effects* of the action on, or the reactions to it by, those affected, even if those effects or reactions are expected. (脚注省略、強調加筆)

c-2: *Korea – Commercial Vessels* パネル (WT/DS273/R)

第 1.1 条(a)(1)(iv)は指示・委託が明示的であることを要求していない。また、特定の民間機関に向けられたものでなくても、当該機関に対する指示・委託の認定が除外されるものではない。かかる指示・委託の認定は証拠及びそれに基づく事実認定の問題である。指示・委託を示す証拠は証明力があり（probative）かつ説得力のある（compelling）ものでなければならない。

{W&C 注： 本パネルが基礎とした *US – Export Restraints* (DS194) パネル判断、特に指示委託を *delegation or command* と読み替えて本条項を解釈した点は、*US – Countervailing Duty Investigation on DRAMs* (DS296) 上級委員会報告により否定されている。よって、上級委員会により変更された部分については上述のまとめから除外した。以下のパネル報告についても、その点に注意していただきたい。}

7.369 The *US – Export Restraints* panel also found that "both the act of entrusting and that of directing therefore necessarily carry with them the following three elements: (i) an explicit and affirmative action, be it delegation or command; (ii) addressed to a particular party; and (iii) the object of which action is a particular task or duty". The parties disagree on this aspect of the panel's findings. Korea relies on this finding to argue that there can be no finding of entrustment or direction in the absence of an explicit act whereby a particular task or duty is delegated to a specific person, or whereby a specific person is commanded to perform a particular task or duty. The EC denies that the act of delegation or command need be explicit, or addressed to a specific person. (脚注省略)

7.370 Regarding the first element identified by the *US – Export Restraints* panel, we agree that the delegation or command inferred by the terms "entrustment" and "direction" must take the form of an affirmative act. The object of a Member's responsibility should be its acts, as such, rather than the reactions to or consequences of those acts, as alleged reactions and consequences may simply be the result of happenstance or chance. That being said, we see nothing in the text of Article 1.1(a)(1)(iv) that would require the act of delegation or command to be "explicit". **Although the particular facts of the *US – Export Restraints* case may have caused that panel to employ the term "explicit", no such qualification is included in the terms of Article 1.1(a)(1)(iv).** In our view, the affirmative act of delegation or command could be explicit or implicit, formal or informal. (脚注省略、強調加筆)

7.371 As to the issue of whether or not the act of delegation or command must be addressed to a specific individual, we agree with the *US – Export Restraints* panel that, of the three elements it identified in the extract cited above, the first element, i.e. the affirmative action of delegation or command, is determinative. As the panel noted, the second and third elements – addressed to a particular party and of a particular task – are aspects of the first, in the sense that the assessment of whether delegation or command has taken place would of necessity involve an examination of both who allegedly has been entrusted or directed to act, and what the action or task in question is.

7.372 Since the second and third elements identified by the *US – Export Restraints* panel are aspects of the first element, we consider that the manner, or degree of detail, in which the addressee and object of the act of delegation or command is specified will depend on the form that the act of delegation or command may take. Thus, while a greater degree of specificity may be expected in respect of explicit or formal acts of delegation or command, this will not necessarily be the case in respect of implicit or informal acts. In our view, the fact that the addressee and object of the act of delegation or command is described in less

detail does not preclude a finding of entrustment or direction, as a matter of law. Rather, it raises evidentiary issues. While the fact that an act of delegation or command is specifically addressed to a particular private body may make it easier, **in terms of evidence, for a Member or investigating authority to establish the existence of entrustment or direction, the fact that an act of delegation or command is not specifically addressed to a particular private body does not necessarily mean that a finding of entrustment or direction in respect of that private body is precluded. It simply means that, as an evidentiary matter,** it will be more difficult for a Member or investigating authority to properly demonstrate that such private party was entrusted or directed. Similarly, the fact that an act of delegation or command does not specify in great detail what must be done does not necessarily preclude a finding of entrustment or direction. It simply makes it more difficult for a complainant or investigating authority to properly demonstrate that a transaction undertaken by a private body was the object of governmental entrustment or direction. Thus, although the plain meaning of entrustment and direction requires that something must be delegated to someone, or that someone must be commanded to do something, the plain meaning of those terms does not require that such someone or something must necessarily be specified in great detail. That being said, the evidence of entrustment or direction must in all cases be probative and compelling. Thus, whatever the nature or form of the affirmative acts of delegation or command at issue, the evidence must demonstrate that each entity allegedly providing, or participating in, a financial contribution was entrusted or directed by the government to do so. (脚注省略、強調加筆)

**c-3/c-4: US – Countervailing Duty Investigation on DRAMs 上級委員会 (WT/DS296/AB/R)**

政府の指示・委託は、政府が民間企業を代理 (proxy) として用いて資金面での貢献を実施した場合をいう。いかなる政府行為が本号の指示・委託にあたるか抽象的に特定することは難しい。事実、状況により、政府の「指導」が指示を構成することもあり得る。多くの場合、脅迫、誘引などの形態を含むであろう。しかし、これらは、個別の事件の個別の事実次第である。

116. In sum, we are of the view that, pursuant to paragraph (iv), "entrustment" occurs where **a government gives responsibility to a private body, and "direction" refers to situations where the government exercises its authority over a private body.** In both instances, **the government uses a private body as proxy to effectuate one of the types of financial contributions** listed in paragraphs (i) through (iii). It may be difficult to identify precisely, in the abstract, the types of government actions that constitute entrustment or direction and those that do not. The particular label used to describe the governmental action is not necessarily dispositive. Indeed, as Korea acknowledges, in some circumstances, **"guidance" by a government can constitute direction.** In most cases, one would expect entrustment or direction of a private body to involve some form of threat or inducement, which could, in turn, serve as evidence of entrustment or direction. **The determination of entrustment or direction will hinge on the particular facts of the case.** (脚注省略、強調加筆)

vi. 第1.1条(a)(2)

(2) there is any form of income or price support in the sense of Article XVI of GATT 1994;and

(2) 千九百九十四年のガット第十六条に規定する何らかの形式による所得又は価格の支持があること。

1. 条文解釈

本条項の解釈をおこなった WTO 紛争事例はみあたらなかった。

vii. 第1.1条(b)

(b) a benefit is thereby conferred.

(b) (a)の(1)又は(2)の措置によって利益がもたらされること。

1. 条文解釈

a. 「利益」の意味： 「利益」は受益者または受領者が受領し、享受するものであり、SCM協定第1.1条(b)の「利益」は政府が何を交付したのか又は「政府が負担するコスト」ではなく、受領者が如何なるものを受領したかの検討を求めている。同文言の「利益」との文言は何らかの比較を求めるものであり、資金面での貢献を得ない状況よりも受領者を「よりよい」状況にする場合をいう。その比較対象は商業市場である。第14条はこの点についての文脈となる。即ち市場において受領者に利用可能なものよりも有利な条件で提供される場合、利益がもたらされる。調査当局が適切なベンチマークを特定し、当該ベンチマークと資金面での貢献の条件と比較により利益の存在を認定した場合、かかる認定は是認される。

第1.1条(b)の利益は「受領者の利益」であり、当該利益の受領者は法人若しくは自然人でなくてはならない。また、本項の利益の要件は「生産活動」に交付されたか否かではない。

SCM協定附属書Iは、禁止補助金についてであり、政府のコストに関するものであるから、受領者の利益を考慮すべき本件とは無関係である。

b. 利益がもたらされるべき受領者： 利益が存在するか存在しないかは、法人若しくは自然人又はそれらの集団が資金面での貢献を受領したか否かであり、さらに、GATT第VI:3条及びSCM協定第10条脚注36から、当該受領者は調査対象製品の生産者でなければならない。

SCM 協定は、利益の受領者がいずれでなければならないかを規定していない。第 1.1 条(b)の利益は、生産活動を行う者と同一の者により受領される必要はなく、また、利益の受領者は資金面での貢献の受領者と異なってもよい。また、利益が複数の者によって享受される可能性もある。例えば、投資家の所得税の免除を通じて、生産活動を行う企業に「間接的」に提供される場合もある。かかる場合、資金面での貢献を企業の所有者に提供することにより、企業に対する利益を供与する可能性がある。

但し、「SCM 協定に基づく利益の決定に際しては、会社とその株主との区別をすべきでなく、ともに利益の受領者である自然人又は法人を構成する」との解釈は誤りである。調査当局は、株主に与えられた補助金が生産活動を行う者に還流しない場合、相殺できる補助金が存在しないこととなることに注意すべきである。

補助金が直接的には調査対象製品の購入者に利益を与えるものであっても、購入者にとって競合製品よりも調査対象製品を魅力的なものにしている場合、それにより生産者に対して間接的に利益がもたらされたことの一応の証明がなされたと判断できる。

調査対象製品の原材料を供給する川上生産者に提供された補助金が、関係会社ではない川下の調査対象製品生産者に利益をもたらしたと推定することはできない。その取引が対等な関係でなされているならば、川上生産者に提供された利益が調査対象製品生産者にもたらされたか否か（パススルー）を検討しなければならない。他方、川上生産者と川下生産者が関係会社である場合、パススルー分析は不要である。

c. 「利益」を認定するための比較対象「市場」： *Canada – Aircraft (DS70)* 上級委員会が述べた、利益の有無を判断するための「市場」とは、政府の介入のない、民間市場を指す。例えば、他国の補助金付き融資は、市場を示すベンチマークとならない。

また、公正市場価格で対等に行われた取引においても、政府の経済その他の政策により市場条件に影響を与え、当該取引価格に政府の影響が残存している場合もあり得る。但し、取引が公正な市場価格に基づき対等に行われた取引であることが立証された場合には、当該取引後も利益が存続しているという立証責任は調査当局に転換し、調査当局がかかる利益の存続を立証しない限り、利益は当該取引後には存続していないこととなる。

d. 市場との比較を要しない「利益」の認定： 税の免除という資金面での貢献は、免除という事実から利益がもたらされたことは明らかである。同様に、特定の取引を所得税の基礎である総収入に含めないことを認めることは、納税者に「よりよい」状況をもたらすものである。したがって、利益が認められる。

債権者は、債務者が債務超過の状態である場合、その商業的に合理的な検討に基づき、その債権回収を最大化する（損失を最小化する）ため債務の株式転換をおこなうことも考えられる。しかし、事例の状況により、他に融資等を与える者がいない状況においておこなわれた政府（の指示・委託を受けた者の）融資等は、第 1.1 条 (b) の利益を与えたと判断することができる。

e. 「利益」を認定する時点： 利益がもたらされたか否かは、債権者が決定をおこなった時点における事実に基づいて評価されなければならない。事後の事実に基づいてはならない。

反復しない補助金は関連産業の資産の平均耐用年数にわたって利益を提供していると推定することは、米国、EC などにおいて通常の方法として受け入れられている。しかし、公営企業が対等の関係で公正市場価格により民営化された場合、民営化された企業における利益は消滅する。かかる状況においては、調査当局は利益が消滅するとの推定に立って、利益が民営化された企業に残存していることを証明しなければならない。

## 2. パネル・上級委員会の判断

a. について：

- a-1: *Canada – Aircraft* パネル (WT/DS70/R), パラ 9.112-9.113
- a-2: *Canada – Aircraft* 上級委員会 (WT/DS70/AB/R), パラ 154-157
- a-3: *US – Lead and Bismuth II* 上級委員会 (WT/DS138/AB/R), パラ 57-58
- a-4: *US – Countervailing Measures on Certain EC Products* パネル (WT/DS212/R), パラ 7.44-7.47
- a-5: *Canada – Aircraft Credits and Guarantees* パネル (WT/DS222/R), パラ 7.143-7.144
- a-6: *Canada – Aircraft Credits and Guarantees* パネル (WT/DS222/R), パラ 7.344
- a-7: *Korea – Commercial Vessels* パネル (WT/DS273/R), パラ 7.286-7.287
- a-8: *EC – Countervailing Measures on DRAM Chips* パネル (WT/DS299/R), パラ 7.191
- a-9: *EC – Countervailing Measures on DRAM Chips* パネル (WT/DS299/R), パラ 7.212
- a-10: *Japan – DRAMs (Korea)* 上級委員会 (WT/DS/336/AB/R), パラ 166, 225

b. について：

- b-1: *US – Lead and Bismuth II* パネル (WT/DS138/R), パラ 6.66-6.71
- b-2: *Brazil – Aircraft (Article 21.5 – Canada II)* パネル (WT/DS46/RW/2), パラ 5.27-5.28
- b-3: *US – Countervailing Measures on Certain EC Products* 上級委員会 (WT/DS212/AB/R), パラ 110-113
- b-4: *US – Countervailing Measures on Certain EC Products* 上級委員会 (WT/DS212/AB/R), パラ 116-119

**b-5:** *US – Softwood Lumber III* パネル (WT/DS236/R), パラ 7.71-7.74

**b-6:** *Mexico – Olive Oil* パネル (WT/DS341/R), パラ 7.152

c. について :

**c-1:** *Brazil – Aircraft (Article 21.5 – Canada II)* パネル (WT/DS46/RW/2), パラ 5.29

**c-2:** *US – Countervailing Measures on Certain EC Products* 上級委員会 (WT/DS212/AB/R), パラ 121-124

**c-3:** *Canada – Aircraft Credits and Guarantees* パネル (WT/DS222/R), パラ 7.145-7.150

d. について :

**d-1:** *US – FSC* パネル (WT/DS108/R), パラ 7.103

**d-2:** *US – FSC (Article 21.5 – EC)* パネル (WT/DS108/RW), パラ 8.46

**d-3:** *Korea – Commercial Vessels* パネル (WT/DS273/R), パラ 7.419-7.493

**d-4:** *Japan – DRAMs (Korea)* パネル (WT/DS336/R), パラ 7.276

**d-5:** *Japan – DRAMs (Korea)* 上級委員会 (WT/DS/336/AB/R), パラ 227

e. について :

**e-1:** *US – Countervailing Measures on Certain EC Products* パネル (WT/DS212/R), パラ 7.75-7.77

**e-2:** *Korea – Commercial Vessels* パネル (WT/DS273/R), パラ 7.491

**a-1:** *Canada – Aircraft* パネル (WT/DS70/R)

第 1.1 条(b)における利益 (benefit) とは一定の優位性 (advantage) であり、適用の商業的なベンチマークと比較して受領者に対して優位性を与える場合、即ち市場において受領者に利用可能なものよりも有利な条件で提供される場合、利益がもたらされる。

9.112 First, in our opinion **the ordinary meaning of "benefit" clearly encompasses some form of advantage.** We do not consider that the ordinary meaning of "benefit" *per se* includes any notion of net cost to the government. As Canada itself has noted, the dictionary definition of "benefit" refers to "advantage", and not to net cost. **In order to determine whether a financial contribution (in the sense of Article 1.1(a)(i)) confers a "benefit", i.e., an advantage, it is necessary to determine whether the financial contribution places the recipient in a more advantageous position than would have been the case but for the financial contribution. In our view, the only logical basis for determining the position the recipient would have been in absent the financial contribution is the market.** Accordingly, a financial contribution will only confer a "benefit", i.e., an advantage, if it is

provided on terms that are more advantageous than those that would have been available to the recipient on the market. (脚注省略、強調加筆)

9.113 We note that the relevant context supports our interpretation of the ordinary meaning of "benefit". In particular, we note that Article 14 provides guidelines for calculating "the benefit to the recipient conferred pursuant to paragraph 1 of Article 1." These guidelines employ a commercial benchmark, whereby a financial contribution "shall not be considered as conferring a benefit" unless that financial contribution is made on terms that are more advantageous than would have been available to the recipient on the commercial market. Although Article 14 applies expressly for the purposes of Part V of the SCM Agreement (countervailing measures), and although the commercial benchmark approach of Article 14 is not the only test for calculating the amount of a subsidy, we recall that Article 14 refers expressly to commercial benchmarks for identifying explicit situations in which an Article 1.1 "benefit" shall not arise. We see no reason why the commercial benchmarks applied in Article 14 for the purpose of determining when an Article 1.1 "benefit" does not arise should not serve as relevant context for determining when an Article 1.1 "benefit" does arise.

**a-2: Canada – Aircraft 上級委員会 (WT/DS70/AB/R)**

パネルの解釈を支持。「利益」は受益者または受領者が受領し、享受するものであり、SCM 協定第 1.1 条(b)の「利益」は政府が何を交付したのかではなく、受領者が如何なるものを受領したかの検討を求めている。同文言の「利益」との文言は何らかの比較を求めるものであり、資金面での貢献を得ない状況よりも受領者を「よりよい」状況にする場合をいう。その比較対象は商業市場である。第 14 条はこの点についての文脈となる。

154. A "benefit" does not exist in the abstract, but must be received and enjoyed by a beneficiary or a recipient. Logically, a "benefit" can be said to arise only if a person, natural or legal, or a group of persons, has in fact received something. The term "benefit", therefore, implies that there must be a recipient. This provides textual support for the view that **the focus of the inquiry under Article 1.1(b) of the SCM Agreement should be on the recipient and not on the granting authority.** The ordinary meaning of the word "confer", as used in Article 1.1(b), bears this out. "Confer" means, *inter alia*, "give", "grant" or "bestow". The use of the past participle "conferred" in the passive form, in conjunction with the word "thereby", naturally calls for **an inquiry into what was conferred on the recipient.** Accordingly, we believe that Canada's argument that "cost to government" is one way of conceiving of "benefit" is at odds with the ordinary meaning of Article 1.1(b), which focuses on the *recipient* and not on the government providing the "financial contribution". (脚注省略、強調加筆)

155. We find support for this reading of "benefit" in the context of Article 1.1(b) of the *SCM Agreement*. Article 14 sets forth guidelines for calculating the amount of a subsidy in terms of "the benefit to the recipient". Although the opening words of Article 14 state that the guidelines it establishes apply "[f]or the purposes of Part V" of the *SCM Agreement*, which relates to "countervailing measures", our view is that Article 14, nonetheless, constitutes relevant context for the interpretation of "benefit" in Article 1.1(b). The guidelines set forth in Article 14 apply to the calculation of the "benefit to the recipient conferred pursuant to paragraph 1 of Article 1". (emphasis added) This explicit textual reference to Article 1.1 in

Article 14 indicates to us that "benefit" is used in the same sense in Article 14 as it is in Article 1.1. Therefore, the reference to "benefit to the recipient" in Article 14 also implies that the word "benefit", as used in Article 1.1, is concerned with the "benefit to the recipient" and not with the "cost to government", as Canada contends.

156. The structure of Article 1.1 as a whole confirms our view that Article 1.1(b) is concerned with the "benefit" to the recipient, and not with the "cost to government". The definition of "subsidy" in Article 1.1 has two discrete elements: "a financial contribution by a government or any public body" and "a benefit is thereby conferred". The first element of this definition is concerned with whether the *government* made a "financial contribution", as that term is defined in Article 1.1(a). The focus of the first element is on the action of the government in making the "financial contribution". That being so, it seems to us logical that the second element in Article 1.1 is concerned with the "benefit... conferred" on the *recipient* by that governmental action. Thus, subparagraphs (a) and (b) of Article 1.1 define a "subsidy" by reference, first, to the action of the granting authority and, second, to what was conferred on the recipient. Therefore, Canada's argument that "cost to *government*" is relevant to the question of whether there is a "benefit" to the *recipient* under Article 1.1(b) disregards the overall structure of Article 1.1.

157. We also believe that **the word "benefit", as used in Article 1.1(b), implies some kind of comparison.** This must be so, for **there can be no "benefit" to the recipient unless the "financial contribution" makes the recipient "better off" than it would otherwise have been, absent that contribution. In our view, the marketplace provides an appropriate basis for comparison in determining whether a "benefit" has been "conferred",** because the trade-distorting potential of a "financial contribution" can be identified by determining whether the recipient has received a "financial contribution" on terms more favourable than those available to the recipient in the market. (強調加筆)

158. **Article 14, which we have said is relevant context in interpreting Article 1.1(b), supports our view that the marketplace is an appropriate basis for comparison.** The guidelines set forth in Article 14 relate to equity investments, loans, loan guarantees, the provision of goods or services by a government, and the purchase of goods by a government. A "benefit" arises under each of the guidelines if the recipient has received a "financial contribution" on terms more favourable than those available to the recipient in the market. (強調加筆)

**a-3: US – Lead and Bismuth II 上級委員会 (WT/DS138/AB/R)**

第 14 条は、第 1.1 条に従い補助金を受けた者に与えられた利益の計算について言及している。上級委員会は、第 1.1 条(b)の利益は「受領者への利益」であり、当該利益の受領者は法人若しくは自然人でなくてはならないとするパネルの判断に同意する。

57. ... Article 14 refers to the calculation of the "benefit to the recipient conferred pursuant to paragraph 1 of Article 1" (emphasis added). As we reasoned in our Report in *Canada – Aircraft*:

This explicit textual reference to Article 1.1 in Article 14 indicates to us that "benefit" is used in the same sense in Article 14 as it is in Article 1.1. Therefore, the reference to "benefit *to the recipient*" in Article 14 also implies that the word "benefit", *as used in Article 1.1*, is concerned with the "benefit *to the recipient*" ... (脚注省略)

58. **We, therefore, agree with the Panel's findings that benefit as used in Article 1.1(b) is concerned with the "benefit to the recipient", that such recipient must be a natural or legal person**, and that in the present case: (以下、略) (脚注省略、強調加筆)

**a-4: US –Countervailing Measures on Certain EC Products** パネル (WT/DS212/R)

*Canada—Aircraft* (DS70) において上級委員会が判断したとおり、資金面での貢献の「利益」(benefit)は、「受領者」である自然人又は法人の観点から検討されなければならない。利益は「政府が負担するコスト」により決定されるものではない。また、利益は「生産活動」に交付されるものでもない。

7.44 Article 1.1 of the SCM Agreement provides that a subsidy will exist only if there is a financial contribution by a government which confers a benefit. This determination of a benefit (as a component of subsidization) must be made before countervailing duties can be imposed, and permits a calculation of the extent of subsidization, as required under Articles 19.4 and 21.1. (脚注省略)

7.45 However, the SCM Agreement does not define "benefit". In its *Canada – Aircraft* Report the Appellate Body held that benefit should be understood as a benefit to a "recipient", i.e. a natural or legal person:

"A 'benefit' does not exist in the abstract, but must be received and enjoyed by a beneficiary or a recipient. Logically, a 'benefit' can be said to arise only if a person, natural or legal, or a group of persons, has in fact received something. The term "benefit", therefore, implies that there must be a recipient." (脚注省略)

7.46 As the Appellate Body has found, any "benefit", and hence the benefit stream from non-recurring subsidies, must be viewed from the perspective of a natural or legal person. The benefit is not to be determined with reference to "cost to government" and does not reside in or attach to the productive assets:

"The United States argues, on the basis of footnote 36 to Article 10 of the *SCM Agreement* and Article VI:3 of the GATT 1994, that the relevant "benefit" is a benefit to a company's *productive operations*, rather than, as the Panel held, a benefit to *legal or natural persons*. It is true, as the United States emphasizes, that footnote 36 to Article 10 of the *SCM Agreement* and Article VI:3 of the GATT 1994 both refer to subsidies bestowed or granted directly or indirectly "upon the manufacture, production or export of any merchandise". In our view, however, it does not necessarily follow from this

wording that the "benefit" referred to in Article 1.1(b) of the *SCM Agreement* is a benefit to *productive operations*." (脚注省略)

7.47 Indeed, in *US - Lead and Bismuth II* the Appellate Body rejected the United States' argument that the subsidy "resides" in the productive operations of the company. The benefit determination is concerned with the advantage to the producer exporting the goods subject to a countervailing duty investigation or order. This provides textual support for the view that the focus of the inquiry under Article 1.1(b) should be on the recipient and not on the granting authority. We believe that the enquiry should be on the benefit to a natural or legal person, and not on the "productive operations or the products". (脚注省略)

**a-5: Canada – Aircraft Credits and Guarantees パネル (WT/DS222/R)**

*Canada – Aircraft* (DS70) において上級委員会が述べたように、受領者が市場より有利な条件で資金面での貢献を受け取るときに、利益がもたらされる。Air Wisconsin 社に対するカナダ輸出公社 (EDC) のカナダ勘定からの融資に関し、カナダの産業大臣は、融資に対してより良い利率を提供する旨を述べており、これは EDC のカナダ勘定からの融資が市場より有利な条件で融資をおこなっていることを示しており、利益をもたらしている。

7.143 Brazil's claim of "benefit" is based on two statements made by Minister Tobin, Canada's Industry Minister, while announcing the Canada Account financing to Air Wisconsin. Minister Tobin stated that Canada is providing Air Wisconsin with "a better rate than one would normally get on a commercial lending basis". Minister Tobin also stated that Canada was in this instance "using the borrowing strength and the capacity of the government to give a better rate of interest on a loan than could otherwise be secured by Bombardier". (脚注省略)

7.144 We recall that a "benefit" is conferred when a recipient receives a "financial contribution" on terms more favourable than those available to the recipient in the market. In our view, Minister Tobin's statements indicate that the Canada Account financing to Air Wisconsin, which will take the form of a loan, will confer a "benefit" because it will be on terms more favourable than those available to the recipient in the market. This is confirmed by the fact that, in these proceedings, Canada itself initially considered the terms of the Canada Account financing to Air Wisconsin to be more favourable than those available in the market (and therefore sought to rely on the item (k) safe haven). (脚注省略)

**a-6: Canada – Aircraft Credits and Guarantees パネル (WT/DS222/R)**

*Canada – Aircraft* (DS70) で判断された上述の基準を適用すると、本件の株式保証に関して、ケベック州投資会社 (IQ) の手数料が、比較可能な取引に関する市場における他の保証会社による手数料より有利である場合、IQ の株式保証は利益をもたらすと言える。

7.344 Consistent with the findings of the panel and Appellate Body in *Canada – Aircraft*, we consider that *IQ* equity guarantees will confer a "benefit" to the extent that they are made available to Bombardier customers on terms more favourable than those on which such Bombardier customers could obtain comparable equity guarantees in the market. We note that the parties appear to agree that this standard can be applied by reviewing the fees, if any, charged by *IQ* for providing its equity guarantees. We agree that the "benefit" standard could be applied to *IQ* equity guarantees in this manner. Thus, to the extent that *IQ*'s fees are more favourable than fees that would be charged by guarantors with Québec's credit rating in the market for comparable transactions, *IQ*'s equity guarantees may be deemed to confer a "benefit". (脚注省略)

**a-7: Korea – Commercial Vessels パネル (WT/DS273/R)**

調査当局が適切なベンチマークを特定し、当該ベンチマークと資金面での貢献の条件と比較により利益の存在を認定したことを是認する。

7.286 In light of the above considerations, we find that KEXIM's **[BCI: Omitted from public version]** credit risk spread should not be used in the market benchmark in respect of DHI/DSME PSLs issued during the period that credit rating agencies applied a C rating for DHI/DSME. Instead, we consider it appropriate to apply KEXIM's SM credit risk spread to these transactions. (強調は原文)

7.287 For these reasons, we uphold the comparison undertaken by the EC in Attachment EC-10 concerning KEXIM PSLs to DSME. Since that comparison demonstrates that these PSLs are made on terms more favourable than those available to DSME on the market, we find that those KEXIM PSLs confer a benefit, and therefore constitute subsidies.

**a-8: EC – Countervailing Measures on DRAM Chips パネル (WT/DS299/R)**

SCM 協定附属書 I は、禁止補助金についてであり、政府のコストに関するものであるから、受領者の利益を考慮すべき本件とは無関係である。

7.191 In addition, Korea argues that Item (j) of Annex I to the *SCM Agreement* requires that in a government export credit guarantee situation, benefit has to be assessed by examining whether the fees paid by the recipient of the guarantee were adequate to cover long-term operating costs and losses. We note that Annex I of the *SCM Agreement* sets forth an illustrative list of export subsidies and Item (j) of Annex I is thus relevant in determining whether a prohibited export subsidy exists, not whether a benefit exists. Item (j) applies a cost-to-government standard rather than a benefit-to-recipient standard, and as such, **the test set forth in Item (j) is simply irrelevant, in our view, in determining whether a benefit in terms of Article 1.1 of the *SCM Agreement* exists.** (強調加筆)

**a-9: EC – Countervailing Measures on DRAM Chips パネル (WT/DS299/R)**

利益は受領者の観点から検討しなければならない。

7.212. ... We note that, **in a benefit analysis, it is the perspective of the recipient that is important, not that of the provider of the financial contribution.** In that sense, we find erroneous the starting point of the EC's calculation of the amount of benefit, which focuses on the expectation of the provider of the funds to see his money back. **The question of benefit is not about the cost to the provider of the financial contribution, it is about the benefit to the recipient.** (強調加筆)

**a-10: Japan – DRAMs (Korea) 上級委員会 (WT/DS/336/AB/R)**

利益は受領者の観点から検討しなければならない。

また、利益の有無の判断は、実際に受領した額と市場から得ることができたであろう額との差額である。

166. ... The Panel also stated that, "in a benefit analysis, it is the perspective of the recipient that is important, not that of the provider of the financial contribution."

(182. ...we see no error in the Panel's finding that the JIA's approach "erroneously overstates the amount of benefit conferred on the recipient.)

...

225. In our analysis concerning the calculation of the amount of benefit in Section VI of this Report, we referred to the Appellate Body's interpretation, in *Canada – Aircraft*, of the benefit requirement of Article 1.1(b) of the *SCM Agreement*. The Appellate Body held that "the marketplace provides an appropriate basis for comparison in determining whether a 'benefit' has been 'conferred', because the trade-distorting potential of a 'financial contribution' can be identified by determining whether the recipient has received a 'financial contribution' on terms more favourable than those available to the recipient in the market." We follow this approach in our assessment of the Panel's review of the JIA's determination of whether the October 2001 Restructuring conferred a benefit on Hynix. (脚注省略)

**b-1: US – Lead and Bismuth II パネル (WT/DS138/R)**

利益が存在するか存在しないかは、法人若しくは自然人又はそれらの集団が資金面での貢献を受領したか否かであり、さらに、GATT 第 VI:3 条及び SCM 協定第 10 条脚注 36 から、当該受領者は調査対象製品の生産者でなければならない。

本件において、米商務省は、所有権の変更により、BSC 社ではなく、UES 社及び British Steel plc/BSES 社による鉄鋼製品の生産に補助金がもたらされたか否かを検討しなければならなかった。

6.66 We agree with the approach of the panel and the Appellate Body in *Canada Aircraft*. In our view, **the existence or non-existence of "benefit" rests on whether the potential recipient or beneficiary, which "logically" must be a legal or natural person, or group of persons, has received a 'financial contribution'** on terms more favourable than those available to the potential recipient or beneficiary in the market. Moreover, in the particular

context of countervailing duties, we believe that consideration should also be given to Article VI:3 of the GATT 1994, and footnote 36 to Article 10 of the SCM Agreement. (脚注省略、強調加筆)

.....

6.69 These provisions state that countervailing duties levied on imported products are intended to offset (countervailable) subsidies found to have been bestowed on *inter alia* the production of such imported products. The notion of "subsidy" comprises two elements: (1) "financial contribution, and (2) "benefit". As noted above, "benefit" is determined by reference to the terms on which a "financial contribution" would have been made available to a particular legal or natural person, or group of persons, in the market. Full consideration of Article VI:3 of the GATT 1994 and footnote 36 to Article 10 of the SCM Agreement leads us to conclude that, **in the context of countervailing duty investigations, the existence of a "benefit" should be determined by reference to the market terms on which a "financial contribution" bestowed directly or indirectly upon the production of any merchandise would have been made available to the producer of that merchandise.** Thus, in order to determine whether any subsidy was bestowed on the production by UES and BSplc/BSES respectively of leaded bars imported into the United States in 1994, 1995 and 1996, it is necessary to determine whether there was any "benefit" to UES and BSplc respectively (*i.e.*, the producers of the imported leaded bars at issue). (強調加筆)

6.70 We recall the US argument that the USDOC was not required to find "benefit" to UES and BSplc/BSES specifically, because BSC, UES and BSplc/BSES are not "different companies", since the operations of UES and BSplc are "essentially the same as" the operations of BSC. We, however, are in no doubt that, for the purpose of determining "benefit", a clear distinction should be drawn between BSC, and UES and BSplc/BSES respectively. This is because the changes in ownership leading to the creation of UES and BSplc/BSES involved the payment of consideration for the productive assets etc. acquired by those entities from BSC. Since the finding of "benefit" to BSC was effectively based on BSC acquiring those productive assets etc. for free, the fact that consideration is provided for those productive assets etc. by UES and BSplc/BSES, or the owners thereof, must raise the possibility that the original "benefit" determination in respect of BSC is no longer valid for UES and BSplc/BSES respectively. For this reason, we consider that the changes in ownership leading to the creation of UES and BSplc/BSES should have caused the USDOC to examine whether the production of leaded bars by UES and BSplc/BSES respectively, and not BSC, was subsidized. In particular, **the USDOC should have examined the continued existence of "benefit" already deemed to have been conferred by the pre-1985/86 "financial contributions" to BSC, and it should have done so from the perspective of UES and BSplc/BSES respectively, and not BSC.** (脚注省略、強調加筆)

6.71 The United States has argued that there is no need to determine "benefit" in respect of successor companies, because there is an "irrebuttable presumption" that "benefit" continues to flow from untied, non-recurring "financial contributions", even after changes in ownership. The European Communities has argued that any such presumption can never be "irrebuttable". We agree with the European Communities in this regard. **We consider that the presumption of "benefit" flowing from untied, non-recurring "financial contributions" is rebutted in the circumstances surrounding the changes in ownership leading to the creation of UES and BSplc/BSES respectively. In such circumstances, the continued**

**existence of "benefit" to UES and BSpIc/BSES respectively must be demonstrated.** (強調加筆)

**b-2: Brazil –Aircraft (Article 21.5 –Canada II) パネル (WT/DS46/RW/2)**

ブラジル輸出金融プログラム (PROEX III) の支払が第 1.1 条(a)の資金面での貢献を構成するところに疑いはないが、同支払はブラジルの小型航空機の購入者に利益を与えるものである。第 1.1 条(b)の利益は、生産者に与えられたものであることを証明する必要があるが、本件支払は、少なくとも、購入者に市場よりも有利な輸出信用を与えることにより、購入者にとってブラジルの小型航空機が競合機種よりも魅力的なものにしており、それにより生産者に対して間接的に利益がもたらされたと一応の証明がなされている。

5.27 In considering whether PROEX III payments confer a benefit, the **Panel** notes that the financial contribution in this case is in the form of a (non-refundable) payment, rather than in the form of a loan. As a usual matter, of course, a non-refundable payment will confer a benefit. Thus, there would be no need for complex benefit analysis if PROEX III payments were made directly to producers or to purchasers of Brazilian regional aircraft. In this case, however, the payment is not provided to a producer of regional aircraft. Rather, PROEX III payments are provided *to a lender* in support of an export credit transaction relating to Brazilian regional aircraft.<sup>40</sup> Thus, **while there can be no doubt that PROEX III payments confer a benefit, we consider that the question remains whether PROEX III payments confer a benefit to producers of regional aircraft.**<sup>41</sup> (強調加筆)

5.28 In our view, whether the financial contribution has conferred a benefit to producers of regional aircraft -- as opposed merely to a benefit to suppliers of financial services -- depends upon the impact of PROEX III payments on the terms and conditions of the export credit financing available to purchasers of Brazilian regional aircraft. In fact, the arguments of the parties have focused on precisely this question.<sup>42</sup>

-----  
<sup>40</sup> Canada itself acknowledges this. See Canada's Comments on Brazil's Responses to the Panel Questions 2 and 3, para. 4 (Annex A-5). See also Article 5 of BCB Resolution 2799.

<sup>41</sup> At a late stage in these proceedings, Canada suggested that, because PROEX III payments are "essentially grants", they *per se* confer a benefit irrespective of how the payments are used by the recipient. See Canada's Comments on Brazil's Responses to Panel Questions 2 and 3 (Annex A-5). While this might well be the case where the recipient is a producer of the product in question, the recipient of the financial contribution in this case is a lender. As the *SCM Agreement* is an Annex 1A agreement on trade in *goods*, and as this case relates to alleged export subsidies in respect of a particular good -- Brazilian regional aircraft -- it is incumbent upon Canada to establish that the benefit derived from PROEX III payments is not retained exclusively by the lender but rather is passed through in some way to producers of regional aircraft. Separately, Canada argued that PROEX III confers a benefit by providing regional aircraft *purchasers* with a greater choice of lenders to handle a particular transaction than would have been available in the market. See Canada's Comments on Brazil's Responses to Panel Questions 2 and 3 (Annex A-5). However, **we do not believe that Canada has established that this in itself constitutes a benefit to regional aircraft producers within the meaning of Article 1.1 of the SCM Agreement.** (強調加筆)

<sup>42</sup> We note that PROEX III payments are made in support of export credits extended to the *purchaser*, and not to the *producer*, of Brazilian regional aircraft. In our view, however, **to the extent Canada can establish that PROEX III payments allow the purchasers of a product to obtain export credits on terms more favourable than those available to them in the market, this will, at a minimum, represent a *prima facie* case that the payments confer a benefit on the *producers* of that product as well, as it lowers the cost of the product to their purchasers and thus makes their product more attractive relative to competing products.** We do not understand the parties to dispute this proposition. (強調加筆)

### **b-3: US –Countervailing Measures on Certain EC Products 上級委員会 (WT/DS212/AB/R)**

US –*Lead and Bismuth II* (DS138) において、上級委員会が、受領者は「法人又は自然人」でなければならないと言及したことは、利益は「製造活動」に存するという米国の主張が誤りであることを示したものであり、会社とその所有者との区別を明確にすることを意図したものではない。

SCM 協定は、利益の受領者がいずれでなければならないか規定していない。第 1.1 条(b)の利益は、生産活動を行う者と同一の者により受領される必要はなく、また、利益が複数の者によって享受される可能性もある。例えば、投資家の所得税の免除を通じて、生産活動を行う企業に「間接的」に提供される場合もある。かかる場合、資金面での貢献を企業の所有者に提供することにより、企業に対する利益を供与する可能性がある。

{W&C 注：上級委員会は、民営化される企業の譲受人が、その購入対価として公正市場価格を支払うことにより、民営化前に交付された補助金による利益は売主たる政府に残存することとなると考えたものである。民営化により、常に補助金が消滅するとしたものではない。むしろ、公正市場価格以下で民営化された場合、公正市場価格との差額が補助金となり得る。}

110. Contrary to the reading that has been suggested by the United States, when we referred, in *US – Lead and Bismuth II*, to "legal or natural persons", we were *not* seeking to distinguish between a firm and its owners. We were only responding to the arguments by the United States there about linking a benefit to "productive operations". In our reasoning, we simply explained that the focus of any analysis of whether a "benefit" exists should be on "legal or natural persons" *instead of* on productive operations; we did not rely in our reasoning on what the United States describes as "normal corporate law principles". Moreover, there is nothing in these findings indicating that the "benefit" of a financial contribution, as contemplated in Article 1.1(b) of the *SCM Agreement*, should necessarily be "received and enjoyed" by the *same* person or, put differently, there is nothing indicating that the "benefit" cannot be "received and enjoyed" by two or more distinct persons.

111. The United States also submits that the Panel improperly rejected "the normal distinction between shareholders and companies" in finding that, "[f]or the purpose of benefit determination based on market criteria ... there should be no distinction between the advantage or benefit conferred by the financial contribution to the company or to the shareholders, i.e. the owners of the company." The United States finds support for this argument in the list of "financial contributions" included in Article 1.1(a)(1) of the *SCM*

*Agreement*, as "[e]ach of these listed items indicates a contribution from a government to a legal person who is the producer and subsidy recipient."

112. The *SCM Agreement* does not include a specific definition of the "recipient" of a "benefit". However, several terms are used to refer to the "recipient" of a "benefit" in the *Agreement*. Article 2 refers to "an enterprise or industry or group of enterprises or industries"; Article 6.1(b) refers to "an industry"; footnote 36 to Article 10 refers to subsidies "bestowed directly or indirectly upon the manufacture, production or export of any merchandise"; Article 14 refers to "the firm"; Article 11.2(ii) refers to "exporter or foreign producer"; Article 19.3 refers to "sources found to be subsidized"; Annex I refers to "a firm or an industry"; and Annex IV refers to the "recipient firm". This is not an exhaustive list, but it certainly indicates that the *SCM Agreement* does not identify the "recipient" of a "benefit" by using any particular legal term of art. Rather, the *SCM Agreement* uses several terms to describe the economic entity that receives a "benefit". Thus, the reliance by the United States on the list of financial contributions in Article 1.1(a)(1) is not persuasive, because, when viewed in the context of the *SCM Agreement* as a whole, that list cannot be read to imply that the "recipient" is necessarily defined as a "legal person".

113. In addition, we observe that a transfer of funds could be provided directly from the government to the legal person that is the producer of the subsidized product, or it could be provided indirectly, say, through an income tax concession to the natural persons that own the firm (inasmuch as they invest in the legal person's productive activities). In both cases, the cost of raising capital for the legal person that is the producer would be reduced. Hence, contrary to the contention of the United States, it is possible to confer a "benefit" on a firm by providing a financial contribution to its owners, whether natural or legal persons, possibly holding property by means of shares. Moreover, we note that Article VI:3 of the GATT 1994 and footnote 36 of Article 10 of the *SCM Agreement* contemplate this possibility by providing that a subsidy may be bestowed "*indirectly*" upon the manufacture, production or export of merchandise. (emphasis added) (脚注省略)

#### **b-4: US –Countervailing Measures on Certain EC Products 上級委員会 (WT/DS212/AB/R)**

企業とその所有者の間に明確な線引きをする米国の解釈は誤ったものであるが、「SCM 協定に基づく利益の決定に際しては、会社とその株主との区別をすべきでなく、ともに利益の受領者である自然人又は法人を構成する」というパネルの解釈（パネル報告書パラ 7.54）は本件の事実状況を超え、全ての場合を考慮した判断ではなく、却下する。調査当局は、株主に与えられた補助金が生産活動を行う者に還流しない場合、相殺できる補助金が存在しないこととなることに注意すべきである。

116. However, while we disagree with the United States' construction of our findings in *Canada – Aircraft* and in *US – Lead and Bismuth II* as establishing a clear dividing line between a firm and its owners, we are of the view that the Panel went too far in stating, in paragraph 7.54 of the Panel Report, that, "for the purpose of the benefit determination under the *SCM Agreement*, *no distinction* should be made [because] ... [w]hen the *SCM Agreement* refers to the recipient of a benefit it means the company and its shareholders together". (emphasis added) In so finding, the Panel adopted too sweeping an interpretation of the *SCM Agreement*. (脚注省略)

117. As we explained, the "core legal question" before the Panel was to determine whether a "benefit", within the meaning of the *SCM Agreement*, continues to exist following privatization at arm's length and for fair market value. In considering this core legal question, the Panel examined a very precise set of facts and circumstances, namely, a benefit resulting from a prior non-recurring financial contribution bestowed on a state-owned enterprise where, following a privatization at arm's length and for fair market value, the government transfers all or substantially all the property and retains no "controlling interest in the privatized producer." The Panel did not examine other situations, for instance, situations where a "benefit" is conferred through recurring financial contributions, or where the seller retains a controlling interest in the firm following its change in ownership. The Panel had to consider only one kind of change in ownership (that is, a privatization at arm's length and for fair market value where the government transfers all or substantially all the property and retains no controlling interest in the firm) and only one kind of benefit (that is, a benefit originating from a non-recurring financial contribution bestowed to the state-owned enterprise before privatization). The Panel should have confined its findings to those specific circumstances. (脚注省略)

118. Moreover, we note that the Panel's overly broad finding that a firm and its owners are, for *all* purposes of the *SCM Agreement*, virtually the same, could be interpreted as entitling investigating authorities to assume, in *all* cases, that, for the purpose of calculating the benefit, and irrespective of the means and conditions imposed by a government for the provision of a financial contribution to owners of the firm, that firm will receive a benefit equivalent to the full financial contribution. This may or may not be so in all cases. We do not express an opinion on this question, but **we caution that this finding of the Panel must not be interpreted as entitling authorities to overlook the possibility that some of the financial contribution provided to owners may not flow into the firm.** In sum, it does not seem to us that the very narrow set of facts and circumstances analyzed by the Panel provides sufficient support to conclude that, in *all* cases, "for the purpose of the benefit determination under the *SCM Agreement*, no distinction should be made [because] ... [w]hen the *SCM Agreement* refers to the recipient of a benefit it means the company and its shareholders together". (脚注省略、強調加筆)

119. Therefore, although we agree with the Panel's conclusion in paragraph 7.54 as it relates to the facts of this case, we disagree with the Panel's overreaching conclusion that "for the purpose of the benefit determination under the *SCM Agreement*, [investigating authorities should make] no distinction ... between a company and its shareholders [because] ... [w]hen the *SCM Agreement* refers to the recipient of a benefit it means the company and its shareholders", because, in so concluding, the Panel went beyond the factual circumstances examined in this case. (脚注省略)

#### **b-5: US – Softwood Lumber III パネル (WT/DS236/R)**

調査当局は、川上生産者に提供された補助金が、関係会社ではない川下生産者に利益をもたらしたと推定することはできない。川下である軟材生産者が、関係会社ではない伐採業者から丸太を購入しており、その取引が対等な関係でなされているならば、伐採業者に提供された利益が軟材生産者にもたらされたか否か（即ちパススルー）を検討しなければならない。また、産業全体としての分析であるか否かは無

関係である。他方、川上生産者と川下生産者が関係会社である場合、パススルー分析は不要である。

7.71 We are of the view that **an authority may not assume that a subsidy provided to producers of the "upstream" input product automatically benefits unrelated producers of downstream products, especially if there is evidence on the record of arm's-length transactions between the two.** Rather, we consider that **in such circumstances the investigating authority should examine whether and to what extent the subsidies bestowed on the upstream producers benefited the downstream producers.** In this respect, we recall that in the *US – Lead and Bismuth II* case (WT/DS138/AB/R) the Appellate Body concluded in a different context involving subsidies provided to entities subsequently privatized, that an entity other than the original recipient of the subsidy should not be deemed to have received a benefit in the case where an arm's-length price was paid to acquire the entity that had received the subsidies (脚注省略、強調加筆) :

“68. The question whether a "financial contribution" confers a "benefit" depends, therefore, on whether the recipient has received a "financial contribution" on terms more favourable than those available to the recipient in the market. In the present case, the Panel made factual findings that UES and BSplc/BSES paid fair market value for all the productive assets, goodwill, etc., they acquired from BSC and subsequently used in the production of leaded bars imported into the United States in 1994, 1995 and 1996. We, therefore, see no error in the Panel's conclusion that, in the specific circumstances of this case, the "financial contributions" bestowed on BSC between 1977 and 1986 could not be deemed to confer a "benefit" on UES and BSplc/BSES. (emphasis added)

7.72 Canada and the US agree that the evidence on the record demonstrates that **a large number of tenure holders own a sawmill and are thus at the same time softwood lumber producers. It is clear that in such circumstances of complete identity between the tenure holder/logger and the lumber producer, no pass-through analysis is required.** Canada argues however that in a significant number of cases, lumber producers purchase logs at arm's-length from unrelated tenure holders. In addition, Canada argues that logs are traded at arm's-length between lumber producers and that lumber is sold at arm's-length by sawmills to remanufacturers who also produce the subject merchandise. According to Canada, in all these situations, USDOC failed to examine whether the subsidy passed through to the producers of the subject merchandise, softwood lumber. The US submits that the evidence does not support Canada's argument concerning independent loggers. As far as the two other categories is concerned, the US submits that the question of pass-through is moot in an aggregate investigation since all of the entities concerned are also producers of the subject merchandise. (強調加筆)

...

7.74 We find that the US has thus conceded before us that in a certain number of cases, the lumber producers were independent from the tenure harvesters and may well have had to pay an arm's-length price to obtain the allegedly subsidized logs from the harvesters. Nothing in the record indicates, and the US does not argue, that in such cases where the harvesters and lumber producers are unrelated, the USDOC examined whether the prices charged between the harvester and its customer, the unrelated lumber producer, were at arm's-length, and

hence whether any benefit passed through. We find that in such circumstances, **where a downstream producer of subject merchandise is unrelated to the allegedly subsidized upstream producer of the input, an authority is not allowed to simply assume that a benefit has passed through.** We further consider that **conducting the investigation on an aggregate basis versus a company-by-company basis is irrelevant to this issue.** The fact that in the large majority of cases the lumber producers and the harvesters are related, does not imply that it is no longer necessary in cases where there is no such relationship to examine and determine whether a benefit existed for the independent producers of the subject merchandise including independent re-manufacturers. By failing to examine whether the independent lumber producer paid arm's-length prices for the logs that they purchased, the USDOC determined the benefit to the producers of the subject merchandise inconsistently with the SCM Agreement. (強調加筆)

**b-6: Mexico – Olive Oil パネル (WT/DS341/R)**

第 1.1 条(b)は、利益の計算方法について規定していない。また、利益の受領者は資金面での貢献の受領者と異なってもよい。

7.152. We find, therefore, that Article 1.1(b) in itself does not establish a requirement to calculate precisely the amount of the benefit accruing to a particular recipient in a countervail investigation. We find support for our view in the findings of the Appellate Body in *US – Countervailing Measures on Certain EC Products* that under Article 1.1(b), a benefit might be received by different recipients, that the recipient of the benefit might be different from the recipient of the financial contribution, and that a subsidy can be bestowed directly or indirectly, and in respect of production, manufacture or export of a product. In other words, it is not necessary to identify the particular recipient or recipients of the benefit and the particular manner in which a subsidy is bestowed in order to determine that a benefit has been conferred, and that therefore a subsidy exists, within the meaning of Article 1.1(b). (脚注省略)

**c-1: Brazil – Aircraft (Article 21.5 – Canada II) パネル (WT/DS46/RW/2)**

*Canada – Aircraft* (DS70) の上級委員会が述べた、利益の有無を判断するための「市場」とは、政府の介入のない、民間市場を指す。

5.29 The Appellate Body has found that the existence of a benefit is to be established by reference to the market. Accordingly, our inquiry regarding benefit will concentrate on whether, as a result of PROEX III payments, purchasers of Brazilian regional aircraft obtain export credits on terms more favourable than those available to them in the market. We consider it evident that the "market" to which reference must be made is the *commercial* market, i.e. a market undistorted by government intervention. (脚注省略)

**c-2: US – Countervailing Measures on Certain EC Products 上級委員会 (WT/DS212/AB/R)**

公正市場価格で対等に行われた民営化取引においても、政府の経済その他の政策により市場条件に影響を与え、当該取引価格に政府の影響が残存している場合もあり得る。民営化取引が公正な市場価格に基づき対等に行われた取引である場合には、民営化後も利益が存続しているという立証責任は調査当局に転換し、調査当局がかかる利益の存続を立証しない限り、民営化後の企業に対する利益はもはや存続していないこととなる。

121. Of course, every process of privatizing public-owned productive assets takes place within the concrete circumstances prevailing in the market in which the sale occurs. Consequently, the outcome of such a privatization process, namely the price that the market establishes for the state-owned enterprise, will reflect those circumstances. However, governments may choose to impose economic or other policies that, albeit respectful of the market's inherent functioning, are intended to induce certain results from the market. In such circumstances, the market's valuation of the state-owned property may ultimately be severely affected by those government policies, as well as by the conditions in which buyers will subsequently be allowed to enjoy property.

122. The Panel's absolute rule of "no benefit" may be defensible in the context of transactions between two private parties taking place in reasonably competitive markets; however, it overlooks the ability of governments to obtain certain results from markets by shaping the circumstances and conditions in which markets operate. Privatizations involve complex and long-term investments in which the seller—namely the government—is not necessarily always a passive price taker and, consequently, the "fair market price" of a state-owned enterprise is not necessarily always unrelated to government action. In privatizations, governments have the ability, by designing economic and other policies, to influence the circumstances and the conditions of the sale so as to obtain a certain market valuation of the enterprise.

123. In this respect, we note that, before arriving at its conclusion that privatization at arm's length and for fair market value "must" necessarily extinguish a benefit bestowed by a prior financial contribution, the Panel found, in apparent contradiction to its ultimate conclusion, that the investigating authority was *not* obliged to discontinue its investigation after determining that the privatization was made at arm's length and for fair market value. The Panel acknowledged that the investigating authority could find reasons to continue scrutinizing the circumstances of the privatization with a view to determining whether a benefit still existed. The Panel found also that if, following a privatization at arm's length and for fair market value, "[the investigating authority] wants (to continue) to apply countervailing duties, the importing Member must demonstrate, based on its examination of the conditions of the privatization, that the privatized producer (still) benefits from the prior financial contribution (subsidization)." (脚注省略)

124. We understand the Panel to be stating that privatization at arm's length and for fair market value privatization *presumptively* extinguishes any benefit received from the non-recurring financial contribution bestowed upon a state-owned firm. The effect of such a privatization is to shift to the investigating authority the burden of identifying evidence which establishes that the benefit from the previous financial contribution does indeed continue beyond privatization. In the absence of such proof, the fact of the arm's-length, fair market value privatization is sufficient to compel a conclusion that the "benefit" no longer exists for the privatized firm, and, therefore, that countervailing duties should not be levied. This is an accurate characterization of a Member's obligations under the *SCM Agreement*.

**c-3: Canada – Aircraft Credits and Guarantees パネル (WT/DS222/R)**

他国の補助金付き融資は、市場を示すベンチマークとならない。

7.145 ... Canada asserts that the Embraer offer is an appropriate market benchmark against which to measure the Canada Account financing, because []. In other words, Canada assumes that because [], it should necessarily be treated as a market offer. (W&C注：文中のブラケットはパネル報告書にて使用されているものである。以下、同様。)

7.146 In these proceedings, Brazil

"[]."

7.147 Given the principle of good faith, we accept Brazil's assertion that []. However, that does not mean that Embraer's offer should be treated as a market offer. In this regard, we note *first* that []. Brazil does not deny that these statements were made.

7.148 *Second*, []. In this regard, we note that Embraer has had frequent recourse to PROEX / BNDES support in the past. According to Brazil, approximately [] per cent of Embraer's export sales of regional jets have involved either BNDES or PROEX support. (Canada claims the percentage is much higher). Similarly, Embraer has reported that "[t]he Brazilian government has been an *important source* of export financing for our customers through the BNDES-*exim* program, administered by BNDES. In addition, Banco do Brasil S.A., which is owned by the Brazilian government, administers the ProEx program, which enables some of our customers to receive the benefit of interest discounts." For the reasons in these two paragraphs, **we consider that the Embraer offer was made with the expectation of support from the Brazilian Government.**

...

7.150 In view of the statements made by Minister Tobin upon the announcement of the Canada Account financing to Air Wisconsin, and our view that **Embraer's offer was not a "market" offer**, we find that the Canada Account financing to Air Wisconsin confers a "benefit" within the meaning of Article 1.1(b) of the SCM Agreement. (脚注省略、強調加筆)

**d-1: US – FSC パネル (WT/DS108/R)**

税の免除という資金面での貢献は、免除という事実から外国販売会社 (FSC) 及びその親会社に利益がもたらされたことは明らかである。

7.103 Having found that the various tax exemptions under the FSC scheme give rise to a financial contribution, our next task is to consider whether a benefit is thereby conferred. In our view, the financial contribution clearly confers a benefit, in as much as both FSCs and their parents need not pay certain taxes that would otherwise be due. Further, that benefit can be quite substantial: according to the US Department of Commerce, "the tax exemption can be as great as 15 to 30 per cent on gross income from exporting". We note that the

United States has raised no contrary argument with respect to the issue of benefit. (脚注省略)

**d-2: US – FSC (Article 21.5 – EC) パネル (WT/DS108/RW)**

特定の外国貿易取引を総収入に含めないことを認めることは、納税者に「よりよい」状況をもたらすものである。したがって、利益が認められる。

8.46 Under the Act, a taxpayer involved in a qualifying transaction may exclude qualifying foreign trade income from its gross income and therefore need not pay a certain amount of tax that it would otherwise have to pay to the United States government. It is therefore "better off" than it would have been absent the contribution, that is, if it had been in another situation, where the conditions for obtaining the tax treatment under the Act were not fulfilled and it was therefore subject to otherwise applicable US taxation rules. We are of the view that the tax treatment in the Act confers a benefit.

**d-3: Korea – Commercial Vessels パネル (WT/DS273/R)**

債権者は、債務者が債務超過の状態である場合、その商業的に合理的な検討に基づき、その債権回収を最大化する（損失を最小化する）ため債務の株式転換をおこなうことも考えられる。

7.419 We do not agree with Korea's argument that a debt-for-equity swap should be treated as a transaction with oneself. Clearly, creditors and the debtor company are separate legal entities. In an insolvency situation, the creditors may decide to acquire ownership of the company in order to maximize the return on their debt-holding (or minimize their losses). One way of doing so is through a debt-for-equity swap. ...

...

7.493 We have found that the various instruments involved in the restructuring of DHI were financial contributions in the sense of Article 1.1(a)(1)(i) of the *SCM Agreement*. We also have found that certain creditors of DHI at the time of its insolvency and restructuring were public bodies, but that the EC has not established that the private creditors were entrusted or directed by the government to make financial contributions to DHI via their participation in the restructuring. In terms of whether the financial contributions by public bodies conferred a benefit, we have based our analysis on whether the EC has demonstrated that the decision to restructure DHI rather than liquidate it, and/or the terms of DHI's restructuring, were commercially unreasonable. In this regard **we note that when a company is insolvent, a creditor operating on a commercially reasonable basis will be seeking to minimize its losses / maximize its recovery.** (強調加筆)

**d-4: Japan – DRAMs (Korea) パネル (WT/DS336/R)**

事例の状況により、他に融資等を与える者がいない状況において政府の指示・委託を受けた者がおこなった融資等は、第 1.1 条(b) の利益を与えたと判断することができる。

7.276. In certain circumstances, an investigating authority might examine the existence of benefit by gathering available evidence of the terms that the market would have offered, and by comparing those terms with those of the financial contribution at issue. This is the approach advocated by Korea in the present case. **In other circumstances, an investigating authority might rely on evidence of whether or not the financial contribution was provided on the basis of commercial considerations.** This is the approach adopted by the JIA in the present case. In our view, both types of evidence are relevant in determining the existence of benefit. The first, because such evidence provides a market benchmark against which to determine whether or not the terms on offer were more favourable than those available from the market. **The second, because evidence of reliance on non-commercial considerations indicates terms more favourable than those available from the market (as the market is presumed to operate on the basis of commercial considerations).** **Depending on the particular circumstances of a case, an investigating authority might also rely on other types of evidence that could be equally relevant.** (脚注省略、強調加筆)

**d-5: Japan – DRAMs (Korea) 上級委員会 (WT/DS/336/AB/R)**

事例の状況により、他に融資等を与える者がいない状況において政府の指示・委託を受けた者がおこなった融資等は、第 1.1 条(b) の利益を与えたと判断することができる。

227. The Panel also recognized that an investigating authority might be confronted with different types of evidence, and that one type of evidence might not support the conclusion suggested by the other. In the specific circumstances of this case, the JIA had undertaken to investigate whether "'creditors acting in accordance with the 'usual practice' in the relevant market' would have restructured Hynix on the same terms as the Four Creditors did". That inquiry, however, did not reveal any such evidence to the JIA. **The JIA was not therefore confronted with evidence indicating that non-entrusted or non-directed creditors would have restructured Hynix on similar terms as the Four Creditors did.** (脚注省略、強調加筆)

**e-1: US – Countervailing Measures on Certain EC Products パネル (WT/DS212/R)**

第 1.1 条又は第 14 条において明確に定められているものではないが、反復しない補助金は関連産業の資産の平均耐用年数にわたって利益を提供していると推定することは、米国、EC などにおいて通常の方法として受け入れられている。しかし、公営企業が対等の関係で公正市場価格により民営化された場合、民営化された企業における利益は消滅する。かかる状況においては、調査当局は利益が消滅するとの推定

に立って、利益が民営化された企業に残存していることを証明しなければならない。米国の同一人格テストは、民営化された企業が公営企業とは別法人であるとの判断がなされない限り、民営化取引の条件について検討してはならないとしており、SCM 協定に不整合である。

7.75 In the Panel's view, the United States' methodology does not recognize that privatization by itself can change the benefit determination under the SCM Agreement; the United States attempts to identify the recipient of the benefit determination with reference to the initial recipient of the financial contribution. The Panel understands that it is a normal and accepted practice (including both in the United States and the European Communities), for the importing Member to presume that a non-recurring subsidy will provide a benefit over a period of time, which is normally presumed to be the average useful life of assets in the relevant industry. We note that nothing in Article 1.1 nor Article 14 of the SCM Agreement explicitly provides for such a possibility. This practice is based on the fact that a non-recurring financial contribution will not be treated by a company as attributable solely to the current period but will be considered as providing a lasting benefit over an extended period of time. The investigating authority normally assumes that this extended period of time will be the amortization period used in the relevant sector. (脚注省略)

7.76 In our view, a privatization at arm's-length and for fair market value extinguishes the benefit to the privatized producer, which benefit the market has valued when assessing the fair market price which the privatized producer has fully paid for upon the privatization. This is to say that a privatization at arm's-length and for fair-market value reverses the presumption that the benefit of a non-recurring financial contribution which has been allocated within a given period of time will continue to accrue to a recipient during the allocated period. Therefore, if it wants (to continue) to apply countervailing duties, the importing Member must demonstrate, based on its examination of the conditions of the privatization, that the privatized producer (still) benefits from the prior financial contribution (subsidization).

7.77 In the Panel's view, the United States' same person methodology, as such, prohibits the examination of the conditions of the privatization-transaction when the privatized producer is not a distinct legal person based on criteria relating mainly to the industrial activities of the producers concerned. In applying its methodology the US Department of Commerce does not assess whether the privatized producer has received any benefit from prior financial contributions. In fact the United States twice admitted that the new owner(s) of the privatized company do not get any new benefit from the prior financial contribution when it/they paid fair market value for the assets and the shares of the state-owned producer. But the United States argues that the company continues to "carry" the benefit stream allocated over the lifetime of certain productive assets. We disagree. We believe that privatization calls for a (re)determination of the existence of a benefit to the privatized producer, and that fair market value payment by the privatized producer (and its owners) extinguishes the benefit resulting from the prior financial contribution (subsidization) bestowed upon the state-owned producer, because no advantage or benefit accrued to that privatized producer over and above what market conditions dictate pursuant to Article 14 of the SCM Agreement.

**e-2: Korea – Commercial Vessels パネル (WT/DS273/R)**

利益がもたらされたか否か（本件では債務の株式転換）は、債権者が決定をおこなった時点における事実に則して評価されなければならない。事後の事実に基づいてはならない。

7.491 Regarding the substance of the EC's claim, we consider that **the terms of the debt-for-equity swap should not be analysed *ex post***, on the basis of the price at which DSME's shares were publicly traded, or the price offered by potential buyers of DSME. Instead, **the terms of the debt-for-equity swap should be assessed in light of the facts before creditors at the time they decided upon them.** This is because facts may change over time, to the extent that a market's assessment of the value of DSME shares on one day will not necessarily be the same as its assessment of the value of those shares on another day. Indeed, even the EC would appear to agree with such an approach, since it stated at the first substantive meeting with the parties that: (強調加筆)

Moreover, Korea cannot invoke in its favor the fact that the share value of the restructured yards increased over time. As also pointed out by the United States, there is no room for an *ex post* analysis. The only relevant question is whether a private creditor/investor would have agreed to the restructuring packages on the basis the information available to him *at the time of the restructuring*. (EC's Oral Statement, para. 85, page 21.) (italics in original)

**viii. 第1.2条**

1.2 A subsidy as defined in paragraph 1 shall be subject to the provisions of Part II or shall be subject to the provisions of Part III or V only if such a subsidy is specific in accordance with the provisions of Article 2.

1.2 1.1に規定する補助金は、次条の規定に基づいて特定性を有する場合に限り、第二部の規定又は第三部若しくは第五部の規定の適用を受ける。

**1. 条文解釈**

本条項の解釈をおこなった WTO 紛争事例はみあたらなかった。

**b. 第2条 特定性**

**i. 第2.1条**

2.1 In order to determine whether a subsidy, as defined in paragraph 1 of Article 1, is

specific to an enterprise or industry or group of enterprises or industries (referred to in this Agreement as "certain enterprises") within the jurisdiction of the granting authority, the following principles shall apply:

- (a) Where the granting authority, or the legislation pursuant to which the granting authority operates, explicitly limits access to a subsidy to certain enterprises, such subsidy shall be specific.
  - (b) Where the granting authority, or the legislation pursuant to which the granting authority operates, establishes objective criteria or conditions governing the eligibility for, and the amount of, a subsidy, specificity shall not exist, provided that the eligibility is automatic and that such criteria and conditions are strictly adhered to. The criteria or conditions must be clearly spelled out in law, regulation, or other official document, so as to be capable of verification.
- 2 Objective criteria or conditions, as used herein, mean criteria or conditions which are neutral, which do not favour certain enterprises over others, and which are economic in nature and horizontal in application, such as number of employees or size of enterprise.
- (c) If, notwithstanding any appearance of non-specificity resulting from the application of the principles laid down in subparagraphs (a) and (b), there are reasons to believe that the subsidy may in fact be specific, other factors may be considered. Such factors are: use of a subsidy programme by a limited number of certain enterprises, predominant use by certain enterprises, the granting of disproportionately large amounts of subsidy to certain enterprises, and the manner in which discretion has been exercised by the granting authority in the decision to grant a subsidy. In applying this subparagraph, account shall be taken of the extent of diversification of economic activities within the jurisdiction of the granting authority, as well as of the length of time during which the subsidy programme has been in operation.
- 3 In this regard, in particular, information on the frequency with which applications for a subsidy are refused or approved and the reasons for such decisions shall be considered.

2.1 1.1 に規定する補助金が当該補助金を交付する当局（この協定において「交付当局」という。）の管轄の下にある一の企業若しくは産業又は企業若しくは産業の集団（この協定において「特定企業」という。）について特定性を有するか有しないかを決定するため、次の原則を適用する。

- (a) 交付当局又は交付当局の適用する法令が補助金の交付の対象を明示的に特定企業に限定している場合には、当該補助金は、特定性を有するものとする。
- (b) 交付当局又は交付当局の適用する法令が補助金の交付を受ける資格及び補助金の額を規律する客観的な基準又は条件（注）を定めている場合には、特定性は、存在しないものとする。ただし、当該資格が自動的に付与されるものであり、かつ、当該基準及び条件が厳格に遵守されていることを条件とする。当該基準又は条件については、確認することができるように、法令その他の公文書に明確に定めなければならない。

注2 この(b)に規定する「客観的な基準又は条件」とは、中立的であり、特定企業を他のものよりも有利に扱うものではなく、本質的に経済に係るものであり、かつ、一様に適用される基準又は条件（例えば、被用者の数又は企業の規模）をいう。

(c) (a)及び(b)に定める原則の適用の結果として特定性が存在しないと認められるにもかかわらず、補助金が実際には特定性を有するものである可能性があると思ふに足りる理由がある場合には、他の要因を考慮することができる。この要因とは、限定された数の特定企業による補助金制度の利用、特定企業による補助金制度の支配的な利用、特定企業に対する均衡を失した多額の補助金の交付及び補助金の交付を決定するに当たって交付当局が裁量的な方法をとっていること（注）をいう。この(c)の規定の適用に当たっては、交付当局の管轄の下にある経済活動の多様性の程度及び補助金制度を運用している期間の長さを考慮する。

注3 この点に関し、特に、補助金の申請が拒否され又は承認される頻度及びそのような決定の理由に関する情報を考慮する。

## 1. 条文解釈

- a. 本条の目的： 第2条は、法令上又は事実上、広範な範囲で利用されるものではない補助金による歪曲を問題とした条項である。
- b. 個別企業に対する措置の特定性： あるプログラムの枠組みに基づいて提供された資金面での貢献であっても、当該プログラムによる通常の実施は補助金を交付するものではなく、その資金面での貢献の実施が個別に決定され、その条件は個別に定められるものである場合、特定性が認められる。
- c. 事実上の特定性（第(c)号）： 事実上の特定性を認定する場合において、(c)項に記載された4要因全てを検討する必要はない。たとえば、政府により提供される物品が、その本質的な性質ゆえに特定の企業に利用されるものである場合、かかる物品の提供による補助金は特定性を有する可能性が高い。立木伐採権プログラムは産業材木製品産業に対して限定されていたことにより、同項の事実上の特定性を満たすとの認定は合理的である。

## 2. パネル・上級委員会の判断

a. について：

**a-1:** *US – Softwood Lumber IV* パネル (WT/DS257/R), パラ 7.116

b. について：

**b-1:** *Japan – DRAMs (Korea)* パネル (WT/DS336/R), パラ 7.374

c. について：

**c-1:** *US – Softwood Lumber IV* パネル (WT/DS257/R), パラ 7.116

**c-2:** *US – Softwood Lumber IV* パネル (WT/DS257/R), パラ 7.121-7.123

**c-3:** *EC – Countervailing Measures on DRAM Chips* パネル (WT/DS299/R), パラ 7.226

**a-1/c-1: US – Softwood Lumber IV パネル (WT/DS257/R)**

第 2 条は、法令上又は事実上、広範な範囲で利用されるものではない補助金による歪曲を問題とした条項である。

第 2.1 条(c): 政府により提供される物品が、その本質的な性質ゆえに特定の企業に利用されるものである場合、かかる物品の提供による補助金は特定性を有する可能性が高い。

7.116 We first address Canada's argument that a subsidy is specific only when the authority deliberately limits access of this subsidy to certain enterprises within the group of enterprises eligible or naturally apt to use the subsidy. In our view, **Article 2 SCM Agreement is concerned with the distortion that is created by a subsidy which either in law or in fact is not broadly available.**<sup>179</sup> While deliberate action by a government to restrict access to a subsidy that is in principle broadly available, through the use of discretion, could well be the basis for a finding of *de facto* specificity, we see no basis in the text of Article 2, and 2.1 (c) SCM Agreement in particular, for Canada's argument that if the inherent characteristics of the good provided limit the possible use of the subsidy to a certain industry, the subsidy will not be specific unless access to this subsidy is limited to a sub-set of this industry, i.e. to certain enterprises within the potential users of the subsidy engaged in the manufacture of similar products. Article 2 speaks of the use by a limited number of certain enterprises or the predominant use by certain enterprises, not of the use by a limited number of certain *eligible* enterprises. **In the case of a good that is provided by the government - and not just money, which is fungible – and that has utility only for certain enterprises (because of its inherent characteristics), it is all the more likely that a subsidy conferred via the provision of that good is specifically provided to certain enterprises only.** We do not consider that this would imply that any provision of a good in the form of a natural resource automatically would be specific, precisely because in some cases, the goods provided (such as for example oil, gas, water, etc.) may be used by an indefinite number of industries. This is not the situation before us. As Canada acknowledges, the inherent characteristics of the good provided, standing timber, limit its possible use to "certain enterprises" only. (強調加筆)

-----  
179 We note that the availability of a subsidy which is limited by the inherent characteristics of the good cannot be considered to have been limited by "objective" criteria in the sense of footnote 2 to Article 2.1 (b) SCM Agreement, i.e. "criteria or conditions which are neutral, which do not favour certain enterprises over others, and which are economic in nature and horizontal in application, such as number of employees or size of enterprise".

**b-1: Japan – DRAMs (Korea) パネル (WT/DS336/R)**

あるプログラムの枠組みに基づいて提供された資金面での貢献であっても、当該プログラムによる通常の取引は補助金を交付するものではなく、その資金面での貢献の実施が個別に決定され、その条件は個別に定められるものである場合、特定性が認められる。

7.374 ... As a general matter, though, if an investigating authority were to focus on an individual transaction, and that transaction flowed from a generally available support programme whose normal operation would generally result in financial contributions on pre-determined terms (that are therefore not tailored to the recipient company), that individual transaction would not, in our view, become "specific" in the meaning of Article 2.1 simply because it was provided to a specific company. **An individual transaction would be "specific", though, if it resulted from a framework programme whose normal operation (1) does not generally result in financial contributions, and (2) does not pre-determine the terms on which any resultant financial contributions might be provided, but rather requires (a) conscious decisions as to whether or not to provide the financial contribution (to one applicant or another), and (b) conscious decisions as to how the terms of the financial contribution should be tailored to the needs of the recipient company.** (強調加筆)

**c-2: US – Softwood Lumber IV パネル (WT/DS257/R) SCM 協定第 2.1 条(c)**

米商務省の決定は、材木製品産業のみが伐採権プログラムを使用したものであるかを検討した。材木製品産業は、パルプ産業、紙産業、材木産業及び材木加工産業という限定された産業集団を構成するものであり、補助金がある産業に対して限定されていたとの米商務省の認定は合理的である。第 2 条の特定性の判断は、企業又は産業レベルでなされるものであり、製品レベルでなされる必要はない。

また、事実上の特定性を認定する場合において、(c)項に記載された 4 要因全てを検討する必要はない。

7.121 The USDOC Determination considered that only a group of wood product industries, consisting of the pulp and paper mills and the sawmills and re-manufacturers which are producing the subject merchandise used the stumpage programmes. It does not seem that USDOC simply labelled an aggregation of producers as a group of industries merely because they use a particular programme. In our view, the opposite was the case. As Canada recognized, the stumpage programme can clearly only benefit certain enterprises in the wood product industries which can harvest and / or process the good provided, standing timber. In sum, the text of Article 2 SCM Agreement does not require a detailed analysis of the end-products produced by the enterprises involved, nor does Article 2.1 (c) SCM Agreement provide that only a limited number of *products* should benefit from the subsidy. In our view, it was reasonable of the USDOC to reach the conclusion that the use of the alleged subsidy was limited to an industry or a group of industries. We consider that the "wood products industries" constitutes at most only a limited group of industries - the pulp industry, the paper industry, the lumber industry and the lumber remanufacturing industry - under any definition of the term "limited". We do not consider determinative in this respect the fact that these industries may be producing many different end-products. As we discussed above, specificity under Article 2 SCM is to be determined at the enterprise or industry level, not at the product level. (脚注省略)

...

7.123 Canada also argues that an authority is required to examine all four factors mentioned in Article 2.1 (c) SCM Agreement in order to determine *de facto* specificity. We note in this respect that Article 2.1 (c) SCM Agreement provides that if there are reasons to believe that

the subsidy may in fact be specific, other factors *may* be considered. The use of the verb "may" rather than "shall", in our view, indicates that if there are reasons to believe that the subsidy may in fact be specific, an authority *may* want to look at any of the four factors or indicators of specificity. We note the difference in language between Article 2.1 (c) SCM Agreement and, for example, Article 15.4 SCM Agreement concerning injury which provides that "the examination of the impact of the subsidized imports on the domestic industry *shall include* an evaluation of all relevant economic factors and indices having a bearing on the state of the industry *including ...*", and then lists the factors which have to be included in the evaluation. Article 15.4 SCM Agreement is almost identical in language to Article 3.4 Anti-Dumping Agreement, which it is well established, contains an obligation on the part of the investigating authority to at a minimum examine and evaluate all factors listed in the provision. In our view, if the drafters had wanted to impose a formalistic requirement to examine and evaluate all four factors mentioned in Article 2.1 (c) SCM Agreement in all cases, they would have equally explicitly provided so as they have done elsewhere in the SCM Agreement. They did not do so. We conclude therefore that **there was no obligation on the USDOC to examine whether disproportionately large amounts of the subsidy were granted to certain enterprises or the manner in which discretion has been exercised by the granting authority in the decision to grant a subsidy, the two factors mentioned in Article 2.1 (c) SCM Agreement which the USDOC did not explicitly examine.** (脚注省略、強調加筆)

### c-3: EC – Countervailing Measures on DRAM Chips パネル (WT/DS299/R)

事実上の特定性を構成するとの結論は、SCM 協定第 2 条に掲げられた 4 要因全てを検討した上でのものであり、第 1.2 条及び第 2.1 条に整合的である。

7.226. We are of the view that an authority when it has reasons to believe that the subsidy is *de facto* specific in the sense of Article 2.1(c) of the *SCM Agreement* may consider such other factors as the use of a subsidy programme by a limited number of certain enterprises, predominant use by certain enterprises, the granting of disproportionately large amounts of subsidy to certain enterprises, and the manner in which discretion has been exercised by the granting authority in the decision to grant a subsidy. The EC determined that (1) the subsidy programme was used by a very limited number of companies, as only six out of an eligible two hundred companies used the programme; (2) that it was predominantly used by the Hyundai group companies among which Hynix; and (3) that a disproportionate 41 per cent of the total subsidy amount of KRW 2.9 trillion was granted to Hynix. These figures are uncontested and clearly constitute "positive evidence". In addition, the EC pointed out that, after the participants to the programmes had been announced, there was a lot of criticism within Korea from companies in similarly difficult situations complaining about the lack of transparency and the eligibility criteria. These criticisms indicate that the EC also considered the manner in which discretion was exercised in admitting companies to the KDB Debenture Programme. (脚注省略)

7.230. In our view, having considered all four factors mentioned in Article 2.1 of the *SCM Agreement* for *de facto* specificity, and having reasonably concluded that under all four factors the KDB Debenture Programme was *de facto* specific for Hynix, we consider that the EC determination of specificity with regard to the KDB Debenture Programme was consistent with Article 1.2 and Article 2.1 of the *SCM Agreement*.

*ii. 第2.2条*

2.2 A subsidy which is limited to certain enterprises located within a designated geographical region within the jurisdiction of the granting authority shall be specific. It is understood that the setting or change of generally applicable tax rates by all levels of government entitled to do so shall not be deemed to be a specific subsidy for the purposes of this Agreement.

2.2 交付当局の管轄の下にある地理的に指定された地域内にある特定企業のみには交付される補助金は、特定性を有するものとする。この協定の適用上、権限を有するすべての段階の政府が行う一般的に適用される税率の決定又は変更は、特定性を有する補助金とはみなさないと了解する。

**1. 条文解釈**

本条項の解釈をおこなった WTO 紛争事例はみあたらなかった。

*iii. 第2.3条*

2.3 Any subsidy falling under the provisions of Article 3 shall be deemed to be specific.

2.3 次条の規定に該当する補助金は、特定性を有するものとみなす。

**1. 条文解釈**

本条項の解釈をおこなった WTO 紛争事例はみあたらなかった。

*iv. 第2.4条*

2.4 Any determination of specificity under the provisions of this Article shall be clearly substantiated on the basis of positive evidence.

2.4 この条に規定する特定性については、実証的な証拠に基づく明確な裏付けによって決定する。

**1. 条文解釈**

本条項の解釈をおこなった WTO 紛争事例はみあたらなかった。

## c. 第3条 禁止

### i. 第3.1条(a)

3.1 Except as provided in the Agreement on Agriculture, the following subsidies, within the meaning of Article 1, shall be prohibited:

(a) subsidies contingent, in law or in fact, whether solely or as one of several other conditions, upon export performance, including those illustrated in Annex I;

4 This standard is met when the facts demonstrate that the granting of a subsidy, without having been made legally contingent upon export performance, is in fact tied to actual or anticipated exportation or export earnings. The mere fact that a subsidy is granted to enterprises which export shall not for that reason alone be considered to be an export subsidy within the meaning of this provision.

5 Measures referred to in Annex I as not constituting export subsidies shall not be prohibited under this or any other provision of this Agreement.

3.1 農業に関する協定に定める場合を除くほか、第一条に規定する補助金のうち次のものについては、禁止する。

(a) 法令上又は事実上（注1）、輸出が行われることに基づいて（唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない。）交付される補助金（附属書Iに掲げるものを含む（注2）。）

注4 補助金の交付が法的には輸出が行われることに基づいたものではない場合においても、当該補助金の交付が実際の又は予想される輸出又は輸出収入と事実上結び付いていることが事実によって立証されるときは、この基準は、満たされるものとする。輸出を行う企業に補助金を交付するという単なる事実のみを理由として、この3.1に規定する輸出補助金とみなされることはない。

注5 輸出補助金には当たらないものとして附属書Iに規定する措置は、この条の規定又はこの協定の他のいかなる規定によっても禁止されない。

## 1. 条文解釈

a. 「法令上」とは、法令条文に明記されている場合のみならず、法令の定めにより立証できる事項を含む。また、「基づいて」(contingent)とは、条件として、または何らかの一定の事項が存在することに依拠して、という意味である。措置を構成する文書において暗示的にであれ輸出が条件とされている場合、「法令上の輸出がおこなわれることに基づいたもの」(export contingent)である。

b. 注4の「結び付いていること」(“tied to”)との文言は、“contingency”という文言が適用される条件を説明したものである。

c. 補助金のから生ずる利子： 交付された補助金から発生する利子は「補助金」に含まれない。

## 2. パネル・上級委員会の判断

### a. について：

**a-1:** *Canada – Autos* パネル (WT/DS139/R, WT/DS142/R), パラ 10.179-10.190

**a-2:** *Canada – Autos* 上級委員会 (WT/DS139/AB/R, WT/DS142/AB/R), パラ 100

### b. について：

**b-1:** *Canada – Autos* 上級委員会 (WT/DS139/AB/R, WT/DS142/AB/R), パラ 107

### c. について：

**c-1:** *Australia – Automotive Leather II (Article 21.5)* パネル (WT/DS126/RW), パラ 6.49

### **a-1:** *Canada – Autos* パネル (WT/DS139/R, WT/DS142/R)

第 3.1 条(a) の「法令上」とは、法令条文に明記されている場合のみならず、法令の定めにより立証できる事項を含む。

第 3.1 条(a) の「基づいて」(contingent) とは、条件として、または何らかの一定の事項が存在することに依拠して、という意味である。

カナダの国内生産と輸入車販売割合を条件とする輸入税免除は、その比率により、常に、または一定数量以上の輸入車については、国内生産車の輸出をおこなわなければ享受できないものであるから、「輸出がおこなわれることに基づいて」交付される補助金である。

10.179. The term "law" has been defined, *inter alia*, as "that which is laid down, ordained, or established." Following from this definition, export contingency *in law*, in our view, must refer to the situation where one can ascertain, on the face of the law (or other relevant legal instrument), that export contingency exists. In other words, an examination of the terms of the underlying legal instruments of the subsidy in question would suffice to determine whether or not export contingency in law exists. We do not mean by this, however, that the terms of the law must – as Canada suggests – "expressly provide" that the subsidy is contingent upon export performance, but rather, that the existence of export contingency can be demonstrated on the basis of the law or other relevant legal instrument, without reference to external factual elements. (脚注省略)

...

10.183 The word "contingent" has been defined, *inter alia*, as "conditional, dependent". Further, the Appellate Body has stated in *Canada – Aircraft*:

"In our view, the key word in Article 3.1(a) is 'contingent'. As the Panel observed, the ordinary connotation of 'contingent' is 'conditional' or 'dependent for its existence on something else'. (*footnote omitted*) This common

understanding of the word 'contingent' is borne out by the text of Article 3.1(a), which makes an explicit link between 'contingency' and 'conditionality' in stating that export contingency can be the sole or 'one of several other conditions'." (脚注省略)

...

10.188 Let us assume that the ratio requirement is 75:100, the "minimum allowable ratio requirement". A manufacturer beneficiary sells \$100 worth of motor vehicles in Canada and must, therefore, produce \$75 worth of motor vehicles in Canada in order to satisfy the ratio requirement. Having done so, it is entitled to import \$25 worth of motor vehicles duty-free or, in other words, has a duty-free "allowance" or "entitlement" of up to \$25. Admittedly, no exports have occurred, nor do they need to, for the manufacturer beneficiary to receive the import duty exemption up to this amount. We accept that the import duty exemption is not contingent upon export performance up to this amount. (脚注省略)

10.189 However, if the manufacturer beneficiary wishes to import any amount above its duty-free "allowance" and still receive the import duty exemption, it would have to export an amount equivalent to that exceeding this "allowance", so as to ensure that the production-to-sales ratio remains unaltered. In the present case, if it wishes to import \$75 rather than \$25 worth of motor vehicles duty-free, which is \$50 more than its "allowance", it would have to export \$50 worth of motor vehicles. For every unit value of duty-free imports above the "allowance", it is required to export an equivalent unit value of its production in Canada. Indeed, other things being equal, the more the manufacturer beneficiary exports, the more it can import duty-free. For instance, if it then exports \$100 worth of motor vehicles, it can import \$125 worth of motor vehicles duty-free. In our view, the relationship between the import duty exemption and export performance in this situation is such that the former is "conditional" or "dependent" on the latter.

10.190 Of course, the manufacturer beneficiary could steadily increase its domestic production and its domestic sales, all the while respecting the 75:100 ratio, and the value of duty-free imports that it is allowed would increase proportionally without any exports occurring. However, this does not change the fact that, to import duty-free in excess of its "allowance", the manufacturer beneficiary is obliged to export an amount equivalent to that in excess.

**a-2/b-1: Canada – Autos 上級委員会 (WT/DS139/AB/R, WT/DS142/AB/R)**

措置を構成する文書において暗示的にであれ輸出が条件とされている場合、「法令上」の輸出がおこなわれることに基づいたもの (export contingent) である。また、注 4 の「結びついていること」 (“*tied to*”) との文言は、“contingency” という文言が適用される条件を説明したものである。本件は、かかる結び付きが認められる。

100. We start with what we have held previously. In our view, a subsidy is contingent "in law" upon export performance when the existence of that condition can be demonstrated on the basis of the very words of the relevant legislation, regulation or other legal instrument constituting the measure. The simplest, and hence, perhaps, the uncommon, case is one in which the condition of exportation is set out expressly, in so many words, on the face of the

law, regulation or other legal instrument. We believe, however, that **a subsidy is also properly held to be *de jure* export contingent where the condition to export is clearly, though implicitly, in the instrument comprising the measure.** Thus, for a subsidy to be *de jure* export contingent, the underlying legal instrument does not always have to provide *expressis verbis* that the subsidy is available only upon fulfillment of the condition of export performance. Such conditionality can also be derived by necessary implication from the words actually used in the measure. (強調加筆)

107. Although we are not examining whether the subsidy in this case is contingent "in fact" upon export performance, we note that footnote 4 to Article 3.1(a) uses the words "tied to" as a synonym for "contingent" or "conditional". As the legal standard is the same for *de facto* and *de jure* export contingency, we believe that **a "tie", amounting to the relationship of contingency, between the granting of the subsidy and actual or anticipated exportation meets the legal standard of "contingent" in Article 3.1(a) of the SCM Agreement.** (脚注省略、強調加筆)

108. Even where the ratio requirement for a particular manufacturer is set at less than 100:100, in our view, there is contingency "in law" upon export performance because, as a result of the operation of the MVTO 1998 and the SROs themselves, the granting of, or the entitlement to, the import duty exemption is tied to the exportation of motor vehicles by the manufacturer beneficiaries. By the very operation of the measure, the more motor vehicles that a manufacturer exports, the more motor vehicles it can import duty-free. In other words, a clear relationship of dependency or conditionality exists between the granting of the import duty exemption and the exportation of motor vehicles by manufacturer beneficiaries. We find, therefore, that, even when the ratio requirements are less than 100:100, the measure is "contingent...in law...upon export performance".

### **c-1: Australia –Automotive Leather II (Article 21.5) パネル (WT/DS126/RW)**

交付された補助金から発生する利子は「補助金」に含まれない。「補助金の廃止」は禁止補助金からの救済を定めたものであり、賠償金、補償金、または原状回復を求めたものではない。「補助金の廃止」とは、当該補助金全体の撤廃を指す。

{W&C 注： 本論点は第 14 条または第 19 条の補助金額の計算についてのものである。しかし、この議論は“the amount of subsidy”を判断しているものである。相殺関税発動国では補助金の現在価値を計算して、その一単位当たりの額を相殺関税とすることが既に一般的であるが、当該実務との整合性を検討しておくべきである。第 19 条の“the amount of subsidy”とは、第 14 条のタイトルに言う “the amount of subsidy in terms of the benefit to the recipient” であって、単純な補助金額とは異なる、という整理であろうか。}

6.49. In our view, the required repayment does not include any interest component. We believe that withdrawal of the subsidy was intended by the drafters of the SCM Agreement to be a specific and effective remedy for violations of the prohibition in Article 3.1(a). However, we do not understand it to be a remedy intended to fully restore the *status quo ante* by depriving the recipient of the prohibited subsidy of the benefits it may have enjoyed in the past. Nor do we consider it to be a remedy intended to provide reparation or compensation in any sense. A requirement of interest would go beyond the requirement of repayment

encompassed by the term "withdraw the subsidy", and is therefore, we believe, beyond any reasonable understanding of that term.

**ii. 第3.1条(b)**

3.1 (b) subsidies contingent, whether solely or as one of several other conditions, upon the use of domestic over imported goods.

3.1 (b) 輸入物品よりも国産物品を優先して使用することに基づいて（唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない。）交付される補助金

**1. 条文解釈**

**a.** 第3.1条(b)は「法令上」のみならず、事実上の要件についても適用される。国内付加価値の要件が「法令上」の国内産品優先使用にあたるか否かは、その付加価値率の高さにより、実務上、国内産品優先使用が必要となるか否かにより判断しなければならない。

**b.** 補助金交付の条件として労務費、工場間接費、販売一般管理費の国内経費を要件とすることは、第3.1条(b)の国内産品の「使用」にあたらない。

**2. パネル・上級委員会の判断**

**a.** について：

**a-1:** *Canada – Autos* 上級委員会 (WT/DS139/AB/R, WT/DS142/AB/R), パラ 130-143

**b.** について：

**b-1:** *Canada – Autos* パネル (WT/DS139/R, WT/DS142/R), パラ 10.216

**a-1:** *Canada – Autos* 上級委員会 (WT/DS139/AB/R, WT/DS142/AB/R)

国内付加価値の要件が「法令上」の国内産品優先使用にあたるか否かは、その付加価値率の高さにより、実務上、国内産品優先使用が必要となるか否かにより判断しなければならない。また、第3.1条(b)は「法令上」のみならず、事実上の要件についても適用される。

130. The Panel's reasoning implies that under no circumstances could *any* value-added requirement result in a finding of contingency "in law" upon the use of domestic over imported goods. We do not agree. We noted that the definition of "Canadian value added" in

the MVTO 1998 *requires* a manufacturer to report to the Government of Canada the *aggregate* of certain listed costs of its production of motor vehicles, and that the first such cost item specified is the cost of Canadian parts and materials *used* in the production of motor vehicles in its factory in Canada. It seems to us that whether or not a particular manufacturer is able to satisfy its specific CVA requirements without using any Canadian parts and materials in its production depends very much on the *level* of the applicable CVA requirements. For example, **if the level of the CVA requirements is very high, we can see that the use of domestic goods may well be a necessity and thus be, in practice, required as a condition for eligibility for the import duty exemption.** By contrast, if the level of the CVA requirements is very low, it would be much easier to satisfy those requirements *without* actually using domestic goods; for example, where the CVA requirements are set at 40 per cent, it might be possible to satisfy that level simply with the aggregate of other elements of Canadian value added, in particular, labour costs. The multiplicity of *possibilities* for compliance with the CVA requirements, when these requirements are set at low levels, may, depending on the specific level applicable to a particular manufacturer, make the use of domestic goods only one *possible* means (means which might not, in fact, be utilized) of satisfying the CVA requirements. (脚注省略、強調加筆)

...

141. ... We believe the same reasoning is applicable here. The fact that Article 3.1(a) refers to "in law or in fact", while those words are absent from Article 3.1(b), does not necessarily mean that Article 3.1(b) extends only to *de jure* contingency.

142. Finally, we believe that a finding that Article 3.1(b) extends only to contingency "in law" upon the use of domestic over imported goods would be contrary to the object and purpose of the SCM Agreement because it would make circumvention of obligations by Members too easy. We expressed a similar concern with respect to the GATS in European Communities – Bananas when we said:

Moreover, if Article II was not applicable to *de facto* discrimination, it would not be difficult -- and, indeed, it would be a good deal easier in the case of trade in services, than in the case of trade in goods -- to devise discriminatory measures aimed at circumventing the basic purpose of that Article. (脚注省略)

143. For all these reasons, we believe that the Panel erred in finding that Article 3.1(b) does not extend to subsidies contingent "in fact" upon the use of domestic over imported goods. We, therefore, reverse the Panel's broad conclusion that "Article 3.1(b) extends only to contingency in law."

**b-1: Canada – Autos パネル (WT/DS139/R, WT/DS142/R)**

補助金交付の条件として労務費、工場間接費、販売一般管理費の国内経費を要件とすることは、第 3.1 条(b) の国内製品の「使用」にあたらぬ。

10.216 In applying these principles to the case at hand, we note that, while under the MVTO 1998 and SROs access to the import duty exemption is contingent upon satisfying certain CVA requirements, a value-added requirement is in no sense synonymous with a condition to use domestic over imported goods. In this regard, we recall that the definition of "CVA" in the MVTO 1998 includes, in addition to parts and materials of Canadian origin, such other elements as direct labour costs, manufacturing overheads, general and administrative expenses and depreciation. Thus, and depending upon the factual circumstances, a manufacturer might well be willing and able to satisfy a CVA requirement without using any domestic goods whatsoever. Under these circumstances, it would be difficult for us to conclude that access to the import duty exemption is contingent, i.e. conditional or dependent, in law on the use of domestic over imported goods within the meaning of the SCM Agreement. (脚注省略)

d. 第10条 千九百九十四年のガット第六条の規定の適用

**PART V: COUNTERVAILING MEASURES**

**Article 10 Application of Article VI of GATT 1994**

- 6 The provisions of Part II or III may be invoked in parallel with the provisions of Part V; however, with regard to the effects of a particular subsidy in the domestic market of the importing Member, only one form of relief (either a countervailing duty, if the requirements of Part V are met, or a countermeasure under Articles 4 or 7) shall be available. The provisions of Parts III and V shall not be invoked regarding measures considered non-actionable in accordance with the provisions of Part IV. However, measures referred to in paragraph 1(a) of Article 8 may be investigated in order to determine whether or not they are specific within the meaning of Article 2. In addition, in the case of a subsidy referred to in paragraph 2 of Article 8 conferred pursuant to a programme which has not been notified in accordance with paragraph 3 of Article 8, the provisions of Part III or V may be invoked, but such subsidy shall be treated as non-actionable if it is found to conform to the standards set forth in paragraph 2 of Article 8.

Members shall take all necessary steps to ensure that the imposition of a countervailing duty on any product of the territory of any Member imported into the territory of another Member is in accordance with the provisions of Article VI of GATT 1994 and the terms of this Agreement. Countervailing duties may only be imposed pursuant to investigations initiated and conducted in accordance with the provisions of this Agreement and the Agreement on Agriculture.

- 7 The term "countervailing duty" shall be understood to mean a special duty levied for the purpose of offsetting any subsidy bestowed directly or indirectly upon the manufacture, production or export of any merchandise, as provided for in paragraph 3 of Article VI of GATT1994.
- 8 The term "initiated" as used hereinafter means procedural action by which a Member formally commences an investigation as provided in Article 11.

**第五部 相殺措置**

**第十条 千九百九十四年のガット第六条の規定の適用 (注)**

注6 第二部及び第三部の規定は、この部の規定と併せて適用することができる。もともと、特定の補助金が輸入加盟国の国内市場に及ぼす影響に関しては、当該補助金について一の救済形態（この部に定める要件が満たされた場合に課することができる相殺関税又は第四条若しくは第七条に規定する対抗措置のいずれか）のみを

用いることができる。第三部及びこの部の規定は、第四部の規定に従って相殺措置の対象とならないとみなされた措置については、適用してはならない。もつとも、8.1(a)に規定する措置については、第二条に規定する特定性を有するものであるかないかを決定するために調査することができる。第三部又はこの部の規定は、また、8.2に規定する補助金であって8.3に規定する通報が行われていない制度に基づいて交付されるものについて適用することができるが、当該補助金が8.2に定める基準に適合するものであると認められる場合には、当該補助金は、相殺措置の対象とならないものとして取り扱う。

加盟国は、いずれかの加盟国の領域の産品であって他の加盟国の領域に輸入されるものに対する相殺関税（注1）が千九百九十四年のガット第六条の規定及びこの協定に定める条件に適合して課されることを確保するため、必要なすべての措置をとる。相殺関税は、この協定及び農業に関する協定に従って開始し（注2）、実施する調査に基づいてのみ課することができる。

注7 「相殺関税」とは、千九百九十四年のガット第六条3に定義するとおり、産品の製造、生産又は輸出について直接又は間接に交付される補助金を相殺する目的で課する特別の関税をいうものと了解する。

注8 以下「開始する」又は「開始」とは、加盟国が次条の規定に従って正式に調査を始めるための手続上の措置をとることをいう。

## 1. 条文解釈

調査対象産品の原材料に交付された補助金、生産者・輸入者以外に交付された補助金の取扱については、GATT 第 VI:3 条の項目を参照されたい。

a. 調査開始の期日は、SCM 協定に特段の定めのないところから、輸入国の国内制度により正式な調査開始日とされる期日である。

## 2. パネル・上級委員会の判断

a. について：

**a-1:** *Mexico – Olive Oil* パネル (WT/DS341/R), パラ 7.25-7.28

**a-1:** *Mexico – Olive Oil* パネル (WT/DS341/R)

調査開始の期日は、SCM 協定に特段の定めのないところから、輸入国の国内制度により正式な調査開始日とされる期日である。

7.25. The heart of this dispute is not over what constitutes a "procedural action" as many steps within an investigation may qualify as such, but rather which procedural action "formally commences" an investigation. The Shorter Oxford English Dictionary defines "formally" as "In prescribed or customary form; with the formalities required to make an action valid or definite." The Shorter Oxford English Dictionary also defines "commence" as

"make a start or beginning; come into operation." As footnote 37 states, we are concerned with "a Member's" initiation of an investigation. **Because the *SCM Agreement* does not contain any specific standards for determining the validity of an action meant to start a countervailing duty investigation, the date of "formal commencement" must be in reference to the internal regime of the importing Member.** (脚注省略、強調加筆)

7.26. Other articles of the *SCM Agreement* that refer to initiation provide context for interpreting the term "initiated" in footnote 37. For example, Article 11 of the *SCM Agreement* contains a number of substantive requirements that must be satisfied before an importing Member may initiate a countervailing duty investigation. Article 11 demonstrates that when the drafters intended to prescribe that Members satisfy particular standards, they were perfectly able to do so. Additionally, Article 22.2 requires investigating authorities to give public notice of the initiation. Article 22.2 (ii) requires that the investigating authority include in the published notice the "date of initiation". In our view, this confirms a reading of footnote 37 that leaves it up to the investigating authority to determine on what date it "formally commenced" an investigation and to then make the public aware of that date through the notice. (脚注省略)

7.28. Based on the foregoing analysis, we find that **what constitutes "initiation" within the meaning of the *SCM Agreement* will vary based on the procedural actions defined in each Member's individual regime.** Therefore, to determine the date on which Economía initiated the investigation and whether Mexico sent the invitation to consultations prior to initiation, as required by Article 13.1 of the *SCM Agreement*, we must examine what constitutes the procedural act by which an investigation is formally commenced in the Mexican system. (強調加筆)

e. 第14条 補助金を受ける者の利益による補助金の額の算定

i. 第14条柱書

For the purpose of Part V, any method used by the investigating authority to calculate the benefit to the recipient conferred pursuant to paragraph 1 of Article 1 shall be provided for in the national legislation or implementing regulations of the Member concerned and its application to each particular case shall be transparent and adequately explained. Furthermore, any such method shall be consistent with the following guidelines:

この部の規定の適用上、調査当局が1.1の規定に従い補助金を受ける者に与えられる利益を計算するために使用する方法は、当該加盟国の国内法令又は実施規則に規定する。また、加盟国は、個々の事例についてこの方法を適用するに当たって、透明性をもって実施し、かつ、適切に説明する。この方法は、次の指針に適合するものとする。

1. 条文解釈

a. 利益を計算する時点： 第14条は、利益の計算の際に加盟国により遵守されるべきガイドラインを規定しているのみであり、いつの時点での利益の計算がおこな

われるべきかについて何らのガイドも定めていない。調査当局は、補助金の額の認定について調査対象期間の証拠を検討すれば足りる。

**b. 補助金額算定の具体的な方法：** 第 14 条は利益計算のガイドラインを定めたものに過ぎない。調査当局は、当該ガイドラインを遵守する限りにおいて、利益の額の計算についての合理的な方法を採用する相当な裁量がある。但し、当該方法は、透明な方法で適用され、十分に説明されなければならない。

**c. 市場歪曲：** 市場が歪曲されている場合、当該市場はベンチマークとならない。

**d. 法令に定めるべき利益額計算の方法：** 第 14 条柱書は、WTO 加盟国の利益の計算方法は(a)から(d)に定める方法に従わなければいけないと定めているが、これは方法が加盟国の法令に詳細に定められていることを要求するものではない。ある事例において使用された方法が、当該法令から導出され (derived)、認識できる (discernable) ものであれば、第 14 条柱書の要件は満たされる。

**e. 調査当局の説明義務：** 第 14 条は調査当局のおこなった補助金額の計算の説明を求めているものであり、特定の分析をおこなうことを要求しているものではない。

## 2. パネル・上級委員会の判断

**a. について：**

**a-1:** *US – Lead and Bismuth II* パネル (WT/DS138/R), パラ 6.74

**a-2:** *Japan – DRAMs (Korea)* 上級委員会 (WT/DS/336/AB/R), パラ 209-210

**b. について：**

**b-1:** *US – Countervailing Measures on Certain EC Products (Article 21.5)* パネル (WT/DS212/RW), パラ 7.114-7.118

**b-2:** *EC – Countervailing Measures on DRAM Chips* パネル (WT/DS299/R), パラ 7.213

**b-3:** *Japan – DRAMs (Korea)* パネル (WT/DS336/R), パラ 7.275

**c. について：**

**c-1:** *Japan – DRAMs (Korea)* パネル (WT/DS336/R), パラ 7.295-7.297

**d. について：**

**d-1:** *Japan – DRAMs (Korea)* 上級委員会 (WT/DS/336/AB/R), パラ 192-

**e. について：**

**e-1:** *Mexico – Olive Oil* パネル (WT/DS341/R), パラ 7.156, 7.168

**a-1: US – Lead and Bismuth II パネル (WT/DS138/R)**

資金面での貢献が交付された時点における市場の状況との比較により利益を計算することは第 14 条に不整合となるものではない。しかし、第 14 条は、利益の計算の際に加盟国により遵守されるべきガイドラインを規定しているのみであり、いつの時点での利益の計算がおこなわれるべきかについて何らのガイドも定めていない。

6.74 In respect of Article 14 of the SCM Agreement, the United States asserts that "benefit" should be determined by reference to the market practice prevailing **at the time that** each of the four types of "financial contribution" identified in that provision is bestowed. We do not share the United States' temporal interpretation of Article 14. Certainly, this interpretation is not consistent with the ordinary meaning of the text of that provision. Nothing in the text of Article 14 restricts the analysis envisaged in sub-paragraphs (a) – (d) of that provision to the time at which the relevant "financial contribution" was bestowed. In our view, Article 14 simply does what it says it does: it provides guidelines to be respected by Members whenever they calculate "benefit". Those guidelines apply whether "benefit" is calculated at the time of bestowal, or at some subsequent time. **Article 14 does not, therefore, guide Members as to when that calculation of "benefit" should take place.** (強調加筆)

**a-2: Japan – DRAMs (Korea) 上級委員会 (WT/DS/336/AB/R)**

調査当局は、補助金の額の認定について調査対象期間の証拠を検討すれば足りる。

209. ... On the contrary, the Panel explicitly said that it was "not suggesting that an investigating authority [was] somehow required to conduct a new investigation at the time of imposition, in order to confirm the continued existence of the subsidization found to exist during the period of investigation. That will defeat the very purpose of using periods of investigation in the first place." (脚注省略)

210. By its terms, Article 19.4 refers to a subsidy "found to exist". We see no requirement in Article 19.4 for an investigating authority to conduct a new investigation or to "update" the determination at the time of imposition of a countervailing duty in order to confirm the continued existence of the subsidy. ...

**b-1: US – Countervailing Measures on Certain EC Products (Article 21.5) パネル (WT/DS212/RW)**

補助金額の計算に関して、具体的な方法は定められておらず、調査当局は、第 14 条で要求される合理的な方法を採用する裁量を有している。但し、当該方法は、透明な方法で適用され、十分に説明されなければならない。

7.114 When considering whether the USDOC was required to consider Usinor's privatization as a whole, we note that **the SCM Agreement does not provide a particular methodology for analysing whether a privatization is conducted at arm's length and for FMV.** Article 14 of the *SCM Agreement* only provides that "any" method used by investigating authorities to calculate the benefit to the recipient shall be provided for in a

WTO Member's legislation or regulations, and it requires that its application be transparent and adequately explained. As found by the Appellate Body in *US – Softwood Lumber IV*, "[t]he reference to 'any' method... clearly implies that more than one method consistent with Article 14 is available to investigating authorities for purposes of calculating the benefit to the recipient". (脚注省略、強調加筆)

...

7.118 In the absence of a legally prescribed methodology, the Panel agrees with the United States that it is within a Member's discretion to develop a *reasonable* methodology which, as required by Article 14 of the *SCM Agreement*, must be applied in a transparent manner and be adequately explained. Again, we recall that the task of this Panel is to assess whether the USDOC examined all the pertinent facts and adequately explained its conclusion. The Panel's task is neither to perform a *de novo* review of the information and evidence on the record of the determination, nor to substitute our judgement for that of the USDOC. Accordingly, the issue before this Panel is not whether the Panel would have preferred that the USDOC analyse Usinor's privatization as a whole but whether the USDOC's segmented analysis of Usinor's privatization is reasonable and was transparently applied and adequately explained.

#### **b-2: EC – Countervailing Measures on DRAM Chips パネル (WT/DS299/R)**

第 14 条は利益計算のガイドラインを定めたものに過ぎず、調査当局は、利益の額の計算についての合理的な方法を採用する相当な裁量がある。

7.213. We realize that it may be difficult to directly apply Article 14 of the *SCM Agreement* which contains guidelines for the calculation of the subsidy in terms of the amount of the benefit. **In the absence of a comparable commercial loan, it may well be difficult to apply for example Article 14(b) dealing with loans and referring the investigating authority to a comparable commercial loan that could actually be obtained on the market.** Article 14(c) refers to a comparable commercial loan, which may well be difficult to find. **In light of these problems dealing with the prescribed methodology for calculating benefit in Article 14 of the *SCM Agreement*, we consider that an investigating authority is entitled to considerable leeway in adopting a reasonable methodology.** As we stated earlier, we do not consider that the EC's grant methodology passes this basic reasonableness test. Any methodology used must, in our view, reflect the fact that the situation of Hynix is less favourable in case it has to repay the money provided, or dilute the ownership of existing shareholders, compared to the situation that it could keep the money provided in the form of a grant.<sup>186</sup> (強調加筆)

---

186 In our view, the EC must base its calculation of benefit on alternative benchmarks, in Korea or elsewhere, and such an alternative methodology could, for example, include the investment practices related to "junk bonds" and "vulture funds".

**b-3: Japan – DRAMs (Korea) パネル (WT/DS336/R)**

第 14 条は利益計算のガイドラインを定めたものに過ぎず、調査当局は、利益の額の計算についての合理的な方法を採用する相当な裁量がある。

7.275 As noted above, it is now well established that the concept of benefit is defined by reference to the market, such that a financial contribution confers a "benefit" within the meaning of Article 1.1(b) of the *SCM Agreement* when it is made available on terms that are more favourable than the recipient could have obtained on the market. **While an investigating authority must apply this standard on the basis of relevant evidence, there are no provisions in the *SCM Agreement* regarding the precise nature of the evidence on which an investigating authority must rely. The guidelines set forth in Article 14 of the *SCM Agreement* offer some guidance on the types of evidence that might be relevant. However, the Article 14 guidelines do not cover all eventualities. For example, Article 14(b) does not indicate how an investigating authority should establish the existence of benefit conferred by a loan in the event that there are no "comparable commercial loans which the firm could actually obtain on the market".** (脚注省略、強調加筆)

**c-1: Japan – DRAMs (Korea) パネル (WT/DS336/R)**

市場が歪曲されている場合、当該市場はベンチマークとならないが、DSB が過去の補助金による市場歪曲効果を認めた例はない。

7.295 We begin by acknowledging that **there may be circumstances in which the market is distorted to such an extent that the pricing in that market may not be used for the purpose of establishing benefit.** Thus, the Appellate Body found in *US – Softwood Lumber IV* that "in certain situations where government involvement in the market is substantial, the prices of private suppliers may be artificially suppressed because of the prices charged for the same goods by the government". This is "because the government's role in providing the financial contribution is so predominant that it effectively determines the price at which private suppliers sell the same or similar goods, so that the comparison contemplated by Article 14 would become circular". Furthermore, several panels have recognised that private participation in restructuring programmes might be influenced by government / public participation in those programmes. Thus, the panel in *EC – Countervailing Measures on DRAM Chips* found that "the behaviour of (...) market players [could be] so distorted by the government's intervention that they can no longer serve as the benchmark against which to measure the alleged government distortion". Similarly, the panel in *Korea – Commercial Vessels* found (with express reference to the Appellate Body's findings in *US – Softwood Lumber IV*) that "there could be circumstances in which a government influences the market to such an extent that it becomes distorted, so that private entities no longer operate pursuant to purely commercial principles". (脚注省略、強調加筆)

7.296 Japan has referred to the *US – Softwood Lumber IV* case in support of the JIA's reliance on prior subsidization. **However, none of the Appellate Body or panel findings referred to above concerned the role of prior subsidization in distorting markets.** Instead, they were concerned with distortion caused by present, or contemporaneous,

government involvement and intervention in markets. These cases therefore do not provide support for the JIA's determination. (脚注省略、強調加筆)

7.297 In our view, prior subsidization of an object does not necessarily mean that the market price for that object is distorted. ...

**d-1: Japan – DRAMs (Korea) 上級委員会 (WT/DS/336/AB/R)**

第 14 条柱書は、WTO 加盟国の利益の計算方法は(a)から(d)に定める方法に従わなければいけないと定めているが、これは方法が加盟国の法令に詳細に定められていることを要求するものではない。ある事例において使用された方法が、当該法令から導出され (derived)、認識できる (discernable) ものであれば、第 14 条柱書の要件は満たされる。

192. We observe that the first requirement of the chapeau of Article 14 is that the method used be provided for in a WTO Member's national legislation or implementing regulations. Although the chapeau of Article 14 states that the calculation of benefit must be consistent with the guidelines in paragraphs (a)-(d) of that provision, it does not, in our view, contemplate that the method be set out in detail. **The requirement of the chapeau would be met if the method used in a particular case can be derived from, or is discernable from, the national legislation or implementing regulations.** We believe that this view strikes an appropriate balance between the flexibility that is needed for adapting the benefit calculation (consistent, however, with the guidelines of paragraphs (a)-(d) of Article 14) to the particular factual situation of an investigation, and the need to ensure that other Members and interested parties are made aware of the method that will be used by the Member concerned, under Article 14 of the *SCM Agreement*. (強調加筆)

**e-1: Mexico – Olive Oil パネル (WT/DS341/R)**

第 14 条は調査当局のおこなった補助金額の計算の説明を求めているものであり、パススルー分析を要求しているものではない。

7.156. By its own terms, Article 14 concerns the "method" to be used in a countervailing duty investigation to *calculate* the *amount* of benefit to a recipient, and sets forth three basic requirements in this regard. The first has to do with the legislative framework, the second has to do with the application of the law to particular cases, and the third has to do with the general guidelines for how to determine the benefit to the recipient from four basic forms of government financial contributions: equity infusions, loans, loan guarantees, and government provision of goods or services or government purchase of goods.

7.168. **We further recall that we see no obligation in respect of pass-through analysis in the cited language of Article 14.** Even if there were such an obligation, moreover, we would find no basis on which to conclude that Economía had acted inconsistently with it. ... As discussed above, there is no support in the jurisprudence for this legal argument. On the basis of the foregoing, we consider that the record evidence supports Economía's finding that the subsidized product was olive oil. Because the evidence indicates that the only basis on

which the subsidy could be obtained was the conversion by the growers of olives into olive oil, we consider that the evidence on the record reasonably supports Economía's conclusion that the programme provided a subsidy to the production of olive oil. Furthermore, olive oil in all its forms, from first-crushed to refined and blended oil, was the product covered by the investigation. Therefore, the evidence before Economía reasonably supported its conclusion that the subsidy was not provided on an input product, but rather was provided on the product that was the subject of the investigation, and that as such, no pass-through analysis was necessary. (脚注省略、強調加筆)

## ii. 第14条(a)

(a) government provision of equity capital shall not be considered as conferring a benefit, unless the investment decision can be regarded as inconsistent with the usual investment practice (including for the provision of risk capital) of private investors in the territory of that Member;

(a) 政府による出資は、その投資の決定が当該加盟国の領域内の民間投資者の投資に関する通常の慣行（危険資本の提供に関するものを含む。）と適合しないものとみなすことができない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。

### 1. 条文解釈

a. 計算の方法—基準となる民間投資家： ある与信取引の条件から生ずる利益の額の計算は、理性的投資家により構成される、何ら拘束のない市場における条件と当該与信の条件との比較により計算される。この原則は、既存投資家と新規投資家との間で変わるところはない。

b. 民営化： 民営化取引により既存の補助金の利益が民営化後の会社に存在するか否かは民営化取引が公正市場価格で行われたか否かによる。独立事業者間でおこなわれたか否かは、公正市場価格を検討するための要素に過ぎない。

また、民営化企業の株式の売却価格が公正市場価格にあたることの証拠は、当該民営化を行った輸出国政府が提出すべき立場にある。

c. 株式発行会社の利益と株式の希少化： 株式の希少化 (dilution) は、その発行会社が受領した利益の額を計算する目的では、無関係である。但し、場合により関係することがあり得ることは否定しない。

### 2. パネル・上級委員会の判断

a. について：

**a-1:** *Japan – DRAMs (Korea)* 上級委員会 (WT/DS/336/AB/R), パラ 172-173

b. について :

**b-1:** *US – Countervailing Measures on Certain EC Products (Article 21.5)* パネル (WT/DS212/RW), パラ 7.140

**b-2:** *US – Countervailing Measures on Certain EC Products (Article 21.5)* パネル (WT/DS212/RW), パラ 7.154-

c. について :

**c-1:** *Japan – DRAMs (Korea)* 上級委員会 (WT/DS/336/AB/R), パラ 181

**a-1: *Japan – DRAMs (Korea)* 上級委員会 (WT/DS/336/AB/R)**

ある与信取引の条件から生ずる利益の額の計算は、理性的投資家により構成される、何ら拘束のない市場における条件と当該与信の条件との比較により計算される。この原則は、既存投資家と新規投資家との間で変わるところはない。

172. ... **The terms of a financial transaction must be assessed against the terms that would result from unconstrained exchange in the relevant market.** The relevant market may be more or less developed; it may be made up of many or few participants. By way of example, there are now well-established markets in many economies for distressed debt, and a variety of financial instruments are traded on these markets. In some instances, the market may be more rudimentary. In other instances, it may be difficult to establish the relevant market and its results. But these informational constraints do not alter the basic framework from which the analysis should proceed. **We also do not consider that there are different standards applicable to inside and to outside investors. There is but one standard—the market standard—according to which rational investors act.** (強調加筆)

173. ... Thus, under Article 14(a), the benchmark is "the usual investment practice of private investors", and under Article 14(b), the benchmark is "the amount the firm would pay on a comparable commercial loan which the firm could actually obtain on the market." Neither of these benchmarks makes a distinction between "outside" or "inside" investors. Rather, they suggest that **the investigating authority calculate the amount of benefit conferred on the recipient by comparing the terms of the financial contribution to the terms that the relevant market—consisting of rational investors, be they inside or outside investors or both—would have offered.** (強調加筆)

**b-1: *US – Countervailing Measures on Certain EC Products (Article 21.5)* パネル (WT/DS212/RW)**

民営化取引が独立事業者間でおこなわれたか否かは、民営化取引が公正市場価格で行われたか否かを検討するための要素に過ぎず、前者の分析が不適切であっても、直ちに、米商務省の判断は協定不整合であるとされるものではない。

7.140 Notwithstanding the absence of an adequate and reasoned conclusion, the Panel notes that whether Usinor's employees are related to the GOF is not dispositive with respect to the continuation of a benefit. The Panel agrees that the arm's-length test is an ancillary

examination that provides the context for, and otherwise informs, the decision on FMV. The arm's-length test by itself is not a bright-line test for determining whether a benefit is eliminated. Rather, the arm's length test reflects a general understanding that transactions between related parties *may not always* be on commercial terms. Therefore, **the arm's-length test merely affects the level of scrutiny for the FMV analysis.** Where a relationship exists, a closer analysis of the actual terms is warranted to determine if the transaction at issue is consistent with market principles. Thus, regardless of whether the transaction occurred at arm's length, an investigating authority must analyse whether the privatization was for FMV to ultimately determine whether a benefit passed through. We shall therefore examine whether the USDOC appropriately found that the employee/former employee shares were not sold for FMV. (脚注省略、強調加筆)

**b-2: US – Countervailing Measures on Certain EC Products (Article 21.5) パネル (WT/DS212/RW)**

調査当局はサンセットレビューにおいて積極的に証拠を収集する義務があるが、本件の民営化取引においては、民営化企業の従業員に対して株式を 20% の割引価格で提供したことが公正市場価格にあたることであるとの証拠は、当該民営化を行った輸出国政府が提出すべき立場にある。本件では当該証拠が提出されておらず、従って、米商務省がかかる証拠がないところから、当該値引きは公正市場価格ではないと判断したことは不合理ではない。

7.154 The Panel notes that the USDOC never actually analysed the effect of the different restrictions and instead merely asserted that the "[r]esale restrictions *per se* provide no explanation for the substantial discount afforded Usinor's employees." We recall that the Appellate Body has assigned an *active* rather than a passive decision-making role to an investigating authority performing a sunset review. The question is whether this active role obliges the USDOC, in this case, to search for evidence that provides the basis for the 20 per cent discount beyond the evidence on the record, or whether it was for the respondents to justify that discount. In a subsidy case such as this one, the government that is privatising its own company is best placed to provide specific information regarding the conditions of that privatization. It is therefore reasonable to conclude that it is incumbent on the GOF to provide the justification for the 20 per cent discount on the employee share offering. The Panel has closely examined the France Section 129 determination and failed to find that the respondents provided such evidence. We have also asked the European Communities to specify which evidence it provided. Even after a specific question by the Panel, however, the European Communities declined to submit any additional evidence or explanation and merely reiterated its argumentation that the 20 per cent discount reflects a risk premium. (脚注省略)

**c-1: Japan – DRAMs (Korea) 上級委員会 (WT/DS/336/AB/R)**

株式の稀少化 (dilution) は、その発行会社が受領した利益の額を計算する目的では、無関係である。但し、場合により関係することがあり得ることは否定しない。

181. Based on our reading of the Panel Report, we understand the Panel to have referred to the issue of dilution merely to support its finding that the JIA did not calculate the amount of benefit from the perspective of the recipient. The Panel's finding was not based on whether or not dilution occurred in the circumstances of this case. Instead, the Panel found that the JIA did not calculate the amount of benefit from the perspective of either Hynix or its shareholders, and, thereby, addressed the issue solely from the perspective of Hynix's creditors. As we see it, **dilution of the rights of existing shareholders does not appear to be a relevant issue on the facts of this case.** Having said this, we do not wish to exclude the possibility that **there may be circumstances in other cases in which the relationship between a company and its shareholders might be relevant for calculating the amount of benefit to the recipient.** (脚注省略、強調加筆)

### *iii. 第14条(b)*

14 (b) a loan by a government shall not be considered as conferring a benefit, unless there is a difference between the amount that the firm receiving the loan pays on the government loan and the amount the firm would pay on a comparable commercial loan which the firm could actually obtain on the market. In this case the benefit shall be the difference between these two amounts;

14(b) 政府による貸付けは、当該貸付けを受けている企業が当該貸付けに対して支払う額と当該企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差がない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。この場合において、利益は、これらの二の額の差額とする。

#### **1. 条文解釈**

本条項の解釈をおこなった WTO 紛争事例はみあたらなかった。なお、ベンチマーク融資となり得る市場、取引等については第 1.1 条(b)、第 14 条柱書、第 14 条(a) の各項を参照いただきたい。

### *iv. 第14条(c)*

14 (c) a loan guarantee by a government shall not be considered as conferring a benefit, unless there is a difference between the amount that the firm receiving the guarantee pays on a loan guaranteed by the government and the amount that the firm would pay on a comparable commercial loan absent the government guarantee. In this case the benefit shall be the difference between these two amounts adjusted for any differences in fees;

14 (c) 政府による債務保証は、当該債務保証を受けている企業が政府によって保証されている貸付けに対して支払う額と当該企業が政府による保証なしに同等な商業

的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差がない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。この場合において、利益は、手数料の差を調整した後のこれらの二の額の差額とする。

## 1. 条文解釈

ベンチマーク融資となり得る市場、取引等については第 1.1 条(b)、第 14 条柱書、第 14 条(a) の各項を参照いただきたい。

a. 株式投資保証： 株式投資保証は融資保証に十分に類似しており、第 1.1(b)条の利益の存在を立証するために第 14 条(c)に依拠することは適切である。本件の政府保証の手数料と民間会社の手数料が同じであったとしても、政府の株式投資保証の有無により株式取得コストに相違がある場合、株式投資保証は利益をもたらしていると判断できる。

## 2. パネル・上級委員会の判断

a. について：

a-1: *Canada – Aircraft Credits and Guarantees* パネル (WT/DS222/R), パラ 7.345

### a-1: *Canada – Aircraft Credits and Guarantees* パネル (WT/DS222/R)

株式投資保証は融資保証に十分に類似しており、第 1.1(b)条の利益の存在を立証するために第 14 条(c)に依拠することは適切である。本件の IQ の手数料と民間会社の手数料が同じであったとしても、IQ の株式投資保証の有無により株式取得コストに相違がある場合、株式投資保証は利益をもたらしていると判断できる。

7.345 We note Brazil's argument that even if *IQ's* fees are equal to those charged regional aircraft purchasers by commercial guarantors with A+ credit ratings, under Article 14(c) of the SCM Agreement there would still be a "benefit" as long as there is a difference between the amount the purchaser pays for equity using an *IQ* equity guarantee and the amount it would pay for equity absent the *IQ* equity guarantee. Canada queries the relevance of Article 14(c) in this context, since that provision is concerned with "benefit" in the context of loan guarantees, rather than equity guarantees. In our view, **although Article 14(c) is expressly concerned with "benefit" in the context of loan guarantees, there are perhaps sufficient similarities between the operation of loan guarantees and equity guarantees for it to be appropriate to rely on Article 14(c) for the purpose of establishing the existence of "benefit" in the context of equity guarantees in certain circumstances.** Thus, a "benefit" could arise if there is a difference between the cost of equity with and without an *IQ* equity guarantee, to the extent that such difference is not covered by the fees charged by *IQ* for providing the equity guarantee. In our opinion, it is safe to assume that such cost difference would not be covered by *IQ's* fees if it is established that *IQ's* fees are not market-based. (強調加筆)

## v. 第14条(d)

14 (d) the provision of goods or services or purchase of goods by a government shall not be considered as conferring a benefit unless the provision is made for less than adequate remuneration, or the purchase is made for more than adequate remuneration. The adequacy of remuneration shall be determined in relation to prevailing market conditions for the good or service in question in the country of provision or purchase (including price, quality, availability, marketability, transportation and other conditions of purchase or sale).

14 (d) 政府による物品若しくは役務の提供又は物品の購入は、当該提供が妥当な対価よりも少ない額の対価で行われ、又は当該購入について妥当な対価よりも多い額の対価が支払われるものでない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。対価の妥当性は、当該提供又は購入が行われる国における関係する物品又は役務についての市場の一般的状況（価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他の購入又は販売の条件を含む。）との関連において決定される。

### 1. 条文解釈

a. ベンチマークとなる市場： 調査当局は、利益計算のパラメーター（第14条(d)では、価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他の販売の条件）の範囲でベンチマークを認定しなければならないが、第14条はベンチマーク認定の際のガイドラインを定めたものに過ぎず、調査当局は、ベンチマークを認定するための合理的な方法を採用する相当な裁量がある。

第14条(d)の「in relation to」（関連において）とは、「in comparison with」（比較して）との意味に限定されず、「as regards」や「with respect to」（関して）と類義であり、広範な意味を持つ。よって、ベンチマークとして、提供国の市場以外の民間価格を使用することは排除されていない。調査当局は、提供国の市場の一般的状況に関するベンチマークであることを立証することが求められている。しかし、第14条(d)における市場とは、政府の干渉により歪められていない市場、純粋な市場を必ずしも意味するものではない。提供国の市場民間価格が一義的なベンチマークである。

b. 第三国市場をベンチマーク市場とする場合の規律： ベンチマークとして、提供国の市場以外の民間価格を使用することができるとはいえ、調査当局が提供国の民間価格以外のベンチマークを使用できるケースは非常に限られた場合である。政府が実質的な提供者であるということそれ自体で、当該市場が歪められており提供国の民間価格以外をベンチマークとして使用できるとはされず、政府の独占的な役割により民間価格が歪められているか否かの決定は各事例の事実に基づきケースバイケースでなされなければならない。

また、第三国の価格を使用する場合、容易なことではないとはいえ、当該国と提供国との比較優位の差を反映させなければならない。

## 2. パネル・上級委員会の判断

### a. について：

- a-1: *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会 (WT/DS257/AB/R), パラ 87
- a-2: *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会 (WT/DS257/AB/R), パラ 89
- a-3: *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会 (WT/DS257/AB/R), パラ 92, 96
- a-4: *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会 (WT/DS257/AB/R), パラ 90

### b. について：

- b-1: *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会 (WT/DS257/AB/R), パラ 101-102
- b-2: *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会 (WT/DS257/AB/R), パラ 108

### a-1: *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会 (WT/DS257/AB/R)

第 14 条(d)における市場とは、政府の干渉により歪められていない市場、純粋な市場を意味するものではない。

87. Turning first to the text of Article 14(d), we consider the submission of the United States that the term "market conditions" necessarily implies a market undistorted by the government's financial contribution. In our view, the United States' approach goes too far. We agree with the Panel that "[t]he text of Article 14 (d) [of the] SCM Agreement does not qualify in any way the 'market' conditions which are to be used as the benchmark ... [a]s such, the text does not explicitly refer to a 'pure' market, to a market 'undistorted by government intervention', or to a 'fair market value'." This is confirmed by the Spanish and French versions of Article 14(d), neither of which supports the contention that the term "market" qualifies the term "conditions" so as to exclude situations in which there is government involvement. (脚注省略)

### a-2: *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会 (WT/DS257/AB/R)

第 14 条の「in relation to」(関連において)とは、「in comparison with」(比較して)との意味に限定されず、「as regards」や「with respect to」(関して)と類義であり、広範な意味を持つ。よって、ベンチマークとして、提供国の市場以外の民間価格を使用することは排除されていない。調査当局は、提供国の市場の一般的状況に関するベンチマークであることを立証することが求められている。

89. As we see it, the phrase "in relation to" implies a comparative exercise, but its meaning is not limited to "in comparison with". The phrase "in relation to" has a meaning similar to the phrases "as regards" and "with respect to". These phrases do not denote the rigid comparison suggested by the Panel, but may imply a broader sense of "relation, connection, reference". Thus, **the use of the phrase "in relation to" in Article 14(d) suggests that, contrary to the Panel's understanding, the drafters did not intend to exclude any possibility of using as a benchmark something other than private prices in**

**the market of the country of provision.** This is not to say, however, that private prices in the market of provision may be disregarded. Rather, it must be demonstrated that, based on the facts of the case, the benchmark chosen relates or refers to, or is connected with, the conditions prevailing in the market of the country of provision. (脚注省略、強調加筆)

**a-3: US – Softwood Lumber IV 上級委員会 (WT/DS257/AB/R)**

第 14 条は利益計算のパラメーター ((d)では、価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他の販売の条件) を定めている。調査当局は、当該パラメーターの範囲でベンチマークを認定しなければならないが、第 14 条はベンチマーク認定の際のガイドラインを定めたものに過ぎず、調査当局は、ベンチマークを認定するための合理的な方法を採用する相当な裁量がある。

92. ... We agree with the Panel that the term "shall" in the last sentence of the chapeau of Article 14 suggests that calculating benefit consistently with the guidelines is mandatory. We also agree that *the term "guidelines" suggests that Article 14 provides the "framework within which this calculation is to performed", although the "precise detailed method of calculation is not determined"*. **Taken together, these terms establish mandatory parameters within which the benefit must be calculated, but they do not require using only one methodology** for determining the adequacy of remuneration for the provision of goods by a government. (脚注省略、強調加筆)

...

96. In sum, the Panel's interpretation of Article 14(d) appears, in our view, to be overly restrictive and based on an isolated reading of the text. To us, such a restrictive reading of Article 14(d) is not supported by the text of the provision, when read in the light of its context and the object and purpose of the *SCM Agreement*, as required by Article 31 of the *Vienna Convention*. Thus, in our view, Members are obliged, under Article 14(d), to abide by the guideline for determining whether a government has provided goods for less than adequate remuneration. However, contrary to the views of the Panel, that guideline does not require the use of private prices in the market of the country of provision in every situation. Rather, that **guideline requires that the method selected for calculating the benefit must relate or refer to, or be connected with, the prevailing market conditions in the country of provision, and must reflect price, quality, availability, marketability, transportation and other conditions of purchase or sale, as required by Article 14(d).** (強調加筆)

**a-4: US – Softwood Lumber IV 上級委員会 (WT/DS257/AB/R)**

ベンチマークとして、提供国の市場以外の民間価格を使用することができるとはいえ、提供国の市場民間価格は一義的なベンチマークである。

90. Although Article 14(d) does not dictate that private prices are to be used as the *exclusive* benchmark in all situations, **it does emphasize by its terms that prices of similar goods sold by private suppliers in the country of provision are the primary benchmark** that investigating authorities must use when determining whether goods have been provided

by a government for less than adequate remuneration. In this case, both participants and the third participants agree that the starting-point, when determining adequacy of remuneration, is the prices at which the same or similar goods are sold by private suppliers in arm's length transactions in the country of provision. This approach reflects the fact that private prices in the market of provision will generally represent an appropriate measure of the "adequacy of remuneration" for the provision of goods. However, this may not always be the case. As will be explained below, **investigating authorities may use a benchmark other than private prices in the country of provision under Article 14(d), if it is first established that private prices in that country are distorted because of the government's predominant role in providing those goods.** (脚注省略、強調加筆)

**b-1: US – Softwood Lumber IV 上級委員会 (WT/DS257/AB/R)**

調査当局が提供国の民間価格以外のベンチマークを使用できるケースは非常に限られた場合である。政府が実質的な提供者であるということそれ自体で、当該市場が歪められており提供国の民間価格以外をベンチマークとして使用できるとはされず、政府の独占的な役割により民間価格が歪められているか否かの決定は各事例の事実に基づきケースバイケースでなされなければならない。

101. It appears to us that the language found in Article 14(d) ensures that the provision's purposes are not frustrated in such situations. Thus, while requiring investigating authorities to calculate benefit "in relation to" prevailing conditions in the market of the country of provision, Article 14(d) permits investigating authorities to use a benchmark other than private prices in that market. **When private prices are distorted because the government's participation in the market as a provider of the same or similar goods is so predominant that private suppliers will align their prices with those of the government-provided goods, it will not be possible to calculate benefit having regard exclusively to such prices.** (強調加筆)

102. We emphasize once again that the possibility under Article 14(d) for investigating authorities to consider a benchmark other than private prices in the country of provision is very limited. We agree with the United States that "[t]he fact that the government is a significant supplier of goods does not, in itself, establish that all prices for the goods are distorted". Thus, an allegation that a government is a significant supplier would not, on its own, prove distortion and allow an investigating authority to choose a benchmark other than private prices in the country of provision. **The determination of whether private prices are distorted because of the government's predominant role in the market, as a provider of certain goods, must be made on a case-by-case basis, according to the particular facts underlying each countervailing duty investigation.** (脚注省略、強調加筆)

**b-2: US – Softwood Lumber IV 上級委員会 (WT/DS257/AB/R)**

第三国の価格を使用する場合、容易なことではないとはいえ、当該国と提供国との比較優位の差を反映させなければならない。

108. Before reviewing the Panel's finding with respect to the particular benchmark used by USDOC, we observe that, when choosing an alternative method for determining the adequacy of remuneration, it has to be kept in mind that prices in the market of a WTO Member would be expected to reflect prevailing market conditions in that Member; they are unlikely to reflect conditions prevailing in another Member. Therefore, it cannot be presumed that market conditions prevailing in one Member, for instance the United States, relate or refer to, or are connected with, market conditions prevailing in another Member, such as Canada for example. **Indeed, it seems to us that it would be difficult, from a practical point of view, for investigating authorities to replicate reliably market conditions prevailing in one country on the basis of market conditions prevailing in another country.** First, there are numerous factors to be taken into account in making adjustments to market conditions prevailing in one country so as to replicate those prevailing in another country; secondly, it would be difficult to ensure that all necessary adjustments are made to prices in one country in order to develop a benchmark that relates or refers to, or is connected with, prevailing market conditions in another country, so as to reflect price, quality, availability, marketability, transportation and other conditions of purchase or sale in that other country. (脚注省略、強調加筆)

109. It is clear, in the abstract, that different factors can result in one country having a comparative advantage over another with respect to the production of certain goods. In any event, **any comparative advantage would be reflected in the market conditions prevailing in the country of provision and, therefore, would have to be taken into account and reflected in the adjustments made to any method used for the determination of adequacy of remuneration, if it is to relate or refer to, or be connected with, prevailing market conditions in the market of provision.** This is because countervailing measures may be used only for the purpose of offsetting a subsidy bestowed upon a product, provided that it causes injury to the domestic industry producing the like product. They must not be used to offset differences in comparative advantages between countries. (強調加筆)

#### f. 補助金認定・補助金額計算に係るその他の条項

以下では、AD協定と共通する問題点を除き、補助金認定・補助金額計算に係り WTO パネル、上級委員会の解釈が示されたその他の条項について分析する。なお、AD協定と共通または類似する問題点については、「アンチダンピング措置等に係る WTO 紛争案件に関する調査報告書」(平成 22 年 2 月)に一括してまとめたので、同報告書を参照いただきたい。

#### i. 第13.1条

13.1 As soon as possible after an application under Article 11 is accepted, and in any event before the initiation of any investigation, Members the products of which may be subject to such investigation shall be invited for consultations with the aim of clarifying the situation as to the matters referred to in paragraph 2 of Article 11 and arriving at a mutually agreed solution.

13.1 11.2に掲げる事項に関して事情を明らかにするため及び相互に合意する解決を得るため、第十一条に規定する申請が受理された後できる限り速やかに、いかなる場合にも調査が開始される前に、自国の産品が調査の対象となり得る加盟国を協議に招請する。

## 1. 条文解釈

a. 調査当局の義務： 輸入国は、その正式な調査開始日までに輸出国に協議の機会があることを通知すれば足り、当該通知後から正式な調査開始日までの時間、また当該時間内に実際の協議が合理的に行え得たかなどについて何ら制約はない。

{W&C注： 但し、当該通知は正式な調査開始日までに協議をおこなうことが出来る程度に事前におこなわれなければならないと考える。}

## 2. パネル・上級委員会の判断

a. について：

a-1: *Mexico – Olive Oil* パネル (WT/DS341/R), パラ 7.34-7.40

### a-1: *Mexico – Olive Oil* パネル (WT/DS341/R) SCM 協定第 13.1 条

輸入国は、その正式な調査開始日までに輸出国に協議の機会があることを通知すれば足り、当該通知後から正式な調査開始日までの時間、また当該時間内に実際の協議が合理的に行え得たかなどについて何ら制約はない。

{W&C注： パネル解釈に反対する。当該通知は正式な調査開始日までに協議をおこなうことが出来る程度に事前におこなわれなければならないと考える。(但し、実際に協議をおこなうところまでの義務づけはない。) AD 協定第 5.5 条と異なり、SCM 協定第 11.5 条には、調査開始前の輸出国政府への通知義務に代わり、本条が規定されている。この点から、同条は単なる通知義務以上のものを課していると考え。もし、正式な調査開始日までに協議をおこなう時間的余裕がないのであれば、実質的に本条の規定する「invited for consultation」がおこなわれたこととならないのではないか。本パネルの解釈では、実質的に AD 協定第 5.5 条の通知義務と変わるところがない。本パネルの言うように協議が調査開始後に行われるものでよいのであれば、それは第 13.2 条の協議受け容れ義務で十分である。本パネルの解釈は、輸出国は「invited for consultation」としている第 13.1 条の文言に実質的な意味を与えていないと考える。一般的に、ある条項が、その意味をなさない、またはその目的を達することができないこととなるような解釈は認められるべきではない。この点については、*US – Customs Bond Directive* (DS345) パネル報告書のパラ 7.283<sup>4</sup>との比

<sup>4</sup> 該当部分は次の通り。“Despite the absence of a specific deadline, in our view, in order for any notification to be effective, it must be made within a reasonable time. It is also our view that Article 18.5 of the *Anti-Dumping Agreement* and Article 32.6 of the *SCM Agreement* were originally formulated to address

較が有用ではないか。また、第 13.4 条の規定は、当該通知後に輸出国が一定のデータ検証をおこなう時間を与えることを前提としている。}

7.34. Beginning with the action that is the subject of this provision, namely that the Member the products of which may be subject to the investigation "shall be invited for consultations", we note that the provision makes no explicit reference to consultations being held, referring instead to an invitation to consult. The dictionary definition of the word "invite" confirms that to invite someone to do something is simply to ask that person to do so if he or she wishes. For example, the *New Shorter Oxford Dictionary* defines "invite" as to "ask (a person) to come with one's permission *to* or *into* a place or *to* an event." Thus, the ordinary meaning of the obligation on the importing Member that is considering initiating a countervailing duty investigation is to ask the Member, the products of which may be subject to that investigation (the exporting Member), to consultations. It then falls to the latter Member to decide whether or not to accept the invitation.

7.39. Returning now to the language of Article 13.1 that is at issue in this claim, **we see no requirement that a sufficient interval must be allowed after issuance of the invitation and before initiation that consultations could be held.** Rather, the requirement in that provision is that the invitation must be issued "in any event before" initiation, with no indication of any specific time interval. Nor does the remaining language of Article 13.1 lead to a different conclusion. First, while the opening clause of Article 13.1 – "[a]s soon as possible after an application under Article 11 is accepted and in any event before the initiation of any investigation" – establishes a window of time for the issuance of the invitation to consultations, **this window is expressed not in absolute terms but in relation to the system of the individual Member, and thus falls short of establishing any minimum timeframes for the holding of such consultations.** In particular, we do not see in the phrase "as soon as possible after an application ... is accepted", either by itself, or in conjunction with the requirement to issue the invitation to consultations "in any event before the initiation", an obligation to allow sufficient time prior to initiation for consultations to be held. Second, the last clause of Article 13.1 defines the "aim" of the consultations – "clarifying the situation as to the matters referred to in paragraph 2 of Article 11 [the contents of the application] and arriving at a mutually agreed solution" – and says nothing about the timing of such consultations. (脚注省略、強調加筆)

7.40. ... Not only does this language not indicate that some minimum time interval must be allowed prior to initiation, in fact, it makes explicit that the *SCM Agreement* strikes a balance between an exporting Member's need to be consulted, on the one hand, and an importing Member's need to proceed expeditiously, on the other hand. Nor does the obligation, referred to in Articles 13.2 and 13.3, to "afford reasonable opportunity for consultation" provide a requirement to allow a sufficient time interval that consultations could be held before initiation. Rather, we view this rather generally worded requirement to mean that the importing Member considering initiation or conducting an investigation has an ongoing obligation to be available for consultations. ...

---

transparency concerns surrounding the administration of anti-dumping and countervailing duty investigations and measures. A failure to properly notify changes in the anti-dumping laws or regulations, or the administration of such laws to the Anti-Dumping and SCM Committees within a reasonable time fails to address that objective.”

ii. 第19.1条・第19.4条

19.1 If, after reasonable efforts have been made to complete consultations, a Member makes a final determination of the existence and amount of the subsidy and that, through the effects of the subsidy, the subsidized imports are causing injury, it may impose a countervailing duty in accordance with the provisions of this Article unless the subsidy or subsidies are withdrawn.

19.1 加盟国は、協議を完結させるために妥当な努力を払った後、補助金の存在及び額につき並びに当該補助金の交付を受けた製品の輸入が当該補助金の及ぼす影響により損害を与えていることにつき最終的な決定を行った場合には、当該補助金が廃止されない限り、この条の規定により相殺関税を課することができる。

19.4 No countervailing duty shall be levied on any imported product in excess of the amount of the subsidy found to exist, calculated in terms of subsidization per unit of the subsidized and exported product.

9 As used in this Agreement “levy” shall mean the definitive or final legal assessment or collection of a duty or tax.

19.4 いかなる輸入製品についても、その存在が認定された補助金の額（補助金の交付を受けて輸出された製品の単位当たりの補助金の額）を超える額の相殺関税を課してはならない。（注）

注9 この協定において「課する」とは、関税又は内国税の確定的又は最終的な賦課又は徴収を法令により行うことをいう。

## 1. 条文解釈

a. 補助金の廃止： 第19.1条の「補助金の廃止」は相殺関税措置に代わる措置である。当該措置は、第7.8条の「悪影響を除去する」措置及び「補助金の廃止」の2つの方法とは別途のものであると解釈されなければならない。なお、補助金の廃止に際しては当該補助金から発生する利子は含まれない。

b. 相殺関税を賦課する単位—国別レートの容認： 第19条の各条項から、また、SCM協定にはAD協定第6.10条に相当する規定はないところから、調査対象製品全体として（aggregate basis）補助金の認定ををおこなうことを認めていると解釈される。たとえ個別に調査されなかった輸出者・生産者からの出荷が全く補助金を受けていなかった可能性があるとしても、調査対象製品の輸入について相殺関税を全体として賦課することができる。

c. 相殺関税の上限： 賦課決定時に課すことのできる相殺関税の額は、かかる賦課決定時点の額である。調査当局は調査対象期間のデータをもって賦課決定時点の額の代理（proxy）とすることができるが、かかる額は代理に過ぎず、他の証拠が賦課決定時点で額の不存在を示している場合、賦課決定時に税を課すことはできない。特に、反復しない補助金の場合、調査当局が補助金の期間についての認定をおこな

い、その認定に従い補助金が相殺関税を課す最終決定をおこなう時点で当該補助金の効果が消滅している場合、相殺関税を賦課することはできない。

**d. 相殺関税支払いのための通関時の担保：** SCM 協定第 19 条の「税」との文言に担保は含まれない。担保そのものは、金銭を輸入者から輸入国政府に移転するものではないから、当該条項の規律の範囲外である。

## 2. パネル・上級委員会の判断

a. について：

**a-1:** *Australia – Automotive Leather II (Article 21.5)* パネル (WT/DS126/RW),  
パラ 6.27-6.31

**a-2:** *Australia – Automotive Leather II (Article 21.5)* パネル (WT/DS126/RW),  
パラ 6.49

b. について：

**b-1:** *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会 (WT/DS257/AB/R), パラ 152-154

c. について：

**c-1:** *Japan – DRAMs (Korea)* パネル (WT/DS336/R), パラ 7.352-7.357

**c-2:** *Japan – DRAMs (Korea)* 上級委員会 (WT/DS/336/AB/R), パラ 210-

d. について：

**d-1:** *US – Shrimp (Thailand)* 上級委員会 (WT/DS343/AB/R)、*US – Customs Bond Directive* 上級委員会 (WT/DS345/AB/R), パラ 280-281

**a-1:** *Australia – Automotive Leather II (Article 21.5)* パネル (WT/DS126/RW)

「補助金の廃止」とは、当該補助金全体の撤廃を指す。SCM 協定第 4.7 条の文言は、補助金の廃止は将来の補助金について限定することを何ら示していない。第 7.8 条は「悪影響を除去する」措置と「補助金の廃止」との 2 つの方法を用意していること、第 19.1 条の「補助金の廃止」は相殺措置に代わる措置としていることから、それら措置とは別途のものであると解釈されなければならない。「補助金の廃止」は将来の部分に限定するものであれば、「悪影響を除去する」措置と変わらないものとなる。

{W&C 注： この判断は SCM 協定第 4.7 条に関するものであるが、第 19.1 条の “subsidy or subsidies are withdrawn” との文言解釈にも共通すると思われる。但し、第 19 条では、相殺関税賦課の時点での補助金額を上限とされるため、たとえ補助金の一部が返済された場合であっても、相殺関税賦課の時点での補助金額はゼロとなる場合があり得る。この点において、第 4.7 条における救済の範囲と異なることとなる。}

6.27. . Turning first to the ordinary meaning of the term, the word "withdraw" has been defined as: "pull aside or back (withdraw curtain, one's hand); take away, remove (child from school, coins from circulation, money from bank, horse from race, troops from position, favour etc. from person); retract (offer, statement, promise)". This definition does not suggest that "withdraw the subsidy" necessarily requires only some prospective action. To the contrary, it suggests that the ordinary meaning of "withdraw the subsidy" may encompass "taking away" or "removing" the financial contribution found to give rise to a prohibited subsidy. Consequently, an interpretation of "withdraw the subsidy" that encompasses repayment of the prohibited subsidy seems a straightforward reading of the text of the provision. (脚注省略)

6.28. As regards the context of Article 4.7, we note that the term "withdraw the subsidy" appears elsewhere in the SCM Agreement. We consider these references to "withdrawal" of subsidies to be relevant for our understanding of the term. In the case of "actionable" subsidies, Members whose trade interests are adversely affected may, under Part III of the SCM Agreement, pursue multilateral dispute settlement in order to establish whether the subsidy in question has resulted in adverse effects to the interests of the complaining Member. If such a finding is made, the subsidizing Member "shall take appropriate steps to remove the adverse effects **or shall withdraw the subsidy**". Alternatively, a Member whose domestic industry is injured by subsidized imports may impose a countervailing measure under Part V of the SCM Agreement, "**unless the subsidy or subsidies are withdrawn**". In both cases, withdrawal of the subsidy is an alternative, available to the subsidizing Member, to some other action. Repayment of the subsidy would certainly effectuate withdrawal of the subsidy by a subsidizing Member so as to allow it to avoid action by the complaining Member. In the practice of at least one Member, the United States, "withdraw the subsidy" as used in Article 19.1 of the SCM Agreement encompasses repayment.<sup>30</sup> Thus, the use of the term "withdraw" elsewhere in the SCM Agreement further supports the suggestion that it may encompass repayment. (脚注省略)

-----  
30 *United States – Imposition of Countervailing Duties on Certain Hot-Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products Originating in the United Kingdom*, WT/DS138/R, circulated 23 December 1999, pp. 248-249 (Second Submission of the United States, 30 June 1999, paras. 40-49). We recognize that the United States' position in that case is consistent with its position concerning repayment of the "prospective portion" of a subsidy, being based on allocation of the subsidy over time, and repayment of the "net present value of the outstanding benefit stream" *Id.* at p. 249, para. 49. However, this does not alter the fact that US practice acknowledges that "withdraw the subsidy" in Article 19.1 of the SCM Agreement encompasses repayment.

...

6.31. However, we do not believe that Article 19.1 of the DSU, even in conjunction with Article 3.7 of the DSU, requires the limitation of the specific remedy provided for in Article 4.7 of the SCM Agreement to purely prospective action. An interpretation of Article 4.7 of the SCM Agreement which would allow exclusively "prospective" action would make the recommendation to "withdraw the subsidy" under Article 4.7 indistinguishable from the recommendation to "bring the measure into conformity" under Article 19.1 of the DSU, thus rendering Article 4.7 redundant.

**a-2: Australia –Automotive Leather II (Article 21.5) パネル (WT/DS126/RW)**

交付された補助金から発生する利子は「補助金」に含まれない。「補助金の廃止」は禁止補助金からの救済を定めたものであり、賠償金、補償金、または原状回復を求めたものではない。「補助金の廃止」とは、当該補助金全体の撤廃を指す。

{W&C 注： 本論点は第 14 条または第 19 条の補助金額の計算についてのものではない。しかし、この議論は“the amount of subsidy”を判断しているものである。相殺関税発動国では補助金の現在価値を計算して、その一単位当たりの額を相殺関税とするのが既に一般的であるが、当該実務との整合性を検討しておくべきである。第 19 条の“the amount of subsidy”とは、第 14 条のタイトルに言う “the amount of subsidy in terms of the benefit to the recipient” であって、単純な補助金額とは異なる、という整理であろうか。}

6.49. In our view, the required repayment does not include any interest component. We believe that withdrawal of the subsidy was intended by the drafters of the SCM Agreement to be a specific and effective remedy for violations of the prohibition in Article 3.1(a). However, we do not understand it to be a remedy intended to fully restore the *status quo ante* by depriving the recipient of the prohibited subsidy of the benefits it may have enjoyed in the past. Nor do we consider it to be a remedy intended to provide reparation or compensation in any sense. A requirement of interest would go beyond the requirement of repayment encompassed by the term "withdraw the subsidy", and is therefore, we believe, beyond any reasonable understanding of that term.

**b-1: US – Softwood Lumber IV 上級委員会 (WT/DS257/AB/R)**

第 19 条の各条項から、また、SCM 協定には AD 協定第 6.10 条に相当する規定はないところから、調査対象産品全体として (aggregate basis) 補助金の認定ををおこなうことを認めていると解釈される。たとえ個別に調査されなかった輸出者・生産者からの出荷が全く補助金を受けていなかった可能性があるとしても、調査対象産品の輸入について相殺関税を全体として賦課することができる。但し、その場合においても、まず、第 1.1 条に基づく資金面での貢献を認定し、調査対象産品に利益がもたらされたこと、本件では原材料生産者にもたらされた利益が調査対象産品の生産者に対して移転 (パススルー) されたことを認定する必要がある。

152. We agree with the United States that Article 19 of the *SCM Agreement* authorizes Members to perform an investigation on an *aggregate* basis. Article 19.3 requires that countervailing duties "shall be levied, in the appropriate amounts in each case, on a *non-discriminatory basis* on imports of such product from *all sources* found to be subsidized and causing injury". (emphasis added) Article 19.3 further provides that "[a]ny exporter whose exports are subject to a definitive countervailing duty *but who was not actually investigated* ... shall be entitled to an expedited *review* in order that the investigating authorities promptly establish an *individual* countervailing duty rate for that exporter." (emphasis added) Accordingly, **countervailing duties shall be imposed, on a non-discriminatory basis, on all sources found to be subsidized, although no prior investigation of all individual exporters or producers is required by Article 19.** This implies that countervailing duties may be imposed on imports of products subject to the

investigation, even though specific shipments from exporters or producers that were not investigated individually might not at all be subsidized, or not subsidized to an extent equal to a countervailing duty rate calculated on an aggregate (country-wide) basis.<sup>189</sup> (脚注省略、強調加筆)

-----  
189 We note, in this respect, as pointed out by the European Communities, that the first sentence of Article 6.10 of the *Anti-Dumping Agreement* requires, as a rule, a determination of an individual margin of dumping for each known producer or exporter of the product under investigation, unless this is rendered impracticable due to the high number of producers and exporters or of the types of products involved. If that is the case, the second sentence of Article 6.10 permits investigating authorities to limit the investigation to a statistically valid sample, or the largest percentage of the volume of exports that can reasonably be investigated. By contrast, the *SCM Agreement* does not contain a similar rule requiring Members, in principle, to determine an individual margin of subsidization for each known producer or exporter of the subsidized good. (European Communities' third participant's submission, paras. 45–47)

153. We also observe that Article 19.4 requires the calculation of countervailing duties in terms of "subsidization *per unit* of the subsidized and exported product". (emphasis added) In our view, the reference to calculation of countervailing duty rates on a per unit basis under Article 19.4 supports the interpretation that an investigating authority is permitted to calculate the total amount and the rate of subsidization on an aggregate basis. (脚注省略)

154. We note, however, that country-wide or company-specific countervailing duty rates may be imposed under Part V of the *SCM Agreement* only *after* the investigating authority has determined the existence of subsidization, injury to the domestic industry, and a causal link between them. In other words, the fact that Article 19 permits the imposition of countervailing duties on imports from producers or exporters not investigated individually, does not exonerate a Member from the obligation to determine the total amount of subsidy and the countervailing duty rate consistently with the provisions of the *SCM Agreement* and Article VI of the GATT 1994. In this respect, as the panel in *US – Countervailing Measures on Certain EC Products* correctly stated, the "determination of a benefit (as a component of subsidization) must be made *before* countervailing duties can be imposed." Therefore, turning to the issue in this case, before being entitled to impose countervailing duties on a processed product, for the purpose of offsetting an input subsidy, a Member must first determine, in accordance with Article 1.1, that a financial contribution exists, and that the benefit conferred directly on the input producer has been passed through, at least in part, to the producer of the processed product. We reject, therefore, the argument of the United States that the pass-through issues arising in this appeal relate merely to the method used by USDOC, in this aggregate investigation, in calculating the total amount of subsidy and the countervailing duty rate. (脚注省略)

### **c-1: Japan – DRAMs (Korea) パネル (WT/DS336/R)**

賦課決定時に課すことのできる相殺関税の額は、かかる賦課決定時点の額である。調査当局は調査対象期間のデータをもって賦課決定時点の額の代理 (proxy) とすることができるが、かかる額は代理に過ぎず、他の証拠が賦課決定時点で額の不存在を示している場合、賦課決定時に税を課すことはできない。

7.352 We consider that Article 19.1 provides relevant context for resolving this issue, since it provides that countervailing duties may be imposed once it is established that "subsidized imports are causing injury". In light of the present tense used in this provision, we understand this to mean that **countervailing duties may be imposed if subsidized imports, i.e., imports that are presently subsidized, are presently causing injury.** This interpretation is entirely consistent with the purpose of countervailing duties, which is to "offset[] any subsidy bestowed directly or indirectly upon the manufacture, production or export of any merchandise". There would be no subsidy to offset, and therefore no basis for imposing countervailing duties, if the imports at the time of duty imposition were not found to be subsidized.... (脚注省略、強調加筆)

...

7.356 The obligation to establish present subsidization does not mean that investigating authorities are prevented from establishing the existence of subsidization (and injury and causing) by reference to data taken from a past period of investigation. **To the contrary, given the need for investigating authorities to issue questionnaires, collect reliable and verifiable data, process and verify that data, and safeguard the due process rights of interested parties, investigating authorities have no choice but to establish the existence of subsidization (and injury) on the basis of past periods of investigation.** Thus, countervailing duties may be imposed on the basis of the investigating authority's review of a past period of investigation. We are not suggesting that an investigating authority is somehow required to conduct a new investigation at the time of imposition, in order to confirm the continued existence of the subsidization found to exist during the period of investigation. That would defeat the very purpose of using periods of investigation in the first place. (強調加筆)

7.357 However, the use of a past period of investigation does not negate the need for an investigating authority to be satisfied that there is present subsidization. Rather, the historical data from the period of investigation "is being used to draw conclusions about the current situation," "[b]ecause the conditions to impose [a duty] are to be assessed with respect to the current situation". In this sense, **the situation during the period of investigation is used as a proxy for the situation pertaining "current[ly]", at the time of imposition.** In the case of non-recurring subsidies, **if the review of the period of investigation indicates that the subsidy will no longer exist at the time of imposition, the existence of subsidization during the period of investigation will not suffice to demonstrate "current" subsidization at the time of imposition.** (脚注省略、強調加筆)

## c-2: *Japan – DRAMs (Korea)* 上級委員会 (WT/DS/336/AB/R)

調査対象期間の証拠が相殺関税賦課決定時点において当該補助金がないことを示している場合、相殺関税は賦課できない。特に、反復しない補助金の場合、調査当局が補助金の期間についての認定をおこなない、その認定に従い補助金が相殺関税を課す最終決定をおこなう時点で当該補助金の効果が消滅している場合、相殺関税を賦課することはできない。

210. By its terms, Article 19.4 refers to a subsidy "found to exist". We see no requirement in Article 19.4 for an investigating authority to conduct a new investigation or to "update" the

determination at the time of imposition of a countervailing duty in order to confirm the continued existence of the subsidy. However, in the case of a non-recurring subsidy, a countervailing duty cannot be imposed if the investigating authority has made a finding in the course of its investigation as to the duration of the subsidy and, according to that finding, the subsidy is no longer in existence at the time that the Member makes a final determination to impose a countervailing duty. This is because, in such a situation, the countervailing duty, if imposed, would be in excess of the amount of subsidy found to exist, contrary to the provisions of Article 19.4.

**d-1: US – Shrimp (Thailand) 上級委員会 (WT/DS343/AB/R)、US – Customs Bond Directive 上級委員会 (WT/DS345/AB/R)**

AD 協定第 9 条及び SCM 協定第 19 条の「税」との文言に担保は含まれない。担保そのものは、金銭を輸入者から輸入国政府に移転するものではない。増強根担保 (EBR) は担保提供を求めるものであるから、それら条項の範囲外である。

280. India's appeal raises the question of whether a bond is a "duty" within the meaning of Article 9 of the Anti-Dumping Agreement (or Article 19 of the SCM Agreement). A bond under the Amended CBD secures the payment of a duty. A bond, by itself, is not a duty as it does not entail any transfer of money from the importer to the government. Therefore, the EBR imposed pursuant to the Amended CBD cannot be characterized as a "duty" within the meaning of Article 9 of the Anti Dumping Agreement and Article 19 of the SCM Agreement.

281. Accordingly, we agree with the Panel that bonds provided under the Amended CBD are not anti-dumping duties or countervailing duties and that, therefore, they fall outside the scope of Articles 9.1, 9.2, 9.3, and 9.3.1 of the Anti-Dumping Agreement, as well as Article 19.2, 19.3, and 19.4 of the SCM Agreement. On this basis, we uphold the Panel's finding, in paragraphs 7.161, 7.263, 7.264, and 8.1 of the Panel Report in US – Customs Bond Directive, that the Amended CBD, by virtue of which the EBR is imposed, is not inconsistent "as such" and "as applied" with Articles 9.1, 9.2, 9.3, and 9.3.1 of the Anti Dumping Agreement and that it is not inconsistent "as such" with Articles 19.2, 19.3, and 19.4 of the SCM Agreement.  
(脚注省略)

## 第 IV 章 補助金調査に係る米国及び EC の調査当局の組織及び機能

### C. 米国

#### 1. 各局の組織図、機能及び職員の人数

##### a. 米商務省 (USDOC)

米国の相殺関税調査は、米商務省 (US Department of Commerce) 際通商行政局 (International Trade Administration) の一部門である輸入行政部 (Import Administration) が担当する。米商務省 (USDOC) 輸入行政部 (輸入行政部) の組織図を資料 2 に、米商務省全体の組織図を資料 3 に添付したので参照されたい。

輸入行政部には、9 のダンピング・相殺関税執行 (調査) 室があり、いずれの執行室においても相殺関税調査を担当することができる。以前は相殺関税担当室をおいていたが、現在では、相殺関税調査の件数が減少したこともあり、そのような業務分掌はない。また、依然は、当初調査を行う office of investigation と年次見直し等を担当する office of compliance とに分かれていたが、当初調査と年次見直しとの間で継続性が失われるところから、現在では、同一のユニットが担当している。

しかし、相殺関税調査の件数が相対的に少ないところから、これまで、執行第 1 室が他の室よりも多くの相殺関税調査を担当している。これは、実務上の利便性から、かつて相殺関税調査を専門としていた室長 (Susan Kubach) のところに相殺関税調査が持ち込まれているもので、事実上は、担当部署が存在している。

各執行室は、通常、1 名の室長、数名のプログラマネージャー及びアナリストによって構成される約 20 名の職員を有する。1 件の調査には、通常、1 名のプログラマネージャー及び 2 名のアナリストが割り当てられる。複雑な調査には、更に追加の人員が充てられる。

執行室のほか、政策室 (Office of Policy) 及び米商務省法務部も相殺関税調査に関わる。政策室は、輸入行政部が 9 の執行室間で、補助金等の計算方法その他の方法的な問題において一貫した対応を行うことを確認している。政策室は、執行室と同程度の規模であり、組織の形態も同様である。法務部は 25 名程度の弁護士を擁しているが、それらのうち少なくとも 1 名を各調査に割り当て、各調査が米国法を遵守したものになるよう、審査・確認を行う。

調査の過程に於いて会計の専門知識を必要とする場合、執行室は、会計室 (Office of Accounting) の支援を求めることができる。会計室の主な役割は、AD 調査において「コスト調査」を実施することである。

執行室の調査過程及び結果については、政治任用された輸入行政部の次官補 (Assistant Secretary for Import Administration) が、相殺関税調査に関する最終的意思決定権限を有している。

## b. 米国国際貿易委員会 (ITC)

損害調査を担当する ITC の頂点は、政治任用された 6 名の委員 (commissioner) である。各委員は通例、1~2 名の個人秘書 (personal assistant) 及び 1~2 名の法律顧問を有している。これらの秘書及び顧問は、特定の委員の専属である。

調査自体は、業務局 (Office of Operations) の局長の指揮下にある、委員会の職員によって行われる。一件の相殺関税調査のスタッフは、通常、(1) 当該調査の該当産業に関する調査に携わる産業局 (Office of Industries)<sup>5</sup> のアナリスト 1~2 名、(2) 調査局 (Office of Investigations) のアナリスト 2 名以上 (たとえば、調査官及び会計士)、(3) 経済局のエコノミスト 1 名、及び(4) 法務局のスタッフである弁護士 1 名以上、から構成される。委員会の職員は、事務的かつ管理的な機能 (提出物の受領等) においては事務局 (Office of the Secretary) の支援を受ける。

調査において委員会職員が果たす主な役割は、「スタッフ・レポート」及び管理記録の作成である。スタッフ・レポートは標準的なフォーマットに則って質問状に対する回答をまとめるとともに、調査中に収集された関連する事実についての概略を示すものである。このスタッフ・レポートは、委員の検討資料として作成されるものであるが、利害関係者に対しても提供される。

ITC の組織図及び相殺関税調査に関連する部局及びその担当者数を資料 4 として添付したので、参照されたい。

## 2. 相殺関税調査の申請を検討する国内産業との連絡及びこれに対する支援

### a. 米商務省

#### i. 概要

相殺関税調査申請の米商務省の主たる窓口は、申請相談及び分析ユニット (Petition Counseling and Analysis Unit) (PCAU) である。PCAU は政策室にあり、4 名から 5 名のスタッフを擁している。PCAU には、申請書提出に関する情報の提供及び申請書案の審査という、二つの主な職務がある。

PCAU は、そのウェブサイト上 (<http://ia.ita.doc.gov/pcp/pcp-index.html>) でダンピング・相殺関税手続に関する一般的な情報を提供している。

PCAU は、また、調査申請書案の審査を行い、調査申請を検討している者に対して、申請書作成の方法についての助言を提供している。申請者は、通常、PCAU に申請書案を 1 部提出し、その後、PCAU 職員と会議をおこなって、申請書に内容に

<sup>5</sup> 産業局 (Office of Industries) は、次の産業部門に分かれている。(1) 高度技術及び機械部 (情報技術、輸送、機械及び他の製造業)、(2) 農業・水産業部門 ((a) 畑の作物、砂糖、アルコール飲料、その他加工品、(b) 果物、野菜、ジュース、ナッツ及び特産品、(c) 畜産、乳製品、及び水産品)、(3) 化学及び繊維部門 (化学、繊維及び衣服)、(4) 天然資源及び金属部門 ((a) エネルギー、(b) 木材製品、(c) 鉄鋼製品、(d) 鉱物、非鉄金属及び先端材料)。

ついて話し合う。会議及び時々行われるフォローアップの電話において、PCAUの職員は、申請書中の不備な点、特に、輸入行政部が調査を開始しないこととなり得る箇所、又は、損害が認定される可能性を減少させる箇所について指摘する。さらに、調査対象企業が調査に協力しなかった場合に適用される「申請率」を引き上げる方向での証拠収集の方法についても助言を提供する。

PCAUは、申請を検討している者に対し、調査対象製品の定義を明確にして絞る手助けをする。例えば、中国産の画材用カンバスの調査申請書案について、申請者は中国産「画材」全般を調査対象製品とすることを意図していたが、PCAUは、かかる定義は広範に過ぎるとして、調査対象製品の範囲を狭めるようアドバイスしている。

但し、PCAUは申請を検討している者に、申請書案を補足しうるデータ源を指し示すことはあるものの、通常、PCAU自身が証拠を提供することはない。また、PCAUによる申請書の審査が行われたからといって、申請書に欠陥がないことが保証されるものではない。調査開始審査手続は、輸入行政部が担当する。多くの事例において、輸入行政部は、申請書を受領した後、調査を開始するまでの間に情報の提供を要請し、申請の内容を補足又は明確にすることを申請者に要求する。

PCAUによる審査のプロセスは、相殺関税調査手続に不慣れな申請者にとって役立つものとなりうる。特に、社内弁護士または通商法を専門としない弁護士を利用する、小規模な申請者はPCAUの事前審査プロセスから得るところが多い。他方、相殺関税調査に関して豊富な経験を有する申請者及び法律事務所は、PCAUの支援を必要としていない。かかる申請者は、PCAU審査を経ることにより申請書案に関して漏洩が起きる可能性を踏まえて、PCAU審査を受けるべきかを検討される。通商分野の弁護士の中には、PCAUのプロセスからは「いくぶん漏洩が起きやすい」とみる向きもある。申請の時期（又はその存在自体）の秘匿が重要である場合、申請者は、PCAUによる申請書案の審査を、提出の直前（提出日の1日前）に求めるか、場合によってはPCAUによる審査の過程を経ずして申請書を提出する。

調査請書を提出した後に、申請者がPCAU及びその他の輸入行政部職員の支援を得ることは困難である。輸入行政部は、19 U.S.C. § 1677f(a)(3)に基づき、一方当事者のみとの (*ex parte*) 全ての会議の概要を書面で作成し、概要を記録することが義務付けられているためである<sup>6</sup>。

## ii. 相殺関税調査に向けた国内産業の支援

商務省は、特に相殺関税調査については中立の立場をとる。法律上は職権による調査開始もできるため、商務省が提訴要件を充たすための情報収集を行うことも可能である。しかし、特に相殺関税調査の場合、商務省が前面に出ると政府と政府の対立という図式を作ってしまう、政治的に望ましいものではない。調査の政治色を

---

<sup>6</sup> 具体的には、一方当事者との会議の概要記録は、「ある手続に関して事実となる情報を提供する利害関係者又はその他の者と、当該手続に関して決定を為す責任を負う者又はその者に最終提案を行う責任を負う者との間で会議がおこなわれ、当該手続に関する情報がその会議で提示され又は議論された場合」要求される。

薄めるという配慮から、国内産業の要請に基づき調査をおこなっているという姿勢を貫いている。

また、この姿勢は申請者側に調査開始準備の負担を負わせるものでもある。たとえば、国内生産者 25%の支持の確認書類準備などは提訴者の責任であり、商務省がそのための行動をとることはない。

細分化された (Fragmented) 国内産業の支援についても同様である。このため、多くの農水産業の AD・相殺関税調査における提訴者は、原農水産品そのものの生産者ではなく、その農水産品の加工業者である。たとえば、エビ AD/CVD 調査では剥き身冷凍エビが調査対象産品で、生エビの加工業者が提訴者であった。タイ産米においても、精米業者が国内産業であるとされた。ガーリックは原農水産品が提訴者となった数少ない事例である。この事例では、当該産品の生産者団体が生産者の状況を押さえていたものである。商務省としては原農水産品生産者、加工業者のいずれであれ、国内産業 25%の支持を示すことができれば問題ないとしている。国内産業として加工業者に限定するのか、原農産物生産者を含めるかは、調査開始後も明確ではない。

### **iii. 提訴状提出後の商務省の対応**

提訴状が提出された後、商務省は、提訴状の内容から、提訴状には相殺関税を課すことのできる補助金として認定できるものであるか否か、また、過去の調査から補助金性がないと判断されたものではないか、といった観点からの事前審査をおこなっている。事例によっては、相殺可能な補助金ではないと思われたプログラムについては、提訴者と事前に協議している。

また、商務省は、特定の大使館に自らの職員を派遣しており、それら職員が調査対象企業の周辺調査を行うことがある。また、米国税関国境警備局 (CBP) から通関情報入手する。それ以外は、質問状による調査以外に対象企業を調査することはない。商務省が行う調査は、インターネットサーチ、CBP データの取得、海外の大使館への問い合わせに限られ、それ以上の行為は行わないものと思われる。

商務省は、他の行政機関と協力する姿勢はない。たとえば、中国の融資金利について、財務省の 20 人ほどのスタッフが常時調査、分析を行っている。商務省は、かかる事実を知りつつ、財務省にコンタクトすることはしなかった。

### **b. 米国国際貿易委員会 (ITC)**

ITC は、米商務省輸入行政部とは異なり、次項で述べる中小企業向けの貿易救済措置支援部を除き、申請書を審査する常設の部門を設けていない。ITC は、必要に応じて、申請人と会合し、申請書案について協議している。この制度は、1988 年の包括通商法により設置されたもので、それ以降、何ら変更されていない。また、ITC は法によりいずれの利害関係者の代理となることも禁止されている。したがって、国内生産者に対する支援の範囲は、中小企業向けに限られたものとなる。

申請書案の協議を行うにあたり、ITCは、通常、(1) 調査局、(2) 経済局、(3) 産業局、及び(4) 法務局の長又は他の上級担当官によって構成されるチームを組織する。こうした非公式の審査プロセスは、申請を検討している者からは、その主張する損害に対する ITC 職員の反応の「温度を測る」機会として捉えられている。ITC の職員は、裏付け証拠を補強して、申請書案の損害の主張を強化する方法について提案する。

### 3. 相殺関税調査における調査対象国政府との関係

商務省の対応は、調査対象国にとって初めての相殺関税調査か否かによって、大きく異なる。例えば、中国政府は最初の相殺関税調査である塗工紙（その調査内容は第 I 章を参照されたい）において、政府外秘密である、政府に対する要求として礼を欠くなどを理由として、商務省の調査になかなか協力しようとなかった。これに対して、商務省は回答期間についても寛容で、現地調査のスケジュールも 2 回延期した。最終的には中国政府は非協力であったと判断したものの、同事例において適用した FA は通常の AFA ではなく、きわめて穏便なレートを適用した。

同調査におけるインドネシア政府も、要求された銀行支払い記録は存在しないなどおとして非協力的であったが、商務省はこれに対しても丁寧な対応をおこなっていた。しかし、中国の場合と異なり、適用された AFA は通常の商務省の実務対応に沿ったものであった。

しかし、その後の相殺関税調査においては、通常非協力利害関係政府の取り扱いをしている。

また、商務省は、調査対象政府から、政府から政府への回答であるから政府関係者以外へ開示しない旨の要求については、これを拒否している。

### 4. 調査過程において新たに特定された補助金プログラムを追加する場合の手続

商務省が自ら新たな補助金について調査を開始することについての、調査手続上の時間的制約は特にない。調査過程において新たな補助金が特定された場合、その補助金を調査に加える。この場合、商務省はかかる補助金を調査対象に追加する旨の通知を出すのみである。

新たな補助金は調査対象企業の回答、財務諸表、特に、現地調査において特定される。その場合、当該補助金について調査を開始する。但し、現地調査において発見された場合、当初質問状において全ての補助金について報告することを要求していたにも拘わらず当該補助金については報告がなかったとして、AFA を適用することとなる

## 5. 貿易救済措置の広報活動

### a. 米商務省

前述の活動に加え、農務省などの他の政府機関は、適宜、輸入行政部に対し、業界団体や他の組織と会合し、相殺措置について協議することを要請している。

また、PCAUも、相殺関税調査の申請を行うべきか否かを検討している米国の産業と非公式に接触して、申請書作成のプロセス及び相殺関税調査の手続に関する情報を提供している。

### b. 米国国際貿易委員会

また、ITCは、ダンピング・相殺関税調査に関し、次の一般向け資料を提供している。

- ・ 輸入の損害—よくある質問 (Import Injury – FAQs)
- ・ ダンピング・相殺関税ハンドブック (ダンピング・相殺関税 Handbook)
- ・ 調査における行政保護命令実務 (APO Practice in Investigation)
- ・ 法定のタイムテーブル (Statutory Timetables)
- ・ 質問状の雛形 (Generic Questionnaires)

ITCは、これら資料及び前述の支援以外に、貿易救済措置を一般及び産業界に広めかつその活用を促すための措置をおこなっていない。

また、ITCは、19 U.S.C. § 1229に基づき、次の事項について「請求に応じてより十分な情報を公衆に提供できるよう、かつ、実行可能な範囲で利害関係者に支援及び助言を提供できるよう」、貿易救済措置支援部を設置した。

- (1) 通商法に基づき利用可能な救済措置及び便益、及び、
- (2) 当該救済措置及び便益に関する、申請書及び申請の手続、並びに適切な申請日

貿易救済措置支援部は、「適格小規模企業が、...相殺関税申請書を作成し提出することができるように、法律上の技術的支援及び助言を提供する」ことを義務付けられている<sup>7</sup>。

しかし、こうした情報提供活動の大部分は「請求に応じて」また「実行可能な範囲において」おこなわれる、受動的なものである。現時点では、ITCの対外関係局

---

<sup>7</sup>「適格小企業」は、収益の規模又は従業員数に応じて連邦中小企業庁 (Small Business Administration) が行う分類による。SBAの適格小企業の分類表については、資料6を参照のこと。

の職員一名が貿易救済措置支援部の担当者として指定されているに過ぎない。支援部の実際の活動は週に数件の電話相談を受ける程度で、関係法令の説明を行う程度に止まる。但し、その過半数は関税法 337 条に基づく提訴についてであり、ダンピング・相殺関税に関する相談は少ない。更に、その後の提訴状の作成に至る相談は、その四分の一に満たない。なお、担当者は、インタビューに答えて、トールフリー番号の設置と ITC のウェブサイトが、それらの電話相談につながっている、と述べている。

更なる相談があった場合、調査局の担当者へ引き継ぐこととしている。また、米商務省とも相談するよう申し伝えている。調査局は、相談者に提訴状のサンプルを提供し、提訴するために必要となる情報について説明する。また、相談者がコンタクトすべき他の国内生産者等の情報を提供する。例えば、小規模な農業関係企業であれば、同企業が提訴を考えている産業の他の企業の情報を提供する。しかし、ITC が自ら情報収集を行うことはしない。情報収集は企業側の責任である。実際のところ、多くの企業はこの段階で行動を中止する。

更に次の段階へ進もうとする相談者は、通常、いわゆる個別委員会を組織する。企業から提訴状のドラフトを受領したときは、調査局が当該企業に電話をして、ページ毎に検討結果を伝える。

実際問題として、特に小企業にとっては、貿易救済措置支援部のみを頼って、外部の法律顧問の手を借りずに、申請から最終決定まで相殺関税調査の申請を遂行することは困難である。その理由として、第一に、ITC 規則より、貿易救済措置支援部が提供する法律上の専門的支援は、「適格小規模企業の法的代理又は代理としての弁護が含まれておらず、専門的な支援を受けることは必ずしもその受領者が貿易救済措置手続において勝利をおさめることを確保するものではない」とされている<sup>8</sup>。このように、かかる支援は法律の専門的な問題に限定されている。第二に、商務省輸入行政部及び ITC の両方にある相殺関税手続に関する記録の多くは機密情報であり、適格小規模企業はもっぱら、自己に関する情報及び他の利害関係者に関する情報の公開の概要のみに基づいて事案を提出することができるにすぎない。非公開記録へのアクセスは、行政保護命令に基づき、外部の代理人弁護士のみ認められる。実際、これまで弁護士の支援なくして提訴に至った事例は 1993 年の木製楽器用パッドのみで、これについて ITC は損害なしとの結論に至っている。

## 6. WTO 紛争解決機関に提訴された米国の貿易救済措置事案を取り扱う当局及びその手続

### a. 概要

WTO 事案を取り扱う第一の管轄権は、米国通商代表部 (USTR) が有する。しかし、商務省輸入行政部又は ITC は、通常、こうした米国の貿易救済措置に関する WTO 紛争において主要な役割を果たしている

---

<sup>8</sup> 19 C.F.R. § 213.2(d)

WTO 紛争解決機関に米国の貿易救済措置が提訴された場合、USTR の法務局は、通常、当該事案に上級職員弁護士 1 名と若手職員弁護士 1 名を割り当てる。また、在ジュネーブ代表部のスタッフもこれに関与する。さらに、紛争事案の複雑さによって、スタッフが増員される。

米商務省及び ITC は、通常、紛争事案に法務部所属の上級職員弁護士 1 名と若手職員弁護士 2 名を割り当て、事案の複雑さによって担当職員の数を調整する。さらに、必要に応じて、調査担当局のスタッフに、その行政手続の事実問題について支援するよう要請する。

USTR と米商務省・ITC との間の連携及び責任分担の大部分は、当該紛争の性質及び当該紛争に割り当てられた担当職員個人の資質に左右される。調査当局である米商務省・ITC は、USTR より優れた専門性を有していると主張し、通常は紛争においてより大きな役割を要求する。実際に、大半の事案において、米商務省・ITC の法務部は、紛争に関する意見書の最初の案作成を担当する<sup>9</sup>。その後、USTR は、意見書の編集及び最終版作成を補助する。事案によっては、意見書に対する USTR の貢献は、様式的又は意見書のフォーマットに関与するだけという場合もある。

さらに、パネル・上級委員会会合においても、事案の性格と担当者の資質により、USTR の担当範囲は変化する。USTR は、当該会合での実質的議論を米商務省・ITC の担当者に全て任せる場合もあれば、米商務省・ITC の担当者の役割は USTR が発言する前の打ち合わせに限定することもある。

#### b. 商務省州通商行政司法務部の体制及び同部への協力体制

商務省州通商行政司法務部は、25 名から 30 名の弁護士を擁して、個別 AD・相殺関税調査、連邦裁判所、WTO 紛争、FTA に係る紛争、更に WTO ドーハラウンド交渉に対応している。個別調査については 1 名の担当弁護士を割り当てる。商務省に入省後 2 年間のうちに、現地調査へも赴かせる。通常、1 名の弁護士は 10 件から 15 件の調査・レビューを担当する。これは、ほとんど全ての調査結果について裁判所へ訴えられるところから、法務部として初期段階から対応しているものである。

WTO 紛争解決機関の対応は、事例により 1 名から、重要事例では 8 名乃至 10 名の弁護士を割り当てる。通常は 2 名である。日本産表面処理鋼板紛争は、基本的に 1 名が担当した。韓国産 DRAM、また、最近の中国の案件には、8 名乃至 10 名の弁護士が割り当てられているが、中心となる弁護士は 3 名程度で、若い弁護士には紛争の中の 1 つの論点を担当させ、WTO 紛争解決機関についての経験を積ませるようにしている。（それでもダメな者は解雇する。）

法務部には、当該調査を担当したユニットが調査における事実関係について協力する。

---

<sup>9</sup> 米国の産業は、しばしば、意見書案を米商務省・ITC の担当者に提供する。

また、国内産業（により雇用されている弁護士）も全面的に協力する。国内産業は、調査における事実の整理、証拠の整理、一覧表などを作成し商務省へ提供する。また、主張すべき議論についても協力する。法務部としては、多くの者の意見を踏まえて、よりよい主張を行うよう努めている。但し、国内産業の者をパネル、上級委員会の会合に参加させることはない。事例により、彼らは WTO の建物内で待機している。

しかし、商務省として外部弁護士を雇用することはしない。WTO 紛争解決機関との関係では商務省と USTR との間で対応している。

USTR との関係では、WTO 協定全体に係わる問題は USTR が担当し、貿易救済措置に係わる問題を商務省が担当するという分担になっている。貿易救済措置に関しては、実質的にはほとんどの提出分は商務省が作成し、USTR が意見を述べる形であるが、時としては、両機関が激しく対立することもある。

USTR の対応は、貿易救済措置の場合は特別である。USTR は、貿易救済措置の勝敗に興味はない。USTR としては貿易相手国との関係を重視しており、基本的に貿易救済措置における問題からは距離を置くという姿勢である。他の問題では、担当省庁が経験不足であるということもあり、USTR が全面的に担当する。

WTO 原手続後の履行対応は、法務部が担当する。DSB 勧告に基づきどのような対応が必要とされるかの判断、具体的対応、規則の改正が必要であればその案の作成など、を行う。この場合においても、法律により、USTR との協力が求められているため、USTR との協議を行うこととなる。

以上は米国の貿易救済措置が WTO 紛争解決機関へ提訴された場合であるが、他方、米国が他国の貿易救済措置を WTO 紛争に持ち込むことは稀である。まず、国内産業が、二国間の非公式協議など、表立った対立を避けたいとすることが多いことがあげられる。これは、貿易相手国との関係を悪化させたくないという配慮が強く働いていると思われる。また、USTR も、他国の貿易救済措置を WTO 紛争に持ち込むことに極めて慎重である。石橋を叩いて渡るほどに、確実に勝てるものでなければ WTO に持ち込まない<sup>10</sup>。

---

<sup>10</sup> なお、第三国を含め、米国が関係した WTO 紛争については、<http://www.ustr.gov/trade-topics/enforcement/dispute-settlement-proceedings/wto-dispute-settlement/disputes-sorted-subje> を参照いただきたい。

## D. EC

### 1. 調査当局の組織及び機能の概要

#### a. 組織図、各局の機能、各局の担当官の人員

補助金額の計算を含め、AS 調査を担当する委員会の担当局は、資料 5 の組織図<sup>11</sup>に示した部署のうち、ユニット「H」(1-6)である。委員会の貿易保護局 (trade defense services) は、AD 調査及び AS 調査各々について別々のチームを設けたり、各課を分野別に担当を分けるなどはしていない。むしろ、同じ局に属する担当官は、AD/相殺関税の事案ごとに割り当てられる。各局の構成については、以下の点に留意されたい。

委員会の貿易保護ユニット「H」は、AD 調査及び AS 調査を取り扱う。貿易保護ユニットの担当官は、会計、法律、公的機関等の分野における様々な経歴を有している。委員会の説明するところによると、全体の人員は 70 名で、1 件の調査は、ダンピングまたは補助金調査チームと、損害調査チームに分かれる。前者は 1 チーム 2 名で、最大 3 輸出生産者を担当する。損害調査チームは、2 名から 4 名で構成する。その他、公共の利益 (Community Interest) を担当するチームを置くが、輸入者、消費者団体からの質問状回答、意見表明がなされることはほとんどない。中国・ベトナム産靴調査の場合は全体で 20 名、韓国産 DRAM は 5 名 (うち、補助金 3 名) が担当した、とのことである。

また、1 人の調査官が同一製品の調査・レビューを担当することは 2 回までとするよう、各調査官に個別調査の割り当てをおこなっている、と述べている。

- ・ 各ユニットは、次のとおり、異なる事項を取り扱う。
  - H-1 - 総合政策及び WTO 関係
  - H-2 - 調査 I - 貿易保護事項に関する加盟国及び産業との関係
  - H-3 - 調査 II - 迂回防止
  - H-4 - 調査 III - 実施の監視
  - H-5 - 調査 IV - 二国間関係
  - H-6 - 調査 V - 管理に関する事項
- ・ 各ユニットは、特定の調査に直接に関わっていない上級の委員会担当官であるユニットの長が監督する。しかし、ユニットの長は、そのような場合は稀ではあるものの、必要に応じて個別事案に介入することができる。
- ・ 各ユニットは複数の課によって構成され、各々の課は課長、それより職位の低い委員会の複数の担当官 (事案取扱担当者、ケースハンドラー) によって構成されている。

<sup>11</sup>本組織図は、通商総局のウェブサイト (<http://ec.europa.eu/trade/about/organisation/>) で入手できる。

- ・ なお、各ユニットの課及び人員の数について公開された情報はない。ただし、事実上全てのユニットの課が、反補助金調査に関わっている可能性があることは明らかである。通常、調査開始の申立（complaint）は、まず、ユニット H-1 の申立担当官により分析され、受理される。正式に申立が提出され、調査開始が間近となったとき、事案は他の一以上のユニット（H-1 – H 6）に属する他の課に移管される。
- ・ 通常、AD 及び AS 調査は、二つの異なる課に所属する委員会担当官に割り当てられる。一つの課は補助金/ダンピング調査を担当し、もう一方は損害調査を担当する。
- ・ 補助金額の計算を含め、実際の作業（フィールドワーク）は、事案取扱担当者が行い、課の長がこれを審査し、承認する。

#### **b. 通商総局と企業・産業総局その他の局との協力、調整関係**

企業・産業総局（DG-Enterprise and Industry）とは、調査開始前、暫定措置前、確定措置前に協議を行う。企業・産業総局は、域内生産者のみならず、流通企業までを管轄しているため、意見が一致しないことがある。場合によっては、企業・産業総局が調査開始に反対することもあるが、最終的な決定権は通商総局にある。

また、調査開始前に、税制関税同盟総局と、またカルテル問題との関係などについて競争総局と協議を行う。

## **2. CVD 調査開始前の対応**

#### **a. 相殺関税調査の適用を考慮した国内産業との連絡**

通常、反補助金調査開始の申立書の作成及び提出は、申立を行う産業と委員会貿易保護局が緊密に協力したうえで行われる。申立の正式な提出（45 日の期間の始まりとなる）の前に、申立人と委員会の間で非公式なコミュニケーションが行われる。これらの予備的な接触において、委員会貿易保護局は、申立書ドラフトにおいて提供された情報を確認し、申立書の不十分な点を修正し、申立てを強固なものとするために有益な提案を行う。このようなコミュニケーションは、電話及び産業と委員会貿易保護局との間の定期的な会合の両面で行われる。

#### **b. 欧州共同体産業が小規模又は個人の生産者多数により構成される場合の対応**

委員会は、例として、中国・ベトナム産靴の AD 調査が挙げられるが、その場合の欧州共同体靴産業は 800 社に上った、と説明している。これらは、CEC という EU 全体の業界団体、

また国レベルの業界団体が中心となって、EU 全体のデータを集めている。また、委員会は、この段階で団体の会員から申請書委任状を提出するよう要請している。

また、委員会は、域内生産者が小規模かつ多数に及ぶ場合、それら生産者は、その業界団体を通じて必要とされる情報を収集する。欧州委員会が情報収集そのものの手助けをすることはないと述べている。

### c. 欧州共同体生産者からの支持を決定する委員会の実務

委員会は、Office of Complaints が申請書に記載された EU 生産者全者を対象として簡単な質問状(申請書の支持・不支持、生産量、労働者雇用の場所など)を発出し、最低支持要件の 25%が確保されていることを確認する。また、同時に、それら生産者に、調査申請書に記載されていない生産者が他にいないかを問い合わせ、その回答で新たに明らかとなった生産者に同様の手続きを行う。上述の靴の事例では、調査開始の前日までこの作業をおこなっていた、とのことである。

### d. 職権による調査開始

当初調査について職権により調査開始を行ったことはない。レビューは職権開始することもあるが、稀な例である。第 II 章で説明した中間レビューは職権により調査を開始し、調査の結果 AS 措置を撤廃することとなったが、この事例は、域内産業及び AS 措置の対象企業であるハイニックス社の双方から調査開始の要請があったもので、一方のレビュー開始要請に基づきレビュー調査開始決定を行うことは適切ではないと思われた事例である。この事例では、域内産業は新たな補助金プログラムの存在を主張し、輸出者であるハイニックス社は補助金の効果は消滅したと主張していた。いずれにせよ、両当事者間でレビュー開始のコンセンサスがあったものである。

## 3. 国内産業の貿易救済措置利用を促進するための活動

委員会は、貿易救済措置を推進し、産業がただちにこれらを利用できるようにするために、多くの措置を講じている。以下に、かかる措置の一部を掲げる。

### a. 欧州共同体生産者を対象とした、相殺関税に関する知識の普及

- 委員会の貿易保護局のウェブサイトには、委員会の AS 及 AD 調査について紹介したページ<sup>12</sup>がある。本ウェブサイトは、AD 規則の条文、AS 事案の年次報告書及び定期的な統計報告、AS 調査の申立てを提出する方法についての概要を提供している。さらに、本ウェブサイトは最近更新され、貿易保護調査の事実上全ての側面についてより多くの情報を掲載するようになった。

<sup>12</sup> [http://ec.europa.eu/trade/issues/respectrules/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/trade/issues/respectrules/index_en.htm)

- ・ 委員会は頻繁に、貿易保護手段について説明するセミナー及びイベントを企画（委員会の担当官もこれに出席）している。

#### b. AS 調査開始申立書の作成支援

委員会は、AS 申立書の作成方法についてのガイド<sup>13</sup>を公表している。これは産業が申立書を作成し提出する際の手助けとなる。

通常、委員会は、産業及び申立を行う可能性がある者との新規調査の開始に関する会合及び協議を受け入れている。さらに、委員会が AS/AD 調査の開始を積極的に進める場合もある。例えば、化学製品に関する近時の調査において、委員会は、欧州共同体産業との会合を設定し、そこで、当該産業が一定の貿易措置を起こすことを検討するべきであると提案した。また、委員会は、申立書において取り扱わなければならない事項、問題について詳細な指示を与えている。

他方、委員会が積極的に輸出国の補助金プログラム情報を提供することはない。相談があれば、輸出国等のインターネットサイト、米国の相殺関税調査、WTO 通報など、その他の公的情報源にあたるようアドバイスする。なお、インドの場合、補助金プログラムのマニュアルが発行されているので、補助金プログラムの特定は容易である。中国の補助金プログラムの特定は難しい。

ある事例では、産業側が、申請書作成に際し、輸出国のコンサルタントに補助金プログラムの調査を依頼し、国、州、市町村まで、補助金プログラムの情報を収集している。

#### c. その他の支援

委員会は、上述以外に、AD/AS 調査申請を行うことを奨励することはおこなわない。また、域内産業のために申請書を作成することはしない。上述の通り、域内生産者から相談があったときは、申請に必要な情報の内容を指導し、また、申請書ドラフトを検討して、申請者と細部の詰めを行う。

調査開始前とは別途に、業界団体との情報交換、消費者団体に積極的に調査に参加するよう要請するなど、年数回、それら団体と意見交換の場を設けている。

#### d. 透明性

委員会は、最近の貿易救済措置に関する見直し作業において、AD 調査及び AS 調査について透明性の向上が必要であると主張している。しかし、まだ調査実施方法の変更には至っていない。

---

<sup>13</sup> このガイドは、[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2004/january/tradoc\\_112233.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2004/january/tradoc_112233.pdf) より入手できる。

#### 4. 調査開始後の諸問題

##### a. 欧州共同体生産者のサンプリングに基づく損害決定

欧州共同体産業のデータをサンプリングにより収集する場合、販売数量の多い上位 5 位までを調査対象とすることを基本として、EU 各地域での生産をカバーするよう選択する。また、製品タイプを広くカバーするよう選択する。例えば、第 5 位の企業が第 4 位の企業と同一地域であれば、第 6 位企業を選択することとなる。また、当該企業の決定は EU 産業と協議の上決定する。

選択した企業が EU 産業の何%を占めるかは、特に基準はない。他方、調査対象とする会社数の上限は 10 社である。

SCM 協定にはサンプリングについて特段の規定はないが、サンプリングを行うことは妨げられていないと考えている。

(なお、提訴者側弁護士は、申請書を支持した会社の中からの選択であること、理論的には 25%をカバーすべきであり、委員会もそれを考慮しているが、それ以下の国内生産者を対象として調査をおこなった例もある、と指摘している。)

##### b. 輸出国側の調査対象企業の選定

AD 調査の場合、各輸出生産者の EU 輸出、輸出国国内販売の数量から、上位 3 社以上、通常 6 社から 7 社程度を選択する。ただし、輸出生産者が対応可能な数であれば、全数調査を行う。AS 調査の場合も同様であるが、国内販売数量は問題とならない。

サンプリングを行う場合、各輸出生産者に調査開始通知とともに、その生産量・販売量についての質問状を发出する。その回答期限は 2 週間である。また、調査開始公告に、同様に質問事項を掲載する。

当該質問に応じて情報を提供した企業のなかから、適切な輸出生産者をサンプルとして選択する。その選択の際には、上述の数量に加え、上位企業が関係会社であれば、当該関係会社は 1 社のみを調査対象として、残余数は他の企業を選択することとしている。また、AS 調査では、申請者の主張する補助金プログラム全てをカバーするよう、輸出生産者を選定する。

##### c. 調査開始後に知ることとなった補助金プログラムの取扱い

通常、当該補助金プログラムは、調査対象に加える。調査は調査対象製品についておこなっているものであるから問題はない。委員会は、新たな補助金プログラムを調査開始後に追加して調査してよいという点は、全世界的な合意であると認識している。

追加して対象とする補助金プログラムは、現地調査の過程で発見されるのがもっとも遅い時期である。

調査開始後に新たな補助金プログラムを調査に加える場合、輸出国との協議を行う。また、利害関係者の適正手続きの権利を配慮する。

#### d. 補助金の効果の期間についての検討

また、各補助金の消滅時期についても検討する。この場合、あるプログラムが別のプログラムにより実質的に継続されていないか、といった点も考慮する。

### 5. WTO 紛争解決事案を取り扱う当局及びその手続

#### a. EC が申立国である WTO 紛争解決事案

##### i. 概要

貿易保護調査における WTO の側面を担当する部門は、H-2 部「総合政策及び WTO 関係」である。ただし、本報告書の作成日現在、リスボン条約の発効をうけて、委員のメンバーに変更が行われているところである。これによって、実務レベルの職員や構造になんらかの影響がもたらされるか否かは不明である。おそらく、2010 年 1 月後半に新委員の任命が正式に行われるまでは、事態は収束しないであろう。

EU の貿易問題は、委員会の通商総局が担当する。通商総局は、いわゆる「133 条委員会」を通じて欧州閣僚理事会との調整、折衝を行う。手続及び議決ルールは複雑であるが、委員会は原則として、WTO 交渉又は紛争解決事案について、133 条委員会において委員会の方針を支持する旨コンセンサスが得られなければ、行為することはない。

紛争の対象事項によっては通商総局の異なる部署が紛争に関与する。通常、F-2 部（紛争解決及び貿易障壁規制）が関与する。また、紛争に貿易救済措置に関わる場合、H 局（貿易保護手段）も関与する。実際は H 局がこうした紛争を主導する。紛争の管理は、H-1 部が担当する。

通商総局は、紛争の過程において、委員会の法務局と緊密に連携する。法務局は、委員会及びその部門に対し、「組織内の」法律顧問としての役割を果たす。法務局は、裁判所においては委員会を代理する。また、通常、WTO 紛争に提出される意見書を起草し、WTO 紛争解決パネル及び上級委員会の審理に（通商総局の担当者と共に）出席する。

貿易救済措置に関しては、EU は多数の WTO 紛争の申立てを行ってきた。こうした申立には、さまざまな鉄鋼製品に対する米国の相殺措置における民営化、パススルー方式に関する事案、米国の「ゼロイング」に関する事案、米国の鉄鋼セーフガ

ードに関する紛争、欧州共同体原産のオリーブオイルに対するメキシコの相殺措置に関する紛争、そして直近では米国のボーイング社に対する補助金の申立てなどがある<sup>14</sup>。また、EU は、第三国として EU 企業の利害に影響を及ぼした他の WTO DSB 手続に積極的に参加している<sup>15</sup>。

## ii. 手続

委員会は、次のいずれかの場合にのみ紛争手続を開始する。

- (a) 委員会の専門職員が、問題が重要であり法的な実体 (legal merit) があると納得した場合、
- (b) 専門職員が、紛争を進めるよう委員を説得することができた場合。
- (c) 委員会が理事会 (133 条委員会を通じて) を説得することができた場合。

最後の点につき、委員会は、133 条委員会と定期的に 133 条委員会の正メンバーは毎月委員会と会合し、準メンバー (deputy members) は 2 週間ごとに会合を持っている。他方、これまで、133 条委員会のメンバーは、貿易問題については委員会の専門家に委ねる傾向があったが、EU の拡大と加盟国の経済的利益が多様化するにつれ、メンバーはより独立性を示すようになっている。

企業が通商総局に直接接触する場合、最初はおそらく「様子を見る」ために比較的非公式な接触を行うであろう。こうした接触は、企業の状態とコネクションに応じて、極めて高いレベルで (直接に委員に対して) 行われる場合もあり、又、それより低いレベルで行われる場合もある。

最終的に、問題は通商総局の専門職員に付託される。通商総局の職員は、おそらく法務局と協力のうえ問題を調査し、WTO 協定に基づく申立てが可能か否かを評価する。

専門職員は、第一に (EU と関係する第三国との関係に紛争が及ぼす影響など、政治的な問題を考慮のうえ) 委員から、そして次に 133 条委員会から政治的な支援を得られるか否かを評価する。当初の評価が行われた後、通商総局はたいてい非公式な見解及びフィードバックを提供する。

委員会が紛争解決を進めることを決定した場合、影響を受けている他の EU 企業からの支援を積極的に求める場合がある。委員会は、貿易保護手段が関与した、過去の少なくとも 2 事例においてこれを行った。たとえば、ある案件は、EU 企業が委員会に接触した。これを受けて、委員会は、独自に、当該紛争の対象となる措置によって影響を受けている可能性のある他の EU 企業を探し出し、WTO 提訴をおこなった。

---

<sup>14</sup> 完全な事例リストは以下より入手可能である。

[http://www.wto.org/english/thewto\\_e/countries\\_e/european\\_communities\\_e.htm](http://www.wto.org/english/thewto_e/countries_e/european_communities_e.htm)

<sup>15</sup> 同上参照。

## b. EC が被申立国である WTO 紛争解決事案

原則として、パネル設置要請までは通商総局の H1 部が担当し、その後は法務担当である通商総局 F-2 部（「貿易政策の法的側面」）が WTO 紛争解決手続を担当する。ただし、EC の貿易救済措置について紛争を提起された場合、F-2 部は、H-1 部「総合政策、WTO 関係」と連携する。法務部門からは通常 2 名が担当する。調査当局側は、実際に調査をおこなったスタッフが担当する。

WTO 紛争において委員会の部局が果たす役割は、当該紛争の段階により異なる。

協議段階: 協議は主に H-1 部が取り扱う。H-1 部の部長は、Neil MacDonald 氏である。副部長は Willem De Munck 氏が務め、Fabrice D'Aprille 氏は、同ユニットの協議担当課の長である。

パネル設置手続: 調査に関する全ての記録及び手続きについて情報を有している H-1 部から情報を得て、委員会法務局が EC を代表する。

実施/コンプライアンス: DSB の決定により EU 規則の改定が必要とされた場合、以下に説明するとおり、通商総局 H-1 部が、改定案の起草及び規則 1515/2001 に基づく手続を担当する。

WTO はこれまでいくつかの事案において、EC の AD 法及び実務対応に WTO 協定に整合しない点があると判断している。特に 2001 年、EC のインド産ベッドリネンに関する案件<sup>16</sup>において、WTO は、ダンピングマージンの計算においてゼロイング手法を利用することは協定違反であるとした。EC は当該措置を変更し、インド産の輸入品に対し、ゼロイング手法により計算されたダンピングマージンに基づく AD 税の賦課を停止した<sup>17</sup>。

さらに、同紛争の後に EC 法が変更され、WTO 紛争解決手続における判断に基づく DSB 勧告にしたがって、貿易救済措置同措置を WTO 協定整合的に修正することが可能となった。これは、アンチダンピング及び反補助金案件に関して WTO 紛争解決機関が採択した報告書に則して EC が取った措置に関する 2001 年 7 月 23 日付理事會規則(EC) 1515/2001 号（いわゆる「WTO enabling regulation」）<sup>18</sup>を通じて行われた。

さらに、委員会は、ベッドリネン紛争に対する判断が出された後の 2002 年、全ての AD 措置の利害関係者に対して、ゼロイング手法により算出されたダンピングマージンに基づき AD 措置がとられている場合、レビューを申請するよう求めた<sup>19</sup>。

---

<sup>16</sup> Appellate Body Report: WT/DS141/AB/R, 1 March 2001

<sup>17</sup> Council Regulation (EC) No 1644/2001 of 7 August 2001 amending Regulation (EC) No 2398/97 imposing a definitive anti-dumping duty on imports of cotton-type bed linen originating in Egypt, India and Pakistan and suspending its application with regard to imports originating in India, OJ L219/2001, page 1.

<sup>18</sup> OJ L 201/2001, page 10

<sup>19</sup> OJ C 111/2002, page 4

また、2005年8月、DSBは、韓国産DRAMの輸入に委員会が賦課した相殺関税に一定の協定違反があると認定した<sup>20</sup>。委員会は、最終的に、当該措置を2008年4月に撤廃した<sup>21</sup>。委員会は、2006年3月に開始した中間レビューにおいて、DSBの認定事項を踏まえて、補助金の効果について検討した。例えば、同レビュー確定規則のパラ51において、次の通り述べている。

原調査において採用された補助金額の認定に対するWTOパネルのコメントにしたがって、本レビューにおいては、利益の算出を可能とする融資に基づくベンチマークを検討することが適切である。

パラ52はまた以下のように述べている。

原調査と同様の事実について検討した、新たな再編行為についての意思決定プロセスに当時の政府が関与していたことは市場をゆがめるものであり、日本DRAM紛争におけるWTOパネルの認定にしたがって、政府の指図を受けていない団体の融資であっても、信頼性のあるベンチマークとみなすことはできないと判断する。

---

<sup>20</sup> Dispute Settlement Panel Report: WT/DS299/R, 17 June 2005

<sup>21</sup> Council Regulation (EC) No 320/2008 of 7 April 2008, repealing the countervailing duty imposed on imports of certain electronic microcircuits known as DRAMs (Dynamic Random Access Memories) originating in the Republic of Korea and terminating the proceeding, OJ L 96/2008, p.1

## 第 V 章 日本の規則、調査当局の組織及び手続に関する提案

本章では、これまで分析した米国、EC の補助金の認定及び計算方法、並びに WTO 紛争解決機関の判断を踏まえ、今後、我が国が相殺関税調査手続において補助金の認定及び計算をより適切に適用していくための運用基準、運用手続、運用体制について、特に、次の点について検討し、改善提言を行う。

- ・ 補助金相殺関税に関する現行の法制度やガイドラインの改訂の必要性の有無や改訂の内容。
- ・ 補助金相殺関税に対応する課税申請書の作成のための手引き等の内容。
- ・ 補助金相殺関税を含む貿易救済措置の適切な適用を実現するための運用体制のあり方。

### A. 補助金相殺関税に関する現行の法制度及びガイドラインについて

#### 1. 補助金調査における調査対象：調査過程において調査当局が初めて知ることとなった補助金措置の取扱いについて

##### a. 米国・EC における取扱い

上述した通り、米国、EC とも、相殺関税調査の過程において発見された補助金措置については、可能な範囲でその調査対象に加え、最終的な相殺関税措置に反映させている。米国では、1930 年関税法において、提訴状に記載されていなかった相殺可能な補助金が調査の過程で発見された場合には、かかる補助金を調査に加えると明確に規定している<sup>1</sup>。実務では、当初質問状において全ての補助金について報告することを調査対象企業に求め、当該質問状の回答に別途の補助金の記載があれば、当該補助金について調査をおこなう。その場合、米商務省はかかる補助金を調査対象に追加する旨を利害関係者に通知する。当該質問状の回答に記載されていなかった別途の補助金が、その後の調査において、通常は現地調査において発見された場合、当該補助金は相殺可能なものであるか、また補助金額の受領の状況について追加質問状または現地調査において確認して最終決定に反映させている。場合によっては、当初質問状の回答に当該補助金が報告されていなかったとして、AFA を適用することもある。

EC においても、調査の過程で新たに特定された補助金措置を相殺関税の対象に加えている。その場合、かかる補助金措置について、改めて輸出国との協議をおこなうとしている。また、利害関係者の適正手続きの権利を配慮し、追加して対象とする補助金措置は、現地調査の過程で発見されるのがもっとも遅い時期である、としている。EC の場合、現地調査は暫定措置の前におこなわれるところから、利害関係者が証拠、意見を提出する機会は十分に確保されているといえる。

---

<sup>1</sup> 19 U.S.C. § 1677d.

また、EC は、インタビューに答えて、新たな補助金措置を調査開始後に追加して調査してよいという点は全世界的な合意であると認識している、としている。

## b. 我が国の制度

我が国の相殺関税制度では、相殺関税調査の過程において発見された補助金措置をどのように取り扱うべきであるかにつき、具体的な規定を置いていない。

関税定率法第 7 条第 5 項は、相殺関税の課税を求めるときは、「政令で定めるところにより、政府に対し、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実 ... についての十分な証拠を提出」することと定めている。相殺関税に関する政令第 4 条第 1 項にも、同様の規定が置かれている。さらに、相殺関税に関する手続等についてのガイドライン（以下「ガイドライン」）の第 4 (5) において、相殺関税の課税を求めるとして別添 1 を参照すべきとし、別添 1 の 5-1-1 において、補助金の交付を受けた貨物についての補助金額を記載するよう求めている<sup>2</sup>。また、同第 5 (2) 一①において、調査当局は、調査開始の検討事項として、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実について、SCM 協定定める資金面での貢献、利益、特定性があることを確認することとしている。これら規定により、相殺関税の課税を求めにおいては、補助金措置を特定することが求められている。

関税定率法第 7 条第 6 項は、相殺関税調査において、「これらの事実の有無につき調査を行う」としている。この規定は、相殺関税調査の目的は、課税の求めに記載された補助金措置についてのみ調査するものであると解釈されるおそれがある。

これらの規定からすると、我が国の相殺関税調査制度は、相殺関税の課税を求めるとして申請書に記載されておらず、調査開始後に初めて調査当局の知るところとなった補助金措置については、最終的な相殺関税の対象とならないと言われる可能性がある。

## c. 我が国の過去の事例

我が国において、過去、相殺関税を課した対象はハイニックス社が韓国で製造した DRAM のみである。この相殺関税調査では、国内産業から、同社の韓国産 DRAM についての 6 件の補助金措置について相殺関税調査を行うよう申請がなされ、それを受けて相殺関税調査を開始している。この調査開始告示<sup>3</sup>では、その調査対象を、供給者（ハイニックス社）、供給国（大韓民国）、調査の対象となる措置（シンジケート・ローン等を始めとする 6 件の措置）とすることとしている。かかる調査開始告示に従い、調査当局は、ハイニックス社に対する 6 件の補助金措置を調査

<sup>2</sup> なお、補助金の額は、SCM 協定上では、申請書の絶対記載事項ではないことに注意すべきである。この点については、後述する。

<sup>3</sup> 「大韓民国産 DRAM に係る関税定率法第 7 条第 6 項に規定する調査開始の件」平成 16 年財務省告示第 352 号。その写しを資料 6 として添付した。

し、最終的に、韓国政府は同社のために補助金が交付されていたことを認定した。

一方、事情変更レビューにおいては、当事者から、ハイニックス社が当初調査で調査対象とされていなかった補助金を受領していたとの要請を受け、当該補助金を事情変更レビューの調査対象とした。

このように、我が国においては、新規に発見された補助金の取扱いに関するプラクティスは未だ確立されておらず、今後の事例の蓄積が待たれるところである。今後の検討に際しては、次に述べる WTO・SCM 協定の規定や、上述の米国および EC の実務が参考になろう。

#### d. SCM 協定の規定

SCM 協定は、調査開始過程において初めて調査当局の知るところとなった補助金措置の取扱いについて、具体的な規定を置いていない。同協定は、相殺関税調査の開始を求める申請者に対し、第 11.2 条において「合理的に入手できる」補助金の額及び性格について、申請書に記載することを求め、調査当局に対しては第 11.3 条において当該証拠の正確さ及び妥当性について検討することを求めている。このように、SCM 協定は調査開始時点において、完全な情報が提出されていることを求めているものではなく、申請者が「合理的に入手」できない情報は含まれていないことが想定されているといえる。

この点は、SCM 協定の調査開始通知にも反映されている。同協定第 22.2 条(iii) は、調査開始公告に「調査対象となる補助金の実務の記述」(a description of the subsidy practice or practices to be investigated) と規定している。これは、調査開始時点では、調査の対象とする補助金措置のおおよそが把握されていれば足り、補助金措置の具体的条件まで特定されていることは求められていないことを示唆していると思われる。この点は、同協定第 22.4 条及び 22.5 条に定める暫定措置及び最終決定における公告に記載すべき事項として「補助金と認定された根拠」の説明が求められているところと対比すると、より明確となろう。

また、AD 協定における調査対象産品に関する事例ではあるが、*Mexico – Steel Pipes and Tubes* (DS331) パネルは、AD 協定上、調査過程において調査対象産品の範囲を精査、調整することを妨げられるものではない、との判断を示している<sup>4</sup>。これは、調査開始時点では限られた証拠に基づき調査範囲を判断することとなるが、その後の調査の進展により、AD 税を課税すべき範囲が明確にされる、という考え方に基づいたものである。かかる考え方は、相殺関税調査における調査対象についても、同様に適用されると思われる。

これに対し、SCM 協定第 11.1 条に「疑義があるとされたいずれの補助金 ... を決定する 1 件の調査」(an investigation to determine ... any alleged subsidy) を開始するとあるところから、相殺関税の課税の求めのあった補助金について調査すると規定しているのではないかと、という反論が考えられる。しかし、この条項は、調査開始

<sup>4</sup> パネル報告書、*Mexico – Steel Pipes and Tubes* (WT/DS331/R), パラ 7.343.

について規定した条項であり、調査開始後の調査対象まで規定する条項ではないと考える。また、同条は補助金措置の「疑義」が主張された場合に相殺関税調査を開始することを認めたものであり、その「疑義」の主張に要求される具体的内容は第 11.2 条に規定されているものである。第 11.1 条が第 11.2 条の規定を更に制限するものとは思われない。

これらから、SCM 協定において、調査の過程において初めて特定された補助金措置を、調査対象に追加すること自体に問題はないと考えられる。

#### e. 提言

ガイドラインにおいて、調査当局は調査開始後に特定された補助金を最終決定で認定する補助金の一部とできることを明確とすべきである。

但し、かかる追加は、利害関係者、輸出国に適切な追加証拠及び意見を提出する機会が確保される時期までとするよう配慮すべきである。SCM 協定は、第 12.1 条において、利害関係者に対して証拠を書面により提出する機会が十分に与えられなければならないとしている。当該条項は適正手続の基礎である。したがって、調査開始時点において調査の対象となっていなかった補助金措置を調査の対象に加える場合には、利害関係者のかかる権利を確保できる時期及び方法によりおこなわなければならないと考える。

また、SCM 協定において、申請書に主張する補助金を裏付ける証拠は「合理的に入手可能な」範囲でよいとされている点を考慮し、ガイドライン等において、相殺関税の課税の求めにおいては、「合理的に入手可能な」範囲で補助金を記載すればよい旨を明確にすべきである。上述の WTO パネルが述べている通り、相殺関税調査により収集された証拠から補助金措置の実務の内容が明らかとなってゆくことにより、相殺関税の対象とすべき補助金措置の具体的条件が最終的に明確になるものである。調査開始以前から申請者である国内産業に対して、他国の全ての補助金措置を具体的に特定するよう求めることは、申請者に対して過度の負担を強いる結果となる。

なお、ガイドライン別添 1 の 5-1-1 の「補助金額」については、申請者の負担軽減という観点から、絶対記載事項ではないことを明確にすべきである。SCM 協定第 11.2 条は、相殺関税調査を求める申請書には「補助金の存在及び、可能なときは、その額」と規定しており、「補助金額」は申請書の絶対記載事項とはしていない。なお、この点については、さらに後述する。

## 2. 相殺関税の賦課・計算単位

相殺関税率はいずれの単位で計算すべきか、即ち、輸出国の輸出者または生産者別とすべきか、または輸出国全体として認定すべきかは、相殺関税制度全体に係わる問題である。この問題は、国内産業が相殺関税調査開始の申請の内容、調査当局

の調査の対象及び方法、さらに最終的な課税という全ての局面の基本となるものである。しかし、我が国の法令、ガイドラインには、かかる点について具体的方法は規定されていない。

#### a. WTO 協定の規定

相殺関税制度は、GATT 第 VI:3 条により、輸出国の政府が調査対象製品の生産、製造または販売について補助金を交付したことが確認された（かつ、当該製品により国内産業が損害を被っている）場合に、当該補助金と同額以下の関税を課すことを輸入国に認めた制度である<sup>5</sup>。GATT の規定では、補助金の額をどのように計算すべきかについて特段の定めはない。

SCM 協定は、第 19.4 条に、補助金の額は、製品の単位当たりの補助金の額を言う旨を規定している。しかし、SCM 協定にはそれ以上の規定はない。AD 協定では、その第 6.10 条に、原則として個別の輸出者又は生産者ごとにダンピングマージンを計算すべき旨を定めているが、SCM 協定にはそのような定めはない。

この点について、WTO 上級委員会は、*US – Softwood Lumber IV* (DS257)<sup>6</sup>において、SCM 協定には AD 協定第 6.10 条に相当する規定はないところから、調査対象産品全体として、補助金の認定をおこなうことを認めていると解釈される、と判断している。この判断から、上級委員会は、相殺関税を、輸出者又は生産者別に設定することは求められておらず、輸出国全体として同一の税率を設定してよいとしている。

また、*US – Softwood Lumber IV* (DS257) において問題とされた相殺関税措置は、米国がカナダ産軟材に対して、国全体で同一の関税率を課したものであった<sup>7</sup>。米国は、カナダの軟材生産者の一部の生産者についてそれぞれ補助金率を調査し、それら調査対象企業の相殺関税率の加重平均をもって、カナダ全体の相殺関税率を計算したものであった。この点について、上級委員会は、たとえ個別に調査されなかった輸出者・生産者からの出荷が全く補助金を受けていなかった可能性があるとしても、調査対象産品の輸入について相殺関税を全体として賦課することができる、と判断している。

この事例から、SCM 協定の規律として次の 2 点が明確とされた。

- 相殺関税率は、個別の輸出者又は生産者ごと、また、輸出国全体のいずれでもよい。
- 当該相殺関税率を認定する基礎として、輸出国の全ての輸出者又は生産者を調査する必要はない。

---

<sup>5</sup> GATT 第 VI:3 条

<sup>6</sup> 第 III 章逐条解説、第 19.1 条・19.4 条の項参照。

<sup>7</sup> その詳細は、第 I 章 B.7.b.ii.の項を参照。

## b. 関税定率法の規定

関税定率法第 7 条第 1 項は、相殺関税を賦課する単位について、次の通り規定している。

… 政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の輸出者若しくは生産者（以下この条及び次条において「供給者」という。）又は輸出国若しくは原産国（これらの国の一部である地域を含む。以下この条及び次条において「供給国」という。）及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該補助金の額と同額以下の関税（以下この条において「相殺関税」という。）を課することができる。

このように、法は、輸出者、生産者、または国別のいずれの単位によっても相殺関税を課することができることとし、かかる選択を政令に委ねている。よって、いずれを選択するかは、相殺関税政令を公布する財務大臣に委任されているものである。財務大臣は、相殺関税を賦課するためには、相殺関税に関する政令第 14 条及びガイドライン 5(4)により、財務省、産業所管省及び経済産業省の関係職員からなる調査担当者団、即ち、調査当局を設置することとされている。したがって、実質的に、かかる選択は、調査当局に委ねられている。

## c. 我が国の過去の事例

上述の通り、我が国が相殺関税を課した事例としてはハイニックス社製の韓国産 DRAM のみである。その事例では、上述の通り、調査開始当初から、調査対象をハイニックス社に限定していた。このため、相殺関税率を課す単位は自ずから同社に限定されたものとなり、本節で論じている点は問題とならなかった。

なお、同事例では調査開始の告示において調査対象とする供給者を特定しているが、これは、調査対象とされた補助金措置が同社に限定されたものであったところによるものと推察する。したがって、同事例において調査開始時点において供給者を特定したことは、今後の前例とすべきものとは思われない。

## d. 米国・EC における相殺関税の設定単位

第 I 章、第 II 章の米国、EC の相殺関税調査の例から見られる通り、双方とも、輸出国の生産者ごとに相殺関税率を定めている。米国は、WTO 協定以前は輸出国全体の相殺関税率を設定していたが、現在では、AD 調査における手法に合わせて、生産者別の相殺関税率を設定しているものである。カナダ産軟材において採用した方法は、むしろ例外である。

なお、ハイニックス社製韓国産 DRAM に対する補助金について、米国、EC とも相殺関税調査をおこない、相殺関税を課しているが、当該調査の調査対象は、いずれも、最終決定に至るまで、「韓国産 DRAM」として、その調査対象にハイニックス社のみならず、サムソン社も加えている。結果として、米国、EC ともサムソン社に対する補助金はデミニマスであったと認定して、相殺関税を課さないという最終決定に至ったものである<sup>8</sup>。このように、米国、EC とも、調査対象は、調査対象産品及び調査対象国の 2 要件によって確定しているものであり、輸出者、生産者によっては調査対象を限定していない。

#### e. 提言

以上の点を踏まえ、次の理由から、我が国の相殺関税の調査対象としては、原則として輸出国の生産者別に判断することをガイドライン等で明確としてはどうかと考える。また、調査開始後に調査対象企業を限定した場合、*US – Softwood Lumber IV (DS257)* の考え方を援用して、調査対象企業の税率の加重平均を、調査対象企業以外の全ての生産者に対する相殺関税率として設定することができると思う。さらに、相殺関税調査の対象を特定する要素として供給者を加えるべきではない。少なくとも、調査開始時点においては、供給国を特定すれば足りるものと思う。

- AD 調査と同様の方法を適用することにより、より調査手続が明確となる
- 次節に述べるデミニマスの適用方法が明確となる
- 相殺関税調査において調査対象企業としなかった企業については、調査対象企業の相殺関税率の加重平均値を適用することにより、さらに AD 調査との統一性が保たれる
- 調査対象企業が極めて多数に及ぶ場合には、国全体税率の設定も可能である

### 3. デミニマスの適用

我が国の法令、ガイドラインにはデミニマスである補助金の認定方法、その取扱いについて具体的な規定がない。過去の唯一の事例であるハイニックス社製韓国産 DRAM については、相当程度の補助金が認められたため、この点は問題とならなかったが、将来、その点が大きな問題となることが考えられる。以下では、この点について検討する。

---

<sup>8</sup> 米国商務省のサムソン社の補助金について、サムソン社の相殺関税率は 0.04% で、デミニマスであると認定している。 *Final Affirmative Countervailing Duty Determination: Dynamic Random Access Memory Semiconductors from the Republic of Korea* (June 23, 2003), 68 Fed. Reg. 37122 参照。 欧州委員会も、サムソン社の補助金について同様の結論に至っている。 *COUNCIL REGULATION (EC) No 1480/2003 of 11 August 2003 imposing a definitive countervailing duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of certain electronic microcircuits known as DRAMs (dynamic random access memories) originating in the Republic of Korea*, recital 27 参照。

## a. SCM 協定の規定

SCM 協定は、第 11.9 条において、「ある補助金の額がデミニマス」(the amount of a subsidy is *de minimis*)である場合、直ちに調査を終了すると規定し、補助金の額が 1%未満である場合(cases)、デミニマスであると定めている。但し、輸出国が途上国である場合、途上国に対する特別待遇を定めた第 27.10 条(a)において、「当該産品に交付されている補助金全体の水準が 2%以下」(the overall level of subsidies granted upon the product in question)であれば相殺関税調査を速やかに終了すると規定している。

これら規定の問題点として、前節で論じた通り、SCM 協定では、補助金の額を認定すべき単位が定められていないという点が挙げられる。したがって、調査当局としては、輸出国全体として当該デミニマス基準を満たしているか否かを判断することも、生産者別に判断することも可能である。別の言い方をすれば、相殺関税調査においては、調査国側が自らの基準を示さない限り、デミニマス基準について手続の透明性は確保されないものであると言える。

これに対し、第 11.9 条の定めるデミニマス基準では、「ある補助金」(“a subsidy”)と規定している一方、第 27.10 条では、「当該産品に交付されている補助金全体」と規定しており、いずれも補助金措置についてデミニマス基準を定めているところからすると、第 11.9 条の「ある補助金」とは、1 件の補助金の額を指していると解釈すべきではないか、との反論が考えられる。この解釈は、SCM 協定第 1 条「1 件の補助金の定義」(definition of a subsidy)として a subsidy の定義を定めているところからも補強され得ると言える。

かかる反論に対しては、SCM 協定第 V 部「相殺措置」の各条項は、ほぼ全体に亘り「ある補助金」という用語を用いている点を指摘したい。例えば、第 11.1 条は「疑義があるとされたいずれの補助金 ... を決定する 1 件の調査も」と規定している。この条項は 1 件の補助金措置毎に 1 件の相殺関税調査が開始されることを求めていると解釈することは不合理である。むしろ、第 V 部では、補助金措置の件数とは関わりなく、1 件の相殺関税調査において調査される補助金措置を subsidy という単数の用語で表していると解釈すべきではないかと思われる。これは、また、第 11.2 条(iv)、15.5 条等で補助金が 1 件である場合も含め“through the effects of subsidies”と複数形を用いている一方で、同一の事項を第 19.1 条では“through the effects of the subsidy”と単数を用いていること、第 19.2 条では“the total amount of the subsidy”と subsidy という単数の用語に複数の意味をもたせていること、さらに、第 19.4 条に定める相殺関税の上限は the amount of the subsidy と単数が用いられていることなどから、SCM 協定は、補助金措置を指す用語として意識的に単数、複数の区別をおこなっているものではないと思われる。

さらに、この解釈は、次に述べる通り、米国、EC とも第 11.9 条の定めるデミニマス基準を補助金全体の額を基礎として適用しているところからも補強されよう。

以上から、第 11.9 条のデミニマス基準は、補助金の額を計算する単位(輸出者・生産者、また国全体)を基礎として判断してよいと思われる。

## b. 米国・EC の認定方法、取扱い

米国、EC は、SCM 協定第 11.9 条及び第 27.10 条の規定に対応して、第 I 章、第 II 章で解説した通り<sup>9</sup>、途上国からの輸入品については 2%、その他の国からの輸入品については 1%をデミニマス基準と法令で規定している。また、当該デミニマス基準は、輸出国の生産者毎に判断することとしている。

但し、デミニマスと判断された個別生産者の取扱いは、米国と EC で異なる。米国は、AD 措置と同様に、当該生産者を相殺関税命令の対象外とし、その後に相殺関税が課されないこととしている。他方、EC は、基本 AS 規則第 14 条(5)において、当該生産者に対する相殺関税率は 0%と設定されるが、依然として相殺関税の賦課の対象であり、将来の中間レビューの結果次第では相殺関税が課されることとなると規定している。

## c. 提言

デミニマス基準は、上述の理由から、輸出者・生産者が受領した各補助金の合計額に基づき、当該者ごとに適用することとすべきである。また、国全体で相殺関税率を設定する場合には、デミニマスの算定も国単位を基礎とし、判断するべきである。

また、デミニマス基準の適用方法はガイドライン等に定めておくことが望ましい。当該基準の適用方法は、個別事例の状況によっては、利害関係者にとって大きな問題となることも考えられる。かかる事例が生じた後で、デミニマス基準の適用を決定することは、利害関係者から恣意的な運用であるとの無用な非難がなされるおそれがある。したがって、デミニマス基準の適用方法を、ガイドライン等に明文化しておくべきである。

## 4. 補助金の種類による計算方法

### a. 我が国の補助金額の計算方法の WTO 整合性

我が国のガイドラインに定める補助金額の計算方法は、*Japan – DRAMs (Korea)* (DS336) 上級委員会により、その WTO 協定整合性が確認されている。上級委員会は、我が国の旧ガイドライン<sup>10</sup>について、申立国が問題とした投資について次の点が規定されているところから SCM 協定第 14 条柱書の定めを充足しており、また、同条は次の各点についての詳細な計算方法まで定めることを要求していないと判断した<sup>11</sup>。

<sup>9</sup> 第 I 章 A.7.b. 及び第 II 章 A.3.f. 参照。

<sup>10</sup> 「相殺関税及び不当販売関税に関する手続等についてのガイドライン」（最終改正 平成 16 年 3 月 31 日）。該当部分を資料 7 として添付した。

<sup>11</sup> 上級委員会報告書、*Japan – DRAMs (Korea)* (DS336), パラ 196.

- ▶ 適切な市場ベンチマークを認定して、当該ベンチマークを実際の投資額との差額を計算すること。当該ベンチマークとして同等の条件に基づく民間投資家による出資額を用いることとし、当該民間投資がない場合には、政府が合理的な収益を得られる状況を検討するとしていること。
- ▶ 補助金が受領される時期について定めていること
- ▶ 補助金額はそれが関係した期間に配賦されること

上級委員会により WTO 協定整合性が確認された旧ガイドラインの内容は、現行のガイドライン<sup>12</sup>にも引き継がれている。従って、WTO 協定整合性は現行のガイドラインにおいても確保されていると言える。

### b. 米国、EC の補助金額計算の規定

第 I 章、第 II 章において説明した通り、米国、EC とともに、米商務省規則または EC ガイドラインに、補助金の形態ごとに、詳細な計算方法を定めている。しかし、例えば米国の場合、第 I 章で述べた通り、過去 20 年以上の相殺関税調査の経験を踏まえて、米商務省の補助金額計算の実務として確立された方法を規則化したものである。

### c. 提言

我が国のガイドラインの規定は、その WTO 協定整合性が確認されたものであるから、WTO 協定整合性の確保という点からは現状で十分であると言える。米国、EC における補助金額計算についての詳細な規定が存在することは、我が国においても直ちに詳細な計算方法をガイドラインにおいて規定すべきことを意味するものではない。

しかし、手続の透明性確保という観点からすると、補助金額の詳細な計算方法は、今後、相当程度の事例の積み重ねにより計算方法として確立された時点において、順次、ガイドラインに定めることが望ましい。

## 5. 中国に対する相殺関税賦課の可能性

本節の最後として、非市場経済国に対する相殺関税の賦課の可否について検討する。米国は、中国からの輸入について、AD 調査では中国を非市場経済国として扱って AD 税を計算する一方で、その輸入に対して同時に補助金を認定して相殺関税を課すという、AD 税及び相殺関税の同時賦課をおこなっている。以下では、まず、

---

<sup>12</sup> 「相殺関税に関する手続等についてのガイドライン」第 6 項 (2)

この米国の非市場経済国の場合における AD 税の計算方法を概観し、既に第 I 章で説明した相殺関税計算方法との関係、さらにかかる方法を採用した背景を分析し、我が国の取るべき立場について提言する。

#### a. 米国の非市場経済国におけるダンピングマージンの計算方法

米商務省は、中国からの輸入についてダンピングマージンを計算する場合、同国を非市場経済国として取り扱っている。具体的には、正常価額を、AD 協定第 2 条に定める方法に代えて、代替価値法 (surrogate value method) を使用して計算する。その詳細は、平成 20 年度の「特定品目 (ポリエステル短繊維等) に係る他国の貿易救済措置調査手法に関する調査」報告書<sup>13</sup>に詳しく述べたところであるので、ここでは、相殺関税との関係を検討する上で必要となる点について概観することに止める。

この代替価値法は、基本的には構成価額により正常価額を認定するものであるが、その構成価額の要素のうち、原材料の購入価格については調査対象企業の実際の購入価格ではなく経済発展的に同等のレベルにある第三国の市場価格を、工場間接費、販売費、一般管理費、利益については当該第三国の企業のデータを用いるものである。例えば、原材料については、多くの事例において、インド国内の市場価格またはインドの輸入価格を使用する。このため、ダンピングマージン計算の基礎となる構成価額は、中国国内で購入された原材料価格ではなく、第三国の民間市場価格を反映したものとなる。

非市場経済国について認定するダンピングマージンは、実際の輸出価格と当該構成価額との差である。この構成価額は、既に第三国の民間市場価格により調整され (通常、引き上げられ) ているため、実際には、次の 2 つの差額の合計値であることとなる。

- (調査対象企業の実際のデータに基づく構成価額) — (実際の輸出価格)
- (第三国の民間市場の価値による調整後の価格) — (調査対象企業の実際のデータに基づく構成価額)

#### b. 相殺関税賦課による二重課税

他方、第 I 章において説明した通り<sup>14</sup>、米商務省は、相殺関税を認定するに際し、その基礎となる補助金額を、例えば公的機関からの原材料の供給については、当該原材料の国際価格等をベンチマークとして、当該価格と調査対象企業の実際の原材料購入価格との差額をもって補助金額とする。また、工場間接費、一般管理費の一

<sup>13</sup> 平成 20 年度経済産業省貿易救済措置関連調査事業「特定品目 (ポリエステル短繊維等) に係る他国の貿易救済措置調査手法に関する調査」(報告書編) 45 頁—52 頁。

<sup>14</sup> 第 I 章 B.7.c.「中国に対する相殺措置： US — Anti-Dumping and Countervailing Duties (China) (DS379)」参照。

部である融資、土地リース料も同様である。すなわち、補助金総額は、次の式により計算される単価を基礎としていることとなる。

- (国際価格等による (調査対象企業の実際のデータに調整後の価格) - 基づく構成価額)

上述のダンピングマージン計算と比較していただければ分かる通り、非市場経済国の場合、この補助金額の一部または全部は、既にダンピングマージンとして既に計算されているのである。国際市場価格と第三国の民間市場価格のいずれがより高い価格であるかにより、ダンピングマージンにおいて既に算入されている補助金額が一部であるのか、全部であるのかの差は生ずる。しかし、いずれにせよ、米商務省は、同一事実について AD 調査及び相殺関税調査において、二重に計算していることは明らかである。

この二重計算は、非市場経済国を前提としたダンピングマージン計算をおこなう限りにおいて、本質的に内在する問題である。GATT 附属書 I・第 6 条第 1 項についての第 2 項において、輸出国が非市場経済国である場合に正常価格の認定の基礎をその輸出国内の価格に依拠しないことを認める理由は、その輸出国内の価格が、国家統制がなされているため信頼できないものであるからである。例えば、生産者が国内で購入する原材料の価格は、政府が決定した価格であることを前提としているのである。これは、非市場経済国内の企業に対しては、SCM 協定第 1.1 条にいう、資金面での貢献がなされていることを前提としていることとも言える。よって、ダンピングマージン計算の基礎として、当該国内価格を市場経済価格により調整することは、SCM 協定第 14 条にいう市場価格をベンチマークとして、資金面での貢献によりもたらされた利益の額を認定していることと同義となるのである。言い換えれば、非市場経済国についての AD 税は、そのダンピングマージン計算に、すでに補助金額の計算を含んでいるのである。

### c. 米商務省が敢えて二重計算をおこなう根拠

このように、非市場経済国からの輸入に対して、AD 税と相殺関税とを同時に賦課することは、本質的に、政府が国内価格を統制しているという同一の事実に基づき二重課税することとなることは明確である。しかし、米商務省は、なぜこのような二重計算をおこなうこととしたのであろうか。この疑問について、ワシントン DC のある専門家は、インタビューに答えて、次の通り述べている。

米商務省は、米国議会等から中国製品輸入対策を迫られており、それに対応する姿勢を見せるため、従来の非市場経済手法による AD 調査に加え、相殺関税調査をおこなっているものである。この 2 つの方法は論理的には共存するものではない。米商務省としても、その点は理解しているものと思う。しかし、中国に対するダンピングマージン計算と補助金額計算とで実際に二重計算が生じてしまうことに、計画段階では考えが及んでおらず、相殺関税調査開始後に気

づいたのではないか。しかし、議会への配慮から、かかる方法を現在も採用しているものと思われる。

即ち、専門家によれば、中国製品に対する相殺関税と非市場経済国方式に基づく AD 税の同時賦課は、論理的矛盾を無視した、政治的配慮のみによるものであるとのことである。

#### d. 提言

米国が採用する、非市場経済国に対する AD 税と相殺関税との二重課税については、現在（2010年2月末）、WTO 紛争解決機関に係争中（DS379）であることから、我が国としては、紛争解決機関での議論の動向を注視すべきである。また、同紛争では議論が尽くされない可能性も十分にあるところに留意し、このような手法の導入について慎重に検討する必要がある。

## B. 補助金相殺関税に対応する課税申請書の作成のための手引き等について

本項では、相殺関税を課することを求める申請について必要とされる事項を検討し、その手引きとしてどのような規定ぶりとするべきかを提言する。

### 1. 不当廉売関税調査開始申請の手引きの有用性

不当廉売関税調査については、2009年4月、「不当廉売関税（アンチダンピング関税）を課することを求める書面の作成の手引き」が財務省及び経済産業省から発行され、AD 税の賦課を検討する国内生産者へ、AD 調査開始申請に必要な資料収集の指針を提供している。相殺関税についての同様の手引きは発行されていないが、当該手引きは、調査開始についての不当廉売関税に関する政令と相殺関税調査に関する政令との規定が、次の表から見られる通り、その相当部分において共通であるところから、相殺関税調査の開始を検討する国内生産者の手引きとしても有効である。次の表では、両者の相違部分を下線で示した。これに見られるとおり、「不当廉売された」貨物の輸入の事実と「補助金の交付を受けた」貨物の輸入の事実との点が異なるのみである。

不当廉売関税に関する政令第7条及び相殺関税調査に関する政令第4条

不当廉売関税に関する政令	相殺関税調査に関する政令
<p>第7条 法第8条第4項の規定により政府に対し不当廉売関税を課することを求めようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第4項に規定する<u>不当廉売された</u>貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所</li> <li>2. 当該貨物の品名、銘柄、型式及び特徴</li> <li>3. 当該貨物の供給者又は供給国</li> <li>4. 第5条第1項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情</li> <li>5. 法第8条第4項に規定する<u>不当廉売された</u>貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要</li> <li>6. 提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部（以下この条において「証拠等」という。）を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由</li> <li>7. 当該申請者の法第8条第4項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況</li> <li>8. その他参考となるべき事項</li> </ol>	<p>第4条 法第7条第5項の規定により政府に対し相殺関税を課することを求めようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第5項に規定する<u>補助金の交付を受けた</u>貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所</li> <li>2. 当該貨物の品名、銘柄、型式及び特徴</li> <li>3. 当該貨物の供給者又は供給国</li> <li>4. 前条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情</li> <li>5. 法第七条第五項に規定する<u>補助金の交付を受けた</u>貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要</li> <li>6. 提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部（以下この条において「証拠等」という。）を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由</li> <li>7. 当該申請者の法第7条第5項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況</li> <li>8. その他参考となるべき事項</li> </ol>

したがって、AD 調査開始申請手引きの内容は、「補助金の交付を受けた」貨物の輸入の事実を除き、相殺関税調査の開始申請手引きに利用できる。よって、以下では、「補助金の交付を受けた」貨物の輸入の事実について調査開始申請に必要とされる情報について、検討する。

## 2. SCM 協定が調査開始申請書に添付することを要求する「補助金の交付を受けた」事実の要件

SCM 協定は、第 11.2 条において、相殺関税調査の開始を求める申請書には、「補助金の存在及び、可能なときは、その額」の「十分な証拠」が添付されていなければならないと規定する。さらに、申請書には「合理的に入手することができる ... 補助金の存在、額及び性格に関する証拠」が添付されていることを求めている。

同条の「補助金」の意味するところは、SCM 協定第 1 条に定義されている。即ち、同協定第 1.1 条(a) に定める政府の資金面での貢献により利益がもたらされており、且つ、第 2 条に定める特定性を有するものをいう。

また、第 11.2 条は、補助金の「性格」(nature)に関する証拠の提出を求めている。この「性格」とは、「事柄の基本的または本質的な機能、品質、特徴」<sup>15</sup>を意味するとされており、補助金の「基本的特徴」とは、即ち、上述の 3 要素であるから、SCM 協定は、申請書に、補助金の 3 要件の存在が確認できる程度の情報が添付されていることを要求しているものと思われる。但し、当該証拠は、申請者が「合理的に入手することができる」ものでよく、補助金措置の全貌を明らかにするものである必要はない。

さらに、第 11.2 条は、「可能なときは、その額」と定めており、補助金の額が申請書に特定されていることを要求していない。SCM 協定は第 11.9 条において、「補助金の額が僅少」である場合、即ち、補助金率が途上国の場合には 2%以下、その他の国の場合には 1%未満である場合には、相殺関税調査を開始してはならないこととしている。しかし、かかる事実の確認義務は、第 11.3 条に基づき調査開始決定をおこなう調査当局（我が国の規定では財務大臣）にあり、申請者に課された義務ではない。この点において、第 11.2 条の規定と第 11.9 条の規定の整合性が保たれているといえ、第 11.9 条は申請書に補助金の額が記載されていることを求めているものではない。

## 3. 米国、EC の実務

米国は、第 IV 章において説明した通り、ウェブサイト上で、相殺関税調査申請書に必要とされる証拠について説明している。そのなかで、補助金の存在を示す情報について、次の通り述べている<sup>16</sup>。

相殺関税申請の根拠として、外国の生産者または輸出者が相殺可能な補助金を受領している旨を主張する必要がある。当該主張は、当該補助金が存在している書面の証拠を含まなければならない。米国法（注：1930 年関税法）では、当局が「資金面での貢献」を法人に交付して「利益」を与えているとき、相殺可能な補助金が存在す

<sup>15</sup> Concise Oxford Dictionary, 10th Edition (“the basic or inherent features, qualities, or character of a person or thing”).

<sup>16</sup> この原文は、<http://ia.ita.doc.gov/pcp/pcp-subsidy-allegation.html> より入手することができる。

ると定めている。また、当該補助金は「特定性」がなければならない。商務省は、申請書が、その主張された補助金それぞれについて、申請者に「合理的に入手できる情報」に基づいて、これら要素それぞれについて言及しているか否かを検討する。

実際に、米商務省は、第 IV 章において説明した通り、相殺関税調査を求める申請書が提出された場合、相殺関税を課すことのできる補助金として認定できるものであるか否かを検討している。なお、この個別事例における米商務省の検討の詳細については別途の報告書<sup>17</sup>において報告したところであるので参照いただきたい。

EC は、第 IV 章で説明した通り、「反補助金 (AS) 申請書作成のガイド」を発行している。それによると、申請人は、相殺可能な補助金の存在を示す十分な証拠として、次のいずれかを申請書に添付すべきこととしている<sup>18</sup>。

- 理想的には、政府、公的機関からの補助金の情報
- 補助金の情報が公表されていない場合、補助金についての民間の調査報告書

この EC の実務について、第 IV 章で報告した通り、申請者側の弁護士は、補助金について政府の公表資料がみあたらなかった事例において、民間の調査機関に依頼して、補助金の概要について報告書をまとめ、当該報告書をもって補助金の存在を示す証拠としたと述べている。この発言は、EC が上述のガイドの内容に照らして補助金の存在を示す証拠が十分であるか否かを判断していることを裏付けている。

このように、米国、EC とも、その実務は、「相殺可能な補助金の存在を示す十分な証拠」の有無を確認するためのものである。上述の通り、SCM 協定は、補助金の 3 要件の存在が確認できる程度の情報が相殺関税調査を求める申請書に添付されていることを要求しているところである。したがって、米国、EC は、まさに、SCM 協定の要件を充足するための実務上の対応方法を示していると言える。

#### 4. 提言

「不当廉売関税 (アンチダンピング関税) を課することを求める書面の作成の手引き」と同様に、相殺関税を課することを求める書面の作成についての手引きを作成することは、国内生産者に有用である。

当該手引きにおいては、「不当廉売関税 (アンチダンピング関税) を課することを求める書面の作成の手引き」との整合性をとるとともに、「補助金の交付を受けた」事実を示す証拠としては「相殺可能な補助金の存在を示す十分な証拠」が必要であるとし、その具体的な証拠として EC が示しているものを例示として示すことを検討すべきである。

<sup>17</sup> 平成 20 年度経済産業省貿易救済措置関連調査事業「特定品目 (ポリエステル短繊維等) に係る他国の貿易救済措置調査手法に関する調査」(報告書編) 3 頁-5 頁。

<sup>18</sup> *Guide to Drafting A Countervailing (Anti-Subsidy) Complaint*, 9 頁。

## C. 貿易救済措置の適切な適用のための役割分担及び運用体制

### 1. 調査当局の役割と運用について

米国、EC の各調査当局は、貿易救済措置を求める国内生産者に対してその申請書作成を支援する措置を講じている。その内容は、第 IV 章で述べた通りであるが、いずれも、申請書に記載すべき事項、添付すべき証拠についての詳細、その収集方法、有用な情報源などを紹介、説明するに止めており、当該証拠そのものを申請者に代わり収集するところまではおこなっていない。その理由として、ワシントン DC の弁護士は、調査当局が前面に出ると政府と政府の対立という図式を作ってしまう、政治的に望ましいものではないところから、国内産業の要請に基づき調査をおこなっているという姿勢を貫いているものであると説明している。

この弁護士の指摘は正鵠を得ているものと思われる。輸出国の抵抗を最小限に抑えて貿易救済措置を発動するためには、当該措置を政治問題化しないようにすることが重要である。そのためには、調査当局は自国の法令等の定めに基づいて粛々と手続を進めているという立場を維持することが肝要である。また、ひとたび貿易救済措置のための調査を求める申請がなされた後は、調査当局は、「その裁量を全ての利害関係者に公平に行使しなければならない」<sup>19</sup>ところからしても、調査当局として、国内生産者の立場に立っているとの疑義が生ずることのなきよう行為すべきである。

以下では、この考え方から、調査当局として国内生産者との関係を検討する。

### 2. 国内産業への支援

上述の通り、申請書を作成する主体は国内産業であり、調査当局はその側面支援をおこなうという立場をとるべきである。この考え方から、米国及び EC の対応も踏まえ、特に相殺関税の課税を検討している国内生産者に対して、調査当局として行える事項を検討する。

#### a. 補助金措置の整理

調査当局として、各国の補助金措置について分析しておくことは、相殺関税の課税の求めを検討している国内生産者に対して有用な資料を提供することとなると思われる。この作業として、例えば次の事項が考えられる。

##### i. 相殺関税の対象となった措置の整理

第 I 章に示した米国の事例、第 II 章の EC の事例からも分かるとおり、ある輸出国の補助金措置は、複数の相殺関税の対象とされている。例えば、インドの関税給付パスブック及び輸出振興資本財の補助金措置は、米国におけるインド産商品紙マ

---

<sup>19</sup> 上級委員会報告書 *US – Hot-Rolled Steel* (WT/DS184/AB/R), パラ 148.

ッチ相殺関税調査<sup>20</sup>、また、ECにおけるインド産ポリエチレン・テレフタレート(以下「PET」)フィルムの輸入に関する反補助金調査<sup>21</sup>における調査対象となり、相当程度の相殺関税が賦課されている。

このように、既に相殺関税を課することができるものと認定された各国の補助金措置は、その後の相殺関税措置に有用な基礎資料を与えるものである。したがって、かかる情報を整理しておくことは、国内生産者が相殺関税を求める申請書作成の基礎として役立つものと思われる。

## ii. 各国の公開情報の整理

各国の補助金措置は、インターネット等において公開されている。ECは、国内生産者から貿易救済措置について相談を受けた場合に、かかる情報を提供するとしている。また、WTO加盟国は、SCM協定第25条に基づき、その補助金措置についてWTO補助金委員会に通報することとなっている。

かかる公開情報を整理しておくことは、我が国の国内生産者にとっても有益であると考えられる。

## b. 事前相談への対応

国内生産者が貿易救済措置の事前相談に訪れる場合の最大の関心事は、どのような情報を収集すれば調査当局として調査開始決定をおこなうか、という点であると思われる。この点からすると、貿易救済措置を求める申請を検討している国内生産者にとって最も有用であるのは、調査開始決定を得ることのできる申請書の見本ではないであろうか。そのような実物を目にして、初めて理解できる場所は多い。また、申請書を作成する段階においても、大いに役立つものと思われる。したがって、かかる事前相談においては、当該見本を提示して、その要点について説明することは非常に効果的ではないであろうか。

この見本作成にあたっては、申請書の書面ばかりでなく、添付すべき証拠まで含める必要がある。また、国内生産者の負担を考慮して、必要となる可能性のある情報全てを網羅するものではなく、必要最低限の情報を示すべきである。

さらに、具体的な事前相談においては、国内生産者の製品の特性を十分に理解して、当該見本から不要となる点、追加情報が必要となる点について、具体的に指摘することが大切である。

---

<sup>20</sup> 第I章B.2.参照。

<sup>21</sup> 第II章B.5.参照。

### c. 成功シナリオの紹介

我が国政府は、歴史的に、貿易救済措置の発動を極めて抑制的におこなってきた。産業界では、いまだに過去の政府の姿勢を念頭においた貿易救済措置の見方をする声が聞こえてくる。また、農業分野では、貿易救済措置についてセーフガード措置以外の措置を検討したところが見受けられない。特に、セーフガード措置は政治問題化しやすいところから、発動に至るまでには調査結果以外の問題を乗り越えねばならないという認識から、セーフガード措置以外の貿易救済措置についても、その発動の壁は高いとの誤った認識が広がっていないであろうか。

我が国が、今後、貿易救済措置、特に不当廉売関税措置、相殺関税措置を有効に活用してゆくためには、こういった、我が国の貿易救済措置に対する先入観、いわば歴史の手あかを拭い去る努力が必要ではないかと思われる。

また、企業が具体的に行動に出るのは、具体的に成果が得られることが確認できた後のことであろう。そうであれば、成功事例を踏まえた成功シナリオを作成して、国内生産者に紹介し、誤った認識を改めていただく行動をおこなうべきではないか。

具体的には、農業を含む産業団体の会合などにおいて、上述の申請書見本を提示して、不当廉売関税、相殺関税の申請について理解を深めていただくとともに、成功シナリオを示し、それら措置の有用性をアピールすることが重要ではないかと思われる。

## 添付資料リスト

資料番号	資料内容
1.	EU : Guidelines for the calculation of the amount of subsidy in countervailing duty investigations
2.	米商務省輸入行政部の組織図
3.	米商務省全体の組織図
4.	ITC の組織図及び相殺関税調査に関連する部局及びその担当者数
5.	欧州委員会組織図
6.	「大韓民国産 DRAM に係る関税定率法第 7 条第 6 項に規定する調査開始の件」平成 16 年財務省告示第 352 号
7.	「相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」（最終改正平成 16 年 3 月 31 日）抜粋

# 資料 1

## GUIDELINES FOR THE CALCULATION OF THE AMOUNT OF SUBSIDY IN COUNTERVAILING DUTY INVESTIGATIONS

(98/C 394/04)

### A. INTRODUCTION

Articles 5, 6 and 7 of Council Regulation (EC) No 2026/97 of 6 October 1997 on protection against subsidised imports from countries not members of the European Community <sup>(1)</sup> ('Regulation 2026/97') contain provisions on the calculation of the amount of subsidy. The purpose of this communication is to explain the application of these provisions in more detail, using examples where necessary, in order to clarify the methodology which will normally be used by the Commission in calculating the amount of subsidy in countervailing duty cases, unless special circumstances justify a departure from this methodology. In this way it is intended to render the process of calculation more open and to introduce greater certainty for economic operators and foreign governments.

This communication does not bind the Community institutions in any way, but rather provides guidelines solely for the purpose of conducting countervailing duty investigations under Regulation 2026/97.

The Commission intends to update this communication as necessary, in the light of experience in the administration of the Regulation and taking into account the practice of our major trading partners in this area.

### B. BACKGROUND TO CALCULATION

(a) The Community and its Member States are members of the World Trade Organisation (WTO) and as such are bound by the provisions of the WTO agreement on subsidies and countervailing measures ('the Subsidies Agreement'), when carrying out countervailing duty investigations. Regulation 2026/97 implements the relevant provisions of this Agreement and lays down rules on the basis for the imposition of countervailing duty measures on injurious subsidised imports <sup>(2)</sup>.

(b) Pursuant to this Regulation, such imports can be subject to measures if it is determined, following an investigation, that:

- (i) they benefit from a countervailable subsidy;
- (ii) they cause or threaten material injury to the Community industry producing the like product;
- (iii) countervailing measures are in the Community interest.

(c) If measures are found to be warranted, they would normally take the form of a countervailing duty or of an undertaking from an exporter or the government of the subsidising country. The purpose of either type of measure is to offset the effect of injurious subsidisation. Therefore, as is explained in Article 15(1) of Regulation 2026/97:

- (i) the amount of countervailing duty shall not exceed the amount of countervailable subsidy found;
- (ii) the amount of countervailing duty should be less than the amount of subsidy, if such a lesser duty would be adequate to remove injury to the Community industry.

In either case, it is clearly imperative to know the exact amount of subsidy. This requires a methodology for calculation of the amount of subsidy.

This communication sets out a workable calculation methodology. It is important to note that only measures that constitute a countervailable subsidy are covered by these recommendations.

### C. BENEFIT TO THE RECIPIENT

Subsidies can take many forms. Article 2 of Regulation 2026/97 defines a subsidy as either

— a financial contribution by a government,

or

— any form of income or price support within the meaning of Article XVI of the GATT 1994,

which confers a benefit.

<sup>(1)</sup> OJ L 288, 21.10.1997, p. 1.

<sup>(2)</sup> These guidelines also apply to investigations concerning ECSC products conducted pursuant to Commission Decision of 3 September 1998 (OJ L 245, 4.9.1998, p. 3).

Pursuant to the rule laid down in Article 5 of Regulation 2026/97, the calculation of the benefit shall reflect the amount of subsidy found to exist during the investigation period and not simply the face value of the amount at the time it is transferred to the recipient or foregone by the government.

Thus, the face value of the amount of the subsidy has to be transformed into the value prevailing during the investigation period through the application of the normal commercial interest rate.

#### D. CALCULATION OF SUBSIDY PER UNIT/AD VALOREM

Regulation 2026/97, based as it is on the WTO Subsidies Agreement, assumes that an important effect of a subsidy is always to reduce a firm's costs and the methodology adopted to calculate CVD's therefore reflects this. The objective of the calculation is to arrive at the amount of subsidy per unit of production (Article 7(1) of Regulation 2026/97) during the investigation period (see section F). In the case of consumer products, such as television sets, the appropriate unit would be each individual item. If bulk products, such as fertilisers or chemicals, are involved, it would be appropriate to calculate the subsidy, say, per tonne, or other appropriate unit of measurement. Therefore, the simplest type of subsidy to calculate is that granted on a per unit basis (example 1).

The per unit subsidy can be converted into an *ad valorem* rate at the Community frontier by expressing the per unit subsidy as a percentage of the average cif. (duty unpaid) unit import price.

In this way it can be established whether the subsidy amount is *de minimis*, since this is expressed *ad valorem* in Article 14(5) of Regulation 2026/97 (1 % for imports from developed countries; 2 to 3 % for developing countries). In certain circumstances, it may also be considered to be appropriate to express the counter-vailing duty on an *ad valorem* basis.

#### E. CALCULATION OF CERTAIN TYPES OF SUBSIDY

##### (a) Grant

###### Introduction

In the case of a grant (or equivalent) where none of the money is repaid, the value of the subsidy is the

amount of the grant corrected for any differences between the point in time of its receipt and the investigation period, i.e. the period in which the production or sales are allocated.

Therefore if the grant is expensed during the investigation period, (that is, its amount is entirely allocated to production or sales during this period), the interest that would have accrued during that period will normally be added. If however the grant is allocated over a longer period than the investigation period, the interest will be added as described in section F (a)(ii).

Any lump sum of revenue transferred or foregone (e.g. income tax or duty exemption, rebates, money saved from preferential provision of goods and services or gained from excessive prices for the purchase of goods) is considered as being equivalent to a grant (see examples 1, 1(i), 3, 4, 5).

#### Specific examples of grants or equivalent

In order to establish the full amount of subsidy, all of the amounts in specific examples below should be increased by interest as described in the introduction; the total amount of subsidy also depends on whether the subsidy is allocated or expensed.

##### (i) *Direct transfer of funds*

The simplest case. The amount of subsidy is the amount received by the company concerned (a subsidy to cover operating losses would fall into this category).

##### (ii) *Tax exemptions*

The amount of subsidy is the amount of tax that would have been payable by the recipient company at the standard applicable tax rate during the investigation period.

##### (iii) *Tax reductions*

The amount of subsidy is the difference between the amount of tax actually paid by the recipient

company during the investigation period and the amount that would have been paid at the normal rate of tax.

(The same method should be applied to all other exemptions and reduction of obligation, e.g. import duties, social security contributions, redundancy payments)

(iv) *Accelerated depreciation*

Accelerated depreciation of assets under a government agreed programme should be considered as a tax reduction. The amount of subsidy is the difference between the amount of tax that would have been paid during the investigation period under the normal depreciation schedule for the assets concerned, and the amount actually paid under accelerated depreciation. To the extent that the accelerated depreciation results in a tax saving for the company concerned during the investigation period, there is a benefit.

(v) *Interest rate subsidies*

In the case of an interest rate subsidy, the amount of subsidy is the amount of interest saved by the recipient company during the investigation period.

(b) **Loans**

**Basic methodology**

- (i) In the case of a loan from the government (where repayment does take place) the subsidy is the difference between the amount of interest paid on the government loan and the interest normally payable on a comparable commercial loan during the investigation period (see example 2(i)).
- (ii) A comparable commercial loan would normally be a loan of a similar amount with a similar repayment period obtainable by the recipient from a representative private bank operating on the domestic market.
- (iii) In this regard, the commercial interest rate should preferably be established on the basis of the rate actually paid by the company concerned on comparable loans from private banks. If this is not possible, the investigation should consider the interest paid on comparable private loans to

companies in a similar financial situation in the same sector of the economy, or, if information on such loans is not available, to any comparable private loan made to companies in a similar financial situation in any sector of the economy.

- (iv) If there are no comparable commercial lending practices on the domestic market of the exporting country, the interest rate on a commercial loan may be estimated with reference to indicators of the economic situation prevailing at the time, (notably the inflation rate) and the situation of the company concerned.
- (v) If all or part of a loan is forgiven or defaulted on, the amount not repaid will be treated as a grant depending on whether there was a guarantee.

**Specific cases**

- (vi) It should be noted that tax deferrals, or the deferral of any other financial obligation, should be considered as interest-free loans and the amount of subsidy calculated as above.
- (vii) In the case of reimbursable grants, these should also be considered as interest free loans until they are reimbursed. If they are not reimbursed, in whole or in part, they will be considered as grants rather than interest-free loans from the date on which non-reimbursement is established. From this date, the normal grant methodology will apply. In particular, if the grant is to be allocated over time, such allocation would start on the established date of non-reimbursement. The amount of subsidy would be the amount of the grant, minus any repayments.
- (viii) The same approach would apply to contingent-liability loans. To the extent that such loans are given at a preferential rate of interest, the subsidy would be calculated as in paragraph (i). However, if it were to be determined that the loan would not be repaid, it would be treated as a grant from the date on which non-repayment was established. The amount of subsidy would be the amount of the loan, less any repayments.

**(c) Loan guarantees**

(i) In general, a loan guarantee, by eliminating to some extent the risk of default by the borrower to the lender, will normally enable a firm to borrow more cheaply than would otherwise be the case. If the government provides the guarantee, the fact that loans are obtained at a lower interest rate than would otherwise be the case does not mean there is a subsidy, provided that the guarantee is financed on a commercial basis, since the financing of such a viable guarantee by the company would be assumed to offset any benefit of a preferential interest rate.

(ii) In this situation, it is considered that there is no benefit to the recipient if the fee which it pays to the guarantee programme is sufficient to enable the programme to operate on a commercial basis, i.e. to cover all its costs and to earn a reasonable profit margin. In such a situation, it is presumed that the fee covers the risk element involved in obtaining a lower interest rate. If the guarantee programme is viable during the investigation period as a whole and the recipient has paid the appropriate fee, there is no financial contribution from the government and therefore no subsidy, even if the recipient involved were to default on its loans during the period.

If the scheme is not viable, the benefit to the recipient is the difference between the fees actually paid and the fees which should have been paid to make the programme viable, or the difference between the amount the firm pays on the guaranteed loan and the amount that it would pay for a comparable commercial loan in the absence of the government guarantee, whichever is the lower.

(iii) In the case of *ad hoc* guarantees (i.e. not part of a programme), it should first be ascertained whether the fees paid correspond to those charged to other companies in a similar position which benefit from viable loan guarantee programmes. If so, there would normally be no subsidy; if not, the method explained in (ii) above would apply.

(iv) If no fees are paid by the recipient, the amount of subsidy is the difference between the amount the firm pays on the guaranteed loan and the amount that it would pay for a comparable commercial loan in the absence of the government guarantee.

(v) The same calculation principles would apply to credit guarantees, i.e. where the recipient is guaranteed against credit defaults by its customers.

(vi) In the particular area of export credits and guarantees, the provisions of the OECD arrangement in this area would of course guide our approach.

**(d) Provision of goods and services by the government****Principle**

(i) The amount of subsidy as regards the provision of goods or services by the government is the difference between the price paid by firms for the goods or service, and adequate remuneration for the product or service in relation to prevailing market conditions, if the price paid to the government is less than this amount.

Adequate remuneration has normally to be determined in the light of prevailing market conditions on the domestic market of the exporting country, and the calculation of the subsidy amount must reflect only that part of the purchases of goods or services which are used directly in the production or sale of the like product during the investigation period.

**Comparison with private suppliers**

(ii) As a first step, it must be established whether the same goods or services involved are provided both by the government and by private operators. If this is the case, the price charged by the government body would normally constitute a benefit to the extent that it is below the lowest price available from one of the private operators to the company involved for a comparable purchase. The amount of subsidy would be the difference between these two prices.

If the company involved has not made comparable purchases from private operators,

details should be obtained of the price paid by comparable companies in the same sector of the economy or, if such data is not available, in the economy as a whole. The amount of subsidy would be calculated as above.

### **Government monopoly suppliers**

- (iii) If, however, the government is the monopoly supplier of the goods or services involved, they are considered to be provided for less than adequate remuneration if certain enterprises or sectors benefit from preferential prices. The amount of subsidy will be the difference between the preferential price and the normal price.

If the goods and services in question are widely used in the economy, a subsidy will only be specific if there is evidence of preferential pricing to a particular firm or sector.

It may be that per unit prices charged vary according to neutral and objective criteria, for example large consumers pay less per unit than small ones, as sometimes happens in the provision of gas and electricity. In such situations, the fact that certain enterprises benefit from more favourable prices than others would not mean that the provision in this case was necessarily made for less than adequate remuneration, provided that the pricing structure in question was generally applied throughout the whole economy, without any preferential prices being given to specific sectors or firms. The amount of subsidy is in principle the difference between the preferential price and the normal price charged to an equivalent company, according to the normal structure.

- (iv) However, if the normal price is insufficient to cover the supplier's average total costs plus a reasonable profit margin (based on sector averages), the amount of subsidy is the difference between the preferential price and the price which would be required to cover the above costs and profit.
- (v) If the government is the monopoly supplier of a good or service with a specific use, e.g. television tubes, the question of preferential pricing does not arise, and the amount of subsidy will be the difference between the price paid by the firm involved and the price required to cover the supplier's costs and profit margin.

### **(e) Purchases of goods by government**

- (i) In a situation where private operators purchase the kind of goods in question as well as the government body, the amount of subsidy is the extent to which the price paid for the like product by the government exceeds the highest price offered for a comparable purchase of the same goods by the private sector.
- (ii) If the company involved has not made comparable sales to private operators, details should be obtained of the price paid by private operators to comparable companies in the same sector of the economy, or, if such data is not available, in the economy as a whole. In such a case, the amount of subsidy should be calculated as above.
- (iii) If the government has a monopoly for the purchase of the goods in question, the amount of subsidy as regards the purchase of goods by the government is the extent to which the price paid for the goods exceeds adequate remuneration. Adequate remuneration in this situation is the average costs incurred by the firm selling the product during the investigation period, plus a reasonable amount of profit, which will have to be determined on a case-by-case basis.

The amount of subsidy is the difference between the price paid by the government and adequate remuneration as defined above.

### **(f) Government provision of equity capital**

- (i) Government provision of equity capital is not considered as conferring a benefit, unless the investment decision can be regarded as inconsistent with the usual investment practice (including for the provision of risk capital) of private investors in the exporting country concerned.
- (ii) Therefore, the provision of equity capital does not of itself confer a benefit. The criterion is whether a private investor would have put money into the company in the same situation in which the government provided equity. On the basis of this principle, the matter has to be dealt with on a case-by-case basis, taking

account of the Commission's practice as regards State aid policy in this area and the practice of the Community's main trading partners.

(iii) Clearly, if the government buys shares in a company and pays above the normal market price for these shares (taking account of any other factors which may have influenced a private investor), the amount of subsidy is the difference between the two prices.

(iv) As a general rule, in cases where there is no market in freely-traded shares, the government's realistic expectation of a return on the price paid for equity should be considered. In this regard, the existence of an independent study demonstrating that the firm involved is a reasonable investment is the best evidence; if this is not present, the onus is on the government to demonstrate on what basis it can justify its expectation of a reasonable return on investment.

(v) If there is no market price and the equity injection is made as part of an ongoing programme of such investments by the government, close attention should be paid not just to the analysis of the firm in question, but to the overall record of the programme over the last few years. If the records show that the programme has earned a reasonable rate of return for the government, there should be a presumption that the government is acting according to the usual investment practice of private investors with regard to the case in question. If the programme has not generated a reasonable return, the onus is put on the government to demonstrate on what basis it can justify its expectation of a reasonable return on investment.

(vi) The existence of a subsidy is determined by the information available to the parties at the time the equity injection is made. Thus, if an investigation considers an equity injection that was made several years before, the fact that the company has performed less well than expected does not mean that a subsidy exists, provided that the expectation of a reasonable return was justified in the light of the facts known at the time of the provision of equity.

On the other hand, a subsidy might exist even if a reasonable return has been achieved, if at the equity injection the prospect of such a return was so uncertain that no private party would have made the investment.

(vii) In cases where there is no market price for the equity and there is a subsidy and a benefit, i.e. the government has not acted according to the usual investment practice of private investors, all or part of the equity provided must be considered as a grant.

A decision to consider all of the equity a grant would be made only in extreme cases where it is determined that the government had no intention of receiving any return on its investment and was in effect giving a disguised grant to the firm in question.

A decision on what portion of the equity to treat as a grant would depend on how near the government has come to meeting the private investor standard. This determination will have to be made on a case-by-case basis.

#### (g) **Forgiveness of government-held debt**

Forgiveness of debt held by government or government-owned banks relieves a company of its repayment obligations and should therefore be treated as a grant. If the subsidy is to be allocated, the allocation period should begin at the time of the forgiveness of the debt. The amount of subsidy will be the outstanding amount of the debt forgiveness (including any interest accrued).

#### F. INVESTIGATION PERIOD FOR SUBSIDY — CALCULATION EXPENSE VERSUS ALLOCATION

The amount of subsidy should be established during an investigation period, which should normally be the most recent financial year of the beneficiary enterprise (Article 4(1) of Regulation 2026/97). Although any other period of six months prior to initiation may be used, it is preferable to use the most recent financial year, since this will enable all appropriate data to be verified on the basis of audited accounts.

As many subsidies have effects for a number of years, subsidies granted before the investigation period should also be investigated in order to determine what portion of such subsidy is attributable to the investigation period (see below).

- (i) If the subsidy is granted on a per unit basis, for example, an export rebate granted per unit of product, the per unit calculation normally consists of taking the weighted-average value of the rebate over the investigation period (example 1).
- (ii) Other kinds of subsidy are not readily expressed on a per unit basis, but involve a global sum of money which has to be allocated to each unit of product as appropriate.

Two exercises may have to be carried out, in this respect:

- Attribution to the investigation period of a portion of those subsidies granted before the investigation period but whose effects extend over a number of years (Article 7(3) of Regulation 2026/97).
- Allocation of the subsidy amount attributed to the investigation period per unit of the like product. In this case, the appropriate denominator for such allocation has to be selected (Article 7(1) and (2) of Regulation 2026/97).

**(a) Attribution of a subsidy amount to the investigation period**

- (i) Many types of subsidy, e.g. tax incentives and preferential loans are recurring and the effect is felt immediately after granting. Thus, the amount granted to the beneficiary can be expensed in the investigation period. The expensed amount should normally be increased by the annual commercial interest rate, to reflect the full benefit to the recipient, on the assumption that the beneficiary would have had to borrow the money at the beginning of the period and repay it at the end.
- (ii) For non-recurring subsidies, which can be linked to the acquisition of fixed assets, the total value of the subsidy has to be spread over

the normal life of the assets (Article 7(3) of Regulation 2026/97). Therefore the amount of subsidy from, for example, a grant (for which it is assumed that it is used by the beneficiary to improve its competitiveness in the long term, and thus to purchase product assets of one kind or another), can be spread over the normal period used in the industry involved for the depreciation of assets. This will normally be done using the straight-line-method. For example, if the normal depreciation period was five years, 20 % of the value of the grant would be allocated to the investigation period (see example 6).

The approach of allocating over time means that non-recurring subsidies granted several years before the investigation period can still be countervailed provided that they still have an effect during the investigation period.

Conceptually, this kind of allocation is equivalent to a series of annual grants, each having an equal amount. In order to determine the benefit to the recipient, the appropriate annual commercial interest rate should be added to each grant, to reflect the benefit of not having to borrow the money on the open market. In addition, in order to reflect the full benefit to the recipient of having a lump sum of money at its disposal from the beginning of the allocation period, the amount of subsidy should be increased by the average amount of interest which the recipient would expect to earn on the non-depreciated amount of total grant over the whole period of allocation.

- (iii) As an exception to (ii), non-recurring subsidies which amount to less than 1 % ad valorem will normally be expensed, even if they are linked to the purchase of fixed assets.
- (iv) In the case of recurring subsidies linked to the acquisition of fixed assets, e.g. import duty exemptions on machinery, which date back to before the investigation period, the benefits accruing from previous years within the depreciation period should be taken into account and the appropriate amount attributed to the investigation period (see example 7).
- (v) In addition, recurring subsidies granted in large, concentrated amounts prior to the investigation period, can in certain circumstances be allocated over time if it is determined that they are likely to be linked to the purchase of fixed assets and still confer a benefit during the investigation period.

(vi) Consequently, in the case of subsidies expensed as in paragraphs (i) and (iii) no subsidies granted before the investigation period should be taken into account. For subsidies allocated over time, as in (ii), (iv), and (v), subsidies granted prior to the investigation period must be considered.

(vii) A more detailed illustrative table of subsidies to be allocated or expensed is included as Annex 1. This table is for illustrative purposes only; certain types of subsidy may be subject to a case-by-case analysis when deciding whether to expense or allocate.

**(b) Appropriate denominator for allocation of subsidy amount**

Once the subsidy amount to be attributed to the investigation period has been established, the per unit amount is arrived at by allocating it over the appropriate denominator, consisting of the volume of sales or exports of a product concerned.

(i) As regards **export subsidies** (Article 3(4)(a) of Regulation 2026/97) the appropriate denominator for allocation is the export volume during the investigation period, since such subsidies benefit only exports (see examples 2 and 3).

(ii) For **non-export subsidies** the total sales (domestic plus export) should normally be used as the denominator, since such subsidies benefit both domestic and export sales (see example 4).

(iii) If the benefit of a subsidy is limited to a particular product, the denominator should reflect only sales of that product. If this is not the case, the denominator should be the recipient's total sales.

**G. DEDUCTION FROM AMOUNT OF SUBSIDY**

1. Article 7(1) of Regulation 2026/97 provides that only the following may be deducted from the amount of subsidy:

(i) *Any application fee, or other costs necessarily incurred in order to qualify for, or to obtain, the subsidy*

It is important to note that it is up to the exporter in the country concerned to claim a deduction; in the absence of such a claim accompanied by verifiable proof, no deduction will be granted. The only fees or costs that may normally be deducted are those paid directly to the government in the investigation period. It must be shown that such payment is compulsory in order to receive the subsidy. Thus payments to private parties, e.g. lawyers, accountants, incurred in applying for subsidies, are not deductible. Neither are voluntary contributions to governments, for example donations.

(ii) *Export taxes, duties or other charges levied on the export of a product to the Community specifically intended to offset the subsidy*

Such claims for deductions should only be accepted if the charges involved were levied during the investigation period, and it is established that they continue to be levied at the time when definitive measures are recommended.

2. No other deductions can normally be made from the amount of subsidy. No allowance can be made for any tax effects of subsidies or for any other economic or time value effect beyond that which is specified in this communication.

## EXAMPLES OF SUBSIDY CALCULATION

For the purpose of these examples, the following assumptions are made:

1. The investigation period is the year 1996
2. The interest rate, with an annual repayment period, is 25 %
3. The depreciation period for machinery is five years
4. The import duty on machinery is 50 %
5. The like product is called product X, measured in tonnes
6. There are three producers in the exporting country; each exporting 100 000 tonnes per year. They are referred to as companies A, B and C
7. In all the examples, the amount of money is expressed in current ecus. In practice, the amounts would be denominated in the currency of the exporting country and the duty expressed in ecus at the Community frontier.

(a) **Subsidies granted per unit of product**

**Example 1**

- (i) Exporters of product X receive a rebate from the government on each tonne exported. This rebate changes according to season. In the first half of 1996, when 200 000 tonnes were exported, the rebate amounted to ECU 5 per tonne; in the second half of the year, when 100 000 tonnes were exported, it rose to ECU 20 per tonne.

On a weighted-average basis, the rebate was worth ECU 10 per tonne during the investigation period. Since this is equivalent to a grant, the amount of subsidy is calculated by adding the 25 % interest, which gives a figure of **ECU 12,5 per tonne**. In practice, since the rebates are granted regularly throughout the year, the company will not have benefited from the interest for the whole year on most transactions. If they can provide the appropriate evidence, the interest amount may be reduced in proportion to the weighted-average period when they had access to the full amount granted. Companies A, B and C all benefit from this subsidy.

- (ii) Where rebates vary on a seasonal basis, and the investigation establishes that this is a regular procedure, the weighted-average amount should be used. If, however, the investigation showed that the ECU 20 per tonne rebate was to be maintained on a permanent basis, this amount, and not the weighted-average, should form the basis of the subsidy amount, because this constitutes the actual benefit to the exporter on current shipments.

(b) **Subsidies expensed in investigation period**

**Example 2**

Company A — Allocation of export subsidies — company obliged to export all production

- (i) Company A receives further benefits if it exports all the product X it produces. This is clearly an export subsidy as benefits are contingent upon export performance. Among other things, it receives an income tax exemption. During the investigation period, it produced and exported 100 000 tonnes. Assuming that it makes ECU 4 million profit on product X during the investigation period and the normal tax rate is 25 %, the value of the exemption in total would be ECU 1 million, which equates to a per tonne value of ECU 10. Since for calculation purposes the tax exemption has an equivalent

effect to a cash grant, it is appropriate to add the 25 % interest, which makes the value of the subsidy **ECU 12,50 per tonne**.

- (ii) Company A also receives a government **loan** of ECU 5 million at 5 % interest for the same project, and the normal commercial interest rate is 25 %. Since the loan is repayable, the amount of subsidy would be the difference between the interest paid and the normal amount payable at commercial rates (i.e. ECU 5 million at 20 %) = ECU 1 million for the investigation period. The subsidy per tonne would therefore be **ECU 10**. This subsidy will recur in future periods if the repayment period for the loan is more than one year; its exact amount will depend upon how much of the capital amount of the loan has been repaid.

### Example 3

#### Company B — Allocation of export subsidy — incremental increase in exports

Company B, rather than being obliged to export all its production, benefits from being able to deduct from its taxable income 20 % of profits made on its increase in export value. This is clearly an export subsidy, since it is contingent upon export performance, and should be allocated only over the export sales of the company. It is equivalent to a cash grant for the purpose of calculation.

Company B produced 200 000 tonnes and increased its export sales from 50 000 to 100 000 tonnes in the investigation period, and the average export price per tonne was ECU 160. This equates to an increase in export value of  $50\,000 \times \text{ECU } 160 = \text{ECU } 8 \text{ million}$ , of which ECU 2 million was profit.

20 % of ECU 2 million is ECU 400 000. If the tax rate is 25 %, the saving for the manufacturer is ECU 100 000.

Expressed on a per tonne basis over the 100 000 units exported, the tax saving is ECU 1. By adding 25 % interest, we arrive at the value of the subsidy of **ECU 1,25 per tonne**.

### Example 4

#### Non-export — Allocation over total sales

Instead of receiving export subsidies, company C receives a **production subsidy** that is specific to the industry concerned and therefore countervailable. The subsidy is allocated over the total sales of the company, not just the exports.

- (i) Company C produced and sold 200 000 tonnes of product X, 100 000 on the domestic market and 100 000 for export, in the investigation period. In calculating the amount of subsidy in the case of domestic subsidies, only the total sales volume, not the exports, is relevant.
- (ii) Therefore, if the company in question obtained an **income tax exemption** and made ECU 4 million profit in the investigation period, the normal tax rate being 25 %, the

tax saving of ECU 1 million would be allocated over 200 000 units, giving a subsidy of ECU 5 plus 25 % interest = **ECU 6,25 per tonne.**

### Example 5

#### Preferential purchase of goods or services

For the purpose of this example, it is assumed that one tonne of gas is consumed to produce one tonne of product X. The gas is supplied by a government-owned distribution company, which is the single supplier in the country concerned.

In the absence of any private sector supplies, it is necessary to assess benefit in terms of whether the government supplier's price covers cost and whether there is a preferential price.

ECU 70 per tonne reflects the normal price of gas to large-sized industrial consumers as part of a price structure and enables the government supplier to cover its overall costs.

However, in 1996 it was decided, in order to boost the competitiveness of the industry concerned, to reduce the price of gas to this industry only to ECU 50 per tonne. This is a preferential price, since other large industrial users continue to pay ECU 70 per tonne.

All three companies benefit from this subsidy to the extent of the difference between ECU 70 (the normal price) and ECU 50 (the preferential price) = ECU 20 plus the normal 25 % interest = **ECU 25 per tonne.**

### (c) Subsidies allocated over time

### Example 6

#### Grant for purchase of machinery (fixed assets)

**Company A** is given a non-recurring grant of ECU 5 million to purchase machinery used to produce the product for export. The benefit of such a subsidy is spread over the normal depreciation period for such fixed assets. Assuming this to be five years for the industry involved, the annual amount attributed to one year (and thus the investigation period) would be ECU 1 million, which equates to ECU 10 per tonne.

Of course, in reality, a lump sum of ECU 5 million is of far greater value to a company than five annual grants of ECU 1 million each. In order to reflect the full benefit to the recipient, the face amount of ECU 10 has to be increased by the average annual amount of interest that the firm could earn from the non-depreciated amount of the grant over the five-year allocation. For example, in year 1, this amount would be ECU 5 million  $\times$  25 % = ECU 1,25 million; in year 5, it would be ECU 1 million  $\times$  25 % = 0,25 million. Over the period as a whole, the average annual amount of interest would be ECU 0,75 million, equivalent to ECU 7,5 per tonne.

Therefore the amount of subsidy for each of the five years is:

ECU 10 (face amount) plus ECU 7,5 (accumulated interest) = ECU 17,5 per tonne.

This amount can continue to be countervailed for a further four years.

**Example 7**Import duty exemption on machinery (fixed Assets)

If the subsidy dates back before the investigation period, the annual value of benefits accruing from previous years within the depreciation period can be added. In the example below, company A has been granted import duty exemption on machinery since 1990. Since machinery is in no way consumed in the production process of the final product, the subsidy is countervailable. For calculation purposes, the amount of duty foregone is equivalent to a grant. Assuming that the investigation period is 1996 and that it imports ECU 1 million of machinery each year, the amount allocated to the investigation period will be ECU 500 000, equivalent to ECU 5 per tonne. The amount of the subsidy, including 25 % interest, is **ECU 6,25 per tonne**. (See Table 1 for a more detailed explanation).

(The same allocation methodology can be used for other types of subsidy, for example loans).

**(d) Total amount of subsidy (ecu per tonne)**

Example	Company A	Company B	Company C
1	12,5	12,5	12,5
2	22,5	—	—
3	—	1,25	—
4	—	—	6,25
5	25,0	25,0	25,0
6	17,5	—	—
7	6,25	—	—
Total	83,75	38,75	43,75

**(e) Calculation of countervailing duty**

(a) If the amount of subsidy is less than the injury margin, this amount should normally form the basis of the countervailing duty. The countervailing duty is collected at the time of the entry into free circulation of the goods and can be either:

i) a specific duty, i.e. an amount per tonne, which in the above case would be:

Company A: ECU 83,75, company B: ECU 38,75 and company C: ECU 43,75;

(ii) an *ad valorem* duty, expressed as a percentage of the cif import price before duty. If, in the above case, the cif unit price was ECU 180 per tonne, the *ad valorem* duty would be:

Company A: 46,5 %, company B: 21,5 % and company C: 24,3 %.

The amount is rounded down to one decimal place.

(b) Of course, the duty will be limited by the injury margin, if the latter is lower than the subsidy amount.

## ANNEX

Table 1

## Import duty exemption on machinery — subsidy granted since 1990

## Investigation period 1996 — depreciation period five years

## Assuming ECU 1 million of machinery imported per year — duty rate 50 %

Amount allocated to each year	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
Acquired in: 1990	0,2	0,2	0,2	0,2	0,2	—	—
1991		0,2	0,2	0,2	0,2	0,2	—
1992			0,2	0,2	0,2	0,2	0,2
1993				0,2	0,2	0,2	0,2
1994					0,2	0,2	0,2
1995						0,2	0,2
1996							0,2
Total	0,2	0,4	0,6	0,8	1,0	1,0	1,0
Subsidy amount	0,1	0,2	0,3	0,4	0,5	0,5	0,5
Duty rate 50 %							

The subsidy on machinery acquired in 1990 and 1991 has dropped out of the calculation for the investigation period (1996). The subsidy on machinery acquired in 1993 or after can continue to be countervailed until the allocation period expires.

Table 2

## Illustrative table of subsidies to be expensed or allocated over time

EXPENSED SUBSIDIES	SUBSIDIES ALLOCATED OVER TIME
GRANTS	
Purpose is for other than purchase of fixed assets ←	→ Purpose is for purchase of fixed assets
Recurring and/or small ←	→ Non-recurring and/or large
	→ Recurring but granted in large, concentrated amounts
TAX BENEFITS/INDIRECT TAX REBATES/IMPORT DUTY EXEMPTIONS	
For operating expenses ←	→ For purchase of/related to fixed assets (e.g. import duty/indirect tax exemption on machinery)
Benefits related to direct taxes ←	

EXPENSED SUBSIDIES	SUBSIDIES ALLOCATED OVER TIME
PROVISION OF GOODS AND SERVICES	
Provision of services/consumable inputs ←	→ Provision of fixed assets and non-general infrastructure
RESEARCH & DEVELOPMENT <sup>(1)</sup>	
Expense only if allocation not appropriate ←	→ Presumption to allocate
LOSS COVERAGE	OPERATING COSTS
Recurring and/or small ←	→ Non-recurring and/or large → Benefit goods not yet produced
INTEREST RATE SUBSIDIES <sup>(2)</sup>	
Interest subsidy payments made as loan payments become due ←	→ Subsidy is lump sum to offset past, present of future interest due or paid

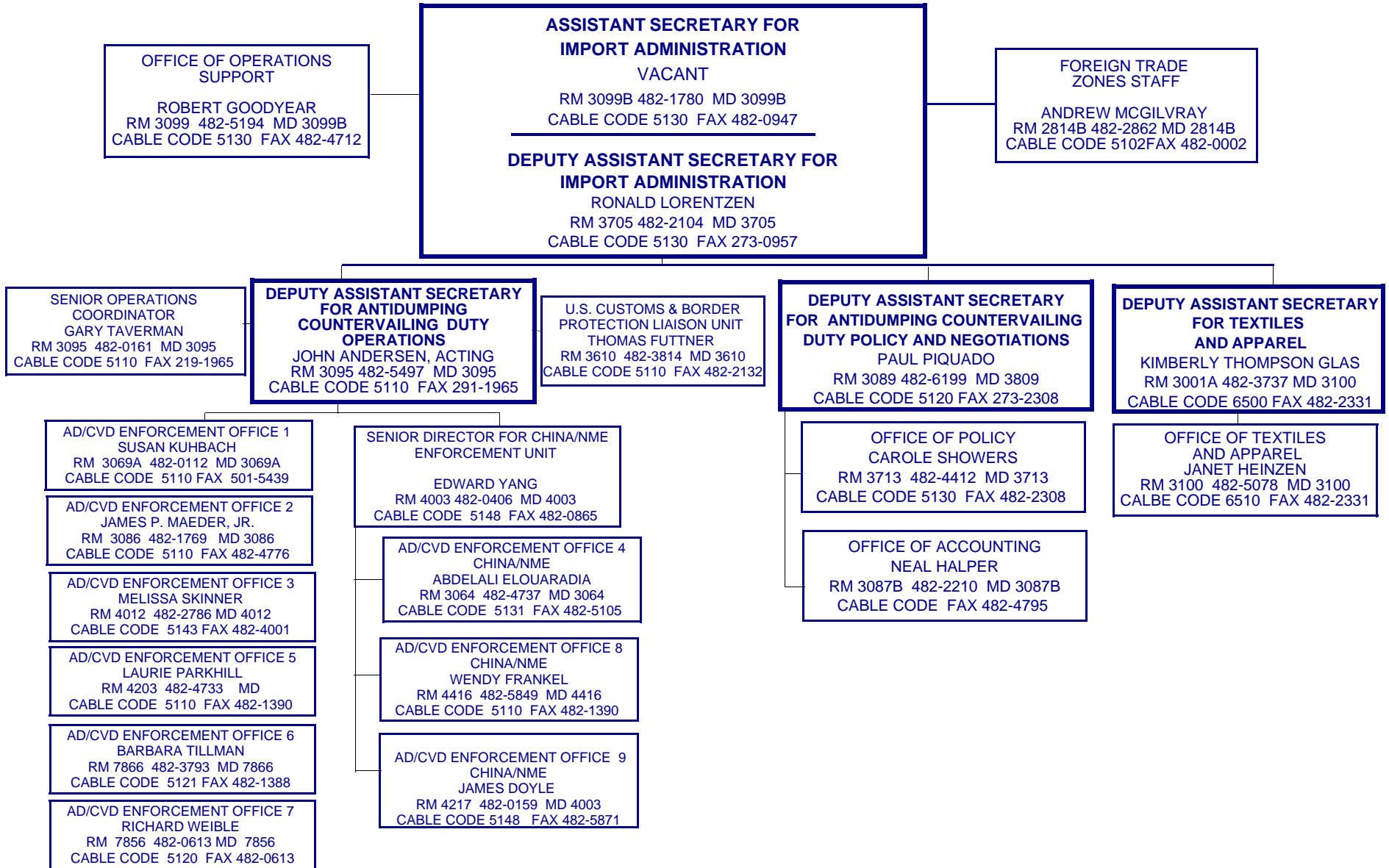
<sup>(1)</sup> This presumption is derived from the fact that R&D subsidies frequently benefit future production.

<sup>(2)</sup> In such a case, the subsidy is non-recurring.

EXPENSED SUBSIDIES	SUBSIDIES ALLOCATED OVER TIME
	EQUITY INFUSIONS
	LONG-TERM LOAN BENEFITS (benefits exist over life on loan)
	FORGIVENESS/ASSUMPTION OF LONG-TERM DEBT (including principal and interest)
SHORT-TERM LOAN BENEFITS	
EXPORT REBATES	
SUBSIDIES BELOW MINIMUM THRESHOLD SIZE (1 % of sales for any individual subsidy)	

## 資料 2

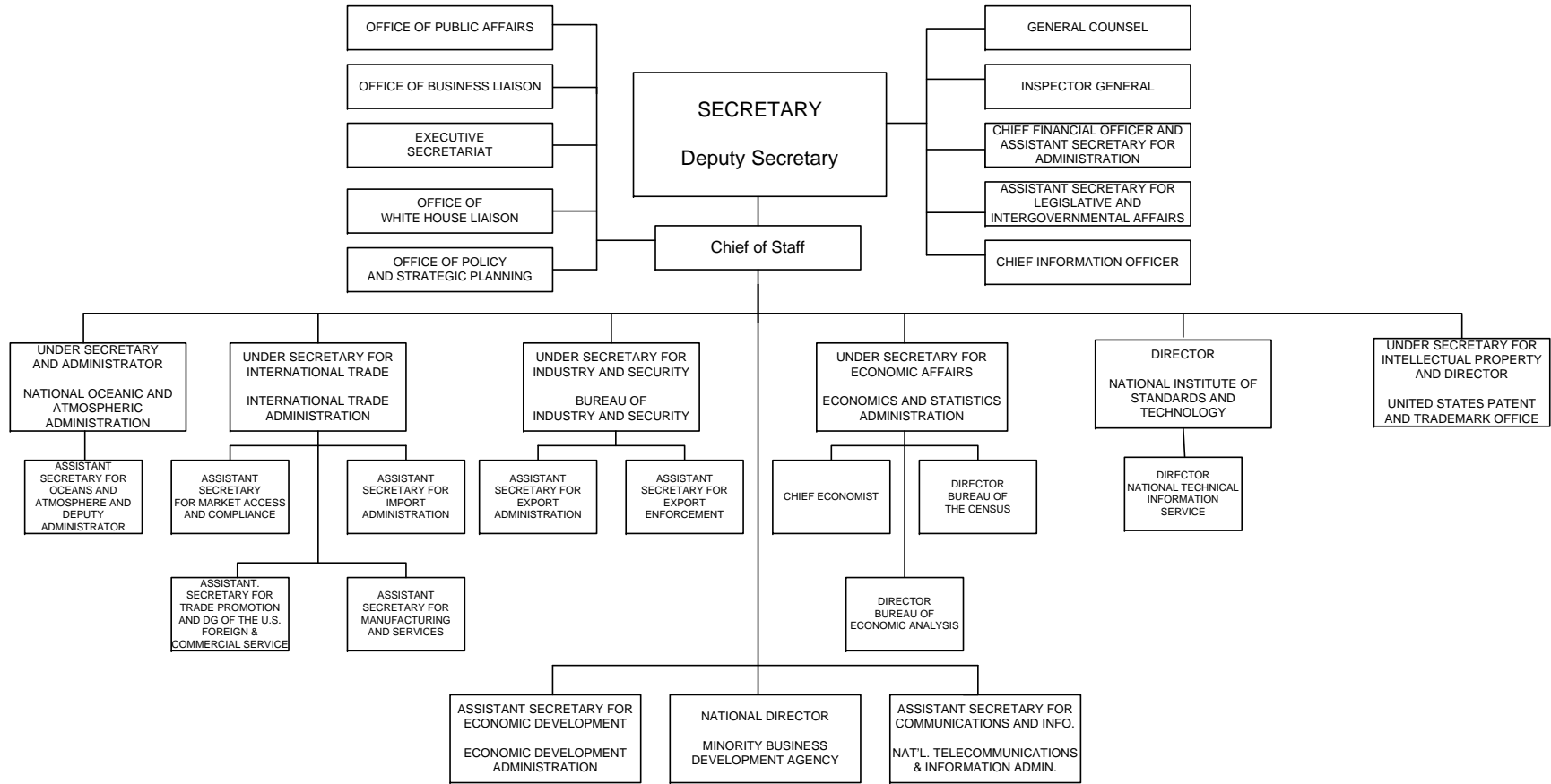
# IMPORT ADMINISTRATION



MARCH 2010

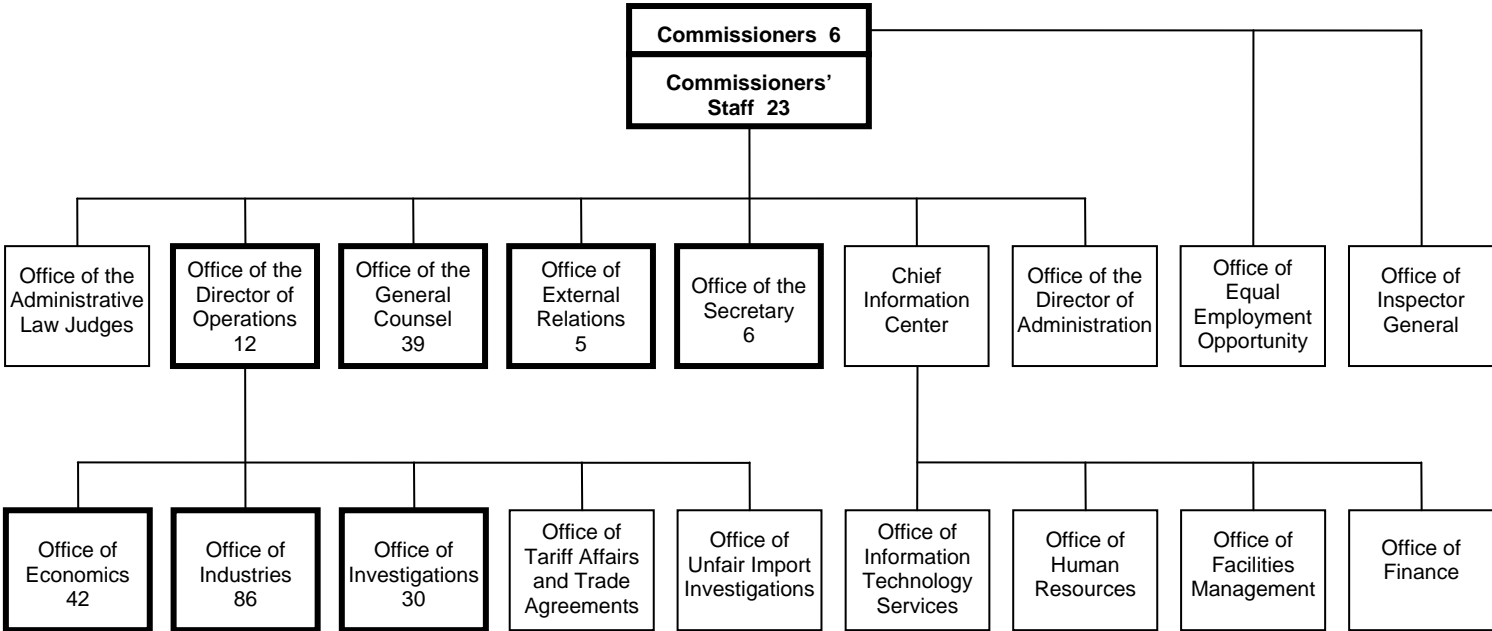
## 資料 3

# U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE



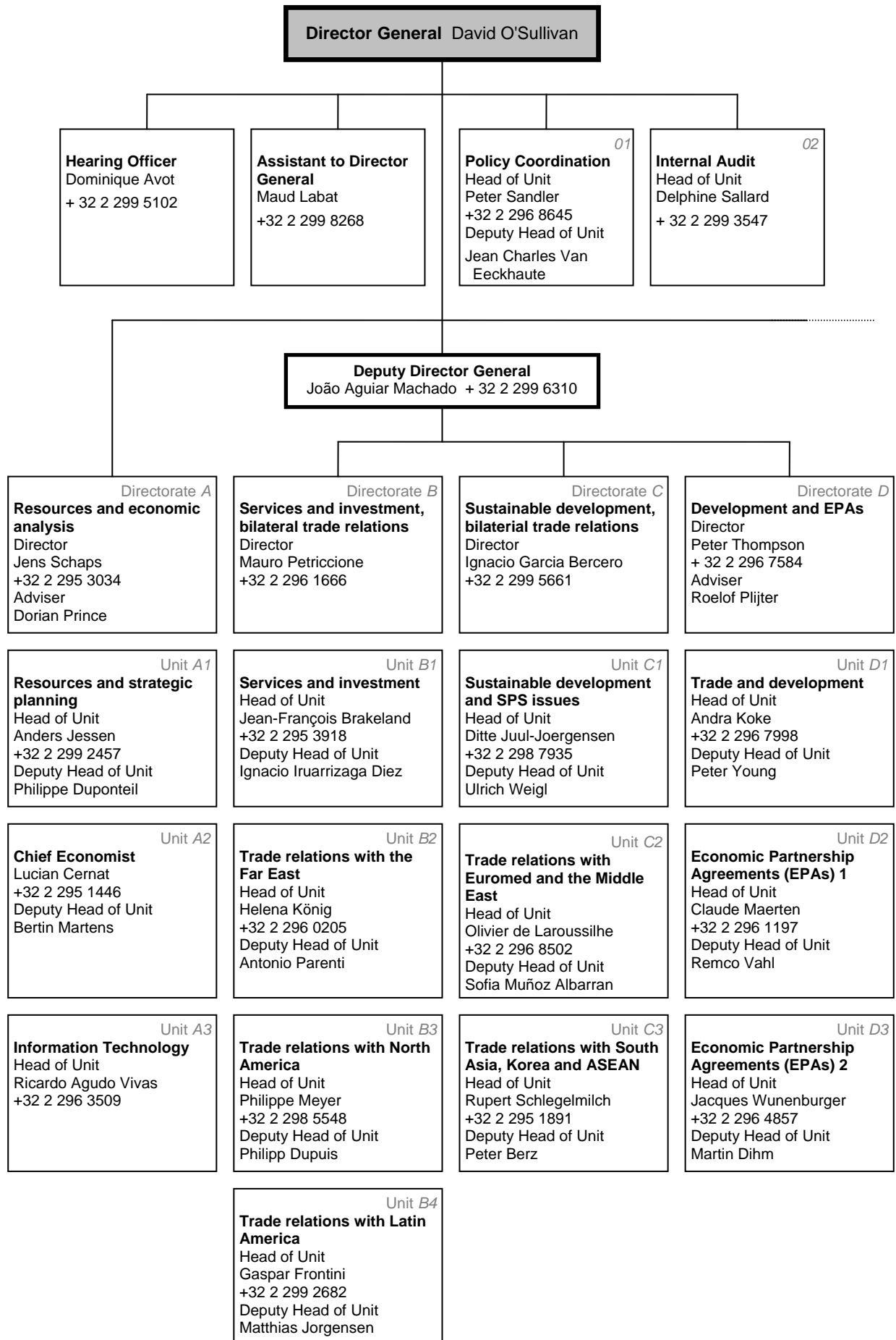
## 資料 4

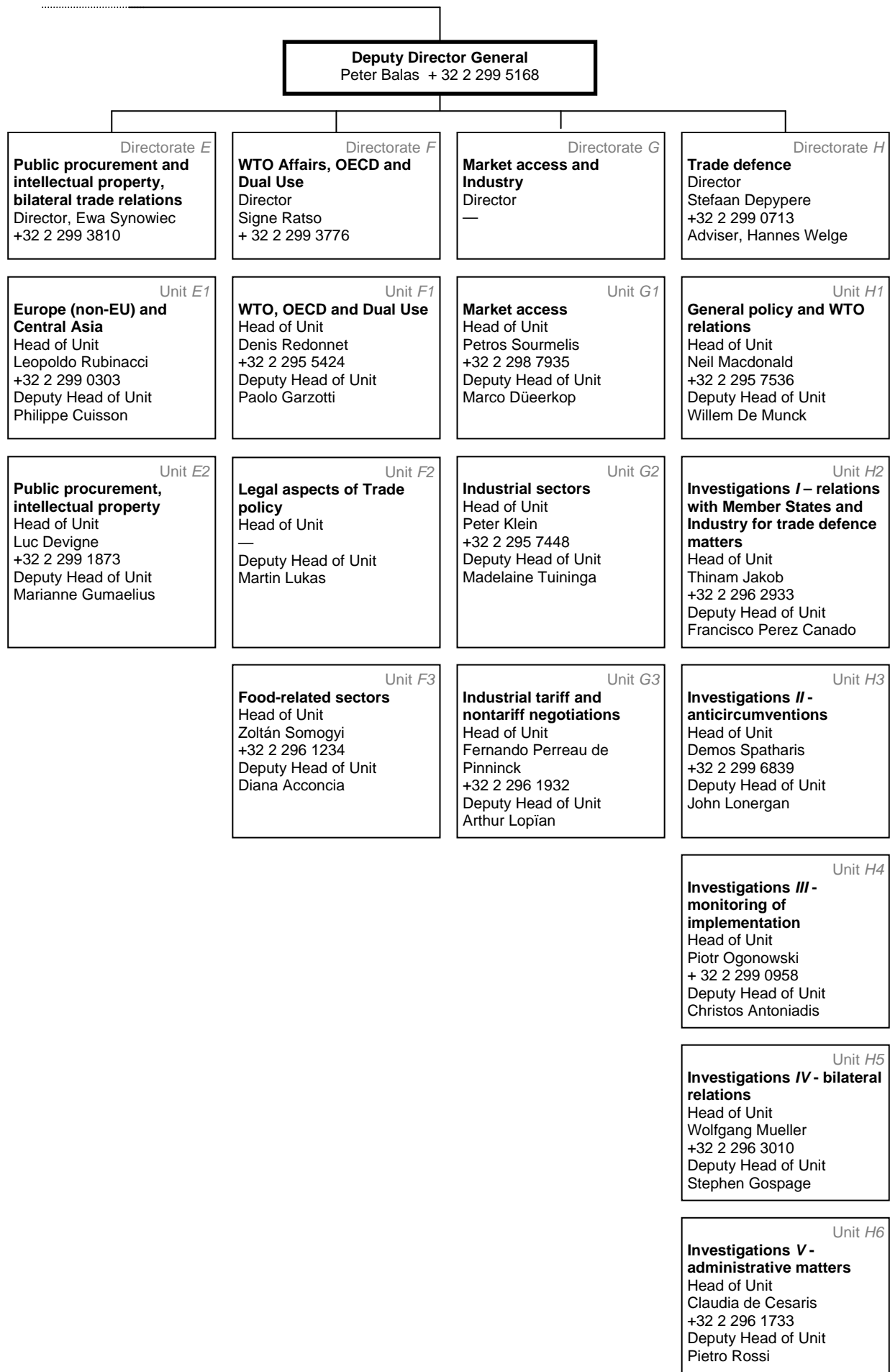
# U.S. International Trade Commission - Organization



Source: USITC Year in Review: FY 2008 (December 2008)

# 資料 5





## 資料 6

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

○グラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令(二五二)

### 〔省 令〕

○工業標準化法第十九条第一項及び第二十五条第一項に規定する指定認定機関を指定する省令の一部を改正する省令(経済産業八〇)

### 〔告 示〕

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件(総務六四四)  
○戸籍法第一百七十七条の二第一項の規定による指定に関する件(法務三三三)  
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件の一部を改正する件(同三二四)  
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件(同三二五、三二六)

○日本国に帰化を許可する件(同三三七)

○大韓民国産DRAMに係る関稅定率法第七条第六項に規定する調査開始の件(財務三五二)

○健康保険組合の解散を認可した件(厚生労働三二二)

○健康保険組合の合併を認可した件(同三三三)

○健康保険組合の名称を変更した件(同三三四)

○健康保険組合の従たる事務所を廃止した件(同三一五)

○健康保険組合の事務所所在地を変更した件(同三一六)

○手延べ干しめんについての生産行程管理者の認定の技術的基準を定める件(農林水産一四六八)

○手延べ干しめんについての小分け業者の認定の技術的基準を定める件(同一四六九)

○手延べ干しめんを生産行程についての検査方法を定める件(同一四七〇)

○飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件(同一四七一)

○乾めん類についての製造業者の認定の技術的基準の一部を改正する件(同一四七二)

○乾めん類についての登録格付機関又は登録外国格付機関となるための登録基準の一部を改正する件(同一四七三)

○地すべり防止区域を追加指定する件(同四七四)

○中小企業信用保険法第二条第三項第一号の事業者を指定する件(経済産業二六三)

○運輸審議会件名表に登録された件(国土交通八三九)

○土地区画整理事業の關係図書を縦覧に供する件(同八四〇)

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、平成十六年度から砂防設備工事を施行する件(同八四一)

○平成十六年度から砂防設備工事を施行する件(同八四二)

○平成八年建設省告示第千八百号の一部を改正する件(同八四三)

○平成六年建設省告示第千六百三十六号の一部を改正する件(同八四四)

○平成十五年国土交通省告示第千八百号の一部を改正する件(同八四五)

○検査対象外軽自動車の型式を認定した件(同八四六)

○指定装置の指定製作者等の住所を変更した件(同八四七)

○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件(同八四八)

○国民保養温泉地の地域を変更する件(環境四九)

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

宮内庁 法務省 財務省 文部科学省  
環境省 最高裁判所

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

### 勞 働

船員の最低賃金改正決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示  
(関東船員地方労働委員会公示一)

### 〔公 告〕

#### 諸事項

#### 官庁

有権者申出方關係

#### 裁判所

相続、公示催告、除権判決、破産、免責、特別清算、会社更生、再生關係

#### 特殊法人等

厚生年金基金清算終了・清算人退任、公立学校共済組合定款の一部変更關係

#### 会社その他

会社決算公告

本日公布された法令の「あらし」は、次のページに掲載されています。

- 住所 名古屋港区小磯4丁目541番地  
白俊明 昭和42年3月27日生
- 住所 愛知県安城市安城町道上38番地3  
桂敬哲 昭和43年9月13日生
- 住所 名古屋昭和区向山町2丁目23番地3  
車房雄 昭和17年12月8日生
- 住所 名古屋昭和区向山町2丁目23番地3  
朴清子 昭和20年8月10日生
- 住所 愛知県安城市榎前町南西山12番地7  
金重年 昭和12年2月8日生
- 住所 愛知県豊田市大岩町字反茂4番地61  
曹秀子 昭和27年3月25日生
- 住所 愛知県豊田市大岩町字反茂4番地61  
朴幸光 昭和48年1月11日生
- 住所 東京都昭島市松原町5丁目8番8-105号  
朴洋徳 昭和51年5月29日生
- 住所 愛知県一宮市八幡5丁目1番99-705号  
姜利徳 昭和50年1月4日生
- 住所 名古屋守山区城土町385番地  
金和枝 昭和35年10月8日生
- 住所 山口市大字朝田1980番地20  
植野哲 昭和39年5月24日生
- 住所 愛知県豊田市大岩町字反茂4番地61  
陳良壽 昭和42年10月6日生
- 住所 愛知県豊田市大岩町字反茂4番地61  
崔智恵 平成13年9月12日生
- 住所 愛知県豊田市大岩町字反茂4番地61  
崔智恵 平成14年10月30日生
- 住所 北九州市八幡西区千代ヶ崎3丁目11番20-404号  
李孝一 昭和24年7月24日生
- 住所 北九州市八幡西区千代ヶ崎3丁目11番20-404号  
曹信子 昭和28年9月25日生
- 住所 北九州市八幡西区太平1丁目1番14号  
李裕子 昭和52年3月20日生
- 住所 北九州市小倉南区嘉原1丁目4番23号  
李鈔嘉 昭和57年12月6日生
- 住所 北九州市八幡西区則松4丁目19番26-202号  
李香燕 昭和53年12月8日生
- 住所 和歌山県和歌山市五筋目10番地  
林正徳 昭和35年5月21日生
- 住所 和歌山県和歌山市五筋目10番地  
李文子 昭和38年1月5日生
- 住所 和歌山県和歌山市五筋目10番地  
林聖也 平成10年11月10日生
- 住所 和歌山県和歌山市五筋目10番地  
林聖理奈 平成12年3月21日生
- 住所 三重県桑名市大字小泉4番地6  
股善深 昭和50年5月13日生
- 住所 和歌山県御坊市藤田町吉田305番地2  
李光成 昭和53年6月25日生
- 住所 広島市安佐南区西原7丁目5番20-506号  
文藏 昭和44年8月30日生
- 住所 福岡県遠賀郡岡垣町大字吉木1944番地6  
申敬 昭和38年7月4日生

- 住所 大分県中津市大字伊藤田2578番地1  
陳正美 昭和55年2月11日生
- 住所 宮崎県日向市善原町2丁目55番地1  
姜忠植 昭和33年12月19日生
- 住所 白明 昭和35年9月1日生
- 住所 姜忠大 平成4年11月21日生
- 住所 姜周作 平成7年8月27日生
- 住所 大阪府西淀川区花川2丁目13番5号  
崔美苗 昭和35年5月28日生
- 住所 大阪府鶴見区今津南3丁目5番8号  
安實子 昭和58年8月4日生
- 住所 大阪府生野区新今里1丁目9番19号  
金道賢 昭和49年8月17日生
- 住所 大韓民国産物DRAMに係る関税定率法(明治四十二年法律第五十四号)第七條第六項に規定する調査を怠つたこと及び、相殺関税に関する政令(平成六年政令第四百十五号)第五條の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成十六年八月四日  
財務大臣 谷垣 禎一

名称	住所
エルピーダメモ リ株式会社	東京都中央区八重洲二丁目二番一号
マイクロンジャ パン株式会社	兵庫県西脇市平野町三〇二番地二

- 一 相殺関税を課することを求めた者(申請者)の名称及び住所
- 二 調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
- 三 品名 DRAM(ダイナミックランダムアクセスメモリー(記憶保持動作を必要とする随時書き込み及び読み出しが可能な半導体記憶素子))
- 四 銘柄、型式及び特徴 供給国において供給者により前工程が行われたDRAMウエハ、DRAMダイ、パッケージされたDRAM及びDRAMモジュール等。入出力形式集積度又はパッケージ若しくは組立ての形式は、問わない。商品の名称及び分類について統一システム(HS)の品目表第八五四・二一・一及び第八四七三・三〇号に分類される。主として、エレクトロニクス製品の記憶装置に用いられる。
- 五 調査に係る貨物の供給者及び供給国  
供給者 Hynix Semiconductor Inc.  
供給国 大韓民国
- 六 調査を開始する年月日 平成十六年八月四日
- 七 調査の対象となる期間  
調査の対象となる期間  
調査の対象を受けた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 平成十五年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで
- 八 補助金の交付を受けた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで
- 九 調査の対象となる事項の概要  
補助金の交付を受けた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項  
イ 次号(二)に掲げる措置の補助金該当性及び特定性  
ロ 相殺措置の対象となる補助金の額  
ハ その他補助金の交付を受けた調査対象貨物の輸入の事実の有無の認定に参考となるべき事項  
ニ 補助金の交付を受けた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項  
イ 補助金の交付を受けた調査対象貨物の輸入量  
ロ 補助金の交付を受けた調査対象貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響  
ハ 補助金の交付を受けた調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響  
ニ その他補助金の交付を受けた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に参考となるべき事項  
七 申請者の主張の概要  
申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情  
申請者二社は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の生産者であり、二社の平成十五年度における同種の貨物の国内総生産高に占めるシェアは五十%を上回る。
- 八 相殺措置の対象となる補助金の交付の事実  
供給者は、大韓民国の公的機関、大韓民国政府の委託又は指示を受けた民間銀行等により行われた次に掲げる資金面での貢献を受け、これにより利益を受けていることから、補助金の交付を受けている。これらは、供給者一社のために行われたこと又は輸出が行われることを条件とするものであったこと等から特定性を有しており、相殺措置の対象となる補助金を構成する(これらの補助金は、国内補助金と輸出補助金に分けられるが、国内補助金に当たるものの供給者の売上総額に対する割合と、輸出補助金に当たるものの供給者の輸出売上総額に対する割合の合計(補助金マージン)は八十六・八四%となる。)  
イ 二〇〇〇年十二月及び二〇〇一年一月のシンジケートローン  
ロ 二〇〇〇年十二月以降の引受荷渡為替手形による貸付及びこれに対する韓国輸出保険公社による保証  
ハ 二〇〇一年一月以降の韓国産業銀行債権プログラムによる社債引受  
ニ 二〇〇一年五月の救済措置(転換社債の買取、新規貸付、債務の弁済期延長を含む。)  
ホ 二〇〇一年十月の救済措置(債務免除、債務の株式への転換、新規貸付、債務の弁済期延長、利払いの減額又は免除、引受荷渡為替手形貸付の長期貸付への転換を含む。)
- 九 二〇〇二年十二月の救済措置(債務の株式への転換、債務の弁済期延長、利払債務の長期貸付への転換を含む。)  
補助金の交付を受けた貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実  
イ 調査対象貨物の輸入量の増加に伴い、同貨物の本邦における売上シェアが増加しており、特に二〇〇三年にその傾向が顕著である。他方、本邦生産者の売上シェアは、年々低下している。  
ロ 調査対象貨物の国内販売価格は、申請者の同種の国内生産貨物の国内販売価格を相当程度下回っており、これに伴い申請者の国内販売価格も低下してきている。  
ハ この結果、本邦の産業において生産及び販売の数量の停滞、在庫の増加、収益の悪化等が生じている。

八 相殺関税に関する政令第七号第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、同令第八条第一項の規定による証拠等の閲覧、同令第九条第一項の規定による意見の表明並びに同令第十条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれ

の期限  
 (一) 証拠の提出及び証言についての期限 平成十六年十一月四日  
 (二) 証拠等の閲覧についての期限 調査終了の日  
 (三) 意見の表明についての期限 平成十六年十一月六日

○厚生労働省告示第三百十二号  
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第二十八条の規定により告示する。

- 1 健康保険組合の名称 福岡県石油業健康保険組合
- 2 事務所所在地 福岡県福岡市博多区下呉服町一番十五号
- 3 設立事業所の名称及び所在地 福岡県石油協同組合 福岡県福岡市 外八十一事業所
- 4 解散の認可の年月日 平成十六年四月二十三日

○厚生労働省告示第三百十三号  
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二十三条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の合併を認可したので、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第二十六条の規定により告示する。

- 1 平成十六年八月四日 厚生労働大臣 坂口 力
- 1 合併後消滅する健康保険組合
  - (一) 健康保険組合の名称 せとうち銀行健康保険組合
  - (二) 事務所所在地 広島県呉市本通二丁目三番七号
  - (三) 設立事業所の名称及び所在地 株式会社せとうち銀行 広島県呉市 外二事業所
- 2 合併後存続する健康保険組合
  - (一) 健康保険組合の名称 広島総合銀行健康保険組合
  - (二) 事務所所在地 広島県広島市中区胡町一番二十四号
  - (三) 設立事業所の名称及び所在地 株式会社広島総合銀行 広島県広島市 外九事業所
- 3 合併の認可の年月日 平成十六年四月二十三日

- 2 合併後消滅する健康保険組合
  - (一) 健康保険組合の名称 立山アルミ健康保険組合
  - (二) 事務所所在地 富山県高岡市早川五百五十番地
  - (三) 設立事業所の名称及び所在地 立山アルミニウム工業株式会社 富山県高岡市 外二事業所
- 2 合併後存続する健康保険組合
  - (一) 健康保険組合の名称 三協アルミ健康保険組合
  - (二) 事務所所在地 富山県高岡市早川七十番地
  - (三) 設立事業所の名称及び所在地 三協アルミニウム工業株式会社 富山県高岡市 外十二事業所
- 3 合併の認可の年月日 平成十六年五月二十日

- 2 合併後消滅する健康保険組合
  - (一) 健康保険組合の名称 富山県高岡市早川七十番地
  - (二) 設立事業所の名称及び所在地 三協アルミニウム工業株式会社 富山県高岡市 外十二事業所
- 2 合併後存続する健康保険組合
  - (一) 健康保険組合の名称 三協アルミ健康保険組合
  - (二) 事務所所在地 富山県高岡市早川七十番地
  - (三) 設立事業所の名称及び所在地 三協アルミニウム工業株式会社 富山県高岡市 外十二事業所
- 3 合併の認可の年月日 平成十六年五月二十日

- 2 合併後消滅する健康保険組合
  - (一) 健康保険組合の名称 立山アルミ健康保険組合
  - (二) 事務所所在地 富山県高岡市早川五百五十番地
  - (三) 設立事業所の名称及び所在地 立山アルミニウム工業株式会社 富山県高岡市 外二事業所
- 2 合併後存続する健康保険組合
  - (一) 健康保険組合の名称 三協アルミ健康保険組合
  - (二) 事務所所在地 富山県高岡市早川七十番地
  - (三) 設立事業所の名称及び所在地 三協アルミニウム工業株式会社 富山県高岡市 外十二事業所
- 3 合併の認可の年月日 平成十六年五月二十日

(四) 情報の提供についての期限 平成十六年十一月六日  
 なお、これらの手続のほか、供給国の政府及び企業並びに本邦企業の実態調査(現地調査を含む)を行う予定である。

九 その他参考となるべき事項  
 (一) 証拠の提出及び証言又は意見の表明の宛先 東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課  
 (二) その他 日本語以外の言語による証拠の提出及び証言又は意見の表明を行う場合には、日本語の翻訳文を添付するものとする。

○厚生労働省告示第三百十四号  
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもつて同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第二条第二項の規定により告示する。

平成十六年八月四日 厚生労働大臣 坂口 力

健康保険組合名 事務所区分 変更前の所在地 変更後の所在地 変更年月日

井筒屋健康保険 主たる事務所 福岡県北九州市小倉北区馬場一丁目三番九号 船場町一番一号 平成十六年三月一日

日刊工業新聞社 主たる事務所 東京都千代田区九段北一丁目八番十号 東京都中央区日本橋小網町十四番地一 平成十六年三月十五日

甲信越しんきん 従たる事務所 山梨県甲府市丸の内二丁目十七番六号 山梨県甲府市中央一丁目十二番三十六号 平成十六年三月十五日

千葉県医療健康 主たる事務所 千葉県千葉市中央区千葉港七番一七号 千葉県千葉市中央区千葉港七番一七号 平成十六年三月二十九日

日本エアシステム健康保険組合 変更新の名称 日本航空ジャパン健康保険組合 平成十六年四月一日

帝人健康保険組合 変更新の名称 帝人グループ健康保険組合 平成十六年四月一日

三協アルミ健康保険組合 変更新の名称 もみじ銀行健康保険組合 平成十六年五月一日

三協・立山健康保険組合 変更新の名称 三協・立山健康保険組合 平成十六年六月一日

○厚生労働省告示第三百十五号  
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の中欄に掲げる場所における従たる事務所を同表の下欄に掲げる日をもつて廃止することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第二条第二項の規定により告示する。

平成十六年八月四日 厚生労働大臣 坂口 力

印刷製本包装機械健康保険 京都府京都市下京区油小路通下魚の棚下の油小路 平成十六年四月一日

健康保険組合名 事務所区分 変更前の所在地 変更後の所在地 変更年月日

健康保険組合 事務所区分 変更前の所在地 変更後の所在地 変更年月日

## 資料 7

# 相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン

(最終改正 平成16年3月31日)

財務省  
厚生労働省  
農林水産省  
経済産業省  
国土交通省

## 1. ガイドラインの性格

相殺関税及び不当廉売関税に関する制度の運用については、関税及び貿易に関する一般協定、補助金・相殺措置協定、ダンピング防止協定及び国内関係法令に定められているところによるが、このガイドラインは、これらを補完し、制度の円滑な運営に資するために制定するものである。なお、各協定の適用に当たっては、国際的に確立された各協定の解釈を考慮する。

## 2. 定義

このガイドラインにおいて、「補助金・相殺措置協定」、「ダンピング防止協定」、「法」、「不当廉売関税政令」又は「相殺関税政令」とは、それぞれ「補助金及び相殺措置に関する協定」、「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」、「関税率法（明治43年法律第54号）」、「不当廉売関税に関する政令（平成6年政令第416号）」又は「相殺関税に関する政令（平成6年政令第415号）」をいう。

## 3. 中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（不当廉売関税政令第2条第3項、第10条の2第1項、第2項、第3項、第4項）

(1) 不当廉売関税政令第2条第3項の規定において中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）を原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている「中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」には、以下の事実が含まれるものとする。

- 一 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（中華人民共和国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。四において同じ。）の重大な介入がない事実
- 二 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
- 三 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
- 四 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
- 五 その他「中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」について財務大臣が適当と認めるものであって、調査開始時に生産者に通知するもの

(2) 中華人民共和国が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書第15節(d)の規定により、不当廉売関税政令第2条第3項及び第10

五 回答が得られ抽出されなかった輸出国の供給者に対して、サンプリングの対象とならなかった旨通知するとともに、当該者が調査を受けたい旨申し出た場合には、原則として抽出された者と同様に個別に調査を行う。

(3) サンプリングを行う場合には、次の点に留意する。

- 一 原則として日本への輸出量が多い生産者20者程度を抽出し、抽出された者の輸出量の合計が輸出量全体の概ね50%を占めることを確保する。
- 二 調査対象国が複数存在する場合は、それぞれの国から抽出されることを確保する。
- 三 調査対象貨物に複数の品種が存在する場合は、抽出された者の輸出する品種が全ての品種を含むことを可能な限り確保する。

### 13. 相殺関税の対象となる補助金の額の算定方法(補助金・相殺措置協定14)

(1) 基本的考え方

代表的な補助金の額の算定方法に関する基本的な考え方は以下のとおりとする。ただし、各補助金の算定方法については、個別の調査において、その性質・条件等を十分に踏まえ、適切な決定を行うこととする。

#### 一 贈与

##### 補助金額

贈与による補助金額は、当該輸出国政府(注)から当該企業が受領した贈与額とする。内国税の減免税等も贈与として取り扱うこととし、その場合の補助金額は、当該企業が減免された税等の額とする。

(注)「当該輸出国政府」には次のものを含む(以下同じ。)

##### イ 当該輸出国内の公的機関

ロ 通常当該輸出国政府に属する資金的貢献を遂行すること、又は、当該輸出国政府が通常とる措置と実質上異なるものをとることを当該輸出国政府から委託又は指示された民間団体

##### 補助金の受領時期

贈与の場合には、当該企業が贈与を受領した時点で補助金が受領されたものとする。

#### 二 債務免除

##### 補助金額

債務免除による補助金額は、当該輸出国政府が当該企業に対し免除した元本又は利息のいずれか一方又は双方の額とする。

##### 補助金の受領時期

債務免除の場合には、元本又は利息のいずれか一方又は双方が免除された時点で補助金が受領されたものとする。

#### 三 出資

##### 補助金額

イ 当該輸出国政府による出資が、当該国内の民間投資者の出資に関する通常の慣行(危険資本の提供に関するものを含む。)と適合しない状況(同様の出資条件では通常の民間投資者は出資しないと考えられるなど。)で行われる場合には、

利益をもたらすものと見なす。その場合の出資による補助金額は、当該輸出国政府及び民間投資者による同様の出資条件のもとでのそれぞれの出資額の差額とする。

- 当該輸出国政府による出資と比較できる民間投資者による適当な出資が存在しない場合、当該出資により当該政府が合理的な投資収益を合理的な期間内に回収できる状況であったか等を検討の上で妥当な補助金額を決定する。

補助金の受領時期

出資の場合には、当該企業が出資を受けた時点で補助金が受領されたものとする。

#### 四 貸付け

補助金額

- イ 当該輸出国政府による貸付けを受けている企業が当該貸付けに対して支払う額と当該企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差が存在する場合には、利益をもたらすものと見なす。その場合の貸付けによる補助金額は、当該輸出国政府による貸付け及び当該商業的貸付けそれぞれに対して支払う額の差額とする。

- 当該輸出国政府による貸付けと比較できる当該企業への商業的貸付けが存在しない場合、比較のために適切と考えられる当該国内で行われている商業的貸付け等を検討の上で妥当な補助金額を決定する。

補助金の受領時期

貸付けの場合には、当該企業が当該輸出国政府による貸付けを受けなかったとしたならば、同等の商業的貸付けに関する支払いを行わなければならなかったと推定される時点で補助金が受領されたものとする。

#### 五 債務保証

補助金額

当該輸出国政府による債務保証を受けている企業が当該保証を受けている貸付けに対して支払う額と当該企業が政府による保証なしに同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差が存在する場合には、利益をもたらすものと見なす。その場合の債務保証による補助金額は、当該輸出国政府による保証を受けている貸付け及び当該商業的貸付けそれぞれに対して支払う額の差額とする。

補助金の受領時期

債務保証の場合には、当該企業が当該輸出国政府による債務保証がなかったとしたならば、同等の商業的貸付けに関する支払いを行わなければならなかったと推定される時点で補助金が受領されたものとする。

#### 六 物品・役務の提供又は物品の購入

補助金額

- イ 当該輸出国政府による当該提供が妥当な対価よりも少ない額の対価で行われ、又は当該購入について妥当な対価よりも多い額の対価が支払われる場合には、利益をもたらすものと見なす。その場合の物品・役務の提供又は物品の購入による補助金額は、それぞれの額の差額とする。

ロ 対価の妥当性は、当該提供又は購入が行われる当該輸出国における関係する物品又は役務について市場の一般的状況（価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他の購入又は販売の条件を含む。）を考慮の上、適切に決定される。

#### 補助金の受領時期

物品・役務の提供又は物品の購入の場合には、当該輸出国政府による当該提供又は購入に対して当該企業又は当該輸出国政府が支払いを行った、又は支払いがなかったときには、支払いを行うべきであったと推定される時点で補助金が受領されたものとする。

### （２）補助金額算定にともなう調整

補助金額の算定を行う際には、以下の調整を行う。

#### 一 経費の控除

補助金の申請に要する経費、補助金を相殺するための輸出税等は、補助金額から控除される。

#### 二 補助金額の配分

補助金の交付を受けた年を起算年として、複数年にわたり当該補助金による利益が継続していると考えられる場合には、妥当な期間に当該補助金額を配分することとする。この場合には、当該利益から生じる利息を加算する。

当該配分の必要性については、各補助金の性質・条件等を検討の上、個別に決定される。

### 14．仮決定後の対応（法第7条第10項、法第8条第9項）

仮決定後の対応については、次のとおりとする。

一 仮決定において、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実又は不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、暫定措置をとることができる。

二 仮決定において、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実又は不当廉売された貨物の輸入の事実が推定に至らないが、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定される場合には、調査の継続を検討する。

三 仮決定において、補助金の交付を受け又は不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定に至らない場合には、調査の終了を検討する。

### 15．約束

#### （１）約束の受諾の要件（法第7条第9項前段、第15項前段、第21項、第25項、第28項、法第8条第8項前段、第14項前段、第24項、第28項、第31項）

約束（法第7条第9項前段（同条第15項前段、第21項及び第25項において準用し、並びに同条第21項の規定を同条第28項において準用する場合を含む。）又は法第8条第8項前段（同条第14項前段、第24項及び第28項において準用し、並びに同条第24項の規定を同条第31項において準用する場合を含む。））に規定する約束をいう。本項、第3項及び第4項において同じ。）は、次の各号に定める事項のいずれもが規定されてい

この冊子は紙へリサイクル可能です